國譯一切經

大東出版社藏版

LIBRARY
JUN 0 1 1995
UNIVERSITY OF TORONTO

CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

毗曇部 二十八

赤沼智善譯

目次

阿毘達磨順正理論（八十卷中自卷第十九至卷第三十八）……〔四六〇——九一六〕……（本丁）（頭頁）一

卷の第十九……〔四六〇——四八四〕……一

〔辯差別品第二の十一〕……一

卷の第二十……〔四八五——五一〇〕……二六

〔辯差別品第二の十二〕……二六

第二節　四緣の作用……二八

第三節　法と緣との關係……三一

第四節　附論世間は一因より生ぜず……三四

第五節　大種と所造との相互關係……三五

第六節　等無間緣としての心心所相互の關係……三九

第七節　二十心……四三

第八節　聖道の出入……四六

第九節　十二心の中に於ける相互關係……四八

卷の第二十一……〔五一一——五三二〕……五一

〔辯緣起品第三の一〕……五二

本論第三　世間及び世界……五三

第一章 世間 …… 五二
第一節 三界 …… 五二
第二節 五趣 …… 六四

巻の第二十二 ……〔五三三――五五七〕…… 七四

〔辯縁起品第三の二〕 …… 七四
第三節 七識住 …… 七四
第四節 九有情居 …… 八五
第五節 四識住 …… 八九
第六節 四生 …… 九四
附論 化生は死して遺る所なし …… 九七

巻の第二十三 ……〔五五八――六〇五〕…… 九九

〔辯縁起品第三の三〕 …… 九九
第七節 中有 …… 九九
第八節 中有論の根據 …… 一〇六

巻の第二十四 …… 一二三

〔辯縁起品の第三の四〕 …… 一二三
第九節 中有の形狀 …… 一三一
第十節 中有の九門分別 …… 一三四
第十一節 四種の入胎 …… 一四〇

卷の第二十五 ……〔六〇六——六二七〕……一四七
〔辯緣起品第三の五〕 ……一四七
第二章　十二因緣 ……一四七
第一節　三世兩重の因果 ……一四七
第二節　十二支の體 ……一五九
卷の第二十六 ……〔六二八——六四八〕……一六八
〔辯緣起品第三の六〕 ……一六八
卷の第二十七 ……〔六四九——六六九〕……一九〇
〔辯緣起品第三の七〕 ……一九〇
第三節　四種の緣起と佛陀の聖意 ……一九八
第四節　何故に十二因緣は唯有情のみに關して說くか ……二〇九
卷の第二十八 ……〔六七〇——六九二〕……二一一
〔辯緣起品第三の八〕 ……二一一
第五節　十二因緣の略攝 ……二一一
第六節　十二因緣の輪的相關關係 ……二一三
第七節　無明に就きて ……二二〇
卷の第二十九 ……〔六九三——七一八〕……二三四

〔辯縁起品第三の九〕……二三四
第八節　名色に就きて……二三四
第九節　觸に就きて……二四二
第十節　受に就きて……二五〇
第十一節　惑業事としての十二因縁の喩説……二五八
卷の第三十……〔七一九——七四〇〕……二六〇
〔辯縁起品第三の十〕……二六〇
第三章　有情に關する種々の問題……二六〇
第一節　四有と其の染不染及び其の三界に關する關係……二六〇
第二節　有情の住、四食……二六一
第三節　有情の沒……二七五
第四節　有情世間の生住設に於ける三聚……二七九
卷の三十一……〔七四一——七六七〕……二八二
〔辯縁起品第三の十一〕……二八二
第四章　器世間（世界）……二八二
第一節　三界の根本——三輪……二八二
第二節　九山……二八二
第三節　八海……二八四
第四節　四大洲……二八五

第五節　贍部洲の山河……………………………二八七
第六節　地　獄……………………………二八七
第七節　日と月……………………………二九四
第八節　天器及ひ諸天……………………………二九六
第九節　千世界……………………………三〇三
第十節　有情の身量……………………………三〇四
第十一節　有情の壽量……………………………三〇五
卷の第三十二……………………………〔七六八——七九二〕……………………………三〇九
〔辯緣起品第三の十二〕……………………………三〇九
第五章　有情物器世間の變化及び運命……………………………三〇九
第一節　變化の基礎（色及び時の量）……………………………三〇九
第二節　劫及ひ四劫……………………………三一四
第三節　諸佛菩薩……………………………三一八
第四節　劫初の有情と國王の協立……………………………三一七
第五節　劫滅時の大小の三災……………………………三二八
卷の第三十三……………………………〔七九三——八一三〕……………………………三三四
〔辯業品第四の一〕……………………………三三四
本論第四　業品……………………………三三四
第一章　業……………………………三三四

第一節　業論總說……三三四
第二節　身語二業の自性……三四三
第三節　身語の表業……三四四
卷の第三十四……〔八一四――八三二〕……三五五
〔辯業品第四の二〕……三五五
卷の第三十五……〔八三三――八五三〕……三七四
〔辯業品第四の三〕……三七四
第四節　無表業……三七四
第五節　業と大種……三九〇
第六節　表無表の類及びその大種……三九一
卷の第三十六……〔八五四――八七五〕……三九五
〔辯業品第四の四〕……三九五
第七節　表無表の性界地……三九五
第八節　三性の根據……三九七
第九節　二種の等起……四〇〇
第十節　三種の無表……四〇五
第十一節　律　儀……四〇五
第十二節　表無表の成就……四一七
卷の第三十七……〔八七六――八九四〕……四一七

〔辯業品第四の五〕……四一七
第十三節　得戒の緣……四一七
第十四節　受戒に際しての戒の持續に對する要期……四一八
第十五節　近住律儀……四二一

卷の第三十八〔八九五―九一六〕……四三六
〔辯業品第四の六〕……四三六
第十六節　近事の五戒……四三六

◇　◇

索　引……卷　末

〔阿毘達磨順正理論〕卷の第十九

〔辯差別品第二の十一〕

[一]因緣を辯じ已れり。等無間緣は、何法を性と爲すや。後に非ざる已生の心心所法なり。謂はく、[二]阿羅漢の最後の心心所を除いて、諸法の已生の心心所は、一切皆な是れ等無間緣なり。未來と無爲の法を簡ばんが爲めの故に、已生の言を說く。諸色と不相應とを簡ばんが爲めの故に、心心所と說く。何が故に、等無間緣は、唯、心心所のみなるや。此れと等無間緣とは、義相應なるが故に。此の緣より生ずる法は、[三]等にして而も無間なり。此の義に依りて、等無間の名を立つ。謂はく、一相續にして、必ず同類の二法の俱生すること無し。故に說いて等と名く。此の緣は果に對して、同類の法の中間を隔と爲すこと無きが故に、無間と名く。若し此の果の無間に續生するを、無間と名くと說かば、無想等を出づる心等を、前に望めば應に無間に非ざるべし。或は等法の中間に於て起ること無きを、等無間と名く。是の二の中間に、等法の生ずる義あることを得べきなし。或は前の俱生の心心所品等、無間の後品の與に緣と爲る、唯、類の同じきのみ、等無間と名くるに非ず。唯、同類のみの相續と執すれば、唯、心心所の一一の自類の前は能く後の等無間緣と爲るを言ひ、是くの如きは便ち本論の所說に違す。說の如くんば、「云何が心等無間の法なるや。謂はく、「心の無間に餘の心心所法乃至、廣說」と。理亦、違あり。謂はく、有尋伺の三摩地の無間に或は無尋伺の三摩地の現前す。彼の尋伺は、應に等無間緣の性に非ざるべし。及び無尋伺の三摩地の無間に或は有尋伺の三摩地現前す。彼の尋伺は、應に等無間緣なくして起るべし。彼れ言はく、「心心所は等無間の生なりと雖も、然も刹那無間に必ず起るに非ず。無想有情天より歿する時の如き、五百劫前に久しく滅じたる心心所、今の心心所の爲に、等無間緣と爲り、及び二定を出づる心心所法は、入の心心

【一】此の段は、等無間緣に就きて詳述す。

【二】阿羅漢云云。阿羅漢が特に無餘涅槃に入らんとする最後刹那の心心所は、後の心心所の緣に非ざるが故に除く。

【三】等にして云云。前念の心心所の體の一なるに隨ひ、所起の心心所も亦、その體一にして、二者相等しきが故に等と言ひ、前後法の間に餘法の間入するなき點に於て無間と言ふ。

所を以て、等無間緣と爲す。是の等無間の生は、刹那無間に非ず。此れも亦、應に爾るべし。彼れは久しく滅じたる有尋有伺、無尋無伺の三摩地法の、今、自類の等無間緣と爲ること有るが故に、前の所說の如き過失無し」と。彼の言は理に非ず。過去は現の等無間緣と爲ることは、理成ぜざるが故に。若し正滅位に已に後時の心心所法を取るを等無間と爲せば、豈、便ち等無間の法は亦時分間隔して方に生ずることあるを成せずや。誰か定因を作つて無間に起らず、要ず、餘の分位間隔して方に生ずるや。然るに無想天と二無心定とは、時分を隔てゝ當に定を起つべき因有り、是れ則ち汝の宗の餘の有心位の心心所法は、應に一切皆な能く後の等無間緣と爲るに非ざるべし。若し汝、「此れは阿羅漢の後の心心所の如く、設ひ後の等無間緣と爲らずとも、何の過あるや」と謂はゞ、亦理に應ぜず。彼の後の無間に心心所法は、永く生ぜざるが故に。此の後の無間の心心所法は、當に生ずべきこと有るべし。中に於て亦、等類の間を爲すこと無し。何ぞ緣の體に非ざるや。

又、此の心品の無間の所生は、復何の緣を以て、等無間に非ざるや。然も能く後の餘の心心所を必ず起る可からしむ容き有るを等無間緣と名く。彼の阿羅漢の後の心心所は、後に起るべきこと無きが故に、此の例に非ず。有漏定に於ては、理、且らく前の如し。無漏定の中、當に更に徵斥すべし。謂はく、若し有尋伺定に依止して、而も正性離生に證入することを得て、期心を起さず、復上果を得て、後に無漏の無尋伺定に入れば、前の所依の定は、復、現前せず。彼の前の定は、應に等無間緣の性に非ざるべし。或は若し第二靜慮に依止し、乃至、第四靜慮に依止して、正性離生に證入することを得て、期心を起さず、阿羅漢を得て、後に無漏の初靜慮等に入れば、彼の後の定は、應に等無間緣なくして起るべし。同類相續を執するものゝ宗の必ず當生の有尋伺定有るに非ざるが故に、及び、已滅の無尋伺定ある(に非ざる)が故に、又、此れ何ぞ勞して更に深く徵斥せんや。且らく初無漏の心等は、應に生ぜざるべし。等無間緣を能取と爲すこと無きが故に。旣に爾らば解脫は、

畢竟じて應に無なるべし。「豈、同類因の取ることなくして而も無漏の初心等の生有るが如くならずや。是くの如く、等無間緣の取ることなしと雖も、何ぞ無漏の初心等の亦、生ずることを妨げんや。」此の例は等しきに非ず。緣は必ず具するが故に。謂はく、此れは同類因の取ること無しと雖も、餘の因あるが故に、定んで因緣あり。初無漏の心、及び心所法は、所緣あるが故に。餘の一切の心心所法の如く、定んで四緣より生ず。同類を執する宗は、二事皆闕く。此の心心所、如何にして生ずるを得んや。極成の心心所法有るに非ず。三緣より起るを同喩と爲すべし。是の故に併脫は、畢竟じて應に無なるべし。「若し爾らば、唯、應に此の心心所の生は、異類の等無間緣に由るべし。同類因無くして、唯、異類より牽起するが如し。」此れも亦理に非ず。種子の理の故に、同類因を立つ。有漏は應に無漏の種と爲るべからざるが故に、此れは同類因に等無間緣ありと許すに非ず。開避の理に由りて、同類と異類と、皆な此の能あり。處を與ふると生を牽くとの力に別なきが故に。諸の心心所は、其の所應に隨ひて、同類も異類も、皆な能く引起し、皆な能く等無間緣を作すと許すこと、教、及び理に於て、並に違失なし。無想等の喩と法とは、同じからず、謂はく、不相應なり。心心所に非ざるが故に、等無間緣と作ること能はず。沒、及び出の時の心心所法は、還彼の生、及び入の時の心心所法を用つて、此の緣と爲し起るべし。餘の有心位の刹那刹那の等無間緣は、曾つて暫くも闕くこと無し。何ぞ勞して隔越を以て、等無間緣と爲さんや。夫れ等無間緣とは、謂はく、與處牽起なり。異類の心等は與處牽起の義同じきも、等無間緣に非ずとは斯れ何の理有るや。又、應に貪等の等無間緣は無間に、唯、貪等の煩惱を生ずべし。則ち善心等は、生ずることを得べきこと無し。是くの如く信等の等無間緣は無間に、唯、應に信等を生ずべし。則ち染心等の生ずることを得べきこと無し。是等の難によりて、便ち唯、同類の相續を執ずる者の論を善く伏すと爲す。何が故に、一身の心心所法は、同類の二體俱生すること有ること無きや。等無間緣に第二なきが故に。

復何に緣るが故に、第二の等無間緣あること無きや。一一の有情は、各、唯、一心相續し轉ずるが故に。復、何に緣るが故に、諸の有情は、各、唯、一心相續して轉ずるを知るや。心は餘境に於て、正しく馳散する時、餘境の中に於て、審知せざるが故に、又、心定に在りて一境を專らにする時、餘境の散心は、必ず生ぜざるが故に。又、現に能く心を調伏すること有るが故に。謂はく、若し二心の倶生ありと許さば、誰れが復多を障へて倶起せざらしむるや。是れ則ち應に多心の並生あるべし。一に一心あり、尙ほ調伏し難し。況んや一に二あり、或は一に多あるをや。旣に現に能く心を調伏すること有り、故に、一身の內に一心の相續し生ずることを知る。又、若し一身に多心並起せば、境は各別と爲んや、共相應と爲んや、若し共相應なれば、一境、一相、差別なきが故に、倶起は唐捐あり。若し境各別なれば、則ち應に染淨、善惡倶生し、便ち解脫なかるべし。旣に此の失なきが故に、一有情は、唯、一心有りて相續して轉ず。復至敎ありて、一有情に、唯、一心有りて相續して轉ずるを證す。謂はく、契經に說かく『樂受を受くる時、彼れ爾の時に於て、二受倶に滅す』と。

又、契經に說かく『心を獨行と爲す。』と。復、云何が識等の生は、等無間緣を藉らずして有ること無きを知るや。阿笈摩、及び正理に由るが故に。阿笈摩とは、契經に言ふが如し『及び彼の能生の作意正しく起る』と。正理に由るとは、現見するに、覺慧は定んで覺慧を先と爲して生ずるに由るが故に。若し此れと異ならば、何の理が能く本有情なくして、今の時、欻ち起るを遮するや、諸の阿羅漢の最後の心心所は、何に緣るが故に、等無間緣に非ずと說くや。是れは有法を生ずること能はざる性の故に、卽ち是れは後果を牽くこと能はざる義なり。此れは復何が故に、果を牽くの能なきや。爾の時に於て、餘緣闕くを以ての故に。「若し爾らば、但、餘緣闕くに由るが故に、後識生ぜず。此れは能く後果を牽く用ありと許せば、此れ何の咎あるや。」此れ應に許すべからず。若し能

牽を許せば、則ち應に能く取果と與果とを具すべし。餘の有心位の等無間緣は、此の二の功能を具するに非ざること無きが故に。「豈、餘緣闕くを以ての故に、二能を具せざるにあらずや。是れ則ち應に言ふべし、餘緣闕くが故に、果を牽くこと能はずと。」此れに由るが故に、是れ有法を生ずる能はざる性の故にと說く。因の義、極成す。或は復能く牽き能く等無間の心心所の處を與ふるを等無間緣と名く。謂はく、正滅の時の心心所法が能く牽き能く正生位に在る等無間の法に處を與ふるを等無間緣と名く。諸の阿羅漢の最後の心等は、正滅の時に於て、正生の等無間の法有ること無きが故に、等無間緣と說くべからず。「若し爾らば、無想、及び二定の前の心心所法は、正滅位、正生位の中に於て、等無間の心心所法なし。沒と出の位に望むるに、諸の心心所は、應に等無間緣と說くべからざるべし。」斯の過失なし。沒と出の心等は、定んで當生なるが故に、生と入との心等は、正滅位に於て、即ち能く彼の等無間緣と爲る。不相應が中間に隔を爲すことに由りて、沒と出の心等、即ち生ずることを得ず。彼れ若し生ずる時は、等無間と名くるが故に、此れは等無間緣と說くべし。或は此れの滅する時、彼れは未だ起らず、中間に隔越すと雖も、此の等無間緣の力の所取と爲すに由るが故に、義は已に等無間の生と說くべし。

有餘釋して言はく、「餘心等此れに續いて起ること無きが故に、諸の阿羅漢の最後の心心所は、等無間緣に非ず。然も此の心は、更に後念の識の續生すること無きが故に、意に非ざるの失あるに非ず。意根を立つるは所顯に依るを以ての故に。然るに最後心は所依の義あり、餘緣を闕くが故に、後識生ぜず。等無間緣の作用の所顯なり。若し法を此の緣取つて果と爲し已れば彼の法、無間に必ず定んで當に生ずべし」と。彼の所說の因は、都て理に應ぜず。若し餘緣を闕くが故に、後識生ぜざれば、則ち唯、餘緣を具すれば、後識は應に起るべし。既に是くの如くならず。應に此の心は、餘緣を闕くに由りて、此の緣の用なく、此の緣なきが故に、後識生ぜずと說くべし。何ぞ乃ち餘心

等此れに續いて生ずることなきが故に、此れ緣體に非ずと說いて言ふや。若し「最後心も亦、能く果を取る、唯、餘緣を闕くが故に、後識生ぜず。是くの如きの所依を意界と名くることを得」と謂はゞ、亦應に是れは等無間緣と說くべし。等無間緣の作用の所顯なればなり。此れ既に作用あり。餘何ぞ續生せざるや。此れに由りて彼れは應に更に餘の理を說くべし。故に、前の二釋は、無過の因と爲す。

[四]何が故に、未來の心心所法に、全く等無間緣を立つと許さゞるや。等無間緣は、前後の所顯にして、未來に無きが故に、此の緣を立てず。謂はく、前の已生の心心所法は、能く次後の正生位に在る心心所等の等無間緣と爲る。未來に於ては已に決定して前後の安立あるに非ず。[五]設し有りと許せば、正しく加行を修すること、則ち唐捐と爲らん。若し法、先に此に於て無間に立てば、此の法の無間に、彼れ定んで生ずるが故に。若しは是の執を作す「善心の無間に、善・染・無記の三心を具有し、生は、必ず正加行等を待つ。種より灰芽等の生あるが如し。和合緣を待つて、生ずることを得るが故に正加行を修するの功は、唐捐ならず。」此の救は情に隨ひて、未だ能く難を遣らず。生の決定の故に、此の緣を建立す。若し三心の中、隨有の一種、善心の無間に決定して生ずれば、正加行を修することは、則ち唐捐と爲る。若し三種の心、善心の無間に、定んで生ずるに非ざれば、則ち此の緣なし。定んで生ぜざれば、等無間と名くるに非ず。是の故に、未來在に等無間緣なし。「若し未來に定んで前後あり、[六]世第一の苦忍等に於けるが如し」と執ずれば、彼れは何の緣に據りて、定んで前後を說くや。未來法の前後は、成ずべきに非ず。謂はく、[七]未來の世第一法は、苦法忍に於て、前後を說くべきに非ず。彼れは、本、唯、一世の攝なるを以ての故に。夫れ前後の義は、歷世方に成ず。世第一法は已生位に至れる苦法智忍を、方に名けて後と爲すが故に、前後の義は、未來に於て無し。等無間緣は、此れに由りて非有なり。又、設ひ未來に定んで前後あるも亦、等無間緣を立

【四】此の段より以下に於ては、未來法に等無間緣を立てざることに對する種々の疑問と、それが解答を記せるものなり。

【五】設し云云。若し未來世に等無間緣ありとすれば、一切法の生起は、すべて豫定されることであるから、極端なる運命論となり、何らの加行を修する必要なきこととなるなり。

【六】世第一云云。即ち修行の經過を見るに、世第一法よりは、必ず見道初無漏の苦法智忍を生ずと定まり居るが、これは等無間緣の未來有を表はせるものならずやとの難意なり。

【七】未來云云。世第一法と苦法智忍の關係は、時間的に前後の關係ありと說くものではなく、その義理上に、繫屬前後の關係ありと說くものなり。

つべからず。芽等の生は、種等に屬するが如きの故に、前後ありと雖も、此の緣なし。若し此の法の生、彼の法に繫屬すれば、要ず彼れ起り已りて、此れ乃ち生ずることを得。故に等無間緣は、唯、生じ已りて方に立つ。「若し爾らば、未來世には、應に異熟因なかるべし。此の因果は、定んで前後あるに由る。然るに未來は前後あるに非ざるが故に。」斯の過失なし。定んで前後ありと雖も、[八]之れに約して此の因を立てざるが故に。謂はく、異熟因は、定んで前後ありと雖も、而も前後に約して異熟因を立てず。若し爾らば、如何が此の因果を立つるや。謂はく、是くの如きの業因は、是くの如きの異熟を感ず。此の相は亦未來にも在りと說くべきが故に、未來に於ても亦、安立すべし。然れば法性に約して、預め未來を說くなり、此の因前に生じ、此の果後に起ると。因の已生位に果の後の義成ず。爾の時、方に眞實の前後と名く。未生位に實の前後あるに非ず。諸因の未來有を說くべくんば、彼の因は世に歷るを待たずして立つ。俱有因、相應因等の如し。「豈、俱有因は、[九]中世を待つて立てずや。」此の責は理に非ず。義を了せざるが故に。俱時に有なるを以ての故に、俱有因と名く。是れ更互に相望して因果と爲る義あり。「若し未來世に等無間緣なければ、如何が世尊は未來の因果を知るや。契經に說くが如し。『若し能く吾身の馱都八分中の一を供養すれば、當に十三劫、惡趣に墮せず、人天を往還し、諸の妙樂を受くべし』と。」是くの如き等の說は、其の數、寔に多し。是くの如きは、一切智境に[一〇]儔するに非ず。一切智は、能く測量して、其の眞實を知るべきに非ず。世尊の說くが如し。『諸佛の德用、諸佛の境界は、不可思議なり』と。故に應に責むべからず。

　有餘師の說かく。「過去世の如く佛は未來に於ても現に知見轉ず。謂はく、佛は有情の因果を知らんと欲す。然も現在世は時分短促なるが故に、多く過去と未來を觀察す。佛世尊は、後際を知らんと欲して、先づ前際を觀じ、然る後能く知るに非ず。佛世尊の如きは、更に所待なし。過去の境智、現前するに由るが故に。過去世の有情の身中に於て、業果の相應を能く善く通達す。此の法の無間

【八】之れとは時間的なる前後關係の意なり。

【九】中世。現在世をいふ。

【一〇】儔するとは、同類同等なるとの意なり。

に、此の法已生すと。是くの知く、先に前際を觀ずることを待たず。未來の境智、現前するに由るが故に。未來世の有情の身中に於て、業果の相應を能く定んで現見す。此の法の無間に此の法、當生すと。

復有餘師は、是くの如きの說を作す。「有情の身の內、現に未來の因果の先相有り。猶し影像の如し。或は色、或は心不相應行なり。佛は唯、此れを觀じて便ち未來を知る。要ず現に靜慮に遊んで、通慧するに非ず。然も彼れに於て、相を占ふが故に知るに非ず。未來に於て、現に證見するを以ての故に。相を占ひて知るに非ず。能く所占に於て、現前に證見し、分明に記別するなり。佛は、是くの如き[一]爾焰の稠林に於て、理に因る所あり。方に能く無礙の觀察勝方便智を現起す。佛は自ら一切智者と稱するに非ず。便ち色等の現の境界の中に於て、眼等の識は、先に領受するに於て、唯、意識を用ひて常に現に了知するに非ず。又、眼等の識は、聲等の境に於て、理として方便して互に作業せしむること無し。

[二]何に緣りて一切の色は等無間緣に非ざるや。等無間の義と相應せざるが故に。等法の俱生して隔を爲すこと無きに非ざるが故に、此れには等無間緣あること無し。謂はく、[三]一身の中、一の長養色あり。相續して斷ぜざるに、復、第二の長養色の生ずること有りて、相ひ違害せず。一食等の所長養の色の相續して斷ぜず、復、食等の所長養の色の相續して生ずること有るが如し。又、一類の異熟生の色の相續して斷ぜざる有り。復、一類の異熟生の色の相續して生ずること有り。又、一の四大種の所生の造色、同類の多の極微と俱時に起るが故に、等無間緣を立つべからず。或は法の現前に等しくして、而も無間なる彼の法を、等無間緣と立つべし。謂はく、現行の心、若しは此の所繫、或は非所繫の俱行の受等、此れと皆な同じきが故に、名けて等と爲す。心受等の同一類の法の二體、俱生すること無きが故に、無間と名く。色法は爾らず。謂はく、一心の時に、欲界繫、及び

【一】爾焰の稠林。爾焰は Jñeyaṃ の音譯にて所知の義なり。稠林は密林の義にて解り難きことを意味す。卽ち解り難き所知法の義なり。

【二】何に緣りて云云。これより以下、色法の等無間緣にあらざることを論ず。

【三】一身の中云云。俱舍論七、一左。世友の說としてこの說を出す。この意味は食後に眠る場合又は入定する場合、食の所長養の色と睡眠又は定の所長養の色と並び生ずるといふことなり。

色界繫の二色の並生すること有り。或は欲界繫、及び不繫の色の倶時に起るが故に、色に等無間緣あること無し。

上座は、此の中、妄りに是の詰を作す。「若し一類の色、相續して斷せず、復、一類ありて相續して生ず。此に由るが故に、等無間に非ざれば、何に緣つて彼の不共の無明相應品中に貪等ありて起るや」と。此は應に彼の上座を反詰して言ふべし。不共の無明相應の心品は、何に緣りて貪等有りて倶生するを得るや。不共無明相續して未だ斷ぜざれば、定んで貪等の倶時に起る義なし。然るに貪等は、不共無明と倶時に起ると說くは、但、寡學の門人を誘誑し、已れの善く對法の宗義に通ずることを顯はさんが爲めなり。本論、及び諸の聖言に、曾つて此の理なし。又、彼れの詰る所の意は、何の顯はす所ぞ。二種の長養の眼根の相の差別なきが如く、彼の貪等と不共無明の相も亦、異なきことを例すと爲んや。貪等と不共の無明と共の相の異あるが如く、彼の二種の長養の眼根の相も亦、差別あるを例すと爲んや。縱し此の意あらば、應に所詰を陳ぶべし。此の義の中に於て、何の勝利を得るや。豈、此れに由るが故に、便ち受等・貪等・信等をして、此の緣の義なからしむるや。故に彼れの所詰は、言有りて理なし。

[一四]有餘は復言はく、「色法の生滅は少多、定なきが故に、此の緣に非ず。謂はく、或は有る時には、多より少を生ず。稻稈の大聚を燒きて灰と爲し、充大の身より瘦小に轉生するが如し。或る時は、復、少より多を生ずること有り。細種の[一五]諾瞿陀樹の根・莖・枝・葉の漸次に增榮し、幹を聳かし條を抽んで陰を垂れ遠く覆ひ、羯剌藍等の大身に轉生するが如し。故に色は定んで等無間緣の義なし。豈、心所の無間に生ずる時も亦、少多の品類の等しきに非ざるもの有るにあらずや。謂はく、[一六]善・不善・無記心の中の[一七]有尋有伺三摩地等は、此れ[一八]異類に於て、實に少多あり。然るに自類の中、非等の義なし。謂はく、少受の無間に多を生じ。或は復、多より無間に少を生ずること無し。想等も亦、

【一四】有餘とは、倶舍論七、一左（大德の說として出す）。
【一五】諾瞿陀樹（Nyagrodha）又尼瞿陀、尼拘盧陀等と記す。枝より根を下生する榕樹のことなり。
【一六】善不善云云。善心の無間に無記心の生ずる時、前念の善心に十大地法と十善地法との二十の心所生じ、後念の無記心は唯、十二あり。若し無記心の無間に不善心の起るときには前念の無記の十二心より後念の不善の心所生ず。
【一七】有尋云云。前念の有尋有伺の初靜慮より、後念の無尋唯伺の中間靜慮に入り、それより無尋無伺の第二靜慮に入る時の如し。
【一八】異類とは體の異りたる心所のことにして、これを望め合はすと、四十六心所は皆な異類なるが故に、これが前後には少多の相違あるも、同類の中にありては、例へば前念に僅かの受（感情）なりしものが、その受を緣として後念に多くの受を生ずると言ふが如きはなきなり。

爾なり。非等の失なし。故に心心所の生滅の體は均し、之れに依りて等無間の義を立つべし。

然るに彼の上座は、自門の人に對して、此の義の中に於て、妄りに詰る所あり。謂はく、「色も亦、心心所と同じく、自類の一一各差別するが故に。諸界の和合聚の中に於て、無量の色ありと雖も、而も彼の種類を展轉相望するに、各差別あり」と。是くの如きの所詰は、但虛言あり。既に現前に同類の色ありと許す。則ち同類の色の並起の義成ず。各、殊あるを現に同類と名くるに非ず。然も諸聚を展轉相望するに、種類に別ありと許す。則ち別聚の內、多の色體有りて同類の義成ず。又、若し多の微も同じく一具の大種に因りて起る所なり。上座は、此の中、如何が種類に各異なると執すべきや。又、胡麻、諸の豆麥等を見るに、一種の體より多果の生ずる有り。多果を相望するに、其の類は是れ一なり。如何が此の類に殊ありと執すべきや。又、彼れ自ら言はく、「同類の色有りて多體和合す」と。何ぞ反つて微を爲すや。謂く彼の上座は、自ら諸色の等無間緣を遮し、同類同聚の多色有りて俱時に起ると言ふ。心受等は、同類俱生するに非ざるが故に、諸色は、定んで等無間緣の義なし。又、彼の言ふ所の「色、非色は差別ありと雖も、而も等しく同類因等を遮せざるが如く、是くの如く、彼の法も亦、應に等しく等無間緣を作すべし」とは、上座の此の徵は極めて雜亂と爲す。既に爾らば、亦應に諸色は所緣ありと計すべし。又、俱に等無間緣にして、其の中に於て色あり、非色ありと許す所の如く、是くの如く應に俱に同類因等にして、其の中に此の緣と此の緣に非ざると有りと許すべし。今、此の中に於て、假りに彼の執を許し、義に別有るを顯はし、彼の所徵に酬ふ。然も實に諸の色法は、等無間緣と爲ると許すべからず。相、相應せざるが故に。若し諸の色法、等無間緣と相、相應すれば、法爾に應に立つべし。何ぞ同類因等を引例することを須ひんや。此の緣と彼の因と義各異なるが故に。若し諸の色法、等無間緣と相、不相應ならば、設ひ復、彼の同類因等を引くも、義に於て何の益ぞ。義に於て無益なるを、而も彼の因を引きて、此の緣に

例するは、但是れ上座、其の年、衰朽して虚の言を出すのみ。

有餘は復、言はく、「諸の色法は一類に相續し、此の處に生ずる時、若し餘色の來たりて、其の處を奪はゞ、餘處に移り往きて生ずるの義あるべきを以ての故に、前の色處を與へて方に生ずるに非ず。又、本の色聚相續して斷せず。其の邊に復同類の色有りて生ず。爾らずんば色聚は應に增長なかるべし。等無間緣は、終に此の理なきが故に、色に等無間緣を立てず。

譬喩論師は說かく、「諸の色法は、心々所法の如く、等無間緣あり。乳酪種華の酪酢芽果を生ずるを見るに心々所の如く、前滅して後生ず。故に知んぬ諸色は此の緣の義ありと。又、經に『唯、心心所のみ能く此の緣と爲る』と說くこと無きが故に、此の緣を定んで非色に立つるは、是れ虚妄の執なり」と。是くの如き義なし。諸緣の功能は無邊の差別あり。略して四と說くが故に。謂はく、諸法の生ずるは、多緣の合するを待つ。諸緣の功用の差別は無邊なり。然るに佛世尊は、略して說いて四と爲す。諸の乳等、羯刺藍等、形、依等の緣より、酪等、頞部曇等・影・識等の果を生ずるは、當に知るべし、因と增上緣に攝在す。何に緣るが故に、乳等の無間に酪等を生じ、前法は、後の等無間緣に非ざるを知るや。此れは已に先に說けり。先に何の說く所ぞ。謂はく、前に說いて言く、等無間の義と相應せざるが故に。現見するに心々所法の生の極成するは必ず等無間緣に繫屬す。所有の俱生は、皆な別の種類なり、諸の同種類は、必ず俱生せざるが故に、同類の俱は互に相違する法なり。要ず前念に滅して、後念に方に起るなり。處を與ふる方便に由つて等無間緣を立つ。一の四大種所生の同類の乳等の造色は、多の極微ありて俱時にして起るに、相ひ妨礙せず。此の相、等無間緣に乖越するが故に、酪等の生は、彼れに繫屬すと雖も、等無間緣を立つべからず。大種の相ひ生ずるも亦、此の釋に同じ。謂はく、同異、類、皆な俱生すべく、更互に相ひ妨礙せず。相ひ繼ぎで起ると雖も、此の緣に非ず。又、經に唯、心等を此の緣と爲すと說くこと無しと言ふは、

色に於も亦同じ。謂はく、經に諸色も亦、前は能く後の等無間緣と爲ること有りと言ふこと無し。故に譬喩師は、非理に諸色も亦、等無間緣ありと。横(よこさま)に執するなり。

又、譬喩師は、色に所緣緣ありと許すと爲んや、いなや。彼は說いて無と言ふ。豈、契經に明に此の義を證するもの有りや。經に說くこと無しと雖も、理は必ず應に然るべし。等無間緣は何ぞ爾りと許さゞるや。故に彼の具壽の、諸の發す所の言は、但(たゞ)己情を率き、眞の理教なし。

[一九] 不相應行は、何に緣りて、等無間緣を立てざるや。亂起を以ての故なり。謂はく、一身の中、善・惡・無記、及び三界繫・不繫・俱生す。毗婆沙の說かく、「心、及び心所は所依と所緣と行相に礙あり。斯れに由るが故に、等無間緣を立つ。色と不相應は、是くの如き事なきが故に、彼れに此の緣の體と爲ると立てざるなり」と。

上座は、此の中、已が學に於て、勤方便せざることを顯はして、謬つて是の言を作す。「此の說は都て理趣を證成することなし。唯、心等と色等と別なるを顯はすのみ」と。彼れの言ふ所を觀ずるに、未だ說意に閑(なら)はざるなり。理處を證成することは、この中に蘊在せり。謂はく、一の所依と所緣と行相は、定んで二識等しく並生すること有ること無し。故に必ず前の處を與ふるに由りて方に起る。若し前、礙を爲さば、後は生ずることを得ず。此れに由りて唯、心心所のみ、前は能く後の等無間緣と爲ることを證知す。「若し爾らば、命根は二俱起すること無し、何ぞ等無間緣に託すと許さゞるや。謂はく、此の命根は、識等の相の如きが故に、亦、應に等無間緣を立つべし。」此の例は然らず。命と生の體とは俱に先の行力の引起する所なるが故なり。謂はく、此の命根は、無間滅に非ず。命力の所引は、要ず是れ先位の所作の行業力の引生する所なり。「既に爾らば、命根は應に一念の頃に一切頓起し、一切同依なるべし。一念の行業力の所引なるが故に。先業所引の心心所法の起は、應に等無間緣を借らざるべし。」且らく諸の命根は、頓起の失なし。即ち業力の生決定に由

【一九】此の段は、不相應行法に等無間緣なきを論ず。

るが故に。因果法爾なり。一刹那の業は、多刹那の異熟を引きて起らしむ。又、無用の故に、命は頓生せず。謂はく、衆同分を任持せんが爲めの故に、命根を引いて起し、一命を相續して、能く任持するに足る。多は便ち用なし。心心所法は、先業引くと雖も、而も等無間緣を待たざるに非ず。諸の根境に託して、生ずることを得るが故なり。既に根境の和合に託するが故に生ず。設ひ多く並生するも亦、無用に非ざるも、然も第二の等無間緣なきが故に、同類の中、二倶起すること無し。又、心心所は、唯、先の業力のみの引生する所に非ず。異熟、及び餘雜亂して起るが故に。若し更に等無間緣に託せざれば、應に一刹那に多の倶起あるべし。謂はく、命根の體は、唯、是れ異熟なり。唯、先業力に由りて引生せらるゝなり。同類は、定んで次いで起ると言ふべし。心心所法は、是くの如きの事なし。異熟滅し已りて、等流生あり、等流の無間に、刹那の起あり、或は異熟を起す。定んで同類に非ざるが故に、心心所は異熟生ありと雖も、而も亦命根と等しと言ふべからず。是の故に唯、等しく常に無間に生ずるを、等無間と名く。此れが此れの與めに緣と爲るを以ての故に、等無間緣と說く、豈、極微は、一類相續して、前々滅し已りて、後々續生せざるや。自類を相望するに、等しくして無間なり。前の開避に由りて、後は方に起ることを得。相は等無間緣に乖越せず」此れの倶生せざるは用なきに由るが故なり。等無間緣の力の故に然るに非ず。前の命根に准じて、理の如く應に釋すべし。然るに此れも亦、同類の倶生すること有り、故に應に此の緣の所攝と言ふべからず。

　又、若し、唯、開避にて此の緣を建立すれば、極微等も亦、此の緣の攝と說くべし。然るに開避に約し、及び牽生に據りて、此の緣の體を立つるなり。故に極微等は、前は後に避くと雖も、而も此の緣に非ず。心等の相ひ生ずるは、定、不定あり。故に亦、有力の牽生に據るを知る。一心の前後の相續するを現見するに、前は後に避くること、其の理は皆な同じと雖も、生、不生に定、不定

あり。且らく、生の定なるは、謂はく、世第一法の心の無間に、苦法智忍の心の決定して生ずることと有り。是くの如く乃至、金剛喩定心の無間に、盡智品の心の決定して生ずることあり。煩惱ある者は、定んで心の無間に、煩惱心生ず、是くの如く、一切の不生の定なるは、謂はく、染汚品の心の無間に、諸の無漏品の心は定んで不生なり。諸の無漏品の心の無間に、諸の染汚品の心は、定んで不生なり。一切の無學心の無間に、一切の有學心は、定んで不生なり。下地の煩惱心の無間に、上地の煩惱心は、定んで不生なり。一切の異熟心の無間に、諸の刹那品の心は、定んで不生なり。一切の刹那心の無間に、諸の異熟品の心は、定んで不生なり。是くの如く、一切の生の不定とは、謂はく、欲界の染心の無間に、自地の四種の心は、皆な可生なり。上地の煩惱心の無間に、下地の善品の心も亦、可生なり。是くの如く一切は、後に思擇する相生の義の中に於て、更に當に顯示すべし。此の所說に由りて、生と不生とに、定、不定あり。故に知んぬ、但開避に約して等無間緣を立つるに非ず、亦、果法を牽生する功用に據る。此の功用は、極微等に有るに非ざるが故に、彼れに等無間緣を立てず。『豈、心の一類の相續に於ても亦、是くの如き牽生の功用なきにあらずや。此の功用或は有り、或は無きに非ず。若し此の時なければ、後に應に有るに非ざるべし。諸の心心所は、自因の力の生なり。前の無間に滅するに、何の所作ありて、心等を獨り此の緣と爲し、色、不相應は、此の緣の體に非ずと計するや。』前の無間滅に所作あるとは、謂はく、諸の根境は、現に和合すと雖も、若し前が滅せざれば、後は必ず生ぜず。謂はく、一身の中、多緣合すと雖も、而も識等は、同類の並生すること無し。故に知んぬ、前心の無間滅の位に力ありて後心等を引きて生ぜしめ、色、不相應には、是くの如きの事なきが故に、彼れに等無間緣を立てず。

說くが如し。『云何が心等無間法なるや。謂はく、心の無間の餘の心心所法の已生、正生、及び無想定、乃至廣說。』此の已生の言は、過現世を攝し、正生の言は、未來の生時を攝す。『若し爾らば、

便ち應に第二念等の定、及び出定心は、心の等無間に非ざるべし。入心の無間に彼れ未だ生せざるが故に。」豈、彼の諸法の後に正生の時に、心の等無間と名けずや。故に此の失なし。「如何んが失なきや。彼の正生の時、前の入定心は久しく滅して過去なり。今時も亦、心の等無間と名くべからず。」斯の過失なし。中間に餘の等無間緣の間隔を爲すこと無きが故に。

有餘師の說かく、「彼の法は、遠なりと雖も、義は已に正生の時、等無間緣と爲ると說くべし。果として取られ已りて、必ず當に生ずべきが故に」と。若し爾らば見蘊中の文に違害す。彼に問うて言ふが如し。「若し法彼の法の與めに等無間ならば、或る時、此の法は彼れの與めに等無間に非ざるや。彼れ卽ち答ひて言はく、若し時に此の法、未だ已生に至らざれば、何の違害かあらんや。等無間は、定んで已生に至るを要す」と。此れは相違せず、兩釋の差別は、倶に攝受するが故に。若し時に此の法、未だ已生せざれば、此の法は、是れ何ぞ。前と爲んや、後と爲んや。世第一法の苦法智忍を生ずるが如し。世第一法の未だ已生に至らざる時、苦法智忍の與めに等無間と爲るに非ずと爲し、若し已生位に至れば、等無間と爲んや。苦法智忍の未だ已生に至らざる時、世第一法の與めに等無間と爲るに非ずと爲し、若し已生位に至れば、等無間と爲んや。若し前を執せば、有心位は爾るべし。無心位は如何ぞ。謂はく、無心定の入心の已生は、卽ち第二念等の定、及び出心の與めに等無間と爲るべからず。若し入定心已生位に至り、卽ち彼の諸法の與めに等無間と爲らば、等無間緣の果法として取らるゝは、必ず物の能く其の生を礙ふること有ること無し。則ち彼の一切は皆な應に頓起すべし。若し入心の後出心卽生ずれば、是れ則ち二定は、永く應に起らざるべし。若し後を執せば、苦法智忍の未だ已生ならざる時は、應に彼の世第一法の與めに等無間と爲らざるべし。然も必ず應に苦法智忍の正生に在る時、卽ち彼の世第一法の與めに等無間と爲ると名くと許すべし。此の中の一類は前執を許可す。然も見蘊の文は、有心位に約して等無間を說くが故に、前の失なし。

或は言はく、設ひ無心位に約して辯ずるも、此の失亦無し。謂はく、入定心は現在位に居して、頓に諸定、及び出心の果を取り、亦、最初の刹那の定果の滅して過去に入ると、後の諸定、及び出定心の一一の生ずる時とに隨つて與果にして非取なり。先に已に取るが故に。「豈、一切の等無間緣は、異時に取果と與果あること無きにあらずや」と。此の責は理に非ず。取果は必ず頓なるも、與果は漸あるが故に、失あること無し。但(たゞ)應に責めて言ふべし。同一の心果なるに何に緣りて、諸定、及び出定心は前後に生じて、俱時に起らざるや。正しく求むる所の者、理必ず前に生ず。謂はく、入定心は定を順求するが故に、心の無間に、定心前に生ず。若し爾らば、何に緣りて諸の刹那定は、前後して起るや。諸の刹那定は俱生は無用なるが故に、俱生せず。前の加行の勢力の所引に由るが故に、多念の定、長時に續生し、多の刹那定俱起するに非ず。一刹那定を用つて爲すこと能はざる所なるが故に、頓生せず。猶し識等の如し。然るに諸念定は、是れ等無間なるも、是れ等無間緣と說くべからず。若し法の前心に由りて、等しく引起し、同一の種類必ず俱生せず、生じ已りて復能く後を引きて起らしむるを、等無間及び等無間緣と名く。諸定は前心に由りて等引し、同一の種類、必ず俱生せずと雖も、然も其の生じ已りて後を引くこと能はず。等無間と名くべきも等無間緣に非ず。是の故に、設ひ無心位に約して辯ずるも亦、失あることなし。

諸、是の說を作さく、「二定に入る心の滅して過去に入りて、方に能く第二念等の定、及び出心を漸取するとき、彼の入定心は、應に過去に非ざるべし。〔二〇〕夫れ取果は、是れ牽果の名なり、諸の牽果は、能く是れ行の作用なり。行の作用に依りて三世の別を立つ。若し作用有りて現在に非ざれば、豈、便ち世の別の所依を壞せずや。」諸有が釋して言はく、「過去の眼等は、色等の境に於て、見聞齅覺等の各別の作用あること無きが故に、現在に非ず」と。彼の釋は然らず。應に共に審決すべし。眼等の作用は是れ境に於て見等の功能と爲んや、牽果の用と爲んや。若し是れ境に於ける見等の功

【二〇】夫れ。本文未に作り、他本は失と爲す。共に意を作さず、「夫」なるべし。

能ならば、便ち闇中に於て、現在の眼等は未生已滅なり。眼等は、何ぞ殊にして未來、過去と爲すと說かざるや。闇中の眼等は、見聞覺嘗等の用なしと雖も、皆な現に牽果の功能有りて、作用と名くべし。此の用あるに約して、皆な現在と名く。所餘の取境と、與果等の用は、皆な作用に非ず。但、是れ功能なり。是くの如き功能は、三時に有るべし。三世を辯ずる處に當に更に思擇すべし。又、過去世の諸の心心所は、所依等に於て、礙を爲すこと能はざるが故に、此の緣の取果を作すこと能はざるなり。

復、一類ありて、後執を許可す。「豈、苦法智忍の正生に在る時、卽ち世第一法の與めに等無間と爲るにあらずや」と。理は實に應に爾るべし。然るに此の中、等無間緣は、要ず已生に至りて、此の緣方に立つと說くが故に、過あることなし。是くの如きの兩釋の未已生の言は、我が義宗に於て、並びに違害なし。已に廣く阿毘達磨の等無間緣の所有の正理を決擇せり。

然るに彼の上座は、復、是の言を作す。「等無間緣は、謂はく、前生の法、無間に法をして自體を獲得せしむ」と。世尊の說くが如し。『意と法を緣と爲して、意識を生ず』と。謂はく、意を因と爲し、法を緣と爲すが故に、意識生ずることを得、然るに一時に二識並起すること無し。此の相は理に非ず。明了ならざるが故に。色心の無間に、色心の生あり。俱に是れ前生の無間に、法をして自體を獲得せしむ」と。豈卽ち色心互に等無間緣を作すと說くべけんや。然も應に互に緣と爲る義を許すべからず。謂はく、色と心とは、相續各別なり。如何が互に等無間緣と作らんや。又、一心の因は、多色の果を起す、多色の無間に、二識の生なし。何ぞ相望して等無間と爲すを得ん。故に應に等無間緣を立つべからず。心等は獨り生ず、等無間を名くべし。色等の並起は、如何が此の名を得んや。故に彼の色を等無間緣と爲すと說くは、是れ思ふこと審ならず、謬つて是の言を作すなり。又彼の宗の承くるところの隨界論は、因と等無間の二緣、應に同じかるべし。隨界の所依の體は、別なき

が故に。惡心の無間に、善心の生あり、應に誰れが因、誰れが等無間と說くべきや。體に別なきが故に。餘を責むるも亦、然なり。故に上座宗は、但(たゞ)聖故に於て、常網を矯施して、愚夫を幻惑するなり。

三 等無間緣の其の性は、已に辯ぜり。所緣緣の性は、應に是れ何と說くべきや。謂はく、所緣緣は、卽ち一切法なり。心心所の所緣の境を離れて外に、決定して更に餘法の得べきなし。謂はく、一切法は、是れ心心所の生じて攀附する所なるが故に、所緣と曰ふ。卽ち此の所緣は、是れ心心所が發生の緣なるが故に、所緣緣と名く。一切の法とは、卽ち十二處なり。謂はく、眼耳鼻舌身意識、及び相應法なり。其の次第に隨ひて、諸の色聲香味觸法を以て、所緣の境と爲す。六根は、唯、是れ意識の所緣なり。何に緣るが故に知るや。經に、多法意識を生ずと言ふが故に。又、眼等の根は、皆、五識の境の攝せざる所なるが故に。譬喩者の宗の理は、必ず應に爾るべし。意の法を觀ずるが如く、五識も亦、然り。謂はく、所緣緣は所緣の境に非ず。若し所緣の境が所緣々に非ざるは、所以は何ぞ。彼れは說く。「色等、若し能く緣と爲りて、眼等の識を生ずれば、是くの如きの色等は、必ず前生なるが故に。若し色の有る時、眼識は未だ有らず。識は旣に未だ有らず、誰れか復、能緣なるや。眼識の有る時、色は已に非有なり。色旣に非有なり。誰れか所緣と作るや。眼識は非有の境を緣ずべきからず。五識は現在を緣ずと說くを以ての故に。」彼の宗の現在は非有に非ざるが故に、現の所緣の色は、所緣々に非ず。現の眼識と俱時の生なるが故に。乃至、身識の難を徵するも亦、然なり。五識は應に所緣々の義なかるべし。彼の宗の意識の現在を緣ずるは、應に五識と同じかるべし。進退を推徵するに、若し去來、及び無爲を緣ぜば、決定して所緣々の義あること無し。彼れは去來、及び無爲法は、皆な非有と執するが故に。非有の體を立てゝ緣と爲すべきに非ず。太過失の故に。

此の中、上座は、復是の言を作さく。「過去等を緣ずる所有の意識は所緣なきに非ず。唯、有をの

【三】此の段は、所緣緣に就いて論ず。

み緣ずるに非ず。何に緣るが故に爾るや。五識身を等無間と爲して、生ずる所の意識を、能く前の意の取る所の諸境界を領受すと說くを以つての故に。是くの如く、意識は意を以て因と爲す。此れの所緣々は卽ち五識の境なり。要ず彼れを先と爲して、此れ生ずることを得るが故に。彼れの有無に隨ひて、此れ有無なるが故に。然るに此の意識は、唯有を緣ずるのみに非ず。爾の時、彼の境は已に滅壞せるが故に、所緣なきに非ず。此の意識は彼の有無に隨ひて、此れ有無なるに由るが故に。又、久しく滅せる境を隨憶念する時、彼の境に於て前識を緣と爲すを以て、今の時に於て生ず。隨憶念の識一相續に墮し、傳へて相生ずるが故に。餘緣ありて隨念識を起すと雖も而も要ず彼の先境を緣じて方に生ず」と。是くの如き所言は、都て實義なし。諸の瘂類の夢みての說く所あるが如し。唯、愚かなる親友或は、妄信依せんも、諸の有智の人、誰れか能く聽受せんや。彼れ旣に五識の所緣は、五識身と倶時に起ると許すに非ず。是れ則ち五識も、尙ほ所緣の境滅し已りて、方に生ずるなり。況んや五の無間の所生の意識、能く彼の境を受けんや。第三剎那に意識生ずるが故に。若し五の無間の所生の意識が、能く過去の五識の所緣を受け、復所緣は是れ無に非ずと許せば、則ち分明に意識の所緣は、已滅と名くと雖も、而も少分有と許すなり。若し全く無と執せば、則ち分明に所生の意識は、都て所緣なしと說くなり。而も復說いて言ふ。「然も此の意識は、唯、有を緣ずるのみに非ず。爾の時、彼の境は已に滅壞せるが故に、所緣なきに非ず。此の意識は彼の有無に隨ひて此れ有無なるに由る」と。但是れ虛言なり。慚愧を具ふる人は、應に此の「此の識の所緣なき」を隱蔽せる過を持つべからず。又、何が故に言ふや。「然も此の意識は、唯、有を緣ずるのみに非ず、爾の時、彼の境は已に滅壞せるが故に」と。已に滅壞せる法は、豈、亦は有、亦は非有と許さんや。若し爾らば、便ち正理論者の意の遊ぶ所の路に歸せん。正理論は、義に多途あり、作用と功能の體性別なるを以ての故に。然るに過去法は現在の如く作用も亦、有るに非ず。空花の體性の如く亦無なる

に非ず。若し爾りと許さざれば、「此の意識は、唯、有を緣ずるのみに非ず」と言ふ此の言は何の用ぞ。應に此の識は決定して無を緣ずと言ふべし。或は復た應に決定して有を緣ずと言ふべし。又、何が故に「所緣なきに非ず。彼の有無に隨ひて、此れ有無なるが故に」と說くや。若し境の有に隨ひて、識の有の義成ずれば、是れ則ち過去は、便ち體あることを成ぜん。若し過の境無にして、現識あれば、則ち應に「彼の有無に隨ひて、所緣なきに非ず」の言を說くべからず。又、義無し。境有を以ての故に有所緣と名く。境の體は旣に無なり。所緣何ぞ有らん。又、久しく滅せる境を隨憶念する時、云何が前生の彼の境を緣ずる識、能く緣と爲るが故に、今識を生ずるや。前の識の有る時、今識は未だ有らず。今識の有位には、前識は已に無し。如何が「久しく滅せる境に於て、前を緣と爲すが故に、今識生ずることを得」と言ふべけんや。無は無の與めに緣の義有るべきに非ず。一の相續の故に、緣と爲るを得るに非ず。兎角は何に緣りて前は後を生ぜざるや。無は無法の與に緣と爲ると許すが故に。若し「隨界ありて彼れに同じからず」とは、理亦、然らず。前境の中に於て、今の隨界の識は、曾つて未だ生せざるが故に。如何が彼の境を緣ずる識、前を緣と爲すが故に、今生ずることを得せしむと言ふべけんや。隨界と識と別時に境を緣ずと說いて言ふべからず。一時に於て二時あること勿きが故に。又、應に一識は各所緣を別にすべし。隨界の體は、卽ち今の識なるを以ての故に、識は定んで前の滅せる境を緣ずるに非ざるが故に。若し隨界の體は、今の識に非ずと謂はゞ、應に一相續に二識並生すべし。又、應に隨界は識を生ずと言ふべからず。前生に非ざるが故に。如何が「久しく滅せる境に於て、前を緣と爲すが故、今念の識生ず」と說くべけんや。前の有無に隨ひて、今有無なるが故に。緣と爲るを得」とは、理亦、然らず。前後の有無、相ひ隨はざるが故に。然るに彼れ復言はく、「過去世の展轉して因と爲るに由りて、復、未來の展轉して果と爲るに由りて、智等生ずることを得。是の故に智等は、定んで所緣是れ有、或は復是れ無と說くべか

らず」と。奇なる哉、東方は善言窮匱し、斯くの如き等の論も亦、書持するあり。若し去來の因果、展轉して、現在を觀ぜざるも智等生ずと執じ、又、去來は一向に有に非ずと執すれば、是れ則ち智等は、應に定んで緣無かるべし。若し去來の因果、展轉し、亦、現在を觀じて智等生ずることを得と執せば、是れ則ち一心は應に二慮あるべし。無と有と相、差別するを以ての故に。又、因果の展轉は、何の所詮に名くるや。現の刹那を越えて、前後の際あるに非ず。如何が過未に展轉の名を立つるや。無は無の與めに展轉と名くべきに非ざるが故に、彼の所說の過去、未來因果展轉して、智を生ずることを得る等は、但論文に足りて、却て義あること無し。

【三】是くの如く、已に所緣々の性を辯じたり。增上緣の性は、卽ち能作因なり。能作因は、因の義細なるを以ての故に、邊際なきが故に、一切法を攝す。若し此れ彼れに於て、礙へずして生ぜしむれば、是れ能作因なり。增上緣の義は、三緣の義に對す。此の類は最も多く、所作寔に繁し。故に、增上と名く。豈、增上は法を攝すること普周なるにあらずや。寧んぞ復、三に對して言はんや。此の增上は、三の體に對して增上の名を立つるに非ず。何となれば、三の義用に對して立つるなり。諸緣の義用は互に相ひ通ぜず。諸緣の體性は更互に相雜す。增上緣の如きは、義類無量にして、所作繁廣なり。餘の三は然らざるが故に、此れ獨り增上緣の稱を標す。

有餘師の說かく、「此の增上緣は、體類最も多なるが故に。增上と名く。豈、諸法は皆な所緣々なる緣ずや。如何が此の緣のみ獨り增上と名くるや。」【三】俱有の諸法は、所緣緣に非ず。是れ增上緣なり。故に應に難ずべからず。「此れは理に應ぜず。所以は何ぞ。所緣緣を立つるは、不定に非ざるが故に。謂はく、若し此の法、彼の所緣と爲らば、設ひ緣ぜざる時も亦、所緣の體なり。所緣の境の性は安住なるを以ての故に。既に一切法は、皆な所緣緣なり、應に此の緣のみ獨り增上と名くべからず。」此れは定んで理に應ず、所以は何ぞ。增上緣の如く彼れは爾らざるが故に。謂はく、若し此の法を

【三】此の段は、增上緣に就きて述ぶ。

【三】俱有の諸法とは、同時の心心所四相等にして、それ等は、それ自身の所緣たることなきを以て、少くとも其の刹那の所緣としては、之れを除かざるべからず、而もこれ等も增上緣なるなり。

彼れの增上と爲せば、時として彼れに望めて增上緣に非ざるは無し。但彼れの生ずる時、遍く增上と爲る。其の所緣緣は、則ち是くの如くならず。俱有の諸法は、所緣緣に非ず。所以は何ぞ。總じて體を論ずるに、等しと雖も別に望むるに、少多あるが故に、此の一緣を獨り增上と名く。此の中の意の說かく、唯、增上緣のみ、體類俱に多し。唯、體のみに據るに非ず。所緣の類は、皆な增上緣にして、增上の類は、皆な所緣緣に非ざるを以てなり。類とは謂はく、果に於ける功能の差別なり。

有餘師の說かく、「所生の廣きが故に、增上緣と名く。謂はく、一切法、唯、自體を除きて、遍く能く一切の有爲を生起す。一刹那の眼識の生ずる位の如し。其の自性を除き、一切法を用ひて、增上緣と爲す。餘の生ずるも亦、爾なり。且らく、現在の一念の眼識の如き、自の相續の中、過去の諸識を其の種子と爲し、未來の諸識は、障礙を爲さずして、已に生ずることを得せしめ、同時に眼根を所依止と爲し、未來・過去の所有の眼識は障へずして因と爲り、其れをして已に起らしむ。他相續の法も亦、此の因と爲る。謂はく、他身を見て、自の眼識を起す。或は他色を欣びて、自の眼根を生じ、展轉緣と爲りて、自の眼識を生ずるが故に、他の餘法も亦、轉じて緣と爲り、自の識の生ずるに望めて、增上力あり。諸餘の色法は、眼識の因と爲る。謂はく、所緣と爲り、及び所依に於て、損と爲り、益と爲る。此れに由りて展轉して、眼識已に生ず。聲も亦、因と爲る。謂はく、彼れを聞くが故に、所依損益す。茲に因りて、眼根を長養し、損減し、已に明昧の眼識を發生せしむ。香味所觸、耳鼻舌身も亦、所依に於て損と爲り、益と爲る。斯れに由りて展轉して、眼識の因と爲る。法界の中に於て、諸の有爲法、有爲の助伴は、攝受の因あり、或は能牽と爲り、或は依等と爲る。是くの如く展轉して皆な眼識の因なり。擇滅無爲も亦、因と爲る。謂はく、有情類の涅槃を信謗して、業を發し、能く、愛、非愛の果を招く。斯れに由りて展轉して眼識生ずることを得、一切

の有爲に非擇滅あり。彼れを得ざるに由りて、諸法生ずることを得、展轉して因と爲りて、亦、眼識を生ず。虚空は、色等の有爲を容受し、展轉して因と爲り、亦、眼識を發すが故に、一切法は、增上緣と爲り、眼識生ずることを得。餘の例は、應に爾るべし。此れに由りて、諸法の一一を餘に望むるに、一切の有爲は、此の緣性と爲る。是くの如く一切の善と不善とは、皆な應に展轉して增上緣と爲るべし。謂はく、善を因と爲して、王家等に生じ、富樂の果を受く。此れを依と爲すに由りて、多く放逸を行じて、諸の不善を造り、不善を因と爲して、多く苦逼に遭ひ、茲に緣りて、厭を生じ、廣く衆善を樹ゆ。又、內外の法も亦、互に緣と爲る。謂はく、農夫に因りて、稼穡等を生じ、飲食等に因りて、有情を滋長す。有情・無情・有根・無根・有心・無心、及び有執受・無執受等は、應に知るべし、皆な互に增上緣と爲る。其の所應に隨ひて、例を安立すべし。是くの如く、一趣を、五趣の緣と爲す。一一を先と爲して、一切を生ずるが故に。或は一趣に依りて一切の因を起す。此れに因りて、當來に彼の果を受くるが故に。又、惡趣を怖れ、諸の善業を修して、人天の中に生じ、人天の中に於て、欲を嗜み、罪を造り、諸の惡趣に生ず。諸の是くの如き等の品類は無邊なるが故に、增上緣の所生は最も廣し。是くの如く用體の所生の廣きが故に、應に知るべし。略して此の增上緣を述べたり。

然るに契經の中に、世の白法の三增上を說くは、惡を止め善を行ふ所に因を觀ずるが故に、增上の名を立つ。謂はく、境の現前し、煩惱將に起らんとするに、彼の一を觀ずるに隨つて惡止み善行ず。止行の中に於て增上を得るが故に、契經に且らく增上を說くに三ありて、餘に非ず。餘に於て增上の義なし。諸の增上の義、近遠に通ずと雖も、勝に就いて說く。母の名を立つるが如し。聖教の中に愛を說いて母と爲すが如し。能く諸の有情を生長するを以の故に。餘の煩惱に生長の能なきに非ず。勝の故に、多の故に、心を繫縛するが故に、愛を說いて母と爲す。餘の煩惱には非ず。又、

『一法は能く世間を護る』と說く。餘の悲等は能く護ること有らざるに非ず。斯くの如き等の類は、無量無邊なり。勝に就いて言を爲すなり。此れも亦、應に爾るべし。

然るに上座の說かく、「此の增上緣は、但、諸根の心心所を生ずるに據る」と。此の宗は爾るべし。彼れの義は成ぜず。所以は何ぞ。前に屢辯じたるが如し、謂はく、彼れは俱生因ありと許さず。前生因を許す。義成立せざるが故に、彼れの所說は、但虛言あるのみ。又、「此の緣の相は、具足せず」と說く。且らく眼識の生ずる增上緣の如し。但眼根を依と爲すが故に起るに非ず。亦、大種ありて、轉生因と爲りて轉ず。長養因は謂はく、諸の飲食なり。業煩惱等を招引因と爲す。此の明昧因は、謂はく、眼の增損なり。首足の身分を任持因と爲す。作意明空、引助して起らしむ。斯くの如き等の類は、彼れの所論に非ざるが故に。此の緣相を辯ずること具足せず。餘の耳識等は、其の所應に隨ひて、無量の緣あり。彼の所說に非ず。故に、彼れの所說の增上緣の相は、但、少分を得し、義は周圓ならず。然も彼れの所宗は亦、多法の識等を生ずるに於て展轉因と爲ると許す。如何が此の緣は、唯、眼等のみと說くや。彼れは復、說いて言ふ「若し法の彼れに於て、或は生じ、或は養ふを說いて因と爲すべし。相由らずして因の義有るべきに非ず。故に一切法は、皆な能作因、及び增上緣に非ず。相由り藉らざるが故に」と。彼れの言は理に非ず。諸法の生ずる時、藉る所の諸因は、分限なきが故に。謂はく、此の法の生ずる時、但、若干の法を藉りて因と爲して起ると說くべからず。外內法は、要ず時と方と衆具の種子を藉るが如し。法と非法と、若しは合し、若しは離れて餘の生じ、住し、壞すると及び大種等の差別を因と爲し、芽等、及び身、方に生長することを得。是の故に、諸法は生長の時に時て、藉る所の衆緣に限數あること無し。故に一切法は、皆な能作因、及び增上緣と爲る。此の說を善と爲す。又、彼れは能作因の義を了せざるが故に、此の中に於て、信受すること能はず。因卽ち能作なるを能作因と名く。義と相違せず、卽ち能生の義なり。或は所

以あり、名けて因と爲すべし。復、所以あり、非因と名づくべし。能作の二義を能作因と名く。相違せざるが故に、名けて因と爲すべし。相ひ由らざるが故に、非因と名くべし。故に能作因は、能く二義を含む。然も相違せず。復、二種あり。謂はく、所生の法に於て、能く礙すと礙すること能はざるとなり。礙すること能はざる者と能く礙を爲すとなり。而して法を礙せざると義を礙せざると同じきが故に、此れも亦、少分の因相あり。相の不明、不共の施設に由り、倶有等の五種の勝因を除きて、所餘の因の義、若しは近、若しは遠、一切を說いて、能作因と爲すが故に。或は此れは是れ彼の能作の因なるを、能作因と名く。是れ此れと彼れと轉じて因と爲る義なり。是くの如き因の義、一切法の中皆有ることを得べし。故に一切法は皆能作因あり。能作因中已に廣く思擇せり。今增上緣を解釋する門に因み、故に復略して此の因の名の義を辯ぜり。然るに上座の言はく、「來世に一切法が、一切法の因、及び緣と爲ると說く者の意を遮せんが爲めの故に、契經に定んで四緣ありと說く」と。彼れの言は、但已が明鑒無きを顯はすのみ。豈、對法の所說の因緣に違せんや。

巻の第二十

〔辯差別品第二の十二〕

[一]是くの如きの因緣は、何の差別あるや。此れは實體に就けば、差別都て無し。應に因緣は如何が相攝するかを說くべし。我れ前に已に因緣は五因の性、增上は即ち能作と說けり。何ぞ復、疑を生ぜん。所餘の二緣は、未だ因の攝を辯ぜざるが故に、今、此に於て猶ほ疑を生ずべし。

有るが是の言を作さく、「同類、遍行の二因の各少分を等無間緣と名く。皆な已生位に約して、別なきが故に」と。是くの如き理なし。果に異あるが故に。「豈、一切の因は、皆な士用果あるにあらずや。若し法、力ありて能く彼れを生じ、或は彼れを得す。彼れは是れ此の法の士用果なるが故に。」爾らず。二因の俱に等流果なること、義め顯はす所なるが故に。又、善・不善・有漏・無漏・界地等の別、同異は、皆な是れ等無間緣の士用果なり。二因の果は、唯、類の同じきに據るが故に、此の緣と差別なきに非ず。「豈、二因の等流果も亦、兼ねて異あるにあらずや。」欲纏繫の見苦所斷の如し。二因の牽く所自部の等流有記無記此れ亦染汚にして其の類是れ同じ。有漏無漏界地等二因に異なること必ず無し。故に別無きに非ず。若し爾らば、已生の心心所法は、相應、俱有の二因の攝なるが故に、應に皆な等無間緣を立てざるべし。」此れと二因の士用果と、其の相各と別なり。此の無間生と彼の俱生と果に異あるが故に。「豈、二因も亦、無間に士用果を生ずること有るにあらずや。」是くの如き義なし。心心所の能く無間の士用果を生ずる力は、應に知るべし、即ち是れ等無間緣と知るべきを以て、是れ俱有、相應因の用にあらず。二因は唯、能く俱生の士用果を得る力あり。心心所の能く俱生の士用果を引くの義を即ち俱有、相應の二因と名くるを以て、無間生の士用果を引く義は、應に知るべし、即ち是れ等無間緣なり。俱生果を引くことは別なしと雖も、而も異なる義

【一】此の段は、等無間緣所緣緣の二緣に就いて詳述し、後に增上緣に就いて論ず。

に依りて二因を別立するなり。體は相雜ゆと雖も、而も義に異あるが如く、二因は彼の等無間緣に對して、義は別なるも、體は同じ、應に知るべし、亦、爾なりと。故に等無間は、卽ち諸因に非ず。

其れ所緣緣は、卽ち因と爲んや、いなや。有るが是の說を作す。「卽ち能作因なり。體と果と倶に相似るを以ての故に。」豈、所緣緣は士用果を果と爲すにあらずや。有るが是の說を作す。「此の所緣緣の果は、唯、增上なり。或は復能作因にも亦、士用果あるが故に、失あること無し」と。若し爾らば、倶有、相應の二因は、應に所緣の如く、能作因の攝なるべし。然るに所緣緣は、展轉して增上ずる果に非ず、亦、士用果は、所緣緣より生ずるに非ず。故に體果倶に相似る義なし。是の故に、有るが釋す。「因緣の差別は不遍は、是れ因、遍は是れ緣なり。攝と不攝の故に。指と指節の如し。是の故に等無間緣、及び所緣緣は、因の攝なる義あるを見ず」と。此れと因と別なることは、理として言を待たず。唯、初と後との二緣は、應に因と別なることを辯ずべし。此れ既に別あり。餘の二緣の緣の義等しきが故に、亦、應に別あるべし。故に總じて緣と因と異なることを辯ずる言あり。謂はく、因は能生、緣は能長養なり。猶し生と養の二母の差別の如し。又、緣は攝助し、因は方に能く生ず、生じ已りて相續し、緣力長養す。故に、或は有るが說く。「因は、唯、一あり。緣は乃ち多あり。猶し種子と糞土等の異の如し」と。又、因は不共なり。共なるは是れ緣なり。眼の如く、色の如し。又、自事を作すを、說いて名けて因と爲す。若し他事を作すを說いて名けて緣と爲す。卽ち種子と糞土等の異の如し。又、能く引起するを說いて名けて因と爲し、能く任持するを、說いて名けて緣と爲す。花の如く、蔕の如し。又、因を近に名け、遠なるを緣と名く。珠の如く、日の如し。又、因は能生、緣は能辦なり。猶し酪より生酥を出すが如し。器を鑽するは人の功力の能く辦ずる所なり。器を鑽する等は水をして酥を出だしむるに非ず。水の中に於て、酥の因を闕くを以ての故に。是くの如き等の類の差別は、衆多なり。是の故に、因と緣とは別に名想を立つ。其の功

力に差別あるに由るが故に。又、正しく義あるが故に説いて因と爲し、能く顯發を助くるが故に、説いて緣と爲す、字界緣の義に於て別あるが如し。然も契經に『二因・二緣・正見を生ず』と説くは、言音、作意の近遠等に、無漏の正見を生ずるなり。此の義に約して、因と緣の二名を顯はすなり。又、契經に『因あり、緣あり。由序有り』と説くは、此れ倶起と無間と遠の因の義に差別あるを顯はすなり。又、契經に『眼の因色の緣、眼識を生ず』と説くは、意(こゝろ)は、眼識の不共根と及び共境に隨つて起るを顯はすなり。又、契經に『此の因、此の緣、此の由序』と説くは、此の中の意(こゝろ)は作者と作具と及び餘の助緣を顯はすなり。是くの如き等の經は、義に隨ひて、應に釋すべし。

第二節　四緣の作用

[二]已に理教に隨ひて、廣く諸緣を辯じたり。是くの如きの諸緣は、法の生滅を顯はして、以て作用を爲す。應に何の緣が何の位の法に於て、作用を興すかを説くべし。頌に曰はく、

二因は、正滅に於て、　三因は正生に於て、
餘の二緣は相違して、　作用を興す。

論じて曰はく、前に五因を説きて、因緣の性と爲したり。[三]二因の作用は、正滅の時に於てす。[四]正滅の時の言(ことば)は、法　現在して、滅、現前することを顯はすが故に、正滅の時と名く。[五]倶有、相應の二因は、法の滅の現前する位に於て、功能を作す。此の位に二因の功能を作すを、倶生品と謂ふ。隨つて一を闕く時、作用は皆な無なり。境を取ること能はず。現在位に於て、是くの如きの二因は、一時に倶に取果、與果すと雖も、今は但與果の功能に約す。

言ふ所の[六]三因は、正生に於てすとは、謂はく、未來法の、正生位に於てするなり。生じて現前するが故に、正生の時と名く。同類・遍行・異熟の三種は、法の正しく生ずる位に、功能を作す。故に

【二】此の段は、四緣の作用に就いて述ぶこの作用とは、眞果の意にして、取果の用は前に已に六因に約して、すでに説きたれば、今は重ねて説かざるなり。倶舍論七、五右參照。

【三】二因とは倶有と相應となり。

【四】正滅の時とは法が正しく現前して滅相の將に顯はれんとする時なるを以て正しく現在のことなり。

【五】倶有云云。此の二因は同時因果なるを以て、その因同が作用を呈するは、この正しき現在にあるなり。

【六】三因とは同類因、遍行因、異熟因を言ふ。この三因は共に後時に果を引生するが故に、因たる作用は、その果たる法が未來に於て方に生ぜんとする位、即ち正生位に於て顯はるゝなり。

有るが說いて言く、「等流、異熟の二果は、因力牽引して生ぜしむ」と。同類、遍行は無間の等流果の起ることあるべし。彼の果は、正生の時に於て、因、作用を興すと言ふべし。異熟の因果は、必ず時を隔遠し、其の因、久しく滅し、果方に生起す。如何が作用、果の生ずる時に在るや。過去時に作用あるべきに非ず。此の作用と言ふは、意、功能を顯はす。二相の別の中、已に曾つて思擇せり。因は滅して無量の時を經ふと雖も、功能あるを以て、自果をして起さしむ。不共に由るが故に、自果の生ずる時、作用は無しと雖も、自果に於て、功能を興す上に作用の名を立つるなり。

彼の上座の言はく、一刹那の頃に、此れは是れ生の時、滅の時と說き難し。法は因に由り、先に生じ後に滅すること、杖と羂とを持ちて蛇穴の中に內り、頸を繫いて挽き出し方に其の命を斷ずるが如きに非ず。然も體は本無にして、因に由るが故に有り」と。彼れの說は、但是れ掉擧の戲言なり。所宗とする所に非ざる鄙俚の言を引くが故に、對法者は、法は因に由り先に生じ、後に滅すること、繫蛇喩と同じと許すに非ず。但緣起の理趣の法然たるに由り、學徒を曉せんが爲め、取と與の用を說く。果の起に於て、因に功能あることを顯はすが故なり。彼の言ふ所は、唯、掉擧を增すのみ。

又、彼の言ふ所の、「一刹那の頃に、此れは是れ生の時、滅の時と說くこと難し」とは、彼れは恒に尋思すること麁疏にして、異論す。尙ほ年已に過ぎ、衰耄に居る時、豈、能く測量せんや。幼に恒に思擇せよ。一切智者は至理の言を詮し、妙慧の遊ぶ所の宗極を修成す。一刹那にして、本末起ると雖も今の時、正しく起るを、名けて生時と曰ひ、生じ已りて無間に正しく謝往に臨むを、名けて滅時と曰ふ。此れ何ぞ說き難きや。或は說き難しと雖も、不可說に非ず。勤めて方便を加へて、說くべきが故に。豈、汝等は、劬勞に墮して、已れ說くこと能はざるに由り、他をしても亦、無上菩提を捨て、亦、得べきこと難からしめんや。豈、得難きに由りて、便ち至求を捨てんや。是の故に

應に已が隨學を以て、其の相を了せず。便ち撥して無と言ふべからず。

又、體は本無にして因に由りて有とは、何ぞ煩はしく、此の自宗に違する言を説くや。謂はく、若し本無ならば、如何が體と言ふや。既に體と言ふを得、何んぞ本無と謂ふや。對法の宗に依りて、應に是の説を作すべし。未來法は亦、有、亦、無なるを以て、作用は無、體は本有と謂ふが故に、諸の先起、及び倶生の因に由りて、體本無なる所、今の時、方に有りと。未來世無體を説く論宗は、未生既に無なり、如何が體と言ふや。若し彼の無間に必ず當に有るべきが故に體と言ふを得ば、太過失あり。現在の無間には必ず當に無なるべきが故に。應に無體と言ふべし。便ち一切無なるべし。又、未來の無は、當有なるを以ての故に。有體と言はゞ、現在の有體は、曾つて無きを以ての故に。何ぞ無と言はざるや。過去も亦、應に體有と説くことを得べし。曾つて有るを以ての故に。世、便ち相雜す。是の故に彼の説は、推徵に耐へず、唯、對法の宗のみ、理に傾動なし。

已に因縁の[七]二時の作用を説けり。[八]二縁の作用は、此れと相違す。等無間縁は、法の生ずる位に於て、作用を興す。彼の生ずる時に、前の心心所が、引いて開避するを以ての故なり。若し所縁縁は、[九]能縁の滅位に作用を興す。心心所は、要ず、現在の時に、方に境を取るを以ての故なり。其の増上縁は、法の生滅位に、皆な障ふること無くして住するが故に、彼の作用は、無障の位に隨ひて、一切遍すること無し。

今、應に思擇すべし。倶有、相應、及び所縁縁は、若し法生じ已りて、方に作用を興さば、何ぞ此の二因と一縁を立つることを須ひんや。若し因縁は要ず作用あり、方に立てゝ因縁性と爲すと許すと執せば、則ち未來世は、應に因縁なかるべし。然るに宗の許す所、應に難と爲すべからず。若し爾らば、云何が作用ありと説くや。若し是くの如き二因、一縁を離れて、正滅位の中、所引の諸法は、應に作用の境を取る功能無かるべし。若し作用無くして亦、縁と名くれば、諸の阿羅漢の最

【七】二時とは、正滅位と正生位の二時なり。
【八】二縁とは等無間縁と所縁縁なり。此の二縁は、前の二縁と異りて等無間縁は正生位に、所縁縁は正滅位に作用を起す。
【九】能縁の滅位。能縁の心心所の正滅位、卽ち心心所の正しく現前する時をいふ。

後の心等も亦、應に等無間緣と立つべし。」此の責は理に非ず。前に已に辯じたるが故に。所緣緣は、要ず作用あるに由りて方に立つるに非ずと說く。何んぞ相ひ關渉して、將に彼の等無間緣を例せんとするや。彼の緣は、要ず開避と牽引に由るが故に、唯、現在にのみ正に安立すべし。未來世に於ては、定んで彼の緣なし。現在の時に於て、曾つて作用あるが故に、過去と雖も亦、安立すべし。其の所緣緣は、唯、現在のみに非ず。但、體性有るは、皆た緣を成ずべし。必ずしも作用に由りて立つるを要せず。唯、少分に於て、少分緣を成じ、作用の名を得。一切に於てに非ず。云何が有體は方に緣を成ずるを得ることを知るや。所緣の體、若し無ければ、覺生ぜざるが故に。

有餘師の說かく、「因を立て、緣を立つるも亦、別義あり。要ず能起に非ず。生の用なしと雖も、而も亦、因を成ず。自の相續に定まれる因果を見、他の相續に於ても、理として亦、無きに非ざるが如し」と。契經に說くが如し。『二因、二緣、正見を生ず』と。此れも亦、應に爾るべし。能生、不生、倶に因性を成ず。倶有の諸法の和合し能く異の聚まれる一果を牽くを、名けて作用と爲す。是くの如き和合聚の中に於て、隨つて一法を闕くも、餘は皆な用なきを以ての故に、倶有の法は、更互に因と爲る。倶有因の如く相應も亦、爾なり。展轉して力あり、能く所緣を取るが故に、能生方に因性を成ずるに非ず。「若し爾らば、何に緣りて先に是の說を作すや。法の生の賴る所なるが故に、說いて因と名く」と。因を離れて、法に生の義あるべきに非ざるが故に、是の說を作す、一切の能く果を生ずるは、方に因と名くるを得と謂ふに非ず。因の義、尙ほ然なり、緣も亦、應に爾るべし。故に法生じ已るも、作用は無に非ず。

第三節　法と緣との關係

一〇 諸緣を辯ずること已れり。應に何の法は、幾くの緣に由りて生ずるかを言ふべし。頌に曰はく、

【一〇】此の段は、法と緣との關係に就いて述ぶ。

心心所は四に由り、　　二定は、但だ、三に由り、
餘は二緣に由りて生ず。　　天に非ず。次第の故に。

論じて曰はく、此の中、「由る」の言は、「故に」の義を顯はさんが爲めなり。謂はく、心心所は、四緣の故に生ず。其れ所緣緣は、心等を生ずるを除きて、別に用あることなし。謂はく、六識身、及び相應法は、其の所應に隨ひ、[一]色等の五、及び[二]一切法を以て所緣緣と爲す。心等の因緣は、[三]五因の性を具す。前生の自類、開避し引發す。是れを心等の等無間緣と謂ふ。此の增上緣は、即ち一切法なり。各自性を除き、其の所應に隨ふ。

「豈、一緣、二因の作用は彼の法の生ずる時に於て、即ち有るに非ざるにあらずや。是くの如く心等は四緣の故に生ず、如何ぞ因緣は、五因の性を具するや。」法の滅位に、作用方に成ずと雖も、而も法の生ずる時、功力なきに非ず。此れを離れて彼の法は、必ず生ぜざるが故に。心心所は、必ず所緣に仗り、及び二因に託して、方に生ずることを得るを以ての故に。若し法が彼の法の與めに所緣と爲らば、或は因、暫時も無し。本論に說くに非ざるが故に。

[四]二無心定は、三緣の故に生ず。所緣緣を除く。能緣に非ざるが故に。此の因緣は、但、二因あり。一は俱有因なり。謂はく、二定の上の生等の諸相なり。二は同類因なり。謂はく、前の已生の自地の善法なり。等無間緣は、謂はく、入定の心、及び相應の法なり。增上緣とは、謂はく、前に說くが如し。

「豈、無想も亦、三緣より生ずるにあらずや。是れ心心所の等無間の故に、亦、應に說いて心の等無間と爲すべし。」但、心等の加行の引生するに非ざるが故に、此の中に於て廢して說かず。或は此の無想は、但、聲の所顯なり。二定の相對して「立つるが如きに非ざるが故に。「二定は何に緣りて、是れ心の等無間にして、而も是れ心の等無間緣と說かざるや。」心等の力の引生する所なるに由るが

【一】色等の五は、前五識の所緣緣なり。
【二】一切法は第六識の所緣緣なり。一切法は三世の有爲法と非世の無爲法を言ふ。
【三】五因の性云云。染汚心は異熟を除きて餘の四因より生じ、初無漏の苦法智忍は異熟、同類、遍行を除いて餘の二因より生じ、三の所餘の有漏の等、無漏の善、無記の心心所は異熟、遍行を除いて餘の三因より生ずるなり。
【四】二無心定とは、滅盡と無想との二定なり。この二定は心法に非ざるが故に、相應因を除き、其の體善なるによりて遍行と、異熟と無し。

故に。心心所の生の如きは、必ず前心の滅に繫屬するが故に、色法の餘心と俱時に轉ずべきが如きに非ざるが故に、得等の雜亂ありて俱に現前すべきが如くに非ざるが故に、生等の是れ餘伴なるが如きに非ざるが故に、然も心の方便加行より引生するが故に、說いて心の等無間と爲すべし。心と等しく起り、定んで相ひ違害するが故に、心等の等無間緣に非ず。

又、此れを緣と爲せば、理と相違するが故に、謂はく、修業者は、現行の心心所法を厭惡して、無心定に入る。若し無心定、復此れを緣と爲して、心心所を引かば、則ち修業者は、應に此の定に於て、起すことを樂ふ心なかるべし。現行の心心所を離れんが爲め、無心定に入り、此れ復心心所法を引生すれば、道理に應ぜず。亦、至敎有りて、無心定は心心所の加行に由りて引生すと證す。『一切の非想非々想處を超過して、想受の滅を身に作證し具足し住す』と說くが如し。故に知んぬ、二定は是れ心心所の加行の引生なり。心の差別に由つて現前に證するが故に、至敎に無心定は、能く此れを緣と爲して、心心所を引くことを證するもの有ること無し。故に心等の等無間緣に非ず。「二定の刹那、前を後に望めて、何に緣りて等無間緣を立てざるや。」諸念は皆な前心に由りて等しく引き、後を引くこと能はざるは、前に已に說けるが如し。又、最後念は、應に果なかるべきが故に、「出心を果と爲すは、斯れ何の失あるや。」豈、已に說かずや、此れは心等の等無間緣に非ずと。如何が最後念は、定の出心を果と爲すと言ふべけんや。又、出定心は、前心等の加行に依りて起るが故に、最後の刹那の定の所引の果と作すと說くべからず。入定心等を、出定心に望むるに、無間滅に非ず。出心を彼れに望むるに、如何が等無間と說くべけんや。等無間緣は、中に於て隔を爲すこと無きが故に。無間と等無間と義に各差別あり。前心等の力、後法を引きて生ず。後法を、名けて前の等無間と爲す。刹那の隔なきに、無間の名を立つるなり。是の故に、二言は其の義、各別なるが故に是の說を作す。

「若し法、心の與めに等無間と爲らば、彼の法も亦、是れ心の無間なりや。」應に四句を作るべし。第一句は、謂はく、無心定の出の心心所、及び第二等の諸定の刹那なり。第二句は、謂はく、初所起の諸定の刹那、及び有心位の諸の心心所の生住異滅なり。第三句は、謂はく、初所起の諸定の刹那、及び有心位の心心所法なり。第四句は、謂はく、第二等の諸定の刹那、及び無心定の出の心心所の生住異滅なり。「若し法、心の與めに等無間と爲らば、無心定の與めに無間と爲るや。」應に四句を作るべし。謂はく、前の第三、第四句は、今、第一、第二の句と爲る。即ち前の第一、第二の句は、今、第三、第四の句と爲す。餘の不相應、及び諸の色法は、皆な因と增上との二緣の所生なり。

第四節　附論世間は一因より生ぜず

[15]復、云何が世間の諸法は、唯、上に說くが如く、因と緣の所生なるを知るや。[16]自在天、[17]我、[18]勝性（しやうしやう）[19]等の一因の起す所に非ず。次第に由るが故に。謂はく、諸の世間、若し自在等の一因の生ならば、則ち應に一切は倶時に生じて、次第に起ること非ざるべし。因現有なるが故に、何の法か障を爲して倶生せざらしむるや。諸法を現見するに、次第して起る。故に知んぬ、但、一因の所生に非ず。若し「世間は自在の欲の前後の差別に隨ふが故に、頓に起るに非ず」と執せば、是れ則ち應に一因の生に非ずと許すべし。亦、欲を法の生因と爲すと許すが故に。此の欲の前後の生滅の差別は、理亦、成ぜず。因に異なきが故に。因に異なくして、果に差別あるに非ず。要ず異因を待つて、果方に別なるが故に。[20]或は差別の欲は、應に頓に生ずと許すべし。所因の前後は、差別なきが故なり。是れ則ち諸法も亦、應に頓に生ずべし。誰れか能く障を爲して、頓に起らざらしむるや。若し自在の欲は、更に[21]餘因を待ち、前後次第差別して生ずとせば、應に所因の法は、更に餘因を待つべし。則ち所待因は、應に邊際なかるべし。因無邊なるが故に、無始の義成ず。[22]釋門の因緣の正理を越え

【一五】此の段は、世間は一因より生ぜざることを述ぶ。
【一六】自在天（Īśvara）。塗灰外道の說にして、この神の力に依つて一切生ずと說く。
【一七】我（Puruṣa）。奥義書に初まり、及び吠陀多哲學にて主張する說にて、我を一切生成の根源と爲す。
【一八】勝性（Pradhāna）。とは數論派の自性（Prakṛti）のことにして宇宙生成の源初となす。
【一九】等とは、時（Kāla）自性（Svabhāva）極微（Paramāṇu）等を等取する。これらをそれぞ〳〵一切生成の根源となす說行はれたるものなり。
【二〇】或は差別云云。神の欲に依りて宇宙生成し、その欲に種々あり差別して顯はれると爲すも、その神は唯一無差別なるを以てその種種の欲が一時に生じて世界は無秩序となる恐れあるべし。故にその計する所は非なりとなすなり。
【二一】餘因を待つとは、神の種種の欲を一時に倶起せしめない因ありとの意なり。
【二二】釋門因緣。佛教の因緣說。

ず。徒らに名を異にし自在を說いて因と爲すなり。[二三]又、無用なるが故に、應に世間の諸法は、自在を因と爲すと妄執すべからず。自在天は、大功力を作して、世間法を生ずるに少しく所用あるに非ざるが故に、應に自在を因と爲すと謂ふべからず。若し自の歡喜を發生せん爲めとならば、但應に喜を發すべし、何ぞ[二四]餘を生ずるを用ひん。若し喜は、餘の方便を離れて發らずんば、是れ則ち彼の喜は、餘の方便の生なり。自在は斯に於て、應に自在に非ざるべし。喜に於て既に爾なり。餘も亦、應に然るべし。差別の因緣、不可得なるが故に。或は餘の方便は、應に餘の方便を生ずべし。何ぞ自在天より起る所と計するを用ひんや。若し餘の方便は、餘の方便を離れても喜を生ずれば、亦、應に餘の方便の起す所に非ざるべし。或は苦具を生じて、有情を逼害し、自喜を發すと爲んや。咄なる哉、何ぞ斯の暴惡の自在天に事ふることを用ゆることを爲んや。又、世間は、唯、自在の一因より起る所と信ぜば、則ち世間現見の善惡の士用果を撥せん。若し自在は、餘の因緣の助發する功能を待ちて、方に因を成ずと言はゞ、但是れ自在天を朋黨する言のみ。所餘の因緣を離れて、別用を見ざるが故に。

時、地、水等の種々の因緣は、芽等の生に於て現に功力あり。芽等は彼れに隨ひて有無を成ずるが故に。芽等の生に於て、彼れの功力を除きて、別用を見ざるが故に、應に世間の法の起るは、自在の因と爲すと計すべからず。自在既に然なり。我、勝性等も亦、應に此れに准じて、應の如く思擇すべし。故に法として、唯、一因より生ずるもの有ること無し。但前の所說の如き種々の因緣より起る所なること、其の理極成す

第五節　大種と所造との相互關係

[二五]既に色法は、因及び增上の二緣の所生なりと言へり。大種と所造とを總じて名けて色と爲す。中

【二三】此の段は、前には生因としての自在天を破し、今は自在天ありとせば、何の目的を以てこの世界を作りしや、その意味なしとして自在天を立つることの無用を述ぶ。

【二四】單に喜を生ずるためならば餘卽ち世間を生ずる必要なかるべし。世間を作りて初めて喜を生ずるが如きものならばその自在は自在に非るべし。

【二五】此の段は、大種と所造との相互關係に就いて述ぶ。

に於て、云何が大種と所造とが、自他相ひ望めて、互に因縁と爲るや。頌に曰はく、

大は大が爲めに二因なり。　所造の爲めに五種なり。

造は造が爲めに三種なり。　大が爲めに、唯、一因なり。

論じて曰はく、初めに、「大は大が爲めに二因なり」とは、是れ諸の大種の更互に相望めて、但[二六]、倶有と同類との因たるの義なり。倶起と前生と因別なりとなすが故に。謂はく、隨つて一を闕くも、餘は生ぜざるが故に。更互に相望めて倶有因あり。性類は別なりと雖も、而も同一事にして、更に相ひ順ずるが故に同類因あり。

大は所造に於て、能く五因と爲る。何等をか五と爲すや。謂はく、[二七]生と依と立と持と養との別の故に。同時の生なりと雖も、而も隨轉するが故に。芽の影を起し、燈焰の明を發するが如く、大は、所造に於て、因と成るの義を得。是くの如きの五因は、但是れ能作因の差別なり。大を所造に望めて、餘の五因と爲すは、理成ぜざるが故に。且らく諸の大種を所造の色に望むるに、倶有因に非ず。一果に非ざるが故に。「豈、大種は、生等の相と、同じく一の所造色の果を得るに非ざるにあらずや。相望むるに倶有因と爲らざるに非ず。」同じく一の所造の果を得るに非ずと雖も、而も更に餘に同一果の義あり。大と所造とは、必ず一果なきが故に、生等を例するは、理定んで齊しからず。又、諸の大種と生等の相とは、設ひ互に相望むるも同一果ならず、而も互に果と爲るが故に、倶有因を生ずることを得。大と所造とは、是くの如き義なし。「豈、心と心の隨相とは、互に果と爲るに非ずして、而も心と相と倶有因と爲るにあらずや。大と所造とも亦、應に是くの如くなるべし。何が故に因に非ざるや。」此の例は等しきに非ず。心と隨相とは、復相望めて互に果と爲るに非ずと雖も、而も彼の隨相は互に果法と爲り。定んで心と互に果と爲る義あり。又、心の隨相と心と一果なるが故に、心と彼れと倶有因と爲る。大と所造とは、是くの如き事なきが故に、大は彼れに於て倶有因に

【二六】 倶有因なるは、一の大種が大種たる爲めには、他の三大種と共同せざるべからざるを以て、これ倶有因なり。又、同類を相望する前念の大種より後念の大種の生ずるは同類因なり。

【二七】 生因 (Janana-hetu)
依因 (Niśraya-hetu)
立因 (Pratiṣṭhā-hetu)
持因 (Upastambha-hetu)
養因 (Upabṛṃhaṇa-hetu)

非ず。又、所造の色には善、不善あり。大種は一向に無記性の攝なり。是くの如きの相は、俱有因を成ずるに非ず。「若し爾らば、大種は無記の造色に望むれば、應に俱有因を成ずべし。」爾らず。所造の善、不善、無記は、同一の種類なるが故に。同一類の色は、少分は大種を以て因と爲し、少分は、大種を因と爲すに非ず。是くの如きの理無し。一類の法の少分は、心と相應し、少分は心と相應するに非ず、是くの如きの義なきが如し。又、大種は過去世に在り、所造の色も去來に通ずと許す。今、俱有因は是くの如き理あるに非ず。又、成就別なるが故に、此の因なし。謂はく、[二八]有るは諸の所造を成就して大種に非ず。或は有るは能造の大種を成就して所造の色に非ず。俱有因に是くの如きの相あるに非ず。故に大と造とは俱有因に非ず。相應因に非ず。相應ならざるが故に。亦、遍行、及び異熟因に非ず。大種は無覆無記の性なるが故に。同類因に非ず。俱時の起なるが故に、設ひ後に起る者も、同類に非ざるが故に、無記の同じき有りと雖も、而も種類異なるが故に。「心と受等の如きは、種類は別なりと雖も、而も互に相望めて同類因と爲る。」大と所造とも亦、應に爾るべし」とは、理亦、然らず。受等と心とは、種類は別なりと雖も、同一果なるが故に、因と爲ることを得。此れに由りて應に知るべし、說くこと道理に緣る。又、[二九]本論の中、亦、文證あり。大と造色に望むるに五種因なし。說くが如し。「色處有り、無記を因と爲すに非ず、亦、無記に非ず。謂はく、善の色處なり」と。若し諸の大種を所造の色に望むるに、五因の內に於て隨つて一因を作すも則ち此の句義は、應に成立せざるべし。若し爾らば、應に經論と相違すべし。契經に言ふが如し。『四大種に因りて、色蘊を施設す』と。[三〇]本論も亦、言はく、『大種と所造とは、因と增上等』と。俱に相違せず。生因等に據りて此の言を說くが故に。大と所造と生因と爲るとは、彼れより起るが故なり。母の子を生むが如し。依因と爲るとは、彼れに隨ひて轉ずるが故なり。臣の王に依るが如し。立因と爲るとは、能く任持するが故なり。地の物を持つが如し。持因と爲るとは、彼の力の持つに由つて斷ぜ

【二八】發智論十三（大正藏二六・九八一下）

【二九】本論とは、發智論第十三（大正藏二六・九八三上）參照。

【三〇】本論。發智論十三（大正藏二六・九八四上）。

ざらしむるが故なり。食の命を持つが如し。養因と爲るとは、能く增長するが故なり。猶し樹根の水に沃潤せらるゝが如し。是くの如きは則ち大が所造の與めに、起と變と持と住と長との因の性と爲ることを顯はす。或は生因とは、一切の大種、所造色を生ず。諸の大種を離れて、造色の生あるに非ざるが故に。造色の生じ已りて同類相續して斷ぜざる位の中、火を依因と爲す。能く乾燥して爛壞せざらしむるが故に。水を立因と爲す。能く浸潤を爲して、散ぜざらしむるが故に。地を持因となす。能く彼れを任持して墜ちざらしむるが故に。風を養因と爲す。能く彼れを引發し、增長せしむるが故に。是くの如く大種は、所造の與に俱有等の五種の因の義なしと雖も、而も生等の五種の別因あり。故に經論と相違の失なし。

此の中、上座は、妄りに是の言を作す。「生等の五因は聖教の說に非ず」と。彼れ謂はく、「聖教に曾つて此の名なし」と。未だ彼の宗は何を聖教と名くるかを審にせず。[三一]鳩摩羅設摩の文頌と爲んや。扇帙略造る所の論門と爲んや。且らく佛教の中に、此の名想あり。契經に說くが如し。『愛は士夫を生じ、愛は自體を生ず』と。又、契經に說かく『戒に依り、戒に住す、名色は識に依り、識は名色に依り、頌は文士に依る』と。又、契經に說かく『四食は求生、已生の有情を建立し、攝益す』と。又、契經に說かく、『水は地等を持つ』と。又、契經に言はく『正法を聽聞して、能く如理の作意をして圓滿ならしむ、乃至、廣說　汝等は信に由りて、家法を棄捨し、非家に趣き、信に長養せられ、睡眠力を制し、乃至、廣說』ど。唯、汝の所執の舊隨界の因は、諸の聖教の中、都て說く處なし。

諸の所造色を、自ら互に相望するに、但、三因あり。所謂る、俱有・同類・異熟なり。所造の類に據りて、三因あるべし。一切あるに非ず。俱有因とは、謂はく、[三二]隨心轉の身語二業なり。七支相望するに展轉して因と爲る。同類因とは、一切の前生を、後の同類に於てするなり。異熟因とは、謂はく、諸の不善、及び善の有漏の身語二業の、能く異熟の眼根等の果を招くなり。

【三一】鳩摩羅設摩 Kumāra=śarmati.

【三二】隨心轉云云。定俱戒、道俱戒による七支の無表は相互に望むるに、互に依存的關係を有し、俱有因なり。

所造は大に於て、但一因と爲る。謂はく、異熟因なり。身語二業は、能く異熟の大種の果を招くが故なり。

第六節　等無間緣としての心心所相互の關係

[三三]已に諸法の𢩀所の緣より生ずるを辯じたり。當に宗に隨ひて、委しく等無間緣の義を辯ずべし。前に總じて、諸の心心所の已生なるは、最後を除いて等無間緣と爲ると說きたりと雖も、未だ決定して、何の心の無間に、幾くの心有りて生ずるや。復幾くの心より、何の心有りて起るやを說かず。今、當に定んで說くべし。

第一項　三界十二心

心に多種あり。如何が彼れに依りて定んで說くべきや。且らく略して心に十二種ありと說く。云何が十二なるや。頌に曰はく、

欲界に四心あり。　善・惡・覆・無覆なり。
色と無色には惡を除く。　無漏には二心あり。

論じて曰はく、且らく欲界に於て四種の心あり。謂はく、善・不善・有覆無記・無覆無記なり。色と無色との界には、各、三心あり。謂はく、不善を除く。[三四]餘は上に說くが如し。是くの如きの十種は、有漏心と說く。若し無漏心は、唯、二種あり。謂はく、學と無學となり。合して[三五]十二を成ず。

第二項　十二心の相生

此の十二心、互に相生ずとは、頌に曰はく、

欲界の善は九を生じ、　これは復た八より生ず。
染は十よりして四を生じ、　餘は五より七を生ず。

【三三】此の段は等無間緣としての心心所相互の關係を述ぶ。卽ち前に等無間の事を論じたるを補うて細論するなり。

【三四】餘は云云。不善を除く餘の三心のあることは欲界の場合と同じ。

【三五】婆沙十一（大正藏二七・五三下以下）雜心論十（大正藏二八・九五九下）

色の善は十一を生じ、　此れは復九より生ず。
有覆は八より生じ、　此れは復六を生ず。
無覆は三より生じ、　此れは復能く六を生ず。
無色の善は九を生じ、　此れは復六より生ず。
有覆は七より生じ、　無覆は色に辯じたるが如し。
學は四よりして、五を生ず、　餘は五よりして、四を生ず。

論じて曰はく、欲界の善心の無間に[三六]九を生ず。謂はく、自界の四と、色界の二心と、(入定の時と及び[三七]續生の位に於て、其の次第の如く、善と染との心を生ず。何の善心を生じ、復何の地の攝なるや。此れは初位に於て、加行心を生ず。若しは後時に於て、離欲の得を生ず。隨順して住するが故に、彼の生得の善心を起すべき無し。此の間に生在して、彼れをして起つて現前せしむること能はざるが故に。有るが說かく、「彼の心は、未至地の攝なりと。有るが言はく、「亦、初靜慮に攝在す」と。有るが說かく、「亦、靜慮の中間に在り」と。尊者、妙音は、是くの如き說を作す。「乃至、亦、第二靜慮に在り、超定の時、地を隔てて而も起るが如し」と。有るが是の說を作す。「非等引の心は力の能く隔地の心を牽きて起すこと無し。」是の故に彼れの說は、理定んで然らず。)及び無色の一と、(續生位に於て、欲の善の無間に、彼の染心を生ず。)並に學、無學なり。(隨順して住するが故に。欲の善の無間に、必ず定んで色、無色の纒、無覆無記を生ぜず。彼れは皆な自界の心に繫屬するが故に。亦、定んで無色界の善を生ぜず。彼れは此れに於て、四遠あるを以て遠きが故に。一には[三八]所依遠、二には[三九]行相遠、三には[四〇]所緣遠、四には[四一]對治遠なり。)

[四二]卽ち此れは復八より無間に起る。謂はく、自界の四と、色界の二心、(出定の時に於て、[四三]彼の善より起る。初靜慮の染の定に惱さらるゝ時、[四四]彼の染心より、欲の善を生ず。求めて下の善に依りて退

【三六】九とは、欲界の四なる善。不善。有覆無記。無覆無記。色界の二なる善と染なる有覆無記。無色界の只一なる染の有覆無記、と及び學と無學との九である。尙本文中の(　)は上文の說明となる文なり。

【三七】續生云云。續生とは、死して他界に生ずることを言ひ、此の續生の時には、何界に生ずるも染心なるを以て、善と共に染も等無間緣とするものなり。

【三八】所依遠(Āśraya-dūratā)。所依とは依身のことにて、無色界の身中には如何なる欲界の法も現起することなきを云ふ。

【三九】行相遠(Ākāra-dūratā)。とは無色界にありて下地を厭ひ向上の修行をなすとき、唯、第四禪を下地と觀じて行じ、直接に欲界の五蘊を緣じて此の行相をなすことなきを言ふ。

【四〇】所緣遠(Ālambana-dūratā)。とは欲界の法を所緣とせざることを云ふ。

【四一】對治遠(Pratipakṣa-dūratā)。とは對治に四種ありて一に厭對治、二に斷對治、三に持對治、四に遠分對治なり。未だ欲界の貪を離れざるものは、無色界定を起して欲界の

するを防がん爲めの故なり。）及び學と無學となり。謂はく、出觀の時なり。

[四五] 染とは、謂はく、不善と有覆無記との二にして、各、十より無間に生ず。謂はく、自界の四と、及び色と無色との六となり。續生位に於て、上界の六心は皆な命終に欲の二染を生ずべし。必ず無漏生の染汚心なきが故に、此れは學、無學より起るに非ず。[四六] 即ち此の無間に能く四心を生ず。謂はく、自界の四なり。餘は生ずる理なし。必ず下地の染心の無間に、能く上地、及び無漏の心を生ずること無し。餘とは、謂はく、[四七] 欲纏の無覆無記なり。此の心は、五より無間に生ず。謂はく、自界の四、及び [四八] 色界の善なり。欲界の化心は、彼れより生ずるが故に。即ち此れの無間に、能く七心を生ず。謂はく、自界の四と、及び色界の二と、（善と染汚となり。入定の時に於て、欲界の化心は、還、彼の善を生じ、續生の位に於ては、欲界の無覆、彼の染心を生ず）並に無色の一となり。續生の位に於て、此の無覆心は、能く彼の染を生ず。是くの如く已に欲界の四心の無間に、從生、能生の決定を辯じたり。

[四九] 色界の善心の無間に [五〇] 十一を生ず。謂はく、無色の無覆無記心を除く。異熟生の心は、自界に屬するが故に。[五一] 即ち此れは復九より無間に起る。謂はく、欲界の二染汚心を除き、及び無色の無覆無記を除く。[五二] 有覆は八より無間に生ず。欲の二染と、及び學と無學とを除く。[五三] 即ち此れの無間に能く六心を生ず。謂はく、[五四] 自界の三と、欲の善・不善・有覆無記となり。[五五] 無覆は三より無間に起る。謂はく、唯、自界にして、餘は生ずるの理なし。[五六] 即ち此れの無間に、能く六心を生ず。謂はく、自界の三と、欲と無色との染となり。已に色界の三心の相ひ生ずるを辯じたり。

[五七] 無色界の善の無間に九を生ず。謂はく、欲の善と、欲と色との無覆とを除く。[五八] 即ち此れは、六より無間に生ず。謂はく、自界の三と、及び色界の善と、並に學と無學となり。[五九] 有覆の無間に能く七心を生ず。謂はく、自界の三と、及び色界の善と、欲と色との界の染なり。即ち此れも亦、七より

惡戒等に對して厭對治斷對治をなすを得ざるを言ふ。

【四二】 即ち此れは云云。この段は頌中の第二句の欲の善心は八より生ずることを釋せるものなり。

【四三】 彼のとは色界の意にして身が欲界にありて色界定に入りたる時なり。

【四四】 彼の染心云云。色界定に入り、ここに味著して上定に進み得ざる時、この定をも退く恐れあるを以て下地即ち欲界の善心を起して之れを防がんとするものにて、この時の欲の善心は、即ち色の染より等流せるものなり。

【四五】 此の段は、頌中の第三句、即ち欲の染は十より生ずることを述せるものなり。

【四六】 即ち此の云云。この段は頌中の第四句、欲の染は四を生ずることを述す。

【四七】 欲纏（Kāmāvacara）。とは欲界のことなり。

【四八】 色界の善とは、色界の定より生ずる欲界の能變化心なり。

【四九】 色界云云。此の段は頌中の第五句、色の善は十一を生ずることを釋す。

【五〇】 十一とは欲界の四心、色界の三心、及び無色界の二心、無漏の二心となり。

【五一】 即ち此れは云云。頌中

無間に起る。謂はく欲色の染及び學、無學の心を除く。[六〇]無覆は、色に說きたるが如く、三より無間に生ず。謂はく、自界の三なり。餘は皆な理に非ず。卽ち此の無間に能く六心を生ず。謂はく、自界の三と、及び欲色の染なり。已に無色の三心の相ひ生ずるを辯じたり。

[六一]學の心は、四より無間に起る。謂はく、卽ち學の心と、及び三界の善となり。卽ち此の無間に能く五心を生ず。謂はく、前の四心と、及び無學の一となり。三界の染に非ず。互に相違するが故に、諸の無覆に非ず。明利ならざるが故に。

[六二]餘とは、謂はく、無學は五より無間に生ず。謂はく、三界の善と、及び學と無學の二なり。卽ち此の無間に能く四心を生ず。謂はく、三界の善と、及び無學の一となり。學心を生ぜざるは、彼れの果に非ざるが故なり。染と無覆に非ざるは、前に說けるが如きの故に。

第七節　二十心

第一項　二十心とは如何

[六三]十二心の互に相生することを說き已りつ。云何が此れを分ちて二十心と爲すや。頌に曰はく、

十二を二十と爲す。　謂はく、三界の善心に、
加行と生得とを分つ。　欲の無覆に四を分つ。
異熟と威儀路と　工巧處と通果となり。
色界には工巧を除く。　餘の數は前說の如し。

論じて曰はく、三界の善心に各二種を分つ。謂はく、[六四]加行得と、[六五]生得と別なるが故に。欲界の無覆は、分ちて四心と爲す。一には異熟生、二には威儀路、三には工巧處、四には通果心なり。色の無覆心を、分ちて三種と爲す。工巧處を除く。上界には都て、種々、工巧の事を造作すること無き

の第六句、色の善心は九より生ずることを釋す。
【五二】有覆は云云。頌中の第七句、色界の有覆は八より生ずることを釋す。
【五三】卽ち此れは云云。頌中の第八句、色界の有覆は六を生ずることを釋す。
【五四】自界の三は、善と二無記心なり。
【五五】無覆云云。頌中の第九句、色の無覆は三より生ずることを釋す。
【五六】卽ち此れの云云。頌中の第十句、色の無覆は六を生ずるを釋す。
【五七】無色界云云。頌中の第十一句、無色の善は九を生ずることを釋す。
【五八】卽ち此れは云云。頌中の第十二句、無色の善は六より生ずることを釋す。
【五九】有覆云云。頌中の第十三句、無色の有覆は七を生ずることを釋す。尙無色の有覆は七より生ずるをも釋す。
【六〇】無覆云云。頌中の第十四句、無色・無覆は三より生じ、六を生ずることを釋す。
【六一】學の云云。頌中の第十五句、學心は四より生じ、五を生ずることを釋す。
【六二】餘とは云云。頌中の第十六句、餘（無學）は五より生じ、四を生ずることを釋す

が故に。無色界は行等の事なきが故に、威儀路なし。[66]第六攝受支の三摩地無きが故に、亦、通果なし。有るが謂はく、「無色は、色等を境界と爲して緣ぜざるが故に、彼の界には、威儀路等の二無記心あること無し」と。彼れは卽ち應に空無邊處の近分定に、威儀路等ありと許すべし。若し彼の定は此れ有るべきこと無きが故に、過なしと謂はゞ、前は卽ち因に非ず。色等を境界となして緣ずる者と雖も彼れ亦此れ有るべきことなしと許すが故に。[67]是の如きの理に依り、欲界に八あり、色界に六あり、無色に四あり、學、無學の心と合して二十と爲す。

第二項　二十心の相生

是くの如き二十の互に相生ずることは、且らく、[68]欲界を說かば、八種の心の中に、加行の善心の無間に十を生ず。謂はく、自界の七。通果心を除く。（自類は淨定の無間に生ずるが故に。）及び色界の一加行善心、並に學無學なり。卽ち此れは復八より無間に起る。謂はく、自界の四の二善と二染と、及び色界の二の加行と有覆と、並に學と無學となり。

[69]生得善心の無間に九を生ず。謂はく、自界の七、通果心を除く、及び色、無色の有覆無記なり。卽ち此れは復た十一心より起る。謂はく、自界の七、通果心を除く、及び色界の二の加行と有覆、並に學と無學となり。[70]二染汚心の無間に七を生ず。謂はく、自界の七、（通果心を除く。）卽ち此れは復十四心より起る。謂はく、自界の七、（通果心を除く、）及び色界の四、（加行善と通果心を除く）、並に無色の三なり。（加行善を除く。）

[71]異熟と威儀との無間に八を生ず。謂はく、自界の六、（加行善と通果心とを除く）、及び色と無色の有覆無記なり。卽ち此れは復七より無間に起る。謂はく、自界の七なり。（通果心を除く。）

[72]工巧處心の無間に六を生ず。謂はく、自界の六なり。（加行善と通果心とを除く。）卽ち此れは復七より無間に起る。通果心を除く。

【六三】此の段は、前述の十二心を更に細分して二十心となし、前の如く、其の各心の相生の次第を明す。婆沙一一（大正藏二七・五四上）雜心論十（大正藏二八・九五六）俱舍七・一一右。

【六四】加行得（Prāyogika）。とは後天的に修行經驗に依りて得することを言ふ。

【六五】生得（Upapattilābhika, Upapatti-Pratilambhika）。とは先天的に生得するを云ふ。

【六六】雜心論十（大正藏二八・九五六上）枝所攝善非分故。

【六七】是くの如き云云。今如上の理を次に圖示すれば、

欲界八——二善、二染、（生得、加行）四無記、
色界六——二善、一染、三無記（工巧を除く）
無色界四——二善、一染、一無記（異熟）
學と無學。

【六八】此の段は、欲界八心の相生を釋し、先づ第一に加行の善心に就いて論ず。

【六九】欲界八心の第二、生得善心の相生に就いて論ず。

【七〇】欲界八心の第三、第四の二染汚心の相生に就いて論ず。

【七一】欲界八心の第五、第六の異熟、威儀の相生に就いて論ず。

七三 通果心より無間に二を生ず。謂はく、自界の一、(即ち通果心)、及び色界の一、(即ち加行善なり。)即ち此れも亦、二より無間に起る。謂はく、即ち前説の自と色との二心なり。

七四 欲界の心の互に相生ずるを説き已りぬ。次に色界を説かん。六種の心の中、加行の善心より無間に十二を生ず。謂はく、自界の六と、及び欲界の三、(加行と生得と通果心と)、並に無色の一、(加行の善心)、學と無學の心なり。即ち此れは復十より無間に起る。謂はく、自界の四、(威儀路と異熟生とを除く)、及び欲界の二、(加行と通果)、並に無色の二、(加行と有覆)、學と無學の心なり。

七五 生得の善心の無間に八を生ず。謂はく、自界の五と、(通果心を除く)、及び欲界の二と(不善と有覆)、並に色界の一、(有覆無記なり)。即ち此れは復た五より無間に起る。謂はく、自界の五、(通果心を除く。)

七六 有覆無記の無間に九を生ず。謂はく、自界の五、(通果心を除く)、及び欲界の四なり。(二善と二染)。即ち此れは復十一心より起る。謂はく、自界の五、(通果心を除く)、及び欲界の三、(即ち生得の善と威儀と異熟)、並に無色の三なり。(加行善を除く。)

七七 異熟と威儀との無間に七を生ず。謂はく、自界の四、(加行善と通果心とを除く)、及び欲界の二、(不善と有覆)、並に無色の一、(有覆無記なり)。即ち此れは復た五より無間に起る。謂はく、自界の五なり。(通果心を除く)。

七八 通果心より無間に二を生ず。謂はく、自界の二、(加行と通果なり)。即ち此れも亦二より無間に起る。謂はく、即ち前説の自界の二心なり。

七九 色界の心の互に相生ずるを説き已りぬ。次に無色を説かん。四種の心の中、加行の善心の無間に七を生ず。謂はく、自界の四と、及び色界の一、(加行善心)、並に學と無學となり。即ち此れは復六より無間に起る。謂はく、自界の三、(唯、異熟のみを除く)、及び色界の一、(加行善心)、並に學と

【七二】欲界八心の第七、工巧處心の相生に就いて論ず。
【七三】欲界八心の第八、通果心の相生に就いて論ず。
【七四】此の段は、色界六心の相生に就いて述べ、先づ第一に加行善心の相生に就いて論ず。
【七五】色界六心の第二、生得善心の相生に就いて論ず。
【七六】色界六心の第三、染汚心なる有覆無記心の相生に就いて論ず。
【七七】色界六心の第四、五、異熟と威儀の二無記心の相生に就いて論ず。
【七八】色界六心の第六、通果心の相生に就いて論ず。
【七九】此の段は、無色界の四心の相生を述べ、先づ第一にその加行善心の相生に就いて論ず。

無學となり。

八〇 生得の善心の無間に七を生ず。謂はく、自界の四、及び色界の一、(有覆無記)、並に欲界の二、(不善と有覆なり)。即ち此れは復四より無間に起る。謂はく、自界の四なり。

八一 有覆無記の無間に八を生ず。謂はく、自界の四と、及び色界の二、(加行と有覆)、並に欲界の二、(不善と有覆となり)。即ち此れは復十より無間に起る。謂はく、自界の四と、及び色界の三、(生得と異熟と威儀路)、並に欲異の三、(名は色に說きたるが如し)。

八二 異熟生心の無間に六を生ず。謂はく、自界の三、(加行善を除く)、及び色界の一、(有覆無記)、並に欲界の二、(不善と有覆なり)。即ち此れは復四より無間に起る。謂はく、自界の四なり。

八三 無色の心の互に相生ずるを說き已りぬ。次に無漏を說かん。二種の心の中、有學心より無間に六を生ず。謂はく、通じて三界の加行の善心、及び欲の生得と、並に學と無學となり。即ち此れは復た四より無間に起る。謂はく、八四 三加行と、及び有學の心なり。無學心より無間に五を生ず。謂はく、前の有學の所生の六の中、有學の一を除く。即ち此れは復五より無間に起る。謂はく、三加行と、及び學と無學となり。

八五 復何の緣ありて、加行の無間に、能く異熟工巧、威儀を生じながら、八六 彼れの無間に、加行善を生ずるに非ざるや。且らく、異熟生は、先業の力に由りて引發せらるゝが故に、八七 勢力は羸劣なり。功用を作して引發せらるゝものに非ざるが故に、加行の善心を引起すること能はず。故に彼れは加行善を生ずること能はず。八八 出心は功用に由らずして轉ずるが故に、加行の無間に彼れを生ずること遮なし。「若し爾らば、染心の無間には、加行善を生ざるべし。境界に染著し、善に違忤するが故に。勢力劣なるが故に。」斯の過失なし。煩惱の數々現前するを厭倦して、是の思惟を作す。何の方便を設けて、無義の聚をして止息し行ぜざらしめん。便ち如實に過失の起る境を知り、能く功德を生じ、

【八〇】無色界四心の第二、生得善心の相生に就いて論ず。

【八一】無色界四心の第三、染汚心なる有覆無記心の相生に就いて論ず。

【八二】無色界四心の第四、異熟心の相生に就いて論ず。

【八三】此の段に於ては學、及び無學の心の相生に就いて論ず。

【八四】三加行とは三界の加行善心の意なり。

【八五】此の文は、加行善に對する難なり。

【八六】異熟等を指す。

【八七】勢力云云。異熟は現在の特別の功用によりて引起せられたるものに非ず、前生の業に報いて任運に起りたるもの故に勢力劣る。

【八八】出心とは、加行善心より出づる心、此の出心は任運に起る、之れは加行善心の無間に三無記心を生ず。

我れの當に起すべき煩惱の現前を脱し、尋いで復覺知し、善を起して防護せん。斯の願力に由りて能く加行を起し、無始の時より來、數染を習ふが故に、勢力劣ならず。故に染の無間に加行善を生ず。[八九]欲界の生得の行相は明利なり。勝功用の引發する所に非ず。明利なるを以ての故に。彼の學無學の心と、[九〇]色界の加行より無間に起ること有るべし。勝功用の引發する所に非ざるが故に、此れより彼の心を引生すること能はず。色、無色の界の生得の善心は、明利ならざるが故に、勝功用の引發する所に非ざるが故に、學無學は、他界の加行の無間に起るに非ず。亦、此れより彼の心を引生するに非ず。又、欲の生得は、明利なるを以ての故に、色の染より無間に生じ、能く防護を爲すべし。色界の生得は、明利ならざるが故に、無色の染の無間に起るに非ず。

第八節　聖道の出入

[九一]作意に三あり。謂はく、自・共相・勝解の作意なり。差別あるが故に。云何が名けて[九二]自相作意と爲すや。謂はく、諸の色の、變礙を相と爲すを觀じ、乃至、識の了別を相と爲すを觀ず、是くの如き等の觀に相應する作意なり。云何が名けて[九三]共相作意と爲すや。謂はく、十六行と相應する作意なり。云何が名けて[九四]勝解作意と爲すや。謂はく、[九五]不淨觀、及び四無量・有色解脱・勝處・遍處、是くの如き等の觀に相應する作意なり。

是くの如き三種の作意の無間に、[九六]聖道現前し、聖道の無間に、亦、能く具さに三種の作意を起す。若し是の説を作さば、便ち此の言に順ず。不淨觀と倶行して、念等の覺分を修すと。

有餘師の説かく、「唯、共相作意の無間に聖道現前し、聖道の無間に、方に能く具に三種の作意を起す。「若し爾らば何が故に、契經の中に、[九七]『不淨觀と倶行して、念等の覺分を修す』と言ふや。」不淨觀に由りて、心を調伏し已りて、方に能く共相作意を引生し、此れより無間に、聖道現前す。此

【八九】此の段は、生得善に對する雜に就きて述す。

【九〇】色界の加行とは、色界の定心のことなり。

【九一】此の段は、聖道の出入に就いて論ず。即ち前の十二心又は二十心の相生が作意に依つてなされるもの故に、こゝに作意を明し聖道の出入を述ぶるなる。

【九二】自相作意（Sva-lakṣaṇa-Manaskāra）。とは五蘊の自體の相を觀する作意にて、此の時には餘の受想等の心所も起れども、作意の心所が强く用らく故に作意を以て標す。

【九三】共相作意(Sāmānya-lakṣaṇa-manaskāra)。苦空無常無我等は色法にも心法にも通ずる法の共相なり。その共相の觀智と相應する作意を共相作意と名く。

【九四】勝解作意（Adhimukti-manaskāra）。勝解とは境に於て繋せられず、礙へられず無礙自在に轉ずること。かくの如き勝解による不淨假想觀等の作意を言ふ。

【九五】不淨觀　Aśubhā-bhāvanā, Asubhā-bhāvanā
四無量　Catvāry apramāṇāni, Catasso appamaññiyo
有色解脱　Sarūpa-vimokṣa, Sarūpa-vimokhā

れに依りて展轉する密意を說くが故に、過あること無し。

有餘の復言はく、「唯、共相作意より無間に、聖道現前し、聖道の無間にも亦、唯、能く共相作意を起す」と。此の言は失あり。所以は何ぞ。[九八]未至等の三地に依りて、正性離生に證入すれば、聖道の無間に欲界の共相作意を生ずべし。欲界の中の共相作意は、彼の聖道を去ることを極遠に非ざるを以ての故に。若し第二、第三、第四の靜慮に依りて、正性離生に證入すれば、聖道の無間に何の作意を起すや。欲界の共相作意を起すに非ず。極遠なるを以ての故に。又、彼の地に於て、有るべきこと無きが故に。彼の地に已に曾つて得せる共相作意の、曾つて得せる[九九]順決擇分に異なるもの有るに非ざるを以てなり。諸の聖者の順決擇分は、復現前すべきに非ず。得果し已りて、重ねて加行道を發生すべきに非ざるが故なり。彼れ今、應に說くべし。此の聖道の後、何の共相作意、現前に起るや、「豈、順決擇分に繫屬し、亦、彼の類の共相作意を修するにあらずや。諸行は皆な是れ無常なり、と觀じ、一切法は、皆な是れ無我なり、涅槃寂靜なりと觀ずるが如く、聖道の無間に彼れを引き現前せしむ」と。此の救は理に非ず。加行の所修に繫屬する作意は、得果の後、引きて現前すべきに非ず。是れ彼の類なるが故に、前說の聖道の無間に通じて三作意の現前すとは、理に於て善と爲す。

[一〇〇]若し未至定に依りて、阿羅漢果を得て、後の出觀の心は、或は卽ち彼の地、或は是れ欲界なり。

[一〇一]無所有處に依りて、阿羅漢果を得したる後の出觀の心は、或は彼の地、或は是れ有頂なり。

若し餘地に依りて、阿羅漢果を得したる後の出觀の心は、唯、自にして、餘地に非ず。

欲界の中に於て、三の作意あり。一には[一〇二]聞所成、二には[一〇三]思所成、三には[一〇四]生所得なり。色界にも亦、三種の作意あり。一には聞所成、二には[一〇五]修所成、三には生所得なり。思所成は無し。心を擧げて思ふ時、卽ち入定するが故なり。無色には、唯、二種の作意あり。一には修所成、二には

勝處 Abhibhāyatanāni

遍處 Kṛ'snāyatanāni, Kasin=ayatanāni

【九六】聖道とは見、修、無學の三道。

【九七】不淨觀云云。不淨觀は勝解作意の一なるを以て、唯、共相作意のみの無間に聖道現前すと言ふべからずとの難なり。

【九八】未至云云。未至定、初定、中間定の三なり。

【九九】順決擇分云云。見道に入る前の煖、頂、忍、世第一の加行位を順決擇分と云ふ。未だ聖道を起さざるが故に、無漏道を得せしことなく、有るものは只この順決擇分の共相作意のみなりとの意なり。

【一〇〇】若し未至云云。不還果の聖者が初めて無學果を得て、無漏定を出ずる時のこと。無學果を得るには、未至、中間、四根本靜慮下三無色の九地の無漏定による。その中、今は身は欲界にありて未至定によりて無學果を得る人のことなり。

【一〇一】無所有處云云。身は有頂にありて、無所有處によりて無學果を得し、涅槃に入る人のこと。

【一〇二】聞所成作意（Śrutam=ayo-manaskāra）。聞慧相應の作意を言ふ。

生所得なり。欲界の聞、思の作意の無間に、聖道現前し、聖道の無間に、具に三種の作意を現前に起す。諸の聖道は、必ず加行道に繋屬して起るを以ての故に。生得善の作意の無間に、聖道現前するに非ず。色界の聞、修の作意の無間に、聖道現前し、聖道の無間に、亦、唯、彼の二種の作意を起す。無色は、唯、修作意の無間に、聖道現起し、聖道の無間に亦、唯、修を起し、生得を起さず。若し第二靜慮以上に生じて、初靜慮の三識身を起す時、諸有の未だ自地の染を離れざる者は、彼れ自地の善染、無記の作意より無間に、三識現前し、三識の無間に、還自地の三種の作意を生ず。諸有の已に自地の染を離れたるは、染の作意を除きて、唯、善と無記の作意の無間に、三識現前し、三識の無間に亦、唯、此の二種の作意を起す。

第九節　十二心の中に於ける相互的關係

[一〇六]前に説く所の十二心の中に於て、何の心の現前するとき、幾くの心を得すべきや。頌に曰はく、

三界の染心の中には、　六と六と二との種を得し、
色の善には三、學には四、　餘は皆な自ら得すべし。

論じて曰はく、欲と色の染心の正しく現前する位には、十二心の內、各[一〇七]六心を得す。無色の染心の正しく現前する位には、十二心の內、唯、[一〇八]二心を得す。一剎那と爲すは、應に爾らずと言ふべし。

且らく欲界の染汚心を起す時、或は[一〇九]界退還、或は[一一〇]續善本、或は[一一一]退勝德の此の三位に於て、數有るべきに隨ひて、總じて六心を得す。界退還の時は、自の無覆を除き、定んで自界の善等の三心を得す。色界の染心も亦得すべし。

續善本の位は、自の善心を得す。疑心の中に善根を續くるを以ての故に。退勝德の位は、三界の

【一〇三】思所成作意（Cintāmayo-manaskāra）。思慧相應の作意を言ふ。

【一〇四】生所得作意（Upapattipratilambhiko-manaskāraḥ）。生得慧相應の作意なり。

【一〇五】修所成作意（Bhāvanāmayo-manaskāraḥ）。禪定的修養の結果にある作意なり。

【一〇六】此の段は、前述の十二心の中に於ける相互的關係を述す。

【一〇七】六心とは、欲界にありては、欲界の善、不善有覆、色界の有覆、無色界の有覆、及び學の六心なり。色界にありては、欲界の無覆心、善心、無覆心、色界の有覆心、無色界の有覆心、及び學心の六心なり。

【一〇八】二心とは、無色界の有覆心と學心なり。

【一〇九】界退還（Dhātu-pratyāgamana）。之れは、色無色界に命終して、欲界に生ずるを上界より退して、下界に立歸へる故に、界退還と言ふ此の時の中有の初念は染心なれども、法前得により善心を得す。

【一一〇】續善本、これは俱舍論の疑續善（Vicikitsayā-kuśalapratisaṃdhānaṃ）に相當するものにて、因果撥無の邪見を起して、善根を斷じたるも

染心、及び有學心は、皆な得すべし。

若し色界の染汚心を起す時、或は界退還、或は退勝德の數あるべきに隨ひて、亦、六心を得す。界退還の時は、自の三種を得し、及び欲界の無覆無記を得す。謂はく通果心なり。退勝德の位は、色と無色との界の二染汚心、及び有學心を皆な得すべし。

若し無色の染汚心を起す時は、頓に二心を得す。謂はく、學と自の染なり。此の中、唯、退勝德の位あり。

色界の善心の正しく現前する位には、十二心の內、三心を得すべし。謂はく、自の善心と、及び欲、色界の無覆無記なり。[一二]昇進に由るが故に。有るが說かく。「根本靜慮起る時、頓に三心を得す。卽ち前に說けるが如し」と。若し汎に得を說かば、此の義無きに非ず。然れども爾の時に於ては、唯、後の二を得し、以前に一種を先に已に得するが故に。若し爾らざれば、此の位は、學心も亦、得すべし。應に四を得すと言ふべし。

若し有學心の正しく現前する位には、十二心の內、四心を得すべし。謂はく、有學心と、及び欲、色界の無覆無記と、並に無色の善なり。若しは初めて正性離生に證入すれば、爾の時の學心を、卽ち名けて得と爲す。若しは聖道の欲界の染を離るゝを以てなり。最後の所起の解脫の時、欲と色との界の無覆無記を得す。若し聖道を以て色界の染を離れ、無色の善を得れば、此の中の離の言は、究竟の離に非ず。色の染に於て、未だ全く離れざる時、無色の善心已に得べきを以ての故に。有るが說かく、「全に色界の染を離るゝ時、無色界の根本地の善を得す」と。若し爾らば、應に亦、學心を得すと說くべし。欲染を離るゝ時も亦、色善を得す。是れ則ち應に學心は五を得すと說くべし。

[一三]餘とは、謂はく、前に說きたる染等の心の餘なり。謂はく、三界の三無覆無記、欲と無色の善、及び無學の心なり。彼の心の正しく現前する位の得心の差別を說かず。應に知るべし。彼の心の正

のが、因果の理のあることに思ひ至り、前に斷じたる欲界の生得善を取り戻し續善することなり。

【一二】退勝德は倶舍の起惑退に相當するものにて下地の煩惱を斷じたるものか、又その惑を起して退するを云ふ。

【一三】昇進とは、欲界より未至定に、未至定より根本に入る二の昇進を言ふ。

【一三】餘とは上說の欲界の染心色界の染心等の餘なる欲界の善心、三界の無記心、無色界の善心、無學心なり。

しく現前する位には、唯、自ら得すべし。色の無覆心の正しく現前する位には、都て所得なし。前に已に得せるが故に、應に說いて皆な自ら得すべしと言ふべからず。「豈、無學心の正しく起る時も亦、四を得すべからずや。謂はく、三界の善なり」と。初めの盡智の時は、未來修なるが故に、先に已に得するに非ず。未來修あるは、如何が此れは唯、自ら得すと言ふべけんや。又、無色の善の正しく現起する時も亦、學心を得。寧くんぞ、唯、自ら得せん。今、得すと言ふは、先の所成に非ず。後頌に說くが如きの故に、此の難は無し。若し爾らざれば、色善の三を得し、學心の四を得するも亦、應に餘を得すべしと說くべからざるが故に、此の義は應に思ふべし。

二四 有餘は、但言はく、「心に十一あり。學、無學の無漏は同じきを以ての故に。」卽ち此の義を約し、總じて說く。頌に曰はく、

　慧者の說かく、　染法の現起する時、二五 九を得す
　善心の中に 二六 六を得し、　無記には、唯、無記なり。

欲界の染心は、界退還の位に、自の無覆を除きて自界の三を得す。色界の染心は、界退還の位に、自の善、染、欲色の無覆無記を得す。色の染心の退無學位に、自界の染、及び有學心を得す。此れは界に約して得心の多小を論じ、地に約して辯ずるに非ず。故に九心を得。無色の善心は、得すべきことを無きが故に。

有餘師の說かく、「染は十心を得す。無色の中、下地に退生し、染心の起る位に自の善心を得するを以てなり」と。得心は界に約して立つと言ふと雖も、亦無漏心を得すと說くべきが如く、地の善心を得するは何に緣つて說かざるや。善心の中、六心を得すと言ふは、謂はく、正見を以て續善根の時、欲界の善を得す。欲染を離るゝ時、應に知るべし、頓に欲色の無覆ヶ得す。初め入定の時は、應の如く別に色、無色の善を得す。初めて離生位に入り、阿羅漢を證する時、學、無學を得す。若

【二四】雜心論九（大正藏二九・九四五上）
　若得九種法、當知穢汚心
　善心得六種、無記卽無記
【二五】欲界の善、不善、有覆、無覆の四心、色界の善、有覆、無覆の三心、無色界の有覆、學心の九。
【二六】欲界の無覆、色界の善、無覆、無色界の善、學、無學心。

し爾らば、何が故に六心を得すと言ふや。[二七]經主は應に七を得すと言ふべしと難ずるが如し。然るに學と無學は、同じく無漏なるが故に、總じて一心と說きて、六と言ふは、失なし。

有餘師は釋す。「盡智を得する時、頓に六心を得す。謂はく、三界の善、欲色の無覆、及び無漏心なり。」別時に約しても亦、六を得すべしと雖も、而も頓得に據るが故に、此の時を說くも、汎說に違なし。今の頌の意に非ず。前の義を攝せんが爲めに、復頌を說いて曰く、

託生と入定と、　及び離染と退時と
續善位に由りて、心を得す。　先の所成にあらざるが故に。

【二七】經主云云。俱舍論七・一六左參照。

卷の第二十一

[1]〔辯緣起品第三の一〕

本論第三　世間及び世界

第一章　世　間

第一節　三　界

第一項　序　説

[2]已に三界に依りて、心等を得するを辯じたり。今、應に思擇すべし。三界は是れ何ぞ、各、其の中に於て、處の別に幾くあるか。頌に曰はく、

地獄と傍生と鬼と　人及び六欲天とを、
欲界と名け、二十あり。　地獄と洲との異なるに由る。
此の上に、十七處あり。　色界と名く。中に於て、
三の靜慮に、各、三あり。　第四靜慮には、八あり。
無色界には、處なし。　生に由りて、四種あり。
同分、及び命に依りて、　心等を相續せしむ。

第二項　欲　界

論じて曰はく、[3]那落迦等の下の四趣の全、及び天の一分の眷屬[4]中有、並に[5]器世間を、總じて欲界と名く。天の一分とは、謂はく、六欲天なり。一には[6]四大王衆天、二には[7]三十三天、三には[8]夜摩（やま）天　四には[9]覩史多（とした）天、五には[10]楽變化（らくへんげ）天、六には[11]他化自在天なり。是くの如き欲界は、地獄

【一】　辯緣起品は、倶舍論に於ては、分別世品に相當するものにて、世間、及び世界に就いて論ずるものなり。

【二】　已に三界云云。先づ此の段は三界に就いて述ぶ。

【三】　那落迦等の下の四趣とは、那落迦（Naraka）即ち地獄なり。餓鬼（Preta, Peta）性貪怯劣にして形疲瘁し、身心輕躁の故にかく言はる。傍生（Tiryag-yoni Tiracchāna-yoni）此の趣の有情の身は多くは横住にして、多分の傍行のものあるが故にかく名けらる。舊譯に畜生と言ふ。人（Manusya, Manussa）增上の慢あるもの丶義。或は思慮多きもの丶義なり。

【四】　中有（Antarābhava）とは靈魂身にて、それ〳〵の趣に生を受ける以前の存在ある。三有の一なり。

【五】　器世間（Bhājana-loka）。有情の所依所住の世界のことなり。

【六】　四大王衆天（Cāturmahārājakāyika devāḥ）增上、廣目、持國、毘沙門の四天王の所領の天なり。

【七】　三十三天（Trāyastriṃśat devāḥ, Tāvatiṃsa-devā）。欲界六欲天の一にして、正法念經は善住法堂天、住峯天、住山頂天、善見城天、鉢私陀

趣等、並に器世間に總じて十處あり。地獄と洲と異なり、分けて二十と爲す。八大地獄を地獄の異と名く。一に[一二]等活地獄、二に[一三]黒繩地獄、三に[一四]衆合地獄、四に[一五]號叫地獄、五に[一六]大叫地獄、六に[一七]炎熱地獄、七に[一八]大熱地獄、八に[一九]無間地獄なり。洲の異と言ふは、謂はく、四大洲なり。一に[二〇]南贍部洲、二に[二一]東勝身洲、三に[二二]西牛貨洲、四に[二三]北倶盧洲なり。是くの如きの十二と、並に六欲天と、傍生と、餓鬼とにて、處は二十と成る。若し有情界は、自在天より無間獄に至り、若し器世界は、乃至、[二四]風輪まで、皆な欲界の攝なり。

第三項　色　界

[二五]已に欲界と、幷に處の不同を說きたり。此の欲界の上の處に、十七あり。謂はく、三靜慮處には、各、三あり、第四靜慮處には、獨り八あり。器と、及び有情とを、總じて色界と名く。第一靜慮處に三ありとは、一に[二六]梵衆天、二に[二七]梵輔天、三に[二八]大梵天なり。第二靜慮處に三ありとは、一に[二九]少光天、二に[三〇]無量光天、三に[三一]極光淨天なり。第三靜慮處に三ありとは、一に[三二]少淨天、二に[三三]無量淨天、三に[三四]遍淨天なり。第四靜慮處に八ありとは、一に[三五]無雲天、二に[三六]福生天、三に[三七]廣果天、並に五の淨居處を合して八と成る。五の淨居とは、一に[三八]無繁天、二に[三九]無熱天、三に[四〇]善現天、四に[四一]善見天、五に[四二]色究竟天なり。

[四三]廣く善の所生なるが故に、名けて梵と爲す。此の梵は、卽ち大なるが故に、大梵と名く。彼の獲得は、中間定に由るが故に、最初の生なるが故に、最後の沒なるが故に、威德の等勝なるが故に、名けて大と爲す。大梵の所有、所化、所領なるが故に、梵衆と名く。大梵の前に於て、行列し侍衞するが故に、梵輔と名く。自地の天の內の光明、最小なるが故に、少光と名く。光明の轉(うた)勝れて、量の測り難きが故に、無量光と名く。淨光の自地處に遍照するが故に、極光淨と名く。意地の受樂を說いて名けて淨と爲す。自地の中に於て、此の淨最も劣なるが故に、少淨と名く。此の淨の轉(うたゝ)、

天、住倶吒天、雜殿天、住歡喜園天、光明天、波利耶多樹園天、險岸天、住雜險岸天、住摩尼藏天、施行地天、金殿天、鬘影處天、住柔軟地天、雜莊嚴天、如意地天、微細行天、歌音喜樂天、威德輪天、月行天、閻摩娑羅天、速行天、影照天、智慧行天、衆分天、住輪天、上行天、威德顏天、威德燄輪天、清淨天の三十三天を數ふ。

【八】夜摩天(Yāmā devāḥ)。此の天は、時々快なる哉と口稱するが故にかく名けらると言はる。舊譯には唱樂天とある。

【九】覩史多天(Tuṣitā devāḥ)。舊譯は喜知足天、此の天は、その受くる所に對して喜足の心を起すが故にかく名けらる。

【一〇】樂變化天(Nirmāṇarataya devāḥ, Nirmāṇarati-devā)。舊譯には化樂天。自ら五塵を化し、自ら娛樂するが故に名けらる。

【一一】他化自在天(Paranirmitavaśavartino devāḥ, Paranirmita-devā)舊譯も同じ。他の所化の欲境に於て、自在に樂を受くるが故に名けらる。

【一二】等活地獄(Saṃjīva)。舊譯には更生とあり。衆苦身に逼り死して又尋いで蘇るこ

增して、量の測り難きが故に、無量淨と名く。此の淨の周普なるが故に、遍淨と名く。意、更に樂の能く此れに過ぐる無きを顯はす。以下、空中の天の所居の地は雲の密合するが如きを以ての故に、說いて雲と名く。此れより上の諸天は、更に雲地なし。無雲の首に在るが故に、無雲と說く。更に異生の勝福なる有りて方に往生すべき所なるが故に。說いて福生と名く。居在の方所は異生の果の中、此れ最も殊勝なるが故に、廣果と名く。離欲の諸聖は、聖道の水を以て、煩惱の垢を濯ふが故に、名けて淨と爲す。淨身の所止なるが故に、淨居と名く。或は此に住して、生死の邊を窮むること、債を還し盡すが如きの故に、名けて淨と爲し、淨者の所住なるが故に淨居と名く。或は此の天中、異生の雜なし。純聖の所止なるが故に、淨居と名く。繁とは、謂はく、繁雜なり。或は謂はく、繁廣なり。繁雜なき中に、此れは最初なるが故に、繁廣天の中、此れは最劣なるが故に、說いて無繁と名く。或は無求と名く。無色界に趣入することを求めざるが故に。已に善く雜修靜慮の上中品の障を伏除して、意樂調柔にして、諸の熱惱を離るゝが故に、無熱と名く。或は下に煩惱を生ぜしむるを熱と名く。此れは初めて離遠して無熱の名を得ず。或は復熱とは、熾盛を義と爲す。謂はく、上品の修靜慮、及び果を此れは猶ほ未だ證せざるが故に、無熱と名く。已に上品の雜修靜慮を得て果德の彰れ易きが故に、善現と名く。雜修定の障の餘品の微に至りて見、極めて淸徹なるが故に、善見と名く。更に處の有色の中に於て能く此れに過ぐること有ること無きを、色究竟と名く。或は此れ已に衆苦の所依身の最後邊に到るを、色究竟と名く。有るが言はく、「色とは、是れ積集の色なり。彼れの後邊に至るを、色究竟と名く」。と此の十七處の諸の器世間、並に諸の有情を、總じて色界と名く。

四四 有餘は、別に十七處の名を說く。初靜慮の中に總じて二處を立つ。第四靜慮に、別に無想を說く。彼の師は應に言ふべし。「處に十八あり」と。「彼の大梵を以て、梵輔天に望むるに、壽量、身量、

と本の如くかく苦を續けるが故にかく名けらる。

【一三】黑繩地獄(Kāla-Sūtra)。舊譯は同じ、黑索を以て支體を縛り、後に斬鋸せらるゝが故にかく名けらる。

【一四】衆合地獄(Saṅghāta)。舊に衆磕と譯す、衆多の苦具倶に來りて身に逼り相殘ふが故にかく名く。

【一五】號叫地獄(Raurava)。舊譯は叫喚、衆苦に逼られて悲號し叫聲を發するが故にかく名けらる。

【一六】大叫地獄(Mahāraurava)。舊譯には大叫喚、はげしき苦に逼られて、大聲を發し、悲叫するが故にかく名けらる。

【一七】炎熱地獄(Tapana)。舊譯は燒燃。火身に隨ひ轉じ、炎熾に、堪へ難き故にかく名けらる。

【一八】大熱地獄(Mahātapana)。舊譯に大燒燃、內外自他の身共に猛火を出して互に相燒害するが故にかく名けらる。

【一九】無間地獄(Avīci niraya)。舊譯も同じ。苦を受けること、無間なるが故に、又、樂を受くる間なきが故に、かく名けらる。

【二〇】南贍部州(Jambu-dvīpa)。舊譯には剡浮洲。四洲の一。この洲に贍部樹あるが

無尋、受等、皆な別あるが故に、豈、無想を廣果天に望むるに、唯、異生等の差別あるが故に、前にも亦、應に處に十八ありと言ふべきにあらずや。」此の難は理に非ず。無想天の生は、卽ち廣果天の繫業の果なるが故に。「若し爾らば、大梵の受くる所の生身も亦、梵輔天の繫業の果なるが故に、應に別に一天處と爲すと說くべからず。卽ち梵輔天の上品繫の業は、大梵の果を招く。此の業を彼れに望むるに少しく差別あるが故に、招壽等も亦、少しく不同なり。若し大梵天を彼の梵輔に望むるに、壽量等別なるも、合して一處と爲さば、則ち四五少光等の壽等、殊なりと雖も、應に一處に合すべし。大過失を成ず。」此の例は然らず。大梵は一なるが故に、要ず同分に依りて、天處の名を立つ。一梵王を同分と名くべきに非ず。壽量等餘と不同なりと雖も、然も一身に同分を成ぜざるに由るが故に、梵輔と合して一天を立つ。高下殊りと雖も、然も地に別なし。少光天等は、此れと相違するが故に、彼れは應に之れを引きて例と爲すべからず。上座は、色界に十八天を立つるが故に、是の言を作す。「諸の靜慮を修するに、各、三品あり、謂はく、上と中と下となり。三品の因に隨ひて、三天處に生ず。第一靜慮と大梵天王の自類相望するに、同分あることを得。梵輔處と勝劣殊(ことなり)あり。四六聚落邊と阿練若との處の如し。相ひ隣近すと雖も、處は同じからず、無想有情は、第四定に於て、第四處と爲す。廣果天と差別あるが故に。處は十八と成る」と。此れも亦、然らず。初靜慮地の處は、應に四なるべきが故に。無想有情は、應に廣果を離れて別立せざるべきが故に。若し三品の靜慮を修するに隨ひて、諸の靜慮地の處に、各、三ありと謂はゞ、則ち、大梵王は壽等勝るゝが故に、應に初定の上、中、下の因に異なりて、別に中間勝定業を用ひて感ずべきが故に、應に大梵は、初定の三と異なりて、別業の招く所の第四處を成ずべし。或は應に大梵は別に因あること無かるべし。無想有情と彼の廣果と、壽身の量等しくして、差別なきが故に、應に異因なく、處は第四に非ざるべきが故に、十八を立つる理は必ず成ぜず。又、若し必ず然らば、應に色究竟の壽量、身量は二十、

故に、名を立てたるものにして、我等人間の住むこの世界なり。南方にあり。

【三一】 東勝身洲 (Pūrvavideha)。四洲の一、東方にあり、身形の勝れたるが故にかく言はる。

【三二】 西牛貨洲 (Aparagodāniya)。四洲の一、西方にあり、牛を以て貨幣に易ふるが故にかく名けらる。

【三三】 北倶盧洲 (Uttarakuru)。四洲の一、北方にあり、譯して勝處と言ふも、勝は北の Uttara の譯なるが故に、唯北方の倶流國の義なり。

【三四】 風輪とは器世界の最底部をなせる部分にして、その上に諸輪あり、上にこの四洲等あり。

【三五】 已に欲界云云。以下は色界に就きて論ず。

【三六】 梵衆天 (Brahma-kāyikā-devāḥ)。大梵天の配下の大衆の住む所なり。

【三七】 梵輔天 (Brahma-prohitā-devāḥ)。大梵天の侍衞補佐の天なり。

【三八】 大梵天 (Mahābrahmā-devāḥ)。梵は清淨の義。玆には廣く善を生ずる義となせり。

【三九】 少光天 (Parittābhā-devāḥ)。

【四〇】 無量光天 (Apramāṇābhā-devāḥ)。

二十、或は六十四なるべし。然るに倶に許さず。是の故に、靜慮の三品を修する不同に約して、處に別ありと立つべからず。因に四ありと雖も、處に但三を立て、因に四を立つるが故に。又、初靜慮の處に若し三あれば、應に大梵王を梵輔處に望むるに高廣逈隔にして上下天の如くなるべし。亦應に壽量身量を倍增すべし。是れ則ち一切の建立成ぜず。然も梵衆天の壽量は半劫にして、身量も亦、半踰繕那あり。大梵天に至りては、量は皆な一半なり。若し大梵處を立てゝ第三と爲せば、應に壽と身との量を增して二に至るべし。是れ則ち以上、皆な應に倍增すべし。諸の建立する所、皆な成就せず。[四七]是の故に、迦濕彌羅國の諸大論師は、咸な大梵王の居る所を、即ち梵輔處と說く。茲に由りて、色界の處は、唯、十六なり。是くの如きの所說は、善く契經に順ず。

[四八]七識住の中、唯、邊を擧ぐるが故に、極光淨、及び遍淨天の如し。若し然らずと謂はゞ契經に應に說くべし。大梵處の梵衆天に非ざるが如く、無想有情を廣果處に望むるも、壽等に異なし。如何が別立せんと。彼れは復說いて言ふ。「第一靜慮は、壽等の建立に差別なきに非ず。彼の三天は、半半增すを以ての故に。」若し爾らば、大梵も應に亦、倍增すべし。是れ則ち、上天の建立、皆な壞す。「斯の過失なし、少光天を大梵天に望むるに、亦、半增と許すが故に。」此れは、唯、妄執なり。未だ色の天の別處の極成ずるを見ざるなり。半增あるが故に。又、正理に壞す。所以は何ぞ。旣に三品の靜慮を修するに依りて、三品の果を得し、三天を建立すと許す。何んの理ぞ、中天は下に倍增し、然も其の上處は、中に半勝なるや。故に彼の言ふ所は、唯、妄執に憑る。是の故に、色界の諸天を建立するは、唯、我が國の師の所說亂なし。

第四項　無色界

[四九]已に色界、並に處の不同を說きたり。無色界の中、都て處あること無し。無色法なるを以て、方所有ること無し。[五〇]過去と未來と無表と無色とは、方所に住せざる理、決然たるが故なり。但、[五一]異

【三一】 極光淨天(Ābhāsvarā-devāḥ)。舊譯には遍光天。又、光音天とも譯す。
【三二】 少淨天(Parīttaśubhā-devāḥ)。
【三三】 無量淨天(Apramāṇaśubh-devāḥ)。
【三四】 遍淨天(Śubhakṛtsnā-devāḥ)。
【三五】 無雲天　(Anabhrakā-devāḥ)。
【三六】 福生天(Puṇyaprasavā-devāḥ)。
【三七】 廣果天(Bṛhatphalā devāḥ)。
【三八】 無繁天(Avṛhā devāḥ)。淨居天。舊に無大求天。倶舍には無煩天とす。
【三九】 無熱天(Atapā devāḥ)。
【四〇】 善現天(Sudṛśā devāḥ)
【四一】 善見天(Sudarśanā devāḥ)。
【四二】 色究竟天(Akaniṣṭhā-devāḥ, Akaniṭṭha-devā)舊に無下天。此れ以上の有色の天あること無きが故にかく名く。
【四三】 廣く善の云云。此の段は上の諸天の名の註譯をなせるものなり。
【四四】 有餘は云云。上の色界十七處說に對して、十八處說を述べたるものにして、第四靜慮の八處に更に無想の一處を加ふるものなり。
【四五】 少光等とは少光天と無

熟生の勝劣の差別に、四種ありと說く。一に[五二]空無邊處、二に[五三]識無邊處、三に[五四]無所有處、四に[五五]非想非非想處なり。是くの如きの四種を無色界と名く。此の四は處に由りて上下あるに非ず。但生に由るが故に、勝劣に殊あり。復云何が彼れに方處なきことを知るや。謂はく、[五六]是の處に於て、[五七]彼の定を得する者は、命終して卽ち是の處に生ずるが故に。復彼より沒して、欲色に生ずる時、卽ち是の處に於て、中有起るが故に、生に由るが故に四種不同なりと雖も、上下の方處の差別なし。四種は何に緣りて次第是くの如きや。漸離欲と漸得定に由るが故に。或は卽ち生の次第の是くの如きに由る。生の因力に隨つて、果少多なるが故なり。

[五八]「有色界の一切の有情の如きは、要ず色身に依りて、心等相續す。無色界に生を受けたる有情は、何を以て依と爲して、心等相續するや。」何に緣りて、此に於て欻ち復疑を生ずるや。「諸法の中、都て執あること無きを以て、心心所法は、欲色の中に在りては、色身に依託し、相續し轉ずべし。無色界に於ては、旣に色身なし。心等は應に相續轉の義なかるべし。故に今、此に於て復疑を生ずべし。」當に知るべし。彼れは同分、及び命に依りて心等相續し、我を依と爲すに非ず。及びの聲は、餘の不相應行を攝す謂はく、得と非得と、及び生等となり。此の中に於て、同分等、實に自體有りと顯はすに非ず。前に已に成ずるが故に。但彼れの用を顯はす。謂はく能く緣と爲るなり。緣とは、謂はく、依と爲りて、心等をして(相)續せしむ、眼等の四識は一一、皆な無間滅の意、及び自の色根を用ひて、其の所依と爲し、及び依性と爲す。自の色根の所依の大種、身根、及び大、同分、命根、得等は生等を以て、但依性と爲す。身識は卽ち意、及び身根を用ひて、其の所依と爲し、及び依性と爲す。但身根の所依の大種、同分、命根、得等は生等を以て、其の依性と爲す。所依と爲すに非ず。意識は、但無間滅の意を以て、其の所依と爲し、及び依性と爲す。身根、及び大、同分、命根、得等、生等を、但依性と爲す。是くの如く欲色の有情の心等は、色、同分、命等に依りて相續す。無

量光天との事なり。

【四六】聚落邊と阿練若。阿練若は比丘の住むところにして、その周圍の在家人の住むところを聚落と云ふ。

【四七】是の故に云云。これは色界の十六天說を述せるものなり。

【四八】七識住(Sapta-vijñāna-sthitiyo, Satta viññāṇaṭṭhitiyo)。識住とは、識の安住する所といふ義にして、その安住の仕方の相違によりて三界五趣の中に於て、七種を立てたるものなり。詳しくは後に本文に述ぶ。

【四九】已に色界云云。此の段は無色界に就いて述ぶ。

【五〇】過去と云云。過去法、未來法、無表色、及び無色界の四は、空間を占領せざるものなり。

【五一】異熟生云云。異熟業に空無邊處等の果を引く別有るが故に、異熟生に四の差別あるなり。

【五二】空無邊處(Ākāśānantyāyatana, Ākāsānañcāyatana)色を厭ひて無邊空を思ひ、空無邊の解を作す處。

【五三】識無邊處(Vijñānānantyāyatana, Viññāṇañcāyatana)外空を厭ひて內識を思ひ、識無邊の解を作る處。

【五四】無所有處(Ākiñcan

色の有情は、無色なるを以ての故に、但だ同分、及び命根等に依りて、心等相續す。依あること無きに非ず。

五九 依と所依との二相は、何の別ぞ。今宗趣を詳にせんに、二相の別とは、要ず彼れ有るに由りて、此れ方に生ずることを得、無ければ則ち生せず。是れを依相と爲す。定んで彼の相と及び隨變の有るは、是れ依、及び所依相と爲すと謂ふ。「豈、色に同分等ありと雖も、而も或は、有る時には心等續かざるにあらずや。如何が彼を說いて心等の依と爲すや。」此の責は然らず。別法ありて、能く心等に遮して續かざらしむとを以ての故に。心等の續く位には、必ず彼れの依あるが故に、彼れを心等の依相と爲すことを得、現見するに心等は死身の內に於ては、畢竟じて不生なり。生身の中に於て心心所法は、決定して當に起るべし。故に彼の色等の依相は極成す。此れに由るが故に知んぬ、色聲香等は、心心所に於て、依と爲ること能はず。外事の中に色聲等有るも、然も心心所は曾つて轉ぜざるを以ての故に。前の所依相は、應に遍有に非ざるべし。諸の心等は、皆な所依に隨つて轉變するに非ざるが故に。心等は、無間滅の意に隨つて、定んで轉變あるにあらずんば、如何が彼れを所依と爲すと說くべけんや。心等は定んで意根に隨つて轉變す。夫れ隨變とは、謂はく、改易せしむるなり。無間滅の意の正滅の時に於て、後の心等をして正生位に入らしむ。意根已に滅し、心等已に生ず。是くの如く、卽ち後前に隨つて變ずるを成ず。同分等、心等の依と爲るに非ず。眼等の根と無間滅の意の如きが故に、所依の相と依相とは別なり。遍く諸の所依の相ひ濫する過なし。是くの如く、欲色の諸の有情の心は、四蘊俱生にして、咸な依性と爲す。唯、一の色蘊のみ所依と爲ることを得。意識の所依も亦、應に色を兼ぬべし。色に隨つて變ずるが故に。現見するに大種、酒等に惱む時、心便ち改易す。意識は色を所依と爲すべきこと無し。夫れ所依を成ずるは、定んで能く變を生ず。意識は定んで大に隨つて變、生ずるに非ず。設ひ大種なくも、此れは亦、有なるが故

yāyatanam, Akiñcaññāyatana）識も亦、厭ひて無所有を思ひ、無所有の解を作す處。

【五五】非想非々想處（Naiva-saṁjñānāsaṁjñāyatanam, Nevasaññā-nāsaññāyatana）下の七定の如き麁想に非ざるが故に非想と云ひ、無心に同ずるに非ざるが故に非々想と言ふ。

【五六】是の處とは、欲界を言ふ。

【五七】彼の定とは、無色の定なり。

【五八】有色界とは無色界に對して欲色の二界の色ある界を言ふ。この段は、欲色二界にありては、衆生はその身體によりて生命を相續するに、無色界には身體なしとすれば、何に依りてその生命の活動あるを得るかと言ふ疑問を擧げ、以下此れに答ふるなり。

【五九】依性と所依。依はそれ有るに依りてこれ有るものを云ひ、所依はそれに依りてこれも隨ひ變ずるものを云ふ。

に是れに由りて、大種は意識に望むるに、唯、依を成じて、所依性には非ざるべし。是の故に、六識は欲色界の中、四蘊を用ひて、倶生の依性と爲す。無色の意識は、復色の依なし。彼の倶生の依は、但三蘊に通ず。若し爾らば、何が故に、但無色の心等は、同分及び命に依ると言ふや。此の說は、定んで同と無亂の依の故に。謂はく、心心所は、互に依と爲ると雖も、而も定んで同じきに非ず。自依ならざるが故に。亦、無亂に非ず。此の地に在りて生ずれば、自他の心心所を亂起するが故に、同分と及び命は、心等とは同依なり。又、此の地に生ずるは、唯、此の地の故に、此れに依りて設ひ不同地の心を起すも、此れに由りて還自地の心をして起さしむ。唯、此の二に依りて、此の地の生と名く。牽引の業の生は、間斷なきが故に。斯れに由りて、是れを同と不亂の依と說く。心等は然らざるが故に、略して說かず。若し此の二なければ、餘地の四蘊の現在前する時、爾の時の有情は、應に餘地と名くべし。此の地の攝に非ず。自地の先業の牽引する所の果は、相續せざるが故に、然りと應に許すべからず。是の故に、當に知るべし。欲色界の身の同分と命とを、心等の依と爲し、或は有る時、異地の心起ると雖も、而も身等に依りて、此の生の中に於て、後定んで當に自地の心を牽き起すべきが如し。是くの如く無色は、身あること無しと雖も、心等は、定んで同分、及び命に依る。故に頌に偏に同分と命根と說く。此れは是れ牽引業の異熟なるが故に。是れは餘の異熟の相續住の因なり。譬へば樹の根莖等依の住の如し。現見するに、諸の樹の葉枝莖等は同じき種より生ずと雖も、根に依りて住す。是の故に、應に眼根等、唯、業に依りて住し、別に依あること無しと謂ふべからず。

斯れに由りて、已に無色界に生ずる業生の心等が、別の依因を須ふることを釋せり。故に本論の中、是の說を作さず。心轉は卽ち相應を用ひて依と爲す。卽ち此の因の得、非得等に由る。「及び」の聲は、總じて別名を說かざることを顯はす、謂はく、彼れは唯、業の所生に非ざるが故に。設し

業生なれば、恒續に非ざるが故に、如何が彼の法を心等の依と爲さん。謂はく、彼れ若し無なれば、自地の心等は、必ず生ぜざるが故に。猶し身等の如し。或は彼の是の無亂の因に由るが故に、上地に生じて、下善を成就するに非ず。又、異地の異生性等を成ずること無きが故に、彼れの依性と爲す。其の理、極成す。

有餘師の言はく、「坑塹等の風等なしと雖も、燈焰の生ぜざるが如し。彼の法、若し無なれば、心等は起らず。故に知んぬ、心等は彼れを用ひて依と爲す」と。或は門人ありて、是の徵詰を作す。不相應行は、應に色身の如く、亦、能く依と爲りて、意識等を生ずべし。故に但、不相應行を心等の依と爲すと說くと爲す。無色界俱生の四蘊に、相依の義なきに非ず。然も此の中に於て、心は受等の與めに所依性と爲る。彼の受等は、心の所依と爲るに非ず。所隨に非ざるが故に。要ず心は總じて境界の相を了する時、受等、方に能く差別の相を取る。故に彼れは心に隨ひ、心は彼れに隨ふに非ず。然も心心所を互相依、互隨轉と名くるは、同一果なるが故なり。

「何に、緣りて、欲色界の中、此の二を依と爲して、心等相續すと說かず。而も但彼れは色身に依ると說く」や。欲色界の中、身と同分等とは、恒に相續し、皆な能く依と爲ると雖も、而も身は麁顯なり、是の故に偏へに說く。或は同分と命根とは、身を離れて別有なるを成立せんが爲めの故に、是の說を作すなり。無色に於てには非ず。或は餘地の中、業生の心等は、恒に現前するが故に。或は同分、及び命根等も亦、身に依りて轉ずることを顯はすが故に、是の說を作す。彼れは身と互に相、依止すと雖も、而も、身勝るが故に、偏に依と爲すと說く。「豈命根は、身の依性と爲り、亦、是れ殊勝ならずや。命根、若し無ければ、身根等の法は、皆な轉ぜざるが故に。命根なければ、彼れ皆な轉ぜずと雖も、而も身多く災橫等の緣に遇ひば、命等も身に隨ひて亦、損益あるが故に、身は彼れの與めに、依と爲る義勝る。即ち此の義に由りて、對法の諸師は、無色の中、身なきを以て

の故に、同分、命等は、更に互に相依すと說く。

六〇 經主は、此の中、假りに賓主と爲りて、正義を謬增し、是の難言を作す。「若し爾らば、有色の有情の心等も、何ぞ但、六一 此の二に依りて相續せざるや。謂く對法者は、是の釋言を作す。有色界の生は、此の二つ劣なるが故に。無色の此の二は、何に因るが故に強きや。彼の界の二は、勝定從り生ずるが故に、六二 彼の等至に由りて、能く色想を伏すればなり。若し爾らば、六三 彼れに於て、心等の相續するは、但勝定に依る。何ぞ別の依を用ゐんや。又、今、應に說くべし。有色界に生を受けたる有情の如きは、同分と命根とは、色に依りて轉ず。無色の此の二は、何を以て依と爲すや。此の二は、更互に相依りて轉ず。有色の此の二は、何ぞ相依らざるや。有色界の生は、此の二、劣なるが故なり。無色の此の二は、何に因るが故に強きや。彼の界の二は、勝定從り生ずるが故なり。前に彼の定は、能く色想を伏すと說く。是れ則ち、還心相續の難に同じ。或は心心所は、唯、互に相依る。」

經主は、定んで阿毘達磨に於て、承禀する所なくして謬つて此の言を述ぶるなり。或は自心の對法を憎厭するに由りて、矯つて是の說を作し、正宗を惑亂するなり。誰れか諸法の相に妙通する者有りて、當に是くの如く前の所問に酬ゆることを作すべきや。六四 彼れは自ら宗を立てゝ言ふ。「無色界の心等の相續は、別に依あること無し。謂はく、若し因に未だ色愛を離れずして、心等を引起すること有れば、所引の心等は、色と倶生して、色に依りて轉ずるも、若し因は、色に於て、已に愛を離るゝことを得れば、色を厭背するが故に、所引の心等は、色と倶生するに非ず。色に依りて轉ぜず」と。此れも亦、理に非ず。若し引因力の、彼の心等をして相續し轉ぜしむれば、善と染心と、現在前の位の心等の相續は、應に所依なかるべし。又、有情の欲色界に在りて、引因力の故に、心等相續して、色と倶生して、色に依りて而も轉ずるが如く、是くの如く、有情の無色界に在りて、

【六〇】經主云云。倶舍論八・二左。世親は經部說に同じて、命根・衆同分を假立として、實體なしとするが故に、有部の二を實と立つるを破するなり。

【六一】此の二とは、衆同分と命根なり。

【六二】彼の等至。無色定を揚して云ふ。その定に依りて色想を調伏したるものなるが故に強しとなり。

【六三】彼れ。無色界。

【六四】彼れは云云。倶舍論八・三右の倶舍によれば、經部師の說かくとして無色界の云云の言を述してゐる。

引因力の故に、心等相續して、衆同分と命根と倶生して、色に依らずして、唯、同分と命根とに依りて而も轉ず。既に欲色の有情の心等、色身に依らざれば、定んで轉の義なしと許す。何に因りて無色の有情の心等、都て所依なくして、而も、轉の義あるや。又彼れは現に、欲色界の中の心等の相續は、一業の果なりと雖も、而も必ず餘の心等に依りて、方に轉ずと許す。無色界に於ては、何ぞ然りと許さゞるや、又、應に、唯、色に於て、未だ愛を離れざる因の所引の心等の、色に依りて轉ずるあり、現に色に於て、已に愛を離れたる因の所引の心等の、色と倶生し、色に依りて轉ずるありと說くべからず。欲色界に生じて、色愛已に除く。無色界の心は、現在前するが故に。彼の無色の心現在前すと雖も、而も彼の有情を、無色と名けず。未だ色愛を離れざる因果を依と爲し、此の無色心相續し轉ずるが故に、下界に無色界の心を現起す。既に別に依あり、上も亦、應に爾るべし。又、無色に生じて、餘地の心を起す。或は無漏を起す。若し自地に少法の依と爲りて、心相續すること無くば、當に此れは是れ何の地の有情と言ふべきや。是くの如く推徵は、前に已に數ゞ辯ぜり。是の故に、經主の所見は、妙に非ず。上座は此の中、無色界の心と心所と、更互に相依ること、二の蘆束の相依りて住するが如く、或は、下界の名色の相依するが如しと言ふ。應に彼れを詰つて言ふべし。欲色界の如きは、名の四蘊更互に相依ると雖も、而も彼の名は別に色に依りて轉ずと許す。是くの如く、無色の心所と心とは相依止すと雖も、然も復應に別に所依ありて、相續し住することを得と許すべし。是の故に、對法の正理に違背し、必ず能く義の眞實を證すること有ること無し。

第五項　三界の名義

〔六五〕本論に說くが如し。「云何が欲界、謂はく、諸法有りて欲貪隨增す」と。色、無色の界も亦、復是くの如し。諸法の三界に現行するもの、皆な彼の繫なるに非ざることを顯はさんが爲めの故に、是

【六五】本論とは、品類足論第六（大正藏二六・七一七中）參照。此の段に三界の名義を明す。

の說を作す。「豈、諸法は、異界地の煩惱の隨增に非ざるにあらずや。應に一切の自界の煩惱の隨增を擧げて、別を顯はすべし」。理は實に應に然るべし。但多分の隨眠を說いて別を顯はす。諸の有情は、多分に貪隨眠を現起するを以ての故に。欲貪と言ふは、謂はく、欲界の貪なり。色、無色の貪も亦、復是くの如し。略して段食と婬との引く所の貪を說いて欲の名を立つべし。[六六]經の頌に說くが如し。

世の諸の妙境は、眞の欲に非ず。　　眞の欲は、謂はく、人の分別する貪なり。
妙境は、本の如く、世間に住するも、　　智者は、中に於て、已に欲を除く。

貪欲の名の異にして體の同じきを顯はさんが爲めの故に、此の頌を說く。欲の所屬の界を、說いて欲界と名く。色の所屬の界を、說いて色界と名く。中の言を略して去るが故に、是の說を作すなり。[六七]胡椒の飲の如く金剛の環の如し。彼の界の中に於て、色、有るに非ざるが故に、名けて無色と爲す。言ふ所の色とは、是れ[六八]變礙の義、或は示現の義なり。[六九]彼の體の色に非ざるに、無色の名を立つ。彼れは、但色なきを用つて、體と爲すには非ず。無色所屬の界を、說きて無色界と名く。中の言を略し去る喩は、前に說くが如し。又、欲の界を名けて欲界と爲す。此の界の、能く欲を任持するに由るが故なり。色、無色の界は、應に知るべし。亦、然なりと。若し界、有色にして、定なければ、是れを欲界と名く。若し界、有色にして定あれば、是れを色界と名く。若し界、無色にして、定あれば、是れ無色界なり。或は界、有色にして、有欲の境なれば、是れを欲界と名く。若し界、有色にして無欲の境なれば、是れを色界と名く。若し界、倶に無なれば、是れ無色界なり。或は界、五蘊の異熟ありと雖も、五蘊を異熟因と爲して、同じく一果を得すること無き、是れを欲界と名く。若し界、倶有なる、是れを色界と名く。若し界、倶に無なる、是れ無色界なり。或は界、多分に一切色を具する、是れを欲界と名く。若し界、一切、色に於て闕、減する、是れを色界と名

【六六】經とは、雜阿含二十八（大、二・一九九上）參照。

【六七】胡椒云云。欲所屬界、色所屬界ともいふべきを、所屬の言を去りて、欲界、色界といへるは、恰も飲物の中に胡椒を入れたるを胡椒飲と言ひ、環の上に金剛石あるを金剛環と名くるが如しとなり。

【六八】變礙は、根境の十に通じ、次の示現は色處の一に局る。

【六九】彼の體云云。變礙もなく、示現することもなきものの世界といふ意味にて、無色界の名を立てたるものにして、色のなき所、即ち無色界といふ義にあらずと言ふなり。

く。若し界、一切の色法、皆な無なる、是れ無色界なり。或は界、有色にして、亦多趣ある、是れを欲界と名く。若し界、有色にして、多趣なき、是れを色界と名く。若し界、無色にして、亦、多趣なき、是れ無色界なり。是くの如き等の別は、無量種あり。

第六項　三界の數

七〇 三界は一と爲んや、復多と爲んや、三界は無邊なきこと、虛空の量の如し。故に 七一 始起の有情あること無しと雖も、無量無邊の佛古に出でゝ、一一、無數の有情を化度し、無餘般涅槃界を證せしむるも、而も窮盡せざること、猶し虛空の若し。

第七項　三界の住相

七二 世界は、當に云何にして、安住すと言ふべきや。當に傍に住すと言ふべし。故に 七三 契經に言はく、譬へば天雨の滴ること、車軸の如くにして、無間、無斷に空より下り澍ぐが如く、是くの如く、東方に無間、無斷に無量の世界、或は壞し、或は成ず。東方に於けるが如く。南西北方も亦、復是くの如し。七四 上下とは說かず。

有るが說かく、「亦、上下二方も有り。」七五 餘部の經中には、十方と說くが故に。色究竟の上に、復欲界あり、欲界の下に於て、色究竟あり。是くの如く展轉して、世界は無邊なり」と。

七六 若し一の三界の貪を離るること有る時は、諸の三界の貪は、滅離せざること無し。初靜慮に依りて、通慧を起す時に發す所の神通は、但能く往いて自の 七七 所生の界と、梵世とに至り、餘には非ず。

七八 所餘の通慧も、應に知るべし、亦、爾なり。境に於て太過失あること勿きが故に。

第二節　五趣

七九 已に三界を說きたり。趣とは復云何ぞ。何の處、幾くの種なるや。頌に曰はく、

【七〇】 三界は云云。此の段は、三界の數に就きて述せるものなり。

【七一】 始起の有情云云。有部及び大乘は、有情無始とし、化地部は、任運始起の有情ありと許す。

【七二】 世界は云云。此の段は、三界の住相を述ぶ。即ち上述の言によりて、無量の三界ありとせば、其等は如何なる工合は地位を占むるかとの問題なり。

【七三】 契經とは長阿含世紀經(艮九、九二左以下)參照せられたし。

【七四】 上下云云。經文には東西南北の無數の世界ありて間斷なく、或は成じ、或は壞すと說くも、上下と言はれる所より判ずれば、その安布は橫にして縱にあらずとなり。

【七五】 餘部とは、古來法密部のことゝなす。

【七六】 若し一の云云。この段は、諸世界と離欲關係、諸世界と神通に就きて述ぶ。一の三界の食を離るれば、全この三界の食を離る。

【七七】 所生の界とは、千世界の界にして、欲界等の界には非ず。同一日月の照す所を一界といひ、千界に一梵王ありと言ふ。

【七八】 所餘の通慧。第二定等

中に於て、地獄等の、　自名を五趣と說く。
唯無覆無記なり。　有情にして、中有に非ず。

論じて曰はく、三界の中に於て、其の所應に隨ひて、[八〇]五趣ありと說く。自名の顯はすが如し。謂はく、前に說きたる所の、地獄、傍生、鬼、及び人、天、是れを五趣と名く。唯、欲界のみに於て、四趣の全あり。三界に、各、天趣の一分あり。界にして、趣の所攝に非ざるもの有るを顯はさんが爲めの故に、三界の中に五趣ありと說く。善、染、無記、有情、無情、及び中有等は、皆た是れ界の性なり。趣の體は、唯、無覆無記と、及び有情とを攝して、而して中有は非ず。趣の體は、唯、無覆無記を攝すと言ふは、唯、異熟生を、趣の體と爲すが故なり。此れに由りて、已に趣は、唯、有情なることを釋せり。無情の中には、異熟生なきが故に。中有は、趣に非ざること、後に當に廣く辯ずべし。趣の體は、唯、無覆無記を攝すとは、何の聖敎に有りて、能く定んで證知するや。謂はく、[八一]七有經なり。且らく證と爲すべし。經に七有を說く。謂はく、地獄有、傍生有、餓鬼有、天有、人有、業有、中有なり、此の中、業有は、是れ五趣の因にして、趣の異因を簡ぶ。是の故に、別に說く。此の經は、趣の體は、唯、無覆無記を攝することを顯はさんが爲めの故に、異因を簡ぶ。然るに[八二]經主は、言はく、「別に說くが故に、定んで彼の攝に非ざるには非ず。五濁の中の煩惱と見とを別に說きて濁と爲す。別に說くが故に、彼の見は、定んで煩惱の所攝に非ざるに非ざるが如し。是くの如く業有も、亦、是れ趣なりと雖も、趣の因を顯はさんが爲めの所以(ゆゑ)に別に說きたるなり。故に、有るは、趣の體は、善、染を兼ぬと說く」と。彼の言は理に非ず。處として說くこと無きが故に。有る處に見も亦、是れ煩惱と說く。所因ありて、別に說いて濁と爲すと雖も、而も餘の說に准じて、卽ち煩惱と知る。曾つて處として諸趣の因の業は、卽ち趣の體なりと說きて誠證と爲し、所因ありて、別に有と爲すと說くと雖も、而も彼の說に准じて、業は是れ趣なるを知

に依りて起す通意あり。

【七九】　已に三界云云。此の段は五趣に就いて論ず。趣(gati)は舊に道と譯され、衆生の趣く所の意なり。一切有情の輪廻する所を依身の相等によりて、五に分けたるものなり。すべて無覆無記の法にして、此の中には中有を攝せず。婆沙一七二(大正藏二七・八六四以下)。

【八〇】　五趣云云。智度論第十(大正藏二五・一三五下)によれば、五趣說は有部の主張するところにして、犢子部は六趣(五趣阿修羅(Asura)を加ふ)說を主張すと言ふ。(Kathāvatthu 8. 1.)によれば、上座部は五趣を正說となすも、安達羅派(Andhaka)及び北道派(Uttarapāthaka)は六趣を正說となすと言ふ。大乘經典にも五趣說を取るもの頗る多し。

【八一】　七有經。長阿含十法經(大正藏一・二三六中)曰、當知七有。一爲不可有、二爲畜生有、三爲餓鬼有、四爲人有、五爲天有、六爲行有、七爲中有。不可有とは地獄のことにして、不可樂の義によりて不可と言ふ。

【八二】　經主云云。俱舍論八・六左。光師は此の說を大衆部の說となす。婆沙一七二(大

るべきこと有ること無し。如何が、定んで業は是れ趣の體にして、所因あるが故に、中に別に說くこと有るも、而も業有の體、是れ趣に非ざるに非ずと知るや。趣の因を顯はさんが爲めに、說いて業有と爲す。故に引く所の喩は、證に於て能なし。

又、彼の言ふ所は、太過失あり。應に中有も亦、趣の攝と執すべきが故に。然るに彼の釋言は、趣の義と相應せざるが故に、二趣の中間の故に、中有と名く。此れ若し趣の攝ならば、應に中有に非ざるべし。是くの如きの所釋は、後に更に研尋せん。且つ、五濁の經は、證に於て無力なり。曾つて處として、業は是れ趣と說くこと無きが故に。既に中有は、趣の義と不相應なるが故に、是れは趣の體に非ずと許せり。業も亦、應に然るべし。亦、趣の義と相應せざるが故に、定んで趣の體に非ず。業、若し趣の體ならば、趣は應に相ひ雜すべし。一趣の身中に於て、多趣業あるが故に。若し趣の因の業は、卽ち是れ趣ならば、人に地獄の業惑の現前すること有るに、彼れ應に是の人亦、是れ地獄なるべし。亦、應に地獄の趣の體は、現在前すと雖も、而も地獄に非ずと說くべからず。是くの如きは、則ち太過失あるが故に。謂はく、異熟果の正しく現在前するも、應に地獄に非ざるべし。差別なきが故に。然るに契經に說かく、『異熟起り已りて、那落迦と名く』と。故に業は趣に非ず。又、業是れ趣なれば、理と相違す。猶し中有の如し。是れ趣の因なるが故に。趣とは、謂はく、所往なり。中有は、應に是れ所往處なるべからず。此れに由りて、能く正しく所生處に往くが故に。趣の攝に非ず。是くの如く、業有は、既に趣の因と許す。所趣處に非ず、亦、趣の攝に非ず。是の故に、應に知るべし、趣の體は、唯、無覆無記のみを攝す。其の理、極成す。

唯、異熟生は、是れ諸の趣の體なり。何に緣りて、證知するや。契經に說くが故なり。經に說かく、『舍利子は、是の言を作す。具壽よ、若し地獄の諸漏の現前すること有るが故に、順地獄受の業を造作し、增長す。彼の身語意の曲穢濁の故に、那落迦の中に於て、五蘊の異熟を受く。異熟の起

正藏二七・八六五上）に出づ。

り已るを、那落迦と名く。五蘊の法を除きて、彼の那落迦は、都て得べからず』と。此の中、既に異熟生の色等の五蘊を除きては、別に地獄なし。異熟の起り已りたるを、那落迦と名く。故に知んぬ、趣の體は、唯、是れ異熟なりと說く。[八三] 彼れは、[八四] 實に能く諸趣に往く補特伽羅あることを遮せんが爲めの故に、是の說を作す。五蘊の法を除きては、彼の那落迦は、都て得べからず。[八五] 餘の蘊を遮するが故に、是の言を作すに非ずと釋して言ふと雖も、然も是れは、自心の虛妄の計度なり。經に『異熟の五蘊起り已りて、方に名けて那落迦と爲すことを得』と說くが故に。又、此の異熟の蘊法を除きては、彼の那落迦は得べからずと言ふが故に。蘊法の言は是れが總相の說に非ず。前の異熟に乘じて、五蘊起るが故に。此の言も亦、能く兼ねて、實に能く諸趣に往く補特伽羅あることを遮す。異熟蘊を許して總じて餘を遮するが故に。又、彼の言ふ所の「異熟起り已りて、地獄と名くとは、異熟の起るを、方に地獄と名くと說くなり。地獄は、唯、是れ異熟のみと說くに非ず」と。此れも亦、情に隨ひて、妄りに斯の解を作すなり。其の次に卽ち簡別の說あるが故に。謂はく、次前の異熟の蘊法を除いては、彼の那落迦は、都て得べからず。若し諸の趣の體は、唯、異熟のみに非ざれば、何が故に、異熟起り已りて、方に地獄と名くと言ふを要せんや。前位の異熟の諸蘊の先に未だ起らざる時に於て、已に地獄ありて、能く業有を招くに非ず。爾の時に於て、已に地獄と名くるに非ず。故に知んぬ、地獄は、唯、異熟生のみなり。彼の地獄の能く業有を招くに非ず。異熟の起と未起との位の中に於て、現行の成就に、少しく差別あり、是の故に、趣の體は、唯、異熟生のみなり。善、染等には非ず。理は極めて成立す。

有餘師の說かく。「亦、長養に通ず」と。彼れは契經に違す。依信すべからず。地獄の諸漏の現在前するが故にと言ふは、應に地獄の煩惱は是れ何ぞと言ふべし。而も今、說いて地獄の諸漏と爲す。地獄等の諸趣の煩惱は、初定等の繫地の各別なるが如きに非ず。然るに諸の趣の業は、定んで別あ

【八三】倶舍八・七右の世親の語を指して云ふ。
【八四】實に能く云云。外道の云ふが如き實我ありて、諸趣に行くといふことを遮せんが爲めなりとの義なり。
【八五】餘の蘊云云。地獄の五蘊はたゞ無覆無記のみにして、他の善染等の有記の五蘊なしといふ義にあらずとなり。

るが故に、能起の煩惱を業の如くにして說くなり。「趣の體は、唯、無覆無記のみに非ず。便ち[八六]品類足論と相違す。彼れに「五趣は、[八七]一切の隨眠の隨增する所の者」と說く。[八八]彼れは五部の能く心を結生するに依るが故に、是の說を作すなり。趣、及び心を、總じて說いて趣と爲す。相違の過なし。譬へば、村落、及び村落の邊を、總じて村落と名くるが如し。

中有は趣に非ずとは、何に緣るが故に知るや。經、論理を定量を爲すに由るが故に。且らく、經に由るとは。謂はく、七有經に、別に五趣を說く。方便に因るが故に。論に由ると言ふは、施設論に說かく。[八九]「四生は五趣を攝す。五は四生を攝するに非ず」と。攝せざるとは何ぞ。所謂る中有なり。[九〇]法蘊論に說かく、「眼界とは、云何ぞ。謂はく、四大種所造の淨色なり。是れ眼、眼根、眼處、眼界、地獄、傍生、鬼、人、天の趣と、修成と中有なり」と。理に由ると言ふは、趣とは、謂はく、往く所なり。中有は然らず。前に已に說けるが如し。又、彼れは、卽ち死處に生ずるが故に。所往處に非ざるが故に、趣の體に非ず。然るに有るが難じて言はく、「若し爾らば、無色も亦、應に趣に非ざるべし。卽ち死する處に於て、生を受くるが故に」とは、彼れの難は理に非ず。諸の無色の死する處は、卽ち生なるを以て、餘處に往かざるが故に、是れ趣の體なり。中有は、是れ死する處、卽ち生なりと雖も、然も餘處に往くが故に、趣の體に非ず。

[九一]經主は、復言はく、「既に爾らば、中有は、中有と名くるが故に、應に趣とは名くべからず。二趣の中なるが故に、中有と名く」とは、此れは理に應ぜず。因成ぜざるが故に。若し中有は、趣に非ざること極成すと許さば、是の言を作すべし。二趣の中なるが故に、名けて中有と爲すと。中有は趣に非ざること、既に極成せず。如何が、二趣の中なるが故に、名けて中有と爲すと言ふべきや。中有と名くるが故の因義成ぜず。設し、中有は是れ趣の體と許せば、順彼受業は、若し未だ貪を離れされば、定んで死生の二有の中に在りて起るが故に、中有と名く。彼れ二趣の中に在るが故に、名

【八六】品類足論第九（大正藏二六・七二一八）參照。

【八七】一切の隨眠云云。これ五部の法が趣の自性なるが故なり。若し唯、無覆無記のみが、趣の自性ならば、唯、修所斷と遍行隨眠の隨增すと說くべしとの意なり。

【八八】彼れとは、品類足論を指すものにして、卽ちその意は、五趣に入る時の心の中に四諦修道の五部の煩惱が具足され得べきを、趣自身と合して說けるものにして、單に趣自身に就いて言へるものにあらずと會通す。

【八九】四生とは胎卵濕化の四生にして、その中、中有は化生なり。

【九〇】法蘊足論とは、その第一〇（大正藏二六・四九八下）參照。これは、五趣の外に中有を說くことに依りて中有の五趣をはなれて別有なるを證するなり。

【九一】經主云云。俱舍論八・六左參照。

けて中有と爲すと說くに非ず。然れども本有を中有と名くる過なし。中有地の生死の中間に在り。起らざる本有なる者あるべきが故に、謂はく、或は生有の無間に死有の現前すること有るべし。本有を起すに非ず。必ず中有地に在りて、死有の無間に生有の現前すること有るべきこと無きが故に、中有の名は、餘有に濫せず。亦、「欲色界の中に、定んで一切、中有あるに非ず」と說く者ありと雖も、此れは、後に中有の義を思擇する中、當に定んで立てゝ、彼の所說を破すること有るべし。或は彼れは、異類の二生の中間に在りて起るべきが故に、名けて中有と爲す。二趣の中間に在る有に非ざるが故に、其の本有等は、是くの如きの事なし。

九二 又、經主の「此れ若し趣の攝ならば、中間に非ざるが故に、是れ則ち應に中有と名くべからず」と言ふは、亦理に應ぜず。所以は何ぞ。設し是れ趣の攝なれば、前の所釋の如く、中有を成ずるが故に。中有は趣に非ず。前說は理成ず。經主の後の言は、證と爲すに堪へず。

此の中、上座は是くの如きの言を爲す。『若し中有は趣の所攝に非ずと許せば、彼れは卽ち應に五趣を離れて外に、別に能く中有の起を感ずる業ありと說くべし」と。此の先あること無し。是れ許す所なるが故に。謂はく、我が宗中、五趣の體は、唯是れ無記と許す、中有の起業は、唯、是れ不善と善の有漏の故に。是れに由りて、當に知るべし。五趣を離れて外に、別に能く中有の起を感ずる業有りと。然るに此の中有は、卽ち趣の業の果なり。業の能く諸の趣の果を招くと謂ふとは、此れ卽ち能く趣に往く方便を感ずるなり。趣に往く方便を卽ち中有と名く。化と非化の生は、是れ一業の果と許す所に同じきが如く、是くの如く、應に趣、非趣の攝は、一業の招く所と許すべし。中般涅槃は此れに由りて成立す。順定受業は、已に與果の故に、若し別業の果、生有等の業は未だ與果せざるが故に、應に永く餘結を斷ずる聖道の現前を起すこと能はざるべし。豈、生結は彼れ已に斷ずるが故に、能く是くの如きの聖道の現前を起さゞるや。契經に說くが如し。『應に知るべし、是

【九二】又、經主云云。倶舍論八・六左參照。

くの如きの補特伽羅は、已に生結を斷ず』と。未だ起結を斷ぜざるが故に、證を成ぜざるなり。「如何が、二結は同一地の繫にして、而も前後斷なる」や。理と違すること無きが故に、應に彼の經の意趣を思求すべし。我れ今、此に於て、彼の契經を審諦し思求し見るに、是くの如きの意あり。謂はく、二斷に依りて、是くの如きの言を說く。二斷とは何ぞ。一は得永對治斷、二は得永不行斷なり。此の中、初斷は、謂はく、起結の全と、生結の少分となり。色界の貪に於て、永く離るゝことを得るが故に、無色の貪に於て、未だ永く離れざるが故に。若し第二斷は、唯、是れ生結なり。欲色界に於て、未だ貪を離れざる者は、二時に起結の現行あるべし。謂はく、本有に住して、滿業を發す時、及び中有に住して、中有を續くる時なり。異生位の中、牽引の業を造り、已に能く此の應に受くる所の生を感ず。彼の對治の力は、相續を伏するが故に。生有の深き過患を覺了するが故に。本有に住する中、能く生有の圓滿業を發す。結を現起すること能はず此れに由りて、畢竟、彼の業は生ぜず、中有に住する中、彼れは、聖道の障を現起すること無きが故に、未だ生處に至らず、便ち餘結を斷じて、般涅槃す。彼れ生有を結ぶべきこと無きに由るが故に、第二の生結は、永く現行せず。先に已に彼の非擇滅を得するが故に。此れに由りて、諸の趣は、彼の中有と、是れ一業の果なること其の理極成す。又、必ず應に然るべし。中有に在りて般涅槃する者を除きて、中有に住して、生有に至らずして命終するもの無きが故に。若し別業の果なれば、應に所餘の別の異業の果と同じかるべし。何の因を以ての故に、諸の中有を受くるは、必ず復生に至るや。「若し餘の有情の、中有の位に在れば、生有等の業も亦、已に與果なり、何ぞ彼の中般の有情の、未だ生處に至らず、中有に便ち死するに同じからざるや。」此の例は、齊しからず。不還果は、是れ中般者なるを以て、一切の生結皆な已に斷じたるが故に、生と相違す。勝れたる對治道已に現行するが故に、順彼受業は、已に與果なるが故に、生有に至らずして、便ち般涅槃す。諸餘の有情は、中有に住在して、生結未

だ斷ぜず。又、違へて勝治道を生ずることなきが故に、順彼受業は、已に與果なりと雖も、必ず當に生有の異熟を受くべし。諸業の異熟は、勢猛速なるが故に。然るに彼の上座は、覺慧衰微して、無過の中に於て、妄りに過難を興して言はく。「若し中有は、趣の所攝に非ずと言はゞ、彼れは卽ち應に五趣を離れて外に、別に能く中有の起を感ずる業ありと說くべし」と。勝智は、中に於て應に收攝すべからず。

九三 是くの如く、總じて諸趣の體を釋し已れり。次に應に一一の趣の名を別解すべし。九四 那落を人と名け迦は名けて惡と爲す。人の多く惡を造り、其の中に顚墜す。是れに由るが故に、那落迦趣と名く。或は近人の故に、那落迦と名く。重罪を造る人は、速に彼れに墮するが故に。或は復、迦とは、是れ樂の異名なり。那とは無を言ふ。落は是れ與の義なり。樂の相を與ふる無きを、那落迦と名く。或は復た、落迦は是れ救濟の義なり。那は不可と名く。救濟すべからざるを、那落迦と名く。或は復、落迦は、是れ愛樂の義なり、愛樂すべからざるを、那落迦と名く。

傍生と言ふは、彼の趣、多分に身橫住するが故なり。或は彼の趣の中、少分は傍行する者あるべきが故なり。又、類多なるが故に、多く愚癡なるが故に、名けて傍生と曰ふ。

餓鬼と言ふは、謂はく、餘生の中憙んで他物を盜み、慳貪等を習ふものなり。又、復多く是れは祀る所の祖宗なり。又、多く希求し、以て自ら存濟す。又、多く怯劣にして、其の形は、瘦悴し、身心の輕躁なるが故に、餓鬼と名く。

人とは、謂はく、天をして之を緣じて慢を起さしむ。「我れは、此の類に於て、善趣中の尊なり」と。或は、彼れ自ら心に增上慢多し。或は多く思慮するが故に、名けて人と爲す。

天とは、謂はく、光明、威德熾盛にして、遊戲談論勇悍にして相陵す、或は復尊高なり。神用自在にして、衆の祈告する所なるが故に名けて天と爲す。

【九三】是くの如く云云。この段は五趣の名義を明す。
【九四】那落（nara）は人、迦（ka）は惡。等種々の語原的解釋をなすなり。

九五 有るが、是の言を作す。「阿素洛は、諸の天衆と、違諍し交通す。本是れを天と言ふは、威德殊勝なり、斯れ等に由るが故に、天趣に收めらる」と。諦現觀の中、堪能なきが故に、非人に似るが故に、諂曲多きが故に、定んで天趣に非ず。是れは鬼趣の攝なり。諸の天衆と、相違諍す等は、皆な證因に非ず。不定なるを以ての故に。且つ、相違諍することは、天を證する因に非ず。曾つて聞く。有る人 九六 羅刹と共に闘ふ。又聞く。羅刹と獼猴と闘ふ。曼駄多王は、阿素洛を破る。斯くの如き等の事は、其の類、寔に多し。然るに諸天中、蘇陀の味勝る。阿素洛の女は、容貌端嚴なり。是れに由りて相ひ侵し、數違諍を興す。同趣に由らざるが故に、彼れは天に非ず。互に交通すと言ふも亦、證を成ぜず貴賤も亦、互に交通するを現見す。諸の耽欲人は、色を非族に重ぬ。曾つて聞く、九七 大樹緊那羅王女有り、端嚴にして、名けて奪意と爲す。善財菩薩納れて以て妻と爲す。本は是れ天と言ふも亦、證を成ぜず。是の天、帝釋の妻の父を讃して、諸の讃美の言を言ふ。或は實、非實 九八 設支を重んずるが故に、其の父を矯讃し、諂愛して言を發すなり。豈、證と爲すに足らんや。又、九九 彼れは、本妙高山頂に住したるも、天の爲め逼まられ、退いて下居に就く。本は是れ天と言ふも亦、失あることとなし。又、彼れは傲慢にして、自ら此れ天と謂ふ。數、諸天と師を興して相伐つ。釋天止めんが爲め、巧慰して欣ばしむ。時處に應ずる言は、虛を設くるも過なし。威德の殊勝も亦、證因に非ず。曾つて、一〇〇 曼駄多王の威德は、天に勝ると聞くが故に。一〇一 難陀、跋難陀等は、是れ傍生なりと雖も、然も其の威德は自在にして、諸天衆に勝る。故に阿素洛は、唯、鬼趣の收なり。亦、一〇二 第六に非ず。曾つて說かざるが故に。然も惡趣の攝と爲すと說かざるは、彼れの佛に毒惡の心を起し、茲に因りて、長夜、諸の劇苦を受くるを恐るゝなり。又、訓詞に由りて、彼の天攝を遮す。一〇三 素洛を天と名く。是れ自在の義なり。阿は是れ非の義なり。彼れの非天なるを顯はす。自在天に滅ずるを阿素洛と名く。又、素洛は、謂はく、極可愛なり。天の極可愛は、素洛の名を得。彼れも

【九五】 此の段は、普通六趣と言はるゝ時に別開する、阿修羅に就いて論ずるものなり。

【九六】 羅刹（Rākṣasa, Rākṣasī）又は羅刹婆、落刹婆、囉叉婆と言ふ。可畏、護者、食人鬼と譯す。惡鬼の通名なり。

【九七】 大樹緊那羅王Kinnaraの王なり。この王の女奪意(Manoharā) 人界に遊び、ハステナプラ城の善財王子（Sudhana）に戀せられ、その妃となり、後逃れて緊那羅界に歸る。

【九八】 設支(Saci, Sujā) 阿修羅王の女にて天帝釋の妃となる、委しくは印度佛教固有名詞辭典(Sujā)の下を見よ。

【九九】 彼れ。阿素洛のこと。これは阿素洛に關する傳說の一なり。

【一〇〇】 曼駄多王 （Mandhātā）この世界の最初の王系の第七王なり。

【一〇一】 難陀(Nanda)。跋難陀(Upananda)。共に龍王なり。

【一〇二】 第六に非ず云云。即ち有部の五趣說を立つるものにて、阿素洛を第六趣とせずに鬼趣の中に順ぜるものなり。

【一〇三】 素洛は (Sura) 即ち天なり。阿は a にして非なり。以て阿素洛を非天とし、鬼趣となすものなり。

亦、多く諸の快樂を受くるも詔由多きに由りて、極可愛に非らず。

有るが說かく、「諸の趣は、或は體、相雜はる。異趣相ひ因りて、子を生むが故に。魚身者、鹿子仙人の如き、昔より傳聞す。其の類無量なり。一身兩趣なるが故に、相雜はる」と。彼の說は然らず。自業の趣は定まる。而して彼の生緣に種々あるが故に、非情の內に、有情の生あるを見る。豈、彼の一身に情と非情とを攝せんや。[一〇四]菴羅女の如きは、樹より生ず。[一〇五]喬答摩宗は、日光より起る。故に相因の有は、雜の因を證するに非ず。傳說す。化生は胎藏に因ること有りと。旣に胎藏に因る、何ぞ化生と謂ふや。俗論は多く虛なり。應に依信すべからず。或は異相に託す、理亦、違ふこと無し。[一〇六]鹿子仙人、魚身者等は、滿業に由りて異の形相同じからざるも、其の實、是れ人なるに由るが故に、趣には雜なし。自餘の感赴、因果は、同じからず。業を思擇する中、當に廣く分別すべし。

【一〇四】菴羅女(Ambapali)。佛の弟子となれる人にてもと娼婦なり。彼の女にこの傳說あり。

【一〇五】喬答摩宗。釋尊の一族釋迦族は印度の日種の王系に屬することを云ふ。

【一〇六】鹿子仙人(Mrgasinga)。女鹿、一道士の精血を呑みて生みし子なり。後道士となり、この名にて呼ばる。

卷の第二十二

〔辯緣起品第三の二〕

第三節　七識住

[一]前の所説の諸の界、趣の中に於て、其の次第の如く、識住に七あり。其の七とは何ぞ。頌に曰はく、

身異と、及び想異と　　身異にして、同一想なると、
此れに飜ずると、身想の一なると、　　並に無色の下三となり。
故に識住に七あり。　　餘は非なり。損壞あればなり。

論じて曰はく、謂はく、若し略說せば、欲界の人、天、並びに、及び下の三靜慮、無色の此の七生處は、是れ識住の體なり。若し廣く分別せば、應に[二]契經に隨ふべし。『[三]有色の有情の、身異り、想異ること、人と一分の天との如きは、是れ第一識住なり』と。一分の天とは、謂はく、欲界の天、及び物の靜慮なり。[四]劫初に起るは除く。[五]有色の有情と言ふは、是れ色身を成就せる義なり。身異と言ふは、謂はく、彼の色身の種々の顯形、狀貌異なるが故に、彼れは身の異るに由り、或は異れる身を有するが故に、彼の有情を說きて、身異と名く。想異と言ふは、謂はく、彼の苦・樂・不苦不樂の想の差別せるが故に、彼の想の異るに由り、或は異れる想を有し、或は異れる想を習ひ、以て其の性を成ずるを以ての故に、彼の有情を說いて想異と名く。

今、應に思擇すべし。「豈、後に身異の言あるが故に、有色は已に成ず、前の有色の言は、應に義用なかるべからずや。」此の責は、理に非ず。無色の中に於ても、亦、有るが身の言を說くを現見す

【一】此の段は、七識住に就きて述ぶ。識住とは、識の安住する所といふ義にして、此の識の安住の仕方の相違に七あるを以て、三界五趣の中に於て、七識住を立つるなり。
【二】契經。中阿含九七經大因經(大正藏一・五八一)增一阿含四六・七(大正藏二・七七九下)長阿含九經、衆集經(大正藏一、五二)等及び巴利の三の相當經參照。
【三】有色の有情の云云。第一識住を釋せる文なり。
【四】劫初云云。劫初起の有情は、第二識住に攝するが故なり。
【五】第一識住、身異想異。人趣と欲界の天と初靜慮、第二識住。身異想一、劫初起の有情。第三識住。身一想異。第二靜慮。第四識住。身一想一。遍淨天。第五識住。空無邊處。第六識住。識無邊處。第七識住。無所有處。

るが故に。若し「身の後に想異の言ありて、已に身の言は、唯、色を詮すを證す」と謂はゞ。亦、理に應ぜず。想を除いて已外の餘の無色の中に疑濫あるが故に。或は復、「後に人の如き言あるが故に、前の身の言は濫あること無し」と謂はゞ、此れも亦、理に非ず、後說に、一分の天の言あるに由りて、濫あるべきが故に。若し「一分の天の言を以て、彼の身の言は、無色に濫せしめず。次第に依るが故に、又、次後に於て、梵衆等の諸天の言を說くが故に、」と謂はゞ、理も亦然らず。遍く說くに非ざるが故に、後に遍く一切の天衆は皆な建立して餘の識住の中に在りと說くに非ず。疑を生ずること有ること勿れ。一分の天とは、有頂と第四靜慮をも兼攝す。故に、有色、及び身異の言を說くなり。有頂天は有色と言ふべく、第四靜慮は身異と言ふべきに非ず。一分の天の言は、已に惡處を簡ぶ。餘の人天衆は、各自の名顯はる。故に、此に說く所の一分の天の言の所攝は前の如し。其の義成立す。斯れに由りて、有頂、第四靜慮、及び諸の惡處は、識住の攝に非ず。故に有色の言は、大なる義用を具す。或は言はく、有色は、異の因を顯はさんが爲めなり。謂はく、身の異の因は、即ち是れ有色なり。要が有色に由りて身は方に異あり。身に異あるに由りて、想の異成ずることを得。故に有色の言は、異の因性を顯はす。能く損益の勝境現前し身を損益する時、身便ち變異す。即ち、是くの如く身の變異する時に於て、飲食等をして亦變異あらしむ。彼れ變異するが故に、身の異成ずることを得るなり。是れに由りて、便ち樂等の異想を生ず。故に有色は、是れ異の因を顯はすと言ふなり。「若し必ず有色の言が身の異の因を顯はさば、極光淨等の身は、應に異あるべし。又　極光淨は、應に異想なかるべし。彼の天の中の身に異なきに由るが故に。又、諸の梵衆の想は、一ならざるべし。彼の天中の身に異あるに由るが故に。斯れに由りて、所釋の理は、未だ必ずしも然らず。」其の理、必ず然なり。異の因定まるが故に。謂はく、身に異あるは、定んで色を因と爲す。色因と爲りて、身に定んで異ならしむるに非ず。故に極光淨等の身に異を成ずるの失なし。眼色を

緣と爲して、眼識を生ずる等の如し。契經に說くが如し『眼色を緣と爲して、眼識を生ず』と。現に眼色有りて眼識を生ぜず。餘も亦、應に爾るべし。又、經に說くが如し、『身に輕安あり、便ち受の樂を生ず』と。此の經の意は、無染の受樂は定んで輕安を因と爲す。身輕安は、定んで能く受の樂を生ずるに非ずと顯はす。此れも亦、應に爾るべし。故に理は必ず然なり。若し「眼色は、定んで眼識の緣と爲るも、餘緣を闕くが故に、眼識の起らざること有り。契經に說くが如し。能生の作意、若し正しく起らざれば、識生ぜずと說くが如きが故に」と謂はゞ、既に有色を身の異の因と爲すと許す。復何の緣を闕きて、身をして異ならざらしむるや。又、愛の樂の體は、輕安に異なる。復輕安は諸地に遍しと雖も、受樂の地なくしては、樂を生ぜざるべし。「有色と身異は既に別體なし。諸の有色は皆な應に身異なるべし。」此れも亦然らず。彼れと同じきが故に。諸の有色は、皆な身の異の因なりと雖も、餘因を闕くこと有りて、身異ならず。謂はく、欲界の初靜慮の中に於て、有表・無表の尋伺・多識を因と爲して果を生じ、種々の異あるが故に、彼の有色は、身の異の因と爲る。極光淨天等は、彼の因なきが故に、〔六〕有色の因有りと雖も、而も身は但一なり。以て彼れを說いて、身の異因と爲すべからず。則ち有色の故に、身異なりと言ふを許さず。作意能く眼識を生じ、便ち眼色を緣と爲すと說くを許さずと說くこと勿れ。又、彼れは、應に業を以て眼を生ずべからざるが故に、便ち眼等を眼の因と爲すと說くを許さず。又、彼れは、種を以て芽を生ずべからざるが故に、便ち水糞等を因と爲すと說くを許さず。是の故に、應に是くの如きの難を作すべからず。「有色なるを以ての故に、身に異あらしむれば、極光淨等の身は、應に異あるべし」と。「極光淨は、應に異想なるべし、彼の天中の身に、異なきに由る」と言はゞ、亦、理に應ぜず。心ば定に於て、厭欣あるに由るが故に。樂因を說くが如し。又、想異の言は、疑を遣らんが爲めの故なり。謂はく、身一と說けば、想は應に異に非ざるべし。心は身に隨ふが故に。此の中想は身に隨ふの疑を遣らんが爲め

【六】本文雖有色因。他本に依りて雖有有色因となり。

の故に、想異を說く。此の言の意は、極光淨天の心の、身に隨はず、餘の天と別なるが顯はす。「諸の梵衆の想は、應に一ならざるべし、彼の天中の身に異あるに由る」と言はゞ、理實に應に爾るべし。但彼の劫初の時、同じく一因に於て、一の執想を起すが故に、想一と言ふを顯示せんが爲めなり。是の故に、前釋の一分の天の言も亦、梵衆天を攝し、唯、劫の初起を除くなり。此の言の意は、彼の想は實は異なるも、但少分の緣の義に就きて、說いて想の一と爲すを顯はすなり。斯れに由りて、有色は、定んで是れ異因なり。故に有色の言は、深き義用あり。

[七]有色の有情には、身異りて、想の一なること、梵衆天の如きものあり。謂はく、劫の初起にして、是れ第二識住なり。所以何ぞ。[八]劫の初起に、彼の梵衆天は同じく、此の想を生ず。我等は、皆な是れ大梵の化生なり。大梵も爾の時に、亦、此の想を生ず。是の諸の梵衆は、皆な我が化生なりと。何に緣りて梵衆は、同じく此の想を生ずるや。梵王の處所と形色と、及び神通等、皆な殊勝なるを見るに由るが故なり。又、大梵の先の時に已に有り已り、及び餘の天は、後に方に生ずるを觀るが故なり。彼れは上地より沒するを見ること能はず。初靜慮に依りて、[九]宿住通を發すも、上地の境を了知すること能はざるが故に。何に緣りて、大梵も亦、此の想を生ずるや。彼れ纔かに、心を發せば、衆便ち生ずるが故に、已が所化なりと謂ふ。速かに沒するに非ざるが故に。或は業果感赴の理に愚なるが故なり。或は已が身の形狀・勢力・壽・威德等の、餘衆に過ることを見るが故なり。是の緣に由るが故に、梵衆と梵王の身とは、殊ありと雖も、而も一の想を生ず。「豈、梵衆は、我れは彼れより生ずと言ひ、而して大梵王は、我れは能く彼を生ずと言ふにあらずや。想に卽ち異あり、如何が一と言ふや。」此の責は理に非ず。梵衆と梵王と、同じく一因を執して想を生ずるが故に。或は所化の想は、是れ一なるに緣るが故に。

有るが說かく、「此の中、唯、梵衆に依りて、同一想を言ひ、大梵王に非ず。彼の經に、但梵衆天

【七】有色の有情云云。第二識住を說けるところなり。

【八】劫初に云云。劫初に大梵王ありて、只一人住し、後その侍衞を欲したるに、第二禪の極光淨天は、之れを憐みて、自ら初禪に下りて梵衆天となる。大梵天王には、是等の梵衆天を目して、自らの生ずる所なりと思ひ、亦、梵衆天も大梵天によりて我等、こゝに生ぜしめられたりと思ひ、諸天同一想となる。又、大梵天の威德は重大にして梵衆天と異るものあるを以て、形の同じからざる點に於て、身異と稱せらるゝなり。

【九】宿住通とは、詳しくは宿住智證道（Pūrva-nivāsānusmṛti-jñāna-abhijñā）は六通の第四にして、宿命通とも言はる。自他の過去のことを明かに知る神通力なり。

の如しと言ふを以ての故なり。王の一身を衆と名くべきに非ざるが故に。彼れは、後の時に、聰叡の覺を得、亦、異想を生ずと雖も、而も初位に從うて、其の名を立つるを以ての故に、想一と言ふ。王を衆に從つて說き、想一の名を得。故に、彼の天を總じて想一と名くべし。身異と言ふは、前に彼の天に、衣等の因ありて、別果を感ずと說くが故に。衆生を安立するに、差別あるが故に。經に說かく、『梵衆は、是の念言を作さく。我等は、曾つて是くの如きの有情を見る。長壽にして久しく住し、乃至、願を起すらく、云何にして、當に諸の餘の有情をして、我が同分に生ぜしめんと。彼れの正しく、此の心願を起せる時に於て、我等は便ち、彼れの同分の內に生れぬ」と。一〇

梵衆は、何れの處に、曾つて梵王を見たるや。一一有餘師の言はく、「極光淨に住し、彼の天より沒し來たりて此に生ずるが故に」と。既に彼により沒し來たりて、此の間に生ず。一二云何にして、未だ第二靜慮を得ずして、而も能く彼の諸の宿住の事を憶するや。誰れか未だ第二靜慮を得せずと言ふや。若し初靜慮の貪を離るべきことを得ば、如何ぞ、彼れ尙ほ初定の一三戒禁取を生ぜん。「退し已りて方に生ず、斯れに何の失あらん。」豈に色界には、退あること無きにあらずや。

有るが說かく、「初生には、退あるに妨げ無し。」と。一四有餘師の說かく、「中有の中に住して、曾つて梵王を見る」と。此れは理に應ぜず。經に一五彼れ久しく世に住するを見ると言ふが故に。彼の天の中有は、正しく受生する所に於て、既に緣を闕かざれば、久しく住すべきこと無きが故に、應に梵衆は、卽ち自天に住して、曾つて梵王を見ると說くべし。極光淨より沒して、初めて生を受くる時、曾つて彼れを見るが故に。謂はく、諸の梵衆の初めて下生する時、大梵王の威光赫烈たるを見て、敬慕を懷きて、往いて親承せんと欲すと雖も、威神に逼まられし、未だ前詣することを果たさず。茲に於て、一六荏苒として、遂に多時を致す。後に專誠も勵して、豫じめ近づき膽仰す。到り已りて、皆な共に是の念言を作す、我等、曾つて見ると。乃至、廣說。謂はく、彼れ近く大梵王を見

【一〇】梵衆は云云。梵衆の梵王を見たる處に就いての說を述ぶるものなり。
【一一】有餘師の云云。その第一說なり。
【一二】云何云云。俱舍論八・八右に出で、次の如き意味を有す。梵衆天が大梵天を見たるは二禪より下りて初禪に生じたるが爲めなりといへば、卽ち已に初禪天に生れたる以上は、二禪天に於ける昔のことは憶念し得ざるべく、又已に二禪定を得してゐるといふならば、大梵天を能生者と考ふる筈なしと言ふなり。
【一三】戒禁取とは。五惡見の一にして、因にあらざるを因と計する惡見なり。
【一四】第二說なり。卽ち梵衆に生ずる前の中有の中に於て大梵王を見たりとする說なり。
【一五】彼れ久しく云云。彼れとは梵衆天にして、梵衆天、梵王の長壽、久住を見るとの經說より推して、二禪より初禪へ下る比較的短き期間に、それを知るべき筈なきを以て、理に應ぜずとなり。
【一六】荏苒とは、月日の立つことなり。

る時、便ち能く先の所見の事を憶知し、復能く衆の下生の前に、獨り梵王あると、及び（彼れの）心の所願とを了達す。或は、彼れ先に極光淨天に在りて、曾つて梵王を見る。今、見て能く憶ふ。謂はく、彼れ昔、極光淨天に在りて、曾つて梵王の獨り下地に居するを見、亦、心に衆と同居することを願ふことを知り、俯して愍んで、便ち初靜慮の化を興して、所化の衆をして、梵王に偶侍せしめ、化を起すこと須臾にして、自ら便ち福盡き、命終して、下の初靜慮の中に生ず。大梵の身心、及び所化の事は、皆な初靜慮の通慧の所緣なり。今、見て便ち宿住隨念を起す。故に彼の梵衆は、是の念言を作す。我れ等は、曾つて見ると、乃至、應說。

[一七]有餘師の說かく、「二靜慮の中の起す所の能く梵世を緣ずる眼識は、是れ初靜慮地の法の所收なるが故に。今、亦、能く彼の識を隨念す」と。

[一八]有るが是の說を作す。「彼の梵衆天は、處胎と斷末摩との苦を受せず。斯れに由りて、念に忘失なきこと有るを得。故に前生所見等の事を憶す」と。[一九]有色の有情の身一にして、想異なるは、極光淨天の如し。是れ第三識住なり。此の中には、後を擧げて、兼ねて以て初めを攝するなり。應に知るべし、具に第二靜慮を攝す。若し爾らずんば、彼の少光天、無量光天は、何れの識住の攝なるや。彼の二は既に第三識住の相あり。識住の所收に非ずと說くべき緣無し。故に知んぬ、此の中、理を顯はすことを擧ぐるに依りて、諸の識住を說き、但言ふが如きに非ず。彼の天の中には、表業等を因と爲して感ずる所の差別の身形あること無し。故に身一と言ふ。卽ち[二〇]形顯等、同處の諸天の相、別の義なし。然るに彼の尊者阿奴律陀契經の中に言はく『光淨天等の身に、高下、勝劣の得べきあり』と。此れ別處に依るが故に、是の言を作す。一天の中に、身に差別あるに非ず。又、契經に說かく、『極光天の中、有る時、諸の天、同じく共に集會するに、其の身に異あり、光明は並び同じ』と。此れは、諸天の共の身、各別なるを說くものなり。形顯、狀貌の不同を言はざるが故に、此の

【一七】有部師云云。第三說なり。
【一八】有るが云云。第四說なり。
【一九】有色の有情云云。第三識住を述せるなり。
【二〇】形顯とは。形色と顯色となり。

經と相違の失なし。

有るが說かく、「梵衆を極光天と名く。妙なる光明ありて、下天に勝るが故に」と。第二靜慮は、[二二]喜と捨の二想、雜亂して現前するが故に、想異と言ふ。[二三]傳說すらく、「彼の天は、根本地の喜根を厭ひ已りて、近分地の捨根の現前を起し、近分地の捨根を厭ひ已りて、根本地の喜根の現前を起す。譬へば、有人の諸の飮食に於て、若しは素、若し賦、欣厭して互に增すが如し」と。

[二三]經主は、[二四]經を引きて想異の義を釋す。謂はく、「極光淨に、新に舊に生ぜる天は[二五]劫火に緣りて、怖と不怖と二想の交雜あるが故に、想異と名く。喜と捨との二想の交雜に非ず。」若し爾らば、應に第三靜慮は、樂想に由るが故に、說いて想一と名くべからず。何んの別の理ありて、第三靜慮の一の樂想に由るを、名けて想一と爲し、第二靜慮は、喜捨の二想の交雜に由りて、名けて想異と爲すに非ざるや。故に彼の所言は、乍ち錄すると、及び詳察を加ふべきが如きも、未だ信依するに足らず。上座は、此の中、是くの如きの說を作す。「第三靜慮は、一切時に於て、不怖の想に由るが故に、想一と言ふ」と。彼の所引の敎は、經主と同じ。今、彼の言を詳にするに、識住に符するに非ず。此れと及び前釋の理は、並に然らず。謂はく、識が中に於て、喜樂安住するを立てゝ識住と爲す。如何が乃ち怖想に依りて、識住の名を立つと說くや。卽ち此の緣を以て、諸の惡處、第四靜慮、及び有頂天を、識住の攝に非ずと說くなり。次後に當に辯ずべし。理は必ず應に然るべし。

上座は亦說かく、「諸の惡處等は、識住の因に非ず。謂はく、識住の名は識の樂住を顯はす。有處に士夫の心をして、其の中に樂住せしむる、是れを識住と名くと說くが如し。惡處等は、士夫の心をして、其の中に樂住せしむるに非ざるが故に、識住に非ず」と。既に、若し識の中に樂住せざるを、識住に非ずと言はゞ、怖想は、識を中に樂住せざらしむるに、豈、識住と名けんや。若し彼の

【二二】喜と捨云云。第二靜慮とは喜と捨の二あるを以てなり。

【二三】傳說すらくとは。婆沙論三十八の說なり。

【二三】經主云云。俱舍論八・八左、經部の師の說として出す。

【二四】經とは。增一阿含三十四（大正藏二・七三六下）長阿含二十一、世記經三災品（大正藏一・一三八中）。

【二五】劫火云云。劫壞の時の火災は只、初禪のみに及びて二禪以上に及ぶこと能はざれども下の火災を見て、怖るゝものと、怖れざるものとありとの意なり、

怖想は、能く識をして、中に樂住せさらしむと雖も、而も識住と立てなば、是れ則ち、彼の諸の惡處等は、識住の因に非ずと說くは、不定の失あり。又、不怖の想は、生ずべきこと無きが故に、應に遍淨天は、想一と名くるに非ざるべし。如何にして、彼の此の想の生ぜざるを知るや。彼れに此の想ありと、曾つて說くこと無きが故に。謂はく、曾つて遍淨天は、下の水災を見て、怖を生ぜずと說く處なし。或は彼れ水の上升せず。漂ふことを慮かり疑ふこと無きが故に、怖なしと謂ふべくんば、既に本より疑慮なし、不怖の想は、何從り[來るや]若し中に於て少しく疑慮ありと謂はゞ、則ち應に遍淨は想一と名くるに非ざるべしと。是の故に、但對法の正理に依りて、想の一異の名義を釋すること善く成す。譬喩宗の理は、存立すべきに非ず。故に有智者は、善を擇びて從へ。

二六 有色の有情の、身一にして、想一なるものは、遍淨天の如し。是れ第四識住なり。身一と言ふは、釋義は前の如し。唯、樂想のみ有るが故に、想一と名く。遍淨天の樂は、寂靜微妙にして、常に欣樂を生ず。厭を起す時なし。是の故に、近分の交雜に由ること無きが故に、唯、此れに依りて、想一の名を立つ。「豈、遍淨も亦、想異あるにあらずや。契經に說くが如し。『此の遍淨天は、寂靜の受樂を受く。餘の遍淨の如きに非ず。』と。此れは想異に非ず。樂受の中に自ら差別あるを顯はせるなり。別の受なきが故に。一切の有爲は、展轉し差別し、一類にも亦、下等の品殊あり。斯れに依りて、想に異ありと立つべからず。是の故に、但、唯一の樂想に依りて、想に一義ありと立つること傾動なし。初靜慮の中には、二七 染汚の想に由るが故に、想一と言ふ。非因に於て、戒禁取を起して、執して因と爲すを以ての故に。第二靜慮は、二八 二の善の想あるに由るが故に、想異と言ふ。等至の力に由りて、二受交參して現前するが故に。第三靜慮は、無記の想に由るが故に、想一と言ふ。純一寂靜にして、異熟の樂受而も現前するが故に。下の三無色の名の別は、經の如し。卽ち三識住なり。是れを名けて七と爲す。

【二六】有色の有情云云。第四識住を述せるものなり。

【二七】染汚の想とは、大梵天を能生者と考ふること、卽ち非因に於て戒禁取を起すことなり。

【二八】二の善とは、樂と捨との二にして、この二は定心なるを以て善と言はるゝなり。

二九 何等か三無色なるや。謂はく、無色の有情は、一切の色想を、皆な超越するが故に。諸の有對の想を皆な隱沒するが故に。別の異想に於て、作意せざるが故に。無邊空に入りて、空無邊處を具足し住して、空無邊處天に隨ふが如し。是れ第五識住なり。無色の有情は、一切の空無邊處を、皆な超越するが故に、無邊識に入り、識無邊處を具足し住して、識無邊處天に隨ふが如し。是れ第六識住なり。無色の有情は、一切の識無邊處を、皆な超越するが故に、無所有に入り、無所有處を具足し住して、無所有處天に隨ふが如し。是れ第七識住なり。

今、應に思擇すべし。「初めの無色の言は、豈、無の義に非ずや。諸の色想を、皆な超越すと說く言は義已に足るが故に。」此の責は然らず。別義あるが故に。色界の有情は、欲染なしと雖も、而も欲想ありて成就し現行し、倶に現に得べし、此れに因りて、是くの如きの疑を生ずること有ること勿れ。「無色の有情は、色染なしと雖も、應に色想有りて成就し現行すべし」と。是の故に、無色の有情は、一切の色想を、皆な已に超越すと說くことを須ふ。欲界繫の想は、欲想と名くるが故に。

「豈、一切の色想を、皆な超越すとの言は、無色と、及び色想を越ゆとの二を、皆な成就するにあらずや。」此れも亦、理に非ず。有るが是の言を作さく、「無色界の中にも亦、色有り」と。故に初めの無色と言ふは、意、無色界の中に都て色なきことを成ずるを顯はさんが爲めの故なり。次に色想を皆な超越すと說く言は、彼れに都て色界の想の無きことを顯はすが故なり。此れに由りて、二言は、皆な義用あり。「無色界に生ずるも亦、色想を成ず。色想を越ゆるの言は、豈、義なきに非ずや。」此の難は理に非ず。已に簡別せるが故に。謂はく、前に欲界繫の想は、欲想と名くと簡別せるが故に。色想も亦然なり。無色に生じて亦、色界の想を成ずる者、あるべきに非ず。故に此れは難に非ず。或は彼の色想は都て現行せず。設ひ色を緣ずる釋に就きても、義に乖越すること無し。一切の色想を、皆な超越すとは、貪染の現行を、倶に超越するが故に。色想と言ふは、謂はく、色界

【二九】何等云云。下の三無色の三識住を釋す。集異門足論十七（大正藏二六・四三八下）參照。

の想なり。或は、唯、第四靜慮地の想なり。自他の地の色を緣じて境界と爲すが故に、色想と名く、諸の有對の想、皆な隱沒すとは、五識相應の想を皆な沒する故なり。有對の根に依つて諸の生する所の想は、唯、有對を緣じて境界と爲すが故に、有對想と名く。若し欲界に於て、離貪を得する時、二識相應の諸の有對想は、皆な當に隱沒すべし。上に生じて重ねて現行すべきこと無きが故に。初靜慮に於て、離貪を得する時、三識相應の諸の有對の想は、當に隱沒すべしと雖も、而も一切には非ず。上有に生ずる時、重ねて現行するが故に。第四靜慮にて離貪を得する時、現行すべき所は、皆な當に隱沒すべし。無色は重ねて現行すべきこと無きが故に。別異の想に於て、作意せずとは、復、作意して異想を起さゞるが故に、差別の想を取るを別異の想と名く。此れ復云何ぞ。謂はく、若し想ありて、所緣の色に於て、自ら相ひ行じ轉ぜば、此れは色貪を離るゝことに於て、能く拘礙と爲るが故に。今、作意して、此れをして現行せしめず。苦相の行想は、離貪に順ずるが故に。

有餘師の說かく、「若し想の遍く能く色、非色を緣ずるを、別異の想と名く」と。今、此の想に於て、作意行ぜず。唯、作意の行は、無色の想に緣る。是の故に、無色、及び諸の色想を皆な超越する等は、倶に義あることを成ず。

此の中、何の法を名けて識住と爲すや。謂はく、[三〇]彼の所繫の五蘊、四蘊なり。識、其の中に於て、樂住して著するが故なり。

有餘師の說かく、「唯、有情數のみ、識住の名を得す。契經に說くが故に。諸識の住著する所の事を顯はさんが爲めの故に、契經に七識住の名を說く。此れに由りて、[三一]餘處は、識住の攝に非ず。彼處の識は、損壞あるを以ての故に。識は、其の中に於て樂住して著せず。餘處とは何ぞ。謂はく、諸の惡處、第四靜慮、及び有頂となり。云何が、中に於て識に損壞あるや。識を損壞する法、彼れに於て有るが故なり。何等を名けて、識を損壞する法と爲すや。謂はく、諸の惡處には、重き苦受

【三〇】彼の所繫云云。上に述べたる七處の五蘊（欲色界にありて）又は四蘊（無色界）は識の安住する所なるが故にこれを識住と名くるなり。

【三一】餘處とは、欲界にありては、地獄、鬼、傍生、色界にありては第四禪、無色界にありては有頂地なり。

ありて、能く識を損じ、第四靜慮には、無想定、及び無想事あり、有頂天の中には、滅盡定ありて、能く識を壞し、相續を斷ぜしむ。」復說かく、「若し餘の處に處る有情、心に來止せんことを樂ひ、若し此に至れば、更に出でんことを求めざるを、說いて識住と名く。諸の惡處に於ては、二の義倶に無し。第四靜慮の心は、恒に出でんことを求む。謂はく、諸の異生は、無想に入らんことを求め、若し諸の聖者は、淨居等を樂ひ、若しは、淨居天は、寂滅を證せんことを樂ふ。有頂は、昧劣なるが故に、識住に非ず。」

有るが說かく、「若し識の愛力執受して其の中に安住するを、說いて識住と名け、一切の惡處、淨居天等は業力執受して、其の中に安住し、無想有情と、及び有頂とは、見力執受して其の中に安住す。是れに由つて、皆な識住の所攝に非ず。」

有餘の師の說かく、「衆生に三あり。所謂る、諸の境と樂と想とに樂著するなり。境に樂著する者は、人、及び欲天なり。樂に樂著する者は、下の三靜慮なり。想に樂著する者は、下の三無色なり。唯、此處に於てのみ、識住の名を立つ。餘は此の三なきが故に、識住には非ず。

上代の師資相承して說くは、「若し處の見修所斷と、及び無斷の識を具有するに、識住の名を立て、此れに異れば便ち識住の所攝に非ず」となり。「豈、欲界の人、及び六天には無漏の識なし、應に識住に非ざるべきにあらずや。若し能く無漏の所依と作ると言はゞ、則ち有頂天は應に識住と名くべし。」此の難は理に非ず。欲界は、定んで所依に就きて、無漏ありと說くべきこと無し。然るに有頂天は、是れ定んで地の攝なり。應に自性に依りて、彼れが有無を說くべし。自性の無に由るが故に、識住に非ず。或は有頂の補特伽羅の一所依の中に、三種の識を具するに非ず。欲界の善處の補特伽羅の一所依の中に、三識を具すべきが故に、應に有頂を以て例と爲すべからず。第四靜慮は、三識を具すと雖も、而も五處の全、一處の少分、三識を具せざるが故に、少は多に從ひて、識住と立てず。

是の故に、識住には、數は唯、七あるのみ。

第四節　九有情居

三二 是くの如く、七識住を解釋し已れり。茲に因りて復九有情居を辯ぜん。其の九とは何ぞ。頌に曰はく、

應に知るべし、有頂と、　及び無想の有情とを
兼ねて、是れ九有情居なり。　餘は非なり。樂住せざればなり。

論じて曰はく、前の七識住と、及び三三第一有と、無想の有情と、是れを名けて九と爲す。諸の有情類は、唯、此の九に於て、欣樂して住するが故に、有情居を立つ。謂はく、諸の有情、自ら樂ふて安住する所依の色等の實物にして餘に非ず。諸の有情は、是れ假有なるを以ての故に。然るに諸の實物は、是れ假の所居なり。故に有情居は、唯、有情の法なり。有情の類は、自の依身に於て、愛住すること增强なるを以てなり。處所に於てに非ず。又、處所に於て、有情居を立つれば、則ち有情居は、應に雜亂を成ずべし。居に雜亂なきは、唯、內身のみ有り。故に有情居は、唯、有情法なり。既に生じ已はるを有情居と名くと言ふ。有情居には中有を攝ぜざるを知る。又、諸の中有は、久しく居する所に非ざるが故に、諸の有情は、安住することを樂はず、又、必ず應に爾るべし。本論に、「生處を顯はさんが爲めに、有情居を立つ」と說くに由る。生死の中に於て、諸識の愛に由りて住著することを顯はさんが爲め、識住を建立し、諸の有情の、自の依止に於て、愛樂安住することを顯はして、有情居を立つるなりと。故に此の二門の建立は差別す。然も契經に說かく、『有色の有情と無想とは、別想なし。無想天の如し』とは、想は、謂はく、總じて境を取り、別想とは、謂はく、今別なり。今、此の天の中、並に前の二を遮すが故に、無想は別想なしの言を說く。或は無

【三二】此の段は、九有情居(Navasattavāsā)に就いて述ぶ。有情居とは舊に衆生居と譯して、廣く一般有情の願樂して住する所に名く。これは前の七識住と非想非非想天と無想天との九なり。惡處と、無想天を除ける餘の第四禪天は、有情の居らんことを願はざる處なるが故に、有情居と名けず。

【三三】第一有とは。有頂天即ち非想非非想天のことなり。

想の言は、唯、想を遮す。無別想は、想の俱行を遮す。或は無想の言は、是れ總じて遮するが故に、此の處に、諸の想は皆な無なりと謂ふこと勿れ。故に復說いて無別想と言ふは、成就ありて、但現行なきを顯はす。別想の名を以て、理想を詮はすが故に。或は無想と言ふは、恐らく、此の中、唯、染想の無きを謂ふ。斯れに由りて、復無別想の言を說くは、卽ち此の中、一切の品類の別想の有ること無きを顯はすなり。

「有頂と無想は、旣に識住に非ず。如何が有情居と爲すと說くべきや。」此の責は、然らず。義各異なるが故に。此の二處に識を壞する法有るに由り、識は居を樂はざるが故に、識住に非ず。然るに彼の二處は有情身を成じ、有情居することを樂ふが故に、九の所攝なり。謂はく、若し處ありて、餘の來たり居ることを樂ひ、遷り動くことを樂はざるは、有情居の攝なり。餘處は、皆な非なり。住することを樂はざるが故に。餘處と言ふは、謂はく、諸の惡處、第四靜慮、無想天を除くものなり。惡處は皆な有情居に非ずとは、謂はく、餘處より來り居することを樂ふもの有るに非ず、亦、住する中に、遷り動くことを樂はざること無し。第四靜慮の無想天を除きて、所餘は皆な有情居に非ずとは、餘處より來り居することを樂ふもの有りと雖も、而も住する中、遷り動くことを樂はざるに非ず。謂はく、廣果等なり。若し諸の異生は、無想、或は無色處に入ることを樂ひ、若し諸の聖者は、淨居、或は無色處に入ることを樂ふ。淨居天處は、涅槃に入ることを樂ふが故に、彼れは皆な有情居の攝に非ず。然るに佛は、餘處に、曾つて處の聲を以て、涅槃・有頂・無想を宣說せり。諸の外道は、有頂天、及び無想天を執して、眞の解脫と爲す有り。此れを聞きて處の聲を說くに同することと有ること勿れ。便ち二天は眞解脫と同じと謂ひ、涅槃覺を起し、轉た邪宗を助く。此れに由りて、世尊は、諸の識住と、一處に合說して、有情居と爲す。眞の涅槃は、是くの如しと爲すに非ざることを顯はす。但有情の所居を假りに施設するなり。何が故に、世尊は、有情居の內の有頂

と無想を、偏に處の聲にて說くや。精勤果の中、究竟に至るが故に。唯、異生處の精勤果の中、無想の有情を、最も究竟と爲す。一切の生處の精勤果の中、唯、有頂天を、最も究竟と爲すが故に、唯、此の二を、偏に處の聲にて說くなり。或は復處の聲は、來門の義を顯はす。謂はく、此の二處は、異熟の盡くる時、多分に命終し、下に來生するが故に。

第五節　四識住

[三四] 七識住に因みて、已に有情居を辯じたり。餘の契經の中、復四識住を說く。其の四とは、何ぞ、頌に曰はく。

四識住は、當に知るべし、　四蘊なり。唯、自地なり。
獨り識のみは住に非ずと說く。　有漏にして、四句の攝なり。

論じて曰はく、世尊の言ふが如し。『識は色に隨つて住し、識は受に隨つて住し、識は想に隨つて住し、識は行に隨つて住す。是れを四種と名く』と。是くの如きの四種は、其の體云何ぞ。謂はく、唯識を除く有漏の四蘊なり。又此れは唯自地に在りて餘に非ず。識は餘地の蘊に隨ひて住するを樂ふに非ず。餘地の蘊に依りて、識亦、現前すと雖も、而も餘地の蘊中、識は樂住せず。喜愛、識を潤(うるほ)して、蘊中に於て增長廣大ならしむ。契經に說くが故に。餘地の色等の蘊中に於て、喜愛能く識を潤して、增長廣大ならしむるに非ず。故に餘地の蘊は、識住の攝に非ず。又、自地の中、唯、有情數の、唯、自の相續を立てゝ、識住と爲す。非情數の他相續の中に、識、隨つて樂住すること、自相續の如くなるに非ず。

有餘師の說かく、「彼れも亦、識住なり。其の中に於て、喜愛識を潤して、亦、增長、及び廣大ならしむるを以ての故に」と。

【三四】此の段は四識住(Catu-sso-viññāṇa-ṭṭhitiyo)を述ぶ。こゝに識住といふは、識に對して所依所著たるべきものをいふ。從つて有漏の四蘊これなり。又、識は、異地の四蘊に愛著すべきに非ざるを以て、自地の四蘊を以て識住と爲す。

已に自宗に依りて、識住を建立せり。當に識住を建立する因緣を說くべし。此の中、云何が識は識住に非ざるや。又、此の識住の其の義は云何ぞ。謂はく、識、中に於て、憙愛の力に由りて攝して所住と爲し、及び所著と爲す。是れ識住の義なり。『識は色に隨つて住し、色に住し、色に著す』と、契經に說くが故に。若し爾らば、識蘊は、應に識住を成ずべし。[三五]世尊、亦、說かく、『識食の中に於て、喜あり、染あり、喜染あるが故に、識、其の中に住し、識の乘御する所たり』と。此の中、[三六]經主は、是くの如きの釋を作す、「亦、識は識の依著する所たるを遮せず。總じて諸蘊に於て、喜染を生ずるが故に。然れども、色等の一一の蘊の中、諸の喜染を生じ、識をして依著せしむるが如く、獨り識は然らず。故に住に非ずと言ふ」と。又、[三七]佛意の說かく、「此の四識住は、猶し良田の如し」と。總じて一切[三八]有取の諸識は、猶し種子の如しと說く。種子を立てゝ良田と爲すべからず。仰いで世尊の敎意を測れば、是くの如し。又、[三九]法は識と、俱時に生じ、識の良田と爲るべければ、識住を立つべし。識蘊は爾らざるが故に、識住に非ず。」と。

是くの如きの所釋は、但己が情を述べ、審諦思求するに、深き理趣なし。識と識住とは、種の如く田の如し。理、是くの如くなるべし。敎に違せざるが故に。然るに彼の所說の、若し法と識と俱時に生じて、識の良田と爲るべければ、識住を立つとは、正理に應ぜず。所以は何ぞ。彼れは先に自ら說かく、識が依著する所なるが故に、識住と名く、と。俱起の受等の蘊中に於て識の所依あるに非らず。彼れ識に依るが故に。[四〇]住若し所依なれば、識は彼れに依らず。如何ぞ彼れを說いて識住と爲すべけんや。[四一]又、所緣は同一境に非ざるが故に。俱生の受等は、所取に非ざるが故に。又、相應の依著を以て、識住の義を釋すべからず。諸の色法、及び不相應は、識住に非ざること勿きが故に。又、相應の理は差別なきが故に。則ち應に無漏も亦、識住の體なるべし。如何にして、俱生の色等、識の良田と爲るを、立てゝ識住と爲すと說くべけんや。又、言はく、「佛意の說かく、四識

【三五】世尊云云。雜阿含十五（大正藏二・一〇三上）。

【三六】經主云云。俱舍論八、一〇左。

【三七】佛意の云云。雜阿含二（大正藏二・九上）參照。

【三八】有取とは、有愛の義にて、即ち自地の愛を有する識を意味するなり。

【三九】法とは、此處に於ては四蘊の意なり。

【四〇】住若し云云。若し所依の義を以て、識住を釋するならば、識は彼の受等の法に依らざるが故に、受等は、是れ識住に非ずとの意なり。

【四一】又、所緣は云云。依に三義ありて、一に所依の義、二に所緣の義、三に相應依の義なり。今、心所法等は所依にあらず、又、受等の法は所緣にもあらず。又、相應の義に釋せば、一切の色法、及び不相應には、相應の義なきが故に、一切の色法等は識住に非ざることになる。故に依の義に於て識住を釋するは、不可なりとの意なり。

住は猶し良田の如し。總じて、一切有取の諸識は、猶し種子の如しと說く、種子を立てゝ因と爲すべからず」とは、理も亦、然らず。異識を相望するに、依著する所あり。豈田の義に非ずや。又、識の中に於ては、應に有取なかるべし。然も契經に說かく、『有取の諸識』と。故に知んぬ、亦、識の識の中に住する有り。又、彼れの言ふ所の「亦、識は識の依著する所たるを遮せず、總じて諸蘊に於て、惑染を生ずるが故に。然れども、色等の一一の蘊の中、諸の惑染を生じ、識をして依著せしむるが如きも、獨り識は然らず。故に非ずと言ふ」は、亦、理に應ぜず。彼の契經に說かく、『識食の中に於て、惑あり、染あり、惑染あるが故に、識は其の中に住し、識は乘御せらる』と。如何が、乃ち但諸蘊に於て、總じて惑染を生じ、獨り識は然らずと說くや。若し食中、田と種の二分の差別を立てざるが故に、過なしと言はゞ、應に因緣を說くべし。何が故に、既に識食に於て、別に惑染を生じて、識は其の中に住すと立てざるや。應に總じて有取の諸識は、皆な種子の如しと說くべからず。識は、既に識に於て、良田と爲すべし。何の理か、獨り識を識住と爲すを遮するや。故に彼れの所說は、但已が情を述べて、深き理趣なし。善釋と爲すに非ず。

又、彼の上座は、是の釋言を作さく、「即ち此れは、應に還此に住すべからざるが故に、識は識に隨つて住すと說くべからず。若し過未、及び他相續の識の中に住すと言はゞ、其の理は然らず。唯、識の中に於て、勢力ありて、識をして增長、及び廣大ならしむること無きが故に。謂はく、色等の如きは、識を匡助して、其れをして熾盛ならしむ。識は卽ち然らず。唯、了別する中、此の用なきが故に」と。彼れの是くの如きの釋は、理を悟れる言に非ず。且つ「此れは應に還、此に住すべからざるが故に、識は識に隨つて住すと說くべからず」とは彼の宗の義に於ては、其の理は然らず。彼れは唯、現在の諸法に於て立てゝ識住と爲すに非ず。如何が一剎那の識の自ら住するに非ざるを以ての故に、識は住に非ざることを證することを得んや。其の義成ずべし。縱ひ遠を加へ終を避く

るも、應に唯、過未の受等を名けて識住と爲すと許すべし。彼の識の刹那に、受等なきが故に。是くの如きの所説、卽ち此れ應に還此に住すべからずの因義に於て何の益ぞ。若し「色の現在時に於て、識住を成ずべきが如く、識は是くの如くならざるが故に、所說の因は、義に於て益あり」と謂はゞ、此れも亦、理に非ず。受等も亦、應に識住に非ざるべきが故に。竟に曾つて識と受等と差別の因緣を說かざるが故に、所說の因は、義に於て益なし。又、未だ彼れを了せず、卽ち「此の應に還此に住すべからず」の言の意は、何の義を顯はすや。若し言の意は「自體は、自體の中に於て、自性を守ること能はざるの義」を顯はさば、則ち應に彼の空花論宗と同じかるべし。一切の法は性を守らずと許すが故に。是くの如くば、識住も亦、應に成ぜざるべし。若し言の意は、自體は、自の所依、或は所緣と爲ること能はざる義を顯はさば、是れ則ち所立は、其の功を唐捐す。曾つて自を依緣とするに疑あること無きが故に。謂はく、色等の如き、他性の諸法は、識の所依、所緣と爲ること有るべし。識の自體の中、曾つて此の惑なくして、而も今、理を立つ。復何の成ずる所ぞ。凡そ因を所立するは、濫あることを遮せんが爲めなり。此の中、濫なし。因、何の遮する所ぞ。是の故に、彼の因は深く無用を成ず。又、識の自類を展轉相望するに、何の受等に劣りて、識住に非ざるや。「豈、前に此れが證因の言を說かずや。唯、識の中に於て、勢力ありて、識をして增長、及び廣大ならしむること有ること無きが故にと。前に已に說けりと雖も、而も理に應ずるに非ず。識は受等に緣りて、增長廣大す。識は識に緣るに非ず。此れに何の因あるや。「豈、此の因も亦、前に辯じたるが如くならずや。謂はく、受等の如きは、識を匡助して、其れをして熾盛ならしむ。識は卽ち然らず。唯、了別の中に、此の用なきが故に」と。何んぞ此の極成するに非ざる因を說くを用ひんや。證成すること能はず。許す所に非ざるが故に。識は唯、領等に緣りて、增長廣大す。唯、了別に緣るに非ず。此れ何の因あるや。

又、彼の上座は、自ら識住を解釋する中に言はく、「識は色に隨ひて住す。謂はく、我我所は、色に攀緣して生ず。是れ色の識住なり。乃至、廣說」と。識も亦識に於てす。謂はく、我我所は識に攀緣して生ず。何ぞ識住に非ざるや。謂はく、我我所の攀緣は既に同じ。識何ぞ獨り、識をして增長廣大ならしめざるや。又、彼の所說の、識は所緣に於て、唯、了別するが故に、受等の識を匡助して、熾盛ならしむるが如きに非ずとは、豈、識の所了の事の中に於て、彼れ後時に受等方に起ると謂ふにあらずや。是れ則ち境に於ては、要ず先に了別し、然る後、領等、次に隨つて生じ、能く識の流れを引き展轉し熾盛ならしむるが故に、唯、了別のみ、最も是れ勝因なり。能く識を匡助して、應に識住を成ずべし。生の本の苦の生を勝因と爲すが如し。識の熾盛の因は、識を最も勝と爲す。識、及び識住は、皆な識を因と爲して、能く展轉、增長、廣大ならしむるが故に、識は、識を匡助して、熾盛ならしむること能はずとは、善因と爲すに非ず。若し經に違するを恐れて、識は住に非ずと言はゞ、上座の立つる理は、豈、經に違せずや。經に『識は能く識を增長す』と說くが故に。應に自執を除きて、更に餘因を訪ぬべし。

[四二]然るに我が師の宗は、是くの如きの釋を作す。識に於て我見心を除かしめんが爲めの故に、識の中に於て、識住を說かず。說くが如し。[四三]莎底契經の中に言はく『我れ世尊の所說の法教に違するに、生死に馳流することは、唯、識にして、餘に非ず。識とは、謂はく、世尊は、異名に我と說く』と。彼の我見心を除滅せんと欲するが爲めに、識は他に依り、體は是れ我と我所の依性に非ずと顯はす。能依の故に識住門は、唯四ありと說いて實に非ずと謂ふに非ず。實に識住は但四にして、識に非ず。今、世尊の所說の識住は、唯色等の四にして、識を言はずと謂ふは、但色等に由りて、三時の中に於て、續有識の與めに助伴と爲るが故なり。謂はく、唯、色等は識と俱生し、過未も亦、能く識の助伴と爲りて、續有識をして、生死に馳流せしむ。識は則ち爾らず。故に識住に非ず。且

【四二】以下有部の正義を述ぶ。

【四三】莎底契經。中二〇一嗏帝經（大一・七六六下）。

らく眼等の根、及び倶の色等は、倶生の識の與めに、所依の依と爲る。已滅と未生は但、識の境と爲る。是の故に、色蘊は三時の中に於て、續有識に望んで、能く助伴と爲るなり。現在の受等は、識と倶生して倶有因と爲る。一分は、識と同じく一境を緣じて、助伴の用あり。已滅と未生は、但識の境と爲る。是の故に受等も亦、三時に於て續有識に望めて、能く助伴と爲る。識は過未が、續有識に望めて、少しく助能ありと雖も、倶生の中には、全く助力なし。倶起せざるが故に。色等は識に望めて、二の助能を具す。識は唯、去來の故に、識住に非ず。故に非情數、及び他身の中の色等の四蘊も亦、識住に非ず。彼れは識に望めて但所緣と爲るに由りて、二門の助伴の用を具せざるが故に。住は謂はく、所住なり。是れ續有識の自果を引く時、能く依と爲る義なり。住は或は所著なり。是れ續有識の自果を引く時、能く境と爲る義なり。自身の色等は、識と同一境の義あるべし。設ひ同境ならざるも、然も能く依と爲り、二の助能を具するが故に、識住を立つ。非有情數と他身の色等とは、則ち是くの如くならず。故に識住に非ず。

[四四]如何が定んで識住の道理、是くの如く安立するを知るや。契經に說くが故に、世尊の言ふが如し。『四依取有り。所緣の識住なり。識は色に隨ひて住し、色に住し、色に著す。是の識は、色と或は倶時に生じ、色に依りて住す。或は色境に於て、緣じて著を生ず。何に緣りて著を生ずるや。前に說かく、中に於て、憙愛潤ふすが故に、是くの如く、乃至、識は行に隨ひて住す。皆な應に廣く說くべし』と。曾つて、識は識に隨ひて住すと說くこと有ること無し。隨とは、謂はく、親附なり。或は謂はく、隣近なり。去來は、定んで說いて疎遠と爲すが故に、現在の色等の識に附近し、識と倶生するを、識隨住と名く。定んで識は識と倶生すること有ること無きが故に、應に識は識に隨つて住すと言ふべからず。此の經に由るが故に、唯餘の四蘊は、續有識と伴と爲るの義成ず。四依取ありと世尊の說くが故に。依取と言ふは、謂はく、色等の四なり。生死の依と爲り、煩惱の所取なり。

【四四】以上の有部の正義の經說を擧ぐ。

或は卽ち依と爲りて、衆苦を攝取す。是れに由りて、無漏は住に非ざる理成ず。唯、依取を說いて、識住と爲すが故に。無漏の色等は、滅の依取なるが故に。卽ち彼の經に說かく、『苾芻、當に知るべし、若し色界に於て、已に貪を離るゝことを得ば、所隨の色に於て、意に繫斷を生ず。此の繫斷の故に、卽ち能緣の識は、復住著し、增長し、廣大すること無し。廣說、受等の三界も亦、然なり』と。卽ち此の經の義准に由りて、三世の色等の四蘊は、皆な識住の攝なり。色等と識と異なることを顯はさんが爲めの故に、我が稟くる所の宗は、是くの如きの說を作す。若し法と識と倶時に生じ、識の乘御する所となること、人と船との理の如くなれば、此の法を識住と說くべし。餘には非ず。是くの如きの所言は、意、識住と識と類の別なることを簡び、去來の色等の、識住に非ずと言ふを遮せんと欲するが爲に非ず。去來も亦、識住の攝と許すと雖も、而も非情數は、識住の收に非ず。彼れは現在時も續有識と、尙ほ疎遠となる。況んや去來に在りては、彼れ恒時に續有識と、但疎遠を爲すに由りて、所緣の境界は、定んで彼の識の附近助伴に非ざるが故に、識と彼れとは倶に識住に非ず。自身の色等は、去來に在りては、識と疎遠なりと雖も、而も現在に於ては、續有識と極めて相ひ親近なり。種類の同じきに由つて、亦、識住と名く。現在世の異心、無心の兩位の自身の色と行の二蘊の如し。謂はく、現起の不同分の心、及び無心位の色と行との二蘊の如きは、現在は同分の識の依に非ずと雖も、而も二識に於て住相を失はず。彼の相に住するが故に。設ひ爾の時に於て、同分の識起り、定んで能く住と爲すも、餘緣の礙の故に、識は暫くも生ぜず。彼れ爾の時、識住の相なきに非ず。去來の色等の理も亦、應に然るべし。二の助能を具して、相ひ失はざるが故に。此れに由りて色等は、自の相續の中、三世の所攝、皆な識住と名く。

七と四との識住は、皆な有漏の攝なり。[四五]七に四を攝すと爲んや。四に七を攝すとせんや。遍く相ひ攝するに非ず。四句を爲すべし。七にして、四に非ざる有り。乃至、廣說。[四六]第一句は謂はく、

【四五】此の段は、七識住と四識住との關係を四句を以て分別す。
【四六】第一句は、七識住にして四識住に非ざるもの。

七の中の識なり。[四七]第二句は、謂はく、諸の惡處、第四靜慮、及び有頂中の識を除きて、餘の蘊なり。[四八]第三句は、謂はく、七の中の四蘊なり。[四九]第四句は、謂はく、前の相を除く。七の中に識あり、四の中になしとは、此の二門の建立異なるに由るが故なり。若し法、識と互に因果と爲り、識、隨轉を樂ひば、七識住を立つ。若し法、識と倶時に生じ、能く助伴と爲るべきは、四識住を立つ。故に所承の師は、咸な是の說を作す「所化者の稟性の不同なるに由るが故に、七と四の識住の差別を說くなり」と。云何が、所化の稟性不同なるや。謂はく、彼れは、或は各別の緣境を樂ひ、或は境に於て別緣を樂はざる有り、或は諸法の自相を遍知せんことを樂ひ、或は自相に於て、遍知を樂はず、或は愛に耽著し、或は見に耽著し、或は自相の煩惱の力の强きあり、或は苦相の煩惱力の强きあり、或は境界を樂ひ、或は生死を樂ふ。是くの如き等の性別は無量有り。

第六節　四生

[五〇]已に識住を說けり。前の所說の諸界趣の中に於て、應に知るべし、其の生に略して四種あり。何等をか四と爲す。何れの處に、何れが有るや。頌に曰はく、

中に於て、四生あり。　有情なり。謂はく、卵等なり。
人の傍生とは、四を具す。　地獄と、及び諸天と
中有とは、唯、化生なり。　鬼は胎と化との二に通ず。

論じて曰はく、前の所說の界は、情と非情に通ず。趣は、唯、有情なり。然も遍く攝するに非ず。生は、唯、遍く攝す。故に有情と說く。非有情を衆生と名くること無きが故に。然も、有情の類に、卵生・胎生・濕生・化生あり。是れを名けて四と爲す。生とは、謂はく、生類なり。諸の有情の中、餘類雜ると雖も、而も生類は等しきなり。生類と言ふは、是れ衆生の義なり。若し爾らば、界趣も應

【四七】第二句は、四識住にして七識住に非ざるもの。
【四八】第三句は、七識住にして四識住なるもの。
【四九】第四句は、七識住にも非ず四識住にも非ざるもの。
【五〇】此の段は。四生に就いて述す。四生とは、三界五趣の有情を、その生まるる狀態及び事情によりて分けたるものにして、左の四なり。
一、卵生 Aṇḍaja-yoni
二、胎生 Jalābuja-yoni
三、濕生 Saṃsedaja-yoni
四、化生 Upapāduka, Opapātika-yoni

に亦生と名くべし。爾らず。界は情と非情に通ずるが故に。趣は有情なりと雖も、遍に非ざるが故に、此れは唯、情遍ねく、獨り生の名を立つ。

上座は、謂はく、「生は是れ生因の義なり。則ち非情の法も應に亦生と名くべし」と。卵胎濕は皆な生因なるを以ての故に。化生は應に生に非ざるべし。別の生因なきが故に。「彼れも亦俱起の生因有り」と言ふ。此れは應に然るべからず。彼れは、自ら俱生因を許さゞるが故に。設ひ是れ有らば、何ぞ而も竟に顯はさゞるや。但虛說あるのみ。先業を離れて、別の生因あるに非ず。亦化生は業と俱起するに非ざるが故に、彼の所說の理は、必ず然らず。承くる所の諸師は、是くの如きの釋を作す。業の合に緣りて起るが故に、說いて生と爲す。謂はく、諸の有情は、卵胎濕あり。三緣和合して、別々に生ず。別の緣なく、唯、業力合して、五蘊、四蘊の應の如く頓生する有り。彼の業力の强きは、緣を待たざるが故に。今、一切は皆な業の合の生と釋せり。佛は說かく、有情は業の所生なるが故に、業の果を生ずるに、卵等の緣を待ちて、方に差別ある有り。業の果を生ずるに、外緣を待たずして自ら差別ある有り。若し一切は、皆な業の合の生と說かば、如何が說いて卵胎の生等と爲すや。卵等、業の合より生ずるを卵等の生と名くべからず。彼れ非情なるが故に。一切は、唯、業の合の生と說かず。卵等の體の生は、業に由ると說かず。但一切は、皆な業の合の生と說くなり。業の合の生の時、卵等を緣とする有り、緣に從つて別を標して、卵等の生と名く。若し業の生と說くも、名は應に別なかるべし。

卵生と言ふは、謂はく、諸の有情の生ずること、卵殼よりす。鵝(がてう)、鴈(がん)等の如し。胎生と言ふは、謂はく、諸の有情の生ずるに、胎藏よりす。象、馬等の如し。濕生と言ふは、謂はく、諸の有情の、皮・肉・骨・牛糞・油滓・水等の和合し、煖潤したる氣に生ずる蟲・飛蛾・蚊・蚰・蜒等の如し。化生と言ふは、謂はく、諸の有情の、三緣を待たず、無にして欻ち有り、具根[五一]無缺にして、[五二]支分頓生す、

【五一】無缺とは、眇翳等のなきなり。
【五二】支分とは、支は手足、分とは指等なり。
【五三】世間云云。昔し此の南閻浮洲に商人あり、海に入りて一の鵾鶴を得、その形色偉麗にして之れを悅びしが、鶴二卵を生み、後に其の卵より二人の童子生れ、共に端正聰慧にして、後出家し共に阿羅漢果を得たり。その小なるを鄔波世羅(Upaśaila)大なるを世羅(Śaila)と名く、婆沙論

那落迦・天・中有等の如し。化生の體は、五蘊、四蘊を兼ぬ。餘の三は、但五蘊を用ひて、體と爲す。有るが説かく、「皆な異熟、長卷に通ず」と。有るが説かく、「一切の體は、唯、異熟なり」と。

人、及び傍生は、各、四種を具す。人の卵生とは、謂はく、[53]世羅と鄔波世羅とが、鶴卵より生れたると、[54]鹿母の生める所の三十二子と、[55]給孤獨女の二十五子と、[56]般遮羅王の五百子等なり。人の胎生とは、今世の人の如し。人の濕生とは、[57]曼馱多、[58]遮盧、[59]鄔波遮盧、[60]鴿鬘、[61]菴羅衞等の如し。人の化生とは、唯、劫初の人なり。此の四生の人は、皆な聖を得べし。聖を得て、卵濕の二生を受くること無し。聖は、皆な殊勝の智見を欣ぶを以てなり。卵濕の生類の性は、多く愚癡なり。或は諸の卵生の生は、皆な再度なるが故に、飛禽等を世に再生と號す。聖は多生を怖るゝが故に、受くる義なし。濕生は、多分衆聚して同生す。聖は雜居を怖るゝが故に、亦、受けず。傍生の三種は、現に共に知る所なり。化生は、[62]龍、[63]妙翅鳥等の如し。一切の地獄と、諸天と、中有とは、皆な唯化生なり。

有るが説かく、「餓鬼は唯化生の攝なり」と。有るが説かく、「餓鬼も亦、胎生あり。餓鬼女の目連に白して曰へるが如し。

我れ夜に五子を生み、　生むに隨つて、皆な自ら食らふ。
晝、五を生むも亦、然り。　盡すと雖も、飽くこと無し。[64]

四生の内に於て、何者ぞ最も多なるや。有るが説かく、「濕生なり。多を現見するが故に。設ひ肉等の聚は、廣く無邊に、下は[65]三輪を越へ、上は五淨を過ぎて、其の量を遍くすべき有るも、頓に變じて蟲と爲る。是の故に、濕生は餘の三種より多なり」と。有餘師の說かく、「化生最も多し。謂はく、[66]二趣の全と、[67]三趣の少分と、及び諸の中有は、皆な化生なるが故に」と。

一切の生中、何れの生が、最勝なるや。應に言ふべし、最勝なるは、唯、是れ化生なりと。支分

百二十（大正藏二七・六二六下）に出づ。

【五四】 鹿母。毘舍佉鹿子母（Viśākhā-migāramātā）のことなり。ミガーラは養父の名なるが、養父が嫁に導かれて信佛の生活に入りしより、猶我が母の如しと云ひたるよりミガーラ母と呼ばれしなり。漢譯は鹿子母又は鹿母となす。子の多かりしことは法句經註などに出づ。三十二卵を生みしといふことは婆沙百二十（大正經二七・六二六下）に出づ。

【五五】 給孤獨女。給孤獨長者（Anāthapiṇḍika）の女のこと。賢愚經一三（大正藏四・四四〇下）に長者の女蘇曼 Sumanā 特叉尸羅の王子に嫁して十卵を生みしこと出づ。

【五六】 般遮羅王（Pañcāla-rāja）の王妃、五百の卵を生む。王此れを河邊に棄つ。隣國の王これを拾ひて國にかへるに各卵より一子生れ五百を數ふ、後此の子等驍勇四隣を征服して、般遮羅王を改む。王の妃これを悲しむに、王彼等は皆な汝が子なる故、汝を見ば忽ちにして惡心息乳まんと。乃ち王妃城にのぼり房を按ずるに、乳迸り出で、五百の子の口に至る。緣りて兩國忽ち和するを得たり婆沙百二十（大正藏

の諸根、圓具にして猛利、身形は微妙なり。故に餘生に勝る。若し爾らば、何に緣りて、[六八]後身の菩薩は、生を得ること自在なるに、化生を受けずして、胎生を受くるを見るや。大利あるが故なり。謂はく、諸の大釋種の親屬を引導し、相因りて正法に入らしめんが爲めの故なり。又、所化をして增上心を生ぜしむ。彼れ既に是れ人なり。能く大義を成ず。我曹も亦、爾り。何ぞ能はずとなさんやと。因りて、正勤を發し、正法を修むるが故に。若し化生なれば、恐らくは是れ天ならんと疑ふ。佛の轉法輪便ち無用と成らん。謂はく、天の轉ずる所にて、還(また)天機を被り、唯、天のみ能く知り、人の了する所に非ずと。斯れに由りて、自ら蔑して、正法輪に於て、正勤と勇猛の思擇を起さず。又餘類をして、敬慕の心を生じて、俗を捨てゝ出家し、正行を勤修せしむ。謂はく、菩薩は、貴族の中に生じて、能く尊位を捨て、出家修道して、等正覺を成じ、大法輪を轉ずるを知る。我等、何爲れぞ欣仰を生ぜざらんや。茲に因りて、俗を捨て正行を修するが故なり。又、憍慢の衆生を摧伏して、世尊は是れ輪王の種、斯の隆貴に屬したるも、憍慢の山を崩したりと知り、說くを聞いて敬承し、疑謗なからしめんが爲めの故なり。若し化生なれば、種族は知り難し。幻化にして、天とや爲(せ)ん鬼とや爲んと疑はんことを恐る。外道の論に矯りて、謗を設けて言ふが如し。百劫を過ぎて後に當に[六九]大幻、世に出現し、世間を啖食(かんじき)することを有るべしと。又化生の時と同じからざるが故に。謂はく、佛の出世のとき、人に化生なし。人の化生する時、佛は出世せず。有るが是の說を作す。「他を饒益せんが爲めの故に、胎生を受け、擬へて[七〇]身界を留め、無量の衆の一の供養の因をして、千返、天に生じ、及び解脫を證せしむ。化生は纔かに殞すれば、復遺形なきこと、燈光の滅すれば、卽ち屬する所なきが如し」と。

附論　化生は死して遺る所無し

此の中、[七一]經主は、是くの如きの難を作す。若し人、佛に[七二]持願通ありて、能く久しく身を留む

二七・六二六下)。

【五七】曼駄多(Māṇdhātṛ)。布殺陀(Upaṣadha)王の頂の皰より生ず。長じて金輪王となる。

【五八】遮盧(Cāru)。

【五九】鄔波遮盧(Upacāru)。は上の曼駄多王の兩髀の上に、各一皰を生じ、各一子を生じ、その所生の子の名なり。共に長ずるに及びて輪王となる。以上印度佛教國有名詞辭典の各項を見よ。

【六〇】鴿甕(Kapotamālinī)　昔梵授(Brahmadatta)と名くる王の腋下に一皰生じ、それより一生を生ず。その生るる時、恰も鴿の如くにして飛び出し、王の之れを重ずるや花甕の如くなるを以て鴿甕と名けらるといふ。

【六一】菴羅衞(Āmrapālī, Ambapālī)。佛の弟子にて尼僧なり。もと娼婦、菴羅樹より生ると傳へらる。

【六二】龍(Nāga)。傍生の一にて次の妙翅鳥の食となる。經典に種々の龍王の物語あり。

【六三】妙翅鳥(Garuḍa)とは唐に頂癭と譯ず。揭路茶と音譯す、亦、蘇鉢刺尼(Suparṇin, Suparṇa)舊譯には金翅鳥と譯す。神祕的の鳥なり。

【六四】食を買つて飽くこと無しと言へば、是れ胎生なり。

と信ずるときは、此れは釋を成ぜずと。今、謂はく、此の釋其の理、必ず成ず。通の留むる所の身は、佛の功德力無畏等の依つて熏ずる所に非ざるが故に。廣大に世間を饒益すること能はず。然る所以は、是の留むべき法は、通願能く留む。一切の化生は、刹那の法の如く、必ず留の義なし。謂はく、諸の有爲は、刹那に定んで滅す。諸佛の神力も亦、留むること能はず。設し留むること有らんと欲せば、卽ち別の化を須ふ。此の別に化する所は、佛の功德力無畏等の依つて熏ずる所に非ざるが故に、世間に於て、大饒益なし。若し爾らざれば、佛の應化は、本の身形の如く、諸の供養を受くと爲す。無量の衆をして、生天、解脫せしむ。故に我が稟くる所の毘婆沙師は、咸な是の言を作す。「後身の菩薩は、利他の爲めの故に、化生を受けず」と。此の義、極成ず。傾動すべからず。化生は何が故に、死して遺形なきや。彼れ頓生に由るが故に、應に頓に滅すべし。水に戯むるゝ者の如く、出沒も亦然なり。毘婆沙師の說かく、「化生の者は、造色多きが故に、死して遺形なし」と。大種の多き者は、死して頓に滅するに非ず。卽ち此の義に由りて、以て證知すべし。一の四大種は多の造色を生ず。「若し爾らば、便ち契經と相違す。經に說かく、『化生の諸の妙翅鳥は、所食に充てんが爲め、化生の龍を取る』と」。彼れは了せざるに由りて、取りて擬へて食に充つるなり。飢を除くとは脫かず。斯れ何の咎あらんや、是の故に但食せんが爲めに龍を取るのみ。此の龍、食の用を成ずること有りと言はず。或は龍は未だ死せざれば、暫く飢に充つるを得るも、死し已れば、還飢ゆ。暫く食するに何の咎ぞ。

若し化生ならば、食の飽不飽あるべからず。

【六五】　三輪とは。地下にありて此の世界を擧くと言ふ三大輪にして、金輪、水輪、風輪の三なり。

【六六】　二趣の全とは。天と地獄、

【六七】　三趣の少分とは。人、畜、鬼、

【六八】　後身の等云云。普通は、最後身の菩薩と言ひ、一般にはその生に大覺を成ずる菩薩を意味すれども、今は釋迦佛を指す。卽ち化生を最も優れたりとすれば、何が故に、最勝なる最後身の菩薩が化生せずして胎生したるやとなり。

【六九】　大幻云云。化術を以て活計を立つとの義。

【七〇】　身界(Sarira)。舍利とも音譯す。佛陀の遺骨のことなり。佛の胎生せられたる所以は、滅後も尙、大利益を與ふる目的にて、遺身舍利を止めん爲めなりとの說なり。

【七一】　經主云云。倶舍論八・十二左十三右。

【七二】　持願通云云。此の物は斯くあれと願へば、其の如くなる通力を持願通と言ふ。こ持願力が佛にあると許せば、前の他を饒益せんがために胎生を示し給ふと云ふは通ぜずといふ意なり。

巻の第二十三

〔辯縁起品第三の三〕

第七節　中有

一 已に四生を辯じたり。前に地獄、諸天、中有は、唯、是れ化生と說けり。此の中、何の法を說きて中有と名くるや。何に縁りて、中有は卽ち生と名くるに非ざるか。頌に曰はく、

　死と生との二有の中の、　　五蘊を、中有と名く。
　未だ至るべき處に至らず、　　故に中有は生に非ず。

論じて曰はく、死有の後に於て、生有の前に在り、卽ち彼の中間に、自體ありて起る、生處に至らんが爲めの故に此の身を起す。二有の中間の故に、中有と名く。

二 如何が此の有、體に起歿あるに、而も生と名けざるや。又、此の有の身は、業從り得と爲んや。自體有と爲んや。業從り得れば、此れは應に生と名くべし。『業を生の因と爲す』と、契經に說くが故に。自體有なれば、此れ應に無因なるべし。則ち無因外道の論の失に同じ。是の故に中有は、應に卽ち生と名くべし。生とは、謂はく、當來應に至るべき所の處なり。所至の義に依りて、生の名を建立す。此の中有の身體は、起歿すと雖も、而も未だ彼れに至らざるが故に、生と名けず。體とは、謂はく、此の中、異熟の五蘊なり。此れは但起と名けて、生と爲すとは說かず。死と生との有の中、暫時に起るが故なり。或は復生とは、是れ所起の義なり。中有は能起なり。所以に生に非ず。所起とは、何ぞ。謂はく、業の所引なり。異熟の五蘊の三究竟し分明なるは、業を以て生因と爲す。「契經に說くが故に、此れ應に生と名くべし」とは、其の理然らず。業を因と爲すを、皆な名けて生

【一】此の義は、中有に就いて論ず中有とは、死の刹那と生の刹那とを連絡する中間の五蘊にて、未だ異熟果報を受けて往くべき所に往きたるにあらず、往くべき所に往かんとする道程なるが故に中有と名け、從つて生に攝せざるものなり。

【二】如何が云云。以下中有を生に攝せざる理由を述ぶ。

【三】究竟とは牽引業によりて引ける衆同分の顯現することにして、分明とは圓滿業に因りて完成することなり。引業と滿業のことなり。

と爲すと說かざるが故に。契經に說かく、『補特伽羅の已に起結を斷じ、未だ生結を斷ぜざる有り』と、廣く四句を說く。是れに由りて准知す。中有に順じて生有に非ざる業有り。此の業の所得を說いて生と爲さず。故に彼の經と相違の過なし。此れは旣に生と同一の業の引くなり。「如何が中有は起と名けて生に非ざるや。」豈、前に說かずや、所至、所趣を、乃ち說いて生と爲す。中有は爾らず。又、一業の果の多の故に、失なし。一念の業に多念の果あるが如し。一無色の業に色、無色の果有り是くの如く一業所引の果に生有り起有り、理何ぞ相違せんや。

[四]有餘部の師の執す。「中有は無し。理と教と並びに相違あるが故に。理と相違するとは、[五]前蘊の滅する處に、後異卽ち生ず。俱有の過の故に。謂はく、若し異處に前蘊滅し已りて、異處に後の生ずれば、則ち中有なし。如何が死有の無間に、卽ち異處に於て、生有の蘊の生を許さゞるや。若しは此處に於て、前蘊滅し已り、此處に後の生ずるも亦、中有なし。是れ則ち應に死有の無間に、卽ち此處に於て、生有の蘊の生を許すべし。是くの如く中有は、前の滅の處に異りて、若しは生、不生、皆な用なきが故に、死有の無間に、生有卽ち生ず。其の理極成ずるが故に、中有は無し。[六]又、曾つて中有の業を說かざるが故に。謂はく、有る經に說かく、『順現受等の三業は、同じからず』と。曾つて契經に第四の順中有業ありと說くこと無し。中有は業なくして生ずと說くべからず。一切は、無因にして、自然に生ずること勿きが故に。[七]又、應に諸の有情は、皆な神通を具すべきが故に。謂はく、功用を離れて、一切の有情皆性として神通自在を得べし。然も多く功を用ひ少しく成辦有り。是の故に、中有は、理定んで應に無かるべし。[八]又、死と生との有の有ることは應に成ずべしと許す。謂はく、要ず生ありて、方に死あるが故に。若し死は、生に由らずして成ずる有りと許せば、太過失あり。謂はく、諸の趣に於ては、頓生なしと雖も、應に頓死あるべし。生なくして死ある理は、極めて相違す。又、取の有無も俱に失を成ずるが故に。謂はく、死の無間に中有を取る。若し取ら

【四】有餘部師。この段は中有の存在を否定する說を擧ぐ。大衆部・說出世部・鷄胤部・化地部の四部はこの否定說をとる。これに理證五と經證とを擧ぐ。先づ理證の第一を擧ぐ。

【五】前蘊の云云。理論證の第一。

【六】又、曾つて云云。論證の第二。

【七】又、應に云云。論證の第三。

【八】又、死と云云。論證の第四。

ずんば應に生ずべし。經に說く所なるが故に。契經に說くが如し『若し此の身を捨つれば更に餘身を取る。我れ生を記するが故に。其の取らざるが如きは應に般涅槃すべし』と。旣に般涅槃す。何ぞ中有有らんや。[九]又、彼れは應に無窮の過あるべきが故に。謂はく、死と生との間に、旣に中有あり、生と中、中と死の兩際は、寧んぞ無からんや。設し有らば、便ち無窮の過失を成ぜん。

[一〇]是くの如く略して、理と相違するを辯ず。敎と相違するを、今次に當に說くべし。謂はく、[一一]世尊の說かく、『預流の有情は、七有を極む』と。若し中有あらば、世尊は應に十四有を極むと言ふべし。[一二]又、無間業は、應に有間を成ずべし。謂はく、契經に言はく『五無間業を作り已りて、無間に地獄の中に生ず』と。若し中有を隔つれば、無間の義に違す。又、中住有るは契經の遮する所なり。謂はく、契經に說かく、

再生の汝は、今、盛位を過ぎ、　衰に至り、將に琰魔王に近かんとす。
前路を往かんと欲するも、資糧なし。　中間に住するを求むるも、止まる所なし。

若し中有あらば、如何が世尊、彼れ中間に止まる所あること無しと言はんや。[一三]又、彼れは宿住智の緣と爲るに非ず。謂はく、契經に言はく『宿住を知る者は、我れ、彼より歿し、來りて此の間に生ずと言ふ』と。彼より歿して、曾つて中有に生ぜりとは言はず。是くの如きの理と敎との相違に由るが故に、定んで中有の得べきこと無きを知る。

[一四]前の宗の所執を略述すること、是くの如し。今、謂はく、一切は皆な諍因に非ず。且らく彼の初說の、[一五]「前蘊の滅する處に、後異卽ち生ぜば、俱有の過なりと」は、此の難は、理に非ず。死處に隣りて、中有生ずと許すが故に。謂はく、中有は、前の死處に於て、隔に非ず、卽に非ず、隣次にして起ると許す。是くの如く後々、乃至、結生、恒に隣次に起る。故に前の失なし。自宗を辯ずるに至りては、當に更に顯示すべし。[一六]又、「中有の業を說かず」と言ふは、理も亦然らず。有處に

【九】又、彼れ云云。論證としての第五。

【一〇】是くの如き云云。此の段は經證を擧げて中有を否定す。これに三あり。

【一一】世尊の云云。經證の第一。

【一二】又、無間業云云。經證の第二。

【一三】又、彼れは云云。經證の第三。

【一四】前宗の云云。此の段に於ては、上述の中有非存在說として擧げられた、理論、聖敎による根據としての八說の一々に對して、其れを破邪せしものである。先づその理論的根據としての五說を破してゐる。

【一五】前蘊の云云。論證第一を破す。

【一六】又、中有の業云云。論證の第二を破す。

說くが故に。謂はく、契經に說かく、『我れ是くの如き雜淬穢身の造る所の惡業は、願はくは、一切皆な現受を成じ、隨ふこと勿く、生ずること勿く、後に當に受くべきこと勿らしめん』と。豈、隨の言は、卽ち中有を顯はさずや。謂はく、現身の後の方便異熟の順生、順後を總じて說いて隨と名く。中有を名けて方便異熟と爲す。惡業の中有の受に順ずる有るを以ての故に、遮願を發し、隨ふこと勿れの言を說くなり。或は業は、能く當に往く所の趣を招く。此れは卽ち能く中有の異熟を感ずるなり。中と生との二有は、一業の牽く所なり。前くの如く已に辯ぜり。故に中有の業は、無と言ふべからず。然るに佛世尊は、略して三種の分位の定業を說けり。中有を感ずる業は、其の中に攝在するが故に、別に說かず。

一七 又、『諸の有情は應に神通を具すべし』と言ふは、亦理に違せず。此の位あるが故に。若し中有の位の一切の有情の、業の成ずる通を具するも、斯れ亦、何の咎ぞ。此の位あるに非ざるも、餘に例するに皆な然り。一時の間に野干等と作ること勿し。或は異生の類は、則ち例するに恒に然り。或は應に汝曹、中有を謗る者は、有情の類は皆な神通を具すと許すべし。謂はく、諸の有情は、此の處に於て歿し、能く無量億踰繕那の極遠の處を超へて生じ、都て障礙なし。此の外に何の餘の大神通かあらんや。

一八 又、「死と生の有の有ることとは應に成ずべしと許す」と言ふは、此の難も亦、然らず。生の差別を許すが故に。應理論者は生の差別に於て、中有の名を立つ。卽ち生有に非ず。人趣に往くに、未だ到らざる間に於て、生の差別あるが如し。是れ生の方便なり。未だ人趣と名けざるも、已に人と名くることを得。未だ生ずべき所に到らざるも、一業の引く所なるが故なり。此れに由るが故に、諸趣に頓死無し。中有は是れ生の方便と許すが故に。此れに由りて亦、取の有無の因を答ふ。取の差別に於て、中有と名くるが故なり。此の中の身の言は、意、唯、色を說くに非ず。亦、非色に於て、

【一七】又、諸の有情云云。論證の第三を破す。

【一八】又、死ありて云云。論證の第四を破す。

身の言を說くを見るが故に。謂はく、三有の中、生、及び差別を總じて生と名くるが故に。言はく、此の身を捨して、更に餘身を取る。生を記するに何の咎ぞ。若し唯、色法を說きて身と名くと謂はば、此の身を捨して無色を取る者あるを、豈、薄伽梵は、記して生と爲さずや。設ひ色身と許すも亦、失あること無し。此の身を捨し已りて、更に餘身を取る。佛は但記して生と爲す。生有と言はざるが故に。唯、生有を記して生と爲すべきに非ず。生の名を立つるは、但死を遮するを以ての故に。一九雨師は豈、卽ち天に同じからんやと言ふが如し。

二〇又、此れは應に無窮の失あるべからず。隣次にして起ると許せば、此の失なきが故に。若 死と中有と處を隔てゝ生ぜば、言ふ所の如く無窮の失あるべし。然るに死と中有は、隣次にして生じ、既に中間なし。更に何の用をか立てん。故に無窮の過は、我が宗の預るところに非ず。又我が宗、中有ありと立つるを以て、則ち中有に更に中有有らしむれば、是くの如く、汝の宗は、唯、生有を立つるも、亦應に生有に更に生有あるべし。彼此の過同じ。應に難と爲すべからず。

二一是くの如く且らく、中有を遮するの理を破せり。次に當に中有を遮する教を辯釋すべし。二二經に預流を極七有と言ふは、此れは中有に於ても亦違ふ所なし。一期生を說いて一有と爲すが故に。謂はく、中有等を總じて一期生と名く。形等同じくして一の業の所引に由るが故に。是くの如く、

二三四有に總じて一有の名を立つるが故に。預流は極十四有の過なし。一期生の有を、少しき所因に由り、分位の別に依りて、分けて四有と爲すなり。或は七有の言は、且らく人趣の生有に依りて說くが故に、亦、違なし。汝の宗中の亦、預流者は、天の七有を受くと許すが如きは、應に極十四を成ずべし。或は彼れの意の謂はく、極七有の言は、別に人天各の七を顯はさんと欲するに非ず。但人天總じて、唯、七有と顯はすと。若し爾らば、應に預流の有情の生死馳流は、人天の七有なりと說くべし。經に應に預流の有情の生死馳流は、人天の各七なりと說くべからず。故に知んぬ、經に

【一九】雨師。本文師雨に作る。今他本に依り雨師として譯す。
【二〇】又、此れは云云。論證の第五を破す。
【二一】是くの如く云云。此の段は經證の第一より第三を破す。
【二二】經に言はく云云。經證の第一說を破す。
【二三】四有とは生有、本有、死有、中有の四なり。

極七有と說く言は、意、人天の各別に七あるを顯はす。應に此れは餘經に違すと執すべからざるが故に。經に言はく、具に補特伽羅を見るに、第八有に處ること無く、受くべきこと無し。經に違するの失なし。前經に乘ずるが故に。謂はく、經に前に說く、預流の人天各、七有を受く。定んで第八なし。次に具に補特伽羅を見るに、第八有に處る無く、受くべきこと無しと言ふ。故に彼の引く所の極七有經は中有の宗に於ても亦、違害すること無し。

二四　又、無間業は應に有間を成ずべしと言ふも、亦、理に應ぜず。異趣を遮するが故に。謂はく、若し有るが無間業を作り已れば、定んで異趣の隔なく、必ず地獄の中に生ずるなり。我れ此の經を見るに、義意は是くの如し。或は復中有も亦、地獄に收まるが故に、無間の有間を成ずるの失なし。必ず地獄の中有の中に生ずるが故に。或は中間に少しく隔つる所あれば、無間に非ずと執せば、則ち無間業は、畢竟應に無なるべし。定んで無間業を造り已りて、隔てず刹那に隣次に卽ち地獄の中に生ずること有ること無きが故に。若し、經に身壞して無間に地獄に生ずと說くが故に、斯の過なしと謂はゞ、此れも亦、然らず。刹那に壞するが故に。若し、此の壞は、一期の終に據ると言はゞ我れも亦、言はく、生は但中有に生ずるなりと。經には身壞して地獄の中に生ずと言ひ、卽ち地獄の生有に生ずとは說かず。故に異趣を遮して、無間の言を說くなり。若し然りと許さずば應に無間無かるべし。是の故に引く所の無間業の經は中有を遮遣する功能あることなし。經には身壞して地獄の中に生ずと言ふ。卽ち地獄の生有に生ずかと說かず如何が、中有は此れに由りて、無を證せんや。有るが童豎の戲の如き難言を設く。「若し無間の言は、異趣を遮さば、則ち中有の無きこと、其の理極成す。自ら中有の趣に異なるを執するが故に。無間の言は、異趣を遮すと許すが故に」と。彼れの言は善に非ず。義の別を許すが故に。說者の意の異趣を遮すと言ふは、兩趣各別なるが故に、異趣と言ふ、兩村の異を名けて、異村と爲すが如し、非趣の攝を名けて異趣と爲すに非ず。豈是くの如き

【二四】又、無間業云云。聖教による根據としての第二說を破せるものなり。

の類は、童豎の戲言ならずや。能く正しく推徴して、實義を證せしめん。故に中有は決定して無と爲すを證する、是くの如きの契經は、得べきこと易きに非ず、又此の中有は、定んで有の義成ず。但此れを說いて無間と爲すを以ての故に。若し中有なくんば、有惑の有情は身壞して無間に皆な生有を受く。經が唯、此れを說くは、則ち唐捐と爲す。我れ此の經を釋す。無間と言ふは、異趣の中間に隔を爲すを遮し、及び中有の緣闕ける稽留するを遮せんが爲めなり。故に此の經の言は、深き義趣あり。此れを除きて、餘業の此れを定んで遮すること無きが故に、彼れを說いて無間業と爲さず。汝は此の經を釋して、中有を遮すと爲す。則ち一切の業は、皆な無間を成ぜん。故に汝は應に中有の義の成ずることを信ずべし。或は此の經の言を撥せば、無の義を成ぜん。又、此の業に於て、無間の言を見、卽ち此の言は、中有を遮せんが爲めと謂はゞ、餘は有間と許し中有應に成ずべし。又、

二五 餘の經中、二六 中般ありと說くが故に、此の經の意は、應に審に思求すべし。若し但文を執せば、太過失あり。謂はく、契經に說かく、『一類の有情は、五無間業に於て、作り、及び增長し已りて、無間に必ず定んで那落迦に生ず』と。若し但文を執せば、應に要ず五を具して方に地獄に生ずべし。隨つて一を闕き、或は餘の業因に非ず。便ち太過を成ず。又、無間に那落迦に生ずと言ふは 應に作りて卽ち身の壞するを待たずして生ずべし。此れに由りて已に中住を遮する經を釋せり。謂はく、佛は誨へて言はく、『汝は此れ從り歿して、定んで速かに顚墜し、異趣に生ずること無く、中有の中に於ても亦、暫止すること無し』と。若し爾らざれば、一切の有情は、皆な死して卽ち生ず。何ぞ獨り此れを遮するや。故に此れに由りて、中有の轉成ずるを證せり。

二七 又、「彼れは宿住智の緣と爲るに非ず」と言ふは、此れも亦理に非ず。趣を略標するが故に。宿住通は中有を緣ぜざるに非ず。然も趣を略標するが故に、此の言を說く、「我れ彼より沒し來たりて、此に生ず」と。若し此れと異ならば、彼れも亦、應に言ふべし。「我れ此の生を受く、羯刺藍等は、

【二五】 餘の經とは、雜阿含二十七（大正藏二・一九六下）長阿含八、衆集經（大正藏一・五一下）參照。

【二六】 中般とは、中有般涅槃の略にて、不還果の聖者が、欲界に沒して色界に到らんとする中有の位にて涅槃に入るを云ふ。

【二七】 又、言はく云云。經證の第三を破す。

彼れ既に說かず。此れも亦、應に無なるべし」と。此れ既に無に非ず。中有は應に爾るべし。或は彼(かしこ)より沒し來たりて此(こゝ)に生ずるの言は、已に中有を攝す。此れは生の攝なるが故に。

第八節　中有論の根據

第一項　理論的根據

二八 是くの如く餘部の中有を遮するの因は、皆な勝力ありて能く中有を遮すること無し。應理論師は、是くの如きの說を作す。定んで中有あり。理教に由るが故にと。理教とは何ぞ。頌に曰はく、

穀等の相續するが如く、　處は無間にして續生す。
像の實有なること成ぜず。　等しからざるが故に、譬に非ず。
一處に二つ并ぶこと、無きと、　相續に非ざると、二より生ぜざると、
健達縛と、及び五と　七と有りと說く經あるとの故に。

論じて曰はく、且らく、正理に由りて、中有は無に非ず。中有の若し無なれば、則ち定んで餘處より歿して、餘處に續生すること有るに非ず。未だ世間に相續して轉ずる法の、處に間有りと雖も、而も續生すべきを見ず。既に有情は、餘處より歿して餘處に生ずと許さば、則ち定んで應に中間連續の中有は無に非ずと許すべし。譬へば、世間の穀等の相續するが如し。現見するに、穀等の餘處に續生するは、必ず中間の處に於て、間斷なきが故に、有情の類の相續も亦、然なり。剎那に續生して、處、必ず無間なり。是の故に、中有の實有の義成ず。

二九 豈、世間も亦、有色處は、間斷すと雖も、而も續生することを得るを見ずや。鏡等の中に質より像を生ずるが如し。死生の二有の理も亦、應に然るべし。三〇 經主は此の中、是くの如きの釋を作す。「諸像の實有の理は成ぜざるが故に、又、等に非ざるが故に、喩を成ぜず」と。何に因りて、像體の

【二八】是くの如く云云。此の段は中有の存在に就いて初めて理論的根據を示し、後に經證を出すなり。

【二九】豈世間も云云。上の中有存在說に對する難なり。

【三〇】經主は云云。俱舍論八・一四右參照。世親に穀等の譬喩と鏡像の譬喩は類同じからざると像色は實有に非ざるとの二より類推の根據となりに足らずとして中有の實在を說く。しかし、此の世親の說は經部の像色無體の義によるものなるが故に本論に此の像色無體の義を破し、像色有體を詳述するものなり。

實有は成ぜざるや。[三一]「一の處所に二の並ぶこと無きを以ての故なり。」[三二]彼れは謂はく、「一處に鏡色と及び像と、並に現前するを見るも、二色は、應に同處に並びて有るべからず。異の大に依るが故に。[三三]又、陋水の上の兩岸の色形は、同處に一時に倶に二像を現じて、兩岸に居する者は互に見ること分明なり。曾つて一處に并べて二色を見ること無し。應に此の二色は、倶生すとは謂ふべからず。[三四]又、影と光とは、未だ嘗て同處ならず。然も曾つて、鏡を影の中に懸け置くを見るに、光の像は顯然として鏡面に現ず。應に此に於て、二つ並び生ずとは謂ふべからず。[三五]或は一處に二つ并ぶこと無しと言ふは、鏡の面と月の像と、之れを謂ひて二と爲す。近と遠と別に見ゆること、井水を觀るが如し。若し並び生ずること有らば、如何が別に見んや。故に知んぬ、諸の像は、理に於て、實に無なり。然も諸の因緣和合の勢力是くの如く見せしむるは、諸法の性の功能の差別の、思議すべきこと難きを以てなり」と。

今、謂はく、彼の因は、像を遣ること能はざるが故に、中有を破するの難を解くこと能はず。

[三六]且らく彼の、所說の「一の處所に、二なきを以ての故に」とは、其の理然らず。同處に壁光の倶に取るべきが故に。壁光の色は、異の大を依と爲すと雖も、一時に於て同處に取るべし。亦、壁に在る光を撥して無とすべからず。此の例に由りて知る、鏡像は倶に有なるが故に、彼の所說は、像因を遣るに非ず。若し光は日輪の大種に依るが故に、過なしと謂はゞ、理も亦、然らず。煖觸は光の如く近く取るべきが故に。又、日光の色は、應に依因なかるべし。所依、能依を離れて轉ずと許すが故に。是くの如く鏡像の二色の所依の大種は、殊なりと雖も、而も同處なるべきが故に、彼の所說の、異の大に依るか故に、因の二處の不因を證するの言は、無用を成ず。又、諸の大種の共の處は、應に同じかるべし。彼れは、所依の大種の異なること無きが故に。若し有對の故に、斯の過なしとせば、則ち應に異の大に依るを以ての故に、鏡と像の色の二處の不同を證すべからず。能造も

【三一】一の處所云云。一の處所とは鏡面にして、二のとは二の實有色の意にして、鏡と像とを言ふなり。像色無體を表はす第一例。

【三二】彼れとは、世親を指す。倶舍論八・一四右。

【三三】又、陋水云云。像色無體の第二例。

【三四】又、影と光云云。像色無體の第三例。

【三五】或は一處云云。像色無體の第四例。

【三六】且らく彼の所說云云。此の段に衆賢が有部宗の立場より像色無體の世親の論を破し像色有體を說き、かも中有有體を顯はすなり。先づ初めにその像色無體としての第一例を破す。

所造も、有對は同じきが故に。理は但應に鏡像の二色は、倶に有對なるが故に、同處成ぜずと言ふべし。同處既に無し。何ぞ一處に鏡色、及び像の並びに現前するを見ると言ふや。若し處異なれば取るべからずと言はゞ、理も亦、然らず、前に已に說けるが故に。謂はく、壁光色も亦、同處に取るべし。然も有對なるが故に、理實に處不同なり。如は不同なりと雖も、同じく取るべし。光壁の理の如く、鏡像も亦、然なり。今、且らく仁の爲めに、同取の理を辯せん。謂はく彼の像色は、極めて淸妙の故に、所餘の諸色を揜蔽すること能はず。鏡と像とは最も極めて相ひ隣るを以て、增上慢を起し、同處取と謂ふ。雲母等の如く、極めて淸妙の色は、隔つる所の諸の餘色の、若し極めて相ひ隣れば、卽ち增上慢を起して、同處取と謂ふ。或は前に說くが如く、光壁は殊なりと雖も、一時に同處に於て、取るべし。彼の理趣の如く、此れも亦、應に然るべし。

三七 又、一水に於て、兩岸の形色の現像を同時に各別に見るは、緣の和の差別の故に、是くの如く見るなり。謂はく、一水の上に一像の生ずるに非ず。淸妙の性同じければ、相ひ揜蔽せず。見の緣合すれば、則ち能く之れを見、若し見の緣を闕けば、則ち見ること能はず。或は一處に二の見の緣の合する有り。同じく色像を觀るも、不共の見に非ず。謂はく、一鏡の中、一の見る所の像、餘も卽ち此に於て亦、同じく見るを得。若し鏡等の中、別像の起ること無くして、餘處に同じきは、何の定因あるや。唯、鏡等の中、倶に色像を見る。或は一色に於て、二の有情有りて別住して、同じく觀ずるに見と、不見と有り。淨板に於て塗るに骨灰を以てし、籌にて畫きて文と爲すが如し。時久遠を經て、設ひ復新に地壁に畫きて文を爲すも、向光、背光、見と不見と有り。一色に於て、二、同觀すべきに非ず。卽ち餘に例するを以て、皆な共に見せしむ。一色を以て同觀すべからざること勿し。便ち餘に例するを以て、皆な共見すること無し。故に、彼の所說の理は、善と爲すに非ず

三八 又、「光影の同じく處相違し、月像と鏡面と處の別の見る」と言ふは、次後に遮遣する大德邏摩の

【三七】又、一水云云。像色無體としての第二例を破せるもの。

【三八】又、光影云云。像色無體としての第三例を破せるもの。

所立の理中、兼ねて此の責に酬ゆ。彼れは是の說を作す。「鏡等の諸像は、皆な實有に非ず。造色を性と爲すと、分と遍と、俱に理に非ざるが故に。謂はく、月輪を藉りて因と爲して引發し、水の一分に依り、或は復遍く依りて像の造色を生ずとは、二は皆な理に非ず。水の一分に依る理は、且らく然らず、定因なきが故に、遍く隨轉するが故に。遍も亦、然らず。分限の見なるが故に。俱に理に非ざるを以ての故に、造色に非ず。又、影と光と互に相違するが故に。謂はく、二鏡を懸けて影光の中に置くに、光影の二像、交も鏡面に現じ、光影を現見するに、更に互に相違す。其の二像の如きは、是れ實の造色ならば、應に同處に二、俱に取るべからず。旣に俱に現に取るべきが故に、實の造色に非ず。又、分位の別に多を取ること有るが故に。謂はく、天授の像、水等の中に顯はれ分位別なるが故に、種々の色を取る。謂はく、青、黃、赤、白。一を取れば則ち餘に非ず。應に一處に異色同じく止まるべからず。設し同じく止まるを許さば、何ぞ俱に取らざるや。故に知んぬ、此の中、別の造色無し。又、量に差なし。動作を見るが故に。謂はく、一天授の、鏡に背趣する時、像の現量に差なく、往來の用の別を見る。一の造色に於て、此れあるべきこと無し。然るに此れ有るを見るが故に、造色に非ず。又、像の依處の各別なるを見るが故に。謂はく、水等に依りて月像を現ずる時、像と依との方處の各別なるを見る。若し水上に於て、像色有りて生ずれば、是れ則ち應に處の遠近を見るべからず。然るに遠近を見るが故に、造色に非ず。若し爾らば、彼れに於て見る所は、是れ何ぞ。本質緣と爲りて眼識を生ずるが故に、眼と色とに緣りて眼識生ずることを得るが如し。是くの如く、眼、及び鏡等に緣りて、鏡等の質に對して、眼識生ずることを得。實に本質を見るとは、別像を見るを謂ふなり。」今、謂はく、彼の諸因も亦、像を遣ること能はず。且らく彼の說く所の「一分と、遍とは俱に理に非ざるが故に、造色に非ず」とは、理、應に然るべからず。餘も亦、同じきが故に。謂はく、眼、及び鏡等に緣り、鏡等の質に對して、眼識生ずと許さば、是くの如きの

二種の徵責も亦同じ。一分と遍と俱に理に非ざるが故に。謂はく、還つて本質を見、鏡等を藉りて緣と爲す。一分、或は遍、二、皆な理に非ず。且らく、鏡等の一分を緣と爲すに非ず。定因なきが故に。餘の方所を歴て、皆な能く現前し、見の緣と爲るが故に。亦、鏡等の遍の能く緣と爲るに非ず。所見分明にして分限あるが故に。俱に理に非ざるを以ての故に、謬執を成ず。然るに我れは、月等を因と爲し、水等の一分を依と爲して像を生ずと許さず。但、質と依と隔なくして相對し、依の中に法爾に質ありて像生ず。何ぞ像の生は、但一分に依るべけんや。「如何が像は遍の所依の生なるを知るや。」多人、長渠の側に列して、各月像を見るに、自面に對するを現見するが故に。若し爾らば、何が故に、一は多を見ざるや。是くの如き見緣和合せざるが故なり。一切處に月像の生ありと雖も而も、但現前の見緣和合するが故に、一分に於て見るべく、餘に非ざるなり。傍らに明緣を闕き、闇の隔つる所なるが故に。

有餘師は釋す。「像色は輕微なり。正しく近づきて觀るべし。横に遠きは見ること難し。或は復漸次に一も亦、多を見るが故に、此の中に於て、應に難を爲すべからず」と。若し彼れ多なれば、則ち一にして、能く多を見ること有ること無し。難と爲すべからず。若し青黄等は俱に見るべしとは、此れも亦、應に多像の極微と同じかるべし。俱に見るべきが故に。然も月像に分限ありと見るは、彼の本質に分限あるを以ての故なり。現像は、必ず所依の本質に隨ふ。或は分限なき本質を緣と爲せば、水上に於て分限なき像を生ずること、猶し水に於て、空想靑を現ずるが如し。是の故に、本質に分限あるが故に、一切處に月像の生ありと雖も、而も分限を見るも亦、過あること無し。或は復鏡等を緣と爲して、還りて現前の本質の相を見ると說くが如きは　復一分、或は遍を緣と爲すと雖も、皆な理に應ぜず。然も本質を見るに決定して應に鏡等を緣と爲すと許すべし。生像も亦、然なり。何ぞ徵難を勞せんや。

又、彼の說く所の「影と光と互に相違するが故に、應に同處とずべからず。此れに由るが故に知んぬ、像は非有なり」とは、亦、理に應ぜず。許す所に非ざるが故に。謂はく、二鏡を懸けて影と光の中に置くに所現の二像は、實の光影に非ず。色の如く彼の觸は得べからさるが故に。若し爾らば、明了に見る所は是れは何ぞ。謂はく、壁等に隨ふ光影の二質は、二の鏡面に於て、相違せざる有りて、光影の像起りて、光影の色に非ず。有情の像は體、有情に非ざるが如し。故に光影の像は體、光影に非ず。同處に現　と雖も、而も相違せず。又、彼の宗とする所は影は實物に非ず。既に實體なし。何の相違する所ぞ　無體の中に違害を言ふべきに非ず。故に彼れの執に約すれば、義に違することも亦、無し。則ち說く所の因は、俱に許す所に非ず。言ふ所の光影は、更互に相違す。若し有なれば同處に取るべからずとは、此れは何の義を言ふや。謂はく「光影の像、若し是れ實有ならば、應に互に相違すべし。應に處を同じくすべからず。同處既に無なり、應に取るべからず。既に俱に取るべきが故に、像は實は無なり。我れ先に言ふ所の共の義は、是くの如し。」唯、實無と爲せば、定んで取るべからざるや。或は實無にして、而も亦、取るべき有り、或は實有にして、而も取るべからざる有り。若し爾らば、說く所の同處既に無し、應に取るべからざるべしの此の言は、何の用ぞ。同處無しと雖も亦、應に取るべし。汝は無なる者も亦、取るべしと執ずるが故に、亦、一切の無は皆な取るべきに非ずと說くべからず。異因なきが故に。謂はく、一切の無の相は、差別なきが故に、取る可し、取る可からずと說くべからず。又、彼れの言ふ所の「分位の別に由りて、多を取ること有るが故に、像は實に非ず」とは、此の言は、像に於ても亦、相違せず。唯、有中に於て、分位の別に由りて、多色を取るべし。無に非ざるが故に。要ず實有の所見の境中に於て、根の明、遠、近、方所等の差別に由りて、邪正に色を了する不同あることを得。月光の所照の實有の[三九]蠨蛸の網の色、孔雀の尾の輪を觀るが如し。方所等殊りて所見異なる。亦、旋火輪等を觀見するが如し。

【三九】蠨蛸。アシダカクモ。

是の故に定んで實に像色有るを知る。分位の別に由りて、衆多を取ること有るが故に、彼の遮因は、像有を翻證す。或は燈焰の衆色の雜居するが如し。住する所の方に由つて礙の別あるが故に。一切に住するも、見、皆な周盡するに非ず。又、箭の曲直の不同を觀るが如し。多を取ること有りと雖も、亦、過あること無し。一處に異色の同じく止まること無しと雖も、而も取ること有る時、謂うて處を同じくすと爲す。斯くの如き理趣は、前に已に具に論ぜり。故に彼れの推徵は、像に於て害なし。又、彼れの說く所の、「其の量に差なく、動作を見るが故に、像は實に非ず」とは、理亦、然らず。前に已に說けるが故に。謂はく、別に實の像色の生ありと雖も、而も像は、必ず所依と本質に隨ふが故に、量は等しと雖も、所應に隨ひて、所依の上に於て、其の本質の如く、顯、形、動の三種の像有りて生ず。像は所依、及び本質に隨ふが故に。動作なしと雖も、而も往と來と及び餘の運動の三用に似て得べし。是くの如きの動相は、或は本質の餘方に運轉するに由りて無間に生ずるが故に、或は所依隨持者の等しく動搖あるに由るが故に、或は觀者自ら動搖あるに由りて、像轉ずと謂ふが故に、是くの如き諸像は、所依の分量と處所を越へず、本質等に隨ひて、往來と及び餘の動相あるを見る。此れは造色に於て、何の相違あるや。此れ有るを見るが故に。造色に非ずと言ふは、餘の造色の相に異るが故に。便ち造色に非ざるべからず。青黃等の如きは、互に相異ると雖も、是れは造色なり。或は應に堅は、煖等と相異るが故に、便ち大種に非ざるべし。餘の例も亦、然なり。諸の大種と所造の色との如きは、互に相異ると雖も、色性は同じきが故に、此れは能く造色の性を遮すること無し。又、彼の說く所の「像、及び依處の各別を見るが故に、造色に非ず」とは、理も亦、然らず。空界の月像は、同じく水等に依りて、而も發生するが故に。謂はく、空界の色と、彼の月輪と次第に安布して、近遠差別す。是れは依と像の處の差別の因を見る。空界は是れ有にして、色處の所攝なること前に已に成立せり。故に月輪と與に水等の上に於て、各、能く像を生ず。

所生の像と質と相同じきに由るが故に、依の處と似たる差別を見る。或は是くの如き見の緣の和合に由りて、遠近の中、遠近を見せしむるに非ず。采畫、錦繡等の文を觀るが如し。高下無き中に高下あるを見る。月の遠に由るが故に、像を見るも亦、然なり。滿月輪の如きは、像を見るに缺なし。是くの如き理に由りて、彼の諸因を破するが故に、彼の諸因は、像を遣ること能はず。然も彼れは、自執に隨ひて、愚夫の情を悅ばして言はく、「本質を緣と爲して、眼識等を生ず」と。斯の如きの意趣は、還つて前の自の說く所の因の遮遣する所の如しと爲す。鏡等の一分を藉りて緣と爲し、或は遍を緣と爲すと謂ふは、倶に理に非ざるが故に。又、彼れの說く所は唯、妄情を率くなり。鏡等の中に於て、本質なきが故に、鏡等に對する質は鏡等の中に無し。豈、餘處に法有りて、餘處に取るべけんや。喩も亦理に非ず。同法に非ざるが故に。謂はく、曾つて色の住して餘方に在ること無くんば、眼根の緣に對して、眼識を生ぜず。本質は、鏡等の中には無く、而も其の中に緣に於て、眼識を生ずることを喩ふべし。若し彼の緣を闕くが故に、眼識生ぜざれば、則ち此の中、應に彼れを引いて喩と爲すべからず。如何が等しと爲んや。彼れは有るに、此れは無し、而も此の中に於て分明に取るべし。又、彼れの說く所は、唯、妄情を述ぶ。所立の因は、極成ずるに非ざるを以ての故に、唯、本質と眼と及び鏡等に緣りて、眼識生ずることを得るとは、極成に非ざるが故なり。唯、眼色に對し、眼等を緣と爲して、眼識生ずることを得るは、理極めて成立す。旣に像色の分明に現前するを取る。故に知んぬ、像を取りて本質を取るに非ず。又、理必ず然なり。取る所の像の形量顯色は、本質と異なるを以ての故に。謂はく、鏡等に於て、山石、池牆、樹林等の像の量は、本質よりも減ず。又、刀等を竪にすれば、面像は長く見え、橫なるは便ち闊く見え、本質の量に異なる。又、油等に於て面像を觀る時。面像の顯色と本質と異なる。若し所見の像卽ち是れ本質ならば、應に形顯と質と不同なるべからず。諸有の顯形の彼れに異なるは、皆な卽ち彼れに非ず。世の極成

する所なり。未だ知らず。具壽は、形と顯とを離れて、何の本質ありて、而も像の形顯殊なると雖も、卽ち本質を見ると執するや。若し本質と顯と及び形とは、非卽、非離にして、而も實に得べしと謂はゞ、是れ則ち便ち、[四〇]阿素洛女の巧に幻化を爲して、愚夫を誑惑するに同じ。若し、緣力を藉りて、改轉する所にして、卽ち是れ彼れなりと雖も、而も現に異ありと謂はゞ、此れも亦、然らず。互に相違するが故に、理成ぜざるが故に、善釋と爲すに非ず。謂はく、若し卽ち彼れなれば現に異なるべからず。既に理に異あり、卽ち彼れなるべからず。卽ち彼れ現に異る。更互に相違す。又、現に異あり。而も卽ち彼れと言ふ。理は成立せず、太過失の故に。謂はく、老等の位も亦、應に卽ち是れ先時の羯剌藍等と執すべし。緣力の轉に由るが故に、現に異等あり。爾くに劬勞して何ぞ卽ち衆緣の力を藉りて、別像の生ありと信せず。而も緣を藉りて還つて本質を見ると計するや。是の故に、說く所の本質を緣と爲して眼識等を生ずとは、比度の道理極めて微劣と爲し、證に於て能なし。

[四一]經主の、此の中、作す所の是の說、「故に知んぬ、諸像は理に於て實に無し。然も諸の因緣の和合の勢力、是くの如く見せしむるは、諸法の性の功能の差別は、思議すること難きを以てなり」とは、彼れは何ぞ、質鏡等の緣和合の勢力は、別に能く像を生ずるが故に、是くの如きを見ると謂はざるや。法の性の功能の差別は、思議すること難しと說くを以ての故なり。又、和合の名は、實の法に名くるに非ず。如何が勢力ありと執すべけんや。又、多緣合して一力を成ずと執す。如何が、諸法に差別の功能ありと說くや。是の故に應に功能の差別は、眼及び色等を緣と爲して、別に功能の差別を引き、眼識を生ぜしむるが如く、是くの如く亦、功能の差別に由りて、質、及び鏡等を緣と爲して、別に功能の差別を引き、像色を生ぜしむべし。此れに由りて、諸像の實有を證成す。或は應に總じて諸法は皆な無なりと撥すべし。嘗つて有人の總じて諸法を撥無するを聞けり。今、具壽を觀るに、彼れの情と似て通ず。寧爾して勞して共に談論を爲すこと無し。

【四〇】阿素洛女。阿修羅（Asura）神の女のことなり。

【四一】經主云々。前に引く。倶舍論八・一四左の文なり。

又、若し爾らば、中有を撥する人は、豈、亦、能く是くの如き說を作さずや。因緣和合の勢力は、難思なり。死生の中間の處は、隔遠すと雖も、而も續起せしむ。諸業の性の功能の差別は、思議すべきこと難きを以ての故に、應に諦に思ふべし。鏡等の上に於て、若し像の起ること無くば、如何が現前に餘の實色の如く、分明に見るべけんや。故に對法者は、咸な是の言を作す。鏡等の中に於て、別に像色あり。大造和合の差別を體と爲す。別に對して現に是くの如きの像を生ずるが故に。猶し、此の像の本質と所依との如し。謂はく、鏡等の中、鏡等の現質を依緣と爲すが故に、所依と本質に隨ひて、像の起ることありて、分明に見るべし。像の所緣の質の實有は極めて成ず。此の像を緣と爲して、別の鏡等に於ても亦、質と所依に隨ふ像の起る有り、分明に見るべし。故に知んぬ、前像の緣、像を起すが故に、實有の義成ず。是れに由りて應に知るべし、諸の像は實有なり。此れ若し無ならば、餘像は何に緣るや。若し前の像の所緣の本質が、此の緣と爲ると言はゞ、理亦然らず、前の質は後の所依に對せざるが故に。後の像は、前の質に隨つて起らざるが故に。謂はく、後の所依は、唯、前の像にのみ對し、前の質に對せず。如何が前の質を緣と爲すと說くべけんや。現に後の像に於ては曾つて未だ鏡等の質に背くこと有るを見ず、鏡等の中に於て、現像に緣ると爲す。斯れに由りて、後の像は前の質に隨はず、但前の像に隨ふこと、其の理極成す。是の故に、言ふ所の、別の鏡等に於て、現はるゝ所の後の像は、但だ前の質にのみ緣り、前の像に隨はずとは、唯、妄情を述ぶるなり。復如何が、像體の實有を知るや。像は實有の相を越えざるに由るが故に。謂はく、若し、眼等の識を越えざる境は皆な實有ならば、後も當に成立すべし。像は旣に可見なり。故に知んぬ。實有なり。又、像の有る時、而も得べきが故に。此れ若し無ならば、應に一切時、定んで不可得なるべし。或は常に可得なるべし。若し有時の可得、不可得は、待つ所の緣の合、不合に由ると謂はば、是れ則ち應に知るべし。餘の有爲法は、緣の合位に於て、實有の義成ず。又、無分別

の識の所縁なるが故に。謂はく、五識身の所縁の境界は、實有なること極成す。然も像は、既に通じて眼識の所得なり。故に知んぬ、實有なり。又、像は能く餘色の生ずるを遮するが故に。謂はく、像は能く餘の像色の生を礙ゆ。自の所居に於て、餘の生ずるを障ふるが故なり。若し法、前の如き相を隨具せば、當に知るべし。彼の法の實有なること極成す。此の像、既に然なり。故に知んぬ、實有なり。「豈、前に說かずや。一器水の上、同處に一時に二像の起ること有り。如何が此れを餘の像の生を礙ゆと說くや。」豈、前に言はずや。壁光等の處の如きは、各別なりと雖も、而も處は同じと謂ふ。增上慢に由るなり、應に責を爲すべからず。又、鏡中に於て、別に處を取るが故に。謂はく、一鏡に於て、一の處所の中、二像の倶時に得べきこと有ること無し。緣の差別の如く、取像も亦、異なり。若し色性の理成ぜずと謂はゞ、此れも亦、然らず。理極成ずるが故なり。

又、如何が像體の定んで有なるを知るや。餘の有法と、生相似るが故なり。識と芽等の諸の緣生の法の有體、極成ずるが如く、此れも亦、是くの如し。世は共に衆緣より生ずるを現見す。是の故に應に知るべし、像體は定んで有なり。餘の有法の如く、定んで有なること極成す。別緣より生じ相に差別あり。諸像も亦、爾なり。別緣より生じて相に差別あり。故に應に定んで有なるべし。此の言ふ所の餘の有法の生の相似るに由るが故に、其の理極成す。生に自因の無きは、未だ曾つて見ざるが故に。像の有に非ずとは、理亦然らず。我れ像の生に自因ありと許すが故に、謂はく、我れ像に同類因ありと許す。異緣より識と芽等を生ずるが如く、我れは像は、鏡等に因りて生ずと許すに非ず。像の生は自因に依ると許すが故なり。鏡・水・明等は、但取る緣と作るなり。向遊塵を取るは、要ず光・穿・影を藉るも、光と及び影は、彼の塵の因と爲るに非ざるが如し。亦、彼の塵は因なくして有るに非ず。或は異緣にして生ずるを卽ち無と說くべからず。同異の色の生を倶に有と現見するが故に。且つ如何が日月の珠より、火水の生あるを見るや。此れも亦、應に爾るべし。若し火水は、

自種より生ずと言はば、二珠の中、二界あるを以ての故に、則ち應に火水は二珠と倶に生ずべし。或は應に二珠は、能く風地を生ずべし。二界あるが故に、火水を生ずるが如し。若し「二珠は二界の增の故に、偏に火水の自類の生緣と爲る」とは謂はゞ、理亦、然らず。二珠は應に熱濕の二種ありて、現に可得なるが故に。若し二珠は、要ず日月の光明の攝受に由りて、二界便ち增し、方に能く緣と爲りて火水を生ずと謂はば、則ち應に二種は、並びに光明の爲めに攝受せらるゝが故に、倶に火水を生ずべし。若し彼の二珠の界に增減なくんば、何に因りて、熱焰、日珠を緣助し、能く火を生ぜしめ、冷焰月珠を緣助して、卽ち水を生ぜしむと爲すに非ざるや。亦、應に是くの如く月珠を徵責すべし。諸の緣起の理は、實に覺り難しと爲す。石灰と水と合すれば、唯、火を生ずるが故に。謂はく、世を現見するに、石を燒きて灰と爲し、水に遇ひば便ち能く火を生じ水に非ず。此れ唯、緣起の思ひ難きを說くべし。此れを除きて、何の無過の答あらんや。又、虹霓等の諸の色聚の生は、因より起るの理、極めて知り難きが故に。又、金剛等の一色聚の中に、現に種々の威神力あるが故に。又、人・獸・樹等を療する事中、現に衆多の希奇の用あるが故に。又、諸の物類の、日・月・呪術等の緣に遇ひば、便ち變を生ずる有り。共に合せずと雖も、而も現に因と爲るが故に、緣起の理は實に覺り難しと爲す。若し斯くの如き緣起の正理を了せば、則ち應に生は自因なしと說くは曾つて未だ見ざるが故に、像は定んで非有なるべからず。「諸有の像は乍ち無に非ざるべきも、然も造色には非ず」と說くは、此の言は、麁淺にして、酬對を勞するなし。若し造色に非ざれば、應に眼の境に非ざるべし。但應に像は、唯、造色のみに非ずと言ふべし。是の故に諸像の實有の理成ず。像の理成ずるに非ざれば、便ち能く順じて中有を撥無する者の、色間斷生の喩を順立するに非ず。質と依との中間に物ありて連續して斷へること無くして像を生ずと許すが故に。謂はく、月面等の大種は、恒時に法爾なり。能く淸妙の大種を生じ、無間に遍至す。現に所依に對して、在所皆

な本に似たる像色を生ず。依若し清澈なれば、像顯はれて知り易し。依若し麁穢なれば、像隱れて了し難し。二の中間にも亦、像色ありと雖も、清妙に由るが故に、依に在りて方に顯はる。日光等の如し。復遍く生ずと雖も、壁等の依に在りて、方に現に可見なり。如何が像の質に連りて生ずるを知るや。中間に隔あれば、像生ぜざるが故なり。謂はく、若し月等、中に連續なく、水等の中に於て、能く像を生ぜば、中間に隔あるも、像は亦、應に生ずべし。彼の所宗の如きは、中有なく、餘處に蘊滅し・餘處に蘊生ずと執す。又、像の形容・屈申・俯仰、及び往來等は本質に隨ふが故に、斯れに由りて、像は質に連りて生ずるを證す。中有を遮せんが爲めの喩に引くべからず。像は無に非ざるが故に。喩を爲すことは成ぜず。但壞の質に隨ふに等しきに非ざるに由るが故に。謂はく、諸の像を見るに、壞は本質に隨ふ。生有も亦、死有に隨つて滅すれば、有情の相續は便ち斷の過あり。又、諸の像の生は、本質に似るが故に。謂はく、月等の像は、定んで本質に似る。牛等の死有よりは應に唯、牛等生ずべし。既に然るを許さず。故に喩は等しきに非ず。又、一質より多像を生ずるが故に。謂はく、質と依に隨ひて諸像位を生ず。一質より鏡等の、衆多の所依に對するに隨つて遍く多像を生ずべし。一蘊の相續の死有より、多蘊の相續の生有の倶生するに非ざるが故に、像は斯に於て等喩と爲すに非ず。又、質と像とは相續に非ざるが故に。謂はく、質と像とは一相續に非ず。像と本質と倶時に有なるが故に。諸の相續は、必ず倶生せず。像と質と倶生するが故に、相續に非ず。有情の相續の前後は無間なり。此處に死して餘處に續生す。但應に縠を引きて同法喩と爲すべし。像は等しきに非ざるが故に、喩と爲すことは成ぜず。又、所現の像は、二に由つて生ずるが故に。謂はく、二緣の故に、諸の像生ずることを得。一には本質、二には鏡等なり。世間を現見するに生有は爾らず。所以は何ぞ。生有は像の如く、死有は質の如し。更は何の法ありて、像の所依の如きや。故に引く所の喩と法とは等しきに非ず。若-精血等は像の所依の如しとは、理も

亦、然らず。非有情なるが故に。又、空等に於て、欻爾に化生し、中に於て何を像の依處の如しと執せんや。若し「唯、識相續流轉し、連續して死生す、其の義已に立つ。色の相續を執して、復何の成ずる所ぞ」と謂はゞ、此れは理に應ぜず。諸有は色に於て未だ貪を離れ、色を離るゝことを得ず。唯、心のみ相續し流轉する理、成ぜざるが故に。若し心、色を離れて相續し流るべくんば、則ち應に生を受くるも、定んで色を取らざるべし。故に心相續は、必ず色と倶にして、方に能く流轉し、往きて生處を受く、又、契經に說かく、『唯、縛して生じ、唯、縛して死す』と。唯、縛せらるに由りて、此の世間より、他世に往く。聖は『一切の未だ色貪を離れざるは、皆な色の縛に縛せられざるは無し』と說くが故に、唯、識のみ相續し流轉すること無し。亦、前の本有の色、卽ち能く相續して後の生處に往くと計すべからず。死處を現見するに、身は喪滅するが故に。此れに由りて應に知るべし、別に色有りて往くなり。是の故に中有は、定んで有ること理成ず。若し「色を離れて心の轉ずるを現見す。謂はく、此に住して速かに月輪を取り、[四二]縛喝國部城に住して、[四三]波吒釐子邑を念ず。世尊も亦、說かく『我れは一法の廻轉するに速疾なること心の如き有るを見ず』と。又、契經に說かく、『心遠行、獨行し、身なくして窟に寐ぬ』と。是くの如き等の類は、中間に於て、別物の得べきに非ず。是くの如く死生の際中有は、無なりと雖も、此の世間より他世に至る」と謂はゞ、此れは亦、理に非ず。前に已に說けるが故に。非至の境を取るが故に、依と等しく速かに轉ずるが故に。謂はく、前に已に說けり、未だ色貪を離れずして、色を離れ、唯、心の流轉するは、理に非ず。又、眼と意識は、非至の境を取る。心は此に住して、遠く月輪を取り、遙に他邑を念ずるも亦、過あること無し。心は至所に往きて境を取り念ずるに非ず。曾つて識の所依を離れて生じたるを見ず、或は亦、曾つて依を離れて、過なきこと無し。此に由つて已に心の遠行等を釋す。又所依と境界の行相に於て心疾く廻轉す。所依を離れて唯境界に往きて速疾に廻轉するに非ず。是の

【四二】縛喝國。
【四三】波吒釐子邑（Pataliputra）。卽ち華氏城のことにて、摩揭陀國の後の都城なり。

故に知る。心は色を離れて、相續し流轉し受生の處に往くに非ず。此れに由りて、已に中有の實有の理成ず。

是くの如く已に像の質に違りて起ると、死生の處の隔と同喩の成ぜざるを明せり。此れに由りて亦、響聲を喩と爲すを遮せり。聲と彼の谷等と、中間に物ありて相續し傳へて響を生ずるを以ての故に。謂はく、本に聲を發し、所依の大種は、傳へて妙大種を生じ、遍く、谷等の中の所在に至りて、擊ちて本聲に似たる響を生ず。中間に聲響の相續ありと雖も、或は散微するが故に。聞くべからず。若し中間に於て、山谷等に觸れゝば、即便ち聚積し、亦、聞くことを得べし。云何が然るを知るや。異時に聞くが故に。謂はく、諸の聽く者は、先づ本聲を聞き、後に於て、方に聲の發する所の響を聞く。若し無間の刹那に聞くと謂はゞ、二刹那の前後、了知し難きが故に、應に增上慢を起して、一時に聞くと謂ふべし。而も然りと謂はず。聲の相續の中間に淹滯するを知り、異時に聞くを覺ゆ。是くの如く聲の相續し展轉し、谷等に至りて方に擊し響を擊ちて生ずることに由り、彌更に定んで中有あることを證成す。豈、汝の宗も亦、定んで諸の聲は相續して轉じて耳に入りて聞くと許さゞるにあらずや。如何が、聲は相續し展轉し、緣に遇ひて響を發し、異時に方に聞くと言ふや。」汝の責は然らず。我れ遮せざるが故に。謂はく、聲の相續し轉ずるは、我が遮する所に非ず。唯、耳に轉入して聞くとは、我が許す所に非ず。諸有の大種の聲を發する緣處、展轉相ひ擊ち、皆な聲有りて生ず。聞くべき緣に在りて、聲は方に取るべし。中に於て先に本質の處の聲を取り、後に於て、乃ち異處の響を生ずるを聞く。外道の根に至りて聞くの過と同じきこと無し。聲相續し、耳に轉入して聞くに非ず。先に質の處の聲を聞き已り、後時に質に異なり、及び耳根を離れて、更に別處に於て、發する所の響を聞くこと有るを以てなり。若し唯、能く耳に逼りて生ずる聲を取らば、應に遠の異方の聲響を聞くべからざるが故に。相續し耳に轉入して聞くに非ず。亦、諸聲は、

相續し轉ずること無くして、遙かに聲響を聞くに非ず。方所別なるが故に。聲響異時、異處に聞くが故に。此れに由りて中有は定んで有の義成ず。

有餘師の言はく、「風等の緣の合して差別あるが故に、聲は展轉して至ると、及び質を離れざると、二は皆な聞くべし」と。是れ則ち耳根は、應に能く通じて至、不至の境を取るべし。宗に違するの過を成ず。

卷の第二十四

〔辯縁起品第三の四〕

有餘の復言はく、「無色界に歿する中、欲色界の色の連續して生ずること無きが如く、是くの如く、亦、應に此の死有の滅の中、連續して、彼の生有の起ること無かるべし。引く所の穀の喩は、證に於て能なし。又、此の喩の中には非愛の過あり。謂はく、同法の喩は、例法應に同じかるべし。然も穀等の種の中、唯、穀の芽等を生ず。是くの如く、人歿して、應に但人を生じ、牛等の歿する時、唯、牛等を生ずべし。故に此に喩ふるは、非愛の過あり。又、種の滅する處に、即ち芽の生あり。應に眼根の中、識等滅し已りて即ち是の處に於て、識等は還生ずべし。則ち唯、一根、恒に識等を生ず。是くの如く、耳等は便ち無用と爲す。又、一身の中、識等滅し已りて、即ち復此に於て、識等還生ず。是れ則ち恒に存して、應に死の義なかるべし。是くの如く、死有は此の處に於て滅し、即ち此の處に於て、中有復生ず。後々念の生、即ち前々の處、乃至、中有の滅は、即ち此の生有の生なり。是れ則ち應に餘生に往くの義なかるべし。中有の勝用は此に於て頓に亡し、」と。

巧に斯くの如き自宗を害するの喩を立つ。此れは皆な理に非ず。所以は何ぞ。無色より歿して、有色に生ずるは、色法の生ずる時に連續あるが故なり。謂はく、無色より歿して欲色に生ずる時、即ち是の處の大種の和合に由りて、順後受業に從つて、異熟色の生あるが故に、彼の色の生は、連續なきに非ず。或は總じて、相續は間斷なきが故に。謂はく、無色界の異熟終る時、四無色蘊は、間なく斷なく、緣と爲りて引發し、欲色界の中に色と俱生して、諸蘊を起さしむ。故に彼の色の起るは、連續なきに非ず。欲色界より歿して、欲色界に生ずる、死と生の中間の處、懸隔せらる。若し少物の中に於て連持すること無くんば、無色より死して下に生ずると、豈、同喩と爲すを得んや。

又、此の中に於て、非愛の過なし。一稻の種の芽・麨・飯・灰・散の五因と爲るが如し。是くの如く有情は、一趣に相續して五因と爲るが故に。謂はく、一稻の種は、能く五因と爲る、若し順緣に遇へば、便ち自果を生ず。是くの如く一趣の有情は相續して、具に五因と爲る。若し是くの如きの順緣和合に遇へば、便ち自果を生ず。故に人等の滅して、唯、自類をのみ生ずるの過なし。又、種芽の如き同處に生滅する失なし。種の相續して芽等を生ずる時、間斷なしと雖も、處に異無きに非ざるを以て、斯の理趣に准じて、內法も亦、然なり。故に果因は唯、同處の失なし。謂はく、諸の種の聚は、滅壞の時に於て、水等の緣の和合、攝助に由りて、能く麁大の芽の聚の生因と爲る。種の滅する時に於て、芽、異處に起り、芽は增長して轉じて遠方に至ると雖も、中間に於ては、鄰次に斷なし。此れに由りて外法の種より芽を生ずるに處、隔るに非ず。卽ち鄰次の道理なり。是くの如く內法も、所依の身に隨つて、心の相續し轉ずるも亦、失あること無し。謂はく、死時に於て、大種等の聚は、業風等の緣に攝持せらるゝに由りて、能く常生に鄰死の處を與へ、大種等の聚を起し、能生の因と爲る。獨り業は、彼の色聚をして中に連續なく、遠處に欻ち生ぜしむること能はず。死に鄰りて生ずる所は、卽ち是れ中有なり。玆より展轉して、餘方の生に趣き、其の中間に於ては、非卽、非越にして、能く生有に至るなり。種等より芽等の漸生して、能く果に至るが如きの故に、穀の喩を擧ぐるは、自宗を害するに非ず。或は復何ぞ勞して、强いて中有を撥するや。世に曾つて未だ諸の色聚の中、連續すること無く、異處に於て生ずること有るを見ず。唯、影・光・火焰等の事の中間に連續して、餘方に至りて生ずるを見る。故に中有の勝用を頓亡するに非ず。然るに眼識等緣の和合の力、依身に起きず。別々の處に起る。方所なきが故に。一根に住し、一身の中に於て、識常に生滅するに非ず。恆に死難なきこと、斯れに由つて辨す。

或は復死者は、同分の蘊滅して、異分の蘊生ずるが故に、斯の過なし。且つ化生の者は、先世の

所作の業果の色根と、並びに所依處、此の處に頓に滅す。卽ち此の處に於て、其の餘の業果の頓に起りて死位と前と別なきを疑ふべきこと有るべし。餘の三生は、先世の所作の業果なり。色根の相續は滅すと雖も、而も依處の相似して隨轉するを見る。後の色根の所依處なきに非ず。別の業果なるが故に、卽ち前に依るに非ず。此れに由りて證知す。餘業の所感の根、及び依處は、前の身根と滅せる所依に鄰次して、異處に起る。有對礙の法は、自所に住し、方に必ず能く餘を障えて起らざらしむるが故に、此に於て、恒に死せざるの疑あること無し。

有餘の復言はく、「[一]猶し尺蠖の前に前足を安んじ、後足を後に移すが如し。是くの如く死生の方所は、隔ると雖も、先づ取りて後に捨して餘方に至ることを得。是の故に、斯に於て中有は無用なり」と。毘婆沙は此の釋を貶して、言はく、「此の釋は極めて下俚の言義に同ず。是くの如くんば便ち二有情に非ずして二趣、二心の俱行の過有るが故に。又、尺蠖の喩は具其の理成ぜず。彼の蟲の身中、間絕なきを以て、前を安んじ後を移し、處の隔たることは然るべし。死(有)と生有の身の中間隔絕す。如何が生有の身を取ることを得べきや。旣に未だ生を取らず、如何が死を捨せんや。心心所の處は斷なくして成ずべきに非ず。所依の身を離れて、處の續の義なきが故に。若し有を無斷と依と爲すと謂はゞ、則ち中有の義已に成立すと爲す。若し死生は隔つと雖も、而も到ると謂はゞ、則ち尺蠖の喩は、義相應せず。

有餘の復言はく、「死生の二有は、隔つと雖も至ること、意の勢の通ずるが如し」と。此れも亦、然らず。許す所に非ざるが故に。此れに異なりて餘類は、此に歿し彼に生じ、中間隔絕すれば、應に通慧を成ずべし。若し爾らば、此れは應に是れ行の差別なるべし。實に爾なり。細なるが故に了知すべきこと難し。謂はく、一刹那は、應に難と爲すべからず。故に前の穀喩の無過の理成ず。要ず相連りて、處に間斷なくして、生有起るを以ての故に、定んで中有あり。

【一】尺蠖。婆沙六九(大正藏二七・三五八上)にては、折路迦(śalaka)緣草木等先安前足方移後足となせり。

又、別の理ありて、中有は無に非ず。刹那無間に生ずる者を現見するに、決定して方所に無間に生ずるが故に。謂はく、世の執受色より無間に還執受色を生ずるを現見するに、刹那と處所、倶に無間に生ず。若し生有の色、死有より刹那無間に、鄰近して生ずと許せば、處所も亦、應に無間に鄰近すべし。然るに是くの如きの理なきが故に、中有の義は成ず。若し「無色界より歿して有色界に生じ、色の初めて起る時、昔の色と今と、方所は無間に、刹那は有間にして、續生を得るが如く、亦、應に下界の死と生との有の色は、刹那は無間に、處に間ありて生ずべし」と謂はゞ、此れも亦、然らず。宗を了せざるが故に。謂はく、昔に於ては、欲色より歿して無色に生ずる時、色身の滅處は、今、彼れより歿して欲色に生ずる時の、卽ち前の色身の滅處なり。無間に今色を引きて起るとは、我が所宗に非ず。是の故に、此の中、刹那と處所は、倶に鄰近に非ず。應に喩と爲すべからず。又、若し刹那に鄰近に生ずる者は、處所は定んで爾なり。種に由るに非ざるが故に。謂はく、諸の刹那無間に生ずる者は、處所は必ず定まる。亦、無間の生は、此れと相違するに非ず。斯の決定あるが故に、彼れの例する所は、理に相應せず。又、餘緣合して、方に因性を成ずるは、現に見る所なるが故に、中有の義成ず。謂はく、諸の種子は、餘の助緣合して、能く芽の因と作ること、世の現見する所なり。是くの如く識の種が、生有の色に生ずるには、必ず生處を藉り、外色を緣と爲すが故に、識は定んで生處の色と合す。應に一識と、死有身と及び生處と、所處間斷して色に倶合の義あるべからず。故に中有あり、若し「非色ば所住の處なきが故に、過なし」と謂はゞ、理、亦、然らず。無所住の言は、諸の識住の根、及び境を遮するに依る。人の座の如きが故に。識と色との合の義、全く無に非ず。契經に識身ありと言ふを以ての故に。又、經に識は身を離れずと說くが故に、若し「死有の色、親しく能く因と爲りて、中有の色の生有の色を生ずるが如し」と謂はゞ、亦、理に應ぜず。死有と生とは處所隔絕して、因を成ぜざるが故に。或は外の助緣の精血等の色彼れと

隔絶し、應に助用なかるべし。故に應に別に生有の色の因と、精血とを合するもの有るべし。此れ即ち中有なり。

又、如何が定んで中有ありと知るや。現に得べきが故に。謂はく、中有の身は、淨天眼の者は、現前に得べきが故に。是くの如く說かく。『諸の中有の身は、極淨天眼の能く見る所なり』と。又、彼の尊者[二]阿泥律陀も亦、言はく、『具壽、我れ佛化を觀るに、其の量の最も多きは諸の中有に非ず』と。是の故に中有は、決定して無に非ず。

第二項　聖教に於ける根據

[三]又、聖教に中有ありと說くが故に。謂はく、[四]契經に言はく、『有に七種あり。即ち五趣の有と業有と中有となり』と。又、[五]經に[六]健達縛ありと說くが故に。契經に言ふが如し。『母胎に入るは、要ず三事の倶に現在前するに由る。一には母身、是の時、調適すること、二には父母の交愛和合すること、三には健達縛の正しく現在前することなり』と。中有の身を除きて、何の別物ありて、『健達縛正しく現在前す』と名くるや。若し「二經は我れの許す所に非ず」と謂はゞ、汝の許さゞるが故に、此れは便ち無きに非ず。謂はく、定因の汝の許さゞるは、其の體皆な無しと誠證を爲すべきもなし。有るが謂はく、「後の經は應に是くの如く、[七]塞建陀の滅の正しく現在前と說くべし。傳者謬り誦して、健達縛と爲すなり。此の位の中に於て、樂器なきが故に」と。此れは經の義に非ず。此の位の中に於て、前蘊已に滅して、來の義なきが故に。然るに餘の經の中、健達縛は、東南西北の諸方より來ると說くが故に。[八]掌馬族契經の中に言ふが如し。『汝、今知らずや。此の健達縛の正しく現前するは、婆羅門とせんか、剎帝利と爲んか、是れ吠舍と爲んや、戍達羅と爲んや、東方より來ると爲んや、南西北よりと爲んや』と。復是くの如く說かく、『是れは何の族に隨ひ、何れの方に隨從して來つて現在前するや』と。前の蘊の滅して來るの義有るべきに非ざるが故に、彼れの言ふ所は、白

【二】　阿泥律陀(Anuruddha)。佛弟子にて、天眼第一の人と云はる。
【三】　又、聖教云云。此の段は中有の存在に就て經證を出すなり。
【四】　契經とは七有經のことにして、長阿含十法報經(大正藏一・二三六下)參照。
【五】　經とは、健達縛經、增一阿含　十二(大正藏二・六〇三上)。
【六】　健達縛(Gandharva)は、此處に於ては、中有の五蘊を言ふ。中有にありては唯、次に生るべき處の香を尋ねて行くが故に尋香といふ。或は中有は唯、香を食するが故に、食香とも言はれ、共に Gandharva の譯なり。
【七】　原本に健達婆　(Gandharva)とありたるに非ずして、Skandha 塞建陀の滅とありたるを誤りたるものなりとの意なり。
【八】　掌馬族經。中阿含三十七卷阿攝積經(大正藏一・六六六上)。

の計度に依るなり。又、世論に說かく、二の因緣に由り、女男の交會の事極めて成立す。一には健達縛、二には[九]邏刹娑なり。初め自ら和合の貪を生ぜしむるが故に、後に强力に現に逼まらるゝに由るが故に。然も中有の身は初めの義に符順す。彼れは樂器なしと雖も、而も健達縛たること成ず。或は世間に隨ひて、名想を假立す。何ぞ勞して此に於て、固執を起すを爲さんや。設ひ、此の經に於て彼れ亦誦せざるも、豈、復、是くの如き契經を信ぜずや。說くが如し『汝は此他俱世、當に中有に於て能く苦邊を作すに非ず。』と。又『將に歿せんとし、將に生ぜんとする時』と說くが故にと。此契經に言ふが如し『我れ天眼を以て有情の類の將に歿せんとし、將に生ぜんとするを觀る』と。此の「將に生ぜんとす」の言は、卽ち中有に目くるなり。此れより歿し已りて、未だ彼れに生ぜざるが故に。有るが謂はく「此れは究竟を說いて遠と爲し、已生位に於て、將に生ぜんとすの言を說くなり。大王よ、今、何より此に來ると說くが如し」と。應に已に歿したるに於て、將に歿したるの言を說くべし。差別の因緣は不可得なるが故に。又、設く爾らば、中有も亦、成ぜん。此の已に歿したるに於て、未だ彼れ生ぜざるが故に。或は已生に於て再說することは無用なり。又、唯、究竟に方に遠の言を說くに非ず。遠の言あるも亦、遠を說くを現見するが故に。世尊、舍利子に告げて言ふが如し。汝、此の童の、今、此に來詣するを觀よと。此れに由りて定んで證す、將に生ぜんとする時の言は、已生を說くに非ず、但中有に目くるなり。又、[一〇]可住經の說意成ずるが故に。謂はく、世尊、彼の可住に告げて言はく『若し爾の時に於て、彼の有情類、此の身を已に捨し、意成の中に住す。後の一類の身の未だ已生せざる位に、我れ彼れを施設す。當に爾の時に於て、所住の意成じ、愛、及び取有るべし』と。意成と言ふは、卽ち中有の身なり。此れに由りて定んで中有あることを證知す。有るが自執に隨へて、此の經を妄釋して言はく「意成の聲は、無色界を詮はす」と。彼れ謂はく「可住の朋友は命終して、有色天を超へて、無色に生ず。可住の天眼は、見ること能は

【九】邏刹娑。Rākṣasa, Rakkhasa 惡意なる半獸半神の鬼神なり。

【一〇】可住は Vajjiputta 金剛子と譯されたる人に非ざるや。婆沙六九(大正藏二七・三五七下)には出家犢子梵志となせり。Vajjiputta は跋耆國の人の義なるが、Vajriputra と見て金剛子と譯し、Vatsīputra と見て犢子又は可住子と譯するなり。

ざるを觀、來りて世尊に問ふ。若し爾の時に於て、彼の有情の類、乃至、廣說。一類の身とは、欲色界の身なり。意成に住するの言は、無色に在るを顯はす」と。此の執は理に非ず。定因なきが故に。且つ應に徵問すべし。中有を撥する者は、此の意成の聲を、乃ち多義に名く。如何が定んで無色を詮はすと執するや。謂はく、劫初に於ては、色無色界・變化・中有は皆な此の聲を見る。其の次第の如く、略して當に顯示すべし。彼の位は有色の意成にして、一切の支體は、具足せざること無しと說くが如し。又、段食を食する天を超越して、一類の意成天處に隨生すと說く。又、世尊、鄔[一]陀夷に告げて言はく、『意成天の身は、汝、何等をか謂ふ。豈、汝は是れ無色の名と謂はずや』と。又、說かく、『此の身より意を起し、別に餘の身の種類、有色の意成を化作す』と。又、說かく、『此の身無間に壞し已りて、是くの如きの蘊を起す。有色の意成なり』と。故に意成の聲は、乃ち多義に目く。如何が定んで無色を詮すと謂ふや。若し「餘の說も此の責と亦、同じ」と謂はゞ、理は應に爾るべからず。前身已に捨して、後未だ已生せざるは、經に說く所なるが故に。又、彼の所執の理は、應に然るべからず。若し可住は無色界を說いて意成と爲すと爲さば、彼れ則ち應に天眼を以て欲色界を通觀すべからず。色貪を離れて、欲色に生ずべきに非ず。若し彼の所生の處を求めんが爲めの故に、天眼を以て二界を通觀すとは、應に無色を所住の意成と爲すと說くべからず。定んで彼れの生處を知らざるを以ての故に。此の經說に由りて「住意成」の言は、專ら中有あることを成ずるの義を顯はさんが爲めなり。

又何の經に中有の無に非ざるを證するや。[二]經に五不還ありと說くに由るが故なり。謂はく、世尊の說かく、『五不還あり、一には中般、二には生般、三には無行般、四には有行般、五には上流なり』と。中有、若し無ならば、何ぞ中般と名けんや。若し欲色の二界の中間に、般涅槃することを得るを中般と名くと謂はば、二界に生ぜざれば、中有復無し。何ぞ有情、中に於て般に趣くこと有

【一】鄔陀夷(Udāyi)。

【二】經とは五不還經なり。雜阿含二七(大正藏二・一九六下)長阿含八衆集經(大正藏一・五一下)。五不還とは、不還の聖者の欲界に沒して上界にて般涅槃する經過に於て五種類を立てたるものなり。一の中般は已に說明したるを以て、二の生般とは、色界に生れて後に涅槃に入るもの、三の無行般とは色界に生れて修行せずして自然に涅槃する者、四の有行般とは前と反對に修行して涅槃する者なり、五の上流とは、初め初禪に生れ次第に二三四禪に進み遂に無色界にて涅槃するものなり。

らんや。若し彼れに於て[一三]天有るを中と名くと謂はば、理必ず然らず。聖の言に無きが故に。謂はく、諸部に於て、都て經て中天ありと說くこと有ること無し。唯、自計に憑るのみ。又、彼れは應に太過失あるべし。謂はく、亦、應に生等の諸天有りて彼れに住して般を得るを、生般等と名くべし。若し「中と生の般ありと言ひ、亦、中と生の二有の成立するを許すも、復有行等の般ありと說くと雖も、而も有行等の有を立つることを許さざるが如く、是くの如く、別に中天ありと許すと雖も、何ぞ天名を廢せんや。生等に通ぜず」と謂はゞ、此れも亦、理に非ず。有行等の三は、別に立てゝ名あるも、別用なきが故に、彼の趣に住して般涅槃を爲すに非ず。是の中、生の二を立つるは別用有り。又、必ず生有の中に住して、般涅槃を得すること有る無し。一刹那の故に、更に別立するに非ず。有行等の有は、有門を立つることに於て、少しく別用あり。中、生等の位に、有の名を別立するは、有門を立つることに於て、各別用あり。唯、四有を立つるのみにて、有の用便ち足る。勞して別に餘の別有の名を說くこと無し。若し中天を立つるは、唯、般に趣く用有あらば、生等は何が故に、天名を別立せざるや。若し中天を立つるは、此の用に約せず。然も別立して中天の名ありと許さば、生等も亦、應に然るべし。定んで別因なきが故に。何の定用ありて中天の名を立つるや。而も生等はなきが故に、理に應ぜず。又、所立の名は、皆な義に隨ふが故に、此に於て妄りに異名を立つべきこと無し。謂はく、加行道の精勤運轉有りて般涅槃することを得るを、有行般と名く。若し加行道なく、勤めて運轉するに非ずして、般涅槃することを得るを、無行般と名く。此に於て、更に異名を立つべきこと無し。所立の中天は、但汝自らの欲に隨ふ。誰れか自らの欲を遮して、生等の天を立てざるや。是の故に、斯の妄分別論は、能く中有を遮するに非ず。故に此れは無に非ず。

又、如何が定んで中有ありと知るや。[一四]契經に、七善士趣ありと說くに由るが故に。謂はく、前

【一三】天有り中と名く云云。此の說は、婆沙論六十九（大正藏二七・三五七中）に出づ。分別論者の說となせり。

【一四】契經とは。中阿含二、善人往來經（大正藏一・四二七上）。

の五に於て、[一五]中般に三を分つ。處、及び時の遠と近と中とに由るが故に。譬へば[一六]札火(さつくゎ)の小星の迸る時、纔かに起りて、近く即ち滅するが如く、初の善士も亦、爾なり。譬へば鐵火の、小星の迸る時、起りて中に至りて乃ち滅するが如く、二の善士も亦、爾なり。譬へば、鐵火の、大星の迸る時、遠く未だ墮せず。而も滅するが如く、三の善士も亦、爾なり。若し中有なくんば、此れ何に依りて立つるや。彼れの執する所の、別に中天あるも、此の處と時との三品の差別あるに非ず。故に彼れの執する所は、定んで理に非ずと爲す。

[一七]有るが說かく、「諸有の壽量の中間に餘の煩惱を斷ずるを、皆な中般と名く。[一八]界位、或は想、或は尋に至りて、而も般涅槃するに由るが故に、三品を說く。彼れ煩惱隨眠位の中に、斷の加行を修するを、至界位と名くと謂ふ。此の中の意は、種ありて未だ行ぜざるを、說いて界位と名くることを顯はす。即ち利根の者なり。創めて煩惱を起すこと、便ち能く精勤して、斷の加行を修することを、至想位と名く。此の中の意は、染想初めて行ずるを說いて想位と名くることを顯はす。即ち中根の者なり。煩惱を起すこと久しくして、方に能く精勤して斷の加行を修することを、至尋位と名く。此の中の意は、煩惱力に由りて、心をして境に於て、種々に尋求せしむるを說いて尋位と名くることを顯はす。即ち鈍根の者なり。世尊は、此れに依りて、善士趣の中、中般を分析して說いて三種と爲すなり」と。此れは巧計なりと雖も、義は實に然らず。若し爾らば、現般は應に有に非ざるべきが故に。又、無尋地も亦、中般と說く。[一九]嗢柁南(うだなん)の伽他の中に說くが如し。

總じて衆の[二〇]聖賢を集むるに、四靜慮には、[二一]各十あり。
[二二]三無色には、各七あり、[二三]唯、六なるは、謂はく、非想なり。

此の伽陀の中、第二靜慮以上の三地も亦、中般を說く。諸の中般は、皆な五下分結を斷ずるが故に。無尋地は至尋と說くべきに非ず。上の三地の中、一善士趣を闕くに非ず。又、無色界は應に中

【一五】中般に三を分つ云云。未だ欲界を出でずして、處と時と倶に般涅槃するときは、故に是れを初の人と名く。欲色二界の中間に至りて般涅槃するは、處と時と倶に近し、中なり。是れを第二人と名く。色界に至りて般涅槃するは處と時と倶に遠し、是れを第三人と名く。

【一六】札火の小星とは。木片の火花といふ義。

【一七】有るが說く云云。同じく婆沙論六十九(收三、七十六左)に出で、分別論者の說なり。これに二義あり。一に壽量の中間、これは壽と壽との中間の義にして、天然の壽を終へて餘の煩惱を斷じて阿羅漢を成ず、これを中般と名く。二には近天の中間、これは色界に生ずる時、根本の天に近き中間に生じ、天衆に趣く中路に於て未だ本天に至らずして、即ち惑を斷じて、阿羅漢と成る。ものにて、之れを中有と說くといふなり。

【一八】界云云とは。中有を認めずして、前の近中遠の經句を解釋せんとするにて、界位とは界は煩惱種子の義にして、煩惱の現行せざる位にこれを斷じて般涅槃することを近といひ、想とは煩惱の初て生起する位に煩惱を斷ずるこ

般ゅるべし。壽量の中間に般涅槃を得ること有るが故に。又、薄伽梵、舍利子等、一切は皆な應に是れ中般の攝なるべし。唯、覩史多天に生在せる後身の菩薩と除く。及び北倶盧洲に生在せる諸の有情等を除く。其の餘の有情は、中夭すべきが故に。又、彼れ或は餘の諸有の執する所は、皆な札火等の喩と相應せず。遠近、及び中と處と時との差別、若し中有を離れては皆な成ぜざるが故に。汝等は、但已が見に貪著し、中有を悖背するに由りて、斯の妄執を起す。聖教の正理に依隨すと爲すに非ず。是の故に中有の實有なること極成す。中有を撥して無とするは、是れ何の見の攝なるや。是れ因果の連續に迷ひて先に起す所の邪見と爲す。諸經に化生の有情を謗るは、是れ邪見と說くが故なり。

第九節　中有の形狀

二四 已に廣く中有の無に非ざることを成立せり。今、復應に思ふべし。當に何れの趣に往くべきや、所起の中有の形狀は如何ぞ。此れ何の疑ふ所ぞ。此れと生有と一異の業果は、倶に過あるが故に。所以は何ぞ。若し中と生有と同一の業果なれば便ち經說に違す。『數取趣あり。已に生結を斷じ、未だ起結を斷ぜず。乃至、廣說』と。諸業は必ず煩惱に由りて起るが故に。業は煩惱の如く、應に差別あるべし。則ち中有の形は應に當趣に異るべし。若し中と生有と、各異なれる業果なれば、何に緣りて二果は、定んで先後の生なるや。此の中有の業は、順現受等の攝せざる所なるが故に、應に唯、不定なるべし。又、人等の宿業を見るに、別なりと雖も、身形は相似にして異なきこと有り。業は一なりと雖も、果に殊あること有るが故に、疑を生ずべし。諸の趣の中有は、當に趣く所と形、同と爲んや別とせんや。此の疑を遣んが爲め、頌に曰はく、

此れは一業の引くが故に、　當の本有の形の如し。

とにてこれを中といひ、尋とは煩惱を增す位に斷惑し得果するをいひこれを遠といふとの解釋なり。

【一九】 嗢柁南の迦他 (Uddāna-gāthā) 經集即ち小經を集めたるものなどの後に目次風に書かれたる偈を Uddāna といふ。攝頌と譯す。

【二〇】 聖賢。聖は入見道より無學果まで、賢は入見道以下、五停心以上を言ふ。

【二一】 各十とは、初定を發得し、この初定に於て愛樂の心を生じ、出世を求めず。

一、上品の因を造りて大梵處に生じ。

二、中品の因を造りて梵補處に生じ。

三、下品の因を造りて梵衆處に生ず。

四、或は初定を得、初定の諸の有漏法に於て厭離の心を生じ、涅槃を祈樂し菩提を求め解脫分の善根を植ゆ。

五、不還果を證し、欲界の身に於て、能く諸漏を斷じ現生涅槃す。

六、初定を得て中般し。

七、生般し。

八、有行般し。

九。無行般し。

十。上流般す。

以上は初定に就いての如く、第二第三第四も準じて知るべ

本有とは、謂はく、死の前にして、　生の刹那の後に居す。

論じて曰はく、業に二種あり。一は牽引業、二は圓滿業なり。中と生の二有は、牽引業同じきも、圓滿業は異なり。引業同じきが故に、此の中有の形は、當の本有と、其の狀相似す。印と印する所の文像と殊ならざるが如し。「若し爾らば、一猪等の腹の內に於て、五趣の中有の頓起すること有るべし。五子の倶時に命終すること有るべし。各當に一趣の中に往生すべきが故に。旣に地獄の中有の現前すること有らば、如何が母の腹を焚燒すること能はざるや。」斯の過失なし。地獄の火は、唯、有罪の諸の有情をのみ燒くを以ての故に。彼の業を積集し感ぜざる者、或は未だ果を得ざるは、地獄の火の爲めに焚燒せらるべきに非ざること、其の理決定せり。又、彼の中有は、恒に燒かるゝに非ず。如何が卽ち母の腹を焚燒せしめんや。地獄の本有、尙ほ恒に燒かず。暫く二五增に遊ぶが如し。況んや彼の中有をや。有るが言はく、設ひ中有は恒に燒くと許すも、見るべからざるが如く、亦、觸るべからず、身は極細なるが故に、難ずる所は理に非ず。諸趣の中有は、一腹に居すと雖も、互に觸燒するに非ず。業の遮する所なるが故に。

欲の中有の量は、小兒の年五六歲の如しと雖も、而も根は明利なり。有餘師の說かく、「欲界の中有は、皆な本有の盛年時の量の如し」と。有るが言はく、「菩薩の中有は然るべし。餘の有情の中有も亦、爾るには非ず」と。菩薩の中有は、盛年時の如く、形量の周圓に二六諸の相好を具す。故に中有に住して、將に胎に入らんとする時、百二七倶胝の四大洲等を照す。方域に順じて吉瑞の相を爲すが故に。菩薩の母をして、其の夢の中に於て、白象の子の來たりて、右脅に入るを見せしむ。九十一劫、已に傍生を捨す、況んや最後身に仍(なほ)白象と爲らんや。有るが說かく、「中有は皆な二八生門より入る。母の腹を破りて胎に入ることを得るに非ず。故に雙生の者は、前なるは小にして後なるは大なり」と。理實に中有は、胎に入らんと欲するに隨ひて、生門を要するに非ず。障礙なきが故に。

きなり。

【二二】三無色には各七とは、前の十中、各中般と二處とを除く、無色には處の別なく、從つて大梵、梵補等の別處なく、唯一の處なるが故なり。

【二三】唯六云云。前の七中、又、上流を除く、彼處より上生すべき處なきが故なり。

【二四】此の段は中有の形狀に就いて述ぶ。卽ち、中有と當往の本趣とは同一業の引く所なるが故に、中有の形狀は當往の趣に於ける本有の形狀に準ずることを說くものなり。

【二五】增。卽ち、八大地獄の四方に附屬して十六地獄あり、これは大地獄に附屬の四地獄あり、その四地獄に更に四地獄附屬して十六となるなり。これを婆沙は四增となす。この四增は同じく地獄なりと雖も、この中には火なし。

【二六】諸の相好とは。三十二相、八十隨好のことなり。

【二七】倶胝(Koṭi)。千萬と譯す。

【二八】生門。女の陰門のことなり。

然るに業力に由りて、胎藏に拘せられるなり。

　色界の中有の量は、圓滿にして本有の如し。色究竟の中有の身形の長さ十六千踰繕那量には非ず。贍部洲の趣は、處として能く容るゝ無し。太虛空は極めて寬廣なるを以ての故に。中有の身色は、末尼珠、燈等の光明の如し。障礙なきが故に、色界の中有は、衣と倶に生ず。慚愧の增せるが故なり。欲界の中有は、多分に衣なし。慚愧なきが故に。唯、菩薩及び鮮白尼を除く。本願力の故に。有餘師の說かく、「唯、此の尼を除く」と。僧に袈裟を施し、勝願を發せるが故なり。茲從り世々、自然に衣あり、恒に身を離れず、時に隨ひて改變し、乃至、最後の般涅槃の時、卽ち此の衣を以て、屍を纏ひて焚葬し、其の遺首を收め、窣堵波を起すも亦、衣形ありて、周匝纏遶す。菩薩の起す所の一切の善法は、皆な、唯、無上菩提に迴向するなり。我等の宗とする所は、二倶に有說を許す。

　似る所の本有は、其の體、是れ何ぞ。謂はく、死有の前に在りて生有の後の蘊なり。總じて有の體を說かば、一切の有漏法の性に通ずと雖も、而も有情の前後の位の別に就いて、分析して四と爲す。一は中有、義は前に說くが如し。二は生有、謂はく、諸趣に於て、結生の刹那なり。三は本有、生の刹那を除き、死の前の餘の位なり。四は死有、謂はく、最後念なり。若し有、色に於て未だ貪を離るゝことを得ず。此の有の無間に中有定んで起れば、卽ち一生に於て、位の別、四を分つ。「豈、諸有の中有は最初ならずや。則ち本有の名は、應に中有に目くべし。」中有に目くるに非ず。當に無間の生等の三有は、彼の果に非ざるべきを以て故に。若し位、當に無間の中等の諸位を生ずること有る容くば本有と名くべし。餘の生の諸位に望めて此の名を安立す。此の名を一つ三位を生ずるに望めて立つるに非ず。又、此の無間に定んで彼の有を生ず。此の有を彼れに望めて本有の名を立つ。又、本有の名は、正しく趣く所に名く。餘の三は爾らず。此の名を得ず。

【三九】鮮白尼は衣を以て四方の僧に施したる功德の果報によりて、本文の如き功德を得たりと言ふ。此の因緣は賢愚因緣經四、百緣經八に出づ。Sukkā 印度佛教固有名詞辭典六五二頁を見よ。

第十節　中有の九門分別

[二〇]已に形量を說きたり。餘の義を當に辯ずべし。頌に曰はく、

同と淨天との眼に見ゆ。　業通あり。疾なり。根を具す。
無對なり。不可轉なり。　香を食す。久しく住するに非ず。
倒心もて欲の境に趣く。　濕と化とは香と處とに染す。
天は首を上にし、三は橫なり。　地獄は頭を下に歸す。

論じて曰はく、[二一]此の中有の身は、是れ何の眼の境なるや。同類の眼と、淨天の眼の見と爲す。謂はく、中有の身は、唯、同類の眼、及び餘の淨天眼を修得するもののみ見、同類ならざると、淨天眼ならざるとの能く觀る所に非ず。極微細なるが故なり。生得の天眼も猶觀ること能はず。況んや餘、能く見んや。若し極淨の天眼あるは、方に能く見ると說くを以ての故なり。有るが說かく、「地獄・傍生・餓鬼・人・天・中有は、其の次第の如く、各後後を除きて、自、及び前を見る。[二二]能く中有の行を遮するもの有りと爲んや、いなや。上は諸佛に至るも、亦、遮すること能はず。

諸の通の中、業通は疾きを以ての故に。中有は最疾の業通を成就す。故に契經に言はく、『中有の業力は、最も强盛と爲す。一切の有情の一切の加行は、能く遮抑すること無し』と。虛を欻くこと自在なるを是れを通の義と謂ふ。通の業に由りて得るを、名けて業通と爲す。此の通の勢用速なるが故に、疾と名く。中有は此の最疾の業通を具す。諸の通の速行も、能く勝る者なし。此れに依るが故に、業力最も强しと說く。

[二三]地に隨ひて、諸根を中有は皆な具す。中有は本有の形の如しと云ふと雖も、而も初異熟は、最も勝妙なるが故に、又、有を求むるが故に、根を具せざること無し。

【二〇】已に形量云云。此の段は、中有を九門に於て分別す。一、眼見門。中有は同類互に見る。欲界の有情にても極淨の天眼を得たるものは見る。二、行遲疾門。中有はその業によりて虛空を行くこと自在にして、之を業疾通と稱し、佛世尊も能く遮すること無し。三、具根門。一切の中有は皆な五根を具す。四、無礙門。中有は金剛等も遮すること能はざるが故に無礙と名く。五、決定門。一定趣に往くべき中有は決定して、彼の趣に往き、いかなる力も之を轉ぜしむること能はず。六、所食門。中有の身は極細の香等の段食に資けらる。七、往時門。中有の時門は少時なり。八、結生門。中有な業所起の眼根によりて、能く當生の處に父母の交會するを見て、倒心を起して欲境に馳趣し、母胎に入りて生有に至る。結生時の根依は精血の大種なり。九、行相門。天趣中有は首正しく上昇し、人鬼傍生の中有は行相人間の如く、地獄の中有は足を上に頭を下にす。

【二一】此の中有の身云云。第一の眼見門。

【二二】能く中有云云。第二の

三四 曾つて聞く、焔の赤鐵團を析破して、其の中を見るに、蟲の居止する有りと。故に知んぬ、中有は無對の義成ず。對とは、謂はく、對礙なり。此れ金剛等の遮すること能はざる所なるが故に、無對と名く。

三五 此の界趣の處は、皆な不可轉なり。謂はく、定んで色の中有の歿して、欲の中有生ずること有ること無し。亦、此れに翻ずることも無し。此れと生有とは、一業の引なるが故なり。應に知るべし、趣の處の不轉も亦、然り。

三六 此の中有の身は、段食に資けらるるや、いなや。且らく、欲界の中有の如きは、香を食す。福の多、福の少に隨ひて、香に好あり、惡あり、斯れに由るが故に、健達縛の名を得。諸の字界の中、義一に非ざるが故に。此の三七額縛界を、正しく行に目くと雖も、其の中に於も亦、食の義あり。香を食するを以ての故に、健達縛と名く。而も三八音の短なる者は、三九設建途、及び羯建途の如く、略なるが故に過なし。有るが說かく、「中有は香に藉つて身を持つ。香を尋ねて行くを以て、健達縛と名く」と。

四〇 是くの如きの中有は、住すること、幾時と爲さんや。此の中有の身は、定んで久住に非ず。生緣の未だ合はざるも久しきには非ず。「如何が大德、釋して常途久しきに非ずと言ふや。緣の未だ合はざるは多時住すべし。彼の命根は、別業の引に非ざるに由る」と。有餘師の說かく、「此れは但少時なり。中有の中、恒に生を求むるを以ての故に。若し父母に於て、俱に定んで移らざるは、遠方に住すと雖も、業は速に合せしむ。若し父母に於て隨一の移すべきは、極めて淸貞にして欲を訶厭すと雖も、異境に於て、染を起して現行す。諸の染を起すは時を定む。非時にも亦起らしむ。或は相似の餘類の中に寄せて生ず。謂はく、驢等の身は、馬等に似る。寄する所の同分に殊あるに由り、便ち中と生の一業の所引を失するに非ず。生の緣は別なりと雖も、所引一なるが故に。設ひ轉じて

行遲疾門。
【三三】 地に隨ひて云云。第三の界根門。
【三四】 曾つて聞く云云。第四の無礙門。
【三五】 此の界云云。第五の決定門。
【三六】 此の中有の身云云。第六の所食門。
【三七】 額縛(r̥bha)。
【三八】 音短(Gandhārībha)と長母音に□べき(Gandharibha)と短母音とすることに就ていふ。
【三九】 設建途(Śakandhu)羯建途(Karkandhu)。これらは何れも具には(Śakāndhu, Korkāndhu)と長母音にすべきを短音に呼ぶ。今の建達縛も同轍なりと言ふ義なり。
【四〇】 是くの如き云云。第七の住時門。此の事に關しては、婆沙論七〇(大正藏二七・三六一左)に五說あり。一、設摩達多(Kṣemadatta)は中有の極多住を七七日(四十九日)として多くも四十九日にして定んで結生すと說き。二、世友は極多住を七日とし、その身羸劣なるが故に久住せずと說きその他、三、大德の說と。四、婆沙の正義にして少時住と說くと。五、轉受說とあり。

相似の類の生を受くと許すも、少しき類の同に由り、亦、過あること無し。又、界趣の處、若し全く移さゞれば、少しく類殊なりと雖も、亦、失あること無し。界趣の處の業は、定んで移らざるを以て、餘の外の生緣に差別あるを見る。[四一]豆足等の如きは、斯れ何の過あらんや。或は業の種類の差別は無邊なり。唯、佛世尊のみ方に能く究達す。

[四二]正しく中有を結するは、何の心を以てすと爲んや。染汚の心を以てす。譬へば生有の如し。將に生有を結せんとする方便は如何ぞ。中有の中に住して、生處に至らんが爲めに、心顚倒して欲境に馳趣す。彼れは、宿業力の起す所の眼根に由りて遠方に住すと雖も、能く生處の父母の交會を見て、倒心を起す。若し當に男と爲るべくんば、母に於て愛を起し、父に於て恚を起す。女は則ち相違す。是の因緣に由りて、男女生じ已りて、母に於て、父に於て、次の如く偏朋するが故に、施設論に、是くの如きの說あり。『時に健達縛は、[四三]二心の中に於て、隨一現行す。謂はく、愛、或は恚なり』と。彼れは此の二種の倒心を起すに由りて、便ち、己が身と所愛と合すと謂ひ、[四四]所憎の不淨の、泄れて胎に至る時、是れ己が有なりと謂ひ、便ち喜慰を生ず。當に喜を生ずべき位を、母胎に入ると名く。最後の時に遺る所の精血の二、三滴許りを取りて羯剌藍を成ず。精血は相ひ依りて、無間にして住す。中有の蘊滅して、生有の蘊生ず。若し男ならば、胎に處するや、母の右脇に依り、背に向ひて蹲坐し、若し女ならば、胎に處するや、母の左脅に依り、腹に向ひて住す。女男は左右の事を串習するが故に。[四五]宿自分別の力、然ら使るが故に。欲の中有には、非女、非男なし。中有の身は、根を闕かざるを以ての故に。母胎に入りたる後、或は不男と作る。

『如何が無根の羯剌藍の大種の體、即ち能く諸の色根の生の依と作るや。』誰れか色根は彼の大種に依ると謂ふや。中有の大種は、羯剌藍の大種を以て依と爲し、能く生有を生ず。謂はく、彼の中有と羯剌藍の大種と相依り、最後の滅位に、中有の大種は、彼れを藉りて緣と爲し、因と爲りて、前

【四一】豆足等。豆の字と足の字が少しく異なりて大に似るが如く、かくの如き差異を問題に非ずとの意なり。

【四二】正しく中有を云云。第八の諸生門。

【四三】二心とは愛と恚となり。

【四四】所憎の不淨。倶舍にも、此れに相當する語を所憎の不淨と爲す。所憎にては意味通ぜず。顯宗論第十三(大正藏二九・八三八)の一本に所遺となすこと可なるべし。或は男子の中有に就いて云へるものなるべきか、然れば父は所憎なるが故に此れにて可なり。

【四五】宿自分別の力。倶舍論記第九(大正藏、四一、百六二頁)に正理に云はくとして宿因分別力となす。宿自分別力は宿の自の分別の力にて、この儘にて、可なるものなるべし、

に異なる大種を引生す。彼の異の大種、能く根の依と作る。種の芽を生ずるに、必ず地等に依るが如し。若し爾らば、何に緣りて、契經の中に『父母の不淨、羯刺藍を生ず』と說くや。不淨に依りて生ずるは、經に違するの失なし。有餘師の說かく、「精血の大種は、轉變位に於て、卽ち根の依と作る。謂はく、[四六]前の無根は、中有と倶に滅し、後の有根は、無間に續生す。種と芽と、滅し生ずる道理の如し」と。彼れは生有の色法の生ずる時、中有の色は、相續して起るに非ずと執す。芽の種よりすると道理相違す。無情と情と種と爲りて引起すは、道理に應ぜず。相續異なるが故に。有情、無情の二色倶に滅して、後の情の色起るに、無情は因と爲り、情は因と爲らずとは、言、理に應ずるに非ず。是の故に、前說は理に於て勝ると爲す。

[四七]此れは欲界の胎卵の二生を說けるなり。濕化の二生は、香處に染す。若し濕生ならば、香に染するが故に生ず。謂はく、遠く當の所生の處を觀知して、便ち愛染を生じ、彼に往いて生を受く。業の所應に隨つて、香に淨穢あり。若し化生ならば處に染するが故に生ず。謂はく、遠く當の所生の處を觀知して、便ち愛染を生じ、彼に往いて生を受く。業の所應に隨ひて、處に淨穢あり。地獄に生ずる者も亦、業力に由り、或は身の冷雨寒風に遇ふを見、或は身の熱風、猛焰に遭ふを見る。冷に侵され、熱に逼られ、酷毒忍び難く、溫凉に遇はんことを希ひ、所厄を除かんことを冀ふ。熱地獄の熱焰の熾然なる、寒地獄中の寒風の飄鼓するを見て、便ち愛染を生じ、馳せて躬ら投赴す。

[四八]有餘師の說かく、「先に[四九]彼れを感ずる業を造りし時の[五〇]己身の伴類を見るに由りて、心に愛慕を生じ、馳せ往いて彼れに赴く」と。

[五一]何の趣に往く中有は、何の相にて、生處に赴くや。且らく、天の中有は、首を正しくして上昇すること、人の身を直くして坐より起つが如し。人等の三趣の中有は橫行す。鳥の空を飛びて餘の洲處に往くが如し。地獄の中有は、頭を下に、足を上にして、其の中に顚墜す。故に[五二]伽他に說かく、

【四六】前の無根。父母が交會して一滴を泄せる時と中有の最後位とが同時にして、その時の一滴の精血を無根の精血と言ふ。その第二刹那は子の生有の位にて、これを有根の精血といふ。此の無根の精血の大種を同類因として、第二刹那の有根の精血生ずるなり。

【四七】此の段は濕化の結生を述ぶ。

【四八】有餘師とは倶舍論九・五には先舊諸師(Pūrvācāryāḥ)として出す。

【四九】彼れ。地獄の意なり。

【五〇】己身の伴類。共に造業せる伴侶のこと。

【五一】何の趣に云云。第九の行相門。

【五二】伽他。雜阿含四十七(大正藏二・三四一中)參照。

地獄に顚墜するときは、　足を上にし、頭を下に歸す。
諸仙と、[五三]寂を樂しむと、　[五四]苦行を修するとを毀謗するに由る。

中有を辯ずるに因みて、復應に伺察すべし。[五五]何に緣りて無色に中有なきや。彼の業は、中有を引くこと能はざるが故に。何に緣りて彼の業は此れに於て無能なるや。起れる結を斷じ已りて、方に彼れに生ずるが故に。煩惱は業を助けて、方に能く果を引く。煩惱を離れて、業に引く能あるに非ず。阿羅漢は、諸の業ありと雖も、當來の有を引くこと能はざるを以ての故に。有るが說かく、「若し地に麁細の業を具すれば、彼の地の中に於て、中有あることを得。然るに無色界は、細ありて麁なし。麁細の業とは、謂はく、色と非色となり。或は身等の業、或は十業道なり」と。此れ復應に詰るべし。何に緣りて、若し地、麁細の業を具すれば、方に中有あるや。今、此の中に於て、是くの如きの意を見る。中有は是れ細なり。所趣は是れ麁なり。所趣の中、滿業多きを以ての故に。又、趣の壽の限は、定あるべきが故に。有る位の中、細の滿業の果を受け、有る位の中、麁の滿業の果を受く。欲色界の中、二業の果を具するが故に、中有あり。無色は然らず。有餘師の說かく、「生處に往かんが爲めに、所趣の形を表はすが故に、中有を立つ。無色界は、處ありて形あるに非ず」と。若し爾らば、卽ち自の死屍の內の身根の滅する處に於て、命終し受生して餘方に往かざれば、中有は何んの用ぞ。「此に中有を立つるは、所趣の形を表はすなり。前に二緣を說くは、有の一に隨ふが故なり。」此の救は理に非ず。所趣の形を表はすは、所趣の生に於て、勝用なきが故に。若し中有の已に起れば、所趣の形を表はすこと無用なるべし。故に起らざるは、何ぞ能く所趣を表はさんや。故に所趣を表はすは、中有の因に非ず。然るに上座の言はく、「若し命終處に卽ち生を受ける者は、中有便ち無し」と。彼の言は善に非ず。死有の位に方に中有を引くに非ず。如何が若し死處に生ぜば、中有を引かずと說くべけんや。定んで先時に於て、已に中有を感ずる業を作し增長す

【五三】寂を樂しむとは。獨覺の類なり。
【五四】苦行を修するは。菩薩の類なり。
【五五】何に緣りて。無色界に中有なきを述ぶ。

るなり。今、誰れか礙を爲して、中有の果をして、起つて現前せざらしめん。或は復中と生と同一の業果なれば、中有は復是れ一期生の初めなり。中有若し無なれば、生は應に續かざるべし。必ず羯剌藍を越へて、頞部曇を生ずること有ること無きが如し。是れ彼れが初めなるが故に。若し、「生有は是れ一期の初めにして、中有は初めに非ず。必ず引くを須ひず」と謂はゞ、此れ都て義なし。但だ虚言あるのみ。彼の生と起の結を倶に未だ斷ぜざるが故に。汝も亦、應に許すべし。未だ生結を斷ぜずして生あり、或は無しと。異因なきが故に。別用を須ひて方に蘊の起あるに非ず。蘊の起は、必ず因の未だ愛を離れざるに由る。彼れ、卽ち中有は、起の因を須ゆ。胎中に定んで當に死すべき者の有るが如し。因に由る力を除きて、何を用ひて裉生ぜん。若し、「此れは應に中般者の、生の滿業なきが如く、是くの如く、卽ち死處に生ずるは、中の滿業なかるべし」と謂はゞ、此の例は齊しからず。生有の位は、必ず中有に依るが如く、中有の位も亦、生有に依るに非ず。故に例は齊しからず。斯れに由りて、一切の未だ第四靜慮の貪を離れざる者は、彼れ若し已に生有の滿業を造れば、必ず亦、能く中有の滿業を造り、自ら成ずと說かざるなり。或は不還に有りては、對治力に由りて、相續を伏するが故に、生結は行ぜず。此れは唯、能く中有の滿業を造る。若し對治を闕けば、是れ倶に墮法なり。彼れは能く二結の現行を礙ふること無し。是れに由りて、未だ色界の貪を離れざる者の生有は、必ず中有に依りて起るが故に、設ひ死處に於て、卽ち生を受くるも亦、定んで應に死有の無間に、中有卽ち生じ、中有の無間に生有方に起ると許すべし。又、此の中有には決定の相あり。謂はく、未だ欲色界の貪を離れざる生有は、中有より後に起らざること無し。亦、中有と所趣の生と、同一の業を牽引する所の果に非ざること無し。亦、中有は能く無心に入りて、身證と倶分解脫を爲し、及び世俗の不同分の心を起すべきこと無し。中有の中に住して、根を轉ずるの義なし。亦、能く見所斷の惑を斷ずること無く、及び欲界の修所斷の隨眠を斷ずること無し。是くの如き等の門

は、皆な應に思擇すべし。

第十一節　四種の入胎

[五六] 一切の中有は、皆な倒心を起して母胎に入るや、いなや。爾からず、云何ぞ。契經の中に說かく、『入胎に四あり』と。其の四とは何ぞ、頌に曰はく、

一は入に於て正しく知る。　二と三とは住と出とを兼ぬ。
四は一切の位に於てす。　及び卵は恒に知ること無し、
前の三種の入胎とは、　謂はく、輪王と二佛となり。
業と智と倶に勝るが故に、　次の如し。四は餘の生なり。

論じて曰はく、諸の有情あり。多く福慧を修するが故に、死と生との位に、念力に持せられて、心想分明にして、正知亂るゝこと無し。中に於て、或は正知にて入胎する有り。或は正知にて住胎し入を兼ぬる有り。或は正知にて出で、兼ねて入と住とを知る。兼の言は、後、必ず前を帶するを顯はさんが爲めなり。諸の有情あり。福慧倶に少きは、入と住と出の位、皆な正知せず。前正しく知らず、後位は必ず爾り。

是くの如く說く所の四種の入胎は、具に一切の入胎を攝し盡す。諸頌の法に順じ、是くの如く次第す。然るに契經の中の次第は、爾らず。是くの如きの四種は、且らく胎生に愚、不愚の分位の差別有るを說けり。諸の卵生は、入胎等の位、皆な恒に知ること無し。如何が卵生は、卵より出づるに、胎藏に入ると言ふや。此れは[五七]當來に據りて名を立つるものにして、失なし。[五八]世間に釧織衣を造ると說くが如し。或は卵生を曾つて胎に入る等と說くは、今に依りて昔を說くが故に、過あること無し。應に知るべし、此の中、想の勝劣に依りて、倒、無倒あり。故に正、不正の知を說く。

【五六】一切の中有。此の段は中有の入胎に關する四種を述ぶ。
一、宿世に廣大なる福を修したるが故に入胎の位に正しく入胎すと知る。之れ轉輪王なり。
二、久しく多聞を修して智勝れたるが故に、住と入との胎を正しく知る。之れ獨覺なり。
三、三祇百劫の間福智を修行して智福共に勝るが故に、正しく入胎、住胎、出胎の三位を知る。佛なり。
四、以上の三種を除く餘の胎卵二生にして、福智共に劣なるが故に、上の三位の何れをも知らざるものなり。

【五七】當來とは。先づ胎に入りて後に卵より生ずるが故に、實は胎藏に入れるものなれど第二次に約して卵生といふなり。

【五八】倶舍論九・六左。如契經說造作有爲，世間亦言煮飯磨麨。

謂はく、諸の有情の倒想併の有るは、中に於て或は業智に失ありて、彼れは入胎の位に、倒想併を起して、大風雨・毒熱・嚴寒、或は大軍衆の聲威亂れ逼ると見て、遂に自ら密草・稠林・葉窟・茅廬に入り、樹牆の下に投ずと見る有り。中に於て或は業に失なしと雖も、智に失あるに由りて、倒想の併を起し、母胎に入る位に、自ら己が身の妙園林に入り、花臺殿に昇り、殊勝の諸の牀座等に坐臥すと見、住する時、已が住は此の中に在りと見、出づる位に、身は此の處より出づと見る有り。是れは三位に於て、皆な不正知なり。

若し諸の有情の、倒想併なきは、彼れ入胎の位に、自ら入胎を知り、胎に住し、出づる時に、自ら住出を知る。是れは三位に於て、皆な能く正知せるなり。四種入胎經は、應に此の義に隨ひて釋すべし。

何に緣りて、入胎に不正知なる者は、住出の位に於て、必ず不正知なるや。劣悟勝迷にして、理に容すこと無きが故に。謂はく、將に入らんとする位には支體の諸根、具足して損なし。强勝明利なり。尙ほ正知せず。況んや住出の時、支根損缺し、羸劣暗昧にして、而も能く正知せんこと、理に容すこと無きが故に。住の正知なるは、入胎の時の勝れたる正知の因の一力の引くに由るが故なり。出の正知なるは、入住の時の勝れたる正知の因の二力の引くに由るが故なり。

又、前の三種の入胎は同じからず。謂はく、轉輪王と獨覺と大覺と、其の次第の如し。初めの入胎とは、謂はく、轉輪王なり。入位は正しく知れども、住に非ず、出に非ず。二の入胎とは、謂はく、獨勝覺なり。入住は正しく知れども、出位に於てには非ず。三の入胎とは、謂はく、無上覺なり。入住出の位、皆な能く正知す。此の初めの三人は、當の名を以て顯はす。

復差別あり。次の如く應に知るべし。業と智と、及び倶との三種勝なるが故に。第一の業勝とは、宿世に曾つて廣大なる福を修したるが故なり。第二の智勝とは、久しく多聞を習ひて、勝思擇なる

が故なり。第三の倶勝とは、曠劫[59]に勝福慧を修行したるが故なり。前の三種を除きたる餘の胎と卵との生は、福と智と倶に劣る。合して第四と成る。

有るが説かく、「此の四は、皆な菩薩を辯ぜるなり。謂はく、最後有は卽ち是れ第三なり。覩史多天の前生は第二なり。迦葉波佛に遇ふ次前の生は初と爲す。此れより以前は、皆な是れ第四なり。或は復初・二・三無數劫は、其の次第の如く、前の三入胎にして此れより以前は、皆な是れ第四なり」と。「豈、有を續くることは、定んで是れ染心ならずや。何ぞ正知にして母の胎藏に入るべけんや。正知正念は、根律儀を説く。夫れ根律儀は、決して應に是れ善なるべし。」斯の過失なし。一切の正知は、皆な善性の攝なること、許す所に非ざるが故に。此れに異なれば、應に正知の諍語なかるべし。或は入胎の位は、相續に據りて説く。唯、正しく結生有の刹那のみに非ず。此の位の中に於ては、善心多く起り、染汚心は少きが故に、正知と説く。世間に白豆の聚等と説くが如し。或は彼れに於て恭敬を發起せしめ、迷亂せざるに於て、正知の名を立つ。謂はく、實の如く、此れは是れ我が父、此れは是れ我が母と知るが故に、正知と名く。云何ぞ第三なるや。後有の菩薩は戒果等に於て、皆な明に了知す。而も入胎の時、是くの如きの事あり。入住の位に不正知ありて、出の時に於て、正知の理あるべきに非ず。出の正知なるは、先因引くが故に、斯の過失なし。無始より來、串習せる是くの如きの世俗の愛に由るが故なり。「世間を現見するに、串習の力に由りて、纔に生ずる時に於て、便ち愛染あり。如何が四種の入胎を説くべきや。唯、正、不正知の二種の入胎の故に、住、及び出を、入胎と説くべきに非ざるが故に、應に入胎に四ありと言ふべからず。」入は勝なるを以ての故に、四と説くも失なし。謂はく、入胎の時に差別あるが故に。住出の位に於て、能く正知あり。不正知なくして、母の胎藏に入るを以て住、或は出の位に於て、能く正知あるが故に、住出に於て、倒想の辭なし。能く自ら知る者は、入の差別に由る。是の故に、入胎の聲は、兼ねて住出

【五九】曠劫とは。三僧祇百大劫を指して云ふ。

の位を說く。故に住出の位は、正知、及び不正知ありと雖も、而も六を成ぜず。入の勝に由るが故に。三種ありて、同異、類殊なりと雖も、總じて入と說く。然る所以は、爾所の門に由りて、母胎に處するを說く事究竟の故に、是くの如きの異類に、二の入胎あり、同類の中に於て、復二にして四を成ず。

[六〇]此の中、應に說くべし。誰れか往いて胎に入るや。何が故に誰れと問ふや。無我なるを以ての故に。謂はく、若し無我ならば、復誰れか、此の世間より、中有の蘊に乘じて、往いて他世に趣き、入住出胎すと說くと爲んや。是の故に應に[六一]內用の士夫ありて、此の世間より、往いて胎に入る等すべし。彼れを遮せんが爲めの故なり。頌に曰はく、

無我にして、唯、諸蘊のみなり。　煩惱と業との所爲なり。
中有の相續するに由りて、　胎に入ること、燈焰の如し。
引くが如くに、次第に增し、　相續して、惑と業とに由りて、
更に餘世に趣く、　故に有の輪は初め無し。

論じて曰はく、實我ありて、能く往いて胎に入ること無し。所以は何ぞ。色と眼との如く、自性と作業とは、不可得なるが故に。所依と緣に託して、識等の起る位に、執する所の別用の實我は成ぜず。別用は既に無し。又、自性は明了に得べきこと無し。兎角等の如し。如何が內用の士夫ありと執せんや。世尊も亦、所執の實我の是れ作受者にして、能く後世に往くを遮するが故に、[六二]世尊は言はく、「業あり、異熟あり、作者は不可得なり。謂はく、能く此の蘊を捨し、及び能く餘蘊を續く。乃至、廣說。」復如何が知るや。所執の實我の是の作者等の實に不可得なるは、體無の故と爲んや。體を實有と爲せば、因を得ざるあり、因を得ること無きが故に我が宗は定んで、我の體なきに由るが故に、不可得と許す。餘因に非ざるが故に。諸の我執を起すは、四種を過ぐること無し。一

【六〇】此の段は輪廻の主體に就いての問題を取り扱ひ、中有と次に述べんとする十二因緣との關係を述ぶ。
【六一】內用士夫の內用とは內に在りて用らく意にして外に顯はれざるが故に言ふ。士夫とは我のことなり。
【六二】世尊云云。雜阿含十三（大正藏二・九二下）。

には、我有りて卽ち蘊を性と爲すと執す。二には、蘊に異なりて蘊の中に住在すと執す。三には蘊に異なりて、蘊に異なる法に住すと執す。四には、蘊に異なりて、都て住する所なしと執す。是くの如きの四種の我は、有實にして不可得と執ずるは、皆な理に應ぜず。且らく、我有りて卽ち蘊を性と爲すに非ず。卽ち〔六三〕別なるも、卽ち總なるも、皆な成ぜざるが故に。所以は何ぞ。各別の自相の攝せざる所なるが故に。應に假を成ずべきが故に。亦、蘊に異なりて蘊の中に住在するに非ず。體の常、無常は倶に過あるが故に。若し無常ならば、念々に各異り、便ち一我に非ず。死あり生あり、卽ち作者は應に失すべく、不作者は應に得すべし。又、〔六四〕蘊を離れて生滅の法の少分も得べきこと有るに非ず。故に無常に非ず。若し是れは常なりと謂はゞ、應に轉變なかるべし。生老病死は、皆な應に成ずべからず。又、應に別に餘の趣に往くべきこと無かるべし。又、愛、非愛の境界に合する時、我は應に苦樂に隨つて轉變すべからず。亦、應に苦樂相應の煩惱の爲めに、惱ませらるべからず。既に惱ませられず。應に斯れに由りて法、非法を起すべからず。則ち未來世の愛、非愛の身は、既に因あること無し。應に生の理なかるべし。則ち我の體は常なりと雖も、身の改轉に由つて、我の變異を說くと說くべからず。是くの如く我の體は、自身の生老病死、諸趣の苦樂、煩惱の業果に隨はずして、而も轉變するが故に、則ち應に本來は畢竟して解脫すべし。旣に爾りと許さゞるが故に、我は常に非ず。常と無常とを離れ、別に第三聚ありて之を計して我と爲すと執すべからず。虛空等の如き諸の無爲法は體、蘊に異なるが故に、蘊の中に住せずとは、此れ亦、應に然るべし。應に蘊に住せざるべし。亦、蘊に異なりて、蘊に異なる法に住するに非ざるべし。染淨の蘊法は、既に相依せず、則ち計する所の我は、便ち不用を成ず。既に蘊に依らず、非蘊に何ぞ依らんや。我と非蘊とは相關せざるが故に、亦、蘊に異りて、都て所住なきに非ず。無爲法の如し。過前に同じきが故に。又、應に本來常に解脫すべきが故に。謂はく、執する所の我は、既に所住なし。則ち

【六三】別なるも云云。別とは五蘊の一一を言ひ、總とは五蘊の全部を指す。

【六四】蘊を離れて云云。一切の有爲法を五蘊の中におさめたるものなれば、此の五蘊を離れて有爲法なし、若し有れば無爲法なるを以て、常ならんとの意なり。

色身の苦樂等の受、小大等の想、善惡等の行、色聲等の識と都て相關せず。則ち應に本來、五蘊を遠離し、功用に由らずして、自然に解脱すべし。是の故に、執する所の實我の作者は、能く此の續を捨てゝ餘無きが故に、不可得なり。體實有にして、因を得ざるあり、因を得ること無きが故に、而も不可得なるには非ず。若し爾らば、外道は何の所緣に於て、我執を起すや。諸蘊を離れて別に我性なしと雖も、所緣を執ずと爲んや。然も唯、諸蘊は、境と爲りて執を起す。契經に說くが如し。『諸有の我等を執するを隨つて觀見するに、一切、唯、五取蘊に於て起る』と。彼の外道の說く所の如き眞實の我性なしと雖も、而も聖敎に世間の所說に隨順する假我あり。旣に實我なし、何に依りて假を說くや。實我なしと雖も、蘊の中に於て、世間に隨順して、假りに說いて我と爲すなり。何に緣りて、我は、唯、蘊にのみ託して說き、餘に非ずと知るや。染、及び淨法は、唯、蘊に依りて成ずるを以ての故に。謂はく、我は實は無し。諸の雜染は、但諸蘊に依りて刹那に相續するを以て、煩惱と業との勢力に由りて引かれ、中有を相續して、母胎に入ることを得。譬へば、燈焰の刹那に相續し轉じて餘方に至るが如く、諸蘊も亦、爾なり。

且らく欲界に於ては、若し未だ貪を離れざれば、內外の處を緣と爲して、非理の作意を起し、貪等の煩惱此れより生じ、劣・中・勝の思、及び識俱起す。起り已りて能く當の非愛の果を牽く。亦、無間識等の生緣と爲る。無間識等の、同異類の前の俱生緣を觀じ起ることを得る時、或は善、或は染、或は無記の性なり。起り已りて、復能く自の當果を引き、及び無間識等の生緣と爲る。是くの如く緣と爲りて、後後次第して、能く二果を牽く。應に隨ひて當に知るべし。此の蘊の相續は、先世の惑業の引く所の壽量等の法を領納し、彼の異熟の勢の窮盡に至る時、識と依と死して俱に滅位に至り、能く中有の識等の生緣と爲る。中有の諸蘊は、先の惑業に由り、幻の相續の如く、所生の處に往き、母腹の內に至る。中有の滅する時、復能く緣と爲りて、生有の蘊を生ず。譬へば、燈

焰は刹那に滅すと雖も、而も能く前後の因果、無間に展轉し相續して、餘方に至ることを得るが如きの故に、無我にして蘊は刹那に滅すと雖も、能く後世に往趣するの義成ず。卽ち此の諸蘊は、先の惑業の勢力の所引にして、次第に漸增し、一期の中に於て、展轉し相續するが如く、復惑業に由りて餘世に往趣す。因異りて其の果に殊あるを現見するが故に、諸の引業の果量は等しきに非ず。壽果の長短は、業の不同に由り、業の增微に隨ひて、所引の壽命と身根等と、展轉相依し、羯刺藍、頞部曇等の後々の諸位に於て、漸漸に轉增す。何等を名けて羯刺藍等と爲すや。謂はく、蘊の相續し轉變して同じからざるなり。是くの如きの漸增は、根の熟位に至れば、內外處の作意等、和合に緣りて貪等の煩惱を發生して、種々の諸業を造作し增長するを觀る。此の惑業に由りて、復前の如く、中有の相續有りて、餘世に轉趣す。應に知るべし、是くの如く有の輪は初めなし。謂はく、惑は因と爲りて能く諸業を造り、業、因と爲るが故に、力能く生を引く、生復因と爲りて、惑業を起す。此の惑業より、更に復生あり。故に知んぬ、有の輪は旋環して始め無し。若し有始を執すれば、始めは應に無因なるべし。始め旣に無因ならば、餘は應に自ら起るべし。異因なきが故に、現見と相違す。此れに由りて、定んで因なくして起る法なし。一も常なる法なし。少、能く因と爲る。自在を破る中に、已に廣く遮遣せり。是の故に、生死は決定して初め無し。猶し穀等の展轉し相續するが如し。然も後邊有り。因盡るに由るが故に。種等盡くれば、芽等生ぜざるが如く、生死旣に無なれば、究竟清淨なり。故に染、及び淨は、唯、蘊に依りて成ず。實我ありと執するは、便ち無用と爲す。

卷の第二十五

（辯緣起品第三の五）

第二章　十二因緣

第一節　三世兩重の因果

[一]已に内外の羯剌藍等、種等の道理因果相續を説けり。應に知るべし、此れを卽ち説いて緣起と名く。是の如きの緣起は、唯、十二に非ず。云何が然るを知るや。[二]本論に説くが如し。「云何が緣起と爲すや。謂はく、一切の有爲なり」と。然るに契經の中に緣起を辯ずる處、或る時には具に十二有支を説く。[三]勝義空契經等の説の如し。或は十一を説く。智事等の經の如し。或は唯、十を説く。[四]城喩等の經の如し。或は復た九を説く。[五]大緣起經の如し。或は八ありと説く。契經に言ふが如し。『諸有の沙門、或は婆羅門は、如實に諸法の性等を知らず』と。諸の是くの如き等の所説の差別は、何に緣りて論の説と經と異あるや。論は法の性に隨ひ、經は化宜に順ず。故に契經の中、緣起を分別するは、化する所の者の機宜に隨ひて異説す。或は論は了義にして、經は義不了なり。或は論は通じて情、及び非情を説く。契經は但有情數に依りて説く。有情に依るが故に、染淨成ずることを得。佛は有情の爲めに、此の二を開顯せり。但此の事の爲めに、佛は世間に現はれたり。故に契經の中、有情に依りて説けり。大義利を成立せんと欲するが爲めの故に、緣起を分別す。諸の有支中、無量門の義類の差別を具す。今、且らく三生の分位、無間に相續し、十二支あるを略辯せん。頌に曰はく、

【一】此の段は、前述のあとを受けて緣起を論じ、先づ緣起の系體の種々あることを述べ、然る後に三世にわたる十二緣起を詳述するものなり。
【二】本論。品類足論第六（大正藏二六・七一五下）參照。
【三】雜阿含十四（大正藏二・九二下）。
【四】城喩經は中阿含第一（大正藏一・四二二）にあれどもこの經典に非ず。雜一二・五（大正藏二・八〇下）を指す、日本巴利雜尼柯耶一二・六五と共に十緣起あり。
【五】大緣起經、長阿含一〇（大正藏一・六一中）中阿含二四（大因經大正藏一・五七八中）參照。

六是くの如き諸の緣起は、　　十二支にして三際なり。
前と後との際に各二あり。　　中は八なり。圓滿に據る。

論じて曰はく、十二支とは、一に七無明、二に行、三に識、四に名色、五に六處、六に觸、七に受、八に愛、九に取、十に有、十一に生、十二に老死なり。三際と言ふは、一に前際、二に後際、三に中際なり。卽ち是れ過、未、及び現の三生なり。云何んが十二支を三際に於て建立するや。謂はく、前と後との際に、各、二支を立て、中際に八支あるが故に、十二を成ず。無明と行とは前際に在り。謂はく、過去の生なり。生と老死とは後際に在り。謂はく、未來の生なり。所餘の八は中際に在り。謂はく、現在の生なり。前際の二因の招く所は八五果なり。後際の二果の待つ所は九三因なり。諸の一生は、皆な此の八を具するに非ず。圓滿なる者に據れば、八支ありと說く。圓滿者とは何ぞ。謂はく、支に缺なきなり。或は圓滿は惑業の招く所に由る。謂はく、光の增上の惑業の引く所なり。此の中の意の說かく、補特伽羅の一切位を歷るを、圓滿者と名く。一〇諸の中夭、及び色無色に非ず。羯刺藍等の諸位闕くるが故に、世尊は、但欲界少分の補特伽羅に約して、十二を具すと說く。一一大緣起契經の中に說くが如し。佛、阿難に告ぐ『識若し胎に入らざれば、增廣大を得るや、いなや。いふなり、世尊。乃至、廣說く』と。是の故に、若し補特伽羅ありて、次前の生に於て、無明行を造れば、具に現在の識等の五支を招く。復現在に於て、愛取有を造れば、次後世の生等の二支を招く。應に知るべし、此の經は、彼れに依りて說くなり。若し一切の補特伽羅に依りて、諸有支を立つれば、便ち雜亂を成ず。謂はく、彼れは或は現在の五支、次前の生の無明行の果に非ず。及び次後の世の生老死の支は、現在の生の愛取有の果に非ざる有り。彼れは皆な此の經の意の明す所に非ず。果因の相去ること隔絕なるを見て、便ち因果の感起、能なしと疑ふこと勿れ。應に知るべし、緣起の支は、略して唯、一二二分なり。前後の際なり。次の七支と五支の如し。果と因と因果に

【六】此の偈は、所謂る三世兩重の因果なるものを述べたるものにして、無明・行の二支は過去の因・識・名色・六處・觸・受は現在の果、愛・取・有は現在の因、生・老死の二は未來の果なり。而してこれは欲界に於て言ふものにて、色界に於ては名色を除きて餘の十一支、無色界には尙六處を除くを以て十支となり、頌の圓滿の語は十二支を意味するものなり。

【七】無明 avidyā. avijjā,
行 saṃskāra, saṅkhārā.
識 vijñāna. viññāṇa,
名色 nāmarūpa, nāmarūpa.
六處 ṣaḍāyatana, saḍāyatana.
觸 sparśa. phassa.
受 vedanā,
愛 tṛṣṇā, taṇhā.
取 upādāna,
有 bhava,
生 jāti,
老死 jarāmaraṇa,

【八】五果とは識・名色・六處・觸・受の五なり。

【九】三因は愛・取・有の三なり。

【一〇】諸の中夭云云。此の處縮刷には諸天中としてゐるが、宋・明・元の三本にならひて中夭となす。卽ち異熟の壽を完ふせざる早世のものなり。

屬するを以ての故に。或は因と果と五支、七支なり。因は因を攝し、果は果を攝するを以ての故に。謂はく、現の愛取は、卽ち過の無明なり。現在の有支は、卽ち過去の行なり。現在世の識は、卽ち未來の生なり。餘の現の四支は、卽ち當の老死なり。是れを因果二分の差別と名く。

[一三]此の縁起の言は、何の義に目く(なづ)と爲すや。今、此の中、差別の義を見れば、謂はく、鉢刺底(ぷらてい)は、是れ現前の義なり。壹女界は是れ有の義なり。一字界の中、多義あるが故に。先の鉢刺底に由りて、壹女界は縁を成ず。[一四]訖埵縁は、是れ已の義なり。此れ所依と合して變を成ず。[一五]獵比參は、是れ和合の義なり。[一六]嗢は是れ上升の義なり。[一七]鉢地界は是れ有の義なり。嗢を以て先と爲すに由りて、鉢地界は起を成ず。此の總義は、[一八]縁の現に已に合して、法有りて升起する。是れ縁起の義なり。縁の現前の言は、卽ち和合と目く。復和合と言ふは、何の別用あるや。法は、唯、一縁の生ずること無きを成ぜんが爲めなり。或は倶生と前生の縁を顯はすが故に。縁の現前は、倶生縁を顯はす。縁の和合は、前生縁を顯はす。此れ則ち依を成ずるを顯はす。「此れ有るに依りて彼れ有り、此れ生ずるが故に、彼れ生ず。」是れ縁起の義なり。又、[一九]鉢刺底は、應行の義を顯はす。壹女駄都は不壞法を顯はす。參は正集を顯はす。此の意は總じて世の出現の因を顯はす。說いて縁起と名く。謂はく、壹女界は、鉢刺底を先の助と爲すに由るが故に、轉變して縁と成る。正集、及び升を、先助と爲すが故に、鉢地界をして轉變して起を成ぜしむ。是くの如きの義に依りて、縁起の名を立つ。[二〇]經主は、此の中、差別の義を釋して、鉢刺底は、是れ[二一]至の義、[二二]醫底界は、是れ行の義なり。先の助力に由りて、界の義、轉變す。故に行は、至に由りて轉變して縁と成る。[二三]參は是れ和合の義、嗢は是れ上升の義、鉢地界は、是れ有の義なり。有は合と升とに藉(よ)りて轉變して起と成る。此れに依りて有の法の、縁に至り已りて和合し、升起する、是れ縁起の義なり」と。是くの如きの所釋は、彼の所宗を越ゆ。且つ彼の有界は、先の助力に由りて、轉變して起と成るも、有に異なるに非ざるが故に、再び有の

【一一】大縁起契經。中阿含二四(大正藏一・五七八)參照。長阿含一〇(大正藏一・六一mahā-nidāna-sutta (D.15)

【一二】二分云云。これは三世兩重の因果論なり。十二支を二分して、前際を七支となし、後際を五支とせるものなり。これを圖示すれば左の如し。

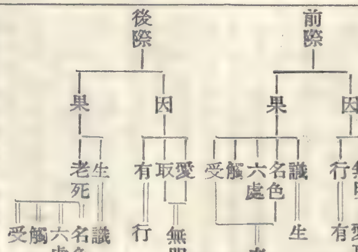

【一三】此の段は、縁起の語の解說をなす。卽ち先づ pratit=ya は prati (鉢刺底) と言ふ接頭辭 (字縁と言ふ) と有の義ある iti (字界といふ) と結びついて縁といふ義となる。

【一四】訖埵。Tya 語尾にて、已の義なり。pratitya で縁の義となる。

【一五】獵比參 Abhisam 和合。

【一六】嗢 ut. 升。

義を顯はす。竟に何の成ずる所ぞ。彼の所宗は、非起無起有ること無きを以て、非有は一に義無かるべし。

二四 經主は自ら此の句義を立て已りて、復自ら假りに、是くの如きの徵難を興せり。「是くの如きの句義は、理應に然るべからず。所以は何ぞ。一の作者に依りて、二五 二の作用あらば、前の作用に於て、應に已の言あるべし。一人あり、浴し已りて、方に食するが如し。二六 少しの行法の、起の前に有ること在りて、先きに緣に至りて、後時に、方に起ること無し。作者無くして、作用あるべきに非ざるが故に。頌を說きて言はく、

二七 緣に至ること、若し起の先ならば、　有に非ざるをもつて、理に應ぜず。
若し俱ならば、便ち已を壞す。　彼れ應に先に說くべきが故に。

又、二八 自ら釋して言ふ。「是くの如きの過なし。且らく、應に聲論の諸師を反詰すべし。法は、何れの時にか起る。現在に在りと爲んや、未來に在りと爲んや。設し爾らば、何の失あるや。二九 起、若し現在ならば、起は已生に非ず。如何が現と成らん。現に是れ已生ならば、復如何が起らん。已に生ぜるもの、復起らば、便ち無窮を致すべし。起、若し未來ならば、爾の時には未だ有らず。何ぞ作者を成ぜん。作者、既に無くんば、何ぞ作用あらん。故に起る位に於て、卽ち亦、緣に至る。起る位とは何ぞ。謂はく、未來世に、諸行の正しく起るとき、卽ち起る位に於て、亦、緣に至ると說くなり」と。

三〇 是くの如きの言は、能く前難を釋するに非ず。正しく起る位は、未來に屬すと許すを以てなり。彼の宗の未來は、猶ほ未だ體有らず、緣に至るに及んで起ること、何に依りて成ずることを得るや。故に前に難ずる所の、少しの行法の、起の前に在る有りて、先に緣に至りて、後時に方に起ること無し。作者無くして、用の有るべきに非ざるの言を、仍ち未だ通釋せざるなり。

【一七】 鉢地 pādi 有。升有にて起の義となる。
【一八】 pratītya abhisam-utpāda。緣現に已に合して法有りて升起する義。
【一九】 鉢刺底。prati 應行の義　壹女 iti 不壞法。合して緣。參 sam 正集　升 ut 升　鉢地 pādi 有、合して起。依つて Pratītyasamutpāda は緣起となる。
【二〇】 經主云云。俱舍論九・一七左。
【二一】 鉢刺底。prati の接頭語には「對して」の意味あり、次に來る語根の關係にて、至の義となる。
【二二】 醫底界。Iti の語根は行くの意味なり。前の鉢刺底といふ接頭語と合してそれに tya の語尾を附して緣の義となる。
【二三】 參。sam 嗢 ut. の二つの接頭語か鉢地 padi（有の義）の語根と合して起の義となる。
【二四】 經主云云。俱舍論九・一七左、此の難は、聲論師卽ち文法家の難なり。
【二五】 二の作用とは、緣る作用と、起る作用とを言ふなり。
【二六】 少しの行法云云。如何なる法も起る以前にありて、先づ緣に至り、次にその力に

三一又、言はく、「聲論の、妄りに安立する所の作者と作用とは、理實に成ぜず。是の作者ありて、是の作用を起すと。此の中に於て、作者ありて、起の作用に異にして、眞實に得べきことを見るに非ず。故に三二此の義言は、俗に於ても謬なし」と。三三此れも亦、理に非ず。所以は何ぞ。作者と作用の義は、別なきに非ず。若し依有りて、起の用有るを得るに非ざれば、則ち畢竟じて無にして應に作者を成ずべし。又、彼の說を縱にせば、作者と作用と、若しは異、若しは同なり。且つ、彼れの未來は、無體なるを以ての故に、作者は成ぜず。故に彼の所說は、前の過を免れず。大德邏摩は、是くの如きの說を作す。『義を詮表せんが爲めの故に、音聲を發す。生滅等の聲は、皆な諸行の相續の分位に於て、差別して安立し、多義の中に於て、方に究竟を得。一刹那の細は、知り難きに非ざるが故に、相續の位に於て、相を立つること既に成ず。一刹那に於ても亦、准じて立つべし』と。是くの如きの所說は、但虛言あるのみ。既に說かく、音聲は、義を詮表するが爲めなりと。彼の宗の生等は、其の體實は無し。故に生等の聲は、義の表はす可き無し。無法は義と爲すと說くべからざるが故に。又、生等の相は、行の相續の分位に安立するに非ず。前に有爲相を思擇する中に於て、已に遮遣せるが故に。要が刹那の位に、相を立つること成ずることを得て、行の相續中、方に准じて立つべし。相續の假は實を攬りて成ずるが故に。

又、彼の起の言は、何に依りて說くや。用の有ること無きに、用の言を說くべきに非ず。畢竟無は、用ありと言ふべきに非ざるが故に、彼れは難に於ても亦、善く釋するに非ず。唯、對法宗の說のみ、已に過なし。起、及び起の前は、皆あるべきが故に。謂はく、對法者は言はく、「法の起る時、已生位の如く、其の體實有なり」と。俗に作者を說くに隨ふも、謬無かるべし。諸の起る位は、畢竟無に同じと說き、而も作者を說くは、如何が謬なからんや。若し俱生因果論者は、「已に」の言の過に於て解脫するに由なし」と謂はゞ、「已に」の言は我れに於て進退違ふことなし。作者、及び時

よりて現在に至るとは許し難しとなり。

【三七】緣に至る云云。此の頌は世親が聲論師の難意をとりて作れるものにて、第一に法の先に緣に至りて後に生ずと言ふを破し、第二に法の生起と緣に至ること、同時なりと言ふを破す。前者は作者なき作用は有にあらず、後者は緣に至り已りての已りての言が同時と相ひ反す。

【三八】自ら釋して言ふ云云。世親自ら經部の立場に立ちて聲論師を反詰するをいふ。俱舍論九・十八右。

【三九】起若し云云。此れは經部師の出過にして、こゝに起るといふは、正しく起りつゝある位にて、未だ完了せざるを意味し、現在とは已に生ぜる完了の位を意味するものなり。即ち物の生起すること、若し現在にありと言はゞ、これは非にして、即ち起ると言ふことは、已に生じ了れることにあらざれば、現在とは言ひ得ず。已に現在と言ふならば、それは已生なるを以て、已生の法は、生起すと言ふことを得ず。若し已生の法が起ると言ふならば、起を前提として已生あり、已生を前提として起ありと言ふとこととな

は、倶に定に非ざるが故に。一の作者に依りて、「已に」の言ありと說くと雖も、而も「已に」の言は、別の作者に依りても有るを見る。「我れに依りて已に汝行ぜざることを得る」が如し。「已に」の言は前時に依りて說くこと有りと雖も、而も亦、後に依るを見る。「口を開きて已に眠る」が如し、「已に」の言は、別時に依りて說くこと有りと雖も、而も亦、別ならざる時に依りて有るをも見る。世に「燈[三四]至りて已に闇滅す」と說いて言ふこと有るが如し。是の故に倶生因果論者は、緣起の理に於て、進退失なし。緣起の句義は、唯、此れのみ極成す。

[三五]何が故に、世尊は、緣起を釋せんが爲めに、先づ是の說を作すや『此れ有るに依りて、彼れ有り、此れ生ずるが故に彼れ生ず』と。而も唯『無明に緣りて等』と說かざるや。緣起の義を釋するに、且らく、上座は言はく、「緣起に二有り。一は有情數、二に非有情。前の兩句の文は、通じて二種を攝す。言に別なきが故に。無明緣等は、唯、有情を攝す。有情の有なるが故に。」然るに彼の上座の親教の門人は、自ら斥けて言ふ有り。「此の釋は理に非ず。標と理と釋すると相應せざるが故に。前標と後釋とは、理必ず相符す。如何が、雙標して後の唯一を釋するや。又、外の緣起は、此の經の中に於て、應に先に標すべからず。用なきを以ての故に」と。此の斥は理に非ず。上に釋する所の言は、標釋に違せず。用なきに非ざるが故に。謂はく、無明等の後に釋する所の言は、標中の有情緣起を越えず。故に標と釋理と相應せざるに非ず。夫れ先の標を置くは、後の釋を生ずるに擬す。後既に釋なし、先に何ぞ標を用ひん。是の故に但（たゞ）應に有情數を標すべし。非有情數を標すると、釋とは相符せず。且つ、別に標するに非ず、釋せざるは何の咎ぞ。既に別釋すること無し。何ぞ總標を用ひん。此の中總標は、大義用あり。謂はく、非情の緣起を現見し、內緣起を現見せざることを顯はすを以ての故に。種子の芽を生ずる等は、世の現知する所にして、無明に緣る行等は、世の現見に非ず。世尊、顯示す。種等の有に依りて芽等の有を得し　及び種等の生ずるが故に芽等の生を

り、無窮となる。故に起は現在にありと言ふことを得ず。又未來にありと言へば、未來には作者の體なしと汝が宗は許すを以て、生起の作用あるべき理なく、從つてこれも非理なりと言ふなり。

【三〇】是くの如きの言云云。上の經部說に對して衆賢が有部の立場より更に難ずるものなり。

【三一】又、言はく云云。倶舍論九・十八右。經部の譬論師を破する言なり。即ち作用以外に作者の別存を許さず、體用一體不離なりと說くものなり。

【三二】此の義言とは、經部の說なる「諸行の正しく起ると き、即ち此の位に於て、亦緣に至る」との言を指すものにして、これは佛法よりすれば勿論眞實であり、俗世間の理によりても謬りなしとの意なり。

【三三】此れも亦云云。衆賢の難なり。即ち作用の依れる法がなくして作用のあることが許されるならば、無法にして、而も作用を有する作者なる法ありと言ふ矛盾に陷るに非ずやと言ふなり。

【三四】燈至りて云云。本文闇至已燈滅に作る。今眞諦譯の倶舍論第七（大正藏二九・二

得するが如し。是くの如く應に知るべし、無明等の有に依りて行等の有を得し、無明等の生ずるが故に、行等の生ずることを得と。是の故に、總標は大義用あり。此れは總じて一切の有爲は、一として衆緣に從はずして、起る者なきことを顯示す。若し爾らば、何が故に、非情を釋すること有情に於けるが如く、先に標し後に釋するに非ざるや。非情は了し易し。但總じて標を藉る。情數は知り難きが故に、別釋を須ゆるなり。諸の緣起の數は、多く利根の爲めなり。是の故に應に標する所を皆な釋すべからず。又、有情は勝るが故に、應に廣く辯ずべし。外法は亦、內を以て因と爲すが故に。「若し爾らば何が故に、餘の契經の中にも亦、廣く外の緣起を辯ずる處あるや。種喩經等の如し。故に釋する所は然らず」と。是くの如きの師徒は、未だ賢善と爲さず。自師の勞思して造る所の論宗を、己が能を逞ふせんが爲めに、輕しく彈斥をなす。善說法者は理應に然るべからず。我れは此の中に於て、彼れが釋する所を詳かにするに、一切皆な自論と相違す。謂はく、彼れの論は經は皆な了義と說く。而して今の釋は此れ彼れの論宗に違す。具に標中の義を申べずと釋するが故に、彼れは便ち此れは非了義經と許す。故に此れは定んで彼の宗の經の義に非ず。

大德邏摩は、自師の釋に於て、心に忍許せず。復自ら釋して言はく、[三六]「若し十二支は、三際に依ると許せば、即ち略して三際の緣起を攝せんが爲めに、此れ有るに依りて彼れ有り、及び此れ生ずるが故に彼れ生ずと說く。若し然りと許さゞれば、即ち此の二句は、次の如く[三七]親傳の二因を顯示す。」此れも亦、然らず。且つ應に三際を攝せんが爲めに、此の二門を說くを詳辯すべし。是くの如きの二門の義は、同と爲んや、異とせんや。義若し同ならば、但一門を說くも、義に於ては已に周し。餘は便ち無用なり。又、後釋に違して、別に二因を顯はすは、此の二言に非ざれば、前と後と再說して、義旨をして或は同、或は異ならしむべし。若し後釋の如く兩義異ならば、三際を攝せんが爲め此の二言を說く。即ち此の二言は、各、應に重ねて說くべし。若し此れに異ならば、一切に遍き

〇七下）に燈至闇滅とあるに從ふ。

【三五】何が故に云云。此の段は緣起（此れ有るによりて彼れ有り）と緣已生（此れ生ずるが故に彼れ生ず）の二句を說ける理由に就いて論じたる處なり。

【三六】邏摩の說。倶舍論九・十九右に出づ。

【三七】親傳の二因。親因とは無明の無間に染汚の行生ずるが如く、或は無明は行の親因なるが如き直接の關係を意味し、傳因は無明より展轉して善の行生ずるが如く、或は無明は識等の傳因なるが如き間接の關係を意味するものなり。

に非ず。則ち標と釋と義、相符せず。謂はく、標中に於て攝せざる所の義を、釋の中に廣く辯ず。義豈、相應せんや。故に彼れは還標に違する釋の理を成ず。此れに由りて親傳は、皆な諸有支に於て重言すること無し。但標の一に隨ふと、後の廣釋とは、相應せざるが故に。若し此の二は遍く諸支に屬すと謂ひ、初め無明を緣と爲して行を生ず、或は親、或は傳、行等も亦、然なりと謂はゞ、此れは但、悕望にして、實理なし。後に是くの如く分別して說くことなきが故に。是れ則ち標と釋と還相符せず。

又、譬喩宗は過未無體なれば、如何が親傳の二因を立つべきや。且つ業は無間に能く異熟を生ずるに非ざるが故に、業を異熟に望むるも、親因は成ぜず。亦傳因にも非ず。傳の義無きが故に。業滅し已りて後に餘因あるに非ず。先業力に由りて、異熟果を招き、要ず先因滅し已りて、餘因の果を感ずる時、遠く先因力に由るを、方に傳因と名くるが故に。諸有の橫計なる舊隨界等は、因を思擇する中に、已に廣く遮破せり。設ひ彼の傳ありと許すも亦、遠近の二因を成ぜず。滅に異無きが故に。何に依りて彼れ遠、此れ近と說くや。曾有の說に據るも、理亦、成ぜず。隨一の有る時、隨一無きが故に。無法は傳と爲すと說く容きこと無きが故に。此れに由りて亦、當有に據る說を破す。現在は有りと雖も、未來は無なるが故に。所待なくして、傳ありと說くべきに非ず。是の故に定んで知る。譬喩論者は但誑惑を爲し、眞理の教に迷ひ、覺慧なき人の輙ち釋する所有るなり。三八 上座の徒黨の有るが釋す、「無因、常因を破せんが爲めなり」と。三九 有るは釋す、「因果の往と生を顯はさんが爲めなり」と。斯の二句を說くは、四〇 經主已に破せり。故に重ねて遣らず。

四一 上座は復言はく、「此れ有るに依りて彼れ有りとは、果の有るに依りて、因の滅すること有り。此れ生ずるが故に彼れ生ずとは、果の因なくして生ずるかと疑はんことを恐れてなり。是の故に、復言はく、因生ずるに由るが故に、果方に起ることを得るなり」と。無因と謂ふに非ず。

【三八】 上座の徒黨とは、光記（大正藏四一・一七一）によれば經部の異師なる尊者世鎧（Vasuvarman 曹とす）を指すとなし、寶記（大正藏四一・六〇三）には、單に經部の異釋となす。

【三九】 有るがとは、光記（大正藏四一・一七二）は上同學併とし、寶記（大正藏四一・六〇三）は經部異師とし、稱友によれば室利羅多なりと。

【四〇】 經主云云。倶舍論九・一九。

【四一】 上座は復云云。此處に言ふ上座を、光寶の兩師經部の室利羅多の說と爲してゐる。光記（大正・四一・一七二）寶記（大正・四一・六〇四）參照。室利羅多（Śrīlabdha）は勝受と譯され、西域記五には、室利邏多唐言勝受、於是製造經部毘婆沙論。とあり。

[四二]經主は難じて言はく「經の義、若し爾らば、應に是の說を作すべし。此れ有るに依りて、彼れ無を成ずと。又、應に先づ因生ずるが故に、果生ずと言ひ已りて、後に乃ち果有るに依りて、因は無を成ずと說くべし。是くの如き次第を、方に善說と名く。若し此れに異ならば、緣起を辯ぜんと欲するに、何の次第に依りてか、先づ因の滅を說かん。故に彼れの釋する所は、此の經の義に非ず」と。是くの如く、上座の凡を言ふ所あれば、親教の門人、及び同見の者も、尙ほ承信せず。況んや、聖教に隨ひ、正理に順ずる人、能く忍受すべけんや。東方の此れを貴ぶは、實に奇と謂はんかな。經主は何に緣りて、但彼の釋は、此の經の義に非ずと言ふや。我れ今、彼の上座の言ふ所は、全く義理なしと說く。諸有は、唯、前生を因と爲し、及び唯、現世のみ有體と說く論者なり。曾つて果有りて因方に滅すること有ること無し。果の有る時、因は已に無きを以ての故に。果の起る位に於て因の滅すること有るべし。故に因の滅する時、果は猶ほ未だ有らず。若し果有る位に、因方に滅すること有れば、因猶ほ有りて便ち刹那に壞すと許さん。又、果の有る時、因方に滅すと許せば、則ち因果倶時を成ずる過あり。果の有る時に因未だ無ならざるを以ての故に。果は[四三]爾の時に於ても亦、滅すること有るが故に。又、若し爾らば、應に果は因無くして生ずるの疑を致さゞるべし。倶に現に有るが故に。謂はく、果の有る位に、因方に滅すること有り。果は現に彼れに從ひ未だ因無くして生ぜず。如何が果は因無くして起ると疑ふこと有らんや。則ち應に復、因生ずるが故に果生ずと說くべからず。若し彼れ救ふて言はく「我が意は、果有る位に因方に滅すと說かず。我が意は、但言はく、要ず果の有る位に因方に滅すること有りと。是れは果の有る時に於て、因は方に有ること無きの義なり」と。設ひ是くの如きを許すも亦、應に疑ふべからず。謂はく、果の有る時、因は方に有に非ず。是れ則ち已に因は先に無に非ざるを顯はす。何ぞ復果の因無くして起ると疑ふ容きや。

【四二】 經主云云。倶舍論九・二〇右世親の難にして、これには二つを上げてゐる。一は前師が果有るに依りて因滅すること有るを顯はすとの解に對し、二は說き方の次第を難じてゐるものである。

【四三】 爾の時とは因の未だ無ならざる時、卽ち因の滅ぜざる時のことなり。

又。餘處に說かく「種等有るに依りて、芽等有るを得」と。此れは何の義有るや。若し卽ち彼の義有れば便ち自宗を失す。若し別に餘の義有れば、何に緣りて定んで。未來を有と名くるは、卽ち彼の義に非ずと許し、過去を有と名くるは卽ち彼の義と許すと執するや。又、無體の法は、應に有と說くべからず。涅槃を思ふ中、已に具に遮遣せり。又、果の未だ有らざるに應に有の名を立つべし。因の已に無なるに、乃ち有と名くるに由るが故に。此の義に由るが故に「此れ有るに依りて彼れ有り」の言は、義便ち不定なり。然るに爾りと許さず。是の故に應に知るべし、上座の言ふ所は、全く義理なしと。然るに彼の經主は、差別して遮して言はく、此の經の義に非ずと。有るが「此の石女の兒、極めて勇健に非ず」と說くに異ること無し。

又、經主は、自ら[四四]軌範の師の、二句を釋する義を述べて、己が仁孝を顯はせり。彼れ失ありと雖も、而も彰顯せず。師資の道理は固より應に然るべし。我れは彼の師に於て、承稟する所無し。設ひ彈斥を爲すも、大望を虧くこと無し。故に我れは此れに於て如實に非と顯はす。謂はく、彼の諸師は、釋すらく「此の二句は、因果の[四五]不斷と、及び生とを顯はさんが爲めなり。謂はく、無明斷ぜざるに依りて、諸行斷ぜず、卽ち無明生ずるに由るが故に、諸行生ずることを得、是くの如く、展轉して、皆な應に廣く說くべし」と。此の釋は然らず。經の義、若し爾らば、卽ち亦、應に說くべし、行に緣つて無明、亦、行の斷ぜざるに依りて、無明斷ぜずと。行と無明とは同對治なるを以ての故に。取の斷に非ざる位に而も說いて愛は猶ほ斷ぜずと言ふべし。同對治なるが故に。若し、此れは現行の斷に就いて說くと謂はゞ、則ち後の生の言は、應に無用を成ずべし。曾つて一の無明の現行して、而も生と名けざること有ること無し。何ぞ重ねて說くを須ひんや。故に知んぬ、經主の稟くる所の諸師は、諸法の相に於て、未だ明達と爲さず。

對法の諸師は、此の二句を釋して、諸有支の起るは、必ず二因に由る。倶生と前生と差別あるが

【四四】軌範の師とは、經部軌範師のことなり。（倶舍論九・一九左。）

【四五】不斷は前句、生は後句を表はす。

故に。或は但有體を以て因と爲す有り、或は有の差別を因と爲す有り。先に此の二種の因を標せんが爲めの故に、「此れ有るに依りて彼れ有り、及び此れ生ずるが故に彼れ生ず」と說く。後に此の二種の因を釋するが故に、說いて無明に緣りて行、乃至、生に緣りて老死と謂ふなり。或は此の二句は、義は別なしと雖も、而も緣起の支に、略して二種あり。謂はく、前と後との際の因果は同じからず。前際を異標するが故に、「此れ有るに依りて彼れ有り」と說き、後際を略標するが故に、「此れ生ずるが故に彼れ生ず」と說くなり。此の前際は定んで已有と現有とを說くに由りて、「此れ有るに依りて彼れ有り」と謂ふ。因果は次の如く、過と現に在るが故に。若し後際に於ては、定んで現生と當生を說く。「此れ生ずるが故に彼れ生ず」と謂ふ。因果は次の如く、現と未に在るが故に。前際中、果の有る義、已に圓なるが故に、說いて有と爲す。後際の中、果の有の義未だ滿たざるが故に、說いて生と爲す。果は正しく求むる所なるが故に、果に隨ひて說くなり。或は二諦に依りて、此の二言を釋す。二諦とは卽ち是れ世俗と勝義なり。多に依りて一を立つるを、世俗諦と名け、界體を安立するを、勝義諦と名く。前の諦は、世間に隨順する言說なり。後の諦は、賢聖に隨順する言說なり。世俗諦の法は、有を得するを生と名け、有を失するを滅と名く。勝義諦の法は、用の起を生と名け、用の息を滅と名く。有を得すと言ふは、謂はく、假の所依の衆緣和集して、一有を合立することなり。用の起と言ふは、謂はく、諸の實物の衆緣合する時、果を引くの用起る。[四六]唯現有論も亦、定んで應に是くの如き所說の二種の有の義を許すべし。若し此れを許さゞれば、應に契經を捨つべし。「此れ有るに依て彼れ有り」とは、是れ假の所依の有、假りに便ち有の義を得するなり。此の意は說く。假は是れ有にして生に非ず。卽ち所依の緣和合して立つるが故に。何に緣りて證知するや。契經に說くが如し。

卽ち衆分の假相を攬るを、　　說いて車と爲すが如く。

【四六】唯現有論。過未無體現在有體論のことを云ふ。

世俗の有情と說くは、　應に知るべし、諸蘊を攬るなり。

貪等の煩惱は、多く假を緣じて生じ、方に能く因と爲りて、後有の識を生ず。正理の說に依れば、必ず應に是くの如くなるべし。「此れ生ずるが故に彼れ生ず」とは、是れ實界の生に因りて實界の生を得するの義なり。此の意は說く。實の衆緣力の故に、作用を起さしむ。是れ生にして有に非ずと。何に緣りて證知するや。契經に說くが如し。『二因、二緣は能く正見を生ず』と。「此れ生ずるが故に」とは、過去、現在の諸緣の生の故にとなり。「彼れ生ず」と言ふは、未來の果生ずるとなり。未來に於ても亦、緣の義有りと雖も、分位に約するが故に、但已生を說く、或は「此れ有るに依りて彼れ有り」とは、是れ前生の因に依りて現生の果有るなり。有義は言はく、「此れ生ずるが故に彼れ生ず」とは、是れ現生の果の生の故に、後生の因の生ずる義なり。此の中の意は現生の生を顯はすが故に、餘の對治の後有を生ずる因を遮す。復現生の因の有に依りて、後生の果有ることを得る。後生の果の生に由るが故に、後後の因生ずるを得る。是くの如く、有の輪は旋環して始め無し。有餘師の釋す、「是くの如きの二言は、緣起に於て決定を知らせんが爲めの故なり。餘の處に說くが如し。『無明有るに依りて、諸行、有ることを得』と。無明を離れて、諸行有るべきに非ず。是くの如きの理に由りて、唯、四句あり。若し此れに異なれば、應に多句を成ずべし。謂はく、此れ有るに依りて彼れ有り、彼れ有るに非ず。及び此れ生ずるが故に彼れ生じ、彼れ生ぜず。是くの如くんば、便ち六句の差別を成ず。燈有るに依りて燈光有り、闇は有るに非ず、及び燈生ずるが故に、燈光生じ、闇生ぜざるが如し」と。此れは應に然るべからず。燈有りて闇滅するは、因果相應の理あること無きが故に。法有と我無は、定んで因果相應の理なきが故に。本、迷執なし。因果相應の理を顯はさんが爲めの故に、此の契經の諸句の差別を說かば、有と無とは因果の義有るに非ず。是くの如く標する所應に無用を成ずべし。後に別釋するが如く、前に應に總じて標すべし。後釋、既に無ならば、

前標は何の用ぞ。是の故に、應に前釋の如きを善と爲すべし。此の中、唯、因果の相を辨ずるが故なり。四句を過ぐと執ずるは、理應に然るべからず。謂はく、燈有るに依りて闇は有に非ず。燈有るに非ざるに依りて、闇便ち有りと。是の如く說く所は、因果の相に非ず。若し必ず爾らば、句は應に八を成ずべし。爾所の方を齊り能く圓く生滅を顯はすが故に。前の四句に由りて、圓く生を顯はし、後の四句に由りて、圓く滅を顯はす。「若し爾らば、句は別に但應に四を成ずべし。謂はく、『此れ有るに依りて彼れ有り、及び此れ無きに依りて彼れ無し』と。爾所にて便ち能く圓く義を顯はすが故に。」爾らず。唯、此れは、未だ生を說かざるが故に。已に有の言を說くは、意、唯、有を詮すのみ。故に此れ有るに依りて彼れ有りと說き、未だ此れ生ずるが故に彼れ生ずとは說かず。諸有の法は、必ず生有るに非ざるが故に。本、無にして今有ること、前に已に數遮せるが故に、言ふ所の如きは、定んで義無しと爲す。若し說いて勝義空經に在りと謂はゞ、餘の義門に因りて、我れ當に會釋すべし。

第二節　十二支の體

第一項　無　明

四七 前に三際に十二支を立つるを說けり。謂はく、「無明、行、乃至、廣說。」此の中、何の法を名けて無明と爲すや、乃至、何の法を名けて老死と爲すや。頌に曰はく、

宿惑の位は無明なり。　宿の諸業を行と名く。
識は正しく生を結ぶ蘊なり。　六處の前は名色なり。
眼等の根を生ずるより、　三の和する前は六處なり。
三受の因の異に於て、　未だ了知せざるを觸と名く。

【四七】此の段は、十二支の體に就いて述ぶ。

婬愛の前に在るは受なり。　資具と婬とを貪ぼるは愛なり。
諸の境界を得んが爲めに、　遍ねく馳求するを取と名く。
有は謂はく正しく能く、　當有の果を牽く業を造る。
當有を結ぶを生と名く。　當の受に至るまでは老死なり。

論じて曰はく、[四八]宿生の中に於ける諸の煩惱の位より、今の果の熟するに至るまでを、總じて無明と謂ふ。何が故に無明の聲は、總じて煩惱を說くや。後有を牽く行の與に定んで因と爲るが故なり、業は惑に由りて發り、能く後有を牽く。惑無くして業有るは、後有無きが故に、後有を牽くに非ず。諸行生ずる時、貪等中に於て皆な作用有り。彼の行の起る位は、定んで無明に賴る。故に無明の聲は、總じて煩惱を說く。「若し爾らば、何が故に、唯、前生の惑のみを總じて無明と謂ひ、此の生は爾らざるや。」唯、前生の惑のみ、無明に似るが故に。貪等の煩惱の未だ果を得ざる時は、勢力斷くること無し。說いて明利と爲す。若し果を得已れば、取と用と斷けて、明利と名けず。無明の勢力は、設ひ未だ斷損せざるも亦、明利に非ず。彼れの現行する時亦、知り難きが故に。前生の諸の惑は、今生に至りて已に果を得るが故に、勢力斷損し、其の相明ならず。無明品に似るが故に、唯、前世の惑のみ無明の聲を說くべし。行の中に於て亦、應に此れと同じく說くべきに非ず。假りに名想を立つるは、唯、同類に於てのみなるが故に。然るに[四九]經主は說かく、[五〇]彼れと無明と倶時に行ずるが故に。無明の力に由りて、彼れ現行するが故に。王行くと說くとき、導從無きに非ざれども、[五一]王の但、勝るが故に、總じて王行くと謂ふが如し」と。未だ此の中、倶時に行くの義を了せず。諸の煩惱、無明に隨從すと爲んや、無明煩惱に隨從すと說くと爲んや。若し前の義を取れば、理は必ず然らず。餘の惑相應の無明は劣なるが故に、勝の劣に隨從するの理は、必ず成ぜず。若し後の義を取れば、應に無明の體は、彼れに從ふて名を爲すべし。彼れに隨從するが故に。此れに隨

【四八】宿生云云。過去世に就いて煩惱の起れる時の五蘊を無明の體とし、その無明煩惱の力によりて現在の五果の熟するまでを緣じて無明と言ふ、

【四九】經主云云。倶舍論九・一〇左。

【五〇】彼れとは、有漏の五蘊を言ふなり。卽ち五蘊を離れて別に無明なきも、無明を離れて五蘊集合あることを得ずとなり。

【五一】本文並に倶舍九・十一右倶に作る。但可なるべし

從せざるものを、此れに從ふて名と爲すべきに非ず。若し、此彼は互に相ひ隨從すと謂はば、差別なきが故に、決定因に非ず。而も偏に名を立つ。豈に喜を生ぜしめんや。又、無明の力に由りて、彼れは現行するが故にとは、能轉の無明に約して說くと爲んや、隨轉の無明に約して說くと爲んや。是くの如きの二途は、並に皆な理に非ず。無明も亦、貪等に隨つて轉ずるが故に。餘と相應せば、自在に非ざるが故に。不自在に非ざるを、力強しと說くべし。但(ただ)應に無明は貪等の力に由りて起ると說くべし。彼の相應品に於て、貪等の力强きが故に。導從は王に勝ると說くべからざるが如し。如何が、貪等は無明の力に由りて起ると說かんや。是の故に、二因は皆な證する力無し。唯、前に說く所、其の理を勝ると爲す。

第二項　行

宿生の中に於て、[五二]福等の業の位より、今の果の熟するに至るまで、總じて行の名を立つ。[五三]初句の位の言は、流れて老死に至る。福等の諸業は、[五四]經主の意に隨つて、業を辨ずる品中、當に廣く思擇すべし。此の中應に辨ずべし。何に緣りて、宿生の是くの如きの類の業のみ、獨り名けて行と爲すや。名は義に隨ふが故なり。其の義とは云何ん。謂はく、衆緣和合に依りて已に起る。或は展轉力和合し已りて生ず。又、能く緣と爲り已りて、果をして和合せしむ。或は此れは和合し已りて、能く果の緣と爲る、是れを行の名の隨ふ所の實義と謂ふ。宿生の中の業の果の今熟する者の行相、圓滿なれば獨り行の名を立つ。此れに由りて、已に當生の果の業を遮す。彼の業の果は、仍(なほ)、未だ熟せざるを以ての故に、相未だ圓滿ならず。行の名を立てず。「豈に一切は已に自の果を與へずや。異熟因の體は、皆な此の相を具す、則ち應に一切は皆な行の名を立つべし。」此の體は是れ何ぞ。謂はく、諸の非業、及び業の[五五]前生に已に果を得る者なり。此の理有りと雖も、而も勝に就いて說く。業は異熟因と爲りて、果を牽くこと最勝なるが故に。現在の果を生ずる業は、麁顯にして知り

【五二】福業等云云。行の分別にして、前世に於ける煩惱を因としての業、卽ち善、不善等の行爲を起したる位より、現在の五果の熟するに到るまでの五蘊を總じて行と名くるなり。

【五三】初句の云云。頌文の初句に「宿惑の位は無明なり」とある、その位と言ふ語は、十二支全體につくと言ふ義である。

【五四】經主云云。俱舍論十五・十二右、正理四〇（大正二九・五六八）。

【五五】前生に已に得たる果とは、過去に招ける身業を謂ふなり。

易し。故に此れに因りて、能く過去の果を生ずる業を信知す。是の故に、唯、此のみ獨り行の名を立つるなり。[五六]一切の因、已に與果する者を、總じて應に行と名くべしと雖も、然も此れは唯、能く後有を招く諸の異熟因を說く。故に行の名の、不遍相の失なし。是の故に、唯、宿生の中に、此の生を感ずる業を、獨り名けて行と爲すことを成就す。

第三項　識

母胎等に於て、正しく結生する時の[五七]一刹那の位の五蘊を識と名く。此の刹那の中、識、最も勝るが故に。此は、唯、意識なり。此の位の中に於て、五識は生緣猶ほ未だ具せざるが故に。識とは是れ何の義なるや。謂はく、能了者なり。前に識蘊の性を思擇する中に於て、餘師の假りに了者を說くことを述せり。今、上座の執する所を遮遣せんが爲めに自の立つる所を顯はす。應に復尋思すべし。

彼の上座は言はく、「契經の中に、『識とは是れ了者なり』と說くは、此れは勝義に非ず。是れ世俗の說なり。若し是れ了者、是れ識なれば、亦、應に說いて非識と爲すべし。謂はく、若し能了を說いて名けて識と爲さば、能了せざる時は、應に非識を成ずべし。應に非識に識の名を立つべきに非ず」と。上座は此の中、何の位の識を說いて、能了せずと爲すや。若し未生と已滅との位の識と說けば、便ち空花に似たり。彼れの宗とする所に非ず。此の位に識あらば、如何が、「若し是れ了者、是れ識ならば、亦、應に說いて非識と爲すべし」と說くべけんや。亦、現在時に於て、具に能了、不能了の識ありと說くべからず。現在の識は、必ず境を了するを以ての故に。更に第四の識の位は得べきこと無し。如何ぞ能了せざる時は、應に非識を成ずべしと說くべきや。

又、彼の所宗は、非識を識と說き、識を非識と說く。法として非識を說いて識と爲すこと無きが故に。現在の是れ了なるを不了と說くが故に。而も上座の言はく、應に非識に識の名を立つべから

【五六】一切の因とは六因を言ふ、此の文の意は、異熟因を獨り立つるが爲めに、他の五因の已に與果する者を簡ぶなり。

【五七】一刹那の位の五蘊云云。此の刹那の五蘊の中、識最も勝るが故に、假りに識支と名くるものなり、然れども之れは唯、意識のみにして、此の位には尙前五識なし。

ずとは、翻じて自らの答を成ず。諸の去來の實有識を說く者は、不了の位に便ち非識を成ずるに非ず。定んで是れ能了なり。識の性類なるが故に。今、此の義の中、了位を方に名けて識と爲すとは言はず。但是の說を作す、衆緣の合する時、唯、識は能く了すと。是くの如く應に說くべし。餘の例は應に知るべし。世の工師の瓶等を作らざるも亦、彼の匠と名くるが如し。若し彼の緣に遇へば、唯、要ず取像して方に名けて想と爲すに非ず。要ず觀察して方に名けて慧と爲すに非ず。此れは能く瓶等の物を造るが故なり。若し作者の體、實に都て無なりと謂はゞ、則ち亦、應に能了等の用も無かるべし。若し亦、能了等の用無しと謂はゞ、應に識等の功能の差別も無かるべし。此れ若し亦、無なれば、何ぞ識等あらん。識等無なれば、便ち空花に濫す。聖教に識は、非了者と說くこと無し。然も我は是れ了者なりとの計を遮せんが爲めの故に、世尊は、[五八]頗勒具那に告げたまはく、『我れは終に能了者ありと說かず』と。此の不說の言は、不顯の義を表はすなり。意は自在にして、緣無く、他に依らずして成せざ我を、了者と爲すこと有るを遮せんが爲めの故なり。彼の經に說く、『設し有るが來たりて問ふ。識は是れ何の緣なるや、乃至、廣說、此れは了者は何の與に緣と爲るかを問ふなり、若し此の經の中、是くの如きの義を問はゞ、何ぞ正しく彼れの與めに緣と爲るを說かず、但、「若し此の問を得れば、我れは當に是くの如きの答を作すべし。乃至、卽ち當來の後有の生の作起なり」と言ふや。我有りて是れ了者なりとの計を遮せんが爲めなり。故に正しく識は是れ彼れの緣なりと說かず。若し是の說を作し、識は是れ彼れの緣なりとせば、便ち世尊は我を說いて識と名くと謂ふ。故に先づ識體は是れ生なるを顯示し、後に方に生は必ず有に緣ると說く。故に次に後に問ふ。『有は是れ何の緣なるや。』復、答ひて言はく、『乃至、卽ち當來の生有なり』と。此の經は、前は現の因と爲ると說かず。但、現因は能く當有を生ずと說く。但後を顯はして、前を准知するに由るが故に。廣く後果の差別を顯さず、但だ前果を顯はして、

【五八】頗勒具那。Maulya-phalguna, Moliya-phagguna. 佛弟子なり。この經は本書の卷の第三（毘曇部二十七・五十五頁）に既に引用せらる。この語、雜阿含十五（大正二・一〇二中）に出づ、S. 12. 11 これに當る。法蘊足論十二（大正二六・五一二下）引用。

後は准知すべきが如し。何が故に世尊は、生を擧げて識を顯はすや。識と生とは、同一の相なることを顯はすが故に。同一の相なるに由りて、「有に緣りて生」と說き、卽ち已に行に緣りて識の義を顯成す。故に別に識の從緣する所を說かず。若し爾らば、識食は何に緣ると問ふが如し。此の問に答ふる中、如何が過なきや。何に緣りてと問ふは、從緣する所を問ひ、及び緣と爲るを問ふなり。雙の答は失なし。亦、觸は復何に緣ると問ふこと有るが如し。此の問に答へて、六處に緣りて觸、觸は復受に緣たりと言ふ。若し此れ偏に向ふなれば、應に雙べて答ふべからず。若し偏に問うて、雙べて答ふれば、應に問異にして、答異なるべし。是の故に問ふ所の「識食は何に緣るか」と、觸を問ふとは同じ。雙べて答ふるも過ち無し。故に先に識が餘の與に緣と爲るを說き、後に餘を以て緣と爲して識を生ずるを說くなり。

此の中、亦、生に緣つて老死、有を緣と爲して生と說く。識と生と、行支と有とは、俱に異體なきを顯はす。故に過あること無し。或は復此の中、亦、正しく識は能く緣の體と爲ると說く。乃至と言ふが故に。乃至の聲は、分限の義を表はすを以てなり。此の中の意の說かく、「乃至、卽ち當來の後有の生の所起は、此の識を緣と爲すなり」と。若し爾らば、還つて他の疑を生ずる失を成ぜん。爾らず。當に從緣の生を說くべきが故に。後に當に說くべきが如し、此れは有に緣ると。謂はく次に後に問ふ。「有は是れ何の緣なるや。」復答ひて言はく、「乃至、卽ち當來の生の有なり。」有の聲は、卽ち識の緣とする所の行を表はす。何が故に、此の中、唯、行と識とは、但乃至の分齊の聲を以て、顯はすや。此の意は、能く後有を引き、能く後有を結ぶは俱に一刹那なることを顯示するなり。故に此の經は識を能了者と爲すを遮せず。但我を了者と爲す計を遮せんが爲めなり。如何が然るを知るや。餘の經の中に說かく、『云何が識と名く。謂はく、能了者なり』と。又、佛世尊は、別の作者を遮す。故に知んぬ、作者は一切無きに非ず。如何が、世尊は別の作者を遮するや。世尊の說くが

如し。『[59]業あり、異熟あり。作者は得べからず。謂はく、能く此の蘊を捨し、及び能く餘蘊を續く。唯、[60]法假を除く』と。此れは既に、唯、差別の作者を遮するなり。故に餘の作者は、應に無に非ずと許すべし。因果相續の諸行は、卽ち是れ作者なるを顯さんが爲めなり。故に復說いて言はく、『此れ有るに依りて彼れ有り、此れ生ずるが故に彼れ生ず』と、有るが難じて、「一の[61]天授の能く環釧を造るに、未だ造らざるも、造り已りたるも、及び正しく造る時も、體は、唯、是れ一なるが如く、識も亦、應に爾るべし。倶に作者なるが故に」と言ふと雖も、此れも亦、然らず。天授の前と後との體は、實に一に非ず、妄りに一と謂ふなり。故に一の天授は、其の體、是れ常なること無し。實に前後、念念に各異なると雖も、然も諸行の前後相似し、微細なる差別に由つて其の相、知り難きが故に、諸の愚夫は、妄りに謂うて一と爲す。[62]祠授の行相の天授に同じきも、別を知らざる者は天授の行と謂ふが如し。故に彼の難の中には同法喩なし。故に經に識は、是れ了者なりと說く言は、但勝義に依り、世俗に約するに非ず。而も上座の「此れは勝義に非ず。是れは世俗の說なり」と言ふは定んで理に非ずと爲す。

[63]行と名色と二に緣る識とは、何の別ぞ。此の三に緣る識は、何處に說くや。「行に緣つて識」とは、[64]契經の中に、『行に緣つて識』と說くが如し。名色に緣つて識とは、[65]大緣起經に、『佛の告げたまはく、阿難陀よ、識は名色に依らずして、住することを得ると爲すや、いなや。いななり。世尊よ』と。二に緣つて識とは、[66]契經に『二に緣りて識を生ず』と說くが如し。其の二とは何ぞ。謂はく、眼と色と、乃至、意と法となり。行と名色に緣る識なくして[67]二有るに非ず。二に緣る識は、行と名色に非ず。謂はく、唯、結生の識を、行を緣と爲すと說くなり。此れは行の勢力に由りて、生を牽引するが故なり。此の結生の識は、唯、一刹那なり。卽ち此れも亦、名色に緣る識と名く。名色に依りて、增長することを得るに由るが故なり。又、亦、此れを說いて二に緣る識と名くと。意と

【五九】雜阿含十三(大正二・九二下)倶舍論九・八右引用。下正理二八には勝義空經として再び引用す。
【六〇】法假。(Dharmas·mketa) 法としてかくの如く定め認められたることにて、因果の連鎖の不斷なることを云ふ。雜阿含十三に俗數法と譯せり。
【六一】天授。Devadatta 音寫せば提波達多なり。下の祠授と共に印度にありふれたる名を出したるなり。
【六二】祠授。Yajñadatta. 上の天授と同じく、印度にありふれたる名を出したるものなり。祠授の仕事の仕方が天授のそれと同じき場合、その別を知らざるものは、天授の仕事と觀るとの意味なり。
【六三】行に緣る識、名色に緣る識、二に緣る識との三なり。
【六四】十二緣起の說明をなす經典は大概この語を有す。
【六五】大緣起經云云。中阿含九十七經(大正一・五七九下)
【六六】雜阿含經八(大正二・五四上)。
【六七】二とは眼と色、乃至意と法となり。

法を緣と爲して生を得るが故に。六處等の位は、唯、二に緣る識なり。

「豈　名色、及び二を緣とする識も亦、行を緣と爲すにあらずや。一切の前生の業の異熟識、或は所餘の識は、皆な行を緣と爲して生ずることを得るが故なり。」是の理ありと雖も、然も識の生ずる中、但勝因を說いて、緣と爲すを以ての故に。眼識を生ずるには、亦、空等に緣るも、而も但、說いて二に緣りて識を生ずと言ふが如し。謂はく、續生位に意識の生ずる時、行を勝因と爲して、方に生起することを得。先業の力に由りて、引いて此の位に至るが故に、但此れを行を以て緣と爲すと說くなり。若し餘の位に至りては、則ち名色等も亦、識の與めに勝生緣と爲ることを得るなり。「豈、續生の最初位の識も亦、中有を以て勝生緣と爲さずや。」此の難は然らず。中有を離れても此の續生の識は、亦、生ずることを得るを見るが故に。餘位の識は、名色等を離れても亦、生ずることを得ること有るに非ず。是の故に、唯、初めの結生位に、行に緣つて識と說くなり。

有餘師の說かく、「行に緣つて識とは、謂はく、初めて取る時なり。名色に緣つて識とは、謂はく、取り已りて守護する時なり。二に緣つて識とは、謂はく、護り已りて增長する時なり」と。

或は有るが說いて言はく、「行に緣つて識とは、宿業を顯示するなり。名色に緣つて識とは、次第を顯示するなり。二に緣つて識とは、所依の境を顯示するなり」と。

復、有る說者は、言はく、「行に緣る識とは、一門轉を顯はすなり。名色に緣つて識とは、二門轉を顯はすなり。彼の位の識も亦、身根門に依りて轉ずるが故に。二に緣つて識と言ふは、六門轉を顯はす」と。是くの如き等の類、多くの差別あり。

又、薄伽梵は、二種の識は、名色の緣と爲ると說く。謂はく、結生の時の識と、及び本有の時の識なり。故に世尊、[六八]阿難陀に告げて言はく、『識、若し母胎の中に入らざれば、此の名色羯剌藍を成ずるや、いなや。いななり、世尊よ。乃至、廣說。』[六九]世尊、復阿難陀に告げて言はく、『識は母胎

【六八】中阿含九七大因經（大正一・五七九下）
【六九】同上。

に入り、復還つて名色を捨離し、後の名色を生ずることを得るや、いなや。いななり。世尊よ。乃至、廣說。』此の中の義は、若し識、母胎の中に入りて生ぜざれば、此の識と俱生の所有の名色は、應に羯刺藍の位の名色の與めに因と爲ること能はざるべし。設ひ已に母胎の中に入在して生ずるも若し凝緣に遇ひて、斷絕せば、羯刺藍の位の所有の名色は、則ち羯刺藍の後の所有の色名を順生せず。是れ名色の支の成就せざる義なり。世尊は、復〔七〇〕阿難陀に告げて言はく『識、嬰孩、或は童子の位に在りて、便ち斷壞せば、名色は必ず增長廣大すること無し』と。應に生有の刹那の無間に名色の位の生じたるを、嬰孩、及び童子の位と名くべからざるが故に、此に言ふ識は、本有に在る時なり。此等の識の言は、既に差別なし。何の位の識を取りて、名色の緣と爲すや。此の疑を釋せんが爲めの故に、頌の中に說かく。「識は正しく生を結ぶ蘊なり」と。行を以て緣と爲すが故なり、初位の識は、能く俱起と、及び無間生の名色の與めに緣と爲ると雖も、而も此れは能く俱起の名色の、緣と爲る義を取らず。此の中に於ては、但分位に約して緣起を辨ずるに由るが故に、結生の刹那の識、及び助伴を、總じて名けて識と爲すなり。

〔七〇〕中阿含九七大因經（大正一・五七九下）

卷の第二十六

〔辯緣起品第三の六〕

第四項　名色

結生の識の後と、六處の生ずる前との、中間の諸位を總じて[一]名色と稱す。「豈已生の身、意の二處は、應に此れ四處の生ずる前に在りと言ふべからずや。」[二]大德邏摩は、自意を率ひて釋す。「名色を度し已りて、方に處の名を立つ。意の體は、恒なりと雖も、意處に非ざる有り。要ず是れ觸處にして、方に處の名を得。滅盡定の中、意處壞せず。斯れに由りて亦、意識生ずること有りと許す。然も餘の緣を闕くが故に、觸あること無し。是の故に識と名色との位の中の身意の二根は、處と名くることを得べきに非ず。故に名色は六處の前に在り、名色を緣と爲して、六處を生ずと說くなり」と。此れは、唯、意を率ひて妄りに虛言を設くるなり。都て正理、及び正教なきが故に。謂はく、理敎の以て證成すべき無し。意と法とを緣と爲して、意識を生ず。中に於て亦、三和と名けざる有り。或は三和にして、而も觸あること無き有り」と。若し此の位に劣の三和有りと謂はゞ、觸も亦、應に然るべし。寧んぞ全く有に非ざらんや。彼の宗は、觸は卽ち三和と許すが故に。又、彼れも亦、處ありて觸なきを許す。彼れ自ら滅盡定の中、意處は壞せずして、而も觸あること無しと說くに由る。旣に爾なり、識、名色の位の中に於て、何の法か心を壞して、意處に非ざらしめんや。又、彼れの執は根、境、識の三を離れて、何の別緣ありて、親しく能く觸を生ずるや、而も闕くと言ふが故に、識有りて觸無し。佛世尊は、曾つて此の說有るに非ず。但童豎の自室の戲言の如し。又、名色は觸の緣と爲ると說くが故に。[三]「慶喜に告ぐるが如し。『若し有るが問うて言はく、觸に緣ありや。應に答へて有りと言ふべし。彼れ若し復問ふ、此の觸は何に緣るやと。應に正しく答へて言ふべし。

【一】名色とは、此處に於ては、胎中の五位の前四位を總じて名くるものなり。

【二】大德邏摩 Rāma。正理二三（大正二九・四七〇下）同二五（大正二九・四八二中）、同二六（大正二九・四八五下）、同二八（大正二九・五〇〇中）、同二九（大正二九・五〇〇中）、同二九（大正二九・五〇四上）、同三十三（大正二九、五三三上）等にこの師の說出づ。

【三】中阿含經九七大因經（大正一・五七九下）

所謂る名色なり』と。既に爾なり、豈、六處の生ずる前に、名色あるが故に、必ず應に觸あるべからざらんや。是れ則ち時として意にして、意處に非ざるなし。若し、是くの如き、觸を生ずる名色は、六處の前の名色の支の位に非ず。世尊の阿難陀に告げて言ふが如し『[四]識が嬰孩、及び童子位に在りて、便ち斷壞せば、名色は必ず增長廣大すること無し』と。是くの如き名色は、豈、六處の前ならんや。故に今、「觸の緣なるは、卽ち彼の名色なり」とは、此の救も亦、理に非ず。識を緣と爲すと說くが故に。謂はく、能く緣と爲りて觸を生ずる名色を、世尊は、卽ち彼の結生の識を緣と爲すと說くなり。[五]契經に言ふが如し『識、若し母胎の中に入らざれば、此の名色は、羯剌藍を成ずるや、いなや。いななり。世尊よ。乃至、廣說。』次に名色が觸の與めに緣と爲るを說く。此の位の中、卽ち嬰孩等と爲すと說くことを得べきに非ざるが故に、救を成ぜず。今、此の位の中、已に何の色ありて、緣と爲りて觸を生じ、而して此の位に、名色を緣と爲して、觸を生ずと言ふや。有るが說かく、「此の位は、唯、名、觸を生ず。位に約して、總じて名色を緣と爲すと說く」と。有るが言はく、「此れは名色の滿位に約す。身觸を緣と爲して、能く身識を生ずるが故に、名色は觸の與めに緣と爲ると說くなり」と。今、謂はく、此の中名色に緣つて觸とは、位に就きて總じて說くなり。二緣を具すと言ふは、若し別に緣を說けば、或は名、或は二、或は卽ち六處を緣と爲して觸を生ずるが故に、名色は觸の與めに緣と爲ると說くなり。然も名色の位に、觸あること無きに非ず。此の中に、意識ありと許すを以ての故に。曾つて根境等を離れて、別に觸の緣ありと說く處なし。而も此の中、識ありて觸なしと說くは、言有りて理無し。又、彼の所說の「意の體は恒なりと雖も、意處に非ざる有り」とは、此れ何を表はす所ぞ。若し是れ處の體にして、而も施設せざれば、此れ何の所以ぞ。竟に因を說かず。又、觸處にして方に處の名を立つと言ふ。是れ處の體を許す。此の言便ち壞す。若し處の體に非ざれば、卽ち契經に違す『一切法とは、謂はく十二處なり』と。然るに佛

【四】前出。

【五】前出。

世尊は、處處に、十二處を離れて別に法有ること無しと顯示す。亦、諸法の中に於て、處の體に非ずして、而も處の攝する所のもの有りと說くべからず。一の極微は、觸を生ずること能はずと雖も、而も現在の、唯一の極微も、五識身の所依緣に非ざる者なし。亦、是れ處の體なり。彼の相を得るが故に。是の故に所說の「意の體は、恒なりと雖も、意處に非ざる有り」とは、理に應ずる說に非ず。若し爾らば、何が故に、是の言を作さゞるや、[六]四處の生ずる前を、說いて名色と爲すと。識と名色の位には用は減劣なるが故に。謂はく、二位の中、諸の內處の體の用は猶ほ減劣にして、處の名を立てず。若し此の位の中、處の用圓勝なれば、卽ち此の位に於て、處の名を立つべし。或は位同じからず。體に異あるが故に。謂はく、六處の位の得る所の意身は、用勝れ、體圓なり。[七]前の得る所に非ず。是くの如く、六處は、名色を緣と爲すが故に、名色に緣りて六處を生ずと說くなり。或は此の位に、方に全分の現行を得るが故に。謂はく、要ず支の開く位に、方に男女の根を得。爾の時、諸の識身、乃ち皆な現起すべし。故に身意の處は、六處の位の中、體用現行し、方に全分を得るなり。斯れに由るが故に、六處の生ずる前を、是れを名色の位と說く。此の說を善と爲す。餘の廣く此の名色の支を分別するは、此の後の文に於て、當に更に顯示すべし。卽ち此の名色を緣と爲して、生ずる所の眼等の根を具して、未だ三和合せざる中間の諸蘊を、說いて六處と名く。謂はく、名色の後、六處已に生じて、乃至、根境識未だ具に和合せざる位に、下、中、上品次第に漸增す。此の位の中に於て、總じて六處と名く。

「豈、此の位に於ては諸識生ぜず、而も三未だ具に和合せずと說くことを得んや。且つ、一位として意識の生ぜざること無し。名色の位の中、身識も亦、起る。況んや六處の位、三和なしと言はんや。所餘の識身も亦、起ることを得べし。然るに恒勝に非ざるが故に、未だ三和の名を立てず。此の位の中に於て、唯、六處勝るが故に。六處に約して以て位の別を標するなり。「旣に六處は名色に緣り

【六】四處とは、意と身とを除ける餘の四處なり。

【七】前とは名色に於て得するを言ふ。

て生ずと許す。一念の名色の後に卽ち應に六處を立つべし。一念の識の後に卽ち名色の支を立つるが如し」と。此の責は然らず。六處は、要ず名色の成熟を待ちて、方に生ずることを得るが故に。何の法を說いて、名色の成熟と爲すや。別に法あること無し。然も名色の位の下、中品の時は、未だ能く緣と爲りて、六處を引生せず、要ず增上位に、方に能く緣と爲りて、六處を引生するを、卽ち成熟と名く。要ず名色の熟するを待ちて、六處方に生ずるなり。因種轉變して、芽方に起るを待るが如し。或は名色を離れて、六處の生を得べきに非ず。要ず雲に依りて、方に降雨を得るが如し。「若し爾らば、六處は、名色より生ずるに非ず。如何んが說いて「名色に緣つて六處」と言ふべけんや。」諸の緣と爲るは、助能あるを謂ふ。未だ必ずしも親しく生じて、方に緣の義を成ずるにあらず。果は引業の牽く所と爲ると雖も、滿業若し無くんば、果は終に起らざるが如し。是くの如く、六處は、業の招く所と雖も、名色の緣なくんば、必ず起る義なし。卽ち先の行業の招く所の六處は、要ず名色の緣助に由つて乃ち生ず、同一の相續の勢力の引くところなるが故に。名色を緣と爲して亦、色等を生ずと雖も、而も卽ち初念の識は、滋潤の生ずる所なるが故に、彼れを名色に緣つて起ると說かず。又、彼の色等は、情、非情に通ず。今、此れは有情緣起を明すが故に、唯、名色を緣と爲して六處を生ずと說く。或は先に已に識に緣つて名色と辨ぜり。卽ち已に總じて緣生の色等を說けり。今、名色の、後の色等と前と、更に何の殊る義用の得べき有りて、而も彼れ名色より生ずと說くことを須へんや。故に、本文の所說の如く、失なし。

　此の中、上座は、眼等をして、唯、世俗の和合の用のみ有らしめんと欲するが故に、是くの如きの說を作す。「眼等の五根は、唯、世俗有なり、乃至、廣說。」是くの如きの所欲は、理に於て宜しきに匪ず。彼れを救療する方、初品に說くが如し。少しく差別あり。今、應に更に辨ずべし。謂はく、上座の言はく、「五根の發す所の識は、唯、世俗の有を緣ず。分別なきが故に。猶し明鏡の衆色の像

を照すが如し。卽ち此の理に由りて、識は依に任ぜず。佛世尊の言ふが如し『智に依りて識に依らざれ』と。意識は通じて世俗と勝義を緣するが故に、體は有依、及び非依を兼ぬ」と。此れも亦然らず。智は應に同じかるべきが故に。若し眼等の識は世俗を緣ずるが故に、分別なきが故に、依に任ぜずとは、智も亦、應に爾るべし。豈、唯、依の性ならんや。謂はく、彼れは、智は是れ思の差別と說く。五根門に依りても亦、智の起ること有り。彼れは世俗を緣じて、分別なきが故に、亦應に識と同じく依と爲すに任ぜざるべし。若し智の生は、勝義を緣ずる有り、及び分別有りと謂はゞ、識も亦、應に然るべし。謂はく、意識有りて能く勝義を緣じ、分別有るが故に、亦、依と爲るに任ず。若し智は、唯、意に由りて引起せられなば、亦、應に唯、智は是れ依と說くべからず。意識は通じて二を緣ずと許すを以ての故に。及び體は依と非依を兼ぬと許すが故に。此れに由りて意識の如く、智も亦、非依に通ず、意識も應に智の如く亦、依に任ずる者あるべし。又、無漏智も亦、應に非依たるべし。多法に於て、一行轉なるを以ての故に。分別なきが故に。上座の意は許す、「是くの如きの法智は、勝義を緣ぜず」と。故に卽ち此に於て、是くの如きの言を說く、「多分の有情の起す所の諸智は、多法の上に於て、一相の智生ず。謂はく、多法に於て、一の合相を取るなり。此の智は、勝義を緣じて起ることを成じ難し」と。若し此の智は、多法を緣じて生ずと雖も、而も諸法に於て、一の合相を取らずと謂はゞ、眼等の諸識も應に亦、然りと許すべし。謂はく、彼れは多法を緣じ、境と爲して起ると雖も、分別なきが故に、一の合相を取らず。是くの如く應に五識は、唯、依にして、意識は依、非依の性に貫通すと許すべし。有るは一の合相を取り、有るは勝義を緣ずるが故に。曾つて意識は是れ依と說く處なし。上座は、或る時は依の性と爲ると說く。是れ則ち上座は、經の義の中に於て、進退躊躇し、定んで顯はすこと能はざるなり。設ひ復定んで顯はすも、便ち理敎に違す。故に上座の意は、依と爲るに任ぜず。餘處に別に當に此の經の義を辯ずべし。文

の煩重なるを恐るゝが故に、應に且らく止むべし。但應に此れが正しく明す所を思擇すべし。上座は此の中、廣く方便を爲して、無境識を立つ。此れは第五の隨眠品の中に於て、當に廣く遮遣すべし。應に知るべし、是くの如く六處を辯ずる中、亦、遍く彼の諸の妄計を摧くべし。

第六節　觸

薄伽梵の說かく、『根境識の三の具に和合する時を、說いて名けて[八]觸と爲す』と。謂はく、未だ三受の因の異を了する能はず、但三和を具する彼の位を觸と名く。觸の差別の義は、後に當に廣く辯ずべし。

第七節　受

已に[九]三受の因の差別の相を了するも、未だ婬貪を起さゞる此の位を受と名く。謂はく、已に能く苦樂等の緣を了するも、婬愛の未だ行ぜざるを說いて受の位と名く。受の差別の義は、後に當に廣く辯ずべし。

第八節　愛

妙なる資具を貪りて、婬愛現行すれども、未だ廣く追求せざる此の位を[一〇]愛と名く。妙なる資具とは、謂はく、妙なる資財なり。此れを貪ぼり及び婬するを、總じて名けて愛と爲す。廣く愛の義を辯ずるは、隨眠品の如し。上座は、此に於て、復是の說を作す。『受を愛に望むるに、生因と作るに非ず』と。若し爾らば、如何が受に緣つて愛と說くや。『受を境と爲すが故に、愛の緣と爲すと說くなり。謂はく、諸の愛の生ずるは、受を緣じて境と爲すが故に。契經に說かく、『若し有るが受に

【八】觸は、根境識の三の和合して生ずる感覺にして、三世兩重の場合に於ける觸は、生後二三年間の、たゞ單純なる感覺的な感情のみありて、未だ苦樂の原因を辨別し得ざる位なり。

【九】三受とは、苦、樂、捨の三にして、四五歲から十四五歲までを云ふ。

【一〇】愛は十六七歲已去の位を言ふ。

於て、如實に是の集と沒と味と過患と出離と知らず。彼の受に於て喜ぶを、即ち名けて取と爲す』と。云何が此れを知るや。契經の中に說かく、『愛は受に緣りて生ず』と。」豈言ふ所、彼れは受に於て憙ぶとは、即ち是れ受に緣りて憙愛を生ずる義ならずや。此れは誠證に非ず。因の義の中に於ても亦、第七聲を說くを得べきが故に。謂はく、受に因りて、憙愛生ずることを得と。是れは受の因に依りて、憙愛を生ずる義なり。此れに由るが故に、受は愛の緣と爲ると說くなり。若し爾らざれば、愛生じ已りて、方に所緣あるを要す。愛未だ生ぜざるに、能く受を緣ずべきに非ず。未だ體有らざるが故に。既に餘の緣の力にて、愛の體已に生ずれば、如何が復受に緣りて愛を生ずと言はんや。若し餘の緣の力にて愛の體已に生じ、受を所緣と爲すを亦、緣と名くれば、是くの如くんば便ち太過の失あり。謂はく、受の有る時、愛を緣じて境と爲すも亦、應に受は愛を以て緣と爲すと說くべし。又、愛の有る時、觸を緣じて境と爲すも亦、應に觸を緣と爲して愛を生ずと說くべし。又、無漏智も亦、愛を緣じて境と爲すも亦、應に此は愛を緣と爲すが故に生ずと說くべし。設ひ此の經は受の境を緣ずるに約して、受に於ける憙を說くと許すも、何に緣りて、受に緣る愛を說くは、生因を謂ふに非ずと知るや。上座の所宗も亦、一切所說の緣起は、皆な生因に據ると許す。如何が此の中生因の義を撥するや。故に彼の論に說く。「緣起を繩と爲し、有情を繫縛して、生死に住せしむ。若し能く受を遍知するを、名けて斷繩と爲す」と。若し受を緣じて生ずるを即ち名けて縛と爲し、所緣の受を說いて令遍知と爲せば愛は即ち能く受を遍知すと爲す。而も受を說いて令遍知と爲すと言ふ。爾らずば云何ぞ、遍知の智、受の集等を知り、智の所知の受は即ち愛の所緣なりと謂ふや。能治の境は即ち是れ所治にして、愛等の所緣なるを證する定因有ること無し。故に愛は受を緣じて起る。所緣の受を說いて令遍知と爲すと言ふべからず。設ひ、令遍知と爲し、愛の所緣の受と說くも、所緣の受を愛の生因と爲すと許すも、理に於て、何の違ぞ。因に誹撥を爲す。意識は意を以て所緣

と爲すを許すを誹す。便ち意根を因となして識を生ずる義を撥す。

又、彼の上座は、自論の中に於て、數處に言有り。「受に因りて愛を生ず」と。謂はく、「無明の受有りて、能く愛の緣と爲り、無明の觸より生ずる受を緣と爲して愛を生ず」と。又、說かく、「愛は是れ果なり」と。必ず受を以て因と爲す、果の名を說くに由りて、因の有るを知るが故に。又、說かく、「無明は受を助けて、能く愛の生因と爲る」と。故に、是くの如きの所說は、前に存して後に違し、後に存して前に違し、前後の二言は、互に相ひ違害す。理趣を顧ぜずして、率爾に發言するが故に、彼の言ふ所は、依信すべからず。

尊者、世親は、是くの如きの釋を作す。[一]「彼の愛に於ける憙を即ち取と名くとは、愛を取の中に攝在するが故に、經は別に說かざるなり」と。上座は、此に於て妄りに撥して非と言ふ。因果二門は理として應に別なるべきが故に。謂はく、「愛と取とは、因果の性殊なり。愛を以て因と爲して、取の果を生ずるが故に。彼の尊者の說くが如く、愛を因と爲して還能く愛を生ずとせば何の別の失ありや。理は必ず然らず。異相を說くが故に。謂はく、緣起の中に於て、異相の因果を說くは、生死の相續の次第を辯ぜんが爲めなり。「愛は取の中に攝在す」と言ふべからず。若し也愛の生は、還愛に因らば、是くの如く展轉して、便ち無窮を致さん。何の所にか、遍知して、愛をして止息せしめん。即ち應に生死は斷絕の期無かるべし」と。是くの如き所言は、皆な理に應ぜず。自宗は觸は即ち是れ觸の因と許す。和合性の故に、彼れは觸と觸所因と、別異の相ありと許すに非ず。或は應に觸は因を離れて有りと許すべし。若し彼の意、觸と觸因と、異相なしと雖も、而も因果ありと許さば、愛取も亦然り。何ぞ非斥すべけんや。若し假實の相に異ありと言はゞ、理亦、然らず。受等の類の別有るが如きに非ざるが故に。謂はく、彼の宗は、觸は觸の所因を離れ、受等の如くに、體類に別有るに非ずとす。如何が其の相に異ありと言ふべけんや。諸の假法は假の所依を離れて、別に

【一】直ぐ前に出でたる經典の「彼の受に於て憙ぶを即ち名けて取と爲す」の文を解釋するものならん。故に今本文通り「愛に於ける憙」となせども實は「受に於ける憙」ならん。

相體有るに非ず。何に依りて異を辯ぜん、或は六處の如きは、觸の與めに緣と爲る。緣と爲ること、唯、自類に望めて許すに非ず。自他の類に望むるも、皆な緣と爲ると許す。然も此の中、因果なきに非ず。是くの如く、愛が取の與に緣と爲ると說くも亦、應に唯、自類に望むるに非ず、自他の類に望むるも、皆な緣と爲ることを得と許すべし。而も此の中に於て、因果なきに非ず。又、六處の名色を緣と爲すが如きも、相に別なしと雖も、而も因果有り。亦、名色の、識を用つて緣と爲すが如きも、識の體は、卽ち名の中に攝在せらる、前識と後識とは相に異なしと雖も、而も識と名色は、因果なきに非ず。愛より取を生ずる類も亦、應に然るべし。故に緣起の中、相は別なしと雖も亦、因果有り。此れに由りて、取は卽ち愛を攝すと說くも亦、失あること無し。言ふ所の「因果の其の相、定んで異なる」との。是くの如きの言の義は、理として證成すること無し。生死相續の次第を辯ぜんが爲め、必ず因果を說く。其の相に殊有り。相、別なきに非ず。何の因證有りや。若し「因果の相若し別なければ、則ち所化の生知り難きが故に」と謂はば、亦、證を成ぜず。所以は何ぞ。愛取の義と名に差別あるが故に。識等の名義と名色等と別なるが如し。旣に愛は卽ち愛の因と爲ると說かず。如何が二の愛の因果の別、知り難きが故に、生死の相續の次第、知り難しと言ふべけんや。分明に愛は能く取の果を生ずと說く。是くの如く、因果の別、豈知り難からんや。彼れの所宗の說の、名色は識に因り、六處は名色に因り、觸は六處に因るが如く了知すること難きに非ず。又、佛世尊は、親しく演說するが故に。謂はく、契經に說かく、『若し受に於て憙べば、卽ち名けて取と爲す。取を有の緣と爲す、乃至、廣說』と。故に取の愛を攝する其の理、極めて成ず。

上座は復言はく、「此の經は了義に非ず。或は誦者の失なり。別に對治を說くが故に」と。彼れは、此の經は了義の攝に非ずと謂ふ。世尊は速かに斷滅せしめんが爲めの故に、取の因の上に於て、假りに取の聲を說くなり。或は應に誦して言ふべし『若し受に於て喜べば便ち能く取を生ず』と。所

以は何ぞ。餘處に別に彼れの對治を說くが故に。契經に『若し能く此の諸の受に於ける喜を滅せば、喜の滅するを以ての故に、取も亦、隨つて滅す』と言ふを以てなり。悲しき哉、東土には聖教に依なし。是くの如く、了、不了の義を知らず、仍て自の樂に隨ひて、衆經を決判して、己が宗を立つることを爲すなり。「受を緣じて愛を生ず」と。及び他の取に愛を攝するの言を立つるを破し、眞の了義經を判じて不了と爲す。實に依るべき者を、執して非依と爲す。了義經を、不了と名くべきに非ず。不了義を、了義經と名くること勿れ。若し爾らば、總じて依るべき聖教無し。唯、義の無き「不可依」の言のみ有らん。是れ則便ち聖法を壞する者を成ぜん。若し取の因の愛を取の中に攝在すること、取蘊の因を取蘊に攝在するが如く、是くの如く、取の體と、及び取の因との二種を皆な取の聲を以て說くは、速かに斷ぜしむることに於て、彌是れ勝緣なり。何の乖違する所ありて了義に非ずと判ずるや。又、彼れは本誦の言を改むべからず。教義の中に於て、勝用なきが故に本誦する所にして、聖教の中に於て、義に闕くる所有るに非ず。何ぞ煩はしく輙く改めんや。又、彼れの引く所の此の契經は、了義の言に非ずの證も亦、誠證に非ず。謂はく、因の愛滅すれば、果の愛、及び餘も亦、隨つて滅するが故に。薄伽梵の說かく、『若し能く此の諸の[二二]受に於ける憙を滅すれば、憙滅するを以ての故に、取も亦、隨つて滅す』と。一因に多果有るを顯はさんが爲めの故なり。又、何ぞ是くの如きの契經を信ぜざるや。此の經に憙を卽ち取と名くと說くに由るが故に、餘經に「憙滅するを以ての故に、取も亦、隨つて滅す』と言ふなり。世尊は、取の攝する所の憙、卽ち是れ取の因なりと顯はさんが爲めの故に是の說を作すなり。若し是の說を作さば、彌ゝ速に斷せしむ。取の中に於て、多過を攝するを以ての故に。又、若し餘處に分明に、愛は取と條然として異類なりと。顯說すれば此の經の、憙を卽ち取と名くるは不了義と爲すと判ずべし。然るに是の說なし。仍ち餘の經に、愛は卽ち取と判ずる有り。謂はく、世尊の說かく、『我れは當に汝の爲めに、[二三]順取法、及び諸取の體を

【二二】於愛憙を於受憙に改めて讀む。

【二三】順取法 Upādāniyā dhammā 被取とも當取とも譯されてゐる。品類足論第六（冬一〇、三三右）によれば順取法云何、謂一切有漏法

說かん。廣說、乃至。云何が取の體と爲すや。謂はく、此の中の欲貪なり』と。上座は自ら言はく、「若し薄伽梵、是れは了義經なりと自ら標し、自ら釋すれば、斯れを不了義と爲すと判ずべからず」と。又、薄伽梵、諸の苾芻に告ぐ『取は五蘊に卽するに非ず、亦、五蘊を離るゝに非ず。然も取は卽ち是れ此の中の欲貪なり』と。是の故に、此の經には『意は卽ち取』と言ふなり。是れ不了義經と判ずべきこと無し。又、取の愛を攝するの理は、定んで應に爾るべし。諸の煩惱は皆な業の因なるを以ての故に。[一四]前際の惑を皆な無明と謂ふが如し。故に契經に『取に緣つて有』と言ふは、是れ煩惱に因りて、諸業を發す義なり。愛は業を發すことに於て、是れ最勝の因なり。取の中に攝在して、緣と爲りて有を發すこと、理に於て何の失ぞ、而も信依せず。前際の緣起の、無明に緣りて行と說くが如く、一切の煩惱は、皆な能く業を發す。是れ業の因なるが故に、皆な無明と謂ふ。故に[一五]後際の中、能く業を發す惑は、皆な取の攝する所なり。其の理極めて成ず。又、彼れの言ふ所の、愛は還愛に因る。是の如く展轉して、便ち無窮を致さんとは、理實に無窮なり。宗に於て何の失ぞ。謂はく、後の愛は前の愛に因りて生じ、前の愛は復前との愛に因りて起ると許す。因に始なきが故に。理實に無窮なり。此れは我が宗に於て、是れ德にして失に非ず。

又、彼れの說く所の「何の所にか遍知して、愛をして息めしめん」とは、遍知の自性なるが故に、及び遍知の因の故に、能く愛をして息めしむるなり。是くの如く愛の因には、略して二種有り。一には異類、謂はく、受なり。二には同類。謂はく、愛なり。何の因有りて愛をして止息せしむるは、唯異類因の受を遍知するに由り、因類因の愛を遍知するに由るに非ずと證するや。縱ひ愛は息むは唯、異類因の受を遍知するに由ると許すも、豈能く愛の取の中に攝在するに違せんや。故に愛の因も亦、取の中に攝すと說くも理に傾動なきなり。

第九項　取

【一四】前際とは十二支の中、無明より受に至る六支を言ふ。六支の中にては無明が煩惱なり。

【一五】後際は十二支の中、愛より老死に至るの六支を言ふ。

種々の可意の境界を得んが爲めに、周遍馳求する、此の位を[一六]取と名く。取に[一七]四種あり。謂はく、欲、及び見、戒禁、我語の取の差別の故に。能く取るを以ての故に、說いて名けて取と爲す。卽ち諸の煩惱の作相想の業なり。謂はく、欲界繫の煩惱、隨煩惱は、見を除て欲取と名く。馬等の車の如し。三界の[一八]四見を名けて見取と爲す。彼の[一九]戒禁取を、戒禁取と名く。色無色界繫の煩惱隨煩惱の、唯、五見を除けるを我語取と名く。是くの如きの[二〇]諸取は、隨眠品の中にて、當に廣く分別すべし。

唯、上座の與めに、決擇と相應を、此の中に略して辯ぜん。無明を立て、別の取と爲さざるは、自力の無明は猛利ならざるが故に、非解の性なるが故に、相應の無明は、他の煩惱の力が、能く取らしむるが故に、斯の義に由るが故に、別に取を立てず。餘の見に離れて、戒禁取を立つるは、能く業を集むる力に於て最勝なるが故なり。斯れに由るが故に、一の戒禁取を、集業門の力に於て、四見に齊しと說くなり。此の一見は業をして熾然ならしめ、聖道を乖違し、解脫を遠離せしむるに由るが故に、戒禁取に別に取の名を立つるなり。諸の取の名は、依執の義を表はすを以て、煩惱の類は、皆な依執を爲すと雖も、而も此の二取の依執の義勝るが故に、唯、此の二のみ俱に取の名を得るなり。二は他に於て最も堅執なるを以ての故に。然も此の二に於て、戒禁取強し。所蔽の執の熾然に行ずるが如きが故に。是れに由りて、餘を離れて別に立て〻取と爲す。四見は皆、慧を以て性と爲すが故に、餘の煩惱に對して、依執の義強し。四を攝して餘と簡んで、立て〻見取と爲す。諸の餘の煩惱は、定、不定地差別あるが故に。不善と無記の因の差別の故に、餘の二取を立つ。我語の取を、我語取と名く。是れ我語に於て、能く執取する義なり。此に我有りの語を說いて我語と爲す。是れ此の中に於て、我有りの語の義なり。此の體は是れ何ぞ。謂はく、有情數の諸法の聚集なり。此の我語に於て能く執著あるを、我語取と名く。若し爾らば、一切の煩惱は、皆な應に我語取

【一六】十二緣起に於ける取は、靑年期以後、老年期までの位をいふ。

【一七】四取 欲取 Kāmopādāna, Kāmupādāna 見取 Dṛṣṭyupādāna Diṭṭhupādāna 戒禁取 Śīlavratopādāna, Sīlabbatupādāna 我語取 Ātmavādopādāna, Attavādupādāna.

【一八】四見とは此處に於ては、五見中の戒禁取見を除ける他の四見なり卽ち 身見 Satkāyadṛṣṭi, Sakkāyadiṭṭhi, 邊見 Antagrāhadṛṣṭi, Antagāhadiṭṭhi. 邪見 Mithyādṛṣṭi, Micchādiṭṭhi. 見取見 Dṛṣṭiparāmarśa, Diṭṭhiparāmāsa.

【一九】戒禁取 Śīlavrataparāmarśa, Sīlabbataparāmāsa 五見の一に數ふ。

【二〇】本文語取とに作る、他本に依り語を諸に改む。

と名くべし。我が宗は爾りと許す。難を爲すは唐捐なり。何が故に少分を我語取と說くや。一切の煩惱は、皆な我語取なるを成立せんと欲するが爲めの故に、別名を說くなり。謂はく、別名を以て餘の三取を說き、我語取は是れ總名を立つるを顯はす。色處界の如く、及び行蘊の法念住等の如し。聖教の中に於て、多く此の例を見る。餘所に說くべき義を總攝せんが爲めの故に、少分に於て、總名を安立するなり。初力無畏、及び法處界等の如し。

復、異門ありて、我語取を釋す。謂はく、此れに依るが故に、能く我の言を引く。此れは卽ち我見を名けて我語と爲す。色、無色の纒、貪、慢、疑等は、能く我見をして、增長堅多ならしむ。我語に朋するが故に、我語取と名く。是れ我語をして能く堅執せしむるの義なり。或は取、能く我語をして盛ならしむる義なり。欲貪等も亦、此の名を得るに非ず。唯、定地の惑は、能く我語の、極めて增盛する中に於て、近因と爲るが故に。散地の惑は、我見を朋助して、其れをして增盛せしむること、定地の惑の如きに非ず。欲界の有情は、多く外境に遊び、心をして散動せしむるが故に、此の地の惑は、內緣の我執をして增盛せしむるに非ず。是の故に我語取と爲すと說かず。此の對法の立つる所の理の中に於て寡學の上座は、謬りて彈斥を興す。「是くの如きの所說は、理と相應せず。聖教に曾つて是くの如く說くこと無きが故に。謂はく、曾つて少しの聖教の中、我語の聲を以て、上二界の惑と彼の所繫の我見煩惱とを說き、及び取の聲を以て、彼の餘の惑を說くことなし。又、前後の說、自ら相違するが故に。謂はく、對法の中、自ら是の說を作す。出家外道は、長夜の中、我と、有情、命者、生者、及び養育者、補特伽羅を執す。彼れは尙ほ我無しと記別すること能はず。況んや能く施設して我語取を斷ぜんや」と。上座は此に於て、畢竟じて能く對法の宗の、法性に違することを顯はすことなく、但末の無義の餘聲を歌ふが如し。「聖教に曾つて是くの如く說くこと無きが故に」と言ふは、且く問ふ、上座の聖教とは、是れ何ぞ。三藏の中に於て、曾つて未だ佛は法

印決定印の言を以て、爾所来に齊つて名けて聖教と爲すこと有るを聞かず。若し、聖教とは、是れ佛の所言なりと謂はゞ、寧んぞ、此の言は佛の所説に非ずと知るや。未だ一の佛の所言に於て、能く決定して、量の邊際を知ること有るを見ず。謂はく、曾つて未だ佛語に於て、其の邊に達するものの有るを見ず。如何が定んで、對法の宗義は、聖教の説に非ずと言ふや、上座は此に於て、乍ち斥けて言ふべし。「此の釋する所の理、法性に違す」と。應に總じて聖教の中に無しと撥すべからず。世尊毎に言ふ。『諸有の所説は、法性の理に順ずれば、定量と爲すに堪ゆ』と。契經に説くが如し。『契經に隨順し、毘奈耶を顯はし、法性に違せざる、是くの如きの所説は、方に依と爲すべし』と。阿毘達磨は、既に總攝と名く、一切の聖教の理言に違せざるが故に、釋する所の理は、法性に違すること無し。然も佛世尊の亦、嘗て稱讃するは、佛意に契ふに非ざるも、正理に符ふ言なり。契經に言ふが如し。『汝等の所説は我が本意に非ずと雖も、而も説く所皆な善く正理に符ふが故に皆受持すべし』と。若し聖教の中、現に説く處なきは、非量と言はゞ、太過の失あり。謂はく、聖教の中、何處にか顯了に、定んで樹等は皆な命あること無しと説き、定んで諸行は皆な刹那滅と説き、定んで瓶等は別に實有に非ずと説き、定んで過去は未來の因と爲るに非ずと説き、定んで有情は本無にして今有るに非ずと説けるや。又、佛世尊は、曾つて何處に於て、定んで殺父等の言を密説して、謂はく、有漏の業を名けて父等と爲すと釋せるや。又、自ら執する所の舊隨界等は、佛、何處に於て曾つて此の言を説くや。設ひ證成せんが爲め、相似の教を引くも、正顯に非ざるが故に、餘の釋を作すべし。是れに由りて言ふ所の經に説くこと無きが故に、便ち非有なりとは、決定因に非ず。又、阿難陀も尚ほ應に是くの如き釋理、全く説く處なしと説くべからず。況んや彼の上座は、聖教の中に於て、少分を受持す。便ち應に定判すべけんや。故に、[三]嗢怛羅契經の中に説かく、『天帝釋、嗢怛羅に白して言はく、我れ今、遍く贍部洲の内を觀るに、諸の佛弟子の能く是くの如き法門を持

【三】 嗢怛羅契經A. III. 8 なるべし漢欠く。A. にては毘沙門天となす。順正理一三(大正二九・四〇五上)、和譯毘曇部二七・三一二、倶舍論五・一一右に出づる嗢怛羅と同人か。

するもの無し。唯、大德を除く。是の故に、大德よ應に自ら正勤して此の法門を持し、妄失せしむること無かるべし。世尊自ら此の法門を說くが故に』と。是れに由りて比知す、今も亦、佛の聖教に於て、能く具に受持するもの有ること無し。佛の初涅槃及び正しく世に住し給ひしときに、阿難陀等の聞持海の人も、尙ほ佛說の邊際を遍知せず。況んや、今、能く遍知の人有るを得んや。故に上座の說の「曾つて少しの聖教の中にも我語の聲を以て、上界等と說くこと有ること無し」と謂ふは、此れ已知の聖教の邊を顯はさんと欲して、自の所知に於て、增益の甚しきものなり。然も契經に『取は有の緣と爲り、一切の煩惱は皆な能く業を發す』と說くが故に、取は應に一切の煩惱を攝すべし。應に具に攝する理已に前に說くが如し。此れと理敎とは、片も相違すること無し。故に知んぬ、經中に定んで說く處有り。是の故に、他宗の善說を憎背し、苟も自の宗承する所を成立せんと欲するも、是くの如きは、未だ聖敎の理に順ずと爲さず。他を毀して己を成ぜんとす、豈、仁師と曰はんや。有智の學徒は、皆な對法に依りて、正理の食を採り以て慧命を增す。是くの如き善說の淸流に飲濯し、諸の願求する所、成辯せざること無し。自ら淨信なく、又、多聞を闕き、路を越えて行き、正法を誹毀し、已に外道、異生に濫することを有るを顯す。豈、自ら賢聖の法を[三二]彰稟すと謂はんや。

[三三]「豈、此の釋は、聖敎に違せずや。世尊の諸の苾芻に告げて言ふが如し『汝等、昔時、我語取を執して、常恒住にして、變易せざる法と爲し、正住と謂へりや。實に爾なり、世尊よと。乃至、廣說。』此の中の意の說かく、內法の中に於て、執取して我と爲すを、我語取と名くと。故に對法の釋は、此の契經に違す」と。此れも亦、然らず、經の義に迷ふが故に。且らく應に我見に依ると爲すかを審察すべし。諸の苾芻に問ふ『汝等、昔時、我語取を執して、常恒等と爲すや』とは、取る所の我語事に依ると爲んや。我見且つ、常恒等の相無し。亦、執して常恒等と謂ふこと有ること無し。如

【三二】本文障稟に作る。他本に依りて彰稟と改む。
【三三】經部師の難なり。

何が、世尊、苾芻衆に『汝等、昔時、我語取を執して、常恒等と爲し正住と謂へりや』と問はんや。苾芻も云何が答へて『實に爾なり』と曰はんや。故に應に但執取する所の事に約して、常等の問を爲すべし。此の意は、所取の我語を假りに說いて我語取と名くるなり。或は應に誦して言ふべし、『汝等、昔時、我語取に由りて、常恒等と執し、正住と謂へりや』と。或は復、應に言ふべし『汝等、昔時、我語の體を執して、常恒住と爲す。乃至、廣說。』此の釋を爲すと雖も、意の存する所に非ず。理は實に但應に所取を取と名くべし。若し「此の釋は理、應に然るべからず。能作用の中に於て、多く廐吒を置くが故に」と謂はゞ、是くの如く引く所の理、定んで然らず。業の差別の中に於ても亦、屢吒有るが故に。是くの如き經の義は、對法の宗の我語取を釋する義の更に明了なるを證す。我語と謂ふは、是れ我を說く言なり。世、[二四]若し中に於て、此れを說いて我と爲せば、此に我の語ありて、我語の名を得。我語は、能く取の依著する處と爲るが故に、亦、我語取と爲すと說くことを得。此の體は是れ何ぞ。謂はく、五取蘊なり。世は、取蘊に於て、我、有情、命者等の想を起す。故に契經に說かく『諸有の沙門、或は婆羅門、乃至、廣說。』此の意、則ち說く『汝等、昔時、五取蘊を執して、常恒住と爲す。乃至、廣說』故に所引の經の說く所の取の義は、決定して彼の所執を證すること能はず。亦、諸の對法者の前の辯する所の如き我語取の相を遮すること能はず。然るに彼の具壽は、此の契經を引き、但能く已が文を誦して義に迷ふことを顯はす。「前後の說、自ら相違す」と言ふも、此の宗の前後は、都て相違せず。對法の文に於て義意を了せずして、已が謬解に隨つて、相違有りと謂ふ。彼の出家、諸の外道の類は、取の名を聞き、但取の名に隨ふに由りて、自ら我等と稱し、三取を斷ずと說き、唯、第四を除くなり。所以は何ぞ。彼の諸の外道は、我語取は、卽ち所取の我と謂ふ。然るに彼の計する我は、是れ常恒住、不變易の法にして體斷ずべからず。又、我の斷に於て、彼れは大怖を生ずるが故に、我語取を斷ずることを施設せず。此

【二四】本文「若し」の語を共に作る。今他の一本に依りて「若」に改む。

の意は說いて言ふ。彼れ若し眞實に善く取の義を辯せば、我語取に於ても亦、應に能く施設して少分を斷ずべし。取の義に於て、善く了知せざるを以て、唯、取の名を聞きて妄りて實義を推すが故に、[二五]第四を除きて、唯、三を斷ずと言ふなり。亦、今時の一譬喩者の如し。應に義を立つべからざるに、而も强て之れを立て、應に義を立つべき中に而も倒に立てず。又、彼れは、自の執ずる所の取の門に依りて、施設して三を斷じ、我語取には非ず。然るに彼れの執する所の取の體は、同じからず。且らく、欲取の中、有るは言はく、「體は是れ諸の妙欲境なり」と。有るは謂はく、「婬貪なり」と。他宗の戒禁を戒禁取と名く。他宗の諸見を名けて見取と爲す。我見の中に於て、執じて正智と爲すが故に、我語取の名を建立せず。故に三を斷じ、我語取には非ずと說くなり。故に諸の外道、有るは是の言を作す。「彼の大師の如きは、敬すべし、愛すべし。我が師も亦、爾なり。彼の大師の法に於て究竟なるが如く、我が師も亦、爾なり。彼の法侶の互に相ひ敬愛するが如く、我等も亦、爾なり。彼が戒に於て圓滿に護持するが如く、我等も亦、爾なり。彼が能く諸取を斷ずと施設するが如く、我等も亦、爾なり。彼れと我等と、何んの差別有るや」と。故に我が宗の義は、前後違すること無し。上座は、如何が諸取を安立するや。彼れは言はく、「欲取は、契經の中に於て、世尊は分明に親しく自ら開示せり。有るが請問するが如し『欲とは、謂はく、何ぞ。世尊答ひて言はく、五妙欲を謂ふなり。然るに妙欲は、即ち是れ欲の體に非ず』と。此の中、欲貪を說いて名けて欲と爲す。又世尊は、了義經に依ることを勸む。此の了義經は、應に異釋すべからず。我れ今、此に於て、是くの如きの意を見る。謂はく、愛力に由りて、五妙欲の中、欲貪生ずるが故に、所取有るを、是れを欲取と名く」と。經と彼れの義とは都て相應せず。謂はく此の經の中には、都て彼れの執する所の欲取に依らずして、問答を興す。又、經の所說も亦、我が對法宗の所說の欲の義に乖違せず。我等も亦、五妙欲の中、所有の欲貪、是れ眞の欲と說くが故に。又、彼れの此れを引くは、竟に何の成

【二五】第四とは我語取なり。實我を取するが故に、他の三取の斷は言ふも、我語取の斷は立てずとの意なり。

ずる所ぞ。世尊は、此の中に於て、欲取を辯ずるに非ざるが故に。又、此に引く所は、了義經に非ず。復應に別の意趣を觀察すべきが故に。謂はく、經の後句に、世尊は自ら遮して妙欲は、即ち是れ欲の體に非ずと言ふ。何の密意が有つて、前句の中に於て、正しく問に答へて『五妙欲を謂ふ』と言ふや。若し更に別意あれば、了義經と名け、更らに別意無くば、應に不了義と名くべきや。則ち了、不了の義は、應に定んで建立すること無かるべし。又、何の意にて、五妙欲の中、欲貪生ずるが故に、而も所取有るを、是れ欲取と名くと說くや。欲貪を執するを（名けて欲取と爲す）と爲んや。妙欲を執するを、名けて欲取と爲すと爲んや。此の二種を除きて、更に餘の執と作せば、則ち所依無し。且つ、彼の所宗の取は愛を攝せず。應に欲取の體、是れ欲貪とすべからず。或は彼の前後、自ら相ひ違害す。若し妙欲を執するを欲取と名くれば、豈、煩惱は能く業因と爲るに非ずや。又、取は應に愛に緣りて起るべからず。唯、應に愛は取に緣りて生ずと許すべし。彼の上座の言はく、「取は二種に非ず。但妙欲に於て、欲貪生ずるが故に、執して捨てざるを、說いて欲取と名く」と。巧に是くの如き響像の言詞を爲して、東方の愚信の族類を惑亂す。何を名けて執と爲すや。何を捨てずと名くるや。豈、彼の五妙欲の中に於て、欲貪有りて生ずるを、即ち名けて執と爲し、耽著して棄てざるを、即ち不捨と名くるにあらずや。故に先に說ける、彼れは應に義を立つべからざるに而も強く之を立て應に義を立つべき中に倒に立てずの言は、謬り無きことを成ず。或は彼れは應に、執と不捨の相は、即ち前の二にして、欲取と名くるに非ずと辯ずべし。

彼は言はく「見取は、即ち是れ五見なり」と。謂はく、愛力の故に、執して捨せず。故に契經に說かく、『彼れ有るに由るが故に、應に知るべし、是の諸の沙門、梵志は、不聰叡を成じ、無明趣に墮し、愛廣く滋長す』と。彼れは謂はく、諸の見は、愛の勢力に由りて、種々に熾盛なるを、廣滋長と名くと。是くの如きの所說は、前後相違す。經の義を了せず。之れを引くも益なし。如何が、

彼の説は前後相違するや。謂はく、「能く執するが故に、説いて名けて執と爲す。是くの如きの執の體は、卽ち是れ五見なり。彼れを卽ち棄てざるが故に、不捨と名く」と。是れを後の言、前説に違すと謂ふ。謂はく、彼れは前に內法の中に於て、執取して我と爲すを、我語取と名くと説く。或は我語取は、見取の收むる所なり。別性なきが故に。應に唯、三取のみなるべし。理は應に取の體は、相ひ雜はると許すべからず。如何が、「彼れを經の義了せず」と説くや。謂はく、經は但『愛廣滋長』と言ふ。如何が知りて、[一六]見が愛の力に由りて、種々に熾盛するを、廣滋長と名くと説くや。見の力に由りて、愛滋長するに非ずや。我れは此の中に於て、是くの如き義を見る。謂はく、見力に由りて、愛廣く滋長すと。彼の經の言に由るに沙門、梵志は、前際の執に依りて、常住論を説き、我が世間は、皆な悉く是れ常なりと言ひ、四事の中に於て、淨論を興す『彼れ有るに由るが故に、應に知るべし、諸の沙門梵志は、聰叡を成ぜず、無明趣に墮し、愛廣く滋長す。』此の中の意説く、愛は見の力に由りて廣く滋長す。見が愛に由るに非ず。此は分明に愛の廣く滋長するを説く。如何が、翻じて見の滋長と謂ふや。如何が「此の經、之れを引くも益なきや」謂はく、縱ひ彼の釋の如く、之れを引くも、何の成ずる所ぞ。此れに由りて、能く彼の見取を成ずるに非ず。豈、此れに由るが故に、便ち能く證を成ぜんや。彼の諸見を離れて、外に執して捨てざること有り。然して執と不捨は、卽ち是れ諸見なり。故に引く所の經は、彼れに於て益なし。

彼れは言はく、「此の中、戒禁取は、五見中の戒禁取の攝に非ずと。然らば卽ち戒禁の、其の體は是れ何ぞ。謂はく、「有る外道の、愛力に由るが故に、牛鹿猪狗の戒禁を受持し、「願はくば我れ斯の戒禁を持つ力に由りて、當に快樂を受くべし。或は當に永く斷ずし」と。觀察を先と爲して起す所の執見は、是れ五見中の戒禁取の攝なり。希欲を先と爲して受くる所の戒禁は、是れ四取中の戒禁取の攝なり。故に此れと彼れとは、取の體は同じからず」と。是くの如く立つる中に二種の失あり。

【一六】本文「是」に作る、他本に依り見に改む。

取の體と支體と倶に雜亂するが故に。且つ、一として但果を希求して、戒禁を受持し見を先と爲すに非ざるもの有ること無し。要ず見を先と爲して、方に希求するが故に。設ひ彼の說を許して、希欲を先と爲して受くる所の戒禁は、五見中の戒禁取の攝に非ず。則ち定んで應に觀察を先と爲して受くる所の戒禁は、是れ五見中の戒禁取の攝と許すべしとするも、此の戒禁取は、四取の中に於て、是れ見取と爲んや、戒禁取と爲んや。隨ひて是の一と許すも、取は應に雜亂すべし。或は先に許すに違す。彼れは先に許して言はく、「希求を先と爲して、受くる所の戒禁は、是れ四取の中の戒禁取の攝なり、五見中の戒禁取の攝に非ず」と。「是くの如きの失なし。能執の見は是れ四取中の見取の所攝にして、執する所の戒禁は、是れ四取中の戒禁取の攝なるを以てなり」と。此の救は、理に非ず。四見も亦、應に戒禁取の如くにして建立すべきが故に。謂はく、餘の四見も亦、應に能執は是れ四取中の見取の所攝なるべし。所執の境界に別に餘の取を立つべし。又、應に欲貪を立てゝ欲取と爲し、所貪の境界に、別に餘の取を立つべし。此れと彼れの差別は、定因なきが故に。是れ則ち諸取は、數應に不定なるべし。「對法宗の五見の內に於て、獨り一見を立てゝ戒禁取と名くるが如く、我が宗も亦、然なり。强者は別に立つるなり」と。若し爾らば、應に唯、四見に一を立つべし。戒禁取の如く欲貪と境と、應に別の取を立つべし。何の理が能く遮せんや。故に彼の所宗は、善く取を立つるに非ず。又、諸の有支の體は應に雜亂すべし。謂はく、取支の中、有支あるが故に。[二七]契經に『阿難陀に告げたまはく、能く當來の後有を感ずる諸業、應に知るべし、卽ち是れ此の中の有支なり』と說くを以てなり。又『業を生因と爲す』と餘の契經に說くが故に、受くる所の戒禁は、是れ有、是れ業なり。後有の卽ち生なるは、應に前際の如かるべし。則ち當生の有は、應に取を緣と爲すべし。上座は救ふて言はく、「此の後の所起を方に名けて有と爲す。取を用つて緣と爲す」と。此の救は然からず。業有りて有に非ざるは卽ち此の種類なり。業ありて是れ有なるは、此れ必ず應に外道

【二七】倶舍九・三右、法蘊足論一二（大正二六・五一二下）に同文出づ。A. III. 76 にして漢譯無し、寂天の倶舍註釋に全文引用。

に遇うて魅せらるべし。又、應に愛は有の與めに緣と爲ると說くべし。彼れは戒禁は希欲より生ずること有りと許すが故に。此れに由りて定んで知る、對法の理を越ゆるは、必ず取に於て過なくして安立すること無し。今、應に思擇すべし。應に諸の煩惱は、皆な是れ取の緣たるべし。展轉相ひ因りて諸の惑生ずるが故に。何が故に、但愛は取の緣と爲ると說き、取の緣は、餘の煩惱と說くべからざるや。夫れ取の緣とは、謂はく、能く緣と爲りて、取の體をして生ぜしめ、取る所を捨てざらしむるなり。愛を取に望むるに、具に二能有り。餘の惑は、但能く取の體を起らしむるのみなり。故に唯、愛のみ能く取の緣と爲ると說くなり。上座釋して言はく、「餘の煩惱を說かざる所以は、理有ること無きが故なり。謂はく、若し愛を離れては、現在前に行ずる我語等の取は、終に行ぜざるが故に」と。未だ彼の言の、何の意の故に說くかを了せず。若し諸の惑の展轉力の生を遮せば、是れ則ち應に聖教の正理に違ずべし。故に契經に說かく『佛、苾芻に告げたまはく、愛は愛に由りて生じ、愛は復恚を生ず、恚は恚に由りて起り、恚は復愛を生ず』と。是くの如く亦、取は愛の緣と爲ると說く。又、契經に說かく『愛は無明を用つて、集と爲し、因と爲し、生と爲し、類と爲す』と。前に已に無明は是れ取なること成立せるが故に、亦應に愛は取を用つて緣と爲すと說くべし。但前說の因に由り、是の故に說かず、理も亦、應に爾るべし。慢の起る無間に、恚の生緣に遇ひ、然も恚生ぜず。反つて愛を生ずるは斯れ何の理有りや。愛と恚の生緣には、定んで差別あり。是れに由りて證知す、愛も亦、餘の惑に緣りて生ず、故に取の生は、但愛にのみ緣るに非ず。而も偏へに說くは、二能を具するに由る。上座は此の中、經義を妄釋して謂はく、「愛を離れて恚現行することを得るに非ず」と。未だ此の言は、何の義を詮はさんと欲するかを審にせず。豈愛と恚は倶起せざるが故に、必ず應に愛を離れて恚は應に現行することを得べからずや。若し恚は、必ず前の愛に由りて行ずること、是れ經の義なりと謂はゞ、此れは但虛言のみ。契經に『恚は恚に由りて起り、恚

は復愛を生ず』と言ふを以ての故に、但虚言のみ。是れに由りて、言ふ所、理あること無し。故に愛は必ず餘の煩惱に賴りて生ずるに非ず、取は但愛に因るとは理、成立せず。是の故に、對法の所説の取支は、總じて諸惑を攝すとは、其の理を善と爲すなり。

卷の第二十七

〔辯緣起品第三の七〕

第十項　有

[一]是くの如く成する所の取を緣と爲すが故に、種々の可意の境を馳求する時、必ず定んで生を牽いて、[二]當有を招く業を生ず。謂はく、愛力に由りて、取、增盛する時、種々に善、不善の境を馳求して、彼れを得んが爲めの故に、衆多の能く後有を招く淨、不淨の業を積集す。此の業の生ずる位を、總じて有支と名く。應に知るべし、此の中、此れに由り此れに依りて能く當果有るが故に、有の名を立つ。上座は釋して言ふ。「[三]有とは謂はく、有性なり。故に、世尊の說かく、『有とは謂はく、當來の後有の生起なり』と。有性とは、即ち是れ當來世の中に、果の生起する義なり」と。是くの如く釋する所は、理教と相違す。有に應に生と差別なかるべきが故に。當果の生起の體は、即ち生支なり。則ち緣起支は、便ち應に數を減ずべし。若し、現業は、是れ有の因なるが故に、有の名を假立すと謂はゞ、亦、理に應ぜず。業の體は、即ち是れ現の有性なるが故に。業は是れ現の有性にして、能く當有の因と爲るが故に、但有の因なるが故に、有と名くと言ふべからず。自性是れ有ならば、寧んぞ名を假立せんや。業有を因と爲して、異熟有を感ずるが如し。此の果の有は、豈、因の有を假りて名と爲さんや。設ひ名を假立すと許すも、有の自體を失するに非ず。能有、所有、倶に有の性なるが故に。彼の義を證せんが爲めに、應に此の經を引くべからず。此の經文には異誦者あるに由るが故に。云何が異誦ぞ。有るが誦して言ふが如し、『有とは謂はく、能く後有をして生起せしむるなり』と。設ひ彼の誦の如きも、理亦、違すること無し。此れは因の中に於て、果の名を說くが故に。有の體は、是れ當有の起因なるに由り、假りに當來後有の生起を說く。此の義を顯はさんが爲

【一】是の段よりは有を說明したるものなり。阿毘曇教學に於ては、有を業有と解釋す。

【二】當有。未來の生活及び環境なり。十二緣起中識より有までは現在生活の樣式にして有はそれと未來の生活との連絡をなすものなり。

【三】下の頗勒具那契經のことなり。その下の註を見よ。

めの故に、世尊は『取に縁りて有』と說き已りて、次に有は、是れ生の縁なるを顯はさんが爲めの故に、此の契經を說くなりと。又、有は生に於て、因と爲ること最も近し。故に契經に說かく、『業を生因と爲す』と。業有は是れ生の近因なるを顯はさんが爲めなり。故に業有の因の上に於て、果の名を假說するなり。此の事は、必ず然るが故に、後に總結して『取に縁りて有、有に縁りて生』と言ふ。故に、又、餘の經に說かく、『佛、慶喜に告げたまはく、後有を招く業』と。此の中、有と名く。是の故に、上座の引く所の契經は、自ら有を釋することに於て、證を爲すに堪へず。唯、對法者の釋する所の有の名のみ、理に符し經に順じ、最も殊勝と爲すなり。有に二種あり、謂はく、業と異熟となり。今は此の中に於て、唯、[四]業有を取る。當生の果の近因の性を辯ずるが故に。前に異誦の契經の中に言ふが如し『有とは謂はく、能く後有をして生起せしむるなり』と。卽ち前際の業を行支と說くが如く、今、後際の中、業を名けて有と爲す。此れは生死の前後際は、同じく惑業を因と爲して異熟果を招くことを顯はすなり。上座は妄執す。「此の有支の名は、一切の有を總攝す。經に別に說かざるが故に。謂はく、佛は總じて有に略して三有りと說く。故に知んぬ、有支は一切の有を攝す。若し爾らざれば、世尊は、但應に此れを行と爲すと說き、或は業と爲すと說くべし。復經證有り、契經に言ふが如し『有とは謂はく、當來後有の生起なり』と。又、世尊、阿難陀に告げて言はく、『有に略して三有り、欲と色と無色となり』と。又、世尊阿難陀に告げて言はく『業の當來の後有を感ずるを、有と名く』と。又、契經に說かく、『諸有、若し無ならば、頗る有りや、いなや。乃至、廣說。』故に取は能く業有の生因と作り、業は有の助と爲りて、生有をして起らしむ。」是れを略して上座の所宗を述ぶとなす。是くの如きの所言は、皆な善說に非ず。別說せずと雖も、然も應に別に解すべし。識等に縁つて名色等と說くが如く、此の中に於て總じて三界所有の緣起を說くと雖も、而も容有に依つて、識に縁つて名色、名色に縁つて六處と說くを許す。是くの如く此の

【四】業有云云。有を業有と爲すは、阿毘曇教學の一般的解釋にして、Vibhaṅga. p. 137 舍利弗阿毘曇論一二(大正二八・六一一下)、法蘊足論十二(大正二六・九一二下)、發智論一、(大正二六、九二一下)婆沙論廿四(大正二七・一二一中)、俱舍論九・二一右は勿論、智度論九〇(大正二五・六九六中)及び起信論等にも有を業として解釋す。

中、別說せずと雖も、而も應に別解すべし。謂はく、三界繫の業と、三界有の名に說く、是くの如きは、何んの過有るや。若し此れに異らば、應に非情を攝すべし。謂はく、彼れ自ら言ふ、若し此の法に於て、欲・色・無色の貪等隨増せば、此の法は、應の如く三界有と名く。非情の諸法も亦、欲、色の界の貪等の隨増するを、此の中に於て、別說せざるを以ての故に、亦、應に彼れを攝すべきに、而も彼れ許さゞるが故に、總攝に非ず。若し、此の中、無明等に依りて有情を說くが故に、總じて有と說くと雖も、而も亦、非情を攝すと謂ふべからずと謂はゞ、豈、此の中、但流轉と還滅の次第に依り、及び惑業を因と爲して生と感ずる次第に依りて說かずや。故に總じて有と說くと雖も、而も所應に隨ひ、但不善と善の有漏の業に依り、說いて欲・色・無色の三有と爲すなり。「若し此の有の體、彼の行支の如くんば、何ぞ[五]彼れの如く行の名を以て說かざるや。」前に行の名義を思擇する中に於て、已に辯じたり。餘は隨ふ所の義無きが故に。「何ぞ業と名けざるや。」此れは、後有を感ずる因にして、是れ業の差別なり。一切の業は、皆な後有の因に非ざるを顯はさんと欲するが爲めの故に、有の名を立てゝ、說いて業と爲さゞるなり。又、業を有と名くること、聖教に極成す。[六]七有經に『業有と爲す』と說くが如し。故に彼の所說の、別に說かざるが故に有支の名は、諸有を攝すと知るとは、理教に違す。故に善說と爲すに非ず。彼れの引く所の經を、應に正しく詳に辯ずべし、且らく、初めに引く所の[七]頗勒具那契經の中に說かく、『有とは謂はく、當來後有の生起なり』と。此れは前に已に釋せり、謂はく、此の經文は、異誦有るが故に、及び因中に於て、果の名を說くが故にと。又、彼れの引く所の三有契經も亦、相違せず。總じて問答するが故に。我等は、一切の取蘊は、皆な有と名けずと說くに非ず。但有支の內、業有勝るが故に、唯、業のみ名を得るなり。然も彼の阿難陀は、總じて諸有を問ひ、有支を問はざるが故に、佛は還總じて答ふるなり。故に彼れの引く所は、有支は通じて三界の諸有を以て體と爲すと證するに非ず。又、彼れの引く所の二有契經も亦、相違

【五】彼れとは行を指す。

【六】七有經。長阿含十法報經（大正一・二三六下）參照。

【七】頗勒具那契經、雜一五・九（大正二・一〇二上）。S. 12. 11. 法蘊足論一二（大正二六・五一二下）引用、上の順正理二五にも引用さる。

せず。總じて說くを以ての故に。謂はく、業有と異熟有との中に於て、總じて有聲を說く。俱有性の故に。前の三界有は、總じて有聲を以て、三界繫の一切の業果を說くなり。今此れは、因果差別を顯はさんが爲に、業と、異熟とを、別有と爲すと說くなり。或は三界有は、一有の聲を以て、無量門の諸の有漏法を說くなり。今の此れは、但當來を感ずる業と、及び後有の果を、總じて名けて有と爲すと說くなり。或は此の[八]經の說かく、『業の當來の後有を感ずるを、有と名く』と。此の經は正しく後有を感ずる業を名けて有支と爲すと辯ずるなり。如何が之れを引いて、通じて有と名くるを證するや。故に此の文の後に、復是の言を作さく、『若し欲界繫の業有無くば、頗る欲界有を施設することを得るや。いななり。世尊よ。乃至、廣說』と。此れは要ず業有ありて、方に異熟有あるの義を顯はすなり。卽ち正しく、有に緣りて生と說くは、當生位を謂ふなり。已に有なる身根、命根の異熟を、說いて後有と名くるなり。是くの如く、卽ち有の聲は生を說くを以て、業俱行の異熟を、有と名くるに非ず。此れは後有に於て、感用なきが故に。是くの如く、聖教は對法の宗に順じ、如何に之れを引くも彼の義を成ずることを證す。又、彼の引く所の[九]大緣起經の『諸有、若し無なれば、頗る有有りや等』も亦、義に[一〇]違せず。故に復引き來るなり。此の中、世尊は、行と有との取果與果の功能の時の別を辯ぜんが爲め『諸有若し無なれば、頗る有有りや不や』と言ふは、問に寄せて、業の取果の時を顯はさんと欲するなり。謂はく、若し此の時、現の業有なければ、必ず能く當生の有を引く義なしと。此の文の後に於て、復是の言を作す『諸有若し無なれば、頗る有、生ずるや、いなや』と。此れは問に寄せて、業の與果の時を顯はすなり。謂はく、若し過去の業有なければ、必ず生有をして正起せしむる義なしと。或は此の後の文の意は、業有、取果し已ると雖も、要ず未だ斷滅ぜざれば、方に生の與めに、正起せしむる義有るを顯はす。若し過去の業無ければ、未だ斷せずと雖も、已滅にして體なし。何ぞ能く生を與へん。而も今、契經に是くの如きの說を作

【八】上に出せるは。A. III. 70 に相當する文なり、又この語に似たる文雜阿含一五（大正二・一〇二中）に出づ。

【九】大緣起經。中阿含九七經（大正一・五七九下）。

【一〇】本文達に作る、他本に依り違に改む。

す。若し猶、舊隨界あるが故にと謂はゞ、此れは但言有りて、因と作る理なし。故に此の一分は、經の義に別あり。要ず現在の業有有りて、方に現在の果有をして亦有ならしむることを證するに非ず。現の業と倶有なるに現の業の果に非ず。如何んが、業無からんや。彼の有便ち無きが故に、此の經は、有支は有を通攝するを證するに非ず。此の中、業有は是れ能有なり。若し異熟有は是れ所有なれば、是くの如きの所有は、卽ち是れ當來の業果の生の中の差別の義なり。此の中、正しく說く、「能有を有と爲すこと、已に具に成立す。前の行支の如し」と。

然も彼れは復說かく、「故に取は能く業有の生因と作る。業は有の助と爲りて、生有をして起らしむと。此れは諦說に非ず。唯、諸業を取りて、此れを有支と爲す。已に上文に於て、數成立するが故に。契經には、唯『取に緣りて有』と說くが故に。唯、業有は取を緣と爲すと許すが故に。豈、上座は、此の義の中に於て、已に有支は、唯、是れ業有と立てずや。「取に緣りて異熟有」と說かざるが故に。此れに由りて說く所の「業を有の助と爲して、生有をして起さしむ」とは、但、童豎自室の戲言の如し、佛說に非ざるが故に。業と倶行の有は、後果の生に於て、感ずる功能無きこと、前に已に說けるが故に。若し「業有は異熟有の、其の力を助くるに由るが故に、生有の因と爲る。」と謂はゞ、是れ則ち彼の宗は、無色界に生じて、業有の起る位には、都て異熟なし。旣に助くる力なくんば、應に生を招かざるべし。若し、爾の時、異熟界有りと謂はば、前に已に破するが故に、理も亦、成ぜず。設ひ業有は、異熟有の、其の力を助くるに由るが故に、生有の因と爲ると許すとも、是れ則ち有支は、唯、是れ業有なり。唯、此の業有は、取を用つて緣と爲し、能く生の緣と作る。其の義成立す。諸の對法者も亦、一切無明等の位は皆な五蘊を具すと許す。然も勝者に就いて、以て支の名を立て、餘の劣なる倶生は、但、助伴と爲す。故に異熟有は、有支の中に於て、立てゝ依と名くるに非ず。勝に非ざるを以ての故に。又、彼の上座は、忿嫉纒心して、先賢の「取に緣り

て有」とは、唯、業有を以て有支と爲すを顯はすと辯ずるを毀罵す。故に自ら問うて言く、「契經の所說の取に緣りて有とは、何に因るが故に知るや」と。卽ち自ら答へて言く、「現見するを以ての故に」と。謂はく、「今現見するに、欲取を因と爲して、無量の有情は、種々の業を造り、戒禁取に因りて、內外の道人は、種々に苦難の行業を受持し、見等の取に因りて、毘婆沙師と外道等の人は、諍論の業を起す」と。此の中、彼れは自ら有支とは、謂はく、取を緣と爲す業、異熟有なりと說かず。佛も亦、業を離れて有支を說かざるが故に、彼れの言ふ所の一切の有を總攝すると、取を緣と爲しての有とは、前後相違す。聖言に順ぜざるは、佛弟子に非ず。斯くの如く理敎に違するの言を顯說し、著しく敎理に違し、顚倒の妄見を執して眞正と爲す。外道宗に異りて、毘婆沙師の言は、敎理に順じ、所有の見解、理敎に符會するを、撥して邪妄と爲し、諸の外道に同ず。是くの如きの朋黨は、己を讚して他を毀す。有智者は聞きて深く嗤笑すべし。是の故に先に說く、唯、「業有を取る。當生の果を辯ずるに近因の性なるが故に」と。理善く成立す。

第十一項　生

二 唯業有に由り、此れ從り、命終して、復當生を結ぶ。異熟に非ざるが故に、正しく生有を結ぶ位を卽ち立てゝ生支と爲す。此の生の中、行を緣と爲すが故に、初めの結生位を名けて識支と爲すが如く、是くの如く來生に、有を緣と爲すが故に、初めの諸生位を名けて生支と爲すなり。此の位に此の名は、正しく須ゆる所なるが故に。謂はく、現世に於ては、識の用分明にして、未來世の中には、生の用最も顯はる。自の用の顯に隨へて、立つるに支の名を以てするなり。或は餘の經中に、生の苦の故に、爲めに天趣に造(いた)ると說き、後有の業は、厭捨を生ぜしむるが故に、說いて生と爲し、或は後有の業は、皆な能く苦果を招き、造らざらしめんが爲めの故に、說いて生と爲すことを顯はす。是れに由りて、餘經は、生等の苦の畢竟じて寂滅するを、名けて般涅槃と說く。我れは生の名

【二】唯、云云。以下生支の說明なり。生と老死の二支は未來世の生活を、概括的に述べたるものにて、從つてこの生に現在生の第一步たる識位に相當するものなり。

は不相應行に依ると說かず。是の故に、上座の說くる所の難詞は、空閑に在りて、獨り哀泣と爲すが如し。又、先に有爲の相を思擇する中、已に彼れの言を遣れり。故に重ねて述べず。

第十二項　老死

此の生支の後より、[二二]當の受支に至る中間の諸位を、總じて老死と名く。卽ち現在の名色、六處、觸、受の四支の如し。未來生に於ては、是くの如き四位を名けて老死と爲すなり。當有を欣ぶの心を厭捨せしめんが爲め、老死の名を以て、當の過患を顯はす。「若し今世の識は卽ち未來の生にして、今の識は緣と爲りて、但名色を生ぜば、生は應に遍く老死の緣と爲るに非ざるべし。或は老死の名は、四位に通ずるに非ざるが故に、當の受に至るを老死と名くるの言は、應に更に思擇すべし。」此れは失あること無し。老死支の名は、定んで四位に通ず。容有に隨ふが故に、生を以て緣と爲し、一一の支を以て、皆な老死と名くと說くが故に。老死の位に於て、四支有りと說くは、未來の生も亦、現在の如く、前後を因果と爲す義の有ることを得るを顯はすなり。「如何が、佛は老死の聲を以て、當來の名色等の四を總說すと知るや。」佛は緣起の後際の果中に於て、已に一支を說けり。唯、餘は四なるが故に。是くの如きは、正しく三生の中に於て、十二支を具し、有の輪は無始なることを顯はすなり。此れに過ぎて更らに說かば、則ち唐捐と爲す。十二支を說けば、義は圓滿なるが故に。若し「當果は、唯、應に生と說くべし。義に於て已に周ねし、餘を說くは無用なり」と謂はゞ、此れも亦、理に非ず。若し但生と說くも、後際の果中、未だ遍く說かざるが故に。

[二三]過去世の二支、因と爲りて、現在の果を招くことを、已に圓滿に說けるが如く、是くの如く、[二四]現世の三支を因と爲して、未來の果を招くことも亦、應に具に說くべし。後際も前際の如しと顯はさんが爲めの故に。若し此れに異なれば、教は減失を成ぜん。後際の果を遍說せざるを以ての故に。或は愚者は、[二五]毘瑟笯等の諸天の世界に、若し往生することを得れば、彼れには唯、生ありて老無

【二二】當の受支とは、當來の受支の意にして、卽ち老死を特に受位までに限れるは、老死は未來の果を總括して立てたる位なれば、これを現在の八支に直せば、名色以後受までに相當すると云ふなり。その故は、現在の八支の中過去の因に酬いたる果は受支までにして、愛以下有までは、未來の因となるものなるを以てなり。

【二三】過去世の二支とは無明行の二支なり。

【二四】現在の三支とは、愛、取、有の三支なり。

【二五】毘瑟笯。Viṣṇu 印度教の神にして濕婆神、梵天と並んで三大神の一なり、佛教經典にも屢々關說せらる。

く死なしと聞き、聞き已りて種々の邪因を造集す。如來は生には、皆な老死ありと說く。彼れの生方便を求むるを遮過せんが爲めの故に、當果に於て、但生と說かざるなり、彼の上座は言はく、「世尊は、老死の聲を以て、當來の四支を說くに非ず。老死の名は差別なきを以ての故に。又、契經に、乃至、死と說くが故に」と。彼れの言は理に非ず。前に已に說けるが故に。謂はく、前に已に後際の果の中、已に一支は唯、餘の四なりと說けるが故にと。四支は別なりと雖も、老死の義通ずるが故に、一名を以て四を說くも失なし。是くの如く說きて、前後際の因果は相應にして、不增不減なるを顯はすなり。若し四位を過ぎて老死支を立つれば、所說便ち增し、所詮なきが故に、亦、名けて滅と爲す。遍く說かざるが故に。是れに由りて、老死は定んで四支を攝す。「乃至、死」の言も亦、失あること無し。前際の業果は、死を後邊と爲す。四支を越えて別に老死あるに非ず。後際の業果も理亦、應に然るべし。初位の生を除ける餘を老死と名く。終盡位に望んで、「乃至」の言を說く。先時に老死と名けずと謂ふに非ず。又、定有に望んで「乃至」の言を說く。生支の後に於て、死定んで有なるが故なり。是れに由りて、彼の說は收採するに堪へず。

「何が故に、有爲相の名を以て、後際の果を說き、前際を說かざるや。」現と不現見と差別あるが故なり。謂はく、前際の果の體、及び生等は、俱に現見にして、體を擧げて便ち知るべし。後際の二種は、俱に現見に非ず。唯、彼の過を顯はして、求を厭息せしむるなり。說くが如し、『苾芻よ、色の生・住・起とは、應に知るべし。卽ち是れ苦の生・病・住・老死の起の義なり、乃至、廣說。』生と老死とは、各一支に說く。彼の功能の時分の異なるを顯はすが故なり。或は佛は此の緣起の義の中に於て、世俗の生等を說き、勝義に就いて說くに非ず。彼の初起の位を總說して生と名け、終盡位の中、總說して死と名く。老は定んで有るに非ず、然も死に順ずるが故に、支を別立せず、總じて老死と名く。或は蘊の增位を總說して生と名け、蘊の滅位の中、總じて老死と名く。或は諸の愚夫の欣樂

する所の事を總じて名けて生と爲し、卽ち彼の愚夫の厭離する所の事を總じて老死と名く。故に生と老死とは、各一支を別立するなり。「豈、亦、死に緣りて生あらずや。何が故に、唯、生に緣りて死と說くや。」決定に由るが故なり。是くの如きの說を作す。謂はく死有るもの、定んで生有るに非ず。諸の生有る者は、定んで死有るが故に。「若し爾らば、生有るは定んで老有るに非ず。此の中の老は世俗に據るに由るが故に、如何が生に緣りて老と說くべきや。」若し生無ければ、定んで老なきを以ての故に、雲なき處に、則ち定んで雨なきが如し。此の中、生は定んで死有より無間にして起るに非ず。生支は、中有の無間にして生を得ること有るを以ての故に。此れに由りて、佛の有情緣起は十二支を具すと說く義、善く成立す。

第三節　四種の緣起と佛陀の聖意

第一項　四種の緣起

〔一六〕又、諸の緣起は差別して四と說く。一は剎那、二は遠續、三は連縛、四は分位なり。有餘、復說かく、「法の功能を顯はすは、此の中の〔一七〕剎那なり。謂はく、因と果と、倶時に世に行ずるなり。契經に說くが如し『眼、及び色緣と爲りて、眼識を生ず等』と。」有餘師の說かく、「一剎那の中に十二支を具し、實に倶起有り、貪と倶起の發業の心中の癡は謂はく無明なり、思は卽ち是れ行、諸の境の事に於て、了別するを識と名け、識と倶なる〔一八〕三蘊を、總じて名色と稱し、有色の諸根を說いて六處と爲し、識相應の觸を名けて觸と爲し、識相應の受を名けて受と爲す。貪は卽ち是れ愛、此れと相應する諸の〔一九〕纏を取と名け、發す所の身語の二業を有と名け、是くの如きの諸法の起を、卽ち生と名け、熟變するを老と名け、滅壞するを死と名くるが如し。

上座は謂はく、「此れは理に應ずる言に非ず。一剎那の中には、因果なきが故に、聖敎に違するが

【一六】又、諸の緣起。此の段、四種緣起を說く。四種の緣起とは、
一、剎那緣起 Kṣaṇikaḥ pratītyasamutpādaḥ 此の說は婆沙論に依れば設摩達多の說なり。
三、連縛緣起 Sāṃbandhikaḥ pratītyasamutpādaḥ
四、分位緣起 Āvasthikaḥ pratītyasamutpādaḥ
二、遠續緣起 Prākarṣikaḥ pratītyasamutpādaḥ
婆沙論二三(大正二七・一一七下―一一八下)、倶舍論九・一一左。

【一七】剎那緣起は有部の正說にはあらざれども吾々の心的作用が初まると共にそれが完了するに至るまでの經過、十二支に分析せるものにて、かくして心と物との關係を見たる重要な說なり、起信論の三細六麁、攝大乘論の二種の分別緣起等みなこの方法をとりて十二緣起を解釋したるものなり。

【一八】三蘊とは、色想行の三蘊なり。此の中想蘊は全部、色蘊は別に支と立つるものを除きて餘の扶根四境、行蘊は無明、思、觸、貪、無慚、無愧、惛沈、掉擧、及び生異滅を除きて作意等を取る。

【一九】纏とは、無慚、無愧、

故に、了義の説なるが故に。」と。謂はく、「倶生品は、因果定んで無し。倶生法中、誰れか因にして、誰れか果なるや。又、此の所説は、聖教に違す。世尊の阿難陀に告げて言ふが如し。『識若し母胎の中に入らざれば、名色の羯剌藍を成ずることを得るや、いなや』と。行に三種あり。諸の受に於て憙ぶを、説いて名けて取と爲す。吾れ當に汝が爲めに法の增減を説くべし。苦集に趣く行、苦滅に趣く行なり。此の品類に集沒あるべきに非ず、但掉擧に由りて無量の過失あり。魍魎に魅せられて、輕々しく此の言を發す。又、此の契經は、是れ了義説なり。世尊は決定して此れを依と爲すと説けり。佛は此の中、自ら解釋するに由るが故に。此の一類は正しく所宗に非ずと許す。」設ひ是れ所宗なるも、難は亦、理に非ず。一念も亦、縁起の義有るが故に。專ら此れが爲めに造論するに非ざるが故に、已に成立するが故に、種々に説くが故に、契經に説くが故に、許す所に非ざるが故に。謂はく、先に已に説けり、唯、十二を説いて縁起と名くるに非ず。眼と色とを縁と爲して眼識等を生ずるも、是れ縁起なるが故に。上座は斯に於て、豈、忍許せざらんや。又、倶時の因果を立てんが爲め、一刹那に縁起ありとの論を説くに非ず。但法の相應有を顯示せんが爲めなり。謂はく、前に已に説けり、一刹那の中、十二支を具し、實に倶起あり。是くの如きの十二は、展轉の力の生と爲んや、前因の力の起と爲んや。別に應に思擇すべし。又、已に倶有因の有ることは成立せり。後義の相應は當に更に分別すべし。又、佛の種々に説ける縁起の義は、一を信じて、而も縁じて餘を撥すべからず。契經の中、或は十二、或は十一等と説くこと、前に已に説けるが如きを以てなり。一一の支の縁の所説も亦、異なり。謂はく、或は有るが説かく、『無明に縁りて行』と。或は復有處に、『觸に縁りて行』と説けり。了達經の如し。或は復有處に、『愛に縁りて行』と説く。羯磨經の如し。或は復有處に、『行に縁りて識』と説き、或は有處に、『名色に縁りて識』と説き、或は復有處に、『有に縁りて識』と説けり。或は有處に、『六處に縁りて觸』と説き、或は有處に『名色に縁りて觸』と説け

惛沈、懈擧等なり。

り。大緣起契經の中に說くが如し。或は復有處に、『二に緣りて觸』と說けり。伽他に說けるが如し。眼色の二等なり。或は復有るが說かく、『三和に緣りて觸』と。或は復有處に、『觸に緣りて受』と說き、或は復有處に、『二に緣りて受』と說けり。即ち上の所引の伽他の中に說けり。或は復有處に、『受に緣りて愛』と說き、或は復有處に、『觸に緣りて愛』と說けり。了達經の如し。或は有處に、『無明に緣りて愛』と說けり。羯磨經の如し。即ち彼の契經は、『業に緣りて眼』と說けり。餘經は復『名色に緣りて眼』と說けり。有餘の經には、『大種に緣りて眼』と說けり。諸の是くの如き等の無量の契經は、佛の緣起を說くこと種々に差別せり。是の故に、上座の引く所の契經も亦、斯の剎那緣起に違せず。彼此の所說は、理に違ふことなきが故に。又、佛は自ら、剎那緣起を說く。謂はく、『剎那の頃に多物相ひ藉るなり。』契經に說くが如し、『眼と色とを緣と爲して、癡の生ずる所の染濁の作意を生ず。此の中、所有の癡は、即ち無明なり。癡者の希求を、即ち名けて愛と爲す。愛者の發表する所を、即ち業と名く。若し此の中に於て、復識等を說いて餘の支の體と爲す。何の理敎に違せんや。既に違する所無し。何ぞ忍許せざるや。又、我等は彼の引く所の緣起を說く經は、是れ了義の說なりと許すに非ず。非了義の相は、次に後に當に辯ずべし。設ひ彼の經は、是れ了義の說と許すも亦、剎那緣起に違害せず。上座は此の非理に於て、嫌を生じ、而も、是の說を作す。無量の過失は、魍魎に魅せられて、輕るしく此の言を發せるなり。今、此の中に於て、對法の理に依りて、略して彼れの意を辯ぜん。彼れの前の所說の貪俱起の發業の心中、十二支を具するが如しとは、何に依りて說くや。發業の[二〇]因等起の心に依ると爲んや、剎那等起の心に依つて說くと爲んや。若し發業の因等起の心に依れば、瞋癡の相應を因等起と爲すも亦、應に具足して十二支有るべし。瞋癡有りて[二一]轉を爲し、愛は隨轉を爲すが故に。應に但貪俱起の心と說くべからず。若し剎那等起の心に依つて說かば、愛有りて轉を爲すを、何が故に論ぜざるや。有るが是の言を作さく、「因等起に依る

【二〇】因等起云云。等起するといふに就いて因果關係ありてその因に依りて果として起るといふ意味にて等起をいふものと、時間的に同時剎那に起るものとの二種あるをいふ。

【二一】轉とはそれが能動となりて次のものを生ずるを云ふ。有の生に於けるが如し。隨轉とは相伴うて轉起するをいふ。名色の識に於けるが如し。婆沙論二四(大正二七・一二四中)參照。

は、此れは業に於て、是れ決定するを以ての故なり。愛轉を爲して發す所の業の中、決定して還愛を用つて隨轉を爲すに非ず。瞋癡等の心も亦、有るべきが故に」と。今、謂はく、此れは刹那等起に據るなり。卽ち此の理に由りて、是くの如きの言を作す、身語業は見所斷の起無し。因等起の心の發す所の身語業は、刹那等起を離れて、未だ生ぜざるもの有るに非ざるが故に。若し此れに異なれば、擧心逆を起せば、爾の時に、則ち應に無間罪を得べし。又、因等起は、時に遠あるが故に、愛を轉と爲して、業は決定して生ずるに非ざるが故に、此れは業に於ても亦、決定するに非ず。此れに由りて、定んで刹那緣起に據るなり。刹那緣起は、是くの如く應に知るべし。

[二二]遠續緣起とは、謂はく、前後際に、順後受、及び不定受の業の煩惱あるが故に、無始より輪轉するなり。說くが如し『有愛等の本際は、知るべからず』と。又、應に頌に言ふべし、

　我れ昔、汝等と、　生死の長途を涉るは、
　如實に四聖諦を　見ること能はざるに由るが故なり。

[二三]連縛緣起とは、謂はく、同異の類の因果の無間に相屬して起るなり。契經に說くが如し『無明を因と爲して、貪染を生じ、明を因と爲すが故に、無貪染生ず』と。又、契經に說かく『善より無間に染、無記生じ、或は復此れに翻ず』と。

[二四]分位緣起とは、謂はく、三生の中、十二の五蘊無間に相續す。法の功能を顯はすなり。謂はく、經に說くが如し『業を生因となし、愛を起因と爲す』と。是くの如き等の類は、功能の差別なり。

第二項　四種の緣起と佛陀の眞意

[二五]此の五種の緣起の類中に於て、世尊は何を說けるや。頌に曰はく、

　傳許すらく、位に約して說く。　勝に從ひて支の名を立つ。

論じて曰はく、對法の諸師は、咸是の說を作さく「佛は分位に依りて、諸の緣起を說けり」と。

【二二】遠續とは、順後受業、不定業に約して、多生を隔越して無始より遠續する因果なり。

【二三】連傳とは、緣起十二の各支が無間に次第に關聯連結するをいふ。時間的に三世の別あるに非ず。

【二四】分位とは、婆沙論二三（大正二七・一一八下）に「此論所說十二有支皆具五蘊時分各異」とあり、十二支の一々の分位に五蘊あり。三世に分れて前後聯關するをいふ。

【二五】此の段は、以上の諸種の緣起を說く中眞の佛意の存する緣起は分位緣起なりと論ずるなり、今論文に五種とあれども四種とする方正しかるべし。

[二六]經主は信ぜず。「俱許」の言を說く。「若し支支の中、皆な五蘊を具せば、何に緣りて、但無明等の名を立つるや。」諸の位の中にて、無明等勝るゝを以ての故に、勝に就いて無明等の名を立つるなり。謂はく、若し位の中に、無明最も勝るときは、此の位の五蘊を總じて無明と名け、乃至、位の中に、老死最も勝るときは、此の位の五蘊を總じて老死と名くるなり。故に、體は總なりと雖も、名は別なること失なし。是くの如く前位の五蘊を緣と爲して、總じて能く後位の五蘊を引生するなり。所應に隨つて、[二七]一切を說く。

[二八]上座は此に於て、妄りに彈斥して言はく、「無間生有りと雖も、然も緣起の理なし。[二九]初めの結生の有は、理に應ぜざるが故に。謂はく、結生の時の所有の五蘊は、有情の相續に於て、並に能く緣と爲るに非ず。契經には、但『識は胎に入る』と言ふが故に。[三〇]又、惑業を生ずる次第生の理を失するが故に。謂はく、六處より、觸、受、次第に諸の煩惱を起し、煩惱は業を發し、業は復生を引く。皆な成ぜざるが故に。[三一]又、周の差別、應に成ぜざるべきが故に、謂はく、有情の前後の諸蘊、皆な總じて相ひ望むるに、前は後の因と爲ると說かば、則ち因に差別を立つる道理を失す。前後有りて無間にして生ずと雖も、然も一切の因は能く一切の果を生ずるに非ず。色法の起の如きは、外緣を藉ると雖も、然も自種の力、無間に引起す。諸の心心所は、各別の因の生なり。若し分位を許さば、因は應に別なかるべし。[三二]又、無學に於て過失を成ずるが故に。謂はく、阿羅漢、若しは愛位に於て、或は取位に於て、阿羅漢を得ば、應に愛に緣りての取、及び取に緣りての有の位なかるべし。[三三]又、應に愛等は、數生ぜざるべきが故に。謂はく、受、緣と爲りて、數愛を生じ、或は愛緣と爲りて、數取を生ず。若し分位を許さば、此れは應に成ずべからず。其の位已に過ぎて、重ねて起ること無きが故に。[三四]又、緣起經は、是れ了義なるが故に。謂はく、此の經の義は、佛は自ら決了せり。前際の無智等を名けて無明と爲し、福、非福の不動を說いて名けて行と爲す。六識身等

【二六】經主云云。俱舍論九・一二右經部は有部の分位本位說を認めざるが故なり。

【二七】本文一切一切と重ぬ。他本に依り、たゞ一切とし、後の一切を除く。

【二八】上座は云云。此の段は、上座が有部の正意とする分位緣起を破せるものなり。其の理由として六種の難を擧ぐ。

【二九】初めの云云。上座の第一難。

【三〇】又、失生云云。上座の第二難。

【三一】又因の差別云云。上座の第三難。

【三二】又、無學に云云。上座の第四難なり。

【三三】又、應に愛等云云、上座の第五難。

【三四】又、緣起經は云云。上座の第六難。

を名けて識等と爲す。世尊は恒に了義經に依ることを勸む。是の故に、中に於て應に異釋すべからず」と。

[三五] 今、謂はく、上座の立つる所の諸因は、一として能く分位緣起を遮すること無し。且らく、[三六]「初めの結生は、理に應ぜず」とは、此れは正因に非ず。勝に就いて說くが故に。謂はく、初めの結生位は識の用最も强きが故に、母胎に入る時、偏に其の識を說くなり。然るに受、想等を離れて、識獨り生ずべきに非ず。相應、俱有因の中、已に廣く成立せり。故に勝に就きて『識、母胎に入る』と說くなり。此れは所依は、能依なくして必ず有るに非ざることを顯はすなり。上座は自ら說く、「佛は識聲を以て、總じて一切の心心所法を說くが故に、識支は一切の心心所を通攝す」と。如何が廢忘して、今、乃ち經の結生の時に、唯、識有ることを許すを證するを引くや。

[三七] 又、「惑業を生ずる次第生の理を失ふ」とは、分位緣起は此に於ても、寧んぞ失せんや。謂はく、識の位が勝に就いて名を爲すが如く、六處等の位の中、六處等は勝るが故に、六處等の位に於て、六處等の名を說くなり。是くの如く、六處・觸・受と、次第に諸の煩惱を起し、煩惱は業を發し、業は復生を引くなり。此れ何の失する所ぞ。若し經に說くが如くにして義を執せば、定んで是くの如き次第生の義を失せん。謂はく、六處は獨り能く觸を生ずるに非ず。『三和にして觸有り』と說くを以ての故に。觸既に有に非ざれば、受は何より生ぜんや。受の因既に無ならば、惑業寧んぞ起らんや。惑業無くんば、生は何を因とする所ぞ。復有餘の經に說かく『觸は愛を生ず』と。應に唯、觸は受の緣と爲ると說くべからず。則ち有支の次第生の理を失するなり。是の故に、分位の有支を憎背して、惑業を生ずる次第生の理を失ふと言ふは、彼れの過と說く所の過、自ら彼の宗を害するなり。

[三八] 又、「因の差別、應に成ぜざるべし」とは、理亦、然らず。分位に依りて、因の差別を說く理乃ち

【三五】今、謂はく云云。如上の上座說に對する有部の反駁なり。
【三六】初めの云云。上座の第一難に對する反駁。
【三七】又、失生の惑業云云。上座の第二難に對する反駁。
【三八】又、因の差別は云云。上座の第三難に對する反駁。

善く成ずるが故に。謂はく、我等は、一切より還一切を生ずと許すに非ず。是の差別の因は、諸位の中、少色ありて、所餘の色に於て、勝れたる生因と爲り、或は有る少色は、心心所に於てと許すを以て、心心所法を因と爲すも亦、然なり。我が宗とする所は、一切位の色と心心所は、皆な勝因と爲ると說くに非ず。彼々の位に、種々の別を生ずるが故に。有る位は色勝れ、有る位は心勝れ、有る位は心所の隨一を勝と爲す。彼々の差別の因緣に遇ふに由りて、是くの如き是くの如きの差別生ずるが故に、唯、分位緣起の理の中に、斯くの如き因果差別有りて、分明に見るべきを得と許すなり。何ぞ乃ち撥無せん。

三九 又、「無學に於て過失を成ず」とは、此れは失有ること無し。是れ許す所なるが故に。謂はく、愛位に於て、或は取位に於て、阿羅漢を得ば、我が宗は、彼れは「愛に緣りての取、」及び「取に緣りての有」無しと許すなり。上座、若し「阿羅漢を得て、猶ほ愛に緣りての取、及び取に緣りての有あり」と謂はゞ、是れ則ち有に因りて應に復生を招くべし。既に復生を招かば、定んで老死あらん。是くの如き應供は、當に自ら歸依すべし。然も此の中の所說の緣起は、總じて一切の補特伽羅に依るに非ず。是の故に此に於て、難を設くべきこと無し。豈、阿羅漢は、有愛、有取にして、而も說いて言つて阿羅漢と謂ふ可けんや。若し愛取位に阿羅漢を得ば、根を轉ずるを離れて、阿羅漢有り、阿羅漢を得るに非ず。是の故に、上座の出す所の言詞は、慧の發す所に非ず。豈、能く如實に宣釋せんや。甚深微細にして、緣起の道理を知ることは難し。

四〇 又、應に、「愛等は數生ぜざるべし」とは、此れも亦、違ふこと無し。遮する所に非ざるが故に。分位緣起を說く論者は、觸・受・愛・取は、餘位に行ぜずと言ふに非ず。諸位の中、皆な多法起ると雖も、然も勝者に隨ひて、以て支の名を立つるなり。上座は斯に於て、忍許せざるに非ず。謂はく、「識支の位は、唯、一刹那なるも亦、中に於て諸の心所を攝す」と許す。我が宗も亦、爾なり、何の

【三九】又、無學に云云。上座の第四の難に對する反駁。

【四〇】又、應に愛等云云。上座の第五の難に對する反駁。

相違する所ぞ。

四一 又、「緣起經は、是れ了義なり」とは、理最も不可なり。上座は中に於て、種々差別して辯釋するが故に。謂はく、有るが難じて言はく、經は三種の業の因緣集を說けり、即ち「貪所蔽の行、身惡行、乃至、廣說。」應に但『無明に緣りて行』と說くべからず。上座は此に於て、自ら解釋して言はく、「此の中、無明の聲は、總じて諸の煩惱を攝す」と。然るに經には但無智の聲を以て、無明を分別するを見るのみ。餘の惑を言はず。又、上座は、觸受の二支の言も亦、即ち非理の作意を兼ね攝すと許すが故に。謂はく、契經に說かく『非理の作意は、無明の因と爲る』と。上座は釋して言はく、「非理の作意とは、觸、或は受の攝なり」と。然るに經に觸受の支を分別する中、曾つて非理の作意ありと說かず。又、彼の經に言はく『是くの如き種類の心心所法は、皆な即ち無明なり』と。然も實に無明の心と、餘の心所との相は各別なり。總じて無明は、乍ち無明なるべきに非ず。是れ思の差別なり。彼れは、「思の差別を無明等と爲す」と許すが故に。又、彼れは自ら說かく、「無明は受を助けて、能く愛の因と爲る。唯、受の力のみに非ず」と。然も經に、『受に緣りての愛』を分別する中、唯『受の因能く愛を生ずと說く』なり。又、彼れ自ら說かく、「次後の二支には、必ず無明あり。所以は何ぞ。無明を離れて煩惱轉ずるに非ざるが故に」と。然も經に愛取の二支を分別して、唯、愛等の次第は、生死の支の中に分別すと說くなり。皆な理を盡さず。又、彼れ自ら難ず、「何が故に、無明の聲は、餘の煩惱を攝し、餘の煩惱の聲に非ざるや」と。即ち自ら釋して言はく、「彼を離るゝに非ざるが故に。謂はく、無明を離れて、餘の煩惱轉じ、餘の煩惱を離れて、無明獨り行ずること有るに非ず」と。又、彼れは更に根源を究めんが爲めに釋す。速に斷對治を起さしめんが爲めの故に、無明の聲を以て、餘の煩惱を說くなり。明慧正しく起りて、親しく無明を治し、無明斷ずる時、諸惑皆な斷ず。彼れを厭うて明慧をして速に生ぜしめんが爲めの故に、彼の聲を以て諸の

【四一】又、緣起經は云云。上座の第六難に對する反駁。

煩惱を說く」と。自ら是くの如き等の無量の門を以て、彼の經の深隱の理趣を解釋して、數是れ了義經なりと決判す。彼れを詳にするに但應に東方の者を欺くべし。或は心慠逸にして、此の言を輕發し、且らく前後に置き、自ら相ひ違害するなり。

了、不了義の其の相は云何。而も蘊んで心に在り、數々決判す。「此の緣起敎は、是れ了義經なり」と。彼の上座の言はく、「諸有の聖敎の佛の自ら[四二]標釋せるを了義經と名け、所餘の契經を不了義と名く」と。彼の言は理に非ず。諸の聖敎の中、未だ誠文の、是くの如き相を說くを見ず。唯、是れは上座の妄りに圖度を爲せるなり。諸の聖敎に無くば、理相應すと雖も、上座は每に此れは定量に非ずと言ふ。況んや聖敎に無く、復理と相違するをや。而も此れを執して、了、不了の相と爲す。如何が此の所說の相の非なるを知るや。標釋を闕くも、而も是れ了義にして、標釋を具するも了義非ざるもの有るを見るが故に。謂はく、契經に說かく、『佛、苾芻に告げたまはく、若し有るが說いて言はく、我れは空に依らずして能く無相、及び無所有を起す。若しは智、若しは見、增上慢を離るゝこと、是の處あること無し』と。此の中、豈、標と釋の二文有らんや。而も此の經は是れ了義の說と許す。或は應に更に釋すべし、何の別意ありと。又、彼れも亦、定んで是れは了義經なりと許す有り。謂はく、契經に言はく『若し一類ありて、諸行の法に於て非理に思惟し、能く世間第一法を起すは、是の處あること無し』と。然も此の經中、別に標釋なし。斯くの如き等の說は、其の類は寔に煩なり。標釋を具するも了義に非ざる者有りとは、謂はく、契經に言はく『云何が內地界なる。謂はく、髮毛爪等なり、乃至、廣說』。地界は但堅を以て自性と爲す。髮等は具に色等を以て合成す。此の中、如何が假を說いて實と爲すや。此の經は標釋の二文を具すと雖も、而も復中に於て、應に意趣を求むべし。又、契經に說かく『佛、苾芻に告げたまはく、此と彼との中間の言は何を表する所ぞ』と。是くの如く標し已りて、佛は自ら釋して言はく、『「此」の言は、觸を表はし、

【四二】標釋。標文と釋文の意にて「有に緣りて生」と標し、その有と生の關係を說く釋の具はるものとは了義經なりとの意なり。

「彼」とは謂はく、觸の集なり。中間は謂はく、受なり。受は應に六處と觸の中間に在るべきに非ず。又、餘の經に曾つて此の義を決判すること無し。此の經も亦、標釋の二文を具す。然も亦、中に於て應に別意を求むべし。又、卽ち此の緣起契經に於て、佛は中に於て自ら標し自ら釋すと雖も、而も彼の上座は、自ら多門を以て、彼の經の深隱の理趣を解釋す。且つ、佛の意趣は、生有を結する識を名けて識支と爲し、而して自ら釋して言はく『識とは卽ち是れ眼等の六識なり』と。然も唯、意識のみ能く生有を結す。此れ豈、更に意趣を詳にすべきにあらずや。誰か智有る者、斯くの如く別意ある經を名けて了義と爲すと執著せんや。又、經の處々に、種々の門を以て、緣起を廣說せるは、多く了義に非ず。皆な所應に隨へて、當に意旨を求むべし。是くの如きは、了、不了義の經の差別相に達せざるなり。而も我れ、經を以て定量と爲すと稱するは、甚だ非理と爲す。故に我等毘婆沙師の彼れの所宗に於て、數嗤誚を爲すを招く。

〔四三〕經主は此に於て、假りに是の言を作す。經部の諸師は、是くの如きの〔四四〕白を作さく「此の中の說く所は、己が情を述ぶと爲んや。是れ經の義なりと爲んや。若し是れ經の義ならば、經の義は然らず。所以は何ぞ。經に異なりて說くが故に。〔四五〕契經に說くが如し『云何が無明と爲す。謂はく、前際の〔四六〕無智なり、乃至、廣說。』此れは了義の說なり。抑へて不了義と成さしむべからず。故に前の所說の分位の緣起は、經の義と相違す」と。此の上座宗の如きは、應に廣く遮遣すべし。又、但標擧して解釋するが如きの故に。謂はく、貪等も亦、行の緣と爲ること有りと雖も、而も但、無明を標す。別因を觀るが故なり。又、十二處は皆な觸の緣と爲ると雖も、別因を觀ずるに由りて、但六處を標す。諸の是くの如き等は、其の類寔に多し。別因を觀じて、但少分を標するが如く、亦卽ち此れに由りて、唯、所標を釋す。如何が斯れを執して了義の說と爲さんや。三種の業の因緣集を標するが如き、但標に隨ひて釋す。謂はく、貪瞋癡なりと。此れと相應する慢等の諸惑は、全て業の

【四三】經主云云。俱舍論九・一六右。
【四四】白 Jñapti, Ñatti 今の語の動議とか聲明とかいふに同じ。
【四五】契經。雜阿含十二、(辰二、六九右) 3. 12. 1-2 Desanā, Vibhaṅga.
【四六】無智、經部は各支を智的に解して實體としてとらざるが故に、無明もたゞ無智と解して、他の蘊を云はざるなり。

因縁集と爲るの義なきに非ず。然も別因を觀じて但三種を標す。即ち此れに由るが故に、唯、此の三を釋するなり。又、經に說くが如し『應に二法を修すべし。謂はく、奢摩他、毘鉢舍那なり』と。豈、此の中、唯二を標釋するを以て、正思惟等は、便ち所修に非ざらんや。是くの如く、此の中、何の位に隨つて、此の法最勝にして用て支名を標し、標する所の名に隨つて、還、是くの如く釋するや。此れは經の義に於て何の相違ありや。又、諸の經は皆な了義の說に非ず。亦、勝に隨つて說くこと有り。[四七]象跡喩經の如し『云何が內の地界なる。謂はく、髮毛爪等なり』と。彼れには、水等の諸界無きに非ずと雖も、而も唯、地界を說く。此れも亦、應に爾るべし。

彼れは謂はく「引く所は證と爲すべからず。彼の經の中には、[四八]地界を以て、髮毛等を辯ぜんと欲するに非ず。若し彼の經問うて、云何が髮毛等なると言ひ、答へて地界なりと謂はゞ、彼れを判じて非具足の說と爲す可し。髮毛等は、唯、地界のみに非ざるが故に。然るに彼の經の中、髮毛等を以て、地界を分別す。地界は髮毛等を越ゆること有るに非ず。故に彼の契經は是れ具足して說くものなり。此の經に說く所の無明等の支も亦、應に彼れの如く、是れ具足の說なるべし。所說を除きて外に、復た、餘有ること無し」と。

此の救は理に非ず。證意に迷ふが故に。此の中の證意は、謂はく、髮毛等は、多法の成なりと雖も、然も其の中に於て、地界勝るが故に、總じて地界と名くるなり。彼の聚中、地界勝るが故に、餘の劣なる者を廢して、勝に就いて名を爲せるが如く、是くの如く、此の中、一一の位に皆な五蘊を具すと雖も、而も此に於て、勝なる者に就きて無明等の支を說くことを得るなり。如何が乃ち引く所證に非ずと言ふや。[四九]經主は此に於て復是の言を作す「諸位に於て、皆な五蘊有りと雖も、然も此の有無に隨つて、彼れ定んで有無なれば、此の法を立てゝ、彼の法の支を爲す可し。諸の阿羅漢は、[五〇]五蘊ありと雖も、而も行と隨福と非福と不動との行と識と、乃至、愛等と有ること無し。

【四七】 象跡喩經。中阿含七（昆五・三九—四一） M. No. 28. Mahā-Hatthipadopama S.

【四八】 地界云云。經部師の意は、地界を說明する爲めに毛髮を以てしたるもの故、決して不具足なることとなし、無明の無智に於ける場合も爾りとなす。然るに有部の說にては、これは毛髮を地界の語を以て說明したるものにて、毛髮は地界のみならず、他の三界をも具するにそのことを云はずして、たゞ地界を以て說くは不具足の說なり。故に了義に非ず、しかれど毛髮は四大の中地界最も勝るが故にかく地界を以て說明したるものにして、無明の無智に於ける場合も此れと同じとなすものなり。

【四九】 經主は云云。倶舍論九・一六左。世親の意は、例へ無明位に五蘊ありと雖も、行支の生ずるは、たゞ無明により、無明なければ行なきを以ての故に無明を立つ。然るに受等はしからず。例へば阿羅漢には受等はあれども、識等を生ずる行なきが故に受等を立てゝ行を生ずる支と爲すこと能はずとなり。

【五〇】 五蘊ありとも云云。阿羅漢には五蘊はあれども、煩惱なき故に、行なく、福等の

是の故に、經の義は、即ち説く所の如し」と。

是くの如きの[五一]所説は、深き理趣なし。倶有因の義は前に已に成立せり。經主は中に於て、忍許せざるに非ず。既に一果なるが故に。倶有因を成ず。則ち無明と同一果の法は、無明が果に於て、有無に隨つて定んで成ずるが如し。若し阿羅漢は五蘊有りと雖も、無明無きが故に、而も行則ち無し。唯無明を行の緣と爲す者と執すれば、諸の阿羅漢は、既に受有りと雖も、而も愛有ること無し。應に唯、受のみ能く愛の緣と爲るに非ざるべし。然るに此の經の中『受に緣りて愛』と説き、更に差別なし。故に説の如きは、即ち是れ經の義に非ず。然れば更に中に於て、應に別理を求むべし。若し無明觸の生ずる所の諸受が、能く愛の緣と爲り、一切の受に非ざれば、諸の阿羅漢は無明なきが故に。諸受有りと雖も、而も愛なき者なり。豈、經の義は即ち説の如くに非ざるにあらずや。經には是くの如きの分別説なきが故に、此れに由りて、應に阿笈摩は正理に違せず、是れは此れ經の義なりと信順すべし。又、先に已に説けり。先に説けりとは何ぞ。謂はく、六處は獨り能く觸を生ずるに非ざるが故に、勝に隨つて説く。是れは此れ經の義なり。則ち分位緣起を説くの理成ずるなり。是の故に、頌に應に言ふべし。佛は分位に依りて説く。勞はしく、此(こゝ)に於て「傳許」の聲を説くこと無かれ。彼れを詳かにするに、但、言を足し、句を成ずることを求む。分位の緣起は是れ此の所明なり。其の理既に成ず。

第四節　何故に十二因緣は唯有情のみに關して説くか

[五二]復應に思擇すべし、何に緣りて三際に於て、緣起の支を建立するや。頌に曰はく、

前後中の際に於て、　　他の愚惑を遣らんが爲めなり。

論じて曰はく、有情數に依りて十二支を立つ。三際の中、他の愚惑を遣らんが爲めなり。彼の三

諸行の結果として再生すること無し。結生の識もなく、愛取有等もなし。故に五蘊を無明の體となすことは、矛盾すとなり。

【五一】所説、本文所識に作る。他本に依りて所説と改む。

【五二】復應に云云。此の段は、何が故に十二因緣は、唯有情のみに關して説くかを明にしたものである。此の段は婆沙論二三(大正二七・一一七下)を參照。

際に於て愚惑なる者とは何ぞ。契經に言ふが如し『我れは過去世に於て、曾つて有と爲んや、非有とせんや。何等の我が曾つて有りしか、云何の我が曾つて有りしか。我れは未來世に於て、當有と爲んや、非有なりとせんや。何等の我が當有なる、云何の我が當有なるや。現在世に於て、何等か是れ我なる。此の我は云何。我は誰が有せし所にして、我は當に誰を有すべきぞ』と。是くの如きの三際の愚惑を除かんが爲めの故に、經に唯、有情の緣起と、三際の緣起を說く。前に已に說くが如し。謂はく、[五三]無明と行と及び生と老死と、幷びに識より受に至るなり。故に契經に說かく『若し苾芻あり、諸の緣起、緣已生法に於て、能く如實の正慧を以て觀見すれば、彼れは必ず、三際に於て愚惑せず。謂はく、我れは過去世に於て、曾つて有なりと爲んや、非有なりとせんや等』と。

有餘師の說かく、「愛取有の三は、亦、他の後際の愚惑を除かんが爲めなり。此の三は皆な是れ後際の因なるが故に」と。彼れは亦、應に說くべし。「識乃至、受も亦、他の前際の愚惑を除かんが爲めなり。此の五は皆な是れ前際の果なるが故に」と。則ち中際なくば、便ち契經に違す。或は彼れは應に差別の所以を申ぶべし。然も說くこと能はざるが故に、前を勝と爲す。

【五三】無明と行とは過去、生と老死は未來、識より受は現在なり。

〔辯緣起品第三の八〕

第五節　十二因緣の略攝

[一]應に知るべし、是くの如きの所說の三際は、唯、有情數の緣起の義の中、十二支有りと雖も、而も三と二とを性と爲す。三とは、謂はく、惑、業、事。[二]二とは、謂はく、果と因となり。其の義は云何頌に曰はく、

三は煩惱なり、二は業なり。　七は事なり、亦果と名く。
果を略し、及び因を略す。　中に由りて二を比す可し。

論じて曰はく、前際の因の無明と、後際の因の愛取と、是の如き三種は、煩惱を性と爲し、前際の因の行と、後際の因の有と、是くの如きの二種は、業を以て性と爲し、前際の識等の五と、後際の生老死と、是くの如きの七は、事と名く。惑業の所依なるが故に。是くの如きの七事は、卽ち亦、果と名く。義准ずるに、餘の五は卽ち亦、因と名く、煩惱と業とを自性と爲すを以ての故に。

何に緣りて中際には、廣く果と因とを說くや。後際には果を略し、前際には因を略す。中際は知り易し。應に廣く二を說くべし。前後は了し難し、各略して一を說く。中に由りて二を比し、具に廣く已に成ぜるが故に、別に說かず。說くこと便ち無用なり。

如何が愛取の二支を別立するや。毘婆沙師は、初念の愛を、愛の聲を以て說くことを許す。卽ち此れが相續して、增廣し熾盛するに立つるに、取の名を以てす。相續して境を取ること、轉た堅猛なるが故に。若し爾らば、應に三支の刹那を說くべし。何が故に、唯、二の刹那性と言ふや。斯の

【一】此の段は、十二因緣の略稱に就いて論ずるものなり。
【二】事 Vastu, vatthu。所依の義なり。結果として顯はれたるそのものを指し、普通に云ふ惑業苦の苦に當るものなり。

過失なし。一一の境の中、各一刹那に多を合成するが故に。正しく結生する位は、唯、一刹那なり。一身の中に於て、再び結ぶべきこと無し。故に生と識とは、獨り刹那と說くなり。

何に緣りて、現在の諸の煩惱位に、偏に愛を說きて、餘の煩惱に非ざるや。愛に於て愛の味と過患と了し易し。餘の煩惱の中、此の相は了し難し。愛は是れ能く後有を感ずる勝因なれば、世尊は偏に說きて過患を知らしむるなり。云何が、當に治道を勸求せしむべきやと。故に唯、愛の刹那と相續との二位の差別を說くなり。餘の煩惱には非ず。

有餘師の說かく、「一切の煩惱の、初めて境を緣ずる時を說いて名けて愛と爲し、後に增廣する位を說いて名けて取と爲す。故に佛は、業は愛に因り、愛は無明に因ると說くと雖も、而も實は業因は一切の煩惱に通ずるなり。一切の煩惱は、皆な無明を因と爲す。故に知んぬ、愛の聲は通じて諸惑を說く。此れに因りて總じて過患を知らしめんと欲するが故に。愛の聲は諸の煩惱を說き、餘の煩惱には非ず。生を招くこと劣なるが故に」と。

有るが說かく、「愛の聲は、唯、愛の體を說く。多く現行するが故に、此れに由りて、愛に於て刹那と相續の差別を分別すと。此の理なきに非ずと雖も、然も前說を勝と爲す。

第六節　十二因緣の輪的相關關係

第一項　十二支の繼次的制約

[三]「若し緣起支にして、唯、十二有らば、老死は果なし。對治道を修することを離れて、生死は應に終り有るべし。無明は因なし。無明は是れ初めなるが故に。生死は應に始め有るべし。或は應に更に餘の緣起支を立つべし。餘に復餘有らば、無窮の過を成ぜん。又、佛の聖敎は應に缺減を成ずべし。然も應に許すべからず」と。この難は然らず。未だ說く所の緣起の理を了せざるが故に。此の

【三】若し緣起支云云。此の段は十二因緣の輪廻的相關關係を述ぶ。說此の段は特に十二支の繼次的關係を論じたるものなり。

緣起の理とは、云何が應に知るべきか。頌に曰はく

　惑より惑と業を生じ、　業より事を生じ、
　事より事と惑を生ず。　有支の理は唯、此れのみ

論じて曰はく、「唯」の聲は正しく有支の數の定まるを顯はし、兼て業と惑と或は倶、或は後に生ずることを顯はす。是れ惑が惑を生ずる時、業の倶、或は後の義なり。是くの如きの理に由りて、總じて有支を攝す。即ち已に善く前の所設の難を通ず。

　惑より惑を生ずとは　謂はく、愛より取を生ずるなり。惑より業を生ずとは、謂はく、取より有を生じ、無明より行を生ずるなり。業より事を生ずとは、謂はく、行より識を生じ、及び有より生を生ずるなり。事より事を生ずとは、謂はく、識支より名色を生じ、乃至、觸より受支を生じ、及び生支より老死を生ずるなり。事より惑を生ずとは、謂はく、受より愛を生ずるなり。[四]有支を立つること、其の理、唯、此れに由る。已に[五]老死は、事と惑との因と爲ること成ぜり。老死は即ち現の四支を現ずるが故に。及び[六]無明は事と惑の果と爲ることを成ず。無明は即ち現の愛取の如きが故に。豈、假りに更らに餘の緣起支を立てんや。故に經に言はく、『是くの如きは、純の大苦蘊の集なり』と。是の前後の二際は、更に相顯發する義なり。是の故に、老死と無明は、無果、無因にして終始あるの過有ること無し。此に於て定んで因果を攝する義周ねし更に支を立てゝ無窮の過を成ずること無し。佛は遍く因果を說きて遺すこと無きに由るが故に、聖教の缺減を成ずるの失なし。

　此の中、[七]上座は、是の釋を作して言はく、『[八]餘經の中に、非理の作意を無明の因と爲し、無明復非理の作意を生ず』と說く。非理の作意は觸の時に在りと說く。故に[九]餘經には『眼と色を緣と爲してて癡所生の染濁の作意を生ず』と說けり。此れは、受の位に於て、必ず無明を引く。故に[一〇]餘の經に言はく『無明觸に由りて生ずる所の諸の受を緣と爲して、愛を生ず』と。是の故に觸の時の

【四】有支の有は、こゝに於ては存在を意味し、存在の無窮にして輪廻することを明にする爲めの支分といふ義なり。
【五】老死は云云。老死の事なることは、前說に於て已に明かなり。今、事より事を生じ、事より惑の生ずることを明したれば、事たる老死は、事、惑の因と爲ること、又自ら成立すべし。
【六】無明云云。無明の惑なることは、前說に於て已に明かなりし。今、事より惑を生じ惑より惑の生ずることを明かしたれば、惑たる無明は、事と惑との果たること、此れ亦、自明の理なり。
【七】光記には古世親の釋なりとす、稱友も亦如意の師なる世親の說ありとなせり。
【八】餘經。雜阿含十三（大正二・九二下）
【九】餘經は、雜阿含十一（大正二・七六上）
【一〇】餘の經とは、雜阿含二（大正二・一一中）參照。

非理の作意は、受と倶に轉じて、無明の緣と爲るなり。此れに由りて、無明には無因の過なく、亦、餘の緣起支を立つることを須ゐず。又、緣起支に無窮の失なし。[一一]非理の作意は癡より生ずるが故なり。[一二]契經に說くが如し。『眼色を緣と爲して、癡所生の染濁の作意を生ず』と。

餘經には[一三]是くの如きの誠言有りと雖も、然も[一四]此の經中にて、應に更に須らく說くべし。若し理に由るが故に、自ら成ずと說かずんば、則ち一切の支は、皆な應に說くべからず。設ひ理有りて、文は但略標すと許すも、便ち自ら此の經を了義と執するに違す。此の經文は、理を盡すに非ずと許すが故に。凡て諸の所有の理を盡さゞる文を、智者は判じて非了義と爲すが故に。既に理有りと許すも、此の文を載するに非ず。便ち支の名は勝に從ひて立つるを證す。且つ、此の經は、六處に緣て觸と言ふと雖も、而も上座も亦、「識に緣りて作意」を許す。契經に說くを以てなり。『眼と及び色を緣と爲して眼識、及び染濁の作意を生ず』と。六處に緣りても亦、識等を生ずと雖も、而も此には但六處に緣りて觸と言ふ。是くの如く、觸の緣は、唯、六處のみに非ず。但、六處の位には六處最も强し、觸の位の中に於ては、觸は最も勝と爲す。勝に就きて而も說くなり。餘の例は應に思ふべし。

然るに[一五]經主は言はく、「經には別に老死に果あり、無明に因有ることを說かざれば、生死は便ち終始あることを成ず」とは、此の難は理に非ず。經の意は別なるが故に。亦、所說の理は、圓滿せざるに非ず。所以は何ぞ。此の經は、但所化の者の、三際の愚を除かんと欲するが故のみ。所化の者は、唯、是の疑を生ずるに由る。云何が有情は、三世に連續するか。謂はく、前世より今世生ずることを得、今世、復能く後世を生ずと。如來は、但彼の疑情を除かんが爲めに、十二支を說く。前に已に辯じたるが如し。謂はく、前後中際に、他の愚惑を遣らんが爲めなり」と。

今詳にするに、經主は苟くも毘婆沙宗に違背せんと欲し、自の劬勞の作す所、如理に疑難の頌の所謂「惑より惑と業を生ず」等を釋するを捨て、自ら言ふ所は能く他の難を免ると謂へり。今、彼

【一一】非理の理を縮藏に於ては雖としてゐるが、此れは明に理の誤りなり。
【一二】契經とは、雜阿含十一(大正二・七六上)參照。
【一三】是の如きとは、非理の作意は無明より生じ、無明は復非理の作意より生ずといふ文を指す。
【一四】此の經とは、前に擧げし、大緣起經を指す。
【一五】經主云云。倶舍論九・一五右。

れの釋を詳かにするに、難に於て未だ免れず。謂はく、他の三際の愚を遣らんと欲して、緣起の敎を說くと雖も、具に老死に果あり、無明に因あるを說かず。前因後果の相ひ連續する義を了知せざれば、諸の所化、已に能く前後際の愚を除遣すと名くるに非ず。所化の有情は、中間の諸位も無明、老死の如く因果倶に無しと謂ひ、便ち斷常の二見の交(こもごも)起る有り。豈、前生より今世の生ずるを知り、及び今世より後世の起るを了せんや。經は既に老死、無明の有果有因にして連續して斷ぜざるを顯はさず。所化は定んで、中間の餘支も亦、因果倶に無きこと、無明、老死の如しと謂はん。則ち緣起敎は、便ち他の疑に足る。豈、他の三際の愚惑を除くと謂はんや。故に所難に於て、殊に未だ能く通ぜず。枉げて劬勞を捨て、自ら造る所の頌の難を釋し已に了れり。

第二項　緣起法と緣已生法

[一六]世尊の言ふが如し『吾れ當に汝の爲めに、緣起法と緣已生法とを說くべし。此の二は、何の異あるか』と。且らく、[一七]本論に言はく『云何が緣起と爲すや。謂はく、一切の有爲なり』と。復是の言を作さく『云何んが已生法なる。謂はく、過去、現在なり』と。此の已生法は、必ず應に緣有るべし。故に知んぬ、唯、過現を緣已生法と名く。此れに准じて、緣起も亦、未來に在り。未來に住するは是れ起法なるを以ての故なり。豈、本論にも亦、是の言を作さずや。謂はく『一切の有爲を緣已生法と名く』と。此れ失あること無し。緣已生蘊は、過去、現在の一切の有爲を攝するが故に。已生法を說きて、已生と名くるに非ず。正理に應ぜず、相違するを以ての故なり。然も未來法も亦、起と名くることを得。有爲相と相ひ離れざるが故なり。卽ち此の理に由りて、前に已に說いて言へり。是れ起法なるが故に、緣起と名くることを得と。故に未來法は已生と名けず、現と未來の如きは、已滅と名けざるも、是れ滅する法なるが故に、亦、滅の名を得。此の中、有るが言はく、「當有の義に據りて、未已生法も亦、已生と名く。故に世間に言はく、紐繩、釧を造る。外論も亦說かく、

【一六】世尊云云。雜阿含十二（大正二・八四中）此の段以下緣起法と緣已生法に就いて述ぶ。
【一七】本論とは品類足論六（大正二六・七一六中）

祠火男を求む」と。此れは教理に違す。說の如くんば、云何が已滅法に非ざるを、現未法、及び諸の無爲と謂ふや。若し未來は當に據りて已生と名くれば、則ち未來と現在は、應に已滅と名くべし。現未の法の如きは、是れ滅法なるが故に。但滅の名を得て、已滅と名けざれば、則ち未來の法は、是れ起法なるが故に、但起と名くることを得るも、已生とは名けず。是くの如くにして方に名は理論に違せず。又、不生の法は、彼れに於て違を成ず。彼れは必ず當生の理なきを以ての故に。如何が當に據るを亦、已生と名くることを得と說かんや。又、彼れ理に窮して俗事を引いて證す。聖教と理證と有りて此の義成ず、豈、世俗の言、賢聖の法を證せんや。

[一八]尊者望滿の說かく、「諸法の內、是れ緣起にして緣已生に非ざる有り。應に四句を作るべし。第一句は、謂はく、[一九]未來法なり。第二句は、謂はく、[二〇]阿羅漢の最後心の位の過現の諸法なり。第三句は、[二一]餘の過現法なり。第四句は、謂はく、[二二]無爲法なり」と。若し未來法、緣已生に非ざれば、豈、契經の所說に違害せずや。說の如くんば、如何が緣已生の法なる。謂はく、無明、行より生、老死に至る。生と老死とは旣に未來に在り。而も經に說いて緣已生法と爲す。此れ違害すること無し。且らく應に審知すべし。一切の有支は、皆な有爲なるが故に、一一は定んで三世の攝する所と爲す。無明と行支、及び生、老死は、如何が現在の攝する所と爲すべきや。生身の展轉する理に約するに由るが故なり。未來世の二の生身に約して、現在の愛取有を說きて、無明行の名を得。過去世の二の生身に約して、現在の識より受に至るを說きて、生老死の名を得るなり。故に過未の四支は皆な現在の攝たるべし。然るに彼の尊者は、復是の言を作さく、「若し無明行の二、現在にあらば、彼の餘の十支は未來世に在り。八は無間の當生、二は第三の當生なり。若し、生老死の二、現在にあらば、彼の餘の十支過去世に在り。八は無間の已滅、二は第三の已滅なり。是くの如きの理に由りて、十二有支の一切は現在世の攝と爲るべし。故に生老死も亦、已生と名く。此れに由りて、經と違害

【一八】尊者望滿(Pūrṇāśa)の意によれば、因より已に生じるを緣已生の法と名け、他の與めに因となるを緣起と名く。

【一九】未來法、緣起にして緣已生にあらざるものなり。即ち未來の有爲法は、後に因と爲りて法を生ずるが故なり。

【二〇】阿羅漢云云。緣已生にして緣起にあらざる場合なり。即ち阿羅漢の最後心の位の蘊は因より生ずるが故に緣已生なるも、後を生ぜざるが故に緣起に非ず。

【二一】餘の過現法。緣起にして緣已生なるものなり。即ち餘の過現の有爲法は、緣より生じたるが故に緣已生であり、他を生ずるが故に緣起なり。

【二二】無爲法は二義の俱に非ざるが故にいづれにもあらざるなり。

するの失なし。未已生の位を已生と爲すと說くべきに非ず」と。今、尊者の所說の義意を詳にするに、若し因より已に起るを緣已生と名け、若し餘の與めに因と爲るを說いて緣起と名く。無爲法は緣起の名を得るに非ず。因相不圓滿と爲すを以ての故に。因相とは何ぞ。謂はく、前に已に說けり『此れ有るに依りて彼れ有り、此れ生ずるが故に彼れ生ず、此れ無きに依りて彼れ無し、此れ滅するが故に彼れ滅す』と。無爲の諸法は起を得ること有りと雖も、而も「此れ生ずるが故に彼れ生ず」と說くべからず。亦、「此れ滅するが故に彼れ滅す」と言ふべからず。及び「此れ無きに依りて彼れ無し」と說くべからず。生滅無きが故に。體常に有るが故に。諸の無爲法は、能く所緣と作るも障礙なくして住す。有爲法に於て、能作因を成ずるも、然も有爲に於て、取與の力無く、因相を闕く。此れに由りて佛は說かく、「諸の因、諸の緣の能く識を生ずるは、皆な無常なるが故なり」と。

有餘師の說かく、「無明を緣起と名け、行を緣已生と名く。是くの如く展轉して、乃至、生を緣起と名け、老死を緣已生と名く」と。是くの如き所說は、經の義に順ぜず。契經の中に無明等は、皆な緣起、緣已生なりと說くを以ての故に。

有るが說かく、「無明のみ、唯、說いて緣起と名け、最後の老死のみ、唯、緣已生と名け、中間の十支は、倶に二義に通ず。老死の位は、定んで諸惑を生ずるに非ず。是の故に、老死のみ、唯、緣已生と名くるなり。無明は定んで能く諸行を發起す。故に無明位は、唯、說いて緣起と名く」と。

諸の對法者は、是の言を作す有り。「前際の二支をを說いて緣起と名く。此の二は意說く。因性と爲るが故なり。後際の兩位は、緣已生と名け、中際の八支は、皆な二義に通ず」と。

是くの如きの二說は、倶に經に順ぜず。經は諸支皆な二に通ずと說くが故に。是くの如きの二句の決定せる義は、頌に曰はく、

〔三〕此の中の意は正しく說く、　因は起、果は已生なり。

【三】此の頌の意は、十二支の各支が、能く後を生ずるが故に、因の義を有し(緣起)前支より各々が生ずるを以て、果の義を有す(緣已生)。即ち各支緣起にして緣已生なり此れが契經の正意なりとの義なり。

論じて曰はく、諸支の因分を說いて緣起と名く。所以は何ぞ。此を緣と爲すに由りて、能く果を起すが故なり。因果の相ひ繫屬する中に於て、緣起を說くを以ての故に。此の緣起の義は、但緣の聲を以て成立するが故に。契經に說くが如し。『云何が緣起なる。謂はく、此れ有るに依りて彼れ有り、及び此れ生ずるが故に彼れ生ず、卽ち無明に緣りて行、生に緣りて老死に至る』と、是くの如く說き已り、復是の言を作す。『此の中の法性、乃至、最後の無顚倒性、是れを緣起と名く』と。何等をか名けて、此の中の法性と爲すや。謂はく、因果の相ひ繫屬する中に於て、因の功能あるを、皆な法性と名く。要ず因有るが故に、因果方に有り。更に相ひ繫屬して、因有ること無きに非ざる、是くの如きの性の言は、能生の義を顯はし、唯、有爲法の性のみ、此の法性の名を得るなり。此の經の中、正しく因果の相屬の因性に於て、緣起と名くと顯示するに非ずと雖も、而も緣の聲を以て、緣起の義を顯はす。故に知んぬ、因性は緣起の名を得るなり。緣の聲は、但能顯の義に於て轉ずるを以ての故に。因は能く果を顯はすが故に、說いて緣と名く。是れに由りて、阿羅漢の最後の心心所は、等無間緣に非ず。顯はす所の果なきが故に。卽ち此の義に由りて、緣起の名は、定んで因果の相屬の中に於て立つることを證す。故に佛は、彼の[二四]勝義空經に於て說かく『此の中、[二五]法假とは、謂はく、無明に緣りて行、廣說、乃至、生に緣りて老死』と。勝義に非ざるを以ての故に、假の聲を立つるなり。卽ち因果の更に相屬する義に目くるなり。

諸支の果分を緣已生と說く。所以は何ぞ。此れ、皆な緣に從りて已生するに由るが故なり。果は是れ諸法の成辦の名くるが故に、要ず已生の法は、此の義成ずるが故に。涅槃の成辦するは、已生を得するに由るが故なり。彼れも亦、已生を果と名くるに由る。或は復此に於て緣起門を說く、涅槃は中に於て難と爲すべきこと無し。若し有爲法の果の義決定すれば、是れは此の明す所、沙門果の如し。諸の過現の法の果の義決定するを、緣已生と名く。法の未來に在りて、果の義の定まるに

【二四】雜阿含十三（大正二、九二下）。上正理二五（大正二九・四八五上）に已に引用、俱舍九・八

【二五】法假、前に出づ。

非ざるは、廢して說かず。此の略義は、是の法を起す性を說いて緣起と名く。過現の諸法は、緣已生と名くるなり。果の義定まれるが故なり。謂はく、因果の相ひ繫屬する中に於て、據りて因分と爲るを說いて緣起と名く。定んで果と爲るは、緣已生と名くと。又、此の中、因を緣起と名くるは、能く緣と爲りて諸の果を起すを以ての故なり。此の中、果法に於て緣已生と名くるは、過去現在は、緣を離れては生ぜざるを以ての故なり。是くの如く、一切は、二義倶に成ず。諸支は皆な因果の性あるが故に。因果の性の、實體を別無しと雖も、而も義の建[illegible]、極成せざるに非ず。觀待する所に差別有るを以ての故に。謂はく、若し此れを觀じて緣已生と名くるときは、卽ち斯れを觀じて、復緣起と名くるに非ず。譬へば、因と果と、父と子と等の名の如し。然るに此の契經の說には密意有り。阿毘達磨の說は密意なし。何等をか名けて此の經の密意と爲すや。謂はく、薄伽梵、密かに生死に始無く、終有るを顯はして、斯の二句を說けるなり。緣起と言ふは、生死の流の無始の時より來[26]、旋環して斷無きを顯はすが故に、順逆の諸支の相生ずるを說くなり。緣已生と言ふは、生死若し對治を得ば、終盡の期有るを顯はさんが爲めなり。謂はく、若し緣有れば、後は更に續起し、其の緣の闕くれば、後は續生せざるが如し。是れに由りて、經に「苦の邊際を作す」と言ふ。又、經中、緣起を說くは、是れ假の因果の相屬なり。自性なきが故に。緣已生を說くは、其の體は是れ實なり。是れは彼の依なるが故に。餅の所依の如し。阿毘達磨は、二は皆な實なりと說く。因果の二體は倶に實有なるが故なり、是くの如く已に毘婆沙宗の契經の緣起の理趣に違せざるを顯はす。經主の此の經に違すと說くを詳にせば、未だ毘婆沙師を承稟せざるに由るなり。或は師、未だ毘婆沙の義に達せざるなり。或は毘婆沙の文を披覽すと雖も、邪執心を覆ひて、正理を鑒ざるなり。

有餘部師の說かく、「緣起は是れ[27]無爲なり。契經に言ふを以てなり。『[28]佛、乞士に告げたまはく、是くの如きの緣起は、我が所作にあらず、他の所作に非ず。如來の出世、若しは不出世なるも、是

【二六】本文旋還に作る。他本に依りて旋環に改む。

【二七】無爲云云。此處に云ふ無爲は、緣起の理の變易せざるを無爲と云へるものにして十二支の各々が無爲法なりと言ふには非ず。卽ち「此れ有るが故に彼れ有り」等の句が表はす理は、常に變易せざるものなりとの意なり。婆沙論二十三(大正二七・一一六下)に依れば、分別論者の說となせり。異部宗輪論は大衆部の說となす。Kathāvatthu は化地部及東山部の說となす。倶舍九・一七右參照。

【二八】雜阿含一二(大正二・八四右)

くの如きの緣起の法性は常住なり、乃至、廣說』と。此の意に由りて說かば、理も亦、然るべし。謂はく、此の意の言はく、是くの如きの緣起は、別の作者無きが故に、無爲と說く。如來の出世、若しは不出世なるも、行等は常に無明等に緣りて起る。非緣の餘法は、或は復無緣なり、是くの如きの法性は、佛の所作に非ず、餘の所作に非ざるを、說いて常住と爲す。此れも亦、疑ひ無し。是くの如きを常と名くるは、理として必ず然るが故に。若し別法を名けて緣起と爲す。擇滅等の如し。是れは凝然として常なりと說かば、此れは必ず然らず。說いて緣起と爲し、體常と言ふは、理成ぜざるが故に。又、彼れが執する所の無爲緣起は、無明等と異なると爲んや、無明等に卽すと爲んや。彼れの成ずる所を攬ると爲んや。是くの如きの三執は、皆な理に應ぜず。自性知り難きが故に。無常の過あるが故に。體は應に實に非ざるべきが故に。或は復言ふが如く經の義を取れば、則ち四大種も應に亦、常と許すべし。世尊は『是の四大種は、乍ち異らしむべきや。乃至、廣說』と言ふを以てなり。此の經は、彼の有爲相を遮するが故に、理趣を觀ざれば、應に是れ無爲と執すべし。或は佛の出世、若しは不出世なるも、此の地水等は、恒に堅濕等なり。何に緣りて、此等は皆な常と執せざるや。然も彼れは中に於て、許と不許と有り。故に知んぬ、但是れは、麁心の所爲なり。

第七節　無明に就て

第一項　無明の名義

二九 且らく斯の事を置きて、復應に廣く無明、名色、觸、受の四支を釋すべし。所以は何ぞ。行有、愛、取は、業隨眠品にて、當に廣く釋すべきが故に。識と六處とは、辯本事品に、已に廣く釋せるが故に。

三〇 且らく、無明の義と、其の相とは云何ぞ。是れは明の無と爲んや、非明の攝と爲んや。若し前義

【二九】且らく云云。此の段より以下前に十二緣起を概說し、今特に無明と名色、觸、受の四支を出して、更に詳論するものなり。先づ第一に無明に就いて論ず。

【三〇】且らく云云。無明の名義を釋す。

を取れば、無明は應に是れ無なるべし。若し後義を取れば、[三一]應に眼等を體と爲すべし。是くの如きの二種は、理皆な然らず。且らく、上座の言はく、「此れ有るに由るが故に、明をして非有ならしむ、是れを無明と謂ふ。因なくして是の事有るべからず」と。彼れの說は理に非ず。若し此れ有りて障礙を爲すに由るが故に、明は現行せず、惑の明を得ざるを、無明と名くれば、則ち一切の煩惱は、皆な應に是れ無明なるべし。一の有る時に隨ひて、二俱に成ずるが故に。又、應に無明は能く明の無の與めに因と爲ること無しと執すべからず。有は無の與めに、契經に、能く因と爲ると說かざるを以ての故に。又、無は應に是れ果の性なりとすべからざるが故に。如何が乃ち說く。因なくして是の事あるべからず。無物に於て、有の言を說くべきに非ず。彼の宗は、有は唯、現在とのみ許すが故に。又、彼の宗の義は、無明なしと雖も、而も有る時は明も亦、非有と許す。應に定んで無明は明を障ゆと說くべからず。若し彼れは無明隨界有りと謂はゞ、理も亦、然らず。自體に非ざるが故に。設ひ隨界の體も亦、無明なりと許すも、此の體の有る時に、明も亦、起ることを得るが故に、應に能く明を障ふと說くべからず。若し此の明の正生位に至り、無明隨界正滅時に至るが故に、無明は能く明の障と爲ると說くと謂はば、則ち學道に住し應に無明を離るべし。或は復應に明は畢竟じて起らざるべし。無明隨界は、未だ曾つて無ならざるが故に、若し「得の如く隨界も應に然るべし」と謂はば、[三二]謂はく、「汝が宗に無明の得は、無明の體に非ず。或は時有りて無明は滅すと雖も、無明の得の勢力に障えらるゝに由りて明は生ずることを得ず。或は復時有りて、此の得有りと雖も、加行の力に由りて、明も亦、生ずることを得るが如く、「是くの如く我が宗の無明隨界は、無明の體に非ず。然も時有りて、無明は滅すと雖も、隨界の障に由りて、明は生ずることを得ず、或る時には生ずることを得、斯れ何の過有りや。」此の救は理に非ず。自說に違するが故に。太過の失の故に。我れ許すに非ざるが故に。謂はく、彼れ自から說かく「此れ有るに由るが故に、明をして非有

【三一】應に眼等云云。無明は明に非ざる義とせば、明は七十五法中の慧の一法なるが故に七十五法の中の慧を除き眼等の七十四法なりと言はざるを得ざるとの意なり。

【三二】經部師の救釋なり。

ならしむ。是れを無明と謂ふ」と。而して今、復言はく、「無明隨界は、無明の體に非ず、然も能く明を障ゆ」と。豈、後言、前の自說に違せずや。又、無明の體滅して多時を隔てて、復生ずることを得れば、無明を離れたる者も亦、應に後時に無明更に起るべし。隨界の體は、無明に非ずと許すが故に。俱に無明を離れたると差別あること無し。又、我れは無明の得の勢力に障えらるゝに由りて、明生ずることを得ずと許さず。對法宗は、餘法を障えて起ることを得ざらしむと說くに非ず。是れ此れは得の用なり。若し爾らば、此の得は、其の用、云何ぞ。謂はく、此れを因と爲して、無明不失なり。何をか不失と名くるや。亦別體無し。但得の用に由り、所得の法をして數更に起る容からしむに、不失の名を立つ。「過去の無明は、豈、更に起るべけんや。」爾らず。「若し爾らば、此の得は何の用ぞ。」所得をして更に起らしむること能はずと雖も、然も未だ起らざる對治道の前に於て、此れに由りて、恒に隨つて相續し斷ずること無し。豈、此れと無明と俱に滅せずや。此れは俱に滅すと雖も、後に復續いて生ず。謂はく、彼れ滅する時、有るが因力と爲り餘の自類を引きて、無間に生ぜしむ。餘は復餘を引き、乃し道起るに至る。或は所得の無明をして果を與へしむるは、是れ此の得の用なり。謂はく、得斷じ已れば、此の無明の果は、復生ずることを得ず。若し無明の得の、無明に能く果を與ふること無くんば、應に明生じ已りに、無明復生ずべし。過去の無明は、體なきに非ざるが故に。卽に得未だ斷ぜず、無明の果は生じ、得已に斷ずる時、彼の果は起らず。故に此の差別は、得に由りて成ず。是くの如きの所言は、前相を越えず。謂はく、所得をして數更に起るべからしめ、不失を成ずる因を說いて名けて得と爲す。

「豈、法有れば得有らずや。而も生ぜず、如何が法の生因と言ふべきや。」謂はく、得は所得を以てす。法は得を離れて生ぜず。故に法の生因を說いて名けて得と爲す。眼に依る識は眼を離れて生ぜざるが如し。亦、汝が宗の無明隨界の如し。汝の隨界の如きは、恒時に有なりと雖も、而も無明の

果は、恒に生ずと許さず。我が得も亦、然なり。應に責を爲すべからず。「此の例は理に非ず、對法の宗は、無明の得は無なりと雖も、而も無明は起る容し、我が宗は、隨界を離れては、無明は必ず生ぜざるを以ての故に、此の隨界は、彼の得に同じきに非ず」と。是くの如きの失なし。且らく、彼の宗の證を引く。得を因と爲すこと理極めて成ずるが故に。謂はく、要ず得有り。所得の法生ずべきが故に。得の生因と爲る理、極めて成立す。又、隨界論も亦、得に同じきが故に。隨界を離れて法は亦、生ずべきを以てなり。謂はく、諸の異生は、聖法の隨界無し。正しく加行を修して、聖法生ずることを得べし。又、前に已に差別の言を說くが故に。謂はく、得の用に由りて、所得の法をして、數更に起るべからしめ、不失を成ずる因を說いて名けて得と爲す。何ぞ已失、及び本より未だ得ざることに關して、難を爲すべきや。又、舊隨界は、已に理として無きことを顯はせり。彼の宗は無明の現前せざる位は、便ち已に永く無明を離るゝことを得たりと爲す。如何が無明、後時に起ることを得んや。此れは設ひ聖道の加行を起さざるも、何の法が障を爲して、明をして生ぜざらしむるや。即ち此の因に由りて、諸の阿羅漢の明の起らざる位は、便ち明を失するなり。明は後時に於て、如何にして起ることを得るや。設ひ縱逸に非ざるも明の體終に無し。何の法か治をなし、無明起らざるや。是の故に彼れの「此れ有るに由るが故に、明をして非有ならしむ、是れを無明と言ふ」と說くは但虛言あるのみ。都て實義なし、唯對法者は是の言を作すべし、「壞法に朋する宗は、此れを說くべきもの無し」と。

　上座は復說かく、「或は是くの如きの類の心、及び心所を、總じて無明と謂ふ」と、若し爾らば、無明は應に實有に非ざるべし。心等に依りて假りに建立すと許すが故に。此くの如きの所說は、理亦、成ぜず。一切の心心所は、皆な應に無明なるべきが故に。謂はく、此の無明は、自性住と爲んや、心等を體と爲し、差別有りと爲んや。若し自性住なれば、一切の善等の品類の心等は、應に皆

な無明なるべし。諸の無明は亦、非理の作意を用つて因と爲さずして起ること有るに非ず。此彼を因と爲すと契經に說くが故に。不染汚の心心所法は、非理の作意を用ひて、因と爲すべきに非ず。若し差別有らば、能差別者は是れ無明たるべく、所差別に非ず。又、彼れは應に、此の差別の相を說くべし、心心所法の體相は各殊なり、如何が總じて一無明の相を成ずるを心心所と言ふや。總じて、無明と謂ふも、彼れを詳にするに、心の如來の教外に遊ぶことなり。

上座は又言はく、「或は、顚倒の明を、卽ち無明と謂ふ。薄伽梵は亦、邪見に於て、無明と說くを以ての故に。契經に說くが如し。『邪見の中に於て、若しは習、若しは修、若しは多修習なれば、癡は便ち猛利なり』と、是れに由りて、應に二種の無明有るべし。一は邪智、二は黑闇なり」と。彼れの言は非理なり。見行と癡行との差別の建立、應に成ぜざるべきが故に。邪見と黑闇とは、定んで差別あり。若し此れに異ならば、二種は應に無なるべし。差別無くして、二種を成ずべきに非ず。旣に邪見に於て、若しは習、若しは修、若しは多修習なれば、癡便ち猛利なり。則ち黑闇に於ても、若しは習、若しは修、若しは多修習なれば、癡も亦猛利ならん。契經に『癡の因は無明』と說くが故に。「豈、二果は差別なきが故に、應に二因も亦、差別なしと許すべからずや。」是れ則ち見行と癡行の差別の相を建立すること、應に成ずることを得ざるべし。然るに見行者と癡行者とは、甘露門に入りて、各差別有り。故に彼の上座は、經の義に於て迷へるなり。「若し爾らば、云何が是れ此の經の義なるや。」愚者は、倒見行有らざるに非ず。故に邪見は無明と倶に必ず有り。故に邪見に於て、若しは習、若しは修、若しは多修習なれば、癡は便ち猛利なり。然も邪見は卽ち是れ無明に非ず。「何が故に、無明は邪見と倶起するに、癡の猛利なるは邪見に非ずと言ふや。此れは所明有りて說かざるに非ず。此の中の意の說かく、數々現行する利の貪、瞋、癡を煩惱障と爲す。謂はく、先づ有るが問ふ。云何が貪等は猛利を成ずるや。後に卽ち答へて言はく、貪欲の中に於て、若しは習、

若しは修、若しは多修習なれば、貪は便ち猛利なり、乃至、廣說と。「若し爾らば立つる所の見癡の二行は、應に雜亂を成ずべし。」爾らず。見に三種の差別あり。雜亂の失なし。謂はく、或は、見有り、唯、顚倒して轉ず。或は復、見有り、全く增益して轉ず。或は復見有り、少しく增益して轉ず。此の三の中に於て、唯、倒轉なる者、癡の力勝るが故に、癡行の名を立つ。餘の二は、見强し、立て丶〔三三〕現行と爲す。故に二行を立つるも雜亂の失なし。貪瞋は俱に轉じ、無明ありと雖も、劣なるが故に、癡便ち猛利なりと言はず。此の二惑は有事を緣じて轉ずるに由るが故に、此の品中、癡增上に非ず。〔三四〕或は生死に初め無きことを顯示せんが爲めに、煩惱の生因の同異の類を說く。彼の經に說くが如し。『諸の貪瞋癡は、皆な無明を因として起らざるはなし』と。或は不正見を訶毀せんが爲めの故に、邪見を習して、癡便ち增長すと言ふ。彼の經に言ふが如し『夫れ智者と名くるは、能く無智を滅するなり。此れは癡を增すが故に、智者と名けず。乃至、廣說』と。故に應に契經の實義を勤求すべし。應に見は卽ち是れ無明なりと執すべからず。後に頌を釋する中、當に更に遮遣すべし。

〔三五〕大德邏摩は、是くの如きの說を作す。「邪見の體は、卽ち是れ無明に非ず、然も諸の貪欲、瞋恚、邪見は、異種類の貪瞋癡の三を、各別根と爲すに由りて、增長することを得」と。此れも亦、理に非ず。如何が貪瞋を、貪欲、瞋恚の異類と名くべきや。又、癡は何が故に、但、邪見の根と爲り、貪欲、瞋恚を增長する根と爲らざるや。貪瞋は何が故に、邪見の根に非ざるや。然も彼れは其の意旨を辯ずる能はず。故に彼れの所說は、經義に稱ふに非ず。

有るが說かく、「無智は唯智の無きなり。是の故に無明は有爲の性に非ず」と。若し爾らば、佛を除く餘の無學果は、應に無明あるべし。遍智なきが故に。若し別に前際等の無智を無明と爲すと說くが故に、是くの如きの過なしと謂はゞ、爾らず。智の無には、差別なきが故に。夫れ無と言ふは、性相俱に無なるなり。如何が此れに屬し、彼れに屬すと言ふべけんや。或は復彼れは應に二智は別

〔三三〕 現行。諸本皆現行なるも見行正しかるべきか。

〔三四〕 本文惑に作るも、他本に依り「或」に改む。

〔三五〕 上第二十六卷の初めを見よ。

相なしと說くべし。謂はく、何を以て相と爲して、前際智等の無、念無間智等の無と名くるや。復何を以て相と爲して、二倶に智を遮するに、一は是れ無明、二は無明に非ざるや。此れ何の理有るや。故に彼の所說も亦、經の義に非ず。

有るが說かく、「是の處に於て、明の無きを、無明と謂ふ。世間に無鹽の食等と言ふが如し。亦、色等を離れて、應に無明を成ずべきに非ざるが故に。若し「一切の煩惱は、明無し、說いて無明と名く」と謂はゞ、亦、理に應せず。結縛、隨眠等の門に於て、欲貪等を離れて別に有りと說くを以ての故に。又、前の所說の過、隨逐するが故に。又、若し一切の煩惱を體と爲せば此の無明の體も亦、應に是れ見なるべし。是れ則ち見とは應に不相應なるべし。此れに由りて亦、貪等と倶轉するに非ず。無明の體は卽ち貪等と執ずるが故に。應に卽ち貪等は、貪等と相應すべからず。煩惱は應に互に相應するの理無かるべし。又、亦、應に無明を染心と說くべし。貪欲の體は、卽ち無明なるを以ての故に。若し「此の經は差別に據りて說く」と謂はゞ亦、應に別に據りて能染の慧を說くべし。是れ則ち應に別に無明有りと許すべし。能染汚の慧は、應に總と謂ふべからず。總の無明は、別性に非ざるを以ての故に。是れに由りて、應に別に無明ありと許すべし。其の義云何んぞ。頌に曰はく。

〔三六〕明の所治は、無明なり　非親實等の如し。

論じて曰はく、諸の親友の所對の怨敵の、親友と相違するを、非親友と名くるが如し、親友に異る所餘の一切の中、平等の類にも非ず。親友の無きことにも非ず。

諦語をば實と名け、此れが所對論の虛誑の言論を、名けて非實と爲す。實に異なる所餘の一切の色香等の類に非ず。亦、實の無きにも非ず。

等と言ふは、非天、非白、非法、非愛、非義の事等を顯はさんが爲めなり。阿素洛等、天等と相違するは、非天等の名を得。天等と異（なるに非ず、又）無きに非ず。

【三六】此の頌の意は、卽ち無明が別に體有りて、明の對治する所となるものにて、恰も非親友と言ふ時、親友に非ざるが故に名くるにもあらず、親友の體の無なるが故に名くるにも非ず。親友と相反する怨敵を意味し、又非實と云ふ時、諦語に非ざるが故に名くるにも非ず、諦語の體の無きが故に名くるにも非ざるのでもない。諦語の對治する所なる別の虛誑語を意味すると同じと示すものなり。

是くの如く、無明も別に、體實に有り。是れ明の所爲にして、異に非ず、無に非ず。

三七 云何にして然ることを知るや。猶し識等の如し。縁從り有り、他の縁と爲ると説くが故に。復誠證あり。頌に曰はく、

第二項　無明實有論

説きて結等と爲すが故に。　　惡慧には非ず。見なるが故に。
見と相應するが故に。　　能く、慧を染すと説くが故に。

論じて曰はく、經に無明を説きて以て、三八 結、三九 縛、四〇 隨眠、及び、四一 漏、四二 軛、四三 瀑流等と爲す。餘の眼等、及び、體の全く無なるを、説きて諸縛等の事と爲すことを得べきに非ず。故に、別法の説きて無明と名くべきもの有り。『惡しき妻子を、無妻子と名るが如く、是くの如く、惡慧を應に無明と名くべし。』彼れは無明に非ず。四四 是れ見有るが故に。諸の染汚の慧を、名けて惡慧と爲す。中に於て、見有るが故に、無明に非ず。見は是れ推尋なり。猛叡決斷なり。彼れを名けて愚癡と爲すと説くべからず。「若し爾らば、無明は應に是れ見に非ざる諸の染汚の慧なるべし。」此れも亦、理に非ず。無明は見と相應すと許すを以ての故に。無明にして若し是れ慧ならば、應に見と相應せざるべし。二慧の體、共に相應すること無きが故に。見は無明と倶なるに非ず、不愚癡の見、倒を成ずと説くべからざるが故に。又、無明は能く慧を染すと説くが故に。四五 契經に説くが如し。『貪欲は、心を染して、解脱せざらしむ。無明は、慧を染して、清淨ならざらしむ』と。慧還、能く慧の體を染するに非ず。貪の異類にして、能く心を染するが如く、無明も亦、應に慧と異りて、能く染すべし。亦、無明と慧とは、相應せずと雖も、而も能く染を爲すと説くべからず。貪が心を染する爲めに、必ず心と倶なるが如く、心心所法には等起染なく、但、自性相應染有るが故に、自體は自體と相應すべからず。是の故に、無明は定んで惡慧に非ず、四六 經主は此に於て、假りに救を作して言はく、「如何にして、諸の染汚

【三七】云何にして云云。此の段は無明の實有を論ず。經部師は無明を染汚の慧の異名とするを以て無明無體説を立つこの經部の説に對する有部の反駁説なり。

【三八】結 Saṁyojana, Saññ=ojana 錫蘭上座部 Dhamma-Saṅgaṇi P. 197 に於ては十結を數へ最後に無明結を出せり。雜阿含十八（大正二・一二七上）には九結を出してゐる。即ち前の十結に於ける有貪結（Bhavarāgasaññojana）を缺く。入阿毘達磨論上（大正二八・九八二下）

【三九】縛 Gantha は普通四縛とせらる。Dhamma Saṅgaṇi (p. 201) 雜阿含一八（大正二・一二七上）ともに四縛を上げその內容も同じきも、その中には無明縛と言へるものなきが故に、此處に云ふ縛にあらず。入阿毘達磨論上（大正二八・九八三中）に三縛あり、此の三縛中の第三の癡縛はこの無明縛なるべし。

【四〇】隨眠 Anuśaya, Anusaya は普通七隨眠と云はる。（Vibhaṅga p. 383；雜阿含十八（大正二・一二七上）此の中に無明隨眠あり。入阿毘達磨論上（大正二八・九八三中）。

【四一】漏 Āśrava, Āsava 四漏と三漏とあり。共に無明漏

の慧が善慧に間雜して、清淨ならしめざるを、說いて能く染すと爲すと許さゞるか。貪が心を染して、解脫せざらしむるが如く、豈、必ず現起して、心と相應するのみを、方に能く染すと說かんや。然るに、貪の力に由りて、心を損縛して解脫せざらしむ、後に彼の貪の熏習を轉滅せる時、心便ち解脫す。是くの如く、無明は、慧を染汚して、清淨ならさらしむ。慧と相應するには非ず。但無明に由りて、慧を損濁するなり。是くの如く分別するに、何の理と相違せんや」と。

今、彼れの言を詳にするに、善分別に非ず。相應品を離れて、染すること能はざるが故に。若し相應の貪は、心相應なるが故に能く心を染し、不相應の貪は、未だ斷ぜざるを以の故に、亦能く染せば、則ち阿羅漢は應に不染心無かるべきに非ず。若し彼の貪に、染、不染ありと謂はゞ、曾つて未だ見ざる所なり。又、非愛失貪纏正しく現前して、應に不染有るべきことを成ずるが故に。又、若し相ひ間雜するを能染と名くれば、則ち諸の無漏慧も亦、應に染せらるべし。又、無染慧有染慧に雜つて、應に有染をして轉じて無染を成ぜしむべし。能治力は強く、所治に非ざるが故に。又、諸の善慧正しく現行する時、染は定んで非有なり。諸の染汚の慧正しく現行する時、善は定んで非有なり。誰れが能く染し、復誰を染すと說くや。若し現有、非有、能く互に相ひ染せば、則ち應に畢竟じて解脫を得るの義無かるべし。若し熏習を滅せば、便ち解脫すとは、熏習は本より無なり、更に何の滅する所ぞ。設ひ熏習有るも、亦、能染に非ず、無明の體に非ざること、前に已に說けるが故に。滅、不滅の位は、竟に何の別あらんや。故に無明は能く慧を染すと說くが故に慧を性と爲すに非ず。理傾動すること無し「若し別法有りて說いて無明と名くれば、應に何を以て別法の性と爲すと說くべきや。」且らく、別法有り。謂はく、不了知、此れ卽ち無明なり。何ぞ推究することを勞せんや。「應に定んで何法を不了知と名くべきか」。方に無明を自性と爲すと說くべし。唯、薄伽梵は、一切法に於て、正知し、正說す。若しは性、若しは相、餘唯、總て了す。何ぞ苦しんで推徵せんや。

あり。(Dhamma-saṅgaṇi p. 195) は長阿含八(大正一・五〇上)、入阿毘達磨論上(大正二八・九八四中)Vibhaṅga p. 384 にあり。

【四二】 軛 yoga 四軛とされ、その中に無明軛あり。Dhammasaṅgaṇi p. 250 長阿含八(大正一・五一上) 雜阿含一八(大正二・一二七上)

【四三】 暴流 Ogha 四暴流とされ、その中に無明暴流あり。Dhammasaṅgaṇi p. 250 雜阿含一八(大正二・一二七上) 入阿毘達磨論上(大正二八・九八二下)

【四四】 是れ見云云。惡慧は見なり。無明は無智にして蒙昧なるを性となす故、推度を性となす見とは異なる。故に惡業と無明とは別なりと論ずるものなり。

【四五】 契經云云。雜阿含二六(大正二・一九〇中)

【四六】 經主云云。俱舍論一〇・二右此の說は經部師の說にして無明の慧を染ずるは相應して染するに非ずして、慧に無明の種子が間雜して染す。故に無明の慧を染すことありと言ふなり。

然るに我れは、斯に於て、是くの如きの相を見る。謂はく、別法有りて、能く慧の能を損じ、是れ倒見の因なり。觀の德を障ゆる失なり。所知の法に於て、行轉することを欲せず。心心所を蔽ふ、是れを無明と謂ふ。如何が定んで此れは別法有りと知るや。貪欲の如く、永く離ると說くを以ての故に。謂はく、[四七]契經に言はく、『貪欲を離るゝが故に、心便ち解脫す。無明を離るゝが故に、慧、解脫を得』と。又、此の[四八]無明は、因と爲すと說くが故に。謂はく、契經に說かく『無明を因と爲して、諸の雜染を起し、明を因と爲すが故に、諸の雜染を離る』と。又、邪見の如く近對治有りと說くが故に謂はく、契經に說かく、『諸の邪見の斷は、正見の生ずるに由る。諸の無明の離は、明慧の起るに由る』と。又、契經に、是れを一法と說くが故に。謂はく、契經に說かく、『若し苾芻ありて、能く一法を斷ずれば、我れは正しく彼れを所作已に辦じたりと記す。卽ち是れ無明なり』と。又、闇の如く。有對治と說くが故に。伽他に說くが如し、

　諸有の能く愚を斷じ　所愚に於て惑はず、
　彼れ愚惑を轉滅せば、　日の闇を除いて出づるが如し。

若し「闇の體は、別の實物に非ず。但だ明の無きを以て、其の體と爲す」と謂はゞ、此れは理に應ぜず。明も應に爾るべきが故に。若し「明の生には緣有りて得べし。闇は則ち爾らず」と謂はゞ、理も亦、然らず。生緣は各別なり。水等の如きが故に。謂はく、或は、水の生には外の聚緣の無きこと有り、或は、水の生に、外の聚緣の力を待つこと有り。地等は爾らず。餘の所應に隨ふが故に、法の生緣には、各差別有り。是くの如く、明の起るには、必ず餘緣を待つ。闇は則ち但違緣に由る。同類因の力、及び俱生緣有りて、其の體生を得るに非ず。何の理に違すること有らんや。又、闇の體を見るに、品に別有るが故に。但明の無きは、品別有るべきに非ず。若し、「是の處に、明分の有無きが故に、闇成ずることを得。微中の麁なりと謂はゞ、亦、理に應ぜず、法無く體なきは、品

【四七】契經とは雜阿含二六（大二・一九〇中）。
【四八】本文如明に作る。他本に依り「無明」に改む。

類の別を成ずることを得べきこと無きが故に。又、有と非有とは、同處ならざるが故に。又、闇と影とは、眼識の境なるが故に、青等の色の如く、其の體は實有なり。五識身は、能く假法を緣ずるに非ざることは、前に已に辯じたるが如し。又、闇と影とは、界の所攝なるが故に、實有の義成ず。又、煙雲の、餘色を障ゆるが如きが故に、闇も亦、應に爾るべし、其の體は無に非ず。若し『闇の中に眼識の起らざるは、明の非有に由るなり、闇の障に非ざるが故に』と謂はゞ、理も亦、然らず。明に隔遠せらるゝ處の闇色に緣りて、眼識生ずるが故に。闇の中に餘の色物を見ざるが故に。若し「闇處に餘の色物有るも、明の攝益すること無し。闇障に非ざるが故に」と。謂はゞ、理も亦然らず。彼れ疑ふべきが故に。此の中の理趣は、前に已に辯じたるが如し。又、此れは香の如く體非有に非ず。久しく習近すべきが故に。相は分明ならざるが故に、眼を攝益する因なるが故に。若し「光が眼の勢用(せいゆう)を損するに由り、此の光は眼を增益する處無し」と謂はゞ、亦理に應ぜず。久しく其の中に住して、此れを觀ぜば、還(また)能く損因と爲るが故に。若し「闇の體は實有の法に非ず。明と不倶なるが故に。色相無きが故に」と。謂はゞ、此れも亦然らず。明を雜え、明を隔てゝ、現に得べきが故に。豈、明處に闇の體は、必ず無にあらずや。有對は皆な然なり。何ぞ獨り明闇のみならんや。又、契經に說かく『黑闇を緣と爲して、明界了す可し』と。無有の法能く他の緣と作るに非ず。故に闇は體あり。又闇の日の如くに出現すべきが故に。日沒すれば、闇便ち出現すと言ふが如し。無法は應に出現の義有るべからず。又、「『杌に緣りて、影を現はす』と說くが故に、杌は旣に是れ假なり。影は應に實に非ざるべし」と。此の難は然らず。腹は是れ假なりと雖も、而も實に飢渴を生ずるが如く、前に已に成ぜるが故に。又、領觸すべきこと猶し受の如きが故に。又、世尊[四九]婆澀波に告げて言はく『[五〇]意に於て云何ぞ。豈、杌に緣りて影を現ぜざらんや。根本若し斷ぜば、此の法は生ぜず。乃至、廣說。』無法に於ては、此の言を說くべきには非ず。又契經に言く『密室に入りて闇

【四九】婆澀波。もと尼乾陀の弟子にて佛と論議して化せられて佛弟子となる。
【五〇】中阿含十二恕波經（大一・四三四中）

の充滿するを見るが如し』と。無體に於ては斯くの如き充滿を見る義有るべきに非ず。又契經に說く『衆の光明を以て諸の黑闇を破り』と。闇若し有に非ざれば、其の體本無なり、豈更に破るを須んや。又、契經に說かく『若し本を斷ぜずば、影は必ず隨ふが如し。乃至、廣說』と。是くの如き等の衆多の理敎に由るが故に知んぬ、影闇の其の體は實有なり。此の所言に由りて、無明は闇の如く有對治なるが故に、其の理極めて成ず。是の故に無明は、定んで別法あり。無知を體と爲す。但明の無きに非ず。

然るに此の無知に、略して二種あり。謂はく、染と不染となり。此の二は何の別ぞ。有るが是の說を作さく『若し能く智を障ふるは、是れ染無知なり。不染無知は、唯、智の非有なり』と。今、二種の無知の相の別を詳にせん。謂はく、此れに由るが故に、愚と智との殊を立つるなり。是くの如きを名けて、染無知の相と爲す。若し此れに由るが故に、或は有境中、智の及ばざる愚は、是れ第二の相なり。又、若し斷じ已れば、佛と二乘と皆な差別なきは、是れ第一の相なり。若し斷じ已ること有るも、佛と二乘と行、不行有り、是れ第二の相なり。又、若し事に於て、自の共相の愚、是れを第一の染無知の相と名く。若し諸法の味、勢、熟、德、數量、處、時、同、異等の相に於て、實の如く覺ること能はざる、是れ不染無知なり。此の不染無知を卽ち說いて習氣と名く。有る古師の說かく『習氣の相の言の有るは、不染汚の心所の差別なり。染、不染の法の數習して引く所にして、一切智の相續現行には非ず、心心所をして自在に轉ぜざらしむる、是れを習氣と名く。唯、智無きに非ず。無法は能く因と爲るべきこと無きが故に。亦、應に是くの如きの類の心及び心所を、總じて習氣と名くること有りと說くべからず。不染無知は、前に已に說けるが故に。謂はく、此の無知は、自性住と爲んや。心等を體と爲すや、差別有りと爲んや。若し自性住にして心等を體と爲せば、佛も亦、應に不染無知有るべし。若し差別あれば、能差別者は、是れ無知にして所差別に非

ざるべし、現見するに、善等の品類の差別の心心所の中、必ず別法ありて、能く差別を爲す。卽ち一切には非ず。善品の中、必ず信等有り、不善品の中、無慚等あり、染汚品の中、放逸等有るが如し。是くの如き等の類の心心所の中、必ず別法ありて、能く差別を爲す。故に知んぬ、此の中にも亦、別法あり。能く差別を爲すは、是れ不染無知なり」と。今彼れの言を詳にするに、太過の失あり。諸の異生等の心心所法は、皆な實の如く、味、勢、熟等の相を覺らず。然も餘の心所を生ずるを見ざるが故に。又、一一の念に彼の心心所は、差別して生ず。應に念々の中、各、別々に無知の法の起ること有るべし。若し「異相有りて、無知をして差別せしむ。卽ち此れが能く心品を差別するに足る」と謂はゞ、何ぞ別に不染無知を計することを須ひんや。是の故に、卽ち味、勢、熟等に於て勤求せざる解慧と異相の法と倶に因と爲りて、後の同類の慧を引生す。此の慧解に於て、又、勤求せず、復因と爲りて、不勤求の解慧を引生す。是くの如く展轉して、無始の時より來、因果相仍り、習ひ以て性を成ずるが故に、卽ち彼の味等の境中に於て、數習して解に於て堪能の智無し。此の引く所の劣智を、不染無知と名く。卽ち此れと倶生の心心所法を、總じて習氣と名く。理定んで應に然るべし。或は諸の有情の煩惱の有る位の、所有の無染心、及び相續は、諸の煩惱間雜して熏ずる所に由り、能く煩惱に順生する氣分有るが故に、諸の無染心、及び眷屬は、彼の行相に似て差別して生ず。數習の力に由りて相ひ繼ぎて起るが故に、離過の身中、仍有習氣と名く。一切智者は永く斷じて行ぜず。然も已斷の見所斷位に於て、染、不染心に通ずる相續の中、餘の煩惱に順生する習性有り、是れ見所斷の煩惱の氣分にして中に於て、染なる者を說いて類性と名くるなり。金剛道斷は、皆な現行せず。若し不染なる者は、見所斷の煩惱の習氣と名く。亦、彼の道斷は、根の差別に由りて、行、不行あり。若し已斷の修所斷位に於ては、唯、不染心の相續の中に於て、餘の煩惱に順生する習性あり、是れは修所斷の煩惱の氣分にして、修所斷の煩惱の習氣と名く。是れ有漏な

るが、故に、無學は已斷なり。根の勝劣に隨つて、行、不行有り。世尊は已に法の自在を得るが故に、彼の煩惱の如きは、畢竟じて行ぜず。故に佛は獨り善淨の相續と稱す。卽ち此れに由るが故に、行に誤失なし。不共法、三念住等を得するなり。又、此れに由るが故に、密意に說いて、唯、佛獨の無學果を得せりと名くと言ふ。[五一]大德邏摩は、是くの如きの說を作す。「有る不染法を名けて習氣と爲す。不善の因の招く所の異熟の如し。世尊、昔、菩薩位に在る中、三無數劫に諸の加行を修し、煩惱有りと雖も、能く漸やく煩惱の引く所の不染の習氣を除き、白法の習氣をして、漸く增長せしむ。後に永く諸漏を斷ずることを得たる時に於て、前の諸の習氣に滅、不滅有り。長時に於て加行を修せるを以ての故に、無上の諸漏の永盡を證得せり。然も佛には、猶ほ自法の習氣あり。習氣に滅、不滅有りと言ふが故に」と。是くの如き所說は理亦、然るべし。而も彼れは、其の體性を顯はすこと能はず。不染の習氣、其の體は、是れ何ぞ。但虛言は實解を生ぜしむるに非ず。經には、類性と言ふ。其の體は是れ何ぞ。有るが此の言を作さく、「我慢を體と爲す」と。彼れは經說に違す。契經の中に、我慢の外に於て、類性を說くを以ての故に。經に言はく『我れ今、是くの如く知り已り、是くの如く見已りて諸の所有の愛と、諸の所有の見と、諸の所有の類性と、諸の我我所執と、我慢執と、隨眠と、斷遍知の故に、影無く寂滅す』と。故に知んぬ、類性は、我慢に異なる。

有るが說かく、「餘の慢は、是れ類性の攝なり」と。彼の說は然らず。諸の言は、我慢の中に流至するが故に。我慢執の言は、諸の慢を攝して盡せり。應に愛等の各攝して遺り無きが如し。然も此の中に於て、勝なる者を別して、我我所執と說く、是れ諸見の根なるが故に、見の中に於て、別して二種を顯はす。疑恚を攝せんが爲めに、隨眠の言を說く、勝煩惱の中、無明は未だ說かず。別して彼れを顯はさんが爲めに、類性の言を說くなり。遍く惑を俱にして、遍く諸趣に往くが故に類性と名く。類は是れ行の義、是れ類の體なれば、類性の名を得るなり。

【五一】邏摩の說、上二十六卷初を見よ。

巻の第二十九

〔辯縁起品第三の九〕

第八節　名色に就て

[一]已に無名を辯じたり。當に名色を辯ずべし。色は已に辯じたり。名とは云何ぞ。頌に曰はく、

名は無色の四蘊なり。

論じて曰はく、佛は[二]無色の四蘊を説いて名と名く。何が故に名と名くるや。能く表召するが故なり。謂はく、能く種々の所縁を表召するなり。「若し爾らば、應に全く無色を攝すべからず。不相應法は、所縁なきが故に。」爾らず。表召は、唯、無色に在り。色の名を釋する所説に過なきが如し。佛は變礙の故に、名けて色と爲すと説く。去來、無表、及び諸の極微は、變礙なしと雖も、而も色と名くることを得。無色の中、變礙なきを以ての故に。變礙を色と名くること、極成せざるに非ず。是くの如く無色の中、表召有るべし。色の中に有るに非ざるが故に。理亦、違ふこと無し。故に不相應は、名に攝して失なし。又、微細なるが故に、彼彼の義の中、理に隨ひて名を立て、標するに名の稱を以てするなり。無表等は亦、名と稱すべきに非ず。彼の所依は、現量得なるを以ての故に。又、一切の界・地・趣・生に於て、能く遍く趣求するが故に、名の稱を立つ。無漏と無色と、名と名くることを得ざるに非ず。此れ所明に非ずと雖も、此れに似るが故に。又、無色に於て、説者の情に隨つて、總じて説いて名と爲す。勞はしく徴詰せざれ。

上座の意の謂はく、「彼々の有情の相續を順成するが故に、説いて名と爲す。是れは、能く因と爲りて彼れを順成する義なり」と。若し爾らば、色法は應に亦、是れ名なるべし。亦、能く因と爲り

【一】已に無明云云。此の段は、名に就いて論ず。名(Nāma)は不相應行中の一にして、所縁を表召するを以て名と云はるとなす。

【二】無色の四蘊。色蘊を除きたる他の受想行我の四蘊なり。

て彼れを順成するが故に。佛の說かく『地等は有情身を成ず』と。經に『士夫は卽ち六界なり』と說くが故に、又、經に、唯、無色の蘊のみ有情身を成ずと說くこと無し。然も有る經に、色等の起るに因りて、有情相續すと言ふ。故に彼れの名を釋せるは、憑據する所無し。豈、佛は此の伽他の言を說かずや。

名は能く一切を映じて、　名に過るもの有ること無し。
是の故に、一法と名く。　皆な隨つて自在に行ず。

此の中　彼れを引くは、何の證成ずる所ぞ。彼の頌中、有情の相續は、唯、無色法を用ひて、能成の因と爲すことを顯はさんが爲めなり。無色は强く能く有色を引き、有情の相續に於て、能成の因と爲ることを顯はさんが爲めなり。若し、「一切の有情の相續は　皆な無色を以て因と爲さざること無し」と謂はゞ、理亦、然らず。諸の無心は　但有色を以て相續を成ずるが故に。無心の有情は、前に已に成立せり。彼れは得等の能成の因と爲る無し。又、一一の有情、三界の諸蘊、一相續を成ず。故に諸の色法も亦、是れ一切の有情の相續の因なり。爾らざれば、則ち應に作さずして得、或は作して已失すべし。便ち太過を成ず。若し一有情の相續の諸位に、色遍ならざれば、無色も亦同じ。又、應に審思すべし、此の伽他の意は、受等の四蘊を名と名くるを說くと爲んや。能詮の諸の別相の義を說くと爲んや。牛色等の言依を名と名くるが如し。然も此の中に於て唯、應に彼の能詮の一切の色、非色の名を說くべし。唯、此の力、能く一切法を映ず。一法として名の所詮に非ざること無きを以てなり。此れに異なりて、何の名ぞ、能く一切を映ぜんや。又、十二處を一切法と名く。受等は何ぞ能く十二處を映ずるや。若し、「皆な是れは受等の所緣なり」と謂はゞ、則ち此の中の名は、唯、意識、及び相應の法に目けたるなり。若し、「所餘も是れ名の類なるが故に　斯の過なし」と謂はゞ、則ち應に此の頌を引きて、名は因と爲りて有情の相續を順成すと證すべからず。

謂はく、若し唯、意識、及び相應の品のみ正しく、是れ此の伽他の所說の名ならば則ち應に因と爲る義を引證すべからず。五識身、及び相應の品も亦、因と爲りて有情の相續を順成するを以ての故に。又如何が「名に過ぐるものなし」と說くや。若し「名の中に多蘊を施設す。色は過ぎず」と謂はば、色中、多界多處を施設す。名豈能く過ぎんや。若し、「名は無色有に通ず」と謂はば、諸の通せざるは、應に名と名けざるべし。若し、「通せざるものは是れ通の種類なれば、斯の過なし」と謂はば、理亦、然らず。前說は應に引きて證と爲すべからざるが故に。謂はく、不通なる者も亦、因と爲りて有情の相續を成ず。通と等しきが故に。所執の名を除きて、何の餘法有りて、彼の諸法は皆な隨つて自在に行ずと說くべきや。若し、「此の名は、色隨行す」と謂はば、亦理に應ぜず。極成するに非ざるが故に。謂はく、名色は展轉して相依ると許す。如何が但色は名に隨ひて轉ずと言ふや。若し、「名は色に遍し、色は名に遍すること能はず」と謂はば、理亦、然らず。非情は無なるが故に。又、前に已に說けり。無心の有情有るが故に亦、名色の外に法有りて、名に隨ひて轉ずるに非ず。經に說かく、『所知の法に總じて二有り。謂はく、名と色となり。更に第三無し』と。又、理として應に四蘊を一と名くべからず。設へ色に對して一法の言を說くを許すも、然も定んで隨行法有るを見ず。自體は自體に隨つて行ずべからず。故に知んぬ、此の名は、唯、能く想を詮はすなり。若し此の解を作さば、假の劬勞無く、此の伽他を釋し、義、皆な明了なり。之を引きて將に四蘊を名と名け、有情身を成ずるを證せんとするは、定んで理に應ぜず。

上座は此に於て、難言を假設す。「若し名色の言は、五蘊を總攝せば、世尊は識は名色に依ると說くが故に、識は則ち應に二有るべし。謂はく能依と所依となり、即ち自ら釋して言はく、此の難は理に非ずと。已に名の中に於て、識を簡出[三]するが故に。謂はく、已に識を擧げて說いて能依と爲す。准じて知る、識の所依は、但餘名色を取る」と。今、彼の難を詳にするに、理自ら成ぜず。

【三】本文間出に作る。他本に依り簡出に改む。

[四]等無間緣の依は識は定んで識に依るが故に。然るに彼の上座は、同時に識と名色と相依るの理有りと許さず。彼の宗は、同時因果ありと許さゞるが故に。如何が識は二の倶生すること無きを以て、遂に識をして還識に依るの義を無からしめんや。又 設ひ倶生の相依有りと許すも、但識は受等の所依性と爲るべし。受等は識の與めに所依と爲るべからず。如何が識の所依は餘の名色を取るべきや。故に彼の問答は、皆な理に應ぜず。

今、此の中に於て、應に更に思擇すべし。佛は[五]城喩と[六]大緣起經に於て『識と名色とは 更互に緣と爲る』と說く義は、前後に據ると爲んや、倶生に約すと爲んや。「識に緣つての名色」は、亦、前後に據る。「名色に緣る識」は、唯、倶生に約す。所以は何ぞ。識母胎に入るが故に、羯剌藍と合して有情身を成ず。故に「識に緣る名色」も亦、前後有ることを得。名色合し已りて更に餘の識を結ぶに非ず。識は未だ已に起らざる名色を緣と爲すに非ざるが故に、唯、倶生に約して、「名色に緣つての識」有り。識支は唯一なるが故に。又一刹那の故に。謂はく、次第して緣起支を說く中、但一識支は、此れ唯、一念なり。如何が識と名色とは、定んで前後に約して、互に緣と爲ると說くと執すべきや。又 契經に『蘆束の如し』と說くが故に。謂はく、契經に言はく『二の蘆束立ちて空地に在り 展轉して依と爲る。若し一の倒るゝ時、餘も亦、隨つて倒るゝが如し。是くの如く、具壽よ、二法は相依す。謂はく、識に緣つて名色及び名色に緣つて識』と。若し倶起展轉を離れて緣と爲らば、蘆束の喩と、云何が相似るや。謂はく、識位に於ては、名色位は未だ生ぜず。名色位生ずる時、識位已に滅す。定んで蘆束の更互に相依るに似たるの義なし。況んや、過去未來を撥して無とする者、彼れ更に互に相依るが如しと言ふべけんや。隨一有る時、隨一無きが故に。無と有と、或は有と無とは、展轉して互に相依るの義有るべきに非ず。唯、有と有とは互に相依るべし。故に相依は定んで前後すと執ずるは、是れ聖教の外なり。佛法宗には非ず。

【四】前念の識を後念の識の等無間緣の依となす
【五】雜十二・五（大正二・八〇左）
【六】中阿含九七大因緣經（大正一・五七九下）

又、契經に說かく、『無明と作意とは倶時にして起り、展轉して緣と爲る』と。謂はく、無明は非理の作意に因り、及び非理の作意は　癡より生ずる所なりと說く。及び此の二は倶時にして起ると說くが故に。契經に說かく、『[七]眼と色を緣と爲して、癡所生の染濁の作意を生ず。此の中の癡なる者は、卽ち是れ無明なり。乃至、廣說』と。此の中と言ふは、意は卽ち此の作意の生ずる時を顯はす。或は卽ち標する所の緣和合位なり。同屬の緣の法は前後して生ずべきに非ず。二倶時に起り、障礙なきを以ての故に。又、燈明は同時に起り、因果の義有るが如し。前に倶有因を思擇する中に於て、已に曾つて具に辯ぜり。是くの如き因果の倶起は、極成ず。而も有るが救ふて言はく、「燈と明とは異に非ず」と。此れは理に應ぜず。燈と明と色處に觸量する用は各別なるが故に。世間は、唯、焰を說いて燈と爲すが故に。[八]焰、光、燈は能く物を燒くと說くが如し。阿笈摩に說かく、『明は燈に依ること、日月の光の如きは、明は日月の輪に依りて起る』と。又　大地は水輪に依るが如く、水と地と倶生して方に依と爲る義有り。燈と明との性の別は、是れに由りて極成す。因果の倶生、斯に於て、義顯はる。明は自の大種に依りて生ずと雖も、然も生ずる時に於て、燈焰を離るゝに非ず。若し、「明と焰は同じく一因の生なり　卽ち焰の因は是れ明の因なるを以てなり」と謂はゞ、亦理に應ぜず。差別有るが故に。一和合より非一の果有るに非ず。亦、非一の果は一和合の生に非ず。「豈、一繫すれば火と聲と倶起せずや。寧んぞ一和合に非一の果の生有ること無からんや」とは、理亦、然らず。依は各別なるが故に。又　自類の因は　各別に生ずるが故に。此れに由りて彼れの救は、但虛言あり。故に燈と明とは　因の體各別なり。

「若し識と名色と展轉して緣と爲らば、何が故に經に多く識に緣つて名色と言ふや。」互に緣性と爲ること、其の理通ずと雖も、識の用の强きを顯はし、是の故に偏に說くなり。識の用强しとは、識は所依と爲り、受等は、心を用ひて所依と爲して轉ずるが故に。識は精血を持つて、羯刺藍を成じ、

【七】雜阿含十一（大正二・七六上）上二十八卷引用。

【八】本文燈光燈に作る。今他本に依り焰光燈に改む。

有情身を成じ、其の用勝るが故に。王と臣等との如し。互に相依ると雖も、而も王は名を得。最勝なるを以ての故に。識と名色とも應に知るべし、亦、爾なり。又、識に緣つて名色とは、前生の緣に據りて說く。展轉して緣と爲るとは、唯、俱起に約するなり。識に緣つて名色は、前後、及び俱に通ずるを以てなり。名色に緣つて識は、唯、俱起有り。結生の識は、別位なきを以ての故に。又、識に緣る名色は、分位の名色に據るなり。展轉して緣となると說くは、剎那の名色に據る。

九 大德邏摩は自意を牽て說かく。「若し中有より生有を結する時は、中有の名色緣と爲りて無間の剎那の結生の類の識を引起し、中有の名色滅して、獨り識の生有り　此れが方に能く生有の名色を引起するなり」と。是くの如く推尋するは　正理に應ずるに非ず。言ふ所の中有の名色緣と爲りて、無間の剎那に結生の類の識を引くとは　中有の識も亦、能く緣と爲ると爲んや、但餘の名の中有の識を除くものと爲んや。若し中有の識も亦　緣と爲らば、何の理ぞ、中有の最後の剎那の心心所と色と緣と爲りて、但後識のみを引きて生ぜしめ、心所と色に非ざるや。若し、「識を除く餘の名緣と爲る」と謂はば、何の理ぞ、俱生の識は緣性に非ざるや。若し、「彼の位に識の俱生無し」と謂はゞ、應に結生の識は、所依なくして起るべし。應に心所は心所の依と爲るべからず。復何の緣を以て、彼の位の心所は、但異類の識の與めに生同と爲り、同類の心所を引生すること能はず、諸色に於て未だ貪を離るゝことを得ざるは、暫時も識、色に依らざること有るべきに非ず。故に中有の色は、定んで能く緣と爲りて　續生時の心と俱起の色を牽くなり。如何が此の位、獨り識のみの生有らん。若し、「此の時は色の起ること有りと雖も、但識を說く」と謂はゞ、則ち應に此の位に亦、心所有るべし。而も但心を說く。是の故に應に復是の說を作すべからず、「中有の名色滅して、獨り識有りて生じ、此れは方に能く生有の名色を引起す」と。又、應に此の獨りの識は、中有と生有とに非ざるべし。中有は已に滅せるが故に、生有は未だ生ぜざるが故に。中有滅するに非ざれば、有の位は生

【九】前に數〻出づ。

ずるに非ず。故に彼れの言ふ所は、自らの邪執を出すなり。又、心心所の前後生論は、如何が前後して起ると計度するや。眼識の無間に、眼觸所生の受等生ずる時、餘識と倶時にして起ると爲んや、獨り受等と爲んや。若し餘識有りて受等と倶生ぜば、是の意識の生は、卽ち彼の境に緣ると爲んや、別に是れは餘の識の餘境に緣りて生ずると爲んや。且らく、意識の生ずるは、卽ち彼の境に緣るに非ず。眼觸生の受等は、旣に眼根に依る。此の意識の境と時と別なるが故に。眼根に依りて生ずる所の受等は、過去を以て其の所緣と爲すべきに非ず。亦、眼觸所生の受等は、意法を以て緣と爲して生ずべきにも非ず。意法を緣と爲して意識を生ず等と說くが故に。若し意法を緣となして生ずれば、是れ眼觸の所生と說くべからず。亦、餘識は餘境を緣じて起るに非ず。若し境の異に依らば、倶時に生ずべし。則ち應に一時に一切の境を得べし。若し諸の識無くして受等獨生すれば、則ち後識生ずるに、所依なし。意識の流斷じ已りて復更に續生すること下界に曾つて無しと。彼れは全く許さず。滅定等に入るも識相續して生じ、曾つて間斷すること無しと、彼の宗許すが故に。此れに由りて、彼の說の中有の後の心、名色の無間に獨り識有りて起り、後に方に生有の名色を引起すとは、但虛言あるのみ。理敎に違するが故に。

上座は此に於て、難言を假說す。「經は應に『識に緣りて名色』と言ふべからず。展轉力に由りて方に生ずることを得るが故に。卽ち自ら釋して言はく、此の難は理に非ず。生住の緣に差別有るに約するが故に。謂はく、識は能く名色の生緣と作る。識の胎に託するに由りて、彼れをして生ぜしむるが故に。彼れ生じたる以後、識の住する依と爲り、展轉して緣と爲りて、安住することを得るが故に。亦、『識は名色を緣と爲す』と說く」と。此れも亦、然らず。理敎に違するが故に、謂はく、佛未だ大菩提を得ざる時、識の生緣を求めて、卽ち名色を知る。〔一〇〕契經に說くが如し。『菩薩は老死の生緣を〔一一〕尋求し、生と知り、乃至、名色より、識に至り、次第に緣と爲る。識の生緣は、卽ち名

【一〇】中阿含九七大因經（大正一・五七九下）の取意の文なるべし。

【一一】本文「尋求老死生緣、乃至名色知生至識」とあり、意通ぜざるが如し、今「尋求老死生緣知生、乃至名色至識」となして譯す。

色なりと知る』と。若し彼の名色、識の生緣に非ざれば、菩薩の所知は、便ち顚倒と爲らん。又、彼の所說の、彼れ生じたる以後は識の住の依と爲る。展轉して緣と爲り、而して安住を得るが故に亦、識は名色を緣と爲すと說くは、言有りて理無し。此の說く所の識は、名色を緣と爲す。卽ち是れ緣と爲りて名色を生ずる識は、如何が以後方に識の依と爲るや。又、彼の經には但識は名色に依りて住すと言ふ。故に契經に說かく『阿難陀に告げたまはく、識は名色に依らずて住することを得んと爲んやいなや、いななり、世尊よ』と、此の經は、名色は識に依りて住すと言はず。如何が展轉せんや。又、汝は識と名色とは倶生すと許さず。如何が展轉し緣と爲りて住すと言ふべけんや。又、先に說くが如し、過未を撥する宗は、隨一有る時は、隨一無きが故に、無と有、或は有と無とは、展轉して互に相依の義有るべきに非ず。唯、有と有と相依有るべし。如何が倶生に相依の義有るや。若し隨つて一を闕けば、一は立たざるが故に。又、佛は彼の[二]大緣起經に於て、有支の次第因果を說かず、亦、唯、十二有支を說かず。彼れは『名色を偏の緣と爲す』と說くが故に。及び『尋求等を、得等の緣と爲す』と說くが故に。然も佛は、彼に於て阿難陀の爲め、甚深の緣起の理趣を顯示せり。故に彼の經の義は、所依緣に約し、但識は名色に依りて住すと說くなり。意識は唯、意に託して所依と爲し、法を所緣と爲して安住することを得るなり。眼等の五識は、眼等を所依と爲し、色等を所緣と爲して、安住することを得るなり。是くの如く、意識の所依は、唯、一なるも、所緣は二に通ず。五識は此れに翻ず。唯、意識を除きて、所依必ず異なる時、餘の所依、所緣は、倶生の理有り。有支の諸位は、此の義皆な通ず。上座の宗を詳にするに、識、名色互に緣と爲る義を說くは、理必ず成ぜず。然るに[三]契經に說かく『我れ緣起を觀ずるに、識に至れば便ち還る。此れを過ぎて餘に於ては、心は復轉ぜず』と。此の言は何の義ぞ。菩薩爾る時に、緣起を逆觀するに、諸支は展轉して生緣より、先に九支を觀ずるに生緣は各別なり。最後に識を觀ずるに別に

【二】前に幾度も引用せし中阿含九七大因緣經（大正一・五七八以下）なり。

【三】雜阿含十二・六（大正二・八〇下）。

生縁なし。故に識に至れば還りて、餘に於て轉ぜざるなり。

然るに結生の識に、二の生縁有り。一は前生、二は倶起なり。識・生・行・有の義に別なきが故に。先に生支を觀ずるに、生縁は謂はく有なり。即ち已に識を觀ずるに、前の生縁は行なり。今、名色を觀ずるに、倶生縁と爲る。故に識に至れば還りて心は復轉ぜず。已に具に識の二の生縁を觀ずるが故に。今生の結生の位の識を見るに、前と倶起の二縁の力從り、生ずるを以て、餘支を准知するも、應の如く皆な爾なり。一一の念の起るには、各二縁を具するが故に、唯、識支に於て、具に二縁觀を顯はすなり。如何が名色は、識の倶縁と爲るや。此の中に於て、識住著するを以ての故なり。契經に說くが如し『識は識を除く餘の名色に住す』と。前は住著を以て識住の義を釋するなり。契經に說かく『喜愛は識を潤して、蘊中に於て、增上廣大ならしむ』と。又、大緣起經も亦、是の說を作す『識は名色に依らずして、住することを得ると爲んや、いなや、いななり、世尊よ。乃至、廣く說』と。此の說は、識が倶生の各色中に住著し、識の倶生緣なるを顯はすが故に、四識住を說くなり。是の故に、菩薩は識に至りて便ち還る。老死支は、即ち名色等なり。前に老死は生を以て緣と爲すと觀ず。已に識支に緣つて名色を生ずることを顯はす。而も老死も皆識と爲すに非ず。定んで識を緣と爲して唯名色を生ずと爲すが故に。復名色を觀ずるに、識を以て緣と爲す。毘婆沙師は說かく「彼の菩薩は生を厭怖するが故に、再度生を觀ず。菩薩の心は流轉を厭怖するに由りて、遍く諸の流轉の支を觀察せず。諸の流轉の支は、皆な生を本と爲す。再び生を觀ずるが故に、已遍知と爲す。無明、行の支は、即ち愛・取・有なり。已に愛等を觀ずるが故に、重ねて觀ぜず。還滅門に於て、菩薩は欣慕するが故に、遍く十二有支を觀察するなり。

第九節　觸に就て

[一四] 已に名を辯ぜり。當に觸を辯ずべし。頌に曰はく、

觸に六あり。三、和して生ず。

論じて曰はく、觸に六種あり。所謂眼觸、乃至、意觸なり。此れは復是れ何ぞ。三和して生ずる所なり。謂はく、根・境・識の三和合するが故に、別に觸生ずる有り。[一五] 第六の三は、各別世に有りと雖も、[一六] 因果相屬するが故に、和合の義成ずるなり。或は [一七] 同一の果は、是れ和合の義なり。根・境・識は、未だ必ず倶生せずと雖も、觸の果同じきが故に、和合と名く。觸の體の別有なることは、[一八] 大地の中に已に成ぜり。三和の生なりと雖も、而も定んで識と倶起す。識の如く二緣の生と說くを以ての故に。謂はく、契經に說かく『內の有識身、及び外の名色の二は、二を緣と爲して諸の觸生起す。乃至、廣說』と。「豈、此れは卽ち、觸は三和より生ずと說かずや。謂はく、內の有識身とは、卽ち六根、六識なり。及び外の名色は、卽ち六境なるが故に。二緣の生なるが故にとは因極成せず」と。經の義は然らず。佛は二と說くが故に。謂はく、此の經には、二は二を緣と爲して諸の觸生起すと說き、三と言はざるが故に。此の經の義を觀ずるに、有識身の言は、六內處を顯はし、外の名色の言は、六外處を顯はすなり。餘經にも亦、二緣の所生と說くが故に。伽他に言はく、『眼色の二等』と。前に已に說けるが如し。又、緣に說かく『識と觸とは倶に名色を緣と爲す』と。生緣、既に同じ、時のみ豈、前後ならんや。緣具せば必ず起る。能障なきが故に。此れに由りて卽ち證す。眼等の觸の所生の受等の諸法は、眼等の識と倶起す。眼識等の生因と同じきが故に。此れに由りて [一九] 經に言はく『是の受、是の想、是の思、是の識、是くの如きの諸法は、[二〇] 相ひ雜つて離れず』と。觸は是れ假と執する宗も亦、應に受等と觸と倶起すと許すべし。此れに由りて經に說かく、『識は受等を雜ゆるが故に、識は是れ觸分なるが故に』と。既に識の受等を雜えざるもの有ること無し。受等は是れ大地法なることを證成す。彼れは是の言を作す。「大地法の義は、要ず遍く一切の心と倶

【一四】 已に名云云。此の段は觸に就いて述ぶるものにて、觸は接觸の義。識が對境に接觸して生ずる感覺を云ひ、これを眼耳等の六の感官に依つて分けて六觸となす。

【一五】 第六の三とは、第六とは意根と法と意識とを指す。この場合、意根は過去。意識は現在なること明かにして、法は現在又は過去未來に屬することあり。各三が斯く時を異にするも、因果の義に相應し、又は同一果なるを以ての故に和合するなり。

【一六】 因果は云云。卽ち根境識の三は世別にして同時ならずとも、そこに因果關係が生じ、根境の二が因と爲りて識を生ずれば、因果相屬し和合の義成立すとの意なり。

【一七】 同一果云云。三和合して觸と云ふ一の心作用の果を生ずるは、同一果にしてこれ卽ち和合なりとの意なり。

【一八】 大地とは十大地法のことなり。前出。

【一九】 經とは、中阿含二一〇經、法樂比丘尼經(大一・七八八以下)參照。

【二〇】 相雜して云云。卽ち倶生の義なりと見るなり。

【二一】 三の三地とは、

するには非ず」と。若し爾らば、何を大地法の義と名くるか。〔一〕三の三地有り。有尋伺等・善等・學等の地の差別の故に。若し法の斯の一切の地に於て有るを、大地法と名く。〔二〕餘は所應に隨ふなり。此の但「有り」の言は、前の經に違するが故に。彼れは此の說を作す。「應に前經を審にすべし。彼の經に復言はく、『諸の所受は卽ち所思なり。諸の諸思は、卽ち所想なり。諸の所想は卽ち所識なり。未だ彼れに於て、所緣に約すと爲し、刹那に約すと爲し、是くの如きの說を作すかを了せず」と。何の未だ了せざること有らんや。前は刹那に約し、後は所緣に約すること、其の理決定せり。寧んぞ決定せるを知るや。餘の經中、俱生法に約して、相雜を說くを以ての故なり。〔三〕契經に言ふが如し『壽と煖と識との、是くの如きの三法は、相雜して離れず』と。此の中に於て、不俱起に約し、及び所緣に約して、是くの如きの說を作すに非ず。三は必ず俱起するが故に。二は所緣なきが故に。此れに由りて所說の受等の相雜するの言は、定んで刹那に約す。此れに異れば成ぜざるが故に。謂はく、若し彼の無間にして生ずるを計して、名けて相雜と爲せば、一は無、一は有にして相雜は成ぜず。前に已に辯じたるが如し。亦、同一の所緣を說いて相雜と名くと謂ふべからず。意識と眼識等有りて、相雜の義有ること勿し。故に一境を緣じて識生ずること有る時、必ず俱生の觸、受等の法有り、定んで識は觸等の生を離れて有ること無し。所引の經に由りて已に善く成立す。如何が觸受の二法は俱生するに、觸に緣りて受と說き、受に緣りて觸には非ざるや。故に契經に言はく『種種の受に緣りて、種々の觸有るに非ず。但種々の觸に緣りて、種々の受有り』と。又、經は但『眼觸を緣と爲して、眼觸所生の受を生ず』と說き、曾つて經に、眼受を緣と爲して、眼受所生の觸を生ずと說くこと無し。豈、現見せずや。燈明芽影の二は俱生すと雖も、但、燈芽に因りて、明影を生ず。觸受も亦、爾なり。此の例は平ならず。行、住の變に隨つて、無と有と有るが故に。定因の、觸と受との二は俱起すと雖も、觸に緣りて受にして、受に緣りて觸に非ざるを證すること有ること

一、有尋有伺地・無尋唯伺地・無尋無伺地
二、善地・不善地・無記地
三、學地・無學地・非學非無學地
【二】餘は所應云云。卽ち法の善地にある時に大善地法と名くる等のことなり。
【三】契經とは、中阿含五八大拘稀羅經（大正一・七九〇）。

無し。現相なしと雖も、理は必ず然なり。受は必ず觸に隨ふ。差別有るが故に。若し猶ほ了せずんば、更に別門を以て、方便して開示し、義をして解し易からしめん。謂はく、觸に二有り。一は假、二は實なり。言ふ所の假とは、謂はく、三和の觸なり。契經に言ふが如し『是くの如きの三法の聚集和合せるを、說いて名けて觸と爲す』と。言ふ所の實とは、謂はく、心所の觸なり。契經に言ふが如し『眼色の二緣は、眼觸を生ず。乃至、廣く說』。又、契經に說かく『內の有識身及び外の名色の二は、二を緣と爲して諸の觸生起す』と。又、契經に說かく『名色に緣つて觸、六處に緣つて觸』と、諸の是くの如き等の無量の契經は、此の中、假の觸を緣と爲して受を生じ、受の緣と爲るには非ず。根・境・識の三法合して受より生ずるには非ざるが故に。唯、眼識を眼觸の體と爲すに非ず。心所は皆な所依に由りて顯はるゝが故に。受の生位は、識を勝因と爲すと雖も、而も受等の生も亦、眼色に因ると說く。是の故に、但、眼觸を緣と爲して、眼觸所生の受を生ずと說き、曾つて、眼受を緣と爲して、眼受所生の觸を生ずと說くこと有ること無し。此の中、實の觸は、是れ心所なるが故に。受と展轉して緣と爲ると說くべし。是の故に、二經は相ひ違背せず。又、別義に約して說くも亦、違ふこと無し。謂はく、此の門に由りて、觸に因りて受を生じ、卽ち此れに由りて受に因りて觸を生ずるに非ず。契經に言ふが如し『我れは一法の是くの如く貪欲を斷ずること修身念の如きを見ず』と。此れは異門に約して、諸の餘法を遮す。通して諸の對治門に約して謂ふに非ず。次後に復、修身の如く念息・念佛・念死想等、亦爾りと言ふを以てなり。

「是くの如き」と言ふは、異門の義を顯はす。如何が受も亦、觸の緣と爲るを知るや。餘の契經に『受に緣つて觸』と說くが故に。契經に言ふが如し『身・受に由りて觸』と。此の意は、有觸身は受を緣と爲して起ることを顯はすなり。何が故に、眼等も亦、受等の緣と爲るに、但、依は觸と說き、不依は受等と說くや。和合中に觸の義顯はるゝを以ての故なり、此彼和合して、相觸の名を得。自

體の得に於て名けて觸と爲すに非ず。世は和合に於て、相觸の名を立つ。二木の合する時、説いて木相觸ると爲すが如し。是の故に、眼等の三和合の中、但觸と説くべし。受等と説くに非ず。又、眼等は是れ觸を生ずる因の故に之れに依つて觸の名を説くに非ず。何んぞ難じて亦、受等の因なるが故に、應に依つて受等と説くべしと言ふことを得んや。若し必ず爾らば、應に一切の觸の因の所生は、皆な名けて觸と爲すと許すべし。然も實に一切の觸の果法の中、多分に名を立つるは、差別の想に隨ひ、一は總想に隨ひ、以て別名を立つるなり。色處界、及び行蘊等の如し。此れに由りて善く餘處に説いて一切の心所は、明に觸の發す所なりと言ふを釋す。

若し爾らば、想等は、皆な觸を緣と爲す。何が故に、但觸を緣と爲して受と言ふや。亦『想等は觸を用つて緣と爲す』と説く。了達經の如し。應に難と爲すべからず。觸の後位に於て、受の用最も强きが故に、受の聲を以て、諸行を總説するなり。然るに緣起に説く所の受の因に於ては、但實の觸を取り、三和の假には非ず。所以は何ぞ。所依を説くが故なり。謂はく、唯、實の觸のみ、所依に就きて顯はる。諸の假有に非ず。假の依の中に於て、品量を得べし。此れは勝、此れは劣なりと。若し隨つて一を闕けば、有るべきこと無きが故に。是れに由りて知んぬ、此の中、實の觸に緣りて受を説く。此の中の所説は、緣起の定まれる義、謂はく、何の位に隨ひ、何の法に隨ひて强きを、卽ち説いて緣と爲すや。次後の位の勝法を生じて果と爲すが故に失有ること無し。或は復當來の大雜染聚の所有の根本は、受を近因と爲すが故に、緣起の中、次第に觸を緣と爲して受を生ずと説くなり。緣を避けしむるが故に、受現行せず、彼の根本を絶つなり。

諸の心心所法は、皆な六處を緣と爲す。何が故に但六處に緣つて觸と言ふや。此の位は觸勝るが故に、觸の名を説くなり。理實に應に知るべし。諸の心心所は、皆な六處を以て緣と爲さざるは無し。復何の緣を以て、實觸の勝位は、唯、彼の勝受の與めに緣と爲ると説き、緣と爲りて勝想等を

生ずと說かざるや。觸は彼れと共に亦、俱時に生ずと雖も亦、受に順ずること强し。是の故に偏に說くなり。譬へば勝解は、偏に輕安、勤等に順じ、決定するも、止觀に順ずること强きが如し。其の理法然なり。應に難と爲すべからず。

名色の二と六處に緣る觸は、何の差別ぞ。名色に緣る觸は、說いて何の經に在りや。[二四]大緣起經に、是くの如きの說有り『諸有の行相、諸有の標擧、名身を施設す。彼の行相なく、彼の標擧なくして、[二五]增語觸を了知することを得べきや。爾らず。大德よ。諸有の行相、諸有の標擧、色身を施設す。彼の行相なく、彼の標擧なくして[二六]有對觸を了知することを得べきや。爾らず、大德よ。若し一切種の名身、色身、皆な所有なければ觸或は施設觸は了知することを得べきや。爾らず。大德よ。是の故に、慶喜、觸の由緒、觸の因、觸の緣は、所謂る名色なり』と。此の引く所の經は、何の義を辯ぜんと欲するや。名と色とが、觸の生因と爲ることを辯ずるなり。名とは、謂はく、意法處なり。色とは、謂はく、眼色處、乃至、身觸處なり。此の中、名身を增語觸と名く。名を身と爲すが故に、名身の名を得るなり。是くの如く、色身を有對觸と名く。色を身と爲すが故に、色身の名を得るなり。是れ名を體と爲し、色を體と爲す義なり。此の中の意の說かく、增語觸の因を、增語觸と名け、有對觸の因を、有對觸と名く。二の觸の體に非ず。此れに由りて說いて言ふ。諸有の行相、諸有の標擧、名身を施設し、色身を施設す。行相と言ふは、謂はく、諸の外處なり。行と所行の相と、行相の名を得するなり。標擧と言ふは、謂はく、諸の內處なり。此れに由りての諸の觸の名を標擧するが故に。謂はく、眼觸、乃至、意觸と名くるなり。此の意は說いて言ふ。諸有の名の體に於て、增語觸を施設し、諸有の色の體に於て、有對觸を施設す。所闕有るに隨ひて施設する所の觸は、皆な成ずることを得ず。此の上の經文は、且らく、假觸を辯じ、此れに緣りて生ずる所の實觸を辯ずと爲す。復是の說を作す『若し一切種の名身、色身は、皆な所有なし、乃至、廣說。』

【二四】中阿含九十七大因經（大正一・五八〇）。
【二五】增語觸 Adhivacana-Saṁsparśa, Adhivacana Samphassa 後にこの解釋出づ。
【二六】有對觸 Pratigha-Saṁsparśa, Sappatigha Samphassa 後にこの解釋出づ。

此の義意の言はく。若し一切種の假觸、非有なれば、則ち心所の觸は、三時の中に於て、自名を了し難し。體生ぜざるが故に、了知すべからず。既に了知すべからず、亦、施設すべからず。若し是くの如く經義を分別することを作さば、名色に縁る觸は、卽ち二に縁る觸なり。然るに名色に縁る觸は、分位決定す。若し二を縁と爲す觸、分位不定なれば、六處に縁る觸の分位は亦定なりと雖も、而も偏に有情の所依に就いて顯示せるなり。名色に縁る觸は、通じて所依と所縁に就いて顯示せるなり。故に差別有り。復別義有り。此の中、名身を增語觸と名くるは、卽ち是れ名を以て所依と爲す義なり。此れは意識を以て所依と爲すが故に。此の中、色身を、有對觸と名く、卽ち是れ色を以て所依と爲す義なり。此れは五根を以て所依と爲すが故に。是の諸の觸の所依力に由るが故に、標して其の名を別にするなり。眼識等の如し。所謂る眼觸、乃至、意觸なり。意識と意とは、是れ一義なるが故に。若し一切種の名色の所依なる六觸非有なれば、則ち定んで餘の無依の觸有りて而も了知すべき無し。既に了知すべきこと無ければ、亦、施設すべからず。此の義意の言はく、六の所依等を離れて、假觸無きが故に。六觸の體を離れて、外に實觸も亦、無し。若し是くの如く經義を分別することを作せば、卽ち六處に縁る觸を名色に縁る觸と説くなり。此の中、名色は卽ち六處の差別なることを顯はせり。縁起の種々の義門を辯ぜんが爲め、阿難陀をして、甚深の義を知らしむるなり。

有餘師の説かく、「名色に縁る觸を説くは、三和の生を顯はすなり。根と境との功能を顯はして、二に縁る觸を説き、六處に依る觸を説くは、不共因の用を顯はす」と。

第一項　有對增語二觸

三七 有るが説かく、「三種は、界・處・縁起の門に依りて、其の次第の如し。卽ち前の六觸は、復合して二と爲す。其の二とは何ぞ。頌に曰はく、

五と相應するは、有對なり。　第六と俱なるは、增語なり。

【三七】有るが云云。此の段は特に有對と增語の二觸に就きて論ず。卽ち前の六觸を所依と所縁とに從ひて二となし、前の眼等の五觸は有對根(Sapratigha indriya)を所依と爲して生ずるが故に有對觸と名け、意觸は有表詮の名を所縁とするが故に、その所縁の別なるに從つて特に名けて增語觸と爲すなり。

論じて曰はく、眼等の五觸を說いて有對と名く。有對根を所依と爲すを以ての故に。唯有對の法を境界と爲すが故に。第六の意觸を說いて增語と名く。增語は謂はく名なり。名は是れ意觸所緣の[二八]長境なるが故に、偏に此れに就きて增語觸と名く。意識は通じて名義を用ひて境と爲す。五は名を緣ぜず。故に說いて長と爲す。說くが如し『眼識は但能く青を了し、是れは青なりと了せず。意識は青を了し、亦、是れは青なりと了す。乃至、廣說。』故に有對觸の名は所依の境に從ひ、所長の境に就いては、增語觸の名を立つ。

有るが說かく、「意識を名けて增語と爲す。發語の中に於て、增上を爲すが故に。」

[二九]有るが言はく、「意識は、語を、增上と爲して、方に境に於て轉ず。五識は然らず。是の故に意識を獨り增語と名け、此れと相應するを、增語觸と名く。故に有對觸の名は、所依の境に從ひ、相應の主に就いて、增語觸の名を立つ。」

第二項　八觸及び三觸

[三〇]卽ち前の六觸は、別の相應に隨ひて、復八種と成る。頌に曰はく、

明と無明と非二とは、　無漏と染汚と餘となり。
愛と恚との二と相應すると、　樂等の三受に順ずるものとたり。

論じて曰はく、明と無明等と相應して三を成ず。一は[三一]明觸、二は無明觸、三は非明非無明觸なり。此の三は次の如く、應に知るべし。卽ち是れ、無漏と染汚と餘と相應する觸なり。餘とは謂はく、無漏と、及び染汚との餘なり。卽ち有漏の善と無覆無記となり。無明觸の中の一分は、數(しばしば)起り、彼れに依りて、復(また)愛と恚との二觸を立つ。愛、恚の隨眠と共に相應するが故に。總じて一切を攝して、復(また)三觸を成ず。一は[三二]順樂受觸、二は順苦受觸、三は順不苦不樂受觸なり。云何が順受觸なるや。[三三]是れ樂等の受の所領なるが故なり。或は能く受の行相の依と爲るが故に、名けて順受と

【二八】長境（Adhikamālambana, Adhikam ārammaṇa）他の有せざる特別の境と言ふ義なり。

【二九】此の說、俱舍十・四左に出づ。

【三〇】卽ち前の云云。此の段は、前述の六觸を更に相應の不同によりて八種に分つものなり。卽ち
一、明、無明、非明非無明の三に相應するもの三。
二、無明の一分を更に愛と恚との二隨眠となし、それに相應するものに二。
三、觸と相應する受に苦樂捨の三受あるを以て、これによつて觸にも三ありとす。
故に、三、二、三を合して八觸と爲すものなり。

【三一】明觸（Vidyā-Sparśa）。無明觸（Avidyā-Sparśa）。非明非無明觸（Naiva-vidyānāvidyā-sparśa）。

【三二】順樂受觸(Sukhavedanīya-sparśa)。順苦受觸(Duḥkhavedanīya-sparśa)。順不苦不樂受觸（Aduḥkhāsukhavedanīya-sparśa）。

【三三】この觸は受を引き又は受の領分内に入るものであり、同時にすがた形の似たる受の所依となるものありとの意なり。

爲す。如何が[三四]觸を受の所領と行相の依と爲すや。行相は極めて觸に似、觸に依りて生ずるが故なり。又、樂等の受と相應するが故に。或は能く樂等の受を引生するが故に、名けて順受と爲す。是くの如くにして合して[三五]十六種の觸を成ず。

第十節　受に就きて

第一項　六　受

[三六]已に觸を轉じたり。當に受を辯ずべし。頌に曰はく、

此れより六受を生ず。　五は身に屬し、餘は心なり。

論じて曰はく、前の六觸より六受を生ず。謂はく、眼觸所生の受より意觸所生の受に至る。此れを合して二を成ず。一は身受、二は心受なり。六の中の前の五を說いて身受と爲す。色根に依るが故なり。意觸所生を說いて心受と爲す。但心に依るが故なり。

第二項　十八心受

[三七]頌に曰はく、

此れは復十八と成る　　意近行の異に依る。

論じて曰はく、前の所說の一心受の中に於て、意[三八]近行の異に由りて、復分れて十八を成ず。云何が十八意近行なるや。謂はく、喜・憂・捨に、各六の近行あり。此れ復何に緣りて立てゝ十八と爲すや。三の領納は、唯、意と相應し、六境に異あるに由るが故に、十八を成ず。一受の體、意識と相應し、境異にして、六を成ずるに非ず。領納異なるが故に。

意近行の名は、何の義に目くると爲すや。喜等力あつて能く近緣と爲りて意をして境に於て、數遊行せしむるが故に。[三九]若し喜等、意を近緣と爲して、境に於て數行ずるを、意近行と名くと說か

【三四】觸を受の云云。同時の觸が如何にして同時の受の所欲となるか。同時の觸が如何にして同時の受の行相の依となるかとの問なり。

【三五】十六種とは、眼等の六觸、有對等の二觸、明等の三觸、愛等の二觸、順樂受等の三觸、合して十六を言ふ。

【三六】已に觸云云。以下受に就きて論ず。頌中の此れよりの意は、六觸よりの意なり。五は眼等の五にして餘とは第六の意受なり。

【三七】頌に曰はく。此の段は身心二受の內、心受を十八に分ちて論じたるものなり。卽ち心受に喜憂捨の三ありて、此れが六境を緣じ六の近行を起すが故に十八となるなり。婆沙論一三九(大正二七・七一六以下)參照。

【三八】近行 Upavicāra。下に說明あるが如く、喜、憂、捨の三が力あり、近緣となりて、意をして境に行動せしむるを云ふ。

【三九】意近行の別釋を擧げて否定するなり。俱舍十・八右に傳說としてこの說を出せり。

ば、則ち應に想等も亦、此の名を得べし。意と相應し、意に由りて行ずるが故に。若し唯、意地にのみ、意近行ありとは、豈、經に違せずや。契經に言ふが如し『眼は色を見已りて、喜に順ずる色に於て、喜近行を起す。乃至、廣說』と。此れは相違せず。眼識に依りて不淨觀を引くが如し。此の不淨觀は、唯、意地の攝なり。然るに契經に言はく『眼は色を見已りて、不淨を觀ずるに隨ひて、具足し安住す』と。此れも亦、是くの如し。五識身に依りて引く所の意地は、喜等の近行なり。故に是の說を作す。彼の經の言の『眼色を見已り、乃至、廣說』に由るが故に意近行は、五識所引の意識相應なること、應に難と爲すべからず。

[四〇] 何に緣りて、身受は意近行に非ざるや。意近行と同法に非ざるが故なり。意近行は、唯、意識に依るを以ての故に、名けて近と爲す。三世等の自相、共相の境を分別するが故に、名けて行と爲す。一切の身受は、此れと相違するが故に、意近に非ず、亦行と名けず。「豈、身受も亦此の相有らずや。身受、色等の境を領納し已りて、意識隨行し、身受の力に由りて、意識境に於て、數（しばしば）遊行するが故に。」此れも亦然らず。已に相を說くが故に。謂はく、諸の身受は、意識に依らず。分別なきが故に。彼れは能く境界の功德と過失を分別せざるに由るが故に、彼れの力は、意をして、境に於て數數遊行せしむるに非ず。又、不定なるが故に。謂はく、身受の後に、決定して意識の續生すること有るに非ず。意受と俱時に、必ず意識有るが故に、唯、意受を意近行と名く。又、生盲等の類は、見已り、乃至、觸れ已はること無しと雖も、而も近行有るが故に。

「第三靜慮には意地の樂有り。亦、應に意近行の中に攝在すべし」。此の責は然らず。[四一] 初界には無きが故に。又、凝滯するが故に。謂はく、欲界の中、意地の樂無し。第三靜慮は、有りと雖も立てず。又、彼の地の樂は、境に凝滯す。境に近行し、數（しばしば）推移有りて一緣に滯らざるを、方に行と名くるが故に。又、[四二] 所對の苦根に攝せらるゝ意近行なきが故に。「若し爾らば、應に捨意近行無かるべ

【四〇】 意近行は心受に就いて云はれ身受に就いて云ふに非ざるを云ふ。

【四一】 初界。欲界のことなり。欲界の意識に相應する樂根なきが故に、上界にも立てずとの意なり。

【四二】 所對の云云。又樂根に相對すべき苦根が第三靜慮に無きが故に、相對のものなきを以て、之れに意近行を立てずとの意なり。

し。所對なきが故に。」爾らず。憂喜は、即ち捨の對なるが故に。第三靜慮の意地の樂根には、自の根本地の捨根の對と爲ること無きが故に。然るに近分等に、捨等の近行の無き失なし。初界の中に於て、同地の所對有るを以ての故に。或は復容有、不容有の故に。謂はく、意の捨等には、同地の所敵對の法有るべし。意の樂には定んで同地の敵對なきが故に、失有ること無し。

然るに十八の中、前の十五の色等の近行は[四三]不雜緣と名く。各別に色等の境を緣ずるを以ての故に。[四四]三の法近行は、皆な二種に通ず。若し唯、法及び六內處を緣ずるは、不雜緣と名け、若し此の七及び五外處の或は別、或は總を緣ずるは、名けて[四五]雜緣と爲す。若し見乃至、觸し已るに非ずと雖も、喜憂捨を起すは、亦、是れ意近行なり。若し此れに異らば、未だ欲貪を離れざるは、應に色界の色等を緣ずる意近行無かるべし。又、色界に在りては、應に欲の香味觸の境を緣ずる諸の意近行なかるべし。若し爾らば、何が故に、契經の中に言ふや『眼色を見已りて、順喜の色に於て、喜近行を起す。乃至、廣說』と。明了なるに隨つて說くが故に、相違せず。或は眼等の引く所は、分別すべきこと易きが故に。又、諸の近行も亦、建立を異にす。謂はく、眼、色を見已りて、聲等の近行を起す。乃至、意、法を知り已はりて、色等の近行を起す。雜亂なきに隨つて、經は是くの如く說く。中に於て、根境の定まれるを建立するが故に。順喜の色に於て、喜近行等を起す。此れは現在を擧げて所餘を類解せしむるなり。續生と命終は、唯、捨近行なり。憂と喜とに非ず。捨は任運に得るが故に。及び彼の位に順ずるが故に。唯、雜緣あり。諸の捨近行は、能く正しく染を離る。意近行は、但有漏なるを以ての故に。唯、捨にして餘に非ず。諸の加行道の中に亦、喜近行有り。無間と解脫と根本定との攝に非ざるが故に。最後の解脫道にも喜近行有るべし。

第三項　意近行の界繫等

[四六]諸の意近行中、幾か欲界繫なるや。欲界の意近行は、幾何の所緣なるや。色、無色界に問を爲す

【四三】不雜緣 Asambhinnālambana とは、自の所緣をのみ緣じ、このこと常に決定して、兼ねて他を緣ずることなきをいふ。

【四四】法境を緣ずる三の近行のこと。

【四五】雜緣 Sambhinnālambana　色等六境の中、二、三乃至六を混じて緣ずるを雜緣と名く。

【四六】諸の意近行云云。此の段は、意近行の界繫分別等をなす。

も亦、爾なり。頌に曰はく、

欲と、欲を縁ずるとは十八なり。　色は十二なり。上は三なり。
二と欲を縁ずるとは十二なり。　八は自なり、二は無色なり。
後の二と欲を縁ずるとは六なり。　四は自なり。一は上の縁なり。
初の無色の近分と、　色を縁ずるとは四なり。自は一なり。
四本と及び三邊とは、　唯一なり。自境を縁ず。

論じて曰はく、欲界の所繫は、具に十八有り。欲界の境を縁ずるも、其の數、亦、然り。[四七]色界の境を縁ずるは、唯、十二有り。[四八]香味の六を除く。彼れに境無きが故に。無色の境を縁ずるは、[四九]唯、三有ることを得。彼れには色等の五の所縁なきが故に。不繫の境を縁ずるも亦、唯、三有り。

欲界繫を說き已りぬ、當に色界繫を說くべし。[五〇]初と二との靜慮には、唯十二有り。謂はく、六憂を除く。若し所縁を說かば、定んで染汚なし。能く下境を縁じ、善く欲境を縁ずるも亦、十二を具す。香味の四を除く。[五一]餘の八は、自縁なり。[五二]二は無色を縁ず。謂はく、法近行なり。不繫の法を縁ずるも亦、唯、二種なり。三と四との靜慮は、唯、六なり。謂はく、[五三]捨なり。欲界の境を縁ずるも、善く亦、六を具す。[五四]香味の二を除く餘の四は、自縁なり。一は無色を縁ず。謂はく、法近行なり。不繫の法を縁ずるも亦、唯一種なり。

色界繫を說き已りぬ、當に無色繫を說くべし。[五五]空處の近分は、唯、四種あり。謂はく、捨なり。但色・聲・觸・法のみを縁ず。第四靜慮を縁ずるも亦、具に四種有り。[五六]此れは別縁ありと許す者に就きて說くなり。[五七]若し彼の地は、唯、總じて下を縁ずと執せば、但雜縁の法意の近行のみ有り。無色界を縁ずるは、唯、一なり。謂はく、法なり。不繫法を縁ずるも亦、唯、一種あり。四根本地、及び上の三邊は、唯、一なり。謂はく、法なり。但自境を縁ず。無色の根本は、下を縁ぜざるが故

【四七】色界云云。身、欲界にありて、色界を縁じ得る意近行をいふ。その數十二。
【四八】香味の六とは、色界には香味の二境なきが故に、これに喜憂捨の三をかけて六近行なしとなり。
【四九】唯、三とは、無色には前五境なきが故に、たゞ法境に對する喜憂捨の三受のみあり、故に三意近行となる。
【五〇】初禪と二禪には喜捨あれども、憂なきが故に、六喜六捨の十二意近行なり。
【五一】餘の八云云。色界には香味なきが故に、自縁の境界たらず、從つて喜捨と香味とを配したる四意近行なきが故に、十二より四を減じて自界を縁ずるは八となるなり。
【五二】二とは喜捨を云ふ。初禪と二禪とにては、無色を縁ずるは此の二意近行のみなり。前五境、無色になきを以てなり。
【五三】捨とは六境を縁ずる捨なり。此の地の意識は唯捨受のみ有るが故なり。
【五四】捨近行の六の中、香味の二捨近行を除くが故に四なり。
【五五】空處の近分云云。空處の近分定は第四禪の染を遠離する位にて、第四禪の色等を觀じて麁苦障等の觀を爲すな

に、彼の上の三邊は、色を緣ぜざるが故に。下を緣ぜざるの義は、[58]後に當に辯ずべきが如し。此の不繋を緣ずるも亦、唯、一有り。

第四項　十八近行と有無漏の分別

[59]諸の意近行は、無漏にも通ずるや。頌に曰はく、

十八は、唯、有漏なり。

論じて曰はく、近行は無漏に通ずること有ること無しとは、所以は何ぞ。有を增長するが故なり。無漏の諸法は、此れと相違す。

有るが說かく、「近行は有情に皆な有り。無漏は然らず。故に近行に非ず」と。有るが說かく、「聖道は任運にして轉ずるが故に、無相界に順ずるが故に、近行の體に非ず。近行と此の體と相違するが故に」と。

[60]誰れか幾くの意近行を成就するや。謂はく、欲界に生じて、若し未だ色界の善心を獲得せざるは欲の一切と、初二定の[61]八と、三四定の[62]四と、無色界の[63]一とを成ず。所成の上界は、皆な下を緣ぜず。唯、染汚なるが故なり。[64]若し已に色界の善心を獲得するも、未だ欲貪を離れざるは、欲の一切と、初靜慮の[65]十を成ず。捨は六種を具す。未至地の中、善心は香味の境を緣ずることを得るが故に。喜は唯、四有り、但染有りて、下を緣ぜざるを以ての故に。「豈、意近行は、眼等の識の所引ならずや。彼れは旣に鼻舌の二識無し。應に香味を緣ずる近行なかるべし」と。此の責は然らず。生盲聾等の自性の生念、及び在定中のものは、皆な應に色等の近行有ること無かるべし。故に一切は五識の引成する所に非ず。二定は八なり。三四靜慮と無色とは、前の如し。已に欲貪を離れて、若し未だ二定の善心を獲得せざれば、彼れは欲界、初定の十二を成ず。謂はく、六憂を除く。二靜慮等は、皆な前に說くが如し。若し已に二定の善心を獲得し、初定の貪に於て未だ離るゝこと

り。而も此處にはたゞ捨受あるのみなれば、その對象たる色聲觸法と對してたゞ四種あるのみなり。

【五六】此れはとは婆沙論一三九（大正二七・七一八上）に二說を擧ぐる内の第一說を指すものなり、即ち第四禪の色聲の四境を別々に緣ずと云ふ說に從へるなり。

【五七】若し云云。此れは三の第二說にして、即ち四境を別別に緣ぜずして、總括的に雜緣するとなすなり。

【五八】後とは辯定品を指す。

【五九】諸の意近行云云。此の段は、十八意近行を有漏無漏に分別す。

【六〇】誰か云云。此處三界九地に生を受けたるものは、幾何づゝの意近行を成就するかを明かになすものにて、婆沙百三十九（大正二七・七一八）に詳述す。

【六一】八とは、四喜四捨の八なり。

【六二】四とは四捨なり。

【六三】一とは一捨なり。

【六四】若し云云。此れは初禪の近分定、即ち未至定に入れるを言ふ。

【六五】十とは六捨、四喜の十なり。

を得ざる者は、二定の十を成ず。謂はく、喜は但四なり。唯、染汚なるが故に。捨は六種を具す。已に彼の近分の善を獲得せるが故に。餘は前に說くが如し。此の道理に由りて餘は准じて應に知るべし。

若し色界に生ずれば、唯、欲界の一の捨法近行を成ず。謂はく、通果心と倶なり。[六六]經主は此の中、假りに異說を爲して說を謂ふこと是くの如し。「諸の意近行は、毘婆沙師が義に隨ひて立つるところなり。然るに我が見る所の經の義は殊り有り。所以は何ぞ。此の地に於て、已に染を離るゝことを得ば、此の境を緣じて、意近行を起す可きに非ず。故に有漏の喜憂捨の三は、皆な近行に攝するに非ず。唯、雜染の者のみ、意と相牽きて、數所緣を行ずる、是れ意近行なり。云何が、意と相牽きて、數行ずるや。[六七]或は愛、或は憎、或は不擇捨なり。彼れを對治せんが爲めに、[六八]六恒住を說く、謂はく、色を見已りて喜ばず、憂へず、心は恒に捨に住して、念正知を具す、廣說乃至、法を知るも亦爾なり。阿羅漢に、世間の善法を緣ずる喜の、有ること無きに非ず。但雜染の近行を遮止する爲めの故に、是の說を爲す」と。

未だ經主は、何んの相の義を以て、意近行と爲すやを審にせず。蘊んで心中に在り。阿羅漢の諸の善法を緣ずる有漏善の善を執するも、意近行には非ず。阿羅漢には、意近行有るに非ず。少しく正理と契經に相違す。如何が定んで知るや、「諸の境界に於て、或は愛、或は憎、或は不擇捨なるは、方に是れ近行なり」と。先に說く、諸の離欲の者の如きに非ず。或は阿羅漢は、有漏の事に於て、全分斷なりと雖も、而も有漏の喜等現行有るも、近行と名けず。此れ何の理有るや。又、何の緣を以て、唯、六恒住の遠分の所治なる貪等の相應の雜染の喜等を、方に近行と名けて、餘の有漏の善の喜等の受に非ざるや。又、彼れは自ら差別の言を說くが故に。非染の近行は、定んで有ること極成す。謂はく、彼れ自ら言はく、「但雜染の近行を遮止せんが爲めの故に、是の說を作す」と。即ち

【六六】經主云云。倶舍論一〇・一〇左。光師は本論の如く異說或は經部師とし寶師と稱友とは、論主（世親）の假りに異說を作りて有部を破せるものとなせり。

【六七】或は愛云云。愛（Anunīyate）＝貪、憎（Pratihanyate）＝瞋、不擇捨（Apratisaṃkhyāyopekṣate）＝癡。喜は愛と、憂は憎と、捨は癡と倶なり。此の三は意と相牽きて數と所緣を行ずるが故に、意の近行といふ。

【六八】六恒住（Ṣaṭsātatā vihārā, Cha sātatā vihārā）六常行とも言ふ。六境を緣じて捨心正念に住し、上擧ぐる所の雜染の近行を對治するをいふ。雜阿含十三・三三六（大正二・九三上）に出づ。

已に非染の近行の有るを許す。六恒住の、正しく遮遣する所に非ざるが故に。毗婆沙の所說の近行は、正理と契經とに相違するに非ず。又、諸の有漏は、皆な雜染と名く。既に雜染は皆な近行と名くと許す。此の宗義と何の相違有るや。又、彼れの所說の「然るに我が見る所の經の義には殊なり有り」とは、誠に所說の如く、經の義は彼れの見る所と別なるが故に。謂はく『彼の契經は、無學は色を眼見し已りて、昔時の如く、貪瞋癡を起すに非ざるを顯はさんが爲めなり『不喜』と言ひ、色を見已りて、意近行を起さずとは言はず、故に毗婆沙の所說を善と爲す。

此の諸の近行の獲得とは、云何ぞ。謂はく、欲貪を離れたると、前の八無間と、八解脱道とは、初定の近分地中の六捨近行を獲得す。第九無間と解脱道との中、欲界の通果心と倶なる法捨近行を獲得し、初定の十二近行を獲得す。此の初定の言は、眷屬を兼攝す。此の理趣に由りて、上地の染を離れたるは、應の如く當に思ふべし。然るに差別あり。謂はく、第四靜慮の貪を離れたる時、第九無間、及び解脱道は、必ず自地と下地の通果心と倶なる法捨近行を獲得せず。空處等の諸地の貪を離れたる時には、一切の無間、及び解脱道は、唯、一の法捨近行を獲得す、無學を得たる時は、欲界・初・二の靜慮の十二近行と三四靜慮の六捨近行、空無邊處の四捨近行、上地の各一の捨法近行を獲得す。愛生位に於て、上地より歿して下地に生ずる時は、當地の所有の近行を獲得し、諸の靜慮に生ずるも亦、下地の捨法近行を兼ぬ。

又、卽ち[六九]喜等の十八意行は、耽嗜と出離の依と別と爲るに由るが故に、世尊は『三十六師句と爲る』と說く。此の差別の句は能く大師は、是れ師の標幟なるを表はすが故に、[七〇]師句と名く。是くの如き諸句は、唯、佛大師のみ、能く知り、能く說くなり、餘は無能なるが故に。

有るが說かく、「此の受は、應に師迹と名くべし。是れは、諸の邪師の行の所依地なるに由るが故に」と。

【六九】喜等云云。耽嗜の依に十八有り。之れは近行にして所對治なり。出離の依に又十八あり。之れは近行の能對治なり。この二者を合して三十六となる。婆沙論一三九（大正二七・七一八上）

【七〇】三十六師句は佛の所說なるが故に師句と云ふとなり。

有るが說かく、「此の受は、應に刀路と名くべし。或は怨路と名く。此れに由りて、能く愛刀、愛怨の所著の處と爲るが故に」と。

有るが說かく、「此の受は、應に刀迹と名くべし。契經に、意を刀と爲すと說くを以ての故に」と。耽嗜の依とは、謂はく、諸の染の受なり、出離の依とは、謂はく、諸の善の受なり。無覆無記は、善と染とに順ずるが故に、隨つて應に二に攝すべし。更に別に說かず、此の三十六の界地の定は、謂はく、欲界の中は、三十六を具し、初と二との靜慮は、唯、二十有り。謂はく、耽嗜依は八、出離依は十二なり。三と四との靜慮は、唯、十種あり。謂はく、耽嗜依は四、及び出離依は六なり。空處の近分は、若し別緣有りと許さば、便ち五種有り。謂はく、耽嗜依は一、出離依は四なり。若し唯、總緣と執せば、但二種あり。謂はく、耽嗜依は一、出離依は一なり。無色の根本、及び上の三邊は、各唯二有り。前の如く應に知るべし。

此れは界地に約せるなり。所緣の定なるは、欲緣、欲境は三十六を具す。色界の境を緣ずるは、唯、二十四なり。香味を緣ずる二依の各六を除く。無色の境を緣ずるは、唯、六種有り。謂はく、法近行の二依の各の三なり。不繫の境を緣ずるも、亦唯此の六なり。此の道理に由りて、色、無色界の境を緣ずるの差別は、應の如く當に思ふべし。契經に說くが如し。『六の出離依の喜近行を以て仗と爲し、依と爲し、建立と爲すが故に、六の耽嗜依の喜近行に於て、能く捨て、能く棄て、及び能く變吐す。是くの如くして便ち斷ず。乃至、廣く說。』此の中說く所の十八種の、耽嗜依を斷ずる言は、暫時斷を顯はす。喜を依と爲すが故に。出離依の憂近行を斷ずる言は、離欲染を顯はす。捨を依と爲すが故に。出離依の喜近行を斷ずる言は、第二靜慮地の染を離るゝことを顯はす。一種性の依は、捨を依と爲すが故に。種々性の所依の捨を斷ずる言は、色の染を離るゝことを顯はす。彼の性類を依と爲すに非ざるが故に。一種性の依の捨を斷ずる言は、究竟して無色界の染を離るゝこ

とを顯はす。是くの如く說く所の受有支の中、應に義門に無量の差別あるを知るべし。

七〇 何に緣りて、所餘の有支を說かざるか。頌に曰はく、

　餘は已に說きぬ、當に說くべし。

第五項　餘の支を略述する理由

論じて曰はく、所餘の有支は、或は已に說きたる有り。或は當に說くべき有り。前に已に辯じたるが如し。若し爾らば、何に緣りて、更に此の頌を興すや。後頌に於て、廣釋の疑を遮せんが爲めなり。後頌の中に煩惱等を說くに由る。此に於て、是くの如きの疑を生ずること有ること勿れ。前に已に廣く四支の義を明し訖りぬ。次に應に其の餘の有支を廣釋すべし。後文は惑業事に依るを顯はさんが爲め、喩に寄せて、總じて十二有支を顯はす。故に軌範師は、更に此の頌を興せるなり。

第十一節　惑業事としての十二因緣の喩說

七一 前に已に說くが如し。十二有支は、略攝すれば、唯、三のみ。謂はく、惑・業・事なり。此の三の用は別なり。其の喩は云何ぞ。頌に曰はく、

　此の中に說く、煩惱は、　種の如く、復た龍の如く、
　草根と樹莖との如く、　及び、糠の米を裹むが如し。
　業は糠を有する米の如く、　草藥の如く、花の如し。
　諸の異熟果の事は、　成熟せる飲食の如し。

論じて曰はく、如何が、此の三種等と相似たるや。種子より芽葉等の生ずるが如く、是くの如く、煩惱より煩惱と業と事とを生ず。龍、池を鎭れば、水恒に竭きざるが如く、是くの如く、煩惱、相續を得て、生池を鎭れば惑と業と事をして、無盡に流注せしむ。草根を未だ拔かざれば、苗を剪れ

【七〇】何に緣りて云云。此の段は、餘の支を略述する理由を說く。

【七一】此の段は、惑業事としての十二因緣の喩說をなす。

ども剪れども還た生ずるが如く、是くの如く、煩惱の根を、未だ聖道を以て拔かざれば、生の苗稼をして斷ずれども斷ずれども、還起らしむ。樹莖より、頻りに枝と花と果とを生ずるが如く、是くの如く、惑より、數惑と業と事とを起す。糠の米を裹みて能く芽等を生じ、獨り能く生ずるに非ざるが如く、煩惱は業を裹み、能く後有を感ず。獨り能く感ずるに非ず。米の糠を有して、能く芽等を生ずるが如く、業も煩惱を有して、能く異熟を招く。諸の草藥の、果の熟するを、後邊と爲すが如く、業果も熟し已れば、更に異熟を招かず。花の果に於て生の近因と爲るが如く、業も近因と爲りて、能く異熟を生ず。熟せる飲食の、但應に受用すべくして、轉生して餘の飲食と成ずべからざるが如く、異熟果たる事も、既に成熟し已はれば、更に餘生の異熟を招くこと能はず。若し諸の異熟にして、復餘の生を感ずれば、餘は復餘を感じて、應に解脱無かるべし。

卷の第三十

（辯縁起品第三の十）

第三章　有情に關する種々の問題

第一節　四有と其の染不染及び其の三界に對する關係

[一]已に縁起を辯じたり。卽ち此の中に於て、位の差別に就いて、分つて四有を成ず。中、生、本、死なり。前に已に釋するが如し。善等の差別と、三界の有無と、今、當に略辯すべし。頌に曰はく、

　四種の有の中に於いて　生有は、唯、染汚なり。
　自地の煩惱による。　餘は三なり。無色には三なり。

論じて曰はく、四有の中に於て、生有は、唯、染なり。決定して善、無覆無記に非ず。何等の惑に由るや。一切の煩惱なり。諸の煩惱は諸の生有を染するや。爾らず。云何ぞ、但(たゞ)自地に由るなり。謂はく、此の地に生ずれば、唯、此の地の中の一切の煩惱に由りて、生有は染汚を成ず。諸の煩惱の中、一の煩惱として、結生位に於て、潤の功能無きは無し。[二]然れども諸の結生は、唯、煩惱の力のみにして、纒と垢に由るに非ず。所以は何ぞ。自力を以て、行ずる悔、覆、纒等は要ず思擇に由りて方に現起するが故に。然るに[三]此の位の中、身心昧劣にして、要ず任運に惑は方に現行すべし。唯、隨眠有りて數習力の勝るが故に、諸の煩惱能く數(しばしば)現行す。結生の時に於て、任運に現起す。諸の纒及び垢は數習力劣にして、思擇せずしては現前を得るに非ず。是の故に、結生は諸の纒垢に非ず。

【一】已に縁起云云。此の段は、大綱として有情に關する種々の問題を論じたるものなり。先づ第一に、四有と其の染不染、及び其の三界に對する關係を述ぶ。

【二】然れども云云。此の語は、前の「自地の一切の煩惱染す」と言ひたるに對し、然れども纒や六垢は染するに非ずと言ひ直したるものなり。卽ち結生位の時は身心昧劣にして思擇力なき故に、思擇によりて起る纒と六垢とは起らず。たゞ根本煩惱（十）とそれに相應する無慚惛忱等起り、その力に依りて染せらるとの意なり。

【三】この結生位には身心昧劣なるが故に、無始以來起れる根本煩惱が近因として、前生に現行せし煩惱の力に依りて、その相應するものと共に生ずるなり。

有餘師の說かく「我慢、我愛は、諸の有情の類、數々現行す。結生位の中、隨一現起し、行相微細にして相續を捨てず。故に生有を染するは、唯、此の二能くす」と。此の二は無に非ず。然も唯、此れのみに非ず。聖の生有を結するには、此れは行ぜざるが故に。亦現起すること有るも、愛有ること無きが故に。此の慢、及び愛は、我見の所資なり。或は我の斷滅を希求する者有るが故に、此の二は、皆な數(しばしば)現行するに非ず。此れに由りて但(たゞ)自地の諸の煩惱力に由りて、生有を染汚すること極成す。

餘の中有等は、一一、三に通ず。謂はく、彼れは皆な善、染、無記に通ず。應に知るべし、中有の初續の刹那も亦、必ず染汚す。猶し生有の如し。是くの如きの四有は、何の界の所繫ぞ。欲と色とは四を具す。無色は唯三なり。無色の業は中有の果を感ずるに非ず。中有を辯じたる中に於て、已に具に思擇せり。

第二節　有情の住、四食

[四]有情は此の四種の有の中に於て、何に由りて住するや。頌に曰はく、

有情は食によりて住す。　段は欲にして、體は唯三なり。
色には非ず。自根と、　解脫とを益すること能はざるが故に。
觸と思と識との三食は、　有漏にして三界に通ず。
意成と及び求生と。　食香と中有と起となり。
前の二は此の世の、　所依及び能依を益し、
後の二は當有に於て、　引と及び起と、次の如し。

論じて曰はく、[五]經に說かく、『世尊、自ら一法を悟り、正覺して正說せり。謂はく、諸の有情は、

【四】有情は云云。此の段は、有情の住を論ず、卽ち四食に依りて住するを明す。

【五】雜阿含十七・三五（大正二・一二四下）。

一切、食に由りて住するに非ずといふこと無し』と。何等をか食と爲すか。食に四種有り。[六]一は段、二は觸、三は思、四は識なり。段に二種有り。謂はく、細と、及び麁となり。細とは、謂はく、中有の食なり。香を食と爲すが故に、及び天と[七]劫初の食となり。變穢すること無きが故に。油を砂に沃ぐが如く、[八]支に散入するが故に。或は[九]細汙蟲、嬰兒等の食を說いて名けて細と爲す。此れに翻ずるを麁と爲す。是くの如きの段食は、唯、欲界に在り。段食と貪を離れて、上界に生ずるが故に。上界の身は、外緣に依りて住するに非ず。色界は能益の大種有りと雖も、而も段食に非ず。妙欲に非ざるが如し。色界の中、微妙の色聲觸の境有りと雖も、而も貪を引生し增上せざるが故に、妙欲と名けず。是くの如く、最勝の微妙なる能く攝益する觸有りと雖も、而も畢竟じて分段して呑噉すること無きが故に、段食に非ず。段食の攝に非ずと雖も、而も無食の義に非ず。喜の如きは、四食の中に攝するに非ずと雖も、而も經には說いて食と爲す。食の義有るを以ての故なり。契經に言ふが如し『我れは喜食を食す。喜食に由りて久住すること、極光淨天の如し』と。『若し爾らば、欲界も亦、應に、唯、口に分段して呑噉するを、方に段食と名くべし。』爾らず、欲界は呑噉を門と爲す。餘は相從ひて此の名を立つべし。故に色界に於ては少しく呑噉有るも餘の觸をして彼れに從ひて名を爲さしむべきに非ず。是の故に、二界は相類する失なし。若し人生れて北俱盧洲に在らば、段の呑噉を離るゝも壽豈、斷壞せんや。斷壞せずと雖も、而も所依の身の形色は瘦損し、存活を爲すに苦しむ。『若し爾らば、如何が彼れは食に由りて住するや。』香等を食と爲す。要ず呑噉するに非ず。彼れは定んで常に如意の妙香を齅ぎ、或は可愛の風等の妙觸に觸る。又、彼れの身中、能益の煖あり。或は欲界は皆な段食を資するに非ず。亦、段食は定んで唯、欲界のみに非ず。多に從ひ、勝に就くが故に、是の言を作すなり。下に有りて、上に無しと、應に難を爲すべからず。

然るに段食の體は事別に十三なり。處を以て總收すれば、唯、三種有り。謂はく、唯、欲界の香

【六】四食。段食 Kavaḍīkārahāra, Kabaliṅkāra-āhāra。觸食 Sparśāhāra, Phassa-āhāra。思食 Sañcetanāhāra, Sañcetana-āhāra。識食 Vijñānāhāra, Viññāṇa-āhāra。

【七】劫波の初めの時。即ち世界成立の當初は人々地味を食し、便穢なく身輕快なり。

【八】支。身體をいふ。

【九】細汙蟲とは蚤虱等のことにて其の體細少にして汙より生ずるものなり。或は人身中に虫有り汙を食するを細汙虫と名くとの說あり。

味觸の三なり。一切皆な段食の自體と爲る、段別にして呑噉を成すべきが故に。謂はく、口鼻を以て分分に之を受く少を以て多に從ふが故に、是の說を作す。呑噉に非ずと雖も、但身を能益し、久しく住することを得せしむ。亦、細食の攝は、猶ほ影光炎涼塗洗の如し。又、劫初の位の地味等の食も亦、段食と名く。分段して受くるが故に。又、諸の飮等も亦、段食と名く。皆な段別して受用すべきが故に。

有餘師の說かく、「一切の食中、[一〇]此れを最も勝と爲す。根と大種を攝益する中に於て、强にして而も速なるを以ての故に」と。豈、食を求むるは、飢渴を除かんが爲めならずや。如何が飢渴も亦、名けて食と爲すや。此の二種も亦、根と大(種)とに於て、能く增益するに由るが故に。按摩等の如し。又、飮食に於て希求の心無ければ、身便ち瘦損するが故に、二を食と名く。又、飢渴有りて方に無病と名く。故に食事と爲す。此の二は餘の色處の應に是れ段食と言ふべきに勝る。應に是れは段段に別して噉ふと言ふべからざるが故に。若し爾らば、何が故に、三處と體と爲すと言ふや。食に約して說くを以ての故に、但三と言ふなり。色處は何に緣りて名けて食と爲さゞるや。是れ不至取根の所行なるが故に。契經に『段食は手中の器の中に在りて、食事を成ずべきに非ず、要ず鼻口に入りて、牙齒咀嚼し、津液浸潤し、進んで喉嚨を度り、生臟の中に墮して、漸々に消化し。味勢熟德し、諸脈の中に流れ、諸蟲を攝益するを、乃ち名けて食と爲し、爾の時に方に食事を成ずることを得』と說くを以ての故に、若し手器に在るを、當を以て名と爲さば[一一]天授を那落迦等と名くるが如し。彼の分段は總じて食の名を得と雖も、而も食を成ずる時は、唯、香味觸なり。爾の時、唯、此れは根の境と爲るが故に。若し總じて分段を皆な食と名くれば聲に相應せざるも亦應に是れ食なるべし。聲等の物は、彼の段の中に在れども、香等の如く、亦名けて食と爲すべきに非ず。相續せす形段なきを以ての故に。形段なく、相續せざる物は、能く身を任持して、食事を成ずべきに非ず。

【一〇】此れをとは段食を指す。

【一一】天授。Devadatta 提婆達多。茲にては佛の敵となり墮獄せし提婆のことなるべし。未來を現在にとりて那落迦と云ふが如しと云ふなり。

又、如何が色處は食に非ずと知るや。身内に根と大を攝益する功能、香味觸の如く、別見せざるが故に。爾の時、彼の境識を生ぜざるが故に。且つ、香と味とは、食と爲ること極成す。成立することを待たず。塗洗等を見るに、身を攝益することに於て、觸は功能あり。夫れ食は必ず味勢、熟德に依り、身に於て損益す、是非を思擇するに、形と顯とは倶に味勢、熟德に非ず。身の損益に於て、功能有ること無し。自識を生ずる時、尙ほ自の根と大種を損益せず。況んや身に入り已りて、自識を生ぜず、能く食事と爲さんや。日月の輪等を見るに、能く眼根を損益す。是れ觸の功能にして、形顯の力に非ず。豈、苦樂は識と倶生せずや。此の二は能く損益の事を爲すが故に。色處は眼に於ても亦、損益を爲す、理は應に然るべからず。眼と明等と、應に食を成ずべきが故に。然も彼れは境と爲り、順苦樂の觸は能く食事を爲す。色處は然らず。[三]安繕那、籌等の諸色を見るも、眼は增損せず。要ず眼の中に至りて、眼方に增損す。是の故に、段食は定んで色處に非ず。又、極成せる香等の段食と、共、不共の差別の相あるが故に。又、諸の段食は要ず口中に進め、咀嚼して、其の形顯を碎壞せしめて、香味觸增し、方に食事を成ず。未だ咀嚼せざれば香味觸の增は、分明に了すべきこと、已に咀嚼するが如きに非ざるが故に、是れ眞實の食體は唯、此の三と爲す。功勞を設くるが故に。若し爾らば、何が故に、契經の中に於に、「段食は色香味を具すと稱讚するや。欣樂せしむが爲めに、兼ねて助緣を讚するなり。亦、讚して恭敬の施與と言ふが如し。豈、即ち恭敬も亦、段食と名けんや。然るに段食を成ずるは、正助緣を具す。有るが華林を讚して、華果影水を具すと讚するが如し。豈、影と水と亦、即ち是れ林ならんや。或は此の經の中、捨受する所を讚して、食の體は、是れ色香味と言はず。又、先に已に說けり。先に說けるとは何ぞ。謂はく、「當を以て名と爲す」と。爾の時は、實は食に非ず。假名の食の色香味を具すを讚し、眞食を辯ぜるに非ず。何の相違か有らん。又、食の德を歎じ、食の體を辯ずるには非ず。醫論の言ふ所、可愛の飮食有り、色香味觸

【三】安繕那 Añjana 目の周圍につける粉藥。籌 Śalākā. 安繕那をつける小さな木片なり。

を具す。亦、[一三]德にして體に非ず。又、色相を擧げて、香味觸を表すも亦、妙にして欣ぶべきが故に、是の說を作す。經に何ぞ食は觸を具すと讃せざるや。色等を具すと讃して、已に觸を說くが故に、惡觸有るに非ず、妙色等を具するが故に。妙觸あることは說かざるも自ら成ず。又、唯、觸處は、是れ眞の食體なり。此の食體は、色香味有りと讃するが故に。經に、食體を說くこと缺減なし。

然るに上座の言はく、「飲噉する所の聚は、皆な是れ食の體なり。別に說くこと無きが故に。諸の飲噉する所の聚の消變する時、一切は皆な能く血肉等を增し、任持し相續して、斷壞せざらしむ。是の故に一切は、皆な名けて食と爲す」と。彼れの言は理に非ず。所以は何ぞ。別に說くこと無しと雖も、應に別に取るべきが故に。契經に說くが如し『業を生因と爲す』と。豈、此の生因は、無漏の業に通ぜんや。豈、餘は業に非ず、並に生因に非ざらんや。又、經に言ふが如し『非黑非白の無異熟業、能く諸業を盡す』と。豈、是くの如き相の業は、皆な能く諸業を盡さんや。豈、一切の業は、皆な是れ所盡ならんや。又、經に言ふが如し『識の生住起は、應に知るべし、卽ち是れ苦の生、病の住、老死の起の義なり』と。無漏の識は、此の言を說く可きに非ず。是くの如き等の經は、其の例一に非ず。別して說くこと無しと雖も、而も應に別して取るべし。聚の中、若し食相、食用あれば、唯、應に彼れを取りて食にして餘に非ずと爲すべし。故に此の因は、色も亦、是れ食なることを證すること能はず。又彼の說く所の「諸の飲噉する所の聚の消變する時、一切は皆な能く血肉等を增し、任持し相續し、斷壞せざらしむ」と。定んで是くの如しと知らば、應に誠言を說くべし。旣に因を說かず。寧んぞ形顯の消變位に於て、香味觸の如く、血肉等を增し、能く身を任持することを知らんや。是の故に、食の體は、唯、香味觸にして、色には非ず。自の根と解脫とを益することと能はざるが故に。

[一四]夫れ食と名くるは、必ず先づ自の根と大種を資益し、後乃ち餘に及ぶなり。色を飲噉する時、自

【一三】本文得に作る。今他本に依り德に改む。

【一四】夫れ色と云云。食の資格は
一、其によつて自根を資益し、
二、其の依止する大種を資益し、
三、次いで他の根と大種とを資益し得ること、
の三條件なり。

の根と大に於て、尙、益を爲さず。況んや、能く餘に及ばんや。彼の諸の根と境とは各別なるに由るが故に、有る時、色を見て、喜樂を生ずるは、色を緣じて觸生ずなり。是れ食にして色に非ず。斯くの如きの理趣は、前に已に具に辯ぜり。又、不還の者と、及び阿羅漢とは、食の貪を解脫す。妙食を見ると雖も、喜を生ぜず。益する所無きが故なり。

已に段食の界繫、及び體を說きたり。觸、思、識の三を、次に當に顯示すべし。觸とは、謂はく、根境識の三和の生ずる所の心なり。緣起の中、已に廣く思擇せり。思とは、謂はく、意業なり。識とは、謂はく、境を了するなり。此の三は、唯、有漏なり。三界に通じて皆有り。

是くの如く、四食の體は、總じて[一五]十六事有り。唯、後の三食は、有漏の言を說いて、香等の三は、無漏に濫せざることを顯はす。何に緣りて、無漏の觸等は、食に非ざるか。食とは、謂はく、諸有を能く牽き、能く資くるなり。厭ふべく、斷ずべき愛の生長の處なり。無漏は、他の牽く所の有を資くと雖も、自ら有を牽く功能有ること無し。厭ひ斷ずべき愛の生長の處に非ざるが故に、建立して四食の中に在らず。卽ち此の因に由りて、他界地に望むれば、有漏法なりと雖も、食の體に非ず。他界地の法は、亦、因と爲りて、能く現有を資くと雖も、而も後有を牽く因と作ること能はざるが故に、食と名けず。諸の無漏法の現在前する時、能く因と爲りて、根と大種を資くと雖も、而も後有を牽く因と作ること能はず。暫く因と爲りて根と大種とを資くと雖も、但已が勝依と成りて、速に涅槃に趣き、永く諸有を滅せんと欲する爲めたり。自地の有漏の現在前する時は、現を資けて增さしめ、能く後有を招く。此れに由りて、已に段食を因と爲して、後有を招くの義を釋せり。謂はく、觸等の食の後有を牽く時も亦、當來の內法の香等を牽く。現の內の香等は、觸等の因を資けて、當有を牽かしむ。亦、能く自ら當來の香等を取りて、等流果と爲す。是の故に段食は後有の因と同一果なるが故に、亦能く有を牽く。故に名けて食と爲す。然るに香味觸の體類に三有り。謂

【一五】段食の體十三、これに觸思識の三食を加へて十六事となる。

はく、異熟生と等流と長養となり。外の香等に由りて、身中の內の香味觸を覺發して、食事を成せしむるが故に。所說の食は、其の理定んで成ず。云何が、應に觸、思、識の食倶時にして起り、事用に殊り有るを知るべきや、若し、此の三事の用別なしと謂はゞ、三食の差別は應に成ずることを得ざるべし。觸等の用の別は、應に彼れと同じかるべからず。共、不共知差別有るが故に。香味觸の如きは、世、共に同じく是れ一食の性なりと知る。觸等は然らず。又、觸思識の體用は、微細なるが故に、別して三に分つ。香等は爾らず。又、[16]倶起すと雖も、隨一增すが故に果の現行する時、差別無きに非ず。是の故に、三體の差別は極めて成ず。契經に說くが如し『食に四種有り、能く[17]部多の有情を安住せしめ、及び能く諸の求生の者を資益す』と。部多と言ふは、已生の義を顯はす。諸趣に生じ已れば、皆な已生と謂ふ。復[18]求生と說くは、何に目くる所と爲んか。此れは中有に目く。佛世尊の、五種の名を以て、中有を說くに由るが故なり、何等をか五と爲す。一は[19]意成、意より生ずるが故なり。是れ牽引の業の、所引の果の義なり。「若し爾らば、此れは應に太過の失有るべし。」爾らず。中有は、外緣の精血等の物を攬つて以て身を成ぜざるが故に。二には求生、多く喜びて、當に生ずべき處を尋索するが故に。生とは謂はく、生有なり。中有は多く求めて生有の處に趣く。三には[20]食香身、香食に資けられて、生處に往くが故に。四には[21]中有、死と生との二有の中間の有なるが故に、五には[22]起と名く。死有の無間に、支體缺なくして、身頓起するが故に、或は復當生に對向して、決定して暫時に起るが故に、契經に說くが如し『[23]有壞の自體起り、有壞の世間生ず。起とは謂はく、中有なり』と。又、經に說かく『補特伽羅有り。已に[24]起結を斷ずれども、未だ生結を斷ぜず』と。

何に緣りて、食に唯、四種有りと說くや。一切の有爲は、皆な食用有り。經に涅槃も亦食有りと

【一六】觸思識の三食倶起の場合をいふ。
【一七】部多(Bhūta)成れるもの存在するもの、生きもの、有情又は世界の義に用ひらる。舊譯には已生と譯せり。
【一八】求生(Sambhava gin)。生れることを求むるもの〻義。
【一九】意成(Manomaya)。
【二〇】食香身(Gandharva-kāya)。
【二一】中有(Antarābhava)。
【二二】起(Abhinirrtti)
【二三】有壞(Savyābādha)。有惱壞、有苦の義なり。
【二四】起結とは中有を潤益する惑。生結とは生有を潤す惑なり。

說くが故に。契經に說くが如し、『涅槃に食有り。所謂る覺支なり』と。諸の有爲は、皆な食用有りと雖も、勝に就いて說けるなり。謂はく、大仙尊は、所化の者の爲めに、資の勝有るに就いて唯、四食を說くなり。契經に說くが如し、『二因、二緣は能く正見を生ず。淨戒等は、正見の生に於て、因緣の用無きに非ず』と。四食の勝用は、其の相云何ぞ。謂はく、初めの二食は、此の身の所依と能依とを能益し、後の二食は、能く當有を引き、能く當有を起す。次の如く、色と名の二種の有身を資益し、引起す。故に四食を立つ。所依とは謂はく、色卽ち有根身なり。能依とは、謂はく、名卽ち心心所なり。此の中、段食は所依を資益し、有根身此れに由りて住するを以ての故なり。此の中、觸食は能依を資益し、心心所は此れに由りて活くるを以ての故に。是くの如きの二食は、已生有に於て、資益する功能、最も殊勝と爲す。思は引業と爲り、識は種子と爲りて、當有を引起す。謂はく、業に由るが故に、能く當來の名色の二有を引く。業旣に引き已りて、愛、識種を潤し、能く當有の名色の身をして起らしむ。故に契經に說かく『業を生因と爲し、愛を起因と爲す』と。是くの如く二食は、未生の有に於て、引起する功能、最も殊勝と爲す。故に、唯、此の四種を食と爲すと說くなり。此の四食の中、後の二は生母の如し。未生を生ずるが故に。前の二は養母の如し。已生を養ふが故に。次第の異なるは、生の因果の差別を現見するを擧げて、名色の二有の無始なることを顯はさんが爲めなり。故に前際は了知すべからずと說く。謂はく、此の生の已起の名色は、依と爲りて餘生を感ずる業を引起し、愛に潤ほされ、識は能く種と爲るが故に、當來世の名色の果をして起らしむるが如し。是くの如く、此の生所有の名色は、次前の世の名色を依と爲し、引く所の諸業と愛が識種を潤して、因と爲るを以ての故に起る。卽ち彼の前生の所依の名色は、復前世の名色を依と爲して引く所の諸業と、愛が識種を潤して、因と爲るを以ての故に起る。是くの如く展轉して、前々の依と爲る。是の故に、名色の二有は無始なり。

或は諸の衆生に三種の別あり。一は偏に現の可愛の境を愛樂し、二は多く當の可愛の境を希求し、三は諸の境に於て[三五]處中捨を起す。段食は總じて此の三衆生を益す。觸食は別に現境を愛する者を益し、思食は別に倘境を希ふ者を益し、識食は別に處中捨の者を益す。故に唯、此の四種を食と爲すと說くなり。

有るが說かく、「受を生死の根本と爲す。段食は是れ受の所受の境界なり。觸食は是れ受の所領の近因なり。思は遠因、識は是れ所依なり。故に唯、此の四を食と爲すと說くなり」と。或は復段食は、能く境の食を長ず。諸根、及び大種を長養するが故に。是くの如き境の食は、能く廣く觸に於て三事を和合し、觸を生ぜしむるが故に。觸は能く受を引く。是れ所領なるが故に。受は復能く希望思の因と作る。希望の境、及び生を受けんが爲めの故に、希望思の力は愛をして增廣せしむ。思に由つて、虛妄の樂を欣樂するが故に、愛は能く識を潤し、生有をして續かしむ。要ず染汚の心、能く生を結するが故に。識能く名色の有の芽を生起し、名色は識に由りて生長するが故に。斯れに由るが故に說く、「若し段食に於て、斷遍知する時、亦、五妙欲の染を斷遍知す。若し觸食に於て、斷遍知する時、亦、樂等の三受を斷遍知す。若し思食に於て、斷遍知する時、亦、欲等の三愛を斷遍知す。若し識食に於て、斷遍知する時、亦名色の二有を斷遍知す」と。

有るが說かく、「此れを觀ずれば、能く四倒を治するが故に、四食を說く。段等の四種を觀察せざるに由りて、次の如く能く淨樂常我の四種の顚倒を起す。經に說かく、『四食は、能く部多の有情をして安住せしめ、及び能く諸の求生者を資益す』と。此れは、四食は能く、三有に居止する衆生を資することを示す。謂はく、生有、本有、中有に居すること其の次第の如し。死有に居するを除くは、死有に居する中、食は能無きが故なり。部多と言ふは、謂はく、生有に居するものなり。食は生有を持するが故に、安ぜしむと說く。意は、生有は、唯、一念の故に、要ず食の持に由りて、方に能

【三五】處中捨。愛と憎の何れをも感ぜず、平等心なるをいふ。

く後を牽くを顯はすなり。有情と言ふは、謂はく、本有に居するものなり。本有に居する中、共に非情に異なるを言說すべきが故に、名けて有情と爲す。食は本有を持するが故に、住せしむと說く。住とは謂はく、當位の相續して斷ぜざるなり。求生と言ふは、謂はく、中有に居するものなり。中有に居する中、生有を求むるが故に。食は中有を持して、當生に趣かしむ。廻轉すべからざるが故に、「資益」と名く。

或は復衆生に、略して三種有り。一は具煩惱、二は離煩惱、三は餘煩惱なり。具煩惱者を、名けて部多と爲す。五趣の中に於て、數々生ずるが故に。食は能く彼れを持するが故に、「安ぜしむ」と說く。正觀既に闕き、出を求むる心無し。生死の中に於て、情安止するが故に。眼を闕ける者の行動の心無きが如し。其の居する所に隨ひて、安止するが故に。離煩惱者を、名けて有情と爲す。唯、世俗に有情數と說くが故に。食は能く彼れを持するが故に、「住せしむ」と說く。衆緣力の持するが故に、壞車も暫く餘方に往くが如きが故に、名けて住と爲す。餘煩惱者を名けて求生と爲す。當來の合を希求すること有るべきが故に、和合と生有と其の差別なし。餘煩惱者は、乃し行の盡くるに至るまで生有の身を希求すること有るべきが故に。食は能く彼れを持するが故に、「資益」と言ふ。謂はく、彼れを資益して、行の盡くる位に至るなり。

或は有情の類に略して二種あり。所謂、已生と將生の差別なり。諸の已生者を、部多の有情と名け、諸の將生者を、唯、說いて求生と爲す。諸の已生者に、復二種有り。一は先の行業の果を受用するを、名けて部多と爲す。二は、現の士用果を受用するを名けて有情と爲す。先世の食に由りて現身中の色力樂辯し、壽をして安立することを得せしむ。現在の食に由りて、唯、現身をして相續して斷ずること無からしむるが故に、說いて「住」と名く。或は「安からしむ」とは、唯、壞せざらしむるなり。「住せしむ」と言ふは、士用を成ぜしむるなり。將生を持するとは、正生に趣かしむる

なり。故に諸の求生者を資益すと言ふなり。

有るが說かく、「部多と求生は各別なり。簡別を爲すが故に。有情の言を說く。非情も亦、食有りと說くを以ての故に。契經に說くが如し『我れは、大海、及び大河等、悉く皆な食有りと說く』と。彼れを簡ばんが爲めの故に、此に明す所は、是れ有情の食にして、大海等に非ざるを顯はすなり。若し爾らば、此の言は、應に無用を成ずべし。段食等を說くは、簡ぶ義を已に成ず。段等の食は、海等を資するに非ざるが故に、唯、有情の類に、段等の食あるが故に、有情の言は、簡別の用なし。乍ち簡別を爲すべくして、部多の言を說くなり。部多の言の中、兼ねて實義を顯はすを以て、非實の有情を執して、有情と爲すことを遮遣せんと欲するが爲めの故に、是の說を作すなり。謂はく、諸の外道は、無明に盲せられ、諸の叢林も皆な思慮あり、見等有るが故に、亦有情と名け、此れも亦、必ず應に段食等を資すべしと執す。彼れを簡ばんが爲めの故に、實の言を說くことを須ゆるなり。是くの如きの實の言は、極成の義を顯はす。共に思慮有りと許すを極成の有情と謂ふ。此の極成の有情は方に段等の食に資せらる。不共許の思慮の有情に非ず。

何が故に、世尊は、唯、食に四種有り、有情をして安ぜしむと略說ぜざるや。部多と求生の二言は何の用ぞ。」豈、已に已生と中有との異を顯はさんが爲めの故に是の說を作すと說かずや。但食に由りて有情をして安んぜしむと說くなり。義に於て已に周ねし。何ぞ勞して復說かんや。已生と中有の差別等の義は、餘の契經の中、已に是の說を作せり。『有情は食に由らずしては存すること無し』と。此の中、中有を謗る論を遮せんが爲め、及び生有の近因を顯示せんが爲めの故に、部多と求生の差別を說けり。或は復阿羅漢と有學と異生と食に、差別なしと謂ふこと有ること勿れ。故に三句を說きて、食に殊り有るを顯はす。謂はく、諸の異生は、諸の飮食を受くるに、多く煩惱に由る。諸の阿羅漢の諸の飮食を受くるは、但身を支ふる爲めなり。諸の有學者の諸の飮食を受くるは

多くは厭を生ずと雖も、而も煩惱有り。諸の食は並に身を支へ、唯、應に受用すべき有りと雖も、亦斷すべきもの有るが故に、須(すべから)く具(つぶさ)に是くの如き三句を顯はすべし。段食に於て斷遍知を言ふは前に斷を說くと雖も、是れ何の後に遍知を說くやを未だ了せず。是れは此の彼れを緣ずる煩惱を斷じ、或は伏するを斷と名け、永く其の根を拔くが故に、遍知と名くと顯はすなり。

「若し爾らば、應に是くの如きの說を作すべからず。「若し段食に於て、斷遍知する時は、亦、五妙欲の染を斷遍知するなり。五妙欲の染を永く斷ずることを得る時、段食は斯れに由りて名けて斷と爲すべし」と。」此の理有りと雖も、而も佛は倶時斷を彰にせんが爲めの故に、是くの如きの說を作す。段食に於て、緣縛斷の時、五妙欲の貪の其の體は、斷と名くるを以てなり。「此の理有りと雖も、而も應に段食の斷の時、五欲の貪も斷と說くべからず。色聲の二種は、段食に非ざるが故に。」此の責は然らず。色聲の二種と段食の體とは同對治の故に。諸の修觀者は、段食を厭ふが故に、遍く欲界を捨す。故に是の說を作すなり。或は此の中に說く五妙欲の染は、唯、色等の五境界の貪のみに非ず。「若し爾らば、是れ何んぞ。」賢聖の事に非ざるを說いて名けて欲と爲す。此の界を離れずして諸の起す所の貪を、說いて欲染と名く。色等の五境に能く順じて貪を增すを、五妙欲と名く。此の五妙欲の所屬の界も亦、此の名を得。此の界の中の貪は、此れに依り、此の五妙欲の界を緣ずるが故に、五妙欲染と名く。此の意は說いて言ふ。若し段食斷ずれば、欲界の諸の貪は、皆な悉く斷ずることを得。此れと彼れとは同對治なるを以ての故に。貪の斷ずる時、段食必ず斷ずるに非ず。段食斷ずる時は、諸の貪必ず斷ず。是の故に、契經に、是くの如きの說を作す。有るが釋す、「段食の斷の言を顯はさんが爲めに、唯、修所斷の染を斷除するに據るが故に、斷五妙欲染の言を說く」と。是くの如き釋言は、深き理趣なし。此の中、唯、聖道の離染を說くのみ。已に唯、修所斷を斷ずるを顯はすが故に。必ず聖道は、一時の中に於て、見修の二所斷を雙斷する義なし。謂はく、聖道に

見所斷を斷ずる時、段食を緣ずる貪は、決定して未だ斷ぜず。後に正しく段食の貪を斷ずる時に於て、見所斷の貪は、必ず先づ已に斷ず。故に、五妙欲の染を斷ずるの言を說かずと雖も、而も亦、唯、修所斷の染を斷じたるに據るを知るなり。又、此の簡別は、復何の成ずる所ぞ。縱へ、言ふ所の段食の斷とは、亦、已に見所斷の貪を斷じたることを顯はすと謂ふも、若し是くの如く知らば何の過失有るや。說くが如く、觸等の斷遍知の時、亦、欒等の餘法を斷遍知す。是の故に、前釋は理に於て違ふこと無し。

「豈、觸等の一を斷ずる時に隨へて、受、愛、名色は悉く皆な斷ずることを得ずや。何に緣りて次の如く各別に說くや。」衆生は、受、愛、後有の一種に隨つて、深く過患を覺るを以て、彼をして速に斷除することを得せしめんと欲するが爲め、次の如く、觸等の因の異を說くと爲す。又、觸等は同時生なりと雖も、而も果は同じからざるに由るが故に、三體の別を顯はさんが爲めなり。又、[二六]食の名の義に稱ふことを顯はさんが爲めなり。謂はく、能く引く所なるが故に、名けて食と爲す。食は誰れの所引なるや。謂はく愛の所引なり、經に說かく、四食は愛を緣と爲すが故に、食は能く誰れを引くや。受、愛、名色なり。此の義を顯はさんが爲めの故に是の言を作す。卽ち因は果なくしては定んで非有なることを顯はすなり。觸は復如何が、說いて名けて食と爲すや。觸は能く攝益の用有るを以ての故なり。受は是れ攝益なるも、體は能攝益に非ず。觸は能攝益にして、亦、是れ攝益の體なり、攝益の因なるが故に。受は所領なるが故に。一切の思は、皆な是れ思食に非ず。要ず希望を屬し、愛に順じて現行し、意識相應なるを、乃ち名けて食と爲す。故に飢饉の世に、愚癡の小兒は、望みを砂嚢に懸けて、存濟を得たり。又、世を現見するに、希望有るに由りて、力便ち增長し、希望若し絕へれば、力便ち衰微し、所爲退敗す。然るに契經に意思食を說くは此れ唯、意識と相應なるを顯はす。或は思は是れ我德の用なるを遮せんが爲めなり。經に『識食を第四と爲す』と說くは、

【二六】食。Ahāra 所引の義あるに就ていふ。

此れ唯、段食の有る處に約して說くなり。識能く食と爲る、其の相は云何ぞ。可愛の境を了して、能身を任持するが故なり。若し爾らば、云何が先に是の說を作すや。「識食は能く處中捨を益す」と、彼れも亦。可愛の涅槃と聖道等の境と有りて有漏の了別が能く身を任持するに由るが故に過有ること無し。契經に說かく、『四種の食有り』と。第二の食の言は、復何の用有るや、食の外に能食者有るを遮せんが爲めなり。諸食を離れて、食者なきを顯はすが故なり。此れに由りて佛は[二七]頗勒具那に告げたまはく。『秋は終に能食者有りと說かず』と。佛は四食を愛の因緣と名くと說く。云何が名けて愛因緣の義と爲すや。希ふ所の愛事を、食の體と爲すが故なり。何に緣りて、食に於て希愛を生ずるや。此れに因りて諸の樂受を發生するが故なり。樂受に緣るが故に、諸の愛生ずることを得。諸の愛已に生ずれば、執じて資具と爲す。食は是れ愛の隣近の生因なるに由り、若し愛已に生ずれば、復資具と爲す。是の故に食を說いて、愛の因緣と名く。豈、食緣も亦、苦を生ぜずや。應に但(たゞ)說いて愛の因緣と名くべからず。契經に言ふが如し『諸の所有の苦は、一切、食に因らずして生ずること無し』と。理は實に應に然るべし。而るに愚夫の類は、顚倒に覆はれて、苦の生因に於て、執して樂の因緣と爲し、希愛を生ず。或は苦に逼まれ、離るゝことを希ひ愛生ず。此の愛を因と爲して、飮食を追求するが故に、佛は食を說いて『愛の因緣』と名く。或は復果の生ずるは、能く食事を成ず。有漏果の苦は、愛を集と爲すと說く。是の故に食を說いて、愛の因緣と名く。

「苦し爾らば、無學は、應に食有ること無かるべし。無學者には愛有ること無きを以ての故に。或は、食有る者は皆な應に愛有るべし。」此の責は然らず。已に簡別せるが故に。謂はく、已に部多と求生とは、是れ有愛の者なりと簡別せり。四食は彼れに於て、其の次第の如く、安んじ、及び資益す。彼れに據りて、食を說いて愛因緣と名く。故に無學者には、食無く、愛有るの失なし。或は無學の食は、先愛の力の引くものにして、愛因緣と名くるも亦、失あること無し。謂はく、先愛の力

【二七】雜十五・七（大正二・一〇二上）「佛告頗求那、我不レ言有二食識者一」

の引發する所なるが故に。今は愛を離るゝと雖も、仍飲食を求むるなり。故に伽他に言ふ有り『食無くして命有るに非ず」と。又、經に說くが如し『無明に覆はれ、愛に繫縛せらるゝ愚夫と智者は、同じく此の身を得』と。然も阿羅漢には無明、愛と有る失なし。此れも亦、應に爾るべし。此れに據りて愛因緣と名くを知ると雖も、然も此の言は、復何の用有りて說くや。諸食は能く後有を牽くことを顯はさんが爲めなり。諸の有愛者には、段食も亦、能く愛の同緣と爲りて後有を牽くが故に。[二八]世尊は四食を皆な病と癰と箭の根と、老死の緣と爲すと說くを以ての故なり。此の食は、復先愛の引生するところと爲す。先愛は復先食より引起す。是くの如く展轉して、無始時より來、生死の輪旋環して絕へざらしむ。厭捨を生ぜんが爲めの故に、此の言を說くなり。又、諸の苦の生ずるは、皆な食に因る。但諸食を愛の因緣と爲すに由る。食緣を捨して、苦をして起らざらしめんが爲めなり。病を止めんと欲せば、應に病緣を避くべきが如し。故に此の言を說くは、深き有用を成す。

第三節　有情の沒

[二九]廣く食を辯じ已れり。今、應に思擇すべし。前の所說の中等の四有に於て、生と死との二有は、唯、一刹那なり。此の時の中に於て、何れの識現起し、此の識は復何れの受と相應し、定心、無心にして、死生を得るやいなや。何性の識に住して、涅槃に入ることを得るや。命終の時に於て、識は何れの處にて滅するや。斷末摩とは、其の體は是れ何ぞ。頌に曰はく、

斷善根と續と、　離染と退と死と生とは、
唯、意識の中なりと許す。　死と生とは、唯、捨受なり。
定と無心の二とに非ず。　二無記に涅槃す。

【二八】雜阿含十五・一二（大二・一〇三上）。

【二九】廣く食云云。此の段は、有情の沒に就いて論ず。先づ上の四有の中、死生二有は唯一刹那なるが、その刹那の中に於て一、何識が現前するか。二、此の識は復何受と相應するか。三、定心無心にして死生し得るやいなや。四、何の性の識に住して涅槃に入り得るか。五、命終時に於ては識は何れの處に滅するや。六、斷末摩とはその體は何ぞの六問を擧げて此等に答ふるなり。

漸死は足と臍と心とに、　　最後に意識滅す。
下と人と天と不生となり。　　斷末摩は水等なり。

論じて曰はく、[三〇]斷善と續善と界地の染を離るゝと、離染より退すると、命終と、受生と、此の六位の中、唯、意識をのみ許す。皆な是れ意識の不共法なるが故に。五識は、此に於て功能有ること無し。「豈、最初の中有を結する位も亦、唯、意識ならずや。」所説の[三一]生の言は、已に彼れを兼攝す。所説を離るゝに非ず。「此の生の言は、能く中有を結するを攝するに非ず。中有を結するは、卽ち中有の攝なるを以ての故に。已に中有を遮せる生の攝する所なるが故に。契經に說く『補特伽羅の、已に生結を斷じたるも、未だ起結を斷ぜざる有り。廣く四句を說く』と。本論も亦、中有は生に非ずと顯はす。欲界に命終して、還欲界に生ず。欲有を續く者とは、謂はく、欲界に沒して、還欲界の中有、生有を受くるものなり。是くの如き等の文は、極めて相ひ違害す。」相違の失なし。諸の經論の文は、唯、生有に據りて、生の言を說くが故に。中有の初念は、亦、生と名くと雖も、而も生有に非ず。何ぞ相ひ違害するや。本論にも亦、生の聲を以て、中有を結する位を說くこと有り。「欲界繫の見修所斷の二部の諸結を、一時に獲る者有り。謂はく、上界に沒して、欲界に生ずる時なり」と。此れ等の生の言は、中有の始めを說く。色、無色の死有の無間に、頓に欲界の二部の諸結を獲。豈、彼の死有の刹那に住して卽ち此の結を獲ずや。且つ中有の初めも亦生と名くることを證す。義成立することを得。然るに彼の死有に當に獲べきこと正しきに非ず。故に頌の生の言は兼ねて中有を攝す。

[三二]意識は具に三受相應なりと雖も、死生の時は、唯、捨受あり。正死を死と名け、正生を生と名く。正笑の時を說いて名けて笑と爲すが如し。不苦樂受の性は明利ならず。死生に順ずる時なり。苦樂の二受の性は、極めて明利なり。死生に順ぜず。明利の識に死生の義有るに非ず。死生の時は、必

【三〇】斷善云云。此れは第一問に對する答なり。この六位の中、命終（死有）と受生（生有）とが直接今の問題なり。

【三一】生有の結する位も、中有を結する初念もその結する義同じきを以て、中有の初念を生の字の義中に改むとなり。

【三二】意識云云。此の段は、第二問に答ふ。

ず昧劣なるを以ての故に。

此れに由るが故に説く、[三三]「下の三靜慮には、唯、近分の心に、死生の現有りと。根本地には捨受なきを以ての故に。意識に在りて死生有ることを得と説くと雖も、定心に在りて、死生の理有るに非ず。界地別にして、死生有るに非ざるが故に。設ひ界地同なるも極めて明利なるが故に。勝加行の、引發する所に由るが故に。又、在定の心は能く攝益するが故に。必ず損害に由りて、方に命終有り。諸の在定心は、染汚に非ざるが故に。必ず染汚に由りて、方に生を受くることを得。異地の染心も亦、攝益するが故に。加行の起の故に、命終の理なし。異地の染心は、必ず勝地の攝なり。何ぞ劣地に往いて生を受くることを樂ふべけんや。故に彼れも亦、能く生を受くる理無し。一切の異地の淨無記心は、加行の起の故に。命終の理なし。染汚に非ざるが故に、生を受くる理なし。又、無心に命終の義有るに非ず。理と相違するが故に。死に二種有り。或は他に害せられ、或は任運に終る。無心位の中に、他は害すること能はず。殊勝の法有りて身を任持するが故に。無心の位に處して、任運に終らず。入心は定んで能く心を引出するが故に。謂はく、入心を等無間縁と作して、此の身に依る心等の果法を取る。必ず別法の能く礙えて生ぜざらしむること有ること無し。若し所依の身、將に變壞せんと欲せば、必ず定より還起して、此の身に屬する心方に命終することを得。更に餘の理無し。又有る契經に、無心に命終せざることを證するが故に。契經に說かく『無想の有情は、想の起り已るに由りて、彼の處より沒す』と。無心の位に受生を得べきに非ず。必ず勝心の現に引く所なるに由るが故に。昧劣の位に住して生を受くるが故に。煩惱を起すことを離れて、生を受くること無きが故に。亦、有る契經に、無心に生を受けざることを證するが故に、契經に言はく、[三四]『識若し母胎の中に入らざれば、名色は羯剌藍を成ずることを得るや、いなや。乃至、廣說』と。

[三五]死有の心は、實に三性に通ずと雖も、而も阿羅漢は、必ず染心無し。善心、及び二無記ありと雖も、

【三三】下の三靜慮云云。第三問に對する答なり。即ち二刹那は唯、有心の散位にして、定位と無心に非ず。

【三四】中阿含九七經大因緣（大一・五七九下）。

【三五】死有の心云云。第四問に答へたるものなり。即ち入涅槃心は唯威儀と異熟との二無記心に限るなり。

而も强盛なるが故に、涅槃に入らず。涅槃に入る心は、唯、二無記なり。謂はく、威儀路と、或は異熟生なり。若し欲界に捨の異熟有りと說かば、入涅槃の心は、二無記に通ず。若し欲界に捨の異熟なしと說かば、入涅槃の心は、但威儀路のみなり。必ず受を離れて、而も獨り心有ること無し。辯業品の中、當に廣く思擇すべし。劣善は何が故に、涅槃に入らざるや。彼の善心には異熟有るを以ての故に。諸の阿羅漢は、未來の諸の異熟の果を厭背して、涅槃に入るが故に。「若し爾らば、異熟に任せば、應に涅槃に入らざるべし。」爾らず。已に簡んで未來を厭背すと言ふ、故に。「何ぞ現在の異熟を厭背せざるや。」現の異熟に依りて、永く諸有を斷ずと知るが故に。現の異熟に依りて、無學果を證す。彼れ恩あることを知りて、深く厭患せず、諸の阿羅漢は、深く當生を厭ふが故に、命終の時、彼の因の善を避く。唯、二無記は、勢力劣なるが故に、三六 昧劣の相續の斷ずる心に順ずるなり。故に涅槃に入るは、唯、二無記なり。

三七 眼等の諸識は、色根に依止して、尙ほ方所なし、況んや復意識をや。然るに身根に約して滅處を說かば、若し頓死する者は、意識と身根と、欻然として總じて滅し、別處有るに非ず。若し漸死する者は、下と人と天とに往くに、足と臍と 三八 心とに於て、次の如く識滅す。謂はく、惡趣に墮するを、說いて往下と名く。彼の識の最後は、兩足の處に滅す。若し人趣に往くは、識は臍に於て滅す。若し天中に往くは、識は心處に滅す。諸の阿羅漢は、說いて不生と名く。彼れの最後心も亦、心處に滅す。有餘師の說かく、三九「彼の滅は頂に在り」と。正しく命終の時は、足等の處に於て、身根滅するが故に。意識隨つて滅す。命終の時に臨んで、身根に漸く滅して、足等の處に至りて、欻爾として都て滅するなり。少水を以て炎石の上に置くが如し。漸く減じ漸く消えて、一處に都て盡く。必ず同分の相續して因と爲ることなく、能く無間に趣く所の後有を生ず。

四〇 唯漸く命終する者は、命終の時に臨んで、四一 多く 四二 斷末摩苦受の爲めに逼らる。別物の名けて末摩

【三六】俱舍十・十七左「無記勢力微順二心斷一故。」

【三七】眼根云云。第五問に對する答なり。

【三八】心臓のことなり。

【三九】彼れとは阿羅漢を指し、頂とは頭頂なり。

【四〇】唯、漸命終者云云。第六問に對する答なり。

【四一】本文有爲に作るも俱舍十・十八右の如く、多爲と讀み今の如く譯す。

【四二】斷末摩(Marma-ccheda)。末摩(Marma)は死穴と譯し、身其の量極少なるものにて、身中に百處あり。となせり。

と爲すもの有ることなし。然も身中に、異の支節有りて、觸るれば便ち死を致す。是れを末摩と謂ふ。謂はく、身中に於て、別の處所有り、風熱痰盛に逼切せらるゝ時、極苦受生じ、卽便ち死を致す。末摩の稱を得。有る頌に曰ふが如し。

身中に別處有り。　觸るれば便ち命終せしむ。
青蓮花の鬚の微塵等に觸るゝが如し。

若し水と火と風と平に緣合せず、互に相乖反す。或は總、或は別に、勢用增盛し、末摩を傷害す。利刀を以て支節を分解するが如し。斯れに因りて極苦受の生を引發し、此れ從り、須臾に定んで當に命を捨つべし。茲の理に由るが故に、斷末摩と名く。薪を斬るが如くを說いて名けて斷と爲すに非ず。斷たれて覺なきが如くなるが故に、斷の名を得。好んで語言を發して、彼れを譏刺し、實、不實に隨ひて、人の心を傷切す。此れに由りて當に斷末摩の苦を招くべし。

[四三]何に緣りて、地に斷末摩を說かざるや。[四四]第四の內の災患なきを以ての故なり。內の三災患とは、謂はく、風と熱と痰とにして、水と火と風との增すとき、所應に隨ひて起るなり。

有るが說かく、「此れは外器の三災に似たり」と。此の斷末摩は、天の中に有るに非ず。然れども、諸の天子の時に命終せんとする時には、先づ五種の小衰相現ずること有り。一には衣服嚴具、可意の聲を絕つ。二には自身の光明、欻然として昧劣となる。三には沐浴の位に於て水滴身に著く。四には本性囂馳なれど、今一境に滯る。五には眼、本と凝寂なるに、今數瞬動す。此の五相の現ずるとも、定んで命終するに非ず。勝れたる善緣に遇ひば、猶ほ轉ずべきが故に。復五種の大衰相現ずること有り。一には衣、埃塵に染み、二には花鬘萎悴し、三には兩腋に汗出づ、四には臭氣身に入り、五には本座を樂します。此の五相現ずれば、決定して命終す。設ひ强緣に遇ふも、亦、轉ぜざるが故に。此の五相は、諸天皆な有るに非ず、亦、此の五を一一皆な具するに非ず。總集して說

【四三】何に緣りて云云。斷末摩の作用あるは水火風に增盛によるのみにて地の增盛によらざるは如何との問なり。
【四四】第四云云。醫方明卽ち印度の醫學に內の三災を說きて、第四の災患を立てざるが故にとの吟也。

くが故に、五有りと言ふ。如何が一切有に非ずと知ることを得るや。教理に由るが故に、教とは、謂はく、經に言はく、「三十三天は、時有りて集つて善法堂上に坐して、共に法樂を受く。中に天子有り。福壽倶に終る。卽ち天衆中にして、本坐を起たず。俄然として殞歿す。都て覺知せず』と。經には諸天の五衰の相現し、五晝夜を經て、然る後に命終すと說く。寧んぞ坐を立たざるを覺知せざるや。理とは、謂はく、衰相は皆な是れ不善の圓滿業の果なり。一切の天は皆な同じく、此の不善の業を集むるに非ざるが故なり。

第四節　有情世間の生住說に於ける三聚

四五 世尊は、此の有情世間の生じ、住し、歿する中に於て、三聚を建立せり。何をか三聚と謂ふや。頌に曰はく、

正と邪と不定との聚は、　聖と無間を造ると餘となり。

論じて曰はく、一には四六正性定聚、二には邪性定聚、三には不定性聚なり。何をか正性と名くる。謂はく、世尊の言はく『貪無餘斷、瞋無餘斷、癡無餘斷、一切の煩惱を、皆な餘すこと無く斷ずる、是れを正性と名く」と。何が故に、唯、斷を說いて正性と名くるや。謂はく、此れ永く邪僞の法を盡すが故なり。又、體は是れ善常なり、智者は定んで愛す。故に世尊も亦、聖道を說いて正性と名く。經に正性離生に趣入すと說くが故に。

何をか邪性と名くるや。謂はく三種あり。一には趣邪性、二には業邪性、三には見邪性なり。卽ち是れ惡趣と、五無間業と、五不正見と、次の如く體と爲す。二定者に於ては、學と無學と五無間業と、其の次第の如く、定んで離繫と地獄の果とに趣くが故に。此れを成就する者は、此の聚の名を得るなり。卽ち名けて聖と造無間者と爲す。煩惱の縛を正しく脫し、已に脫するが故に、說いて

【四五】世尊は云云。此の段は、有情世間の生住沒に於ける三聚を論ず。卽ち修道斷惑の見地より左の如く三聚に分類したるものなり。
一、貪瞋癡の毒を餘すことなく斷じ、無漏法已に生じて諸の惡を遠離せるもの。
二、五無間業を造りて定んで地獄に落つる者。
三、善果の緣を待ちて初めて善又は惡性の定聚に記せらるべき有情。

【四六】正性定聚(Samyaktva-niyatarāśi, Sammattaniyata-rāsi)。邪性定聚(Mithyātva-niyatarāśi, Micchattaniyata-rāsi)。不定性聚(Aniyatatva-aniyatarāśi, Aniyatarāsi)。

名けて聖と爲す。聖は是れ自在に繫縛を離るゝ義なり。或は衆惡を遠ざくるが故に、名けて聖と爲す。畢竟じて離繫得を獲得せるが故に。或は善所趣の故に、名けて聖と爲す。中に間隔なきが故に、無間と名く。好んで此の因を爲すが故に、名けて造と爲す。正と邪との定の餘を、不定性と名く。彼れは二緣を待つて二を成ずべきが故に。定んで一に屬するに非ず。不定の名を得するなり。

卷の三十一

〔辯縁起品第三の十一〕

第四章　器世間（世界）

第一節　三界の根本――三輪

[一]是くの如く已に有情世間を辯じたり。[二]器世間を今當に辯ずべし。頌に曰はく、

器世間を安立すること、　風輪最も下に居る。
其の量は、廣さ無數にして　厚さ十六洛叉なり。
次上に水輪あり。深きこと、　十一億二萬にして、
下八洛叉は水なり。　餘は凝結して金となる。
此の水と金との輪の廣さは、　徑十二洛叉と、
三千四百半にして、　周圍は此れに三倍す。

論じて曰はく、此の百倶胝の四大洲界は、是くの如く、安立し、同壞し、同成す。謂はく、諸の有情は、法爾に諸の靜慮を修得するが故に、下に命終し已りて、第二等の靜慮地中に生じ、下の器世間は三災に壞せられ、久遠を經已りて、下空の中に依りて、諸の有情の業の増上力に由りて、微風の起る有り。後々に轉増し、蟠結して輪を成ず。其の體は堅密にして、假設ひ、一の[三]大諸健那（だいだくけんな）有り。[四]金剛輪を以て、威を奮ひて、懸（はる）かに撃つに、金剛は碎くること有るも、[五]風輪には損無し。是くの如きの風輪の廣さは無數なり。厚は十六億[六]踰繕那なり。

【一】此の段以下、宇宙の形態を論ずるなり。
【二】器世間 Bhājana-loka 衆生世間に對し、有情の住する山河大地をいふ。
【三】大諸健那 Mahā-nagna 大露形と譯す。人趣中の神にして大力あり。
【四】金剛輪（Vajra-cakra）。金剛杵のことなり。武器なり。
【五】風輪（Vāyu-maṇḍala）。
【六】踰繕那（Yojana）。間に由旬といふ。古代印度の遊行者の一日の行程なりといふ。六哩程なるべし。

又、諸の有情の業の增上力は、大雲雨を起して、風輪の上に澍ぎ、滴り車軸の如くにして、積りて[七]水輪と成る。是くの如きの水輪の未だ凝結せざる位に於て、深さ十一億二萬踰繕那なり。廣さは風輪と稱ふ。有るが言はく、「狹小なり」と。有情の業力持して散ぜざらしむ。食飲する所のもの、、未だ熟變せざる時は、終に移流して、[八]熟藏に墮せざるが如し。

有餘師の說かく、「[九]風の持する所に由りて、傍流せざらしむ。篅の穀を持するが如し。」有情の業力は、別の風を引いて起し、此の水を搏擊し、上は結して金を成ず。熟乳の停つて、上に凝りて膜を成ずるが如し。故に水輪は減じて、唯、厚は八[一〇]洛叉なり。餘は轉じて金を成ず。厚さ三億二萬なり。二輪の界は別に百[一一]倶胝有り。一一の二輪の廣さの量は皆な等し。謂はく、徑十二億三千四百半なり。其の邊を周圍すれば、數三倍と成る。謂はく、周圍の量は、三十六億一萬三百五十踰繕那と成る。

第二節　九　山

[一二]已に三輪を辯じたり。山を今、當に辯ずべし。頌に曰はく、

蘇迷盧は中に處り、　次には踰健達羅と、
伊沙駄羅山と、　佉地洛迦山と、
蘇達利舍那と、　頞濕縛羯拏と、
毘那怛迦山と、　尼民達羅山となり。
大洲等の外に於いて、　鐵輪圍山有り。
前の七は金の所成にして、　蘇迷盧は四寶なり。
水に入ること皆八萬にして、　妙高は出づること亦然なり。

【七】水輪(Jala-maṇḍala)。

【八】熟藏。消化器の上部を生藏 Amāśaya と言ひ、下腹部を熟藏 Pakvāśaya と言ふ。

【九】風云云。風力が引いて散せざらしむとの意なり。

【一〇】洛叉(Lakṣa)億(十萬)なり。

【一一】倶胝(Koṭi)百億。

【一二】此の段は、九山を述ぶ。

餘の八は半々に下り、　　　　廣さは、皆な高さの量に等し。

論じて曰はく、金輪の上に於て、九大山あり。[一三]妙高山王は中に處して住し、餘の八は、周匝して妙高山を繞る。八山の中に於て、前の七を內と名け、第七山の外に、大洲等有り。此の外に復[一四]鐵輪圍山有りて、周匝して輪の如くに四洲界を圍れり。[一五]持雙等の七は、唯、金の所成なり。妙高山王は、四寶を體と爲す。謂はく、四面は次の如く、北東南西は金・銀・吠瑠璃・頗胝迦の寶なり。寶の威德に隨ひて、色、空に顯はる。故に[一六]贍部洲の空は、吠瑠璃色に似たり。是くの如きの寶等は、何れより生ずるか。諸の有情の業の增上力に從ひて、復大雲起り、金輪の上に雨る。滯は車軸の如く、久しき時を經て積水奔りて濤ち、深さ八萬を踰へ、猛風鑽擊して、寶等に變生す。是くの如く金寶等に變生し已りて、復た業力に由りて、別風を引起し、寶等を簡別し、攝して聚集し、山を成じ、洲を成ぜしむ。水の甘と鹹とを分ちて、別に內海と外海を成立せしむ。

云何が一類の水、別類の寶等を生ずるや。雨水、能く異類の寶等の種の所依の藏と爲るなり。復た種々の威德の爲めに、猛風に鑽擊せられ、衆寶等を生ずるが故に、過有ること無し。

是くの如きの九山は金輪の上に住し、水に沒する量は、皆な等しく八萬踰繕那なり。蘇迷盧山は、水を出ずるも亦、爾なり。是の如く、則ち妙高山王は、下の金輪より、上は其の頂に至る、總じて十六萬踰繕那有りと說く。其の餘の八山の水を出づるの高量は、內より外に至るに、半々に漸卑す。謂はく、初めの持雙は、出水は四萬なり。乃至、最後の鐵輪圍山の出水は、三百一十二半なり。是くの如く、九山の一一の廣量は、各々自の出水の量と同じ。

第三節　八　海

[一七]已に九山を辯じたり。海は今、當に辯ずべし。頌に曰はく、

【一三】妙高山。原音蘇迷盧(Sumeru)。舊に須彌と音譯す。九山中の最大の山なるを以て山王と言ふ。

【一四】鐵輪圍山(Cakravāḍa)。

【一五】持雙等の七とは
健達羅山(持雙)Yugandhara。
伊沙馱羅山(持軸)Īṣādhara。
竭地洛迦山(擔木)Khadiraka。
蘇達梨舍那山(義見)Sudarśana。
頞濕縛羯拏山(馬耳)Aśvakarṇa。
毘那怛迦山(象耳)Vinataka。
尼民達羅山(持山)Nimindhara。

【一六】贍部洲(Jambū-dvīpa)。四洲の一。須彌山の南方にあり。その形贍部の實に似たるが故にこの名あり、我々の住する洲なり。後に出づ。

【一七】此の段は八海を辯ず。

山の間に八海有り、　前の七を名けて內と爲す。
最初の廣さは八萬にして、　四邊は各々三倍せり。
餘の六は半々に陿し。　第八を名けて外と爲す。
三洛叉二萬、　二千踰繕那なり。

論じて曰はく、妙高を初めと爲し、輪圍を後と爲して、中間に八海あり。前の七を內と名け、七の中には皆な[一八]八功德水を具す。一には甘、二には冷、三には輭、四には輕、五には清淨、六には不臭、七には飲む時に喉を損ぜず、八には飲み已りて腹を傷めざるなり。是くの如きの七海の初めの廣さは、八萬なり。持雙山の內邊の周量に約して、其の四面に於て、數ふること各三倍なり。謂はく、各二億四萬踰繕那なり。其の餘の六海の量は、半々に狹し。謂はく、第二の海の量、廣さ四萬にして、乃至、第七の量は、廣さ一千二百五十なり。此れ等の周圍の量を說かざるは、煩多なるを以ての故なり。前に准じて知るが故に。

第八を外と名け、鹹水盈滿す。量は廣さ三億二萬二千なり。現實に應に言ふべし、其の量は復一千二百八十七半有りと。

第四節　四大洲

[一九]已に八海を辯じたり、當に諸洲の形量に異有ることを辯ずべし。頌に曰はく、

中に於ける大洲の相は、　南贍部は車の如くにして、
三邊各二千あり、　南邊は三半有り。
東毘提訶洲は、　其の相、半月の如くにして、
三邊は贍部の如く、　東邊は三百半なり。

【一八】八功德水(Aṣṭāṅgopetavāri)。

【一九】此の段は、四大洲を辯ず。

西瞿陀尼洲は、　其の相圓くして缺くること無く、
經は二千五百にして、　周圍は此れに三倍す。
北倶盧は菱方なり。　面は各二千にして均し。
中洲に復八有り。　四洲の邊に各二有り。

論じて曰はく、外海の中に於て、大洲に四有り。謂はく、四面に於て、妙高山に對す。[二〇]南贍部洲は、北に廣く、南に狹し。三邊の量は等しく、其の相は車の如し。南邊は、唯、廣さ三踰繕那半なり。三邊は各二千踰繕那有り。唯、此の洲の中に、[二一]金剛座有り。上は地際を窮め、下は金輪に據る。諸の最後身の菩提薩埵の、將に無上正等菩提に登らんとするものは、皆な此の座上に坐し、[二二]金剛喩定を起す。餘の依、及び餘の處所には、堅固なる力の、能く此れを持するもの有ること無きを以ての故なり。

[二三]東勝身洲は、東に狹く西に廣し。三邊の量は等しく、形は半月の如し。東は三百五十三、邊の各は二千なり。此の東洲の東邊の廣さは、南洲の南際なるが故に、東は半月の如く、南贍部は車の如し。

[二四]西牛貨洲は、圓くして滿月の如く、徑は二千五百、周圍は七千半なり。

[二五]北倶盧洲は、形は方座の如く、四邊の量は等しくして、面ごとに、各二千なり。既に畟方の面は各二千と說けり。其の義、已に顯はるを以ての故に、「等」の言は無用なり。或は應に但「圓」及び「等」と說くべし。「無缺」・「畟方」と言ふは、便ち無用と爲る。又座に「滿月」・「方座」の如しと說くべし。但、「圓無缺」等と說くべからず。自洲の相に隨ひて、人面も亦、然なり。

復八の中洲有り。是れは大洲の眷屬なり。謂はく、四大洲の側に、各二の中洲有り。贍部洲邊の二中洲とは、一は[二六]遮末羅洲、二は[二七]筏羅遮末羅洲なり。勝身洲の邊の二の中洲とは、一は[二八]提訶洲、二は[二九]毘提訶洲なり。中貨洲の邊の二の中洲とは、一は[三〇]舍摭洲、二は[三一]嗢怛羅漫怛里拏洲な

【二〇】南贍部洲。前出。
【二一】金剛座（Vajrāsana）。佛成道の時の座處なり。
【二二】金剛喩定（Vajropama-samādhi）。
【二三】東勝身洲（Pūrvavideha-dvīpa）。
【二四】西牛貨洲（Avaragodānīya）。
【二五】北倶盧洲（Uttarakuru-dvīpa）。
【二六】遮末羅洲（Cāmara）。猛牛と譯す。
【二七】筏羅遮末羅（Varacāmara）。勝猛牛と譯す。
【二八】提河洲（Deha）。身と譯す。
【二九】毘提河洲（Videha）。勝身と譯す。
【三〇】舍摭洲（Saṭhā）。諂と譯す。
【三一】嗢怛羅漫怛里拏洲（Uttaramantriṇa）。上義と譯す。

り。倶盧洲の邊の二の中洲とは、一は[三二]矩拉婆洲、二は[三三]憍拉婆洲なり。此の一切洲は、皆な人の住する所なり。下劣の業の増上に由りて生ずる所なるが故に、彼に住する人の身形は、卑陋なり。有餘師の說かく、『遮末羅洲は、邏刹婆居す。餘は皆な人の住なり』と。

第五節　贍部洲の山河

[三四]諸洲を辯じ已りぬ。無熱惱池は、何れの方にして、幾の量なるか。頌に曰はく、

此の北に九の黑山有り。　雪と香醉との山の內に、
無熱地あり。縱廣、　五十踰繕那あり。

論じて曰はく、教說に依至すれば、此の贍部洲は、中印度より漸次、北に向ひて、三處に各三重の黑山あり。[三五]大雪山ありて、黑山の北に在り。大雪山の北に[三六]香醉山有り。雪の北、香の南に、大池水有り。[三七]無熱惱と名け、四大河を出す。四面より流れて、四大海に趣く。一には[三八]殑伽河、二には信度河、三には私多河、四には縛芻河なり。

無熱惱池は、縱廣、正等にして、面ごとに各五十踰繕那の量あり。八功德水、其の中に盈滿し、通を得たる人に非ざれば、其の所に至ること難し。此の池の側に於て、贍部林あり。樹の形、高大にして、其の果は甘美なり。此の林に依るが故に、贍部洲と名く。或は此の果に依りて、以て洲の號を立つ。

第六節　地　獄

第一項　八熱地獄

[三九]復何處に於て、㮈落迦を置くや。何れの量にして、幾くあるや。頌に曰はく、

【三二】矩拉婆洲（Kaurava）。勝邊と譯す。
【三三】憍拉婆洲（Kauṛava）。有勝邊と譯す。
【三四】此の段に於ては、贍部洲の山河に就いて論じたものである。
【三五】大雪山（Mahāhimālay=agiri）。
【三六】香醉山（Gandhamād=na-giri）。
【三七】無執惱（Anavatap'a, 巴利 Anotatta）。阿耨達池と言ふ。
【三八】殑伽河 Gaṅgā 東に流る。信度河 Sindhu 南に流る。私多河 Sitā 北に流る。縛芻河 Va'ṣu 西に流る。
【三九】復云云。此の段は、地獄に就きて述べ、先づ第一に八熱地獄を辯ず。

此の下、二萬を過ぎて、　無間あり。深さと廣さと同じ。
上に七捺落迦あり。　八の增あり。皆な十六あり。
謂はく、煻煨と屍糞と、　鋒刃と烈河との增なり。
各彼の四方に住す。　餘の八は寒地獄なり。

論じて曰はく、此の贍部洲の下、二萬を過ぎて、[40]阿鼻旨大捺落迦有り。深廣は前に同じ。謂はく、各二萬なり。故に彼の底は、此を去る四萬踰繕那なり。何に緣りて、唯、此の洲の下にのみ、無間獄有るや。唯、此の洲に於てのみ、極重の惡業を起すが故に。刀兵等の災は、唯、此れにのみ有るが故に。唯、此の洲の人は、極めて利根なるが故に。樂しみの間なきを以て、無間の名を立つ。所餘の地獄の中には、異熟の樂なしと雖も、太過の失なし。等流の樂有るが故に。

有るが說かく、「隙なきに、無間の名を立つ」と。有情は少なりと雖も、而も身は大なるが故に。有情は其の中にて、苦を受くるに間なし。謂はく、彼れは各、百釘を身に釘ち、六觸門に於て、恒に劇苦を受くると爲す。熱鐵地に居しては、鐵牆に圍まれ、猛燄交通して、曾つて暫くも歇むこと無し。身は熱に遭へて苦痛に逼られ、任へ難し。四門有りて、遠く開闢するを觀ると雖も、而も走りて出づることを求むれば、便ち開閉するを見る。求むる所を遂げず。荼毒怨傷す。己身を以て、薪として投じ、猛火に赴く。支體を焚燒し、骨肉は焦然す。惡業の持する所、而も死に至らず。

餘の七地獄は、無間の上に在りて、重累して住す。其の七とは何ぞ。一は[41]極熱、二は炎熱、三は大叫、四は號叫、五は衆合、六は黑繩、七は等活なり。

有るが說かく、「此の七は無間の傍に在り」と。八地獄の因の差別は、無量なり。世尊は委しく說くこと有りと雖も、能く宜しく聞くに勝うる者無きが故に、委しく說かず。少しく所說あり。具さに經等の如し。伽他に言ふが如し。

【四〇】阿鼻眞捺落迦(Avīci)。譯して無間と言ふ。

【四一】極熱(Pratāpana)。炎熱(Tapana)。大叫(Mahāraurava)。號叫(Raurava)。衆合(Saṃghāta)。黑繩(Kālasūtra)。等活(Saṃjīva)。上の無間地獄を合せて八熱地獄と云ふ。

多の百踰繕那を　　周遍して燄は交徹す。
聞くものは、身の毛を擧げて竪て、　　極大の怖畏を生ず。

是くの如き等の頌は、其の類寔に多し。皆な地獄の因果を顯成せんが爲めなり。若しは外、若しは內、自身、他身、皆な猛火を出し、互に相燒害す。熱中の極なるが故に、名けて極熱と爲す。火は身に隨ひて轉じ、周圍を炎熾し、熱苦に任ふること難きが故に炎熱と名く。劇苦に逼られて、大酷聲を發し、悲叫して怨を稱ふるが故に、大叫と名く。衆苦に逼まられ、異類悲號し、怨んで叫聲を發するが故に、號叫と名く。衆多の苦具倶に來たりて身に逼まり、合黨相殘するが故に、衆合と名く。先に黑索を以て、支體を拼量し、後方に斬鋸するが故に、黑繩と名く。衆苦身に逼まり、數々悶ゆること、死するが如し、尋いで蘇ること本の如し、故に等活と名く。謂はく、彼の有情は、種々の[四二]斫刺磨擣に遭ふと雖も、而も彼れ暫く凉風の吹かるゝに遭へば、尋いで蘇へること本の如し。前に等しく活くるが故に、等活の名を立つるなり。

第二項　八㮇落迦の十六增

[四三]八㮇落迦の增に、各十六あり。謂はく、四門の外に各四增有り。皆な異名に非ず、但其の定數を標するを以ての故に、薄伽梵は、此の頌を說いて言はく、

此の八の㮇落迦は、　　我れ、甚だ越え難しと說く。
熱鐵を以て地と爲し、　　周匝して鐵墻有り。
四面に四門有り。　　闔閉するに鐵扇を以てし、
巧みに分量を安布せり。　　各々十六の增有り。
多百踰繕那なり、　　中に造惡の者を滿つ。
周徧して焰交徹し、　　猛火恆に洞然たり。

【四二】斫り刺し磨り、擣く。

【四三】此の段は、八熱地獄の十六增を辯ず。增(Utsada)とは、本地獄に屬する別庭の如きものとして、四面に四增附屬して十六增となる。

此の十六の中、苦を受け劇しさを增すこと、本の地獄に過ぐるが故に、說いて增と爲す。或は此の中に於て、種々の苦を受け、苦具多類なるが故に、說いて增と爲す。或は地獄の中、適苦を受け已りて、重ねて此の苦に遭ふが故に、說いて增と爲す。

有るが說かく、「有情の地獄を出で已りて、數復苦に遭ふが故に、說いて增と爲すと。門の各の四の增の名の差別とは、[四四]煻煨・屍糞・鋒刀・烈河の門なり。門の四增は、名皆な相似なり。彼の有情類、大門の中より極艱辛を排し、門を衝いて走り出で、離れることを求め、救を求め、安き所居を求め、忽ち復初めの煻煨增內に墜つ。謂はく、此の增內は、煻煨の膝を沒し、其の量は寬廣にして、多踰繕那なり。有情の中は遊びて、纔に其の足を下すや、皮肉と血と倶に焦爛して墜つ。足を擧ぐれば還生じて、平復すること本の如し。

極艱阻を經て、煻煨より出で、復第二の屍糞增中に墮す。謂はく、此の增中、屍糞の泥滿ち、瀰を杳むに臭濊にして、深く人を沒す。又、廣さは、前の煻煨增の量に於てなり。中に於て多くの[四五]娘矩吒蟲有り。觜、利きこと針の如し。身は白く、頭は黑し。有情の彼に遊ぶや、皆な此の蟲の爲めに、皮を鑽り、骨を破り、其の髓を唼食せらる。

苦に遭ふこと既に久し。屍糞より出でゝ、復第三の鋒刄增內に涉る。謂はく、此の增の內、復三種有り。初めは[四六]刀刄路なり。謂はく、此の中に於て、刀刄を仰むけに布き、以て大道と爲す。有情遊踐して、纔に足を下す時、皮肉と血と倶に斷碎して墜つ。足を擧ぐるに還生じて、平復すること本の如し。次は[四七]劍葉林なり。謂はく、此の林の上に純ら銛利なる劍刄を以て葉と爲し、有情の下に遊ぶや、風吹きて葉墜ち、支體を斬刺し、骨肉零落す。烏・駮・狗有り、撲ちて僵仆せしめ、首を摑り、足を齩み、頸を齣し、伸を擘し、腹を攫き、心を掐し、摣掣して食噉す。後は[四八]鐵刺林なり。謂はく、此の林內、鐵樹は高く聳へ、量百人を過ぐ。利き鐵刺ありて、長き十六指なり。有情

【四四】煻煨(Kukūla)。熱灰のことなり、屍糞(Kuṇapa)。鋒刀(Asidhāra)。烈河(Kṣīra-nadī)。

【四五】娘矩吒蟲(Nyaṅkuṭa)。快利の觜ある蟲にして、針口蟲とも云ふ。

【四六】刀刄路(Kṣura-mārga)。

【四七】劍葉林(Asipattravana)。

【四八】鐵刺林(Śālmalīvana)。

逼られて、樹に上下する時、其の刺の銛鋒は、下上して鑱刺し、[四九]鐵觜烏ありて、有情の眼睛、心肝を探り啄み、爭ひ競うて食ふ。刀刃路等の三種は、殊なりと雖も、鐵仗は同じきが故に、一增の攝なり。

久しく苦毒を經て、此の增を越へ已りて、復第四の烈河增の中に溺る。謂はく、此の增河は、其の量深廣にして、熱鹹の烈水、其の中に盈滿せり。有情の中に溺るゝや、或は浮び、或は沒し、或は逆に、或は順に、或は横に、或は轉じて、蒸され、煮られ、骨肉は糜爛す。大鑊中に、灰汁を滿盛し、麻米等を置き、猛火の下に然すとき、麻等は中に於て、上下に迴轉し、體を擧げて糜爛するが如く、有情も亦、然なり。設ひ逃亡せんと欲するも、兩岸の上に於て、諸の獄卒有り、手に刀槍を執り、禦捍して迴せしむ。出づることを得るに由なし。復獄卒あり。大鐵網を張りて、諸の有情を漉し、岸上に置き、洋銅を其の口に灌ぎ、熱鐵丸を呑ましむ。衆苦を備ふることを經て、還河內に擲つ。此の河は塹の如く、前の三は園に似たり。諸の大地獄を圍遶し莊嚴す。

第三項　八寒捺落迦

已に八熱捺落迦有るを說けり。[五〇]寒捺落迦にも亦、八種有り。一に頞部陀、二に尼剌部陀、三に頞哳吒、四に臛々婆、五に虎々婆、六に嗢鉢羅、七に鉢特摩、八に摩訶鉢特摩なり。此の中の有情は、嚴寒に逼られ、身と聲と瘡と變ずるに隨ひ、差別の想名を立つるなり。謂はく、一、二、三と、其の次第の如く、此の寒地獄は、四洲を繞る鐵圍山の外に在りて、極めて冥闇の所なり。中に於て恒に凄勁の冷風あり。上下衝擊し、縱横に旋擁す。有情は此れに由りて、屯聚し相ひ依るも、寒さ酷しく身を切り、膚皮は皰裂し、體は戰き傴僂す。各異聲を出す。瘡は開き剖坼して、三華相の如し。多くは賢聖を謗るに由りて、是くの如きの苦果を招くなり。

有るが說かく、此れは熱地獄の傍に在り、贍部洲は、上は尖り下は濶く、形は穀聚の如きを以て

【四九】鐵觜烏(Ayastuṇḍī-vāyaḥ)。

【五〇】寒捺落迦云云。此段は八寒捺落迦を說く。俱舍論十一・八右にも出づ。
一、頞部陀(Arbuda)。
二、尼剌部陀(Nirarbuda)。
三、頞哳吒(Aṭaṭa)。
四、臛々婆(Hahava)。
五、虎々婆(Huhuva)。
六、嗢鉢羅(Utpala)。
七、鉢特摩(Padma)。
八、摩訶鉢特摩(Mahāpadma)。

の故に、是れを苞容することを得るなり。故に大海は漸く深く、漸く狹し。

十六大獄は、皆な諸の有情の增上の業の感なり。餘の孤地獄の或は多、二、一は、各別の業の招くなり。或は近く江河・山間・曠野、或は地下・空中・餘處に在り。無間と大熱と、及び炎熱の三は、中に於て皆な獄卒の防守なし、大叫・號叫、及び衆合の三は、少しく獄卒有り。[五一] 琰魔王の使、時々往來し、彼を巡檢するが故に。其の餘は皆な獄卒の防守と爲る。有情・無情・異類の獄卒防守し罪の有情を治罰するが故に、火は焚燒せず。有情卒者の彼の身は、別に異大種を稟くるが故に。或は業力に由りて遮隔せらるゝが故に。一切の地獄の身形は、皆な竪なり。初めは聖語に同じ。曾つて聖語を以て告げて言ふこと有るを聞けり。汝は人中に在りては、欲の過を觀ず。又、梵志沙門を承敬せず。是の故に、今に於て斯の劇苦を受くるなり。彼れ聞きて領解し、慚悔の心を生ずるも、後分明ならず。苦に逼らるゝが故に。諸の地獄の器の安布すること是くの如し。傍生の止まる所は、謂はく、水と陸と空となり。生類の顯形は無邊の差別あり。其の身の行相は少は竪に、多は傍なり。水邏刹娑、及び緊捺落等の如きは、傍生の攝なりと雖も、而も形は竪行にして、本は海中に住し、後に五趣に流れたり。初めに聖語に同じかりしも、後に漸く乖訛せり。諸鬼の本住は、琰魔王國なり。此れより展轉して、餘方に散趣す。此れは贍部洲の南邊の直下、深さ五百踰繕那量を過ぎて、琰魔王の都有り。縱と廣との量も亦、爾なり。鬼に三種あり。謂はく、無と少と多との財なり。無財に復三あり。謂はく、炬・鍼・臭の口なり。炬口鬼とは此の鬼の口中、常に猛焰を吐き、熾然して絕ゆること無し。身は燎多羅樹に被はれたる形の如し。此れは極慳の招く所の苦果を受くるなり。鍼口鬼は、此の鬼の腹の大量なること、山谷の如し。口は鍼孔の如く、種々の上妙の飮食を見ると雖も、受用すること能はず。飢渴は忍び難し。臭口鬼とは、此の鬼、口中より恒に極惡の腐爛の臭氣を出す。糞穢の厠門より沸溢するに過ぎたる惡氣を自ら熏じ、恒に空を嘔逆す。設ひ飮食

【五一】 琰魔王（Yamarāja）。琰魔王はもと吠陀時代にありては死者の行く天國の主なりしも、次第に其の地位を變じて佛教時代には遂に地下に於ける鬼界の主とせらるゝに至るものなり。

に遇ふも亦、受くること能はず。飢渇に惱まされ、狂叫して亂奔す。

少財にも亦、三有あり。謂はく、鍼と臭との毛と癭となり。鍼毛鬼とは、此の鬼の身毛は、堅剛にして銛利なれば、附近すべからず。內に自體を鑽り、外に他身を射る。鹿の箭に中りて毒するが如く、唏狂して走る。時に不淨に逢ひ、少しく飢渇を濟ふ。臭毛鬼とは、此の鬼の身毛は、臭きこと甚だしく、常に穢なり。燕爛せる肌骨、蒸坌せる腸胃の喉を衝きて變嘔す。荼毒は忍び難し。體を攫(ひつか)き、毛を拔き、皮膚を傷裂し、劇苦を轉加す。時に不淨に逢へば、少しく飢渇を濟ふ。癭鬼と言ふは、謂はく、此の鬼の咽に、惡業力の故に、大癭を生ず。大癰腫の如し。熱唏酸疼、更に相嚙す。臭膿の涌出するを、爭ひて共に取りて食ひ、少しく充飢すを得。

多財にも亦、三有り。謂はく、希祠・希棄・大勢なり。希祠鬼とは、此の鬼は恒時に、祠祀の中に往き、他祭を饗受し、生處は法爾なり。能く異方を歷ること、鳥の款虛に往還するに礙(さわ)り無きが如し。先の勝解に由りて、是の希望を作す。我れ若し命終せば、諸の子孫等は、必ず當に我を祠り、飲食を資具すべし。勝解力に由りて、此の鬼の中に生じ、宿善の因に乘じて、此の祠祭を感ずるなり。或は先世の性愛の親知する有り。皆な資具の如く、不如の法を豐足せしめんと欲するが爲に、珍財を積集し、慳悋の心に居し、布施すること能はず。斯の惡業に乘じて、此の鬼の中に生ずるなり。本舍の邊、便ち穢等の處に住して、親知し追念す。沙門、梵志の孤窮を請ぜんが爲め、崇福に供施するを。彼の鬼見已りて、自らの親知、及び財物の中に於て、已有の想を生ず。又、自ら明に慳果の現前するを見、所施の因に於て、心に淨信を生じ、相續し生長す。捨相應の思は、此れに由りて、便ち順現法受を成ず。斯れに乘ずるが故に、資具の豐饒を得るなり。希棄鬼とは、此の鬼は、恒に他の棄吐する所、殘糞等を收めんと欲し、用(も)つて所食に充て、亦、豐饒を得るなり。謂はく、彼は宿生の慳の過失の故に、飲食有る處に穢或は空しきを見る。穢を樂しんで空しきを見、淨を樂

しんで穢を見る。亦現の福に由り、其の所應の如く、各豐饒の飲食資具を得、生處法爾として、受くる所同じからず。祠の到る所以を推徵すべからず。地獄趣の如き、異熟生の色斷じ已つて還續ぐ、餘趣には則ち無し。人趣の中に於ては、勝念智有りて梵行等を修む。餘趣の中に無し。天の中は欲に隨つて衆具皆現はる。

大勢鬼とは、謂はく、諸の[五二]藥叉、及び[五三]邏刹娑、[五四]恭畔荼等なり。受くる所の富樂は、諸天と同じ。或は樹林に依り、或は靈廟に住し、或は山谷に居し、或は空宮に處す。然も諸の鬼中、威德なきは、唯、三洲に有り。北俱盧を除く。若し威德有るは、天上も亦有り。贍部洲の西に、五百渚有り。中に於て二有り。唯、鬼の居る所なり。渚に各城二百五十有り。有威德鬼は、一渚城に住し、一渚城には、無威德鬼居す。曾つて聞く、昔、大轉輪王有り、名けて[五五]尼彌と曰ふ。將に巡境せんと欲して、先に御者の[五六]摩怛黎に告げて言はく、宜しく我が車を引きて、是の道に從ひて去つて、吾をして罪福の果の殊を現見せしめよと。時に摩怛黎は、王の勅する所の如く、車を引きて、彼の二渚の中間に至り、上空の中に處して、王をして有威德鬼の妙宮の臺に處して、富樂莊嚴にして天衆を淩下し、無威德鬼の穢城村に處して、老瘦し飢窮し、形を露し、髮を被り、手に瓦器を執り、乞匃して身を支ふるを俯見せしむ。王、斯くの如きを見て彌の因果を鑒みる、諸の鬼の多分は、形竪にして行き劫初の時に於ては皆な聖語に同じ。後に處の別に隨ひて、種々に乖訛せるなり。

第七節　日と月

[五七]日月の居る所の量等の義とは、頌に曰はく、

日月は迷盧の半にあり。　五十一と五十となり。
夜半と日沒と、中と、　日出と四洲等し。

【五二】藥叉(Yakṣa)。
【五三】邏刹娑(Rākṣasa)。舊に羅刹。
【五四】恭畔荼(Kumbhāṇḍa)。
【五五】尼彌(Nimi)。
【五六】摩怛黎(Mātali)。
【五七】此の段は、日と月とに就いて辯ず。

雨際第二月の、　後の九より夜漸く增す。
寒の第四も亦、然り。　夜減ずれば晝此れに翻ず。
晝夜に臘縛を増す、　南北の路を行く時なり。
日に近きて、自ら影覆ふ。　故に月輪の缺くるを見る。

論じて曰はく、日・月・衆星は、何に依りて住するか、風に依りて住す。謂はく、諸の有情の業の增上力は、共に風を引き起し、妙高山を繞り、空中に旋環し、日等を運び持ちて停墜せざらしむ。彼れの住する所は、此を去ること幾踰繕那なるか。持雙山の頂にして、妙高山の半に齊し、日等の徑量は幾踰繕那なるか。日は五十一にして、月は唯、五十なり。星の最も小なるは、半[五八]倶盧舍にして、最大なるは、十六踰繕那なり。日輪の下面の頗胝迦寶は、火珠の所成にして、能く熱し、能く照らす。月輪の下面の頗胝迦寶は、火珠の所成にして、能く冷し、能く照らす。有情の業の增上に隨ひて、生ずる所にして、能く眼身果花稼穡藥草等の物に於て、其の所應の如く、益を爲し、損を爲す。

四洲の日月は、各別有るや。爾らず。四州は同一の日月なり。倶時に四處に所作を爲すや。爾らず。云何ん。夜半・日沒・日中・日出と、四洲の時は等しく、倶盧・贍部・牛貨・勝身なり。妙高山を隔てゝ、相ひ對して住するが故に。若し倶盧夜半なれば、則ち贍部は日中、勝身は日沒、牛貨は日出なり。若し牛貨日中なれば、則ち勝身は夜半、贍部は日沒、倶盧は日出なり。此れに義を略する者なり。何んの洲の、日の中、月の中に相ひ對するに隨つて、餘の二洲は應に隨ひて、西に沒し東に出で、第三洲は夜中、晝中に處るや。是れに由りて、若し時に勝身、牛貨、其の次第の如く、日中、月中なれば、爾の時、光明は、四洲に皆な有り。然も光の作事は、東南洲に在り、西北洲に於ては、唯、明の作事のみ。倶に兩事を見るは、北南洲に在り。謂はく、贍部洲は、日出でゝ月の沒するを

【五八】倶盧舍（Krośa）。五百尺なり。

見、月出で、日の没するを見る。謂はく、倶盧洲、東勝身洲は、唯、日を見ることを得、唯、月を見ることを得るのみなるは、謂はく、牛貨洲なり。是の如き所餘の例は應に思擇すべし。

何に緣りて晝夜に減有り増有るや。日の此の洲を行くや、路に別有るが故に。[五九]雨際の第二月の後半の第九日よりは、夜は漸く増し、寒際の第四月の後半の第九日よりは、夜は漸く減す。晝の増減の位は、此れと相違す。夜の漸く増す時、晝は便ち漸く減ず。夜の漸く減ずる位は、晝は則ち漸く増すなり。晝と夜との増す時、一晝夜は増すこと幾なるか。一の[六〇]臘縛を増す。晝夜の減ずることも亦、然なり。日の此の洲を行くに、南に向ふと、北に向ふとにて、其の次第の如く、夜増し、晝増す。何の故に月輪は、[六一]黑半の末、[六二]白半の初位に於て、缺くること有るを見るか。[六三]世施設の中に、是くの如くの釋を作す『月宮殿行いて、日輪に近づくを以て、月は日輪の光を被りて、浸照せられ、餘の邊は影を發して、自ら月輪を覆ひ、爾の時に於て、見ること圓滿ならざらしむ』と。理は必ず應に爾るべし。爾の時に於ても亦、不明に全月輪を見るを以ての故に。是れに由りて、日沒して月便ち出ずる時、相ひ去ること極めて遙かに、月の圓滿を見るなり。

[六四]有餘師の說かく、「日月輪は、行度同じからずして、圓缺有ることを現はす」と。此れは理に應ぜず。應に定なかるべきが故に。或は應に餘の決定の理を思求すべし。

第八節　天器及び諸天

[六五]日等の宮殿には、何の有情居するや。[六六]四大天王所部の天衆なり。是の諸の天衆は、唯、此れのみに住するや。若し[六七]空居天ならば、唯、是くの如き日等の宮殿に住し、若し[六八]地居天ならば、妙高山の諸の[六九]層級等に住す。

第一項　妙高山の四層級

【五九】雨際云云。印度に於ては、一年を三分して、熱際(Grīṣma)と雨際(Varṣa)と寒際(Śiśira)となす。而して此の各際に四ヶ月宛あれば、一年は十二ヶ月なり。然れども此の三際に各月を配するには、種々異說あり、今はその中の一を擧ぐ。

熱際 Grīṣma	制呾羅(Caitra)	陰 正・二月	陽 三・四月
	吠舍佉(Vaiśākha)	〃 二・三〃	〃 四・五〃
	逝瑟吒(Jyaiṣṭha)	〃 三・四〃	〃 五・六〃
	頞沙荼(Āṣāḍha)	〃 四・五〃	〃 六・七〃
雨際 Varṣa	室羅伐拏(Śrāvaṇa)	〃 五・六〃	〃 七・八〃
	婆達羅鉢陀(Bhādrapada)	〃 六・七〃	〃 八・九〃
	頞濕縛庾闍(Āśvayuja)	〃 七・八〃	〃 九・十〃
	迦剌底迦(Kārttika)	〃 八・九〃	〃 十・十一〃
寒際 Śiśira	末伽始羅(Mārgaśīrṣa)	〃 九・十〃	〃 十一・十二〃
	報沙(Pauṣa)	〃 十・十一〃	〃 十二・正〃
	磨佉(Māgha)	〃 十一・十二〃	〃 正・二〃
	頗勒窶那(Phālguna)	〃 十二・正〃	〃 二・三〃

七〇 幾くの層級有るか。其の量は云何ん。何等の諸天が、何れの層級に住するか。頌に曰はく、

妙高の層に四有り。　相去ること、各、十千なり。
傍に出づること、十六千と、　八と四と二千との量なり。
堅手と、及び、持鬘と、　恒憍と大王衆と、
次の如く、四級に居す。　亦、餘の七山にも住す。

論じて曰はく、蘇迷盧山に四層級有り。初めは水際より、第一層を盡すまで、相ひ去ること十千踰繕那量あり。是くの如く、乃至、第三層より第四層を盡すまでも亦、十千量あり。此の四層級は、妙高山より、傍に出で、圍繞して其の下半を盡す。最初の層級は、出づること十六千なり。第二、第三、第四の層級は、其の次第の如く、八と四と二千となり。初層天に住するを、名けて七一堅手と爲す。七二持鬘は第二に居し、七三恒憍は第三に處し。四大天王、及び諸の眷屬は各一の方面に、第四層に住す。堅手等の三天は、皆な四王衆の攝なり。持雙山等の七金山の上にも亦、四王所部の村邑有り。是れを地に依りて住する四大王衆天と名く。欲天の中に於て、此の天は最も廣し。

第二項　三十三天

七四 三十三天は、何處に住在するや。頌に曰はく、

妙高の頂は八萬にして、　三十三天居す。
四の角に四峯有り。　金剛手の住する所なり。
中に宮有り、善見と名く。　周り萬踰繕那あり。
高さ一半金城あり。　地を雜飾して柔軟なり。
中に殊勝の殿有りて、　周り千踰繕那なり。
外に四の苑莊嚴す。　衆車と、麁と、雜と、喜となり。

【六〇】臘縛(Lava)は一牟呼栗多(Muhūrta は一時間なり)の三十分の一なり。
【六一】黑半とは、一月の前十五日、無月の十五日。
【六二】白半とは、一月の後十五日、有月の十五日。
【六三】世施設。倶舍論舊譯には、分別世經說とし、起世經の種類の經典なり。
【六四】有餘師は、倶舍論十一・九左には先舊の師とあり。喩伽師の說とす。と。此の師は日は月の横にありて、或る時は月より高く、其の時は月欠け、或る時は月より低し、その時は月盈つとなすなり。
【六五】日等云云。此の段よりは、天器と諸天に就いて辯じたるものなり。
【六六】四大天王所部の天衆とは、多聞天(Vaiśravaṇa)持國天(Dhṛtarāṣṭra)增長天(Virūḍhaka)廣目天(Virūpākṣa)の四大天王の部下の天衆。
【六七】空居天(Āntarikṣa-vāsin)。空は居する天の意にして、欲界の夜摩、兜率、化樂、他化自在の四天と色界の諸天となり。
【六八】地居天(Bhaumā devā)。地上に居する天にして、六欲天の中、四王天と忉利天の二なり。
【六九】層級等。須彌山の外廓

妙地、四方に居して、　相去ること各二十なり。

東北に圓生樹あり。　西南には善法堂あり。

論じて曰はく、三十三天は、迷盧の頂に住す。其の頂の四面は、各二十千にして、若し周圍に據れば、數は八萬と成る。

有餘師の說かく、「面は各八十千なり。下際の四邊と其の量は別なし」と。山頂の四の角に各一峯有り。其の高と廣との量は、各五百有り。藥叉神有り。七五金剛手と名く。中に於て止住し、諸天を守護す。山の頂の中に於て、宮有り。七六善見と名く。面は二千半、周は萬踰繕那なり。金城の量の高さは、一踰繕那半なり。其の地は平坦にして、亦、眞金の所成なり。倶に百一の雜寶を用ひて嚴飾し、地觸は柔軟にして、七七妬羅綿の如く、踐躡する時に於て足に隨ひて高下す。是れ七八天帝釋の都する所の大城なり。城に千門有り。嚴飾し壯麗なり。門に五百の青衣の藥叉あり。勇健、端嚴にして、踰繕那の量なり。各鎧仗を嚴し、城門を防守す。其の城の中に於て七九殊勝殿有り。種々の妙寶具足し、莊嚴し、餘の天宮を蔽ふが故に、殊勝と名く。面ごと二百五十にして、周は千踰繕那あり。是れを城中の諸の可愛の事と謂ふ。城外の四面に四苑あつて莊嚴す。是れ彼の諸天の共に遊戲する處なり。一に八〇衆車苑なり。謂はく、此の苑中、天の福力に隨ひて、種々の車現ず。二に八一麁惡苑なり。天の戰を欲する時、其の所須に隨ひて、甲仗等を現ず。三に八二雜林苑なり。諸天中に入りて玩ぶ所は皆な同じく、倶に勝喜を生ず。四は八三喜林苑なり。極妙の欲塵の雜類倶に臻り、歷觀するも厭無し。是の如きの四苑は形は皆な叟方なり。一一の周りは千踰繕那量なり。居る中に各一如意地有り。面、各五十踰繕那量あり。八功德水、其の中に彌滿す。欲に隨ひて、妙華・寶舟・好鳥・一一・奇麗に種々莊嚴す。四苑の四邊に、四の妙地有り。中間に各苑を去ること二十踰繕那なり。地の一一の邊の量は、皆な二百なり。是れ諸天衆の勝れたる遊戲の所なり。諸天は彼に於て、

が四層を成し外側になるほど低くなり居るをいふ。

【七〇】幾くの云云。此の段は妙高山の四層級に就いて辯ず、

【七一】堅手(Karoṭa-pāṇi, Karoṭa-pāṇi)。

【七二】持鬘(Mālādhāra)。

【七三】恒憍(Sadāmatta)。

【七四】此の段は、三十三天を述す。

【七五】金剛手(Vajrapāṇi)。

【七六】善見(Sudarśana)。

【七七】妬羅綿(Tūlapicu)。綿のことなり。

【七八】天帝釋(Śakra devānām indra)。因陀羅神(Indra)のことなり。

【七九】殊勝殿(Vaijayantaḥ prāsādaḥ)。

【八〇】衆車苑(Citraratha-vana)。

【八一】麁惡苑(Pāruṣyaka-vana)。

【八二】雜林苑(Miśrakā-vana)。

【八三】喜林苑(Nandana-vana)。

擁勝し歡娯す。城外の東北に 八四 圓生樹有り。是れ三十三天の欲樂を受くる勝所なり。盤根は深廣にして五踰繕那なり。聳幹上に升り、枝條傍に布く。高と廣との量は等しく百踰繕那あり。挺葉開花妙香芬馥として、順風に熏ずること、百踰繕那に滿ち、若し逆風の時は、猶、五十に遍し。若し
八五 經に遮するが故に、逆風に熏ずるなしと謂はゞ、經は人間の香に就て校量して失なし。謂はく、現見するが故に、德香に引校し、德香を讚して勝と爲す。諸天の福勝れ、此の樹香を感ず。天の和風力の擁過すと雖も、然も能く相續して、餘方に流趣す。人間の香は、能く是の事有るに非ず。業果の差別は、思議すべきこと難し。應に人を以て天福を貶量すべからず。

城外の西南角に 八六 大善法堂有り。三十三天の時に集りて、阿素洛等を制伏し、如法、不如法の事を詳辯す。

第三項　空居天

八七 是くの如く、已に三十三天所居の外器を辨じたり。餘の有色の天衆所住の器は云何ぞ。頌に曰はく、

此の上に有色の天あり、　空に依れる宮殿に住す。

論じて曰はく、夜摩天より色究竟に至る所住の宮殿は、皆な但(たゞ)空に依るなり。

有るが說かく、「空中に密雲彌布して地の如し。彼の宮殿の所依と爲る」と。外器の世間は、色究竟に至る。」上は無色なるが故に、施設すべからず。

第四項　六欲天行婬の相

八八 是の如き所說の諸天衆の中、頌に曰はく、

六の欲を受くるは交と抱と、　執手と笑と視との婬なり。

論じて曰はく、梵衆天等は、對治力に由りて、諸の欲法に於て、皆な已に遠離せり。唯、六欲天

【八四】 圓生樹(Pārijāta)。

【八五】 雜阿含三八・一一(大正二・二七八下)。
非根莖華香　能逆風而薰
唯有善士女　持戒清淨香
逆順滿諸方　無不普聞知
を云ふ。

【八六】 大善法堂(Mahāsudharma-sabhā)。

【八七】 此の段は、空居天を辯ず。

【八八】 是の段は、六欲天の行婬の相を說く。

のみ、妙欲の境を受く。六欲天とは、一は四大王衆天なり。謂はく、彼に四大王、及び所領の衆有り。或は彼の天衆は、四大王に事ふ。是れ四大王の所領なるが故に。二は三十三天なり。謂はく、彼の天處は、是れ三十三部の諸天の所居なり。三は夜摩天なり。謂はく、彼の天處は、時々、多分に快樂なるかなと稱す。四は覩史多天なり。謂はく、彼の天處は、多く自の所受に於て、喜足の心を生ず。五は樂變化天なり。謂はく、彼の天處は、數欲境を化せんことを樂ひ、中に於て樂を受く。六は他化自在天なり。謂はく、彼の天處は、他の所化の欲境に於て、自在に樂を受くるなり。

六の中の初めの二の地に依りて居する天は、形交りて婬を成ず。夜摩天衆は、纔に抱きて婬を成ず。倶に染心を起し、暫時相ひ抱けば、熱惱便ち息む。唯一の染を起すは、抱樂を受くと雖も、而も婬を成ぜず。若し倶に染心なく、相ひ執抱すと雖も、親の相ひ敬愛するが如くんば、過失なし。都史多天は、但手を執るに由りて、熱惱便ち息む。樂變化天は、唯、相ひ向ひて笑み、便ち熱惱を除く。他化自在は相ひ視て婬を成ず。

是くの如く後の三は、倶と一と無との染に婬を成ず。樂受の差別は前の如し。後の二天の中、唯、資具を化す。若し此れに異ならば、倶に染を成ぜず。實は並に形交はりて、方に婬事を成ずるなり。施設に說く所は、時の不同なるを顯はすなり。上の諸天は、欲境轉た妙にして、貪心轉た重く、身觸に殊有るに由るが故に、少時を經て數婬事を成ず。爾からずんば、天の欲樂は、應に人中よりも少なかるべし。

第五項　諸天の初生

八九 彼の諸天の男女の膝の上に童男童女有りて、欻爾として化生するに隨ひて、卽ち說きて、彼の天の所生の男女と爲す。初生の天衆の身の量は云何ん。頌に曰はく、

【八九】此の段は、諸天の初生を說く。

初は五より十に至るが如く、　色は圓滿にして、衣有り。

論じて曰はく、且らく、六欲の諸天の初生は、次の如く、五・六・七・八・九・十歲の人の如く、生じ已りて、身形、速かに圓滿を得。色界の天衆は、初生の時に於て、身量周圓にして、妙へなる衣服を具ふ。一切の天衆は、皆な聖言を作す。謂はく、彼の言詞は、中印度に同じ。然も學に由らずして、自ら典言を解す。

第六項　欲生と樂生

九〇欲生と樂生と、云何が差別あるか。頌に曰はく、

欲生の三は人と天となり。　樂生の三は九處なり。

論じて曰はく、欲生の三とは、諸の有情の、樂うて現前の諸の妙欲の境を受くるあり。彼れは是くの如き現の欲の境の中に於て、自在に轉ず。謂はく、全ての人趣、及び下の四天なり。諸の有情の、樂ふて、自化の諸の妙欲の境を受くる有り。彼れは、自化の妙欲の境の中に於て、自在に轉ず。謂はく、唯、第五の樂變化天なり。諸の有情の樂ふて、他化の諸の妙欲の境を受くる有り。彼れは、他化の妙欲の境の中に於て、自在に轉ず。謂はく、第六の他化自在天なり。

此の欲生の三は、何に依りて建立するや。九一生の如き現前の欲境を受くるに依るが故に、九二樂の如き自化の欲境を受くるに依るが故に、樂の如き他化の欲境を受くるに依るが故に。又、受くる所の下・中・上の境に依るが故に。又、有罪、有勞の現前の欲境を受用するに依るが故に。無罪、有勞の自化の欲境を受用することを樂ふに依るが故に。又、無罪、無勞の他化の欲境を受用することを樂ふに依るが故に。是くの如き等に依るが故に、差別有り。

樂生の三とは、三靜慮の中の九處の生に於て、三種の樂を受く。彼れの受くる所には、樂の異熟

【九〇】　此の段は、欲生と樂生とを述ぶるものである。即ち欲界の人と天とを欲生(Kāma-otpatti)と云ひ、色界の第四靜慮を除く下の三靜慮を樂生(Sukhotpatti)と名く。

【九一】　生とは生得の意味にて、宿業の異熟果たる現在の欲境を受くること。

【九二】　樂とは欲するの意。自らの意志の欲するまゝなるの意なり。

有りて、苦の異熟無きを以ての故に、樂生と名く。此の樂生の三は、何に依りて建立するや。多く離生喜樂と、定生喜樂と、喜を離れたる樂とに依るが故に。或は三種の災の及ぶ所に依るが故に。或は尋と喜と樂との增上に依るが故に。或は身想の異、無異に依るが故に。是くの如き等に依るが故に差別有り。大梵の既に喜樂の現行すること有るを、樂生天と名くるも亦、失有ること無し。

第七項　天器の遠近

九三 說く所の諸天の二十二處は、上下相去ること、其の量云何ぞ。頌に曰はく、

彼の下を去る量の如く、　上を去る數も亦、然り。

論じて曰はく、一一の中間の踰繕那の量は、易く數ふべきに非ず。但總じて彼れの下を去る量を擧ぐべし。上を去ることも例して然なり。彼れの天より下海を去る量に隨つて、彼れの上に至る所、下を去ると同じ。謂はく、妙高山の第四の層級より、下の大海を去ること、四萬踰繕那なり。上の三十三天を去ることも亦、下海を去る量の如し。三十三天の下の大海を去るが如く、上の夜摩天を去る其の量も亦、爾なり。

是くの如くして乃至、善見天の下の大海を去るが如く、彼れより上、色究竟天を去ることも、其の量は、亦、爾なり。是くの如きの懸遠は、多踰繕那なり。明眼の人の暫く色頂を見るが如し。世尊は能く意勢神通を以て、身を運びて往來するに、自在にして礙なきが故に、佛の神力は、不可思議なり。

第八項　下天の上昇

九四 下處に生れて、昇つて上を見るか、不か。頌に曰はく、

通力と他に依るとを離れては、　下は昇りて上を見ること無し。

論じて曰はく、四大王天衆の昇りて三十三天を見るが如し。三十三天の昇りて夜摩天等を見るに

【九三】此の段は、天器の遠近を述す。

【九四】此の段は、下天の上昇を論ず。この下天の上昇に三の因緣あり、一には自ら通を得て能く往くこと。二には得通の者に接かれて往くこと。三には上天に接せられて往くこと。

非ず。然も彼れ若し定の發す所の通を得れば、一切は皆な能く昇りて上を見る。或は他力に依りて昇りて上天を見る。謂はく、神通を得、及び、上天の衆に引接せられて、彼に行いて其の所應に隨ふ。或は上天より下に來りて亦、能く見る。若し上界の地より來つて下に向ふ時は、下化の身に非ず。下眼は見ざるなり。其の境界に非ざるが故に。彼の觸を覺せざるが如きの故に。上界地より來つて下に向ふ時は、必ず下身に化す。下をして見せしめんが爲めなり。

有餘部の說かく「欲界の中、若しは往、若しは來、下眼の上を見るが如く、是くの如く、色界の諸地の往來も、設ひ下の化身を離れては、下眼も亦、上を見る」と。彼の說は理に非ず。色界の中の諸地を相望するに、因果斷なるを以ての故に、要ず下地の染を離れて、方に上生することを得るが故に。下地の眼根は、上色を見ず。是れ卑下の業の所感の果なるが故に、上を見んと欲すと雖も、見る能なし。

第九項　夜摩等の天宮の量

[九五]地居天に依るは、已に處の量を說けり。夜摩天等の處の量は、云何ぞ。

有るが說かく「四天は迷盧の頂の如し」と。

有るが說かく「此の四は、上は倍々に增す」と。

有餘師の言はく「初靜慮地の宮殿の依處は、一の四洲に等しく、第二靜慮は[九六]小千界に等しく、第三靜慮は中千界に等しく、第四靜慮は、大千界に等し」と。

有餘師の言はく「下の三靜慮は次の如く、量、小中大千に等しく、第四靜慮の量は邊際なし」と。

第九節　千世界

[九七]何の量に等しきを、小・中・大千と說くか。頌に曰はく、

【九五】此の段は、夜摩天等の天宮の量を說く。

【九六】小千世界(Sāhasra-cūḍika-loka-dhātu)。中千世界(Dvisāhasra-madhyama-loka-dhātu)。大千世界(Mahāsāhasra-loka-dhātu)。

【九七】此の段に於ては千世界に就いて論ず。

四大洲と日月と、　蘇迷盧と欲天と、
梵世と各一千なるを、　一小千界と名け、
此の小千の千倍を、　説きて一中千と名け、
此れの千倍は大千なり。　皆な同一に成壞す。

論じて曰はく、千の四大洲と、乃至、梵世と、是くの如きを總じて説いて一小千と爲す。小千を千倍せるを、一中千界と名く。千の中千界を、總じて一大千と名く。此の中、小千は、唯、梵世に至るまでを擧ぐるが故に、少光等は、小千界の攝に非ず。小千等を積りて、中、大千を爲すが故に、中、大千も亦、彼れを攝せず。又、小と言ふは、是れ卑下の義なり。上を除くを以ての故に。角を截ちたる牛の如し。小を積んで餘を成ずるも、亦彼れを攝するに非ず。

此の三千界は、同じく壞し、同じく成ず。其の中の有情の壞成も亦、等し。

第十節　有情の身量

[九八]外器の量の別なるが如く、身量も亦、別なりや。亦、別なり。云何ぞ、頌に曰はく、

贍部洲の人の量は、　三肘半と四肘となり。
東西、北洲の人は、　倍倍に增すこと次の如し。
欲天は倶盧舍の、　四分にして一一に增す。
色天は踰繕那にして、　初の四は半々を增し、
此の上は倍倍を增す。　唯、無雲は三を減ず。

論じて曰はく、贍部洲の人身は、多くは長け、三[九九]肘半なれども、中に於て、少分は、長け四肘有り。東勝身の人の身は、長け八肘なり。西牛貨の人は、長け十六肘にして、北倶盧の人は、三十

【九八】此の段に、有情の身量を説く。

【九九】肘とは一尺六寸なり。臂の長さなり。三肘半は五尺六寸に當る。(旭雅本倶舍論傍註)。

二時なり。欲界の六天の最下の身量は、一〔一〇〇〕倶盧舍の四分の一なり。是くの如く、後後は一一に、分に增して第六天に至りては、身は一倶盧舍半あり。色天の身量は、初の梵衆天は、半踰繕那なり。梵輔は全一なり。大梵は一半なり。少光は二の全なり。此の上の餘の夫は、皆な增すこと倍々なり。唯、無雲のみ三踰繕那を減ず。謂はく、無量光天は、倍增して、二より四に至り、乃至、色究竟は增して萬六千に滿つ。

第十一節　有情の壽量

第一項　善趣の有情

〔一〇一〕身量は既に殊なり。壽量も別なりや、いなや。亦、別なり。云何ぞ。頌に曰はく、

北洲は定んで千歲なり。　西と東とは半々に減ず。
此の洲は壽不定なり。　後は十にて初は量り難し。
人間の五十年は、　下天の一晝夜なり。
此れに乘じて壽五百なり。　上の五は倍々に增す。
色には晝夜の殊り無し。　劫數は身量に等し。
無色は初は二萬なり。　後々は二二を增す。
少光の上と下との天は、　大の全と半とを劫と爲す。

論じて曰はく、北倶盧の人は、定壽千歲なり。彼れは人趣に於て、福力最も强し。鈍根、薄塵にして、諸の快樂多し。攝受の過なし。死せば必ず上に生ず。少しく士用果を受け、諸の違諍の濁を離る。彼の有情の受くる所の種々の衣服、嚴具は、皆な樹より生ずるを以てなり。諸の妙なる花香は、處々に皆な有り。宮殿・臺閣・池路・橋船・婇女・園林は、自然に華麗なり。其の地は平坦にして、丘

〔一〇〇〕倶盧舍（Krośa）。この四分の一を二里八町二十間となす。（旭雅本倶舍論傍註）。

〔一〇一〕此の段は、有情の壽量を說く。その內先づ、先づ善趣の有情の壽量を說く。

坑・荊棘・瓦礫・毒刺・鹹鹵有ること無し。亦、毒蟲、諸の惡禽獸無し。一切の資具は、工の所成に非ず。晝夜恒に受用すと雖も、罪なく、諸の善業の果にして耽著せず。

西牛貨の人の壽は、五百歲なり。東勝身の人の壽は、二百五十歲なり。南贍部の人の壽は、定限なし。劫後の增減に、或は少、或は多なり。少は極十年、多は極八萬なり。劫初の位に於ては、人壽は叵量り叵し。百千等の能く計する所に非ざるが故に。

已に人間の壽量の長短を說けり。要ず先づ天上の晝夜を建立して、方に天壽の短長を算計すべし。天上には、云何に晝夜を建立するか。人の五十歲を、六天の中にて、最も下に在る天の一晝一夜と爲す。斯の晝夜を乘ずること三十にして、月と爲し、十二ケ月を歲と爲して、彼れの壽は五百年なり。上の五欲天は漸く倶に、增倍す。謂はく、人の百歲を、第二天の一晝一夜とし、斯の晝夜を乘じて、月、及び年を成ず。彼れの壽は千歲なり。夜摩等の四は、次に隨ひて、人の二・四・八百と千六百との歲の如きを、一晝夜と爲し、斯の晝夜を乘じて、月、及び年を成じ、次の如く、彼の壽は、二・四・八千と萬六千歲となり。

持雙以上には、日月、並に晝夜無し。光明は何に依りて、有るや。華の開くと合すると、鳥の鳴くと鳴かざると、寤と寐との不同に依りて、晝夜有りと立つ。外の光明の事は、內身に依りて成ず。

已に欲天の壽量の長短を說けり。色天には晝夜の差別有ること無し。但劫數を以て、壽の短長を知る。彼の劫壽の短長は、身量の數と等し。謂はく、若し身量半踰繕那ならば、壽量も半劫、若し彼れの身量、一踰繕那ならば、壽量も一劫にして、乃至、身量の長け萬六千ならば、壽量も亦、同じく萬六千劫なり。

已に色界の天壽の短長を說きたり。無色の四天は、下より、次の如く壽量は二・四・六・八萬劫なり。

上に說く所の[102]劫は、定んで何を依と爲すや。壞と爲んや、成と爲んや、中と爲んや、大と爲んや。少光以上は、大の全てを劫と爲し、自下の諸天は大の半を劫と爲す。卽ち此れに由るが故に、大梵王は、梵輔天に過ぐること壽一劫半なりと說く。空の住と壞とを成ずるは、各二十中なり。總じて八十中を一大劫と爲す。取の住と壞とを成ずるは、總じて六十中にして、大梵王を一劫半の壽と爲すが故に、大の半の四十中劫を以て、下の三天の所壽の劫量と爲す。

第二項　惡趣の有情

[103]已に善趣の壽量の短長を說けり。惡趣は云何ぞ。頌に曰はく、

等活等の上の六は、　次の如く欲天の
壽を以て、一晝夜と爲す。　壽量も亦、彼に同じ。
極熱は半中劫なり。　無間は中劫の全てなり。
傍生の極は一の中なり。　鬼は月を日として五百なり。
頞部陀の壽量は、　一の婆訶の麻の、
百年に一を除きて盡くるが如く、　後々は倍すること二十なり。

論じて曰はく、惡趣も亦、人の如き晝夜なし。然も其の壽量は、比況して知るべし。四大王等の六欲天の壽を、其の次第の如く、等活等の六㮈落迦の一晝一夜と爲し、壽量は次の如く亦、彼の天に同じ。謂はく、四大王の壽量の五百を、等活地獄に於ては、一晝一夜と爲し、此の晝夜を乘じて、月、及び年を成ず。是くの如きの年を以てして、彼れの壽は五百なり。乃至、他化の壽の萬六千を、炎熱地獄に於ては、一晝一夜と爲して、此の晝夜を乘じて、月、及び年を成じて、彼の壽は、斯の如く、萬六千歲なり。極熱地獄の壽は、半中劫なり。無間地獄の壽は、一中劫なり。傍生の壽量は、多にして定限なし。若し壽の極めて長きも亦、一中劫なり。謂はく、難陀等の諸の大龍王なり。故

【102】劫（Kalpa）。この劫に成住壞空の四劫あり。その中、の住劫につきて云はゞ、劫初の有情は壽無量にして漸次に減じて八萬歲に至る。この間を一中劫と稱し、かくの如き變化あること全體に二十度ありて壞劫に入る。卽ち住劫は二十中劫より成立す。他の三劫と同樣にして、合して此の八十中劫あり。これを一大劫と稱す。

【103】此の段は、惡趣の有情の壽量を述ぶ。

【104】八大龍王は左の如し。
一、難陀(Nanda)。
一、跋難陀(Upananda)。
一、娑伽羅(Sāgara)。
一、和修吉(Vāsuki)。
一、德叉迦(Takṣaka)。
一、阿那婆達多(Anavatapta)。
一、摩那斯(Manasvi)。
一、優鉢羅(Utpala)。
或は又左の如く數ふ。
1. Nanda
2. Upananda
3. Aśvatari
4. Mucilinda
5. Manasvi
6. Dhṛta āṣṭra
7. Mahākāla
8. Elapattra

【105】世尊云云。長阿含經十九(大正一・一二六上)起世因本經四(大正一・三八四中)參

に世尊の言はく、『大龍に[一〇四]八有り。皆な一劫住にして、能く大地を持す』と。鬼は、人間の一月を以て、一日と爲し、此れを乘じて月と歲とを成ず。壽は五百年なり。寒那落迦は、云何が壽量なるか。[一〇五]世尊は喩を寄せて、彼れの壽を顯はして言はく、『此の人の間の如きは、[一〇六]佉黎二十にして、摩揭陀國の一[一〇七]麻婆訶の量を成じ、巨勝を置きて、其の中に平滿する有らんに、設し復能く百年に一を除かんこと有るに、是くの如きの[一〇八]巨勝は、盡くる期あること易し。頞部陀に生ぜるものの壽量は、盡き難しと。此れが二十倍を、第二の壽と爲し、是くの如き後々は、二十倍を增す。是れを、八寒地獄の壽量と謂ふ。

第三項　中　夭

[一〇九]此の諸の壽量に中夭有りや。頌に曰はく、

諸處は中夭有り。　　　北俱盧洲を除く。

論じて曰はく、諸處の壽量は、皆な中夭有り。唯、北俱盧は、定壽千歲なり。此れは處に約して說くものにして、別の有情には非ず。別の有情には、中夭せざるもの有るが故に。謂はく、都史多天に住する[一一〇]一生所繫の菩薩は、決定して彼の天中の壽量を盡す。若し[一一一]最後有と、[一一二]佛の記したると、[一一三]佛の使と、[一一四]隨信法行と、菩薩と輪王との母の、彼の二を懷め胎する時、此[一一五]等の有情の[一一六]事は、未だ究竟せざれば、終に中夭せず。必ず所生の處に隨ひて、壽量の短長を盡すと謂ふには非ず。

照。
【一〇六】佉梨（Khārikā）。容量の名なり。
【一〇七】麻婆訶（Tila-vāha va=hā）。器なり。容量の名なり。
【一〇八】巨勝（Tila）は胡麻のこと。
【一〇九】此の段は、中夭に關して辯ず。
【一一〇】一生所繫の菩薩（Eka-jāti-pratibaddha）。都史多天に住して、その一生だけの繫縛が殘り、それによりて未だ成佛し得ず、次生に成佛する菩薩をいふ。定壽四千歲なり。
【一一一】最後有（Carama-bhav=ika）。此の依身卽ち身體を以て必ず無學果を得るその最後の生を言ふ。
【一一二】佛の記別豫言し給ふた人々はその豫言通りになるといふこと。
【一一三】佛の使を果さざる限り死せざるの意味。
【一一四】隨信法行。隨信行と隨法行の二人にて共に見道位に入りたる人を言ふ。
【一一五】等とは無想、滅盡、又は慈悲喜捨等の定に入れるものを指し、此等は定を出でずしては死することなきなり。
【一一六】事とはその人々のなすべき事柄をいふ。

卷の第三十二

〔辯緣起品第三の十二〕

第五章　有情物器世間の變化及び運命

第一節　變化の基礎（色及び時の量）

[一]是くの如くして、已に踰繕那等に就いて、器世間と身との量の差別を辯じ、年等に就いて、壽量に殊（ことなり）有ることを辯じたれども、二量の不同は、未だ說かず。應に說くべし。此等を建立するは、名に依らざること無し。

前の二、及び名は、未だ極少を詳にせず。今、應に先づ三の極少の量を辯ずべし。頌に曰はく、

極微と字と刹那とは、色と名と時との極少なり。

第一項　色名時の最少限

論じて曰はく、勝覺慧を以て、諸の色を分析して、[二]一極微に至る。故に一極微は、色の極少と爲す。析すべからざるが故に。是くの如く、諸の名と及び時とを分析して、[三]一字と[四]刹那とに至るを、名と時との極少と爲す。一字の名とは、掉の名を說くが如し。何等を名けて一刹那の量と爲すか。[五]經主は意を率（ひき）いて、是の釋を作して言はく、「謂はく、衆緣の合する時、法の自體を得る頃なり」と。是くの如く釋する所は、理の極めて成ぜず。應に法の生ずる前の體を、有と爲すや、有に非さるかを審にすべし。對法者は說かく、「衆緣の合する時、諸法生ずることを得るも、自體を得るに非す。未生の諸法も已に體有るが故に」と。法體已に有ならば、何ぞ復生を用ひん、衆緣の合する

【一】此の段は、先づ初めは、數量の分限を明にし、次いで此の數量に基いて世界の成立破壞の有樣を說きしものなり。

【二】極微(Parama-aṇu)。物質に於ける最小限に名けたるもの。

【三】字(Akṣara)。名句文等の中の表詮の名の最少限に名けたるもの。

【四】刹那(Kṣaṇa)。時間の最少限に名けたるもの。

【五】經主云云。俱舍論十二・一左。

時、體は已に有りと雖も、而も能く彼をして果を牽く位に至り、勝作用を起らしむるが故に說いて生と爲す。現に已生に至り、正しく能く果を牽き、果を牽きて用の息むを說いて過去と爲す。「未來は何が故に、果を牽く能なきか。」此の責は然らず。卽ち有るが未來を何ぞ現在と名けざるやと責むるが如きの故に。諸の牽果の用を我は現在と說く。是の故に、應に是くの如きの責を作すべからず。何に緣りて、是くの如きの義宗を固執するか。若し此の宗に異ならば、凡て所立有るも現に無量の現敎と相違す。三世を辯ずる中、當に廣く思擇すべし。去來の實有の體なるは、其の理既に成ぜり。彼れの說く刹那の量は、定んで理に應ぜず。又、別に餘量を擧ぐるを待ちて顯はるゝが故なり。謂はく、衆緣合して、法の自體を得るは、仍未だ此れ幾くの時を經るかを決了せず。又法の刹那は世の現見に非ず。故に問ふ。何なる量を一刹那と名くるや。應に刹那の其の量は是くの如しと答ふべし。「法の體　得る頃なり」と。彼れの刹那を謂ふは、寧ろ刹那を擧げて、刹那の量を顯はすなり。故に彼れの所釋は、其の理成ぜず。毘婆沙師は、勝義に依りて說かく、「法の刹那の量は、喩を以て彰はすべし」と。然も佛世尊の曾つて說かざるは、能く辯する者有るを見ざるを以ての故なり。然も學徒を開曉せんと欲するが爲めに、比量門に依りて、方便して顯示する有り。謂はく、「壯士の一彈指する時の如き細刹那の六十五を經る」等と。

第二項　空間(色)の量

[六]是くの如く已に三の極少の量を辯じたり。前の二量は殊なり。今、次に應に踰繕那等を辯ずべし。其の量は云何ぞ。頌に曰はく、

極微と微と金と水と、　兎と羊と牛と隙塵と、
蟣と蝨と麥と指節と、　後々は七倍を增す。
二十四指は肘なり。　四肘を弓の量とす。

【六】此の段は、空間卽ち色の量を辯ず。

五百は倶盧舍なり、　此れの八は踰繕那なり。

論じて曰はく、一極微の量も亦、喩にて顯すべし。唯、佛のみ乃ち知るが故に、亦、說かず。然るに阿練若處を安立せんが爲めの故に、毘奈耶に、但だ是の說を作す。「七極微の集を、一[七]微と名く等」と。極微を初めと爲して、指節を後と爲す。應に知るべし、後後は、皆な七倍の增なりと。謂はく、七極微を一微の量と爲し、微積りて七に至るを、一[八]金塵と爲し、七金塵を積りて、[九]水塵量と爲し、水塵積りて七に至るを一[一〇]兎毛塵と爲し、七兎毛塵を積りて、[一一]羊毛塵量と爲し、羊毛塵の七を積りて、一[一二]牛毛塵と爲し、七牛毛塵を積りて、[一三]隙遊塵の量と爲す。隙塵の七を[一四]蟣と爲し、七蟣を一[一五]蝨と爲し。七蝨を[一六]穬麥と爲し、七麥を[一七]指節と爲し、三節を一[一八]指と爲す。世の極成する所なり。是の故に、頌の中に於て、別に分別せず。二十四指の横布するを[一九]肘と爲し、竪に四肘を積めるを[二〇]弓と爲す。謂はく[二一]尋なり。竪に五百弓を積めるを一倶盧舍と爲す。毘奈耶に說かく、「此れは是れ村より[二二]阿練若に至る中間の道路なりと。八倶盧舍を說きて、一踰繕那と爲す。

已に極微の漸次に積集して微乃至、一踰繕那を成ずることを說けり。然るに極微に略して二種有りと許す。一は實、二は假なり。其の相は云何ぞ。實とは、謂はく、極成の色等の自相なり。和集の位に於て、現量の所得なり。假は分析に由る。比量の所知なり。謂はく、聚色の中、慧を以て、漸析して最極位に至る。然して後、中に於て、色聲等の極微の差別を辯ず。此の析して至る所を、假の極微と名く。慧をして尋思して極めて喜を生ぜしむるが故に。此の微は卽ち極なるが故に、極微と名く。極とは、謂はく、色の中、析して究竟に至るなり。微とは、謂はく、唯、是れ慧眼の所行なるが故に、極微の言は、微極の義を顯はす。

何を以て極微有るを證知すと爲すや。阿笈摩、及び理を以て證と爲す、阿笈摩とは、謂はく、契經に說かく、『諸の所有の色、或は細、或は麁』と。細とは、謂はく、極微なり。更に析すべからざ

【七】微(Aṇu)。
【八】金塵(Loharajas)。
【九】水塵(Abrajas)。
【一〇】兎毛塵(Śaśarajas)。
【一一】羊毛塵(Avirajas)。
【一二】牛毛塵(Gorajas)。
【一三】隙遊塵(Vātāyanacchidra ajas)。
【一四】蟣(Likṣā)。
【一五】蝨(Yūka)。
【一六】穬麥(Yava)。
【一七】指節(Aṅguliparvan)。
【一八】指(Aṅgula)。
【一九】肘(Hasta)。一尺六寸。
【二〇】弓(Dhanus)。
【二一】尋(Vyāma)。
【二二】阿練若(Āraṇya)。

るが故に。餘の有對色を說いて名けて麁と爲す。復有餘師は、是くの如きの釋を作す。「不善と無記とを說いて名けて麁と爲す。所餘の善色を說いて名けて細と爲す」と。是くの如き、欲と色との繫、有漏と無漏との別は、此れ理に應ぜず。劣勝の言を以て、已に是くの如きの性等の別を攝するが故に。

復、別釋有り。「眼の境を麁と爲し、耳等の餘根の所取を細と名く」と、此れも亦、善に非ず。俱に二に通ずるが故に。又、不定なるが故に。謂はく、細色有りて、毛端を析するが如し。極めて明眼なる者も、猶ほ見ることを得難し。或は大聲有り。雷音等の如し。天地を震動す。耳有れば皆な聞ゆ。是の故に、細の言は、極微色を表はすの理、善く成就す。

若し「經の中にも亦、段食に麁細有りと說くが故に、此の釋は非なり」と謂はば、亦、相違せず。此の經には色を說き、彼の經には食を說く。意は各別なるが故に。一極微を以て、名けて色と爲すべし。食と名くべからざるが故に。意に異有り。理は必ず應に爾るべし。伽他に言ふを以てなり。

黑白等の諸色に、　皆な細有り、麁有り。
細とは謂はく、最も微なるなり。　麁とは、卽ち餘の有對なるなり。

此れに由りて、極微は定んで有ることを誠證す。又、先に已に說けり。先に說んとは何ぞ。謂はく、毘奈耶に是くの如き說を作す。「七極微の集まれるは、一微と名くるに等し」と。是くの如きを數と名く。

其の理とは何ぞ。謂はく、積聚せる有情の身色の、色究竟に至りて、量の最も麁なる有るが如し。此れに准じて、亦、應に諸色を分析すべし。究竟の處に有るを、一極微と名く。云何が爾るを知るや。可析の法は、分析して窮に至るも、猶ほ餘有るを以ての故に。謂はく、世に現見す。餘の聚色を以て餘の聚色を析するに、細聚有りて生ず。析々して窮に至り、猶ほ餘分有りて、眼見と爲るべ

し。更に析すべからず。是くの如きの聚色は、析すること能はざる處なるも亦、麁聚の如く析すべき理有り。謂はく、彼れは覺慧を以て、分析すべし。聚色を以て聚を析し、窮に至り、慧析して窮に至るも、應に餘の在る有りて、慧見と爲るべし。更に析すべからず。此の餘の在る者、卽ち是れ極微なり。是の故に、極微は、其の體、定んで有り。此れ若し無ならば、聚色は應に無なるべし。聚色は必ず此れに由りて成ずる所なるが故に。

第三項　時間の量

[二三]是くの如く、已に踰繕那等を說けり。應に年等を辯ずべし。其の量は、云何ぞ。頌に曰はく、

百二十の刹那を、　怛刹那の量と爲し、
臘縛は此れの六十なり。　此れの三十は須臾なり。
此れが三十は晝夜なり、　三十の晝夜は月なり。
十二月を年と爲す。　中に於て半ば夜を減ず。

論じて曰はく、刹那の百二十を、一の[二四]怛刹那と爲し、六十怛刹那を[二五]一臘縛と爲す。三十臘縛を一[二六]牟呼栗多と爲し、三十牟呼栗多を一[二七]晝夜と爲す。此の晝夜有る時は增し、或る時は減じ、或る時は等し。三十晝夜を[二八]一月と爲し、總じて十二月を[二九]一年と爲す。一年の中に於て、分けて三際と爲す。謂はく、寒熱雨なり。各四月有り。十二月の中、六月は夜を減ず。一年の內、夜は總じて、六を減ずるを以てなり。

第四項　一年中の六月に一晝夜を減ずる理由。

[三〇]云何が、是くの如きが。故に頌有りて言はく、

寒と熱と雨際の中に、　[三一]一月と半と已に度して、
所餘の半月に於て、　智者は夜の減ずるを知ると。

[二三] 此の段は、時間の量に就いて論ず。
[二四] 怛刹那(Tat ṣaṇa)。
[二五] 臘縛(Lava)。
[二六] 牟呼栗多(Muhūrta)。須臾と譯す。
[二七] 一晝夜(Ahorātra)。
[二八] 一月(Māsa)。
[二九] 一年(Varṣa)。
[三〇] 云何が云云。一年中の六月に一晝夜を減ずる理由を述ぶ。
[三一] 一月と半云云。三際の中にて、初め一ケ月と半を過ぎて、第二月の後半に於て一日を減ずといふなり。

第二節　劫及び四劫

[三二]是くの如く、已に剎那より年に至るまでを辯じたり。劫の量の不同を、今、次に當に辯ずべし。

頌に曰はく、

應に知るべし、四劫有り。　謂はく、壞と成と中と大となり。
壞は獄に生ぜざるより、　外器の都べて盡くるに至る。
成劫は風の起るより　地獄に初めて生ずるに至る。
中劫は無量より、減じて壽の、　唯、十なるに至る。
次に增減に十八あり。　後は增して八萬に至る。
是の如く成じ已りて住するを、　中の二十劫と名く。
成と壞と、壞し已りて空なるとは、　時、皆な住劫に等し。
八十の中は大劫なり。　大劫の三無數なるあり。

第一項　壞劫

論じて曰はく、[三三]壞劫と言ふは、謂はく、地獄に有情の、復生ぜるときより、外器の都べて盡くるに至るまでなり。然るに壞と成とを總じて四品に分つ。一は正壞、二は壞已空、三は正成、四は成已住なり。正壞と言ふは、謂はく、此の世間は、二十中劫の住を過ぎ已はれば、此れより復住の二十に等しき壞劫、便ち至ること有り。壞劫の將に起らんとするや、此の洲に住する人の壽量は八萬なり。若し時に地獄に有情命終し、復新に生ずること無きを、壞劫の始めと爲す。乃至、地獄に一の有情の無きを、爾の時を名けて地獄の已壞と爲す。諸の地獄の定受業有る者は、業力引きて、他方の獄中に置く。此れに由りて、傍生鬼趣を准知せよ。時に人身の內、諸蟲有ること無し。佛身と

【三二】此の段は、劫と四劫とについて辯ず。

【三三】壞劫(Saṁvartakalpa)。世界の壞するには、先づ初め有情界壞して、後に器界の壞す。その有情界に於ても、先づ下界下處より始まりて上界上處に及ぶる故に、最下處たる地獄に有情の生ぜざるを壞劫の初となす。

同じ。傍生、壞するが故に。

有るが說かく、「二趣の人を益する者に於ては、壞は人と倶なり。餘は先に壞するなり」と。是くの如きの二說は、前の說を善と爲す。

若し時に人趣にて、此の洲に一人ありて、無師法然に、初靜慮を得、靜慮より起ちて、是くの如きの言を唱ふ。「離生喜樂甚だ樂し、甚だ靜なり」と。餘人聞き已はりて、皆な靜慮に入り、命終して、並に梵世の中に生ずることを得、乃至、此の洲に有情都て盡きなば、是れを已に贍部洲の人を壞すと名く。東西の二洲も、此れに例して應に說くべし。北洲にては、命盡きて欲界天に生ず。彼れは鈍根にして、離欲すること無きに由るが故に、欲天に生じ已りて靜慮現前し轉た勝依を得て、方に能く欲を離る。乃至、人趣に一の有情なし。爾の時を名けて人趣の已壞と爲す。

若し時に天趣にて、欲界の六天の隨一が、法然に、初靜慮を得、乃至、並に梵世の中に生ずることを得、爾の時を名けて、欲天の已壞と爲す、是くの如く、欲界に一の有情も無きを、欲界中の有情已に壞すと名く。

若し時に梵世の隨一の有情が、無師法然に、第二靜慮を得、彼の定より起つて、是くの如きの言を唱ふ。「定生喜樂は、甚だ樂しく、甚だ靜かなり」と。餘の天聞き已りて、皆な彼の靜慮に入り、命終して、並に極光淨天に生ずることを得、乃至、梵世の中、有情都て盡く。是くの如きを已に有情世間を壞すと名く。

三四 唯、器世間のみは、空曠にして住す。餘方の世界の一切の有情の、此の三千世界を感ずる業盡くれば、此に於て、漸く七の日輪現ずること有り。諸海は乾き竭き、衆山は洞然として、洲渚、三輪並びに從つて焚燎す。風は猛焰を吹きて、上天宮を燒き、乃至、梵宮も灰燼を遺すこと無し。自地の火焰のみ、自地の宮を燒く。他地の災の能く他地を壞するに非ず。相ひ引起するに由るが故に。

【三四】唯、器世間云云。廿中劫の間にて、有情の壞は初めの十九劫の間に行はれ、最後の一劫の間に器世間の壞するが故に、有情滅するも、尙器世間は存在す。

是の言を作すのみ。「下の火風、飄へりて、上地を梵燒す」と。謂はく、欲界の火の猛焰、上に昇りて緣と爲りて、色界の火焰を引生す。餘の災も亦、爾なり。應の如く當に知るべし。

是くの如くにして、始め地獄の漸く減ずるより、乃至、器の盡くるまでを總じて壞劫と名く。

第二項　成　劫

三五 言ふ所の成劫とは、謂はく、風の起るより、乃至、地獄に始めて有情の生ずるまでなり。謂はく、此の世間の災に壞せられ已はりてより、二十中劫は、唯、虛空のみ有り。此の長時を過ぎて、次に應に復住の二十に等しき成劫、便ち至ること有るべし。一切の有情の業の增上力にて、空中に漸く微細の風の生ずる有り。是れ器世間の將に成ぜんとする前相なり。風漸く增盛して、前に說く所の如き、風輪、水、金輪等を成ず。然も初めに大梵天宮、乃至、夜摩宮を成立して、後に風輪等を起す。是れを外の器世間を成立すと謂ふ。

器に壞成有るは、有情力に由る。若し有情の類、久しく上天に集れば、此の器世間は、必ず應に漸起すべし。福の減ずる者をして、下居に散せしむるが故に。謂はく、極光淨に久しく有情を集め、天衆は既に多く、居處は迫迮し、諸の福減ずるものは、應に下居に散ずべし。此の器世間は、理として應に先に起るべし。故に劫の壞する位には、有情上に集り、劫の成ずる時に於ては、有情下に散ず。罪福の減、及び福罪の增に由りて、集散し旋環すること、理應に是くの如くなるべし。旣に已に此の器世間に、初めて一有情の、極光淨より歿して、大梵處の空の宮殿の中に生ずること成立せり。後に諸の有情も亦、彼より歿して、梵輔に生ずる有り、梵衆に生ずる有り。他化自在天宮に生ずる有り。漸々に下生して、乃至、人趣の倶盧、牛貨、勝身、瞻部、後に餓鬼、傍生、地獄に生ず。法爾に後の壞は、必ず最初の成なり。若し初めて、一の有情の、無間獄に生ずるとき、二十の中の成劫は、應に知るべし、已に滿ちぬと。

【三五】此の段は、成劫（Vivartakalpa）を辯ず。

第三項　住　劫

[三六]此の後に復二十の中劫有るを、成已住と名く。次第にして而も起る。謂はく、風起り、器世間を造りてより、乃至、後々に有情、漸く住す　初めて一の有情の、極光淨より歿して、大梵宮に生ずる者は、卽ち大梵王と爲す、諸の大梵王は、必ず異生の攝なり。聖者は下に還生すること無きが故に。上の二界には入見道なきが故に。卽ち此れに由るが故に。一有情の無間に二の生じて大梵と爲る義無し。既に大梵の最後の命終を說きたり。極光淨天の壽は八大劫なり。二十の中劫に世界は還成ず。「如何が梵王は極光淨に生じ、少壽量を受け、還彼れより歿するや。」彼れは中夭の義有ること無きに非ずと雖も、而も廣大の福にて、方に彼の天に生じ．八大劫の壽の中、始めの少分の二十中劫を經る頃、寧ろ卽ち命終す。此れを以て觀知するに、餘より來たりて此に生ずる此の洲の人の壽は、無量の時を經、住劫の初めに至りて、壽方に漸く減じ、無量より減じて、極十年に至るを、卽ち名けて初めの一住中劫と爲す。此の次の十八は、皆な增減有り。謂はく、十年より增して八萬に至り、復八萬より減じて十年に至る。爾るを乃ち名けて第二中劫と爲す。次の餘の十七の例は皆な是くの如し。十八の後に於て、十歲より增して、極八萬歲に至るを、第二十劫と名く。一切の劫の增は、八萬を過ぐること無く、一切の劫の減は、唯、極十年なり。十八劫の中、一增一減の時量は、方に初の減と、後の增とに等し。故に二十劫の時量は、皆な等し。此れを總じて名けて成已住劫と爲す。

所餘の成と壞と、及び壞し已はりての空なるとは、減と增との二十の差別なしと雖も、然も時量は住劫と同じきに由りて、住に准じて、各二十の中劫を成ずるなり　成の中の初めの劫に、器世間を起し、後の十九の中に、有情漸住し。壞の中の後の劫に、器世間を滅じ、前の十九の中、有情漸く捨す。是くの如く說く所の成、住、壞、空の各二十の中を、積みて八十を成ず。總じて此の八十

【三六】此の段は、住劫(Sthiti-kalpa)に就いて論ず。

は大劫の量を成ず。若し爾らば、且らく苦々に對して言を爲す。應に生死中、樂多くして苦に非ず。壞空成劫、一向樂の故に。住劫の中に於て、苦樂雜はると雖も、而も純苦少なし。純樂の時多し。時分は然りと雖も、而も苦の起る位には、增上猛利にして、樂は則ち爾らず。謂く熱際に於て、列日身に逼り、旃檀、烏施羅末、及び氷雪等を用ひて對治を爲し、便ち增上身の安樂有りて生ずと雖も、爾の時、欻ち小刺の刺す所に遭へば、頓に衆樂を忘れて唯苦有るを覺ゆ。是くの如く若し恩愛別離に遇へば心中生ずる所の增上の苦受、恩愛和合の生ずる樂よりも重し。是くの如き等に由り。生死中樂少なく苦多きを知る。其の理決定す。

第四項　劫

[三七]諸の劫は、唯、五蘊を用ひて體と爲す。此れを除きて、時の體は、得べからざるが故に。[三八]經に說かく、『三劫[三九]阿僧企耶、精進修行して、佛を成ずることを得」とは、前に說きたる所の四種の劫の中に於て、大劫を積みて、三劫無數を成ず。謂はく、初め大菩提種を種ゆるより、三大劫阿僧企耶を經て、方に乃ち大菩提の果を成ずることを得るなり。既に無數と稱して、何ぞ復三と言ふや。有るが此の言を釋す。諸の善算者は、算計論に依り、算へて數の窮るに至りて、初めて知ること能はざるを、一無數と名く。是くの如きの無數の積りて第三に至れるなり」と。餘は復釋して言はく、「六十數の內、別に一數有り、無數の名を立つ。謂はく、[四〇]有る經の中、六十數を說く此に無數と言ふは、彼の一名に當る。此れを積みて三に至るを、三無數と名くるなり。諸の算計の數知すること能はざるに非ず」と　菩薩は斯の三劫無數を經て、方に乃ち無上菩提を證得するなり。

第三節　諸佛菩薩

第一項　諸佛菩薩の世に出現する時

【三七】諸の劫云云。此の段は劫そのものについて論ず。
【三八】經。增一阿含十六（大正二・六三〇上）。
【三九】阿僧企耶(Asaṃkhyeya)無數と譯す。
【四〇】有る經。俱舍論十二・五左には解脫經とす。婆沙論一七七（大正二七・八九一上）には有契經と言ふ。

[四一]是くの如く。已に劫量の差別を辯じたり。諸佛、獨覺の世間に出現するは、劫增の時と爲んか、劫減の位と爲んや。頌に曰はく、

八萬を減じて百に至るまでに、　諸佛世間に現ず。
獨覺は增減の時なり。　麟角喩は百劫なり。

論じて曰はく、此の洲の人壽の八萬歲より、漸減して、乃し、壽の極、百年に至る。此の中間に於て、諸佛出現す。何に緣りて、增位に佛の出づること無きや。有情の樂み增して、厭を敎ゆることの難きが故なり。多く妙行を行ずるが故に。少しく三塗に墮するもの有り。

百年を減ずる時、何が故に、佛の無きか。是くの如きの壽の短促の時に於て現はれては、具に佛の所作を成すこと能はざるが故に。謂はく、一切の佛の世間に出現するや、決定して第五分壽を捨す。定より起す所の命行の依身、爾時の所化の樂見に非ず。設ひ世に出づるも、佛事を爲すこと少きを以ての故に、爾の時に於ては、佛は出世せず。

[四二]經主は、此に於て、是の釋を作して言はく、「[四三]五濁極增して、化すべきこと難きが故に」と。豈、今の世人は百年を減じ、五濁は增すと雖も、而も能く正しく決定に辨入し、染を離れて果を得ること有るにあらずや。佛は、唯、此れが爲めに、應に世間に出つべきが故に、彼れの言ふ所は、善釋と爲すに非ず。百年の位に佛の世に出づる時、一切は皆な能く聖敎を遵崇し、正しく決定に入り、染を離れ果を得するに非ず。百の一分を減ずるも能く斯の佛事を辦ずること能はざるが故に、佛出づること無しと言ふべし。然も百を減ずるに於て、設ひ佛の出世するも亦、一分の能く敎を遵ぶもの等有り。百年の時の如し。佛は何んぞ出でざるや。若し、「百を減ずれば、化に堪ゆる有情、極めて鮮少なるが故に、佛出でず」と謂はゞ、是れ則ち應に前の所立の因を說くべし。「具に佛の所作を成すこと能はざるが故に」と。百を減じ、五濁の極增するに於ては、具に佛の所作事を成すこと能

【四一】此の段は、諸佛菩薩の世に出現する時を論ず。

【四二】經主云云。俱舍論十二・八左。

【四三】五濁 (Pañcakaṣāyāḥ) 後に出づ。

はず、斯に由るが故に、佛は世間に出でずと雖も、而も此の親因は、彼れの所說に非ず。

五濁と言ふは、一に[四四]壽濁、二に劫濁、三に煩惱濁、四に見濁、五に有情濁なり。云何が濁の義なるや。極めて鄙下なるが故に。應に棄捨すべきが故に、滓穢の如きが故に。豈、壽、劫、有情の濁の三は、互に相ひ離れざるにあらずや。見濁は卽ち煩惱を用つて、體と爲す。五は應に成ぜざるべし。理は實に應に然るべし。但次第に五の衰損の極めて增盛なる時を顯はさんが爲めなり。何等を名けて五種の衰損と爲すや。一に壽命の衰損なり、時は極めて短きが故に。二は資具の衰損なり。光澤を少くが故に。三は善品の衰損なり。惡行を欣ぶが故に。四に寂靜の衰損なり。展轉相違して諠諍を成するが故に。五は自體の衰損なり。出世間の功德の器に非ざるが故に。次第して此の五種の衰損の不同を顯はさんと欲するが爲めの故に、五濁を分けたり。

獨覺の出現は、劫の增減に通ず。然も諸の獨覺に二種の殊有り。一は部行、二は麟角喩なり。[四五]部行獨覺は、先には是れ聲聞にして、勝果を得る時、轉じて獨勝と名く。

有餘の說かく、「彼れは先には、是れ異生なり。曾つて聲聞の順決擇分を修し、今、自ら道を證するによつて、獨勝の名を得たり。[四六]本事の中に說くに由る。一の山處に、總じて五百の苦行外仙有り、一の獼猴有りて、曾て獨覺と相近くして住し、彼れの威儀を見、展轉遊行して、外仙の所に至り、先に見たる所の獨覺の威儀を現ず。諸仙、之を覩て、咸な敬慕を生じ、須臾にして、皆な獨覺の菩提を證したりと。若し先に是れ聖人ならば、應に苦行を修すべからず」と。

[四七]麟角喩とは、謂はく、必ず獨居す。二の獨覺の中にて、麟角喩者は、要ず、百大劫に、菩提の資糧を修して、然る後、方に麟角喩獨覺と成る。

獨覺と言ふは、謂はく、現身の中に、至教を稟くることを離れて、唯、自ら道を悟り、能く自ら調へて、他を調へざるを以ての故なり。何に緣りて、獨覺は、他を調へずと言ふや。彼れは能く、

【四四】　壽濁(Āyuṣ-kaṣāya)。命濁。
劫濁(Kalpa-kaṣāya)。
煩惱濁(Kleśa-kaṣāya)。
見濁(Dṛṣṭi-kaṣāya)。
有情濁(Sattva-kaṣāya)。

【四五】　部行獨覺(Vargacāri-pratyekabuddha)。獨覺とは無師獨悟にして孤獨者の意味なるがこの部行獨覺は麟角喩に對し、先に聲聞にして第三果迄を證り、後獨り第四果をさとり、徒衆の相從ふ獨覺なり。

【四六】　本事(Itivṛttaka)。九部經十二分經の一にして、今は本事と名くる經典を指す。この所說の內容より見れば賢愚經等の物語集を意味す。

【四七】　麟角喩(Khadgaviṣāṇa-Kalpa-pratyekabuddhaḥ)。麟角が唯一角のみにして二無きが如く、此の獨覺が獨居して悟をひらき獨處するをいふ。

正法を演說すること無きに非ず。彼れは、亦、無礙解[四八]を得るを以ての故に。又、能く過去に聞ける所の諸佛の言詞を憶念し、他の爲めに說くに堪ゆ。極遠の境の宿住智を得るが故に。又、彼れは慈悲なしと說くべからず。有情を攝せんが爲めに、神通を現ずるが故に　又、受教の機なしとも說くべからず。爾の時の有情も亦能く世間離染の對治道を起すこと有るが故に。此の理有りと雖も、今、測量するに、彼れは爾の時、有情の根を知るが故に、見諦等に入り、他の教を藉らざるが故に、法を說きて、以て他を調伏せず。此れを除きて所餘は、有情事を攝す。勞なくして教を設け通を現ずること成ず。又、諸の獨覺は、力の無畏を闕く。我論を堅く執する衆中に對し、無我を說かんと欲するも、心便ち怯劣なるが故に、教を說きて以て、他を調伏せず。

有餘釋して言はく、「彼の獨覺は、長時、少欲の勝解を數習するに由り、又、衆を攝する諠雜の過失を避くるが故に、法を說きて以て他を調伏せず」と。若し自ら能有り、他は根欲有りて、棄てゝ濟度せずんば、豈、慈悲有りと名けんや。是の故に、應に前釋の如きを善と爲す。

第二項　輪王の出世

[四九] 輪王の出世は、何れの時に在りて爲んや。幾種ありや。幾くと倶なるや。何の威ぞ。何の相ありや。頌に曰はく、

轉王は八萬より上にあり。　金、銀、銅、鐵の輪なり。
一、二、三、四州の、逆次なり。　獨たること佛の如し。
他の迎ふると、自ら往いて伏すと、　諍と陣との勝にして、害無し。
相は正しく明圓なるにあらず。　故に佛と等しきに非ず。

論じて曰はく、此の洲の人壽無量歲なるより、乃し八萬歲に至るまでに、轉輪王の生ずる有り。八萬より減ずる時は、有情の富樂と壽量と損減し、其の器に非ざるが故に。或は順彼受業は、定ん

【四八】無礙解(Pratisaṃvid)。法と義と詞と辯とに無礙に通達自在なることなり。

【四九】此の段は、轉輪王(Cakra-varti-rāja)の出世に就いて論ず。

で彼の時に於て、方に與果するが故に。佛身を感ずる業は、要ず劫滅の時、方に能く與果するが如し。王は、轉寶の旋轉應導して、一切の威伏するに由りて轉輪王と名く。施設足の中には、[50]『四種有り』と說けり 金と銀と銅と鐵との輪、別なるべきが故に 其の次第の如く、勝と、上と、中と、下とにして、逆次に、能く王として、一、二、三、四の洲を領す。謂はく、鐵輪王は、一洲の界に王たり。銅輪王は二、銀輪王は三、若し金輪王なれば、四洲の界に王たり。契經には、勝に就きて、但金輪のみを說けり。故に[51]契經に言はく『若し王、生るれば刹帝利種に在り、灌頂の位を紹ぎ、十五日に於て、齋戒を受くる時、首身を沐浴し勝齋戒を受け、高台殿に昇り、臣僚輔翼す。東方に欻ちにして金輪寶の現ずる有り。其の輪は、千輻にして、轂輞を具足し、衆相の圓淨なること、匠の成ずる所に非ず。妙なる光明を舒べて、王の所に來應す。此の王は、定んで是れ金輪を轉ずる王なり。餘輪を轉ずる王も、應に知るべし、亦、爾なり』と。

輪王は佛の如くにて、二の倶生すること無い故に[52]契經に言はく『前に非ず、後に非ず。二の如來應正等覺の世に出現すること有るは處無く、位なし 唯、一如來なることは、處有り位有り』と。如來を說くが如く、輪王も亦、爾なり。

第四項　十方界一佛

[53]應に審に思擇すべし、此の唯一の言は、一の大千に據ると爲んや、一切の界に約すと爲んやを。應に一切界を說くべし。差別の言なきが故に。謂はく、經に、唯、此の世間のみを說くこと無し。又、經に、唯、一世界と言ふこと無し。如何が說かざるに、而も能く定んで、唯、一の大千に據りて、一切界に約するに非ずと知るや。若し爾らば、何が故に、[54]梵王經に『我れ、今、此の三千大千の諸の世界の中に於て、自在に轉ずることを得る』と說くや。彼れには密意あり。密意とは何ぞ。謂はく、若し世尊にして、加行を起さゞれば、唯、能く此の三千大千を觀るのみなるも、若し時に

【五〇】 四種とは金轉輪王(Suvarṇa-cakra-vati-rāja)。銀轉輪王(Rūpya-cakra-varti-rāja)。銅轉輪王(Tāmra-cakra-var ti-rāja)。鐵轉輪王 (Loha-ckara-varti-rāja)。

【五一】 契經。長阿含十八、轉輪王品(大正一・一一九中以下)中阿含十五、樓炭經。起世經。雜阿含二十七。增一阿含三十三。種々の經典に輪王のことと出づ。

【五二】 契經。中阿含一八一經、多界經(大正一・七二四上)。

【五三】 此の段は、十方界の佛の一多の兩說を述べたるものにして、有部は十方界一佛說を取り、經部と大乘とは十方界多佛出世說を取る。

【五四】 梵王經。中阿含七八經、梵天請佛經のことにしてこの文同經(大正一・五四八上)に出づ。

世尊、加行を發起することあれば、無邊の世界は皆な佛眼の境なり。天耳通等も、此れに例して應に知るべし。

若し然りと許さゞれば、佛は餘界に於て。何に緣りて、自在化の能有ること無きや。大悲を闕くと爲んや、智に礙有りと爲んや。大悲を闕かば、經に『應に如來の悲心は、普く一切を覆ふ』と言ふべからず。智に礙有らば、經に『應に一[五五]爾焰も佛智の轉ぜざること無し』と言ふべからず。若し佛の智と悲と、一切に遍じ、礙なく闕なければ、則ち應に法は普く能く一切の有情を濟度すと說くべし。無邊界の中、如來は皆不思議が有り。能く普く化するが故に。

又、佛は先に三無數劫に於て、一切の有情を度脫せんと發願し、諸の有情の若しは自の所化、若しは他の所化をして、皆已に種を下し、資糧成熟し、住して十方に在るもの、世尊の願の及ぶ所の境を出づること無からしむ。何に緣りて此の佛は、餘方を度せざるや。設ひ一如來、唯、一界を化するも亦、一界盡く涅槃を得るに非ず。然も如來は能く一界を化すと許すが故に、一佛の普く十方を化すと許すも、度して盡きずと雖も、亦、失有ること無し。餘は當來の佛の度する所と爲るが故に、斯の理に由るが故に、梵王經に「我れ今、此の三千大千の諸の世界の中に於て、自在に轉ず』と說くは、定んで密意有り、證と爲すこと成ぜず。又、理は必ず然なり。[五六]舍利子の總じて現在に約して、世尊に白して言ふが如し。『我れ彼の問を得ば、當に是くの如く答ふべし 今時、梵志、沙門の無上菩提を得ること、我が世尊と等しきもの有ること無し。然る所以は、我れ世尊より親しく聞き、親しく持つ。前に非ず、後に非ずして、二の如來應正等覺の世に出現すること有ること處もなく位もなく、唯、一如來なること處あり位あり』と。

其れ他方に別に佛有るが如くんば、舍利子は嫉妬の心を懷けるに非ず 何が故に、他方には有りと雖も、而も一世界に二の如來なしと言はざるや。「豈、此の經も亦、密意有るにあらずや。證を引

【五五】爾焰（Jñeya）。所知、卽ち知るべきこと。

【五六】舍利子云云。長阿含十八經自歡喜經（大正一・七九上）。

く位無し等』とは說の如くんば、輪王も亦、爾なり。若し密意なくんば、現に約して、總じて遮す。則ち應に輪王は餘界に有るに非ざるべし。彼れは佛の如く倶生を遮するを以ての故に。若し餘界の輪王は遮すと雖も、而も有らば則ち餘界の諸佛は、無と言ふべからず。是の故に、此の經は、一界に約して說くなり」と。佛を以て定んで輪王に例すべからず。即ち此の經の中、女の佛と成るを遮せり。豈、亦佛は女身を以て成ずるもの有らんや。輪王の倶生を遮するが如きは定に非ず。又、佛を以て輪王に例すべからず　轉輪王は業と主の別なるが如く、所生の處所にも隔別有るを以ての故に。謂はく、轉輪王の業に分限有るが故に、王として領する所にも亦、隔別有り。一の四洲は倶時に二主の同じく王領する所に非ず。況んや多有ることを得んや。是の故に應に知るべし。主に隔有るが爲めに、其の所生の處も、理として分限有り。分限有るに由るが故に、一界の中に二の輪王なし。餘界に別に佛有る因は分限の異有ること無きが故に、主王の化を爲すも亦、分限無し、此れに由りて、佛土に隔別有ること無し。故に此れに屬し、彼れに屬すと言ふべからず。

如何が此の佛は、唯此の方をのみ化し、餘の世界の中には、餘の佛有りて化せんや。

云何が佛の化主と爲るに限無きを知るや。一切の界の境に於て、皆な智有るが故に。諸の界の差別は、二種の依に由る。謂はく、依身の殊と、及び法の差別なり。佛は諸の界の差別の相の中に於て、能遍知と殊勝智と有るが故に、一切法、一切有情の差別の境の中に於て、無礙智轉ず。契經に說くが如し『佛、苾芻に告げたまはく、我れ有情を觀るに、久しく生死に流轉してより以來、汝の父母に非ざるを得べきこと易きに非ず。乃至、廣說。』又、契經に說かく『佛、苾芻に告げたまはく、我れ方土を觀るに、久しく生死に流轉してより以來、汝の所居に非ざるを得べきこと易きに非ず。乃至、廣說』又、舍利子、世尊の無上の宿住念智を成就せるを讃述して、是くの如きの言を作

さく、『大德、世尊は、彼々の處に於て、曾つて若しは有色、若しは無色、若しは有想、若しは無想若しは非想非々想に曾住せず。卽ち彼々の處の所有の行相、所有の標擧、無量種、無上微妙の宿住念智有り。豈、此れに由りて、卽ち如來を成ぜざらんや。』と。不生の處に於ても亦、智、轉じて、能く化主と爲り、彼の有情を化すること有り。轉輪王には、是くの如きの德有るに非ず。故に引きて世尊に比例すべからず。又、轉輪王は、大千界に於て、多と倶に出で、各四洲に王と爲るか、一輪王の總じて王たること佛の如しと爲んか。若し爾らば何の失ぞ。二倶に然らず。若し多と倶に生じて各別に王ならば、王と佛と二を遮する言同じくして、而も輪王の大千界に同時に多出するを許すが如く、是くの如く亦、應に餘の世界に輪王の出づる有りて、佛世尊なしと許すべし。若し一輪王、一の四洲界に生じて、能く總じて百倶胝界に王たらば、輪王は少福にして、都て妙智なきに、而も三千大千に總じて王たりと許す。況んや我が世尊は、大福德を具し、一切界と一切の有情に於て、大堪能と無礙の妙智有り。而も王たる所、大千を越えず、輪王と同じと執ず。斯れ何の理ありや。

又、彼の所執は、都て至教無し。唯、少理に依りて、是くの如きの言を作すのみ。[五七]『世見を現見するに、多の菩薩有りて、倶時に菩提の資糧を修す。一界に一時に多佛なかるべけんや。多界に多佛は、何の理ぞ能く遮せん。故に無邊界の中、無邊の佛有りて現ず』と。此の所立の理は、應に共に尋思すべし。倶時に轉輪王の業を造修し、倶に菩提の資糧を修習する二類の有情は、誰れか多にして、誰か少ならん。又、輪王の果と無上菩提とは、障なくして圓成するに、誰れか遲にして、誰れか速なるや。又、何の定理有りて、二なく、多無く一界に同時に轉輪王の業を造るや。彼の是くの如きの業は成熟すること旣に同時なり。何の理ぞ、遮して一界に倶生せずと爲すや。此の中の定理は、佛に於ても亦、然なり。便ち一界に二多無く、業を造り、或は一の倶生に非ずと許すを徵せらるべからず。又、賢劫中、契經に定んで說かく、『五百の佛有りて、世間に出現す』と。或は有るが說い

【五七】 倶舍論十二・十一右、參照。

て言はく、『千佛世に出づ』と若し千菩薩の菩提の資糧、同じく一劫の中に圓滿するを得べくんば、何に緣りて、成佛は定んで同時ならざるか。謂はく、彼れは皆な三無數劫に於て、精勤に菩提の資糧を修習し、一劫の中に有りて、同處に成佛す。何に緣りて、同處に同時に有ること無きか。一大千に於て、俱時の理なし、多界に、唯、一なる理も亦、應に同じかるべし。唯、佛世尊は、能く此の義に於て、究竟し通達せり。我等は力に隨ひて、且らく、此に於て是くの如きの尋思を作さん。諸の有智の人は、應に其の理を詳にすべし。

是くの如く說く所の四種の輪王の威の、諸方を定むるも亦、差別有り。謂はく、金輪の者は、諸の小國王各自ら來り迎へて、是くの如きの請を作す。『我等の國土は、寬廣にして豐饒、安穩にして富樂、諸の人衆多し。唯、願はくは天尊、親しく敎勅を垂れたまへ。我等は皆な是れ天尊の翼從なり』と。

若し銀輪王ならば、自ら彼の土に往く。威嚴近く至れば、彼れ方に臣伏す。若し銅輪王なれば、彼の國に至り已りて、威を宣べ、德を競ひ、彼れ方に勝を推る。若し鐵輪王ならば、亦、彼の國に至りて、威を現じ、陣を列ね、尅勝して便ち止む。一切の輪王は、皆な傷害することなし。伏せしめて、勝つてとも得已はれば、各、其の居る所を安んじ、勸化して十善業道を修めしむ。故に輪王は死すれば、多く生天を得。經に說かく『輪王世に出現すれば、便ち七寶有りて、世間に出現す』と。象等の五寶は、有情數の攝なり。如何にして、他の業が他の有情を生ずるか、他の有情が、他の業より起るには非ず。然れども、先きに、互に、相ひ屬する業を造るに由りて、中に於て、若し、一が、自業を稟けて生ずれば、餘も亦、俱時に自業に乘じて起るなり。

是の如く說く所の諸の轉輪王は、唯、七寶のみありて、餘の王と別なるのみに非ず。亦、三十二[五八]大士の相有りて殊る若し爾らば、輪王と佛と何の異あるか。佛の大士の相は處正しく明圓なれど

【五八】　三十二大士の相 (Dvā-triṃśan-mahā-puruṣa-lakṣaṇāni)。佛と輪王にのみ存する特殊の人相なり。

も、王の相は然らず。故に差別あり。處の正と言ふは、謂はく、佛身に於て、衆相の偏すること無く、其の所を得るが故なり。明了と言ふは、謂はく、佛身に於ては、相極めて分明にして、能く意を奪ふが故なり。圓滿と言ふは。謂はく、佛身に於て、衆相周圓にして缺減なきが故なり。

第四節　刧初の有情と國王の協立

五九 劫初の人衆に、王有りと爲んや、無しとせんや。頌に曰はく、

劫初は色天の如し。　後に漸く食味を増す。
貯ふるに由り、賊起り、　惰にして防がんが爲めに雇ふて田を守る。

論じて曰はく、劫初の時の人は、皆な色界の如し。極光淨より沒して、人間に來生し、久時を經て、漸く王有りて出づ。故に六〇契經に說かく『劫初の時の人は、六一有色意成なり。支體圓滿にして、諸根缺くること無し。形色は端嚴にして、身に光明を帶び、空に騰ること自在に、喜樂を飲食とし、長時に久住す』と。是くの如きの類の、六二地味漸く生ずること有り。其の味甘美にして、其の香鬱馥たり。時に一人有り。禀性、味に耽り、香を嗅ぎて愛を起す。取り嘗めて便ち食す。餘人も隨ひ學び、競ひ取りて之れを食ふ。爾の時、方に初めて段食を受くと名く。

段食に資けらるゝが故に、身、漸く堅重にして、光明、隱沒し、黑闇便ち生ず。日月衆星茲より出現す。漸く味に耽るに由りて、地味、便ち隱る、斯れより復六三地皮餠の生ずる有り。競ひ耽りて之を食ふ。地餠、復隱る。爾の時に復六四林藤の出現する有り。競ひ耽りて食ふが故に、林藤、復隱る、耕種するに非ざる六五香稻自ら生ずること有り。衆共に之れを取り以て所食に充つ。此の食麁なるが故に、殘穢身に在り。蠲除せんと欲するが爲めに便ち二道生ず。斯れに因りて遂に男女根の生ずる有り。二根の殊に由りて、形相も亦、異り。宿習力の故に、便ち相ひ瞻視し、此れに因りて

【五九】此の段は、刧初の有情と國王の協立を述ぶ。
【六〇】長阿含二十二（大正一・一四五上）。
【六一】有色意成（Rūpino-mano-mayāḥ）。意成は化生の意なり。有色は色身有るの意。長阿含二二（大正一・一四五上）には自然化生とあり。
【六二】地味（Pṛthivī-rasa）。蜜の如き味あり。
【六三】地皮餠（Pṛthivī-parpaṭaka）。
【六四】林藤（Vana-latā）。葡萄の如き蔓草。
【六五】香稻（Sāli）。自然生の米稻。

遂に非理の作意を生じ、欲貪の鬼魅に身心を惑亂せられ、意を失ひて猖狂し、非梵行を行ず。人中の欲鬼、初めて此の時に發る。爾の時、諸の人は食の早晩に隨ひ、隨つて香稻を取り、貯積する所無し。後時に人有り。稟性嬾墮にして、長く香稻を取り、貯へて後の食に擬す。餘人も隨ひて學び、漸く多く停貯し、此れに由りて稻に於て、我所の心を生じ、各貪情を縱にし、多く收めて厭ふこと無し。故に隨つて收むる處は、復再び生ずること無し。遂に共に田を分ち、遠く盡きんことを慮防して、己が田分に於ては、悋護の心を生じ、他の分の田に於ては、侵奪を懷ふこと有り。劫盜の過の起ること、此の時に始る。遮防せんと欲するが爲めに、共に聚りて詳議し、衆の內の一の有德の人を銓量し、各收むる所の六分の一を以て、雇ひて防護せしめ、封じて田主と爲す。斯に因るが故に、[六六]刹帝利の名を立つ。大衆欽承して、恩、率土に流る。故に復[六七]大三末多王とも名く。自後の諸王は此の王を首と爲す。時の人、或は、情に居家を厭ひ、樂みて空閑に在りて、戒行を精修する有り。斯れに因るが故に、婆羅門の名を得。後時に王有り。財物を貪悋して、均しく國土の人民に給する能はず。故に貧匱の者、多く賊事を行ふ。王、禁止せんが爲め、輕重の罰を行ふ。殺害の業を爲すこと、此の時に初まる。時に罪人有り。心に刑罰を怖れ、其の過を覆藏し、想と異にして言を發す。[六八]虛誑語の生ずるは、此の時を首と爲す。

第五節　劫減時の大小の三災

第一項　小の三災

[六九]劫減の位に於て、小の三災有り。其の相は云何ぞ頌に曰はく、

業道增し、壽減じて、　十に至り三災現ず。
刀、疾、飢、次の如く、　七の日と月と年とに止む。

【六六】刹帝利(Kṣatriya)。今は田主の義に見て解するなり。
【六七】大三末多王(Mahā-saṃmata)。三末多は共に協立するの義にして共に協共したる大王の意なり。
【六八】虛誑語(Mṛṣāvāda, Mṛṣā-vāda)。虛言なり。
【六九】此の段は、劫減時の小の三災を述ぶ。

論じて曰はく、諸の有情の虚誑語を起してより、諸の惡業道は、後々は轉た增す。故に此の洲の人壽の量は漸く減して、乃し極十に至るとき、小の三災現ず。故に諸の災患は二法を本と爲す。一は美食を貪ぼり、二は性嬾墮なり。此の小の三災は、中劫の末に起る。三災とは、一は[七〇]刀兵、二は疾疫、三は飢饉なり。謂はく、中劫の末、十歲の時に、人は[七一]非法の貪の相續を染汚し、[七二]不平等の愛、其の心を映蔽し、邪法縈纏して、瞋毒增上なるに爲りて、相見れば便ち猛利の害心を起すこと、今の獵師の野の禽獸を見るが如し。身に隨ひて執る所皆な利刀と成り、各、兇狂を逞うして、互に相殘害す。又、中劫の末、十歲の時、人は、前の如き諸の過失を具ふるに由るが故に、非人、毒を吐きて、疾疫流行し、遇ひば輙ち命終して、救療すべきこと難し。又、中劫の末、十歲の時、人は亦前の如き諸の過失を具ふるが故に、天龍忿責して、甘雨を降さず。是れに由りて、世間は久しく飢饉に遭ふも、既に支濟するもの無ければ、多分は命終す。是の故に、[七三]說きて言はく『飢饉に由るが故に、便ち聚集と白骨と運籌と有り』と。

二種の因に由りて聚集有りと名く。一は人の聚集、謂はく、彼の時の人は、極めて飢饉するに由りて、聚集して死す。二には種の聚集。謂はく、彼の時の人は、後の人を益せんが爲めに、其の所食を輟め、小篋に置きて、擬して種子と爲す。故に飢饉の時を聚集有りと名く。白骨有りと言ふも、亦、二因に由る。一には彼の時の人、身形枯燥し、命終して未だ久しからざるに、白骨便ち現ず。二には彼の時の人、飢饉に逼まられて、白骨を聚集し、汁を煎じて之を飲む。運籌有りと言ふも亦、二因の故なり、一は糧の少きに由りて、[七四]籌を傳へて之れを食ふ。謂はく、一家の中、長より幼に至るまで、籌の至る日に隨ひて少しの麁餐を得。二には、謂はく、籌を以て[七五]故き場の蘊を挑て、少しの穀粒を得、多く水を用ひて煎じ、分ちて共に之を飲み、以て餘命を濟ふ。

然るに[七六]至教に、彼れを治する方を說ける有り。謂はく『若し能く一晝一夜不殺戒を持すること

【七〇】一、刀兵(Śastra)。刀杖。二、疾疫(Roga)。三、飢饉(Durbhikṣa)。

【七一】非法の貪。姦通のことなり。

【七二】不平等の愛。正しからざる貪愛。偷盜のこと。

【七三】長阿含經二十二（大正一・一四四下）參照。

【七四】籌(Śalākā)。小木片にてくじのことなり。

【七五】穀麥の集積せし場所のこと。

【七六】中阿含十二・一〇?。

有らば、未來の生に於て、決定して、刀兵の災の起るに逢はず。若し能く一[七七]訶梨怛雞を以て、殷淨の心を起し、僧聚に奉施すること有らば、當來世に於て、決定して疾疫の災の起るに逢はず、若し能く一搏の食を以て、殷淨の心を起し、僧衆に奉施すること有らば、當來世に於て、決定して飢饉の災の起るに逢はず』と。

此の三災は起りて、各、幾くの時を經るか。刀兵災の起るは、極は、唯、七日なり。疾疫災の起るは七月七日なり。飢饉は七年七月七日なり。此れを度せば便ち止みて、人壽は漸く增す。

東西の二洲にも、似の災の起ること有り。謂はく、瞋增盛と、身力羸劣とにして、數飢渴を加ふ。北洲には總じて無し。

第二項　大の三災

[七八]前に「火災、世界を梵燒す。餘の災も亦、爾なり。應の如く當に知るべし。」と說きたり。何者をか餘と爲すか。今、當に具に辯ずべし。頌に曰はく、

三災とは、火、水、風なり。　上の三定を頂とす。
次の如く、內災と等し。　四には無し。不動なるが故に。
然れども、彼の器は常に非ず、　情と共に生滅するが故に。
要らず、七火にして一水あり、　七の水火の後に風あり。

論じて曰はく、此の大の三災は、有情類を逼めて、下地を捨てゝ、上天の中に集らしむるものなり。初めに火災の興ることは、七の日の現はるゝに由る。有るが說かく、「是の如きの七日輪の行は、猶し鴈行の路を分け旋運するが如し」と。有るが說かく、「是の如きの七日輪の行は、上下を行と爲し、路を分けて旋運し、中間、各相ひ去ること五千踰繕那なり」と。次に水災興る。瀑雨を降らすに由る。有るが是の說を作す。「三定の邊の空中より、欻然として熱灰の水を雨らす」と。有餘の復

【七七】訶梨怛鷄(Haritaki)。藥用に用ひらるゝ果實なり。

【七八】此の段は、劫滅時の大の三災を說く。

た說かく、「下の水輪より涌沸の水を起して、上騰し漂浸す」と。決定の義は「即ち此の邊の生たり」と。後に風災の興るは、風の相ひ擊つに由る。有るが是の說を作す。「四定の邊の空中より、欻然として飄擊して風の起るなり」と。有餘の復說かく、「下の風輪より衝擊する風を起し、上騰して飄鼓す」と。此れ決定の義は、前に准じて應に知るべし。

若し此の三災は、器世界を壞し、乃至、細分も餘と爲すもの有ること無し。後の麁物の生ずるに誰れか種子と爲るや。豈、即ち前の[七九]災頂の風を以て緣と爲して風を引生して、種子と爲さざるや。或は先に說く所の、諸の有情の業所生の風の能く種子と爲るに由るなり。風の中に具に種々の細物有りて、同類因と爲りて、麁物を引き起すなり。或は諸の世界の壞は、一時に非ず。他方の風の種々の德を具する有り。此に來たりて。種と爲るも亦、過有ること無し。故に化地部の[八〇]契經の中に言はく、『風は他方より、種を飄して此に來る』と。先に說く所の如し。前災頂の風とは、此の中何の災ぞ。何を以て頂と爲すや。火水風と次の如く、上の三定を頂と爲す。故に世尊の說かく『災の頂に三有り。若し時に火災の世界を焚燒するや。極光淨を以て此の災の頂と爲す。若し時に水災の世界に浸爛するや、遍淨天を以て、此の災の頂と爲す。若し時に風災の世界に飄散するや、廣果天を以て、此の災の頂と爲す』と。何んの災力に隨つても、及ばざる所の處を、即ち說いて名けて此の災の頂と爲す。何に緣りて、下の三定は、火水風の災に遭ふや。初、二、三の定の中の[八一]內災彼れに等しきが故なり。謂はく、初靜慮は、尋伺を內災と爲す。能く心を燒惱すること、外の火災と等しきが故に。第二靜慮は、喜受を內災と爲す。輕安と倶に潤澤すること水の如きが故に。遍身の麁重は、此れに由りて、皆な除くが故に。[八二]經に說かく、『苦根は第二靜慮に滅す』と。內心の喜は、身輕安を得ると說くを以ての故に。唯、火災の尋伺止息するのみに非ず。苦の所依の識身を滅するが故に、『苦根は第二靜慮に滅す』と說く。上地に生ずる識身現前すべしと雖も、欲に隨つて自在を

【七九】前の災頂の風。前說の世間の壞劫の時の風のことなり。

【八〇】契經。長阿含二十二（大正一・一四七下）。

【八一】內災（Ādhyātmikāpakṣāla）。

【八二】經とは中阿含五十八、法樂比丘尼經（大一・七八九下）。參照。

行ぜざるが故に過なし。然も經には滅苦と云ふ。正しく入定の時に據る。初靜慮の中猶尋伺有り。增上の害無し。苦滅と言はず。第三靜慮は、[八三]動息を內災と爲す。息も亦、是れ風なり。外の風災に等しきが故に。若し此の靜慮に入れば、是くの如き內災有り、此の靜慮に生ずるとき、是の外の災壞に遭ふ。故に初靜慮の內に三災を具し、外も亦、具し、三災に遭うて壞せらる。第二靜慮には內に二災有るが故に、外も亦、二災に遭うて壞せらる。第三靜慮は、內に唯、一災なるが故に、外は但一災に遭うて壞せらる。

何に緣りて、地を立てゝ、亦、災と爲さゞるが。器世間は即ち是れ地なるを以ての故に。但火等は地と相違すべし。說きて地は、還、地に異すと言ふべからず。先に說く所の三の斷末摩の如し。所斷の末摩は、卽ち是れ地なるが故に。地を立てゝ、以て能斷と爲すべからず。夫れ種類の同じきは、相違せざるが故に。又、下の三定は、火水風を以て、次の如く災と爲し、外器を損壞す。若し復た地を立てゝ、第四災と爲さば、則ち應に能く第四靜慮を損ずべし。然るに彼の靜慮には、必ず外災無し。彼の定には、定んで內の災患なきが故に。此に由りて佛の說かく、『彼れを不動と名く』と。內外の三災の及ざる所なるが故に。是れに由るが故に『災ひ唯、三有り』と說くなり。毘婆沙師の說かく、「第四定は淨居を攝するが故に、災は損すること能はず。彼れは無色天に生ずべからず亦、復た應に更に餘處に往くべからざるに由る」と。此れに由りて餘界に淨居天なきを證す。若し餘の世界の中に淨居有らば、應に地獄の如く他方に轉往すべし。寧んぞ更に餘處に往くべからずと說かんや。下の三天處は、淨居天の威力の攝持に由るが故に、災壞なし。一地處の少しく不同なれば、便ち災の爲めに壞、不壞の別有るべきこと無し。若し爾れば、彼の地の器は、應に是れ常なるべし。爾らず。有情と俱生し俱滅するが故に。謂はく、彼の天處には、總じて地形なく、但衆星の居る處の各別たるが如し。有情の彼に於て生ずる時と死する時とに、所住の天宮は隨つて起り、隨

【八三】動息。出入二息のことなり。

つて滅す。是の故に、彼の器の體も亦、常に非ず。

說く所の三災は、云何が次第するや要らず。先づ無間に、七の火災を起し、其の次に定んで、一の水災起るべし。此の後に無間に、復た七の火災あり。七の火災を度りて、還一の水有り。是くの如く、乃至、七の水災を滿して、復七の火災あり。後に風災起るなり。是くの如く、總じて八の七の火災と、一の七の水災と、一の風災有りて起る。水と風の災の起るは、皆な火災に次ぐなり。自の水、風の災は、必ず火災より起るが故に、災の次第の理は、必ず應に然るべし。

何に緣りて、七火ありて方に一水災なるや。極光淨天の壽の勢力の故なり。謂はく、彼の壽量は極、八大劫なり。故に第八に至りて、方に一の水災あり。此れに由りて應に知るべし、要ず七水を度り、八の七の火の後に、乃ち一風災あり。遍淨天の壽の勢力に由るが故に。謂はく、彼の壽量は六十四劫なるが故に、第八の八に方に一の風災あるなり、諸の有情の修定して漸く勝り、感ずる所の異熟の身壽漸く長ずるが如く、是れに由りて、居する所も亦漸に久しく住す。

卷の第三十三

〔辯業品第四の一〕

本論第四業品

第一章　業

第一節　業論總說

一 此の中、一類の隨順造惡法難論者は、是くの如き言を作す。上に陳ぶる所の如き、諸の內外の事、多種の差別は、業を因と爲すに非ず。現見するに、世間の果石等の物の衆多の差別は異因なきが故に。謂はく、一種より多果有りて生ず。種を先と爲すこと無くして、石等の異有り。棘鋒は利にして、豆皮は黑し等の衆相の差別あり。是れ誰の所爲ぞ。若し必ず情に有因を欣ぶ論者は、應に精血を內法の因と爲し、種等を因と爲して、外芽等を生ずと言ふべし。彼の差別に由つて、此れに差別有るを見るが故に。果等の異の如きは、現の異因なし。不現見の因は亦應に有に非ざるべし。彼の執を對(治)せんが爲めの故に、宗を立てゝ言はく、頌に曰く、

世の別は業に由りて生ず。　思及び思の所作なり。
思は卽ち是れ意業なり。　所作は謂く身語なり。

二 論じて曰く、定んで有情の淨不淨の業に由て、諸の內外の事の種々の不同あり。云何が然ることを知るや。業の用を見るが故に。謂はく、世に(於て)現見するに、愛非愛の果の差別の生ずる時、定んで業の用に由る。農夫の類の勤の正業に由り、稼穡等有り、可愛の果生ずるが如く、諸の愚夫

【一】以下業を明すに就て、今茲に業を說くは無因論者の執を破せんが爲めなりと說く。猶勿論業說の裏にはこの外に所破として、生主又は大自在天より萬有が生起すといふ一神創造說、神我自性の原理より萬有の顯現を說く理法生起說などあり。茲に第一偈はその業論の總說として、業が萬有差別の眞原因なりとすると共にその業が思業思已業の二種に分れ、思已業が更に身業語業の二種に分れて三業となることを示せるものなり。

【二】以下無因論を破するに、種々の論理を以てし、一見無因の如く見ゆるも、それはたゞ現在に着眼して、過去の因を見ざる故なりとなす。

有り、盜等の業を行ひ、便ち非愛の殺縛等の果を招く。復、亦初めの處胎より、現因に由らずして、有樂有苦あるを見る。既に現在要ず、業を先と爲し、方に能く愛非愛の果を引得するを見、前の樂苦、必ず業を先と爲すを知る。故に因なくして、諸の内外の事、自然にして種々の差別有るに非ず。又世に現見するに、善を造る者は少なく、惡を造る者は多し。然るに世間に於ては有情の樂は少なく苦しみは多し、現見を以て門と爲し、非現見成することを得べきが故に。謂はく、世に現見するに、種々の淨不淨業を造作し、因緣と爲すが故に、便ち種々の樂苦の果生ずるあり。又如法の行を勤修する者は諸根治悅し、心寂かにして安泰なり。若し貪等の猛焔の爲めに纏逼せられ、非法行を行ずるは上と相違するを見る。又世間の如法の行者は便ち供養恭敬を得、附託の非法の行者は此れと相違するを見る。現見する所の法と非法の因果に由つて、不現見の果因を比度すべきに足る。

亦[三]世間の上と相違する者を見るに、此れも理に違せず。餘因有るを以ての故に。謂はく、世間を見るに、衆惡を造つて心の歡悅を感得するに似たるもの有り。是れは先きの善業の果なり。或は現の[四]加行生なり。或は斯れに由つて、他の敬養等を招く有り。應に知るべし。亦是れ現と不現の因の生なり。有智の人有りて湯の爲めに淪らるゝに、便ち能く痛の因は火にして水に非ずと了するが如く、是くの如く智者は應に當に審に思ふべし。諸の樂果の生ずるは善に由つて惡に非ず。又世に現見するに、久しく貪等を習ふに、貪等便ち增す。慧等も亦爾なり。然るに復久しく習ふに由らずして、而も貪慧等の自性猛利なるもの有るを見る。智者應に知るべし。是れ先業の果なり。若し他の敬等が惡行に因つて生ずれば、應に諸の惡行を行ずるものは皆他の敬等を受くべし。故に有るは、「善巧親密の諸の現の因緣の敬養を受くべき者、應に知るべし。此れを以て餘の善業を助け、其れをして有力ならしめ、能く自果を與ふ」と許す。獵獸等の諸の惡行を行ずる時、不正思に由つて、便ち歡悅を生じ、妄りに自ら慶慰し、謂うて樂と爲すは、是れ業を造る時にして、果を受くる位に非

【三】如法に修して苦しみ、非法を行して樂しむが如き、普通の場合と相違するものをいふ。
【四】習、性となりて惡を喜ぶが如きに至るをいふ。

ず。有る業は皆現在に受くるは樂なりと雖も、而も當來の苦の異熟果を感ず。是の故に智者應に善く觀察すべし。小樂に耽つて大苦を招くこと勿れ。又戰等を見るに殺害を因と爲し、便ち賞賴と勝れたる財位を蒙むるは、此れも亦緣と爲りて、先の善業を助くるなり。若し此れに異ならば、應に倶に賴を蒙むるべし。或は已が朋を害するも亦應に賞を獲べし。又事業を同じくして、獲る所殊有り。此れに由つて應に知るべし。現の士用等は但能く緣として不現見の因を助け、彼れをして能く敬と財と位等を招かしむ。又有るが淨と不淨の業を造りて、而も現に毀讃衰利の造る所の因と相違する果を獲得するを見るは、應に知るべし。此れは餘業の伏する所となり、未だ自果を得ず、但他の緣と爲るなり。因なくして世間の生起するを例するに非ず。又彼れは既に世の現前する所の種等を因と爲し、能く芽等を生ずと許すが故に、無因論は理自ら成ぜず。

又「有情身等は但現在の加行力に由つて生ずること、芽等の生が唯種等よりするが如し」と言ふべからず。外種等芽等を生ずる時、有情の業の增上を離るゝに非ざるが故に。又若し諸法因無くして生ずれば、則ち應に一切は一切の物に由り、一切の時に於て、一切生起すべし。何ぞ種等の別因を計度するを須えんや。

「諸の芽等の生は業力に由るべし。毒刺等の物は業生に非ざるべし。有情の須用ゆる所に非ざるを以ての故に。」此の難は理に非ず。現と不現見との麁細は有情の須ゆる所なるが故に。又須用ゆる所種々不同なり。謂はく、有情の衆同分等をして生[五]住增長せしむるを皆須用と名く。設ひ食する所に非ざるも須用の義成ず。「若し諸の世間の内外の差別は、皆有情の業の增上の生ずる所ならば、何に緣つて、[六]鉢特摩、嗢鉢羅花等は、色香美妙にして、[七]有情身に非ざるや。」諸の有情の共と不共の業の所生の諸果に差別あるに由るが故なり。謂はく、諸の有情は、共の淨業を造り、蓮華等の美妙の色香を生ず。共の不淨業は毒刺等を生ず。不共業に由つて有情身を感ず。[八]雜の思業生ずるが故に淨穢有

【五】本文住に作る。今他本に依り住に改む。
【六】鉢特摩(Padm)。蓮華。嗢鉢羅(U'pa'a, Uppala)青蓮華。
【七】有情の身形は美妙に非ざるやの意なり。
【八】倶舍論十三・一左雜業(V.yā-miśr -karm)とせり。淨不淨の雜れる業。

り、蓮華等と例同ずべからず。理必ず應に然るべし。諸天等は純淨の業感なるを以ての故に、彼の內身及び外の資緣皆同じく美妙なり。

然るに不肖なる者は、世間に施を樂しむもの貧苦にして、慳悋なるもの富樂なるを見るを以て、便ち邪見を增し、果は因無しと謂へり。此れは田と及び思の數習との得る所の異熟增上等流果の差別の中に於て、了達せざるに由るが故なり。謂はく、有るは先世、良福田に於て、暫らく施因を植ゆるが故に富樂を招き、然も能く物を捨する思を數習せざるが故に、今生に於て仍慳悋を懷く。若し有るは先世數、非田に施し、則ち今生に於て、貧窮にて施を樂しむ。是くの如き義に於て、何ぞ愚迷を改さん。故に有情の先世の業力と及び現の士用に由つて、二種の世間の差別の果生すること、理善く成立す。

因を惡む論者は是の詰言を作す。「如何が定んで知るや。害は非愛の果を得し、不害は愛果を得し、此れと相違に非ず」と。應に二因より各二果を生ずべし。此れは前釋の如し。前釋とは何ぞ。謂はく、世に現見するに、善を造るものは少なく、惡を造るものは多し。然るに世間に於ては有情は樂少なく苦多し。是くの如き世間は諸の有情類、多く殺害を行じ、少しく不殺を持つことを得べし。其の愛果は殺害の招く所の如くんば、則ち應に世間には樂多く、苦少なかるべし。既に爾らざるを見る。是の故に定んで殺害の因は能く愛果を招くに非ざるを知る。又甘苦の種子を因と爲し、次での如く能く甘苦の二果を生じ、相違するに非ざるを見るが故に。是くの如く若し他を苦樂せしむる業を造れば、次での如く應に自の苦樂果を招くべし。此れと相違するに非ず。「豈、世間の毛蒲角箄は別の體類なりと雖も、而も相生ずるを見ざらんや。是くの如く、亦應に他を苦樂せしむる業は、次での如く能く自の樂苦果を得べし」。此の喩は成ぜず、許す所に非ざるが故に、穀麥等を見るに、果、因に似るが故に、謂はく、蒲箄は自種より生ずと許す。毛角は但能く其の緣助と爲るのみ。穀

麥等の、自種より生ずと雖も、而も現見するに水土等より起るが如きが故に、彼れの引く所は同喩成ぜず。又世間を見るに、富樂を求むる者は、必ず勤めて有德者を利益するが故に。若し蒲葦の異類より生ずるが如くんば、應に彼れは當來の樂を求めんが爲めには、有德者に於て苦しめて樂（ましむる）に非ざるべし。旣に樂を求めんが爲めに、勤めて他を利樂するが故に、殺害の因は樂果を招かず。

又彼れの說く所の、「應に二因より各二果を生ずべし」とは、理成立せず。因に差別なくして、而も能く別に愛非愛の果を招くことは曾て見ざるが故に、謂はく、曾て差別の因無くして、能く愛非愛の果を招くことを見ず。但無別は無別より生ずるを見る。是の故に是くの如き計を作すべからず。「淨不淨業は各二果を招く」と。若し必ず爾らば、有餘の異熟因を見ざるが故に。淨不淨業の感ずる所の果差別なきが故に。則ち應に一切の有情の業果は皆差別なかるべし。然るに此の事なし。若し爾りと許さば、持戒破戒差別無きが故に。精勤修學卽ち唐捐と爲る。然るに許すべからず。又若し爾らば應に殺生すべきが故に。善趣の中に於て、同時に倶に長壽短壽二種の異熟を受く。殺生を離るゝものにも難を爲すこと亦然り。是くの如く盜を行ふこと、盜を離るゝこと等も、並に應に倶時に富貧等を受くべし。亦「倶時に二果有りて生ぜずと雖も而も更代に受く」と執すべからず。因に別なくして別果を生ずるに非ざるが故に。又曾て未だ異熟因は異熟を生じ已りて、猶功力有りて、能く別類の異熟果を招くこと有るを見ざるが故に。又有る處に愛非愛の果、壽の長短等決定有るを見るが故に。若し二因[九]從り各二果を生じ更代に受くれば、是れ則ち應に愛非愛、壽の定まれる長短、受の苦樂等決定して差別無かるべし。然るに現に或は定んで長壽、或は定んで短壽、或は定んで多樂、或は定んで多苦を得べし。是の故に二因更代に各二果を生ずべきなし。「豈、有情は皆自分を愛せずや。應に地獄に在りても亦命の長きを愛すべし。是くの如く便ち因果

【九】本文擇に作る他本に依り從に改む。

釋對を成ず。」是くの如き失無し。業を造る時、能く多事を辯ずるを以ての故に、果を受くる位に亦種種の差別の果有りて生ず。謂く、業を造る時、諸の殺生者は、他をして苦を受けしめ、他の分を隔斷し、他をして怖畏せしめ、威光を失壞す。故に受果の時、三の相似有り、謂はく、他を苦しむるが故に、地獄の中に於て、極重の苦を受けて異熟果と爲す。他命を斷ずるが故に、善趣の中に於て命を受くること極めて促まり、等流果と爲す。他の威を壞するが故に、外の藥物の皆精光を少くを感じ、增上果と爲す。故に因果の釋對を成ずる失無し。「若し爾らば便ち應に殺生の業は善趣の果を感ずるを許すべし。」爾らず、善趣の中の異熟果を感ずと許さゞるが故に。謂はく、善趣の壽は淨業の招く所なり。然るに彼の殺生は其の災害を爲し、其れをして全く自果を與ふるを遂げざらしむ。故に殺生は能く短壽を招くと說く。設ひ、惡業の善趣の中の異熟果を感ずる者有るも、非愛の果の攝なり。是の故に亦因果釋對に非ず。

有るは〔一〇〕執ず。「祠祀明呪を先と爲し、諸の有情を害すれば、能く愛果を招く。泛爾の害に非ざるが故に前失なし」と。若し爾らば呪術、或は厭禱を以て熱病に遭はしめ乃至命終せしむ。應に此の殺は能く愛果を招くと許すべし。「此の呪術等は害せらるゝ有情を利樂せんと欲するに非ず。祠祀明呪に意、害せらるゝ羊等を利樂せんと欲するが故に、能害者は有情を害すと雖も猶良醫の如く、苦果を招かず。生死を脫する者は、亦蟲蟻等を利樂する心を以て蟲蟻等を害す。應に愛果を招くべし」。明呪を以て、或は刀杖を以て、同じく利樂の爲めに、有情を殺害するに、果に異有る容きに非ず。能殺者が要らず自心の善惡の殊有るに依つて、福と非福とを得るが如く、是くの如く所殺の羊等蟻等に應に自心に由つて福と非福とを得べし。強いて殺すに由つて、彼れをして福を生ぜしめ、之れを以て因と爲して、當に愛果を招くべきに非ず。生死を脫するものが、他の有情を害して、善果の因と爲さず、但惡果を招くが如く、是くの如く祠祀明呪を先と爲し、亦應に唯非所愛の果を招

〔一〇〕祠祀明呪にて殺害をなすは良醫が治療に於て苦を與ふると同じきが故に、苦果を招かずとの執を擧げて破す。

くべし。良醫の彼れに於けるは同法喩に非ず。諸の良醫は諸の病有る者を利樂せんと欲するが爲めに、勤めて救療を加へ、他をして安樂ならしむるは[一]現にして後に生ずるに非ざるを以て、醫及び傍人は功驗の果を知る。病者をして暫らく苦、身に觸れしむと雖も、而も彼の良醫は非福を生ぜず。然るに[二]彼れは自ら羊等は愚癡にして、福と非福とを了知すること能はずと許す。既に殺害せられ、現の苦任へ難し。未來當に愛果を招くべしと說くと雖も、而も能殺者及び彼の傍人倶に現に知らず。亦理證なし。故に引く所の喩は法と同じきに非ず。「殺者と傍人は現證せずと雖も、而も[三]明論の定量に由るが故に、祠祀の害生は非福を生ぜずと知る」と。寧んぞ明論は是れ定量と知るや。「明呪の聲の體は是れ常なるを以ての故に。謂はく、諸の明論は製作者なし。中に於て呪詞は自然に有るが故に能く定量と爲るは唯此れにして餘に非ず。」明論の聲、獨り是れ常性と爲んや。一切の聲皆是れ常と爲んや。若し明論の聲獨り是れ常ならば、定量の證なし。現に見するに餘聲は耳根の取る所にして、是れ無常性なり。諸の吠陀論は亦耳根の得なり。應に是れ無常なるべし。若し一切の聲皆是れ常ならば、應に定量に非ざるべし。「唯明論の聲は常聲なりと許して定量と爲すを以ての故に、皆定量と許せば、便ち本宗の唯明論の聲は是れ定量の攝なることを失ふ。又覺慧の發す所の音聲に非ざれば、唯耳に聞いて定まれる詮表なかるべし。既に明論は覺を先と爲すに非ずと許す。是れ則ち亦應に定量の攝に非ざるべし。又若し明論の聲の體是れ常ならば、誰か彼の聲を障えて恆に得ざらしむるや。「胸胭等の處互に相擊動し、明論の聲を顯はす。此の聲は常なりと雖も、顯の緣闕くが故に而も恆に得ず。」此の聲は緣の顯はす所と爲すべからず。能覆障の法不可得の故に。現に瓶等を見るに、闇に被はれ或は餘に覆障せらるゝ時、要らず明等を假り、其の覆障を除いて、瓶等方に顯はる。未だ得ざる聲の前に能く聲を障ゆる法は都て不可得なり。寧んぞ聲は恆に得ず、障未だ除かざるに由ると說くべけんや。故に彼れの言ふ所は唯妄計を憑むのみ。

【一】その與ふる安樂が現に見るべく、知るべきをいふ。

【二】彼れはとはこの執を抱く人を指す。

【三】明論。吠陀(Veda)を指す。外道は吠陀を聖教量となさんとし、正理論主はその不可なるを說く。

又世に現見するに、顯の因は別なりと雖も、而も所顯の物の相には改轉なし。然るに明論の聲は、緣に隨つて聞異なる。謂はく、幼壯老の胸咽等の擊動して聲を發するに隨つて、聞各異有り、故に聲は彼の顯に由ると說くべからず。又聲は能顯を離れて異處に取るべきが故に、謂はく、能顯の處を離れて、別處に聲は得べし。所顯の物は能顯の因を離れて、別處に取るべきに非ざるが故に、胸咽等は吠陀論に於て能顯の因に非ず。又此の中同法喩無きが故に。謂はく、如何が物先きに隱れて誰か顯はすや。此れは瓶等を明等が顯發するが如しとは理然るべからず。極成に非ざるが故に。謂はく、且らく應に審にすべし。卽ち闇瓶先きに闇障を被むり、今明の爲めに顯はると爲んや。闇に在る瓶無間に滅する位に、別の瓶の體有りて明と合して生ずと爲んや。故に此の中極成ずる同喩なし。設ひ明論は顯はさるゝことと瓶の如しと許すも、則ち應に瓶の如く是れ無常性なるべし。彼れ自ら瓶は是れ所顯にして及び無常性なりと說くを以て、此れも亦應に然るべし。又應に樂等も此れに同じと執すべきが故に。謂はく、此の聲の發現は自の因よりす。然るに此の聲は生に非ずして唯顯なりと執す。樂等の發起も亦自の因よりす。何が故に生に非ずして唯顯なりと執せざるや。故に一切の聲は自の因より發る。應に樂等の如く顯に非ずして唯生なるべし。是の故に彼の明論中の呪は勢作者なきが故に、體は是れ定にして能く定量となると言ふは、言有りて實なし。

[一四]「若し爾らば應に諸の明論の聲は、至敎の收むる所の故に定量となるべしと說くべし。謂はく、明論に可愛の果等と說くは、是れ諸大仙至聖の所見にして、彼れの傳說あるが故に、至敎の所攝なり。若し順ずれば便ち諸の可愛の果を獲、違へば便ち現に不可愛の報に遭ふ」。爾らず、汝等の敬ふ所の諸仙の證る所の至聖は現量の得に非ず、亦比量を以て准知すべからず。故に彼の傳說に至敎の攝に非ず。謂はく、汝の敬ふ所の大仙の見る所の明論の所說の可愛果等は、汝等曾て能く少しく現見して、以て說く所の虛しきに非ざるを准驗し、此れに由つて彼の證は至聖の驗にして、所傳の敎は是

【一四】以下、吠陀は諸大仙の所見斷位なるが故に聖敎量となしうることを主張す。正理論主はこれを破す。

れ至教の攝なりと比知すべきことなし。故に汝の說く所は是れ愚欻の言なり。詎んぞ能く眞の至教の相を了知せんや。

一五「且らく汝等の敬ふ所の大師の證る所の至聖は、亦仁等の現聖の所得に非ずして、而も至聖にして彼れの說く所の教は是れ至教の攝なりと許すが如く、餘も亦應に然るべし。何ぞ獨り許さゞるや」。此の例は理に非ず。我等の大師は至聖の相有り、現に證得すべし。相に准じ比度して至聖を證することを知り、說く所の教を驗するに是れ至教の攝なり。「何等をか名けて至聖の相と爲し、此の相と合し、至聖の性成じ、彼れの言ふ所、是れ至教の攝なりと證するや。」夫れ虛誑語は貪瞋癡に因る。我等の大師は、圓滿に貪瞋等の過を證得し、皆畢竟して盡す。此の盡を得るに由るが故に至聖を成ず。所以に發する言は皆至教の攝なり。「師の過を永く盡すは、何の理に由て證知するや」。能く圓滿に永く盡す道を說くが故に。謂はく、我が大師、能く圓滿に永く過を盡す道を說く。是れに由つて貪等の諸過を皆畢竟して盡すを比知す。「如何が、此の道能く畢竟して過を盡すを知るや」。能く解脫の得因を障ゆるを此れに由つて、暫く永く離るゝが故に。若し法の能く衆苦の盡の得を障ゆるを、說く所の道に由つて、能く暫らく永く離るゝことを得れば、此の法を離るゝが故に、便ち能く、貪瞋癡等の諸過の永盡を證得す。

一六此の能障の法は其の體是れ何ぞ。謂はく、能執の我、卽ち是れ我見なり。諸の外道の輩皆我有りと許す。故に彼れは我執を解脫すること能はず。諸の我執は無我の見を離れて、畢竟能く止息せしむるもの無きを以てなり。然るに正法の外の所有の諸仙は皆能く正しく無我を說くもの有ることなし。此の教無きが故に我執を離れず。我執に於て離るゝことを能はざるを以ての故に、便ち貪等の永盡を證ること能はず。永盡を證せず、虛言有るべし。彼の因の貪瞋癡を成就するが故に。是れに由つて汝等の敬ふ所の諸仙は實は大仙に非ず。亦至聖に非ず。至聖に非ざるが故に、彼れの傳へ說く

【一五】外道の方から、然らば汝等の大師佛陀は如何と逆襲し、これに對し貪瞋癡を盡す道を說き給ふが故にその教の至教なるを知るを得と說く。

【一六】佛教と外道の相違が、その無我論と我論にあるを明し進んでその故に佛教の正しきを說す。

所の明論等の聲は至教量に非ず。彼れは量に非ざるを以ての故に、我れの先きに辯ぜし祠祀の中に於て、明呪の殺害は愛果を得するに非ざること、其の理極成す。是れに由つて、彼れの言の、「祠祀明呪は羊等を利するが爲めに、有情を害すと雖も、猶良醫の如く苦果を招かず」との是くの如き所說は理定んで成ぜず。彼れ既に成ぜず、唯此の說く所の[17]世間の差別は業に由る理成ず。然るに此の頌の中、「世別」と言ふは[18]第六轉に依る。謂はく、世の別なり。或は第七轉なり。謂はく、世中の別なり。

此の由る所の業は其の體是れ何ぞ。謂はく、心所の[19]思と及び[20]思の所作なり。故に[21]契經に說く、『二種の業あり、一には思業、二には思已業なり』と。思已業とは、謂はく、思の所作なり。卽ち是れ思に由つて等起する所の義なり。應に知るべし。思とは卽ち是れ意業なり。思の所作とは卽ち身語業なり。是くの如き二業を、契經の中に於て、世尊は說いて三と爲す。謂はく、身・語・意業なり。是くの如き三業は、其の次第に隨つて、所依と自性と等起に由るが故に建立す。謂はく、業は身に依るが故に身業と名く。業性卽ち語の故に語業と名く。此の業は意に依り、復意と倶に身語を等起するが故に意業と名く。此の中、已に意業の自性を說けり。謂はく、卽ち是れ思なり。思は前に辯ずるが如し。

第二節　身語二業の自性

身語の二業の自性は云何ぞ。頌に曰はく。

[22]此の身と語の二業は　倶に表と無表とを性とす。

論じて曰はく、應に知るべし。是くの如く說く所の諸業の中　身と語の二業は倶に表と無表との性なり。故に[23]本論に言はく、「云何が身業なるや。謂はく、身所有の表と及び無表となり。云何が

【一七】以上の所說に依りて、世間現見の差別は無因に非ず、有因にして業に因るものなる理成すとなり。
【一八】世別の二字が八轉聲中の第六轉屬格卽ち「世の別」と讀まれると、第七轉於格卽ち「世に於ける別」と讀まれる二種の差別あるをいふ。
【一九】思（Cetanā）。思惟。心所の一として數へらる。いかなる業も先づ思惟することに依つて初めらるゝが故に、思惟を業となす。卽ち心業なり。意業とも呼ばる。
【二〇】思の所作。思の發動したるものにて身口に顯はれたる行爲をいふ。思已業と呼ばる。身業、語業（口業）と分たる。
【二一】契經。中阿含一一一經達梵行經（大正一・六〇〇上）婆沙論一一三（大正二七・五八六下）
【二二】此の段は身業と語業とに各表業と無表業とを分つことを明す。表業（Vijñapti 舊に有教と譯す）とは行爲が他に認められるに就て名づけ、無表業（Avijñapti 舊に無教と譯す）はその他に認めらるゝ表業と同時に引き起され、永久に心內に保存せらるゝ不可見無對の色をいふ。小乘二十部中この無表業を立つるに

語業なるや。謂はく、語所有の表と及び無表なり」と。復何の緣有りて、唯身語の業は表と無表の性にして、意業は然らざるや。意業の中には彼の相無きを以ての故に。謂はく、能く表示するが故に名けて表と爲す。自心を表示して他をして知らしむるが故に。思には是の事なし。故に表と名けず。此れに由つて、但身語の二業は能く表にして[二四]意に非ずと言ふ。何が故に經に、「諸愛は表にして卽ち是れ意業なり」と言ふや。此れは有餘の義なり。意業は體は色に非ずと雖も、愛に由つて麁と成ることを顯はさんが爲めなり。謂はく、愛と倶なる思は體色に非ずと雖も、相麁顯なるが故に、身語の表の如く、能く自心を表はし、他をして知らしむるが故に。實は表性に非ざるも、假りに說いて表と爲す。故に經に但「諸愛は表にして、卽ち是れ意業なり」と言ふなり。卽ち是れは愛に由つて逼迫せらるゝ者、明了に心法を動かす。卽ち是れ意業の義なり。若し此の經に愛は意業なり、體は卽ち是れ表なりと言はゞ、此の經を擧げて以て意業は表を用ひて性と爲すと顯はすべし、是くの如く且らく、意業は表に非ず、亦無表に非ずと辯ず。無表業の初起は必ず生因の大種に依るを以て、此の後の無表は生因滅すと雖も、定んで同類の大種有りて依と爲る。故に後々の時、無表續いて起る。諸の意業の起るは必ず心に依る。後々の時、定んで同類の心相續して起り、意の無表、彼の心に依止し、多念相續すべきに非ず。心は善等念々殊有るを以て、設ひ無表の思、同類續いて起るも、如何が前心に依止する意業は、後念の異類の心に隨つて轉ずべけんや。意業に心不相應有るに非ず。故に意業中亦無表無し。是の故に、唯身と語の二業有りて表と無表の性なりとは、其の理善く成す。

第三節　身語の表業

第一項　表業に關する有部正量部勝論の主張

有部のみなるが如し。

【二三】本論。品類足論七（大正二六・七一七下）。

【二四】意に非ずとは意には表業無表業を分たざるをいふ。

二五上座は是の中、是くの如き說をなす。「如何が、刹那滅の身に動運轉有りて、名けて身業と爲すと說くべけんや。若し法有りて、此の時此の處に生じ動運轉なければ、卽ち此の時處に滅す。若し是くの如く許さずば刹那滅の義なし。是くの如く語業にも難を爲すこと亦然なり」。對法宗は動運轉を身語表と名くと許すに非ず。所以は何ぞ、頌に曰はく。

身表は別形なりと許す。　行動を體と爲すに非ず。
諸の有爲法は、　有刹那なるを以て盡くるが故なり。
無因なること無かるべきが故に、　生因應に能く滅すべし。
形も亦實有に非ず。　二根取なるべきが故に。
別の極微無きが故に　語の表は言聲と許す。

論じて曰はく、二六髮毛等の聚を、總じて名けて身と爲す。此の身の中に於て、心の所起にして、四大種の果なる形色の差別ありて、能く心を表示するを名けて身表と爲す。思の自體の如きは刹那滅なりと雖も、而も意業を立つ、理に於て違ふことなし。是くの如く身形を立てゝ、身業と爲すが故に、彼れの難ずる所は此の宗に預かるに非ず。

「復何の緣を以て、二七顯色及び大種等を立てゝ身表と爲さゞるや。」此れ等は皆唯無記性なるが故に。「豈、此れ等は能生の心の如く、亦應に善等の性別を成ずることを得べからずや」。此の責は理に非ず。此れ等は作者の樂欲に隨はずして生ずることを得るが故に。又設ひ、心を離れても亦生ずることを得るが故に。若し大種等、一心の所生なれば、體に差別有るが如く、法も亦應に爾るべきが故に。然るに一心の所生は差別の體有り、差別の性を成ずと謂ふべからず。

復云何が身語の二業は善不善有りと知るや。契經に說くが故に。契經に言ふが如し。『諸有の染汚の眼耳所識の法』と。彼の具壽は「諸有」に非ずと爲すや。淸淨の眼耳所識の法も說くこと亦是くの

【二五】以下身語の表業に就いて有部の正義を主張し、正量部經部等の異義を破す。初めに經部師の動運轉を身語業と名くべからずとの說を出す。

【二六】正しく有部所立の身表の說明をなす。

【二七】顯色と大種が身表に非ざるを明す。

如し。復云何が四大種は唯無記性なりと知るや。亦經に說くに由る。契經に言ふが如し『或は一類有り、身住すること十年、乃至廣說』と。心意識は異滅異生と說く。有るが難を設けて言はく、「諸有の表業の善等の性の別なることは、理成すべからず。自類に殊有ることは理成ぜざるが故に。謂はく、等しく是れ身業にして、能起の心を待つて、便ち無記性を成じ、或は不善と成る。子、或は餘が母の乳を執り觸るゝが如し。是の故に身業は自類相望むるに差別成ぜず。唯無記性なり。但心に由るが故に、此れに差別あり 即ち能差別が善等と成ずべし」と。此の難は理に非ず。彼此極めて相似するが故に、別相の知り難きことに菴沒羅種等の如し、[二八]菴沒羅種の如き、所有る顯形は[二九]竭樹羅種と相極めて相似す。極めて相似すと雖も而も別無きに非ず。彼の果を見るに差別有るを以ての故に。身語の表業も理亦然るべし。若し能起の心を待つて表の差別を說かば、然も表に善等の異有りと說くべからず。則ち應に思業も亦善等無かるべし。思も亦信貪等と俱なるを以て、方に名けて善不善と爲すを得るが故に。若し一果の故に、善等成ずれば、理亦然らず、他の同を待つが故に。思は信等と相應して、同一果の性なりと雖も、而も信等を待つて勢力方に成じ、善等の性別なるが如く、是くの如く表業は是れ善等の心の所等起なるが故に、心の等流なるが故に、善等の別を成ずること、思と義同じ。

「若し身語業の體是れ善等なれば、應に外道の[三〇]離繫者の論に同じかるべし。彼れは「善惡は其の性火の如く、思と不思と俱に能く燒く」と說くが故に。彼の失に同ずることなし。善惡の表は心を離れて生ぜざるを以て、眼等の識の如し。眼等の識は差別有りと雖も、若し眼等を離るれば、終に生ずることを得ざるが如く、是くの如く表業は善惡有りと雖も、若し心を離れて起ることを得べきこと無きが故に、彼の離繫の論に同ずる失無し。又古の諸師は已に離繫の立つる所の火の喩を破して、是くの如き言を說く。[三一]縛喝國の人は意に忿恚を懷き、諸の離繫有り、善淨の心を起し、俱に

【二八】菴設羅 Āmra, Ambra マンゴー果なり。
【二九】竭樹羅 Kharjūra 棗果ありと云ふ。
【三〇】離繫者(Nirgrantha Nirgantha)。尼乾子外道の卽ち耆那教 (Jaina) のことなり。耆那教の說は善惡は心に關せず。ことそのことが善惡なりとし、有部の云ふところにては心と相應し、心に離れずして善惡なるが故に兩說互に異なるとなすなり。
【三一】縛喝國の人の忿恚の心より毛を拔くと、離繫者の善淨の心より毛を拔くと、毛を拔くことに同一なりとも善惡罪福一と云ふべからずとの意なり。

其の手を以て雖繫の髮を拔くに、此の二の罪福豈平等なるべけんや。是くの如く、身語業の相同じと雖も、而も其の中に於て善惡の異有り。故に火の如く、業は差別なきに非ず」と。此れに由りて彼れの說は正理に應ぜず、是の故に我が宗は彼れに同ずる失無し。

彼の[三二]上座の立つる所の身語業は云何ぞ。彼れ是の言を作す。「餘の緣の力の故に、大造の聚をして異方に生ぜしむる時、後果前因の無間にして轉じ、能く攝益を爲し、或は損害を爲す。卽ち是くの如き聚を身表業と名く。卽ち世俗の補特伽羅の是くの如き語言の緣より起りて、是くの如き果を生ずるを以て語表業と名く。勝義に約すれば法に主宰なきを以ての故に、多の實界を合して表の名を立つ。一物は獨り表示すること能はざるが故に。又餘物の名けて表と爲すものなきが故に」と。今謂はく、彼の宗の立つる所の表業は、聖教の外に於て、妄りに己情を述ぶ。契經の中には『唯眼耳二識の所識の色と聲と染淨の雜有り、香等に非ず』と說くを以ての故に。彼の宗は亦諸の大造の聚は皆唯無記にして、身語業を離れて、別に染淨の色聲有るを見ず。又、諸の大種は眼の所得に非ず。五識は假を緣ずと許す。前に已に具に遮するが故に彼れの言ふ所は己(おのれ)が情計を述ぶるなり。

若し「是くの如く立つる所の總聚は亦一向に無記を成ずる失無し。別の等起に隨つて差別を成ずるが故に、又彼の果を見るに差別有るが故に」と謂はゞ、理亦然らず。但言有るが故に。彼の宗は自ら、等起殊なりと雖も、而も大造の聚は差別有ること無しと許す。故に等起の心は善等有りと雖も、而も所等起は唯無記性なり。設(も)し、大造の聚に善等の差別有りと許せば、是れ思擇せざる凶亂の發言なり。諸の聚の體は不可得なるを以ての故に。體無くして善等を別つべからざるが故に。又聚の所依の中一一皆善等の差別有りと立つべからず。諸の大種は眼の境に非ざるを以ての故に。經には『唯色と聲に染有り淨有り』と說くが故に。已に顯色等に善等の差別有ることを遮するが故に、別の等起に隨つて大造の聚をして善等の別有らしむと執すべからず。設ひ、顯色は是れ身表の性なりと許

[三二] 經部師の所立の身表語表の義を評く。經部は形色の實有を許さざるが故に四大所造の色の聚の餘の緣力を受けて、異方に生じ攝益損害の事をなすものを身表となすと云ふなり。

し、則ち身表實有の義成ずと許すも、實有の中に於て、須く諍論を興すべし。諸の對法者は身表は形なり」と謂ふ。彼れは顯色を名けて身表と爲すと許す。是れ則ち彼此甚だ相違するに非ず。然るに顯は等起の心に隨つて轉ぜざるが故に、身表に非ざること、前に已に說くが如し。又果の差別は益損ありと雖も、而も亦但應に是れ無記性なるべし。果の差別は益損ありと雖も、而も諸の大種の聚に、善不善無記の差別有りと言ふべからず。香等の物の、此れに同ずる過有るが故に。而るに經には但『二[三三]に善等有り』と言ふ。主宰なしと雖も、能生有るが如きが故に亦能表の性有りと言ふべし。是の故に上座の立つる所の身業は聖敎の外に於て妄りに已情を述ぶるなり。此れに由りて已に立つる所の語業は、謂はく、卽ち世俗の是くの如き語言に善有り染有りといふを遮す。理に應ぜざるが故に。又世俗は緣よりして起ると說くべからず。世俗の法は實有に非ざるを以ての故に、法若し實有ならば緣より生ずべし。此の緣生に異ならば自體無かるべし。若し爾らば、便ち壞法者の宗に順ず。故に「卽ち世俗の是くの如き語言は緣よりして起るを以て」と說くべからず。若し文の次第に依つて是くの如き釋を作す。「世俗の言は但補特伽羅に屬す」と。是れ則ち能く二難を通ずべからず。謂はく、先きに他の論、難を作して言ふ有り。如何が世俗の法、能く勝義の果を生ずるや。如何が實の表有らば、便ち勝義を壞すと爲すや。先きには世俗は緣よりして起るが故に能く果を生ずるを擧げて以て初難を通じ、次には勝義の法に主宰なし。合して方に能く表たるを擧げて以て後難を通ず。若し世俗は語言に屬せずと謂はゞ、如何が先の文は能く初難を通ぜんや。又唯世俗は補特伽羅に屬すと許さば則ち勝義の語業有りて此れ卽ち語表なりと許すと爲す。何の理か能く遮せん。旣に業の成ずるを許す。亦應に表を許すべし。

又彼の上座は自ら誠言を立つ。「我れは語の實有の性を撥無するに非ず。然るに但別に一物ありて、獨り能く表示するを名けて、語表と爲すを許さず」と。我れも亦實の語聲を離れて、別に一物

【三三】二とは色と聲との二なり

有りて名けて語表と爲すを許さず。上座は此に於て何ぞ欣びを生ぜざるや。豈、先きに說かずや。「一物は獨り表示すること能はざるが故に、又餘物の名けて表と爲すもの無きが故に」と。此れは深き理なし。語の體の實なるが如く、表も亦應に然るべし。一語の獨り宣唱すべきもの無きが如く、亦獨り能く耳識を生ずる理なし。然るに語の實有なるは勝義を壞せず。集つて緣從り生ずるを名けて語業と爲す。是くの如く、一の實有の界の獨り能く表示するもの無しと雖も、而も實の表有りて勝義を壞せず。集つて緣從り生ずるを名けて語表と爲す。我れ是くの如く立つ。豈、汝の宗の聖教の外に於て、擅に業の理を立つるに同じからんや。和集に由つて顯色見るべく、和集せざる時、其體有と雖も、細の故見えざれば便ち顯色に非ざるに非ず。表も亦應に然るべし。故に是れは實有なり。又彼れは自ら「觸法界中各多物あり。一一の物も別に界の名を得、總も亦是れ界なるが如く、色界も亦爾り。總集は別の如く、倶に色の名を得」と許す。表も亦應に爾るべし。故に對法者の業を立つる理成ず。

三四 有餘部は言はく「動は是れ身表なり」と。動は何法に名くるや。謂はく「諸行の行なり」。行は如何が行ずるや。謂はく「餘方に起る。或る時は諸行は卽ち本方に於て能く生因と爲り、所生の果を生ず。或る時は緣合して、餘法に於て、前因に隣續して有果の法をして起らしむ。故に卽ち、諸行、餘方に生ずる時、身業の名を得、亦身表と名く」と。此の理有りと雖も、但唯世俗なり。而も身表業は必ず是れ勝義なり。然るに諸行に實に行動有るに非ず。有爲の法は三五有刹那なるを以ての故なり。理是くの如しと雖も、然も身に表業有り、實物の有に非ずと言ふべからず。諸行の生滅を說いて業と爲し、諸行の生滅卽ち諸行なるを以ての故に。何の別の理有りて、要らず餘方に生ずるを乃ち名けて業と爲し、卽ち因所に非ざるや。若しは卽ち因所に、若しは餘方に於て、法有りて生ずるに隨つて、卽ち其の處に於て無間に必ず滅すれば、餘方に往かず、行動旣に無し。何ぞ實の表有らん

【三四】正量部（Sammitiya）の計にて、身表は行動なりといふ說なり。これを破さんがために偈の第二句に「行動を體と爲すに非ず」とせり。行動とは或る場所から或る場所に移る義なるが故に今玆に行は餘方に起るといふ。從つて諸法は刹那滅のみに非ず、暫住するものもありとせざるべからず。依つて以下順正理は一切法は刹那滅なるが故に行動の義なし、從つて行動を身表となすべからずと論ずるなり。

【三五】有刹那 Kṣaṇika。

や。又已に顯等は是れ業なることを遮す。故に先きに立つる所理に於て勝ると爲す。

大德[三六]邏摩は是くの如きの說を作す。「諸行の法は卽ち所得の體なるを以て、是の處に於て生じ、卽ち是の處に於て此の體還滅す。故に行動無し」と。此の理有りと雖も、然も體の行の是の處に滅すべき有り。旣に未來の法の體未だ有らずと執すれば、如何が卽ち所得の體、是の處に生ずと說くべけんや。又若し體を得すれば復生ずべからず。旣に復生を須ゆれば已に體を得するに非ず。故に彼れの說く所は自の宗と相違す。若し「當に據つて是くの如き說を作す」と謂はゞ、此れも亦理に非ず。世間に於て法無きに當に據つて說くを見ざるが故に。但後に改變すべきもの有るに於て、當に據つて說く容し。世間に磨麨・煮飯・織綾絹等と言ふが如し。無體に於て是の言を作すべきに非ず。故に彼の說く所に定んで理に應ずるに非ず。

刹那とは何ぞ。謂はく、極少の時を謂ふなり。此れは更に前後に分析す容きなし。時とは復何ぞ。謂はく、過去未來現在の分位の不同有り。此れに由つて數諸行の差別を知るを謂ふなり。中に於て極少の諸行の分位を名けて刹那と爲す。故に是くの如く、時の極促なるが故に、刹那と名くと說く。此の中刹那は但諸法の作用ある位を取る。謂はく、唯現在なり。卽ち現在の法の住の分量有るを有刹那と名く。有月子の如し。「或は能く滅壞するが故に刹那と名く。是れは能く因と爲つて諸法を滅する義なり。謂はく、無常の相、能く諸法を滅す。此れと俱行する法を有刹那と名く。「或は世間に有刹那と言ふは是れは有空の義なり。謂はく、現在の位は能く持ちて滅せざらしむるもの有ること無く、必ず住せざるが故に有刹那と名く。「或は世間に無刹那と言ふは、是れ無暇の義なり。謂はく、餘事に著し、已を專らにするに暇なきを無刹那と名く。唯現在の時、必ず少しき暇あり、自果を取るが故に有刹那と名く。然るに諸の有爲の相續の分位に[三七]臘縛等の諸の差別の時有り、諸の時の中に於て、刹那最促にして法として定んで此れ有るを有刹那と名く。

【三六】この師の說前に幾度も出づ前二十六卷初めを見よ。

【三七】臘縛（Lava）等、前三十二卷に出づ。

而して〔三八〕經主は言はく、「刹那とは何ぞ。謂はく、體を得る無間に滅するなり。此の刹那を有する法を有刹那と名く。杖を有する人を名けて有杖と爲すが如し」と。彼れの釋は理に非ず。杖の人に異なるの如きを說くべからざるが故に。喩は法に同せず。別に法有りて、體を得る無間に於て滅する性に異なるを、如何が此の有刹那は人の杖を有するが如しと說くべけんや。亦相續に約して說くと謂ふべからず。體無ければ體を得ること有るべからざるが故に。或は應に無法を有刹那と名け、有體に非ず、便ち大過を成ずべし。亦似に於て異說すと謂ふべからず。有杖を引く人を同喩と爲すが故に。或は應に假りに說いて有刹那と言ふべし。似說門に於て、理應に爾るべきが故に。然るに假りに有刹那と說くと許すべからず。極成の實の有刹那無きを以ての故に。謂はく、若し實の有刹那有りと許さば、有餘は似に依つて假りに說くと許すべし。既に所以の實なし。能似の假成せず。故に對法宗の有爲法を有刹那と說く理、獨り過有ることなし。定んで「體を得る無間に滅するあり。此の刹那を有する法を有刹那と名く」と言ふべからず。

復如何が、諸の有爲法は皆刹那滅にして、必ず久住せず。諸の有爲法後必ず盡くるを以ての故にと知るや。〔三九〕經主は此に於て、是くの如き釋を作す。「謂はく、有爲法は滅するに因を待たず。所以は何ぞ。因を待つは果なり。滅は無にして果に非ざるが故に、因を待たず。滅、既に因を待たず。纔に生じ已りて卽ち滅す。若し初めに滅せざれば後にも亦應に爾るべし。後と初めと性等しきこと有るを以ての故なり」と。彼れの釋は理に非ず。盡は卽ち是れ滅なり。佛、盡滅は是れ有爲の相と說き、有爲の相は是れ所有の法と說く。故に〔四〇〕契經に、『諸行は無常にして、生滅有る法なり』と說く。又契經に『有爲の起は亦了知すべし。盡及び住異も亦了知すべし』と說く。若し、無法は猶色等の如く、亦能く因と爲りて識等を生ずと謂はゞ、則ち亦應に無法は是れ果なりと許すべし。此の差別の因は不可得なるが故に。何の理か、無法は是れ因にして果に非ざるや。又有法を見るに、有

【三八】倶舍論十三・二左。以下刹那滅の義に就て、論主及び經部師の說を破しつゝ、刹那滅の故に身の行動を身表となすべからずと正量部の說を破す。

【三九】倶舍論十三・二左。

【四〇】長阿含二經遊行經（大正一・一二六下）

を以て先と爲す。世に極成する所なり。有は因にして是れ果なり。汝が宗の滅盡も亦有を先と爲す。必ず有を先と爲して後方に無なるが故に、如何が是れ果にして有因なりと許さざるや。又法、因無ければ必ず是れ常と許す。故に滅若し常ならば、法は應に永く生ぜざるべし。若し滅は無なり、既に體有るに非ずと謂はゞ、如何が果と成らんや。若し體有るに非ざれば如何が因と爲りて識等を發生せんや。又是れ有爲の相と許すべからず。彼れの(果と)成ることを許すが如く、[四一]此れも亦許すべし。

又譬喩者は能く異端を起し、曾て未だ聞かざる所の僻釋道理にて、有爲相は是れ起及び無なりと執ず。是くの如くんば應に[四二]三數を成ぜざるべし。謂はく、有爲法の體を得るを起と名け、盡及び異相は皆是れ體、無なり。後刹那と前と異あるに非ず。所因有るを少けば、前に既に辨ずるが如く、亦有爲法と說くべからず。然るに起も亦應に同じく大過を成ずべきが故に。謂はく、諸行の起も亦應に因無かるべし。有爲法は皆然りと執ずるを以ての故に。是の故に彼の異の無體なること理成ず。則ち應に無を以て有爲相と爲すべし。然るに許すべからざるが故に。滅は因を待たざるに非ず。故に我れは此の中、是くの如き釋と作す。現に法の滅するに客因を待たざるもの有り。既に客因を待たず、纔に生じ已りて卽ち滅す。若し初めに滅せざれば後も亦應に然るべし。後と初と主因等しきを以ての故に。既に後に盡くること有るを見れば、前にも念々に滅するを知る。若し「然らず、世現見するが故に、謂はく、世に現見す。薪等先きに有りて、後に火の客因と合するに由る時、便ち滅無を致す。復見ざるが故に。定んで餘量の現量に過ぐるもの無きが故に。諸法の滅するは皆客因を待たざるに非ず」と謂はゞ、豈、應に鈴聲燈焰の如からずや。彼の聲焰の手と風とを離ると雖も、刹那刹那に主因に由りて滅し、而も手と風と合し、餘は更に生せず、後の聲焰は無にして、復取るべからざるが如く、是くの如く、薪等も主の滅因の念々に滅せしむるに由る。後、火と合す

【四一】此の有因なることも許すべし、

【四二】三數。生、異、滅、の三。

るは、便ち滅位に於てし、餘の因と爲らず。後生せざるを以て、復取るべからず。是の故に此の義は比量に由つて成ず。現量得に非ず。何をか比量と謂ふや。謂はく、應に生の如く、因無きこと無かるべきが故に。有爲法は客主二因を待たずして生を得るものを見ざるを以てなり。謂はく、羯刺藍・[四三]芽・牆・識等は必ず精血・水・土・根等の外の資助に緣つて、然る後に生を得。若し客因を待つて、薪等滅すれば、則ち有爲法は、應に並に生の如く要らず客因を待つて、然る後に滅を得べし。而も世に現見するに、覺と焰と音聲は客因を待たず、主因に由つて滅す。故に一切の行の滅は皆客因を待たず。是の故に諸の有爲は纔に生じ已つて卽ち滅す。滅の因常に合するが故に刹那滅の義成ず。

[四四]有るは執ず。「覺と聲とは前は後に因つて滅す」と。[四五]有るは執ず。「燈焰の滅するも亦住の無きを因と爲す」と。[四六]有るは執ず。「焰の滅する時は、法と非法の力に由る」と。彼れは皆理に非ず。所以は何ぞ。[四七]法の未已生は功能なきが故に。然るに二は倶ならずと說くべからざるが故に、是くの如き難を以て、他の責の言を招く。「二は並ばずと雖も而も前法は後の生因と爲ると許す。二は倶ならずと雖も、如何が前は後に因つて滅すと許さざるや」。[四八]唯現有論は理として應に答へて言ふべし。「前は後の生因と爲る。現は體有るを以ての故に。未來は體未だ有らず。寧んぞ前の滅する因と爲らんや」と。故に彼の立因は、應に此の說の如くなるべし。又最後の滅は復何の因に由るや。[四九]住の無を因と爲すも亦理に應ぜず。無體の法は因と成らざるを以ての故に。[五〇]法と非法とは亦滅の因に非ず。空窟の中に焰の轉ずる有るを見るが故に。又[五一]一切の有爲法の中に於て此の因有りと皆計度すべきが故に。應に更に火等の滅の因を待たざるべし。是の故に此の因の義を執すべからず。又若し薪等の滅するは、火と合するを因と爲すとせば、[五二]熟變の生ずる中に於て、下中上有れば、生因の體卽ち滅因と成るべし。所以は何ぞ。謂はく、火と合するに由りて、能く薪等をして熟變の生ずること有らしむるならば、中上の熟生じて、下中の熟滅するなり。卽ち生、因の體、應に滅因と成

【四三】芽に同じ。
【四四】勝論の計なり。前の水が後の水に逼られて流れ去るが如し。
【四五】稱友は世親上座等の義とすといふ。
【四六】勝論の計にして、法非法はその二十四德中のものなり、法とは人の益となるもの、非法とは人の損となるものをいふ。
【四七】有執の第一說勝論の計を破す。前法のある時、後法は未有なり、未有のものには功德なし、又前後の二法は並び有らざるが故に後法を前法の滅の因となすべからずといふ。
【四八】經部師の如き唯現在有體を主張する論。
【四九】前の有執の第二、世親上座の說を破す。住既に無ならば無の住が如何にして因となるか、その意味なしとの意なり。
【五〇】前の有執の第三勝論の說を破す。空窟の中に焰の燃えるは人の法（益）にも非法（損）にもあらず。故に法と非法とは滅の因にあらず。
【五一】又假りに法非法が滅の因となるとすれば一切有爲法の中に此の因有りと計し、薪の滅するには火の容因を要せざることゝなり、我が主張と

るべし。然るに理は彼れに因つて此れ有り、卽ち復彼れに因りて此の法無と成るべからず。若し「焰の生は停住せざるが故に斯の過無し」と謂はゞ、理亦然らず。體の類殊ならず、決定の理無くして、能く生滅二種の因と爲るが故に。[五三] 且つ火焰の差別して生ずる中に於ては、能生と能滅の因の異を計す容(べ)きも、灰・雪・酢・日・地・水と合して、能く薪等をして熟變して生ぜしむる中に於て、如何にしてか生滅の因の異を計度せんや。若し爾らば水を煎じて滅盡するを現見するに、火の合は中に於て何の所作を爲すや。[五四] 客火と合するに由りて、主[五五] 火界增し、如々の火界漸々增長し、如是、如是に、能く水聚をして漸やく後位の微劣の水の因と爲る。火と水性と相違するが故に、乃至最後の位に更に後を生ずること能はず。是れを火の合が中に於て作す所と名く。故に諸法の滅は客因を待たず、但(たゞ)主因に由り、諸法をして滅せしむ。是くの如き理に由りて刹那滅を證する義成ず。是の故に身には定んで行動なきを知る。

一となる。

【五二】熟變。薪が火に燒かれて赤くなるをいふ。

【五三】火焰は刹那滅の故に、次第に生ずる中に、これは能生の因、これは能滅の因と分けることが出來るとしても、暫住の灰、雪、酢日、地、水、等が薪と合する場合、能滅の因なれば能生の因は計すべからず。

【五四】客火。事火、普通の火のことなり。

【五五】火界、四大中の火大のこと。釜中の水の無くなるは下の火と合することに依つて内の火大增長して水聚漸やく少なく、遂に後位を生ずる能はざるに至るものにて釜の下の客火に依らずとの意なり。

巻の第三十四

〔辯業品第四の二〕

[一]正法の中に於て、有るは是の言を作さく。『身及び山等は久しく住して滅せず。故に契經には、『或は一類の身有り住すること十年、乃至廣說』と說き、又『七日羯刺藍住す』と說き、又持地住すること一劫を經と說く。此れに由つて身の久しく住することを得べきを知るが故に、行動あり、表と爲る理成ず』と。此の義は然らず。且つ彼れも亦諸の心々所は刹那滅有りと許す。此れに由りて彼れの許さゞる所の刹那滅の義を證すべし。應に是の言を作すべし。[二]身は刹那滅なり。隨心等の轉變あるを見るが故に。謂はく、身相を見るに、苦樂貪瞋等を起す時に於て、心等に隨つて轉ず。既に心等の念々に滅する法に隨ひ、身に轉變あるが故に刹那滅の義成ず。又身と心と安危を等しくするが故に。謂はく、身は既に是れ刹那滅の心の執受する所なるが故に、必ず安危等し。身に識有るを以て續住すること多時なり。識若し身を離るれば卽便ち爛壞す。既に刹那滅の心と安危を等しくするが故に、身も應に心の如く必ず刹那滅なるべし。又身は識の如しと而も宣說するが故に。謂はく、契經に言はく、『是の心意識は[三]刹那、[四]臘縛、[五]牟呼栗多、別異にして生じ、別異にして滅す』と。又契經に說く、『身は彼々の刹那等の位に於て、衰老枯竭す』と。又契經に言はく、『苾芻よ、諸行は住止有ること無し。速に壞滅に歸す』と。又言はく、『苾芻よ、諸行は幻の如し、或は增し或は減じ、暫住して卽ち滅す』と。又契經に說かく、『[六]摩納縛迦よ、入胎の夜より乃し衰老に至るまで、恒に速に逝き往きて住もなく迴もなし』と。此れ等の經に由つて證知す。諸行は皆刹那滅にして、久しく住する理なし。而も住と言ふは但諸行の相似の相續に約して假りに說いて違ふことなし。亦有る契經に、『心に住有り』と說くは、心住して移轉すべからずと言ふが如し。又經に說かく、『心は初靜慮

【一】正量部の諸行に暫住ありとする說なり。正量部にては不相應行法、身表業、外の山林等を暫住するものとなす。

【二】先づ暫住と考へられる身の刹那滅なることを證す。

【三】刹那 (Kṣaṇa)。

【四】臘縛 (Lava)。

【五】牟呼栗多 (Muhūrta)。

【六】摩納縛迦(Māṇavaka)。儒童と譯す。婆羅門族の青年のこと。

より移つて、第二靜慮等の中に入る』と。又『心調へば便ち能く上に往く[七]』と說く。又苦等生じ已りて相續して、多時に住する中に於て、假りに故き受を說く。又彼れは月輪の劫住を許すと雖も而も假りに新を說く。假說中に卽ち決定して、執じて實有と爲すべきに非ず。

又相に別有れば體の異なる義成ず。一體中の相に別有るべきに非ず。現見するに、異體の相は方に別なるが故に。牛に垂れたる[八]頷有り、馬に旋毛有るが如き等なり。一相續に於て相既に殊有り、此れに由りて體必ず異有ることを證知す。乳酪の顯色は復相同じと雖も、俱行別なるが故に、必ず異體有り。謂はく、二顯色は甘酢の味と俱なるが故に、體必ず應に前後各別なるべし。身も亦應に爾るべし。既に前後の位は相に不同有り。此れに由りて比知す。體界聚を擧げて、前後各別なるが故に刹那滅なること、其の理極成す。

[九]既に一切の行は皆刹那滅なり。如何が業果の感赴の理成ぜん。如何が成ぜざるや。相及ばざるが故に。謂はく、曾て未だ種體已に滅して、猶能く芽を生ずるを見ず。亦許す所に非ず。然るに諸業は種の芽を生ずるが如く。正滅の時に於て、異熟果を與ふるに非ず。又無法は能く因と爲るべきに非ず。是の故に應に業果の感赴なかるべし。是れは彼の宗の過なり。何をか彼の宗と謂ふや。謂はく、譬喩宗なり。故に彼の宗は說く「外種の果の感赴する理成ずるが如く、是くの如く應に知るべし。業果は感赴す。謂はく、外種は別緣に遇ふに由つて親しき傳因となり。感果已に滅して、此れに由りて、後位に遂に根芽莖枝葉等を起す。諸の異相の法は、體は住せずと雖も而も相續して轉じ、最後位に於て、復別緣に遇うて、方に能く因と爲りて自果を生ず。是くの如く諸業は、相續の中に於て、親しき傳因となり、感果已に滅し、此れに由つて後の自の相續の中に於て、分位の別の異相の法の起る有り、體は住せずと雖も而も相續して轉じ、最後位に於て復別緣に遇うて、方に能く因と爲りて自果を生ず。彼の外種は親しく因と爲りて、自果をして生ぜしむるに非ずと雖も、然も展

【七】本文住に作る。他本に依り往に改む。

【八】頷。喉の下に下垂する肉。

【九】既に一切が刹那滅なれば、業とその報との關係なかるべしとの經部師よりの難なり。

轉に由る。是くの如く諸業も、亦親しく因となりて、自果をして生ぜしむるに非ざるも、然も展轉力に由る。內外の因果の相續の理同じ。外とは種根芽等を謂ふ。不斷を名けて相續と爲す。內法の相續は、前後心の恒に間斷なきを謂ふ。故に外道の難ずる所の過失なし」と。今彼れの釋を詳にするに、一切然るべし。謂はく、若し唯、現在有と言はゞ、相續展轉の理成ずること有るべし。然るに理成ぜず、故に唯語のみ有り。彼れは理を成ぜず。餘處に既に說きぬ。設ひ、相續展轉の理成ずと許すも、彼れは種果の道理の如かるべからず。種等を現見するに、展轉相續して必ず間絕なし。方に能く果を生ず。心の能く果を生ずるは、相續に間(けん)有り。故に種果の喩は、彼れの宗とする所の業果の感赴に於て、能く證する力なし。無想と二無心定に入り、心等行ぜざるを以てなり。前に已に辯ぜしが如し。又意行は此の中に滅すと說くが故に、果の生に至り、一業の相續恒に間斷なきに非ず。彼の宗は唯思のみ是れ實業と許す。此れ卽ち意行の增長の功能なり。隨界習氣種子論等は餘處に既に遮せり。故に外難に言はく「譬喩者の說く所の業果は、猶種果の如く感赴する道理無し」と。是れを正難と爲す。阿毘達磨は無心位中、異熟因の相續無斷なるを說き、得の體の實有なることは、先に已に成立せり。卽ち此の得を說いて相續の體と爲す。若し「得の體と業果と別なり、說いて業相續と爲すべからず」と謂はゞ、此の難は理に非ず。一身の果なるが故に。身と相續と是れ一義なるが故に。又業の種の如く業の得も亦然なり。故に業の相續は間斷あることなし。是の故に我が宗の業果の感赴は種果に同じく、理として能く遮するなし。諸の業の得は間斷する者ありと雖も、已に滅せる種の作用滅すと雖も、而も少分の與果の功能有り、此れに由つて後時に能く自果を與ふるが如く、業も亦應に爾るべし。故に對法宗は彼の宗の過に隨ふ所の失に同ずることなし。後當に已滅猶有ることを成立すべし。若し「[一〇]爾りと雖も、仍(なほ)異作異受果の失有り、一の能作受者有りて、體常住なりと許さゞるが故に」と謂はゞ、此の難は然らず。[一一]異に二有るが故に。理を觀ずる者

【一〇】得の體の實有なることを定立し、これに依つて相續を語るも、刹那滅とすれば、前者と後者と異なり。異にして作業し、受果すとすれば、異作異受の難に陷る。
【一一】二種の異ありとして、この難を通ず。

は、異に二種有りと說く。一には各別の相續を異と名く。二には一の相續の體別を異と名く。若し別の相續の造る所の業の因果は、必ず餘の相續は受くべからず。若し一の相續の造る所の業因なれば、其の果は、何ぞ此の相續の受くるを妨げんや。豈、異相續の造受の能なきが如く、則ち一相續の中も亦造受無からんや。若し「各別の相續を異と名くると、一相續の體別を異と名くると、異に別無きが故に、彼れの如く此れも造受の義なし」と謂はゞ、亦理に應ぜず。因果、相屬し、相屬せざるが故に。猶、稻の種を稻と麥との芽に望むるが如し。豈、稻の種を稻と麥とに望むるに由つて、二種の體異にして、差別なからんや。故に、卽ち稻の種を稻と麥との芽に望ましむるに、同じく是れ屬し、或は相屬せず。彼の稻の種を稻と麥との芽に望むと雖も、體の異なることは別無し。而も稻の芽に望むるに因果相屬し、麥の芽に望むるに[三]非ず。是くの如く、自他の相續の前後には、屬と不屬と有りて差別の理成ず。故に一相續中には異作受の失なし。又種と果は異にして、種滅して、久しきを經て、而も與果するを見る。理に於て遮することなし。業果も亦然なり。異なりと雖も何ぞ咎めんや。又一相續は異時に因と爲り、異時に與果す。許すも過失なし。若し異相續は異時に因と爲り、異時に與果すとせば、便ち失有りと許す。是くの如く豈、一異の相續の因果の有無は分明に異有らずや。又村を燒く火焰の相續の如し。謂はく、一(人)の他村を燎かんと欲するもの有り。火を以て他の草室の少分を燒き、火焰相續して、乃至、總て擧村の屋宇を燒き、並に灰燼と成す。村人擒獲し捶撻し、陪はしむるに、彼れ自ら雪いで、我れは少火を持つて少舍を燒くのみ。我が火は卽ち滅せしが故に。我れは但應に一握草を陪ふべしと言ふが如し。彼れは是くの如く自ら雪ぎ、豈、無過の人と成らんや。智者應に知るべし。遍ねく村を燒くの火は皆初火より相續して生ず。是の故に彼の人は遍ねく燒く過有り。是くの如く諸蘊相續轉變して生ずる所の諸果は、應に知るべし。皆是れ初蘊を因と爲し、展轉して起る。是の故に諸業は所依の蘊とゝもに、久しく謝滅すと雖も、

【三】稻の種を稻の芽に望むるに因果相屬し、麥の芽に望むるに因果相屬せず。

而も後蘊に於て、彼の果の生ずることを得るも、亦失有ること無し。現見するに因巳に滅して果法生ずることを得るが故に。如何が種芽等の然るを見ざらんや。且らく、世間の酢味を枸櫞するを見るに、相續轉變して、果の熟する時に至り、酢因有ること無しと雖も、酢果起る。應に知るべし。業果の理も亦應に然るべし。刹那滅の義成じ、業果の感赴有り。是の故に、善く一切の有爲の有刹那を說くが故に、必ず行動無し。[一三]若し爾らば何が故に世間を現見するに、有時には身形の行動は可得なるや。欲等の緣力にて、能く身形をして無間に異方に展轉して生起せしむ。審察せざれば增上慢を起し、實の行有り、現前に取るべしと謂へり。現見して月輪の駛行するを取らざるも、時に雲に由りて餘方に疾に起ること有り、便ち增上慢を起し、月の駛行するを見たりと謂へり。是くの如く世間には、身急に迴轉するを、諸の住する者皆急に返旋すと謂へり。是の故に有爲は皆行動なし。行動なきが故に、說く所の身表は是れ形の差別なり。其の理極成す。謂はく、加行心從り生ずる所の不住等流の大種の果なる別類の形色は、餘の顯色を待たず、眼識の生因と爲り、能く異熟生の所長養の形色を蔽ふ。是くの如き形色を名けて身表と爲す。是くの如き善等の性に由るが故に、異熟生の所長養をして斷ぜしむるに非ず。天眼耳の現在前する時、餘の眼耳根の相續斷無きが如し。諸別に加行心より生じ、身聚の中に於ての勢力の差別あり、身の無間に異方に生ずる因と爲る。即ち此の生因を名けて身表と爲すと計す。若し爾らば身表は應に眼見に非ざるべし。勢力の差別は即ち是れ風なるが故に。

第二項　經量部の形色非實有論

然るに[一四]經主は言はく、「形は實有に非ず。謂はく、顯色の聚が、一方に多く生ずる時、即ち其の中に於て、長色を假立し、此の長色に待して、餘の色聚の一面に少なき中に於て、短色を假立し、四方面に於て並びに、多く生ずる中に方色を假立し、一切處に於て遍滿して生ずる中に、圓色を假立す。所餘の形色も、應に隨ひて當に知るべし。[一五]火焰を見るが如し。一方面に於て、無間に速に運

【一三】然るに恰も草を燒く火が一體にして次第に移行して燒き行くやうに見ゆるが如く、人の姿の上にも行動ありて一方より他方に移るが如く考へられこれに依つて誤つて行動あるが如く考へらるゝことあり。然し審察すれば刹那滅にして暫住するものゝ行動にあらざるを知る。

【一四】俱舍論十一・四左。以下經部師の說に依りて、世親、有部の形色實有論を破するを引く。有部は顯形色俱實有論なれども、經部は顯色は實にして、形色は顯色の極微の安布の上の長短に假立したるものとなす。

【一五】所謂形色の長短方圓は炬火を振りまわし、そこにいろ〳〵の形の見ゆるが如きものなりとなすなり。

ぶを便ち謂つて長と爲し。彼れの周旋するを見ては、謂つて圓色と爲すなり。故に形には實なる別類の色體無し。若し實に別類の形色有りと謂はゞ、則ち一の色が[一六]二根の所取と爲るべし。謂はく、色聚の長等の差別に於て、眼見と身觸と倶に能く了知す。此れに由つて二根取の過を成ずべし。理として、色處は二根の所取なることなし。然るに[一七]觸に依りて長等の觸を取るが如く、是くの如く顯に依つて能く形を取る」と。

此の[一八]理は然らず。了相別なるが故に。若し一方面に、唯顯の多生ぜば、了相は中に於て差別無かるべし。既に長と白と二の了相の異有り。故に顯の外に別に形色有り。現見するに、觸有りて、同根の所取なるも了相異なるが故に、體に差別有り。堅と冷と、或は煖と堅との如し。是くの如く、白と長とは同根の取なりと雖も、而も了相異なるが故に、體別なるべし。故に聚色は分析して漸やく微にして、乃し中に於て形覺を生ずべきに至るまで、必ず少分の形覺の生因たる形色の極微有れば、中に於て猶起る。理必ず爾るべし。色聚の中に於て、唯顯有りて生じ、形色起らざれば、中に於て唯顯覺有りて形(覺)に非ず。空中の光明等の色を見るが如し。若し卽ち顯色を說いて名けて形と爲せば、無分量の顯の中、亦形覺を起すべし。相離れざるが故に、火界の煖の如し。彼の火焰喩は證に於て能なし。餘處の極成に假說すべきが故に。謂はく、餘處に於て長圓等の所依の實因有り、同時に無間に、多方に安布する所の差別の所成の色聚に於て長等極成す。是れに由るが故に火焰等の色に於て、異時に別處に無間に轉ずる中、計度して立てゝ假の長圓等と爲す。未だ曾て世俗と勝義と倶に極成せざるもの有りて而も假立すべきを見ず。應に二根取なるべしとの難も亦成ぜず。長等は但意識の境と爲すが故に。諸の假有は唯是れ意識の所緣の境界なるを以てなり。前に既に辯ぜしが如し。能く長等を成ずる、種の極微の是くの如く安布するが如きを說いて形色と爲す。是れ無分別の眼識の所取にして、身の能く是くの如き形色を取るに非ず。身根に依つて堅濕等を了する

【一六】若し形色實有とすれば、色處のみ、他の五處と異なりて、眼根にて見うると共に身根にて觸れうることとなるとの難なり。
【一七】經部の說よりすれば、身根の觸に依りて意識が長短の形を取り、眼識が顯色を取る時もそれと共に意識が長短の形をとるものにて二根所取の難なしとなり。
【一八】以下眼識の了相の別あることに依つて、顯形二色の實有を證す。

が如く、長短等を了するは是くの如くならざるが故なり。闇の中に堅濕等を了し、即ち彼の位に於て或は次後の時、即ち能く長短等の相を了知するに非ざるを以てなり。要ず一面の多觸の生の中に於て、身根門に依つて觸を分別し已つて、方に能く比度して、觸と俱行する眼識所牽の意識の受くる所の、是くの如き相狀差別の形色を知ること、火の色を見、及び花の香を臭ぎ、能く俱行の火の觸と花の色を憶ふが如し。現見するに、眼識は其の所應に隨つて、一時に形と顯との俱了有り。意識の分別は前後定まることなし。顯と形と是れ一眼識の所緣の境なるを以ての故に。意識の分別は時の差別なるが故に。了相異なるが故に、其の體同じからず。形は亦觸に非ず。寧んぞ身根は能く形を取るの義有らんや。故に二根取なるべしと雖ずべからず。

一九 經主は此に於て復是の言を作さく。「諸有の 二〇 二法は定んで相離れざるが故に、一を取るに由りて餘を念ふを得べきも、二一 觸と形とは定んで相離れざること無し。如何にして觸を取りて能く定んで形を憶せん」と。此れは亦理に非ず。現見するに世間の諸の觸聚の中、形有りて定まるが故に。謂はく、形は觸に於て、定むるもの無しと雖も、而も一面の多觸の生ずる中に於て、定んで長色有り、一切處に觸遍ねく生ずる中に於て定んで圓色あり。是くの如き等の類は、應に隨つて當に知るべし。故に觸は形に於て決定する者有り。觸は顯に於て定有ること形の如きに非ず。觸を了する時、能く形色を憶ふべし。觸の是の如く安布して、是くの如きに於て顯の決定すること形の如きもの有ること無きを以てなり。又 二二 眼喉の中にも亦烟觸を得、或る時には鼻を以て彼の烟香を嗅ぎ、此れに因つて烟中の顯色を了知す。亦應に顯色は二根の所取にして實物の有に非ざるべし。又此れと彼れと義應に同じかるべきが故に。謂はく、煖觸の色に於ける、及び白色の香に於ける、亦定あること無きこと、形の觸に於けるが如く、彼の火の色、花の香に因つて、便ち能く火の觸、花の色を念知すべからざるが故に、此れに由つて、能く形の顯色に異なりて別に體有る義を遮遣するに非ず。

【一九】俱舍論十三・五右。
【二〇】二法とは上の喩の火と煙、花と香となり。これは相離れざるが故に、火を見れば煙を念ひ、花を見れば香を思ふべし。
【二一】觸と形とは必ずしも斯くの如く離れざるものに非ず。滑觸にも長等あり、澁觸にも長等あり。二者不離の關係にあるものに非ず。
【二二】觸の時形色を取り、二根の所取なりとすれば、顯色も觸と共に所取となり、二根の所取となるとの意なり。

[二三]「復因有りて、形は實有に非ざることを證す。諸の所有の有對の實色は、必ず應に實の別類の極微あるべきを以てなり。然るに極微無きに、名けて長等と爲すが故に、即ち多物の是くの如く安布する差別相の中に假りに長等を立つ」。豈、已に說かずや、即ち形の極微の是くの如く安布し、眼識の所得にして積集の差別を長等と假立すと。[二四]「此れ有りと說くと雖も是れは朋黨の言にして、形色の極微は極成に非ざるが故に。謂はく、若し形色に別の極微有れば、自相極成して、積集を得べく、是くの如く安布し、以て長等と爲す。然るに形色には別の極微有りて自相極成すること諸の顯色の如きに非ず。云何が積集安布あることを得んや。」

[二五]云何が具壽は、極成せる顯色の極微有り、形の細分は諸の顯色の如きに非ずと許すや。一一の極微は獨り起る理なし。設ひ獨り起ること有るも、極細なるを以ての故に、眼の所得に非ず。積集の時に於て眼見るべきが故に、定んで顯色の極微有りと證知す。形色の極微も、亦應に是くの如し。寧んぞ獨り自相の極成を許さゞるや。諸の有對色は所積集の處には、皆決定して極微の得べき有り、既に聚色の差別して生ずる中に於て、形覺有りて生じ顯を待たず。餘の顯を待たずして、餘の顯覺有りて生ずるが如し。是の故に定んで別に、種の如く、能く長等を成ずる形色の極微有るべし。「諸の顯の極微は質礙有るが故に、即ち應に積集して長等を假立すべし」とは、此れも亦理に非ず。香等の極微も亦、積集して長等と爲るべきが故に。彼の香等の所有の極微も亦質礙有り、唯處所に據り、相容納せざるを質礙と名くるが故に。若し「香等の所有の極微は、有見に非ざるが故に彼の失に同ずること無し」と謂はゞ、則ち諸の顯色の所有の極微も亦、形に非ざるが故に豈、長等を成ぜんや」。如何が顯の微の體は形に非ずと知るや。」前に已に說くが如し。了相異なるが故に、顯色を待たずして、形覺生ずるが故に。或は顯の聚有り、形を見ざるが故に。體は是れ形に非ず。多の積集有り、有眼を障ゆること無きも、形を見ざるべし。是の故に應に知るべし。顯色に異なりて、色處の

【二三】經部師、形色の極微なきことより形色の實有を破す。

【二四】經部師難ず。形色の極微ありと云ふもこれは自宗に朋黨追從するものにて極成の說に非ず。

【二五】形の極微ありと有部宗主張す。

攝有り、形色の極微なり。此れの集に由つて長等の假色を成ず。故に形の細分は極成せざるに非ず、「云何が是れ形にして細分なきや。極微が分なければ體形に非ざるべし」。若し爾らば亦應に顯色を疑ふべし。如何が顯色。體は是れ有對にして而も無分の極微有りと許すべきや。諸の無分の受等の諸法に於て、未だ曾つて顯等と名くるもの有るを見ざるが故に。顯の極微の顯相の有るに非ざるが如く、是くの如く亦、形色の極微有りて、而も形相なきは何の至理に違せんや。

「夫れ顯相とは、謂はく、能く青白等の性を顯示するなり。顯の極微は能く顯はす所有るが故に顯相無きに非ず。若し顯色に異なりて、實に形有れば、應に青黃の如く了然として異を知るべし」。各實有なりと雖も、而も法性として然るが故に、了然として異有るを知るべからず。餘色に雜つて影光等を見るが如し。謂はく、影光等は地等と合雜して識を生ずるが故に別相知り難し。然も其の實の體異有ること無きに非ず。夜、粉壁に於て、淨月の明あり、明と白と相資けて二倶に顯著なり。體既に異有り、何ぞ智愚並に能く了然として、其の相の別なるを知らざらんや。彼の理趣の如く、形と顯も亦然り。若し顯と形と相雜つて了し難ければ、應に正理を以て別相を勤求すべし。顯色と相雜して生ずと雖も、然も其の邊に於て、能く堺界を爲し、顯色を攝持す。是れを形と爲す。故に青丸を破れば、顯存し形壞す。謂はく、圓の形色は但其の邊に居す。故に青丸を破れば、圓形卽ち滅す。然るに青の顯色は、遍ねく丸の中に在るが故に、圓形を壞するも、青の顯は猶在り。或は形色の體は顯の體に非ざるが故に、青黃の如く別相了し易からず。又諸の顯色は是れ顯の體の故に、餘の顯色と別相知り易し。是くの如く形色は是れ形の體の故に、餘の形色と別相了し易し。故に形は顯に異なり、自相極成す。

又顯と形と同一聚なりと雖も、然も其の體相は決定して殊有り、一壞する時一壞せざること有るが故に。相違の因に差別有るを以ての故に、體に異なきに非ず。相違の因に差別有るに由りて壞と

不壞と有るべし。又色處に於て善等の別有り、顯色は善等の性有るべからず。前に已に辨ぜしが如し。故に別の形有り。若し「顯の中に自ら差別有り、謂はく、心を待つて起ると或は心を待たざるとなり」と謂はゞ、則ち已に身業の實有を極成す。但、名想に於て少しく迷謬有るのみ。然るに色處に加行心より生ずる有り、色聚の邊に於て、周遍して起り、能く攝界を爲し、顯色を隔別す。此れと顯色と同法に非ざるが故に、諸の對法者は立つるに形の名を以てす。即ち此の說は身に表業有りと爲すなり。縱まに說いて顯となし、或は說いて餘と名くるも、且らく是れは實に身表有りと極成す。若し「業の相不成就の故に實有に非ず」と謂はゞ、理亦然らず。此れに由りて思業の相の如き成ずるが故に。又形と顯とは水と地と風の冷等の相殊にして了相異なるが如きが故に、其の體各別なること、何の理か能く遮せん。又形は必ず顯色に異なるべし。顯色の如きは異類の貪を生じ、別に不淨門を說いて、彼の對治と爲すを以ての故に。復、至教有りて、別の形有りと證す。頌の中に說くが如し。『麁有り細有り、短有り長有り、淨不淨等(有り)』と。又契經に說かく、『顏貌端嚴にして短に非ず長に非ず。麁に非ず細に非ず、白に非ず黑に非ず、光潔細軟なり』と。別の體無くして而も別に說くべきに非ず。

第三項　經量部の無表

又若し[二六]行動と及び形を遮遣せば、汝等經部宗は何を立てゝ身表と爲すや。此の中[二七]經主は彼の宗を辨じて言はく、「身表は卽ち形なり。然も假にして實に非ず」と。是くの如き語の義の意趣は知り難し。長等の形は是れ假にして實に非ずと爲んや。長等を成ずる種の如き極微を說いて名けて形と爲し、是れ假にして實に非ずと爲んや。若し長等の形は是れ假にして實に非ずとせば、對法者の說く所と違ふことなし。若し長等を成ずる種の如き極微を說いて名けて形と爲し、是れ假にして實に非ずとせば則ち理に應ぜず。彼の宗とする所は、顯を以て形を成ず。顯は假に非ざるに由るが故

【二六】正量部の主張する行動の身表に非ざるを明し、次に有部の形色を否定せば、汝經部は何を身表となすや。
【二七】俱舍論十三・六右。

なり。顯若し實に非ざれば、是れ則ち經部は壞法論に同じ、與に言ふべからず。若し意、形の體は顯に異ならざるが故に、實に非ずと言ふと說かば、則ち火界に異なりて別に煖あることなし。亦應に實に非ざるべし。設ひ、說いて形は顯に異なるに非ずと言ふを許すも、實の顯に異なりて別に形有ることなしと執し、形は實に非ずと言ふが如く、是くの如く、亦應に假の顯に異なりて別に形有ることなしと執すべし。顯の色に卽して立てゝ長等と爲すと執するを以ての故に。是れ則ち經部は、應に長等は實に非ず假に非ずと立つべし。如何んが假と言ふや。又經部宗の若し形色は所依有り體の實の極微を攬ると執すれば、對法の諸師も亦是の說を作す。起す所の諍論は何の所依と爲すや。顯の極微は卽ち是れ長等の假の攬る所の實と爲んや。爾らずと爲んや。爾らず。前に已に成立せしが如きが故に。或は顯の聚に於て長短等の形の差別相有るを見ざること有るが故に、是れに由つて彼れの說は無用の言と成る。

又[二八]彼れは假の形を立てゝ以て身表と爲す。復何の法を立てゝ身業と爲すや。彼れは「業は身に依るを立てゝ身業と爲すと說く。謂はく、能く種々に運動せしむる思が身門に依りて行ずるが故に身業と名く。語業意業は其の所應に隨つて差別の名を立つること當に知るべし。亦爾なり」。若し爾らば何が故に[二九]契經の中に、『二種の業有り、一には思業、二には思已業』と說くや。彼れは是の釋を作す。謂はく、「前の加行に思惟の思を起して、我れ當に、如是如是(かくかく)の作すべき所の事を爲すべし〔と思ふ〕を名けて思業と爲す。旣に思惟し已つて作事の思を起し、前の思ふ所に隨つて所作の事を作し、身を動かし、語を發するを思已業と名く』と。

[三〇]此の中一切の業を攝し盡すと爲んや。少分の差別業を攝すと爲んや。有るが言はく、「此の中一切業を攝す」と。有るが是の說を作す。「無漏を攝せず」と。此の釋は經と相符ふに非ず。此の中意業を攝すべからざるが故に。謂はく、身語の二種を動發する爲めに思惟の思を起すと、及び正しく身

【二八】 倶舍論十三・六右。

【二九】 中阿含一一一經達梵行經（大正一・六〇〇上）

【三〇】 以下正しく思業思已業の二を明す。

許の二種を動發する作事の思を起すと、此の二は倶に身語門に依つて轉ず。並に應に身語業の中に攝在すべし。既に爾らば、此の中、何を意業と名くるや。若し身語の二門に依つて轉ずる思も亦、一分意業と名くと許さば、是れ則ち業を立つるに雜亂の過有り。縱ひ、身語を動發せんと欲するが爲めに、思惟の思を起すを、是れ意業の性なりと許すも、亦此の中、總じて諸業を攝するに非ず。身語門に依らずして有漏の意業を轉ずること有ること、其の量無邊にして、皆此の經の中に攝せざる所なるを以ての故なり。且つ必ず眼觸等に依つて起す所の諸思を攝せず。彼の諸の思は前の所說の思惟と作事の二思の攝に非ざるを以ての故に。若し「此の經の所說の思業は總じて一切の意業を攝して皆盡す。思已業を說いて總じて一切の身及び語の二門に依つて轉ずる思を攝す」と謂はゞ、且らく此の經の說くべき所の義に非ず。設ひ、皆是れ此の經の所說と許すも、身語の二種を動發せんと欲する爲めの思惟の思を起すは何の業の攝する所ぞ。若し思業の攝なれば理必ず然らず。思惟の思の身語に依つて轉ずるが如きも思業の攝と許さば、餘も亦爾るべし。則ち應に但一思業の言を說くべし。是くの如く亦業の雜亂の失を成ず。意業も亦身語に依つて轉ずるが故に。若し「身語を動發せんと欲する爲めに、思惟の思を起す。此の思は身語に依つて轉ぜず」と謂はゞ、則ち餘境の爲めに思惟の思を起す。彼の思も亦應に餘境に依らざるべし。異因無きが故に。是れ則ち意業は境に依らざるべし。然るに許す所に非ざるが故に理は然らず。若し「此の身語門に依つて轉ずるが如きは身語に依ると名け、身語業に非ず」と謂はゞ、此れに意業に於て則ち過を成ずべし。中に於て亦此れを分別す容きが故に。思已業の攝も亦理に應ぜず。後に但「思已」の言を說くを以ての故に。所思の事を思惟と名くべきに非ず。義と名と相應せざるを以ての故に。

又汝經部は諸の仙人の意憤の殺生は是れ何の業の攝すると說くや。是れを身業と爲んや。意業と爲んや。然るに此の中、前後に起す所の思惟作事の二思の差別無し。思惟の思は卽ち作事なるを以

ての故に。便ち業の雜亂の失を離るゝこと能はず。又世尊の言はく、『苦行を修するもの﹅身語意業は、各別異有り』と。是の故に定んで此の中、身門に依つて轉ずる作事の思業有りと許すべし。此れに由つて倶時に多生を殺すが故に。是れ則ち、世尊は身業は諸業の中に於て最も大罪と爲すと言ふべし。是の故に〔三二〕經部は思に諸業を立つるも、復理證有りて業は唯思のみならず。謂はく、纔に思を起して、殺父等を爲さんと欲すれば、則ち已に無間罪等を得べきが故に。若し「罪を得るは要ず身を動かすを須ゆ、此れは未だ身を動かさざるが故に失無し」と謂はゞ、是れは則ち思の外に身業有る理成ずるなり。謂はく、身を動かすこと有りて、方に身業有り、殺等の罪を成ず。若し身を動かさざれば惡思起ると雖も、罪未だ成ぜざるが故に。豈、別に身業有りと執する宗の如くならずや。「若し惡思を離れては、無間等を成ぜず、是くの如く、唯思は是れ業と許すと雖も、若し身を動かすことを離れては此の罪を成ぜず。」此の例は等しきに非ず。所以は何ぞ。對法宗は身語の二の無間等を成ずるは、要らず惡思に由るを以て、若し惡思無ければ此の業は起らざるが故に。身の罪業は惡思を待つて成ずるなり。唯思業宗は「思業の起るは身語を待たず、卽ち思の生ずる位に已に身業を成ず。何ぞ假りに身を動かさんや」と説く。又對法宗は因等起に由り、思に善等の差別性有るが故に、起す所の身語の善等の性成ず。必ず思の差別を待つが故に、身業方に無間罪等を成ずと言ふべし。經部は、思業起る時、要らず身語を待つて方に善惡を成ずと説くに非ず。彼れは「身語は唯無記」と許すが故に、如何が要らず、身を動かすを待つて思業方に無間罪等を成ずと説くべけんや。故に此の例を引くも彼の失を遮せず。若し「眼根見を執ずる宗の如く、眼根の生ずるは眼識を待つに非ず、而も色を見る用は識を待つて方に成ず。是くの如く唯思は是れ業と言ふは、不善の思の起るは、身を待たずと雖も、而も要らず身を動かすを待つて、方に無間等を成ず」とん謂ゞ、此れも亦例に非ず。所以は何ぞ。識は招と倶時に起ること有り、根は識

【三二】經部は業は思なりと云ふも思のみが業に非ざることを明す。

の勝用有るに由つて生ずと許すを以ての故に、眼根の生ずるは識を待たずと雖も、而も色を見るの用は識を待つて成ず。然るに彼の惡思は、要ず先きに生じ已つて、後の時方に、身を運動する義有り、「思の生ずる位に非ずして、後に身を動かすに由りて、少しく前の思をして差別の用を起さしむ。」又此の救ふ所は理必ず成ぜず。無法は能く諸の有法をして起らしむる勝用無きが故に。

　復至教有りて經部宗を遮して業理を安立す。[三二]契經に說くが如し。『夜に尋思する所、晝の時に至り、身語に由りて表す』と。此の中能表は、謂はく、思なりと說くに非ず。餘の契經中、『表は卽ち業なり』と說くが故に。餘經に『諸愛は表の體卽ち是れ業なり』と說く。又佛、羅怙羅を[三三]敎誡して言はく、『汝若し身に由り語に由り業を造れば、此の造る所の身語業の中に於て、應に當に正懃して數審に觀察すべし』と。思は卽ち身語を用つて體と爲すに非ず。如何が思の造る所の業を、身語に由りて造る所と名くと言ふべけんや。是の故に應に知るべし。契經には卽ち身語の二表を說いて身語業と爲す。「是くの如く此の經の義を取るべからず。此の經の言ふ所は、身に由り語に由るとは、此れは造業者あり。是れは身に依り語に依り、思の造る所の業の義に由るなり」。是くの如き義なし。所以は何ぞ。曾て說かざるが故に。又遮せざるが故に。謂はく、若し經有りて、曾て是の說を作す。『身語に依り、思の造る所の諸業を身語業と名く、卽ち身語に非ず』と。又若し經有りて、「身語表は、卽ち是れ身語二業の自性なること」を遮すれば、此に於て差別の言無かるべし。彼の契經に准ずるに差別の釋を作す。然るに曾て處として、是くの如き言有ることなし。又我が引く經は正理に違せざるが故に、彼れは理に非ず。頻りに已が情を率ひ、諸經を釋破し實義に乖かしむ。理應に名けて壞經部師と曰ふべし。了義經を定量と爲すに非ざるが故に。又伽他に說かく。

　內心の麁惡に由り　　外、身を動かし語を發す。
　此れに因て苦を感ず。　此れに翻すれば便ち樂を招く。

【三二】雜阿含三八・一八(大正二・二八二中)。
【三三】中阿含一四經羅云經(大一・四三六下)。

此の中、思及び身語表が、能く愛果非愛果を感ずる義を說く。餘經に又言はく、『諸の邪見者の所有の身業語業意業は、一切皆非愛の果を感ず。愛果を感ずるは此れと相違す』と。此れに由りて證知す。伽陀中に身語の二表に因つて、愛非愛の果を感ずるを說く。卽ち是の經中、身語業能く愛果と非愛果を感ずるを說く。義は亦、身語に依る思を身語表と名くと謂ふべからず。[三三] 彼れは自ら形を身表と爲し、假にして實に非ずと說くに由るが故に。然るに思は是れ形にして實に非ざるべからず。又契經に說く『起つて迎ひ合掌恭敬禮拜するは是れ身表業なり』と。餘經に又言はく、『表は卽ち是れ業なり』と。此れに由りて、欲作意等の展轉して起す所の手等の別の形を名けて身表と爲す。卽ち是れ身業なりと證知す。故に對法宗の身語業を立つるは、敎に符ひ、理に順じ、雜亂の過なし。此れに由つて說く所の四句の理成ず。

然るに此の中に於て誦者差別す。謂はく、有る誦者は、是の誦言を作す。『或は色聚有り、唯顯のみ了す可し。謂はく、靑等影等の大種造の色聚なり。其の中に於ては顯色多きを以ての故に。餘は定んで取るに非ざるが故に。唯顯色のみ了すべし。[三四] 空一顯とは、謂はく、空中に見る[三五] 蘇迷盧山の現はす所の純色なり。』豈、影等の色も種々の顯有り、而も但(たゞ)此れを是れ一顯と說くや。爾らず。如何ぞ、影等の色に地等の顯と和雜して辯じ難し。別見すべからず。不純の義に依つて一顯に非ずと說く。此の空界の色は別の所依なし。純に見るべきを以ての故に一顯と名く。或は色聚有り唯形のみ了すべし。謂はく、身表と倶なる大造の動の聚なり。動に攝受する相續の法性を假りに施設するが故に。體眞實に非ず。但身聚の中、心所の等起等流の大造實物の聚の中の諸形の差別なり。是れを身表と謂ふ。或は色聚有り、二倶に了すべし。謂はく 說く所の餘の諸形の類の聚なり。此の聚に於ては、一を離れて餘を取るべきに非ざるを以ての故に。此の義の中、經主の前難は如何ぞ。一事に二體有りとは、此の難は成ぜず。許す所に非ざるが故に。復形顯有り、互に相依屬す。鷺は幡に

【三四】 經量部を指す。

【三五】 空一顯空。(Nabhas) は一の顯色ありとして、その空一顯とは是れ〳〵と云ふ也、

【三六】 蘇迷盧 (Sumeru)。須彌山のこと。

非ず、及び幡は鳥に非ず等の如し。此の中には形顯倶に了知すべし。或は色聚有り、倶に了すべきに非ず。香味等と及び無表の聚の如し」。

有餘の師者は、是の師言を作す「或は色聚有り。唯顯のみ有り等の第一句は、謂はく、明闇聚なり。即ち此の差別を說いて影光と爲す。第二句は謂はく、前說の如し。第三句は謂はく、前の所說の二句の攝せざる倶色處の聚なり。靑等の色聚は亦長等の形量の差別有りて現に見るべきが故に。第四句は亦前說の如し。」

豈、影等も亦形量有りて分明に見るべからずや。應に倶有と名くべし。彼の影等の聚の中に形無しと言ふは虛散なるを以ての故に。餘の極礙の物、來つて其の中に入るも、彼れ壞せざるが故に。世間を現見するに、和集して極礙す。形色の聚有り、餘の極礙の物、來つて其の中に入れば彼れ便ち。損壞す影等の聚は爾らざるが故に、中に於て形無し。又諸の和集極礙の色聚は、形の極微有りて周匝安布す。是くの如き聚は、形の攝持する所なるに由りて、便ち分限有り、孔隙を得べし。影等の諸の色聚の邊に於て、形の攝持有ること、和集等の如きに非ず。自の動搖有るを見ざるを以ての故に。然るに長等の形量は分明に現に得べきもの有り、本質に隨ふが故に。若し爾らば鏡等の中の像無かるべし。然る所以は影の形無きが如く、本質に隨ふが故に。而も形は得べし。是くの如く諸像は顯色無かるべし。本質に隨ふが故に。顯色は知るべし。又像は形色を體と爲すに非ざるべし。高下有るを見ると雖も、而も畫の無なるが如きが故に。本質に隨ひ、及び所依に隨つて、形色は無なりと雖も、而も現に有るに似るが如く、顯も亦爾るべし。有るに似て實に無なるべし。是れ則ち像は形に非ず、亦顯を體と爲すに非ず。像の顯色は影の形の如きに非ず。諸像の隨ふ所不決定無きが故に。像は質と及び所依に隨ふを以ての故に。謂はく、像の形顯は或る時は所以に隨ひ、或る時は本質に隨うて顯現するが故に、影の顯は曾て本質に隨ふ理なし。形も亦所依に隨ふ義あることな

し。此の所住の處を名けて所依と曰ふ。故に像と影と同義有ること無し。若し像と影と隨ふ義同じきが故に、像に應に體無かるべしと謂はゞ、理も亦然らず。隨ふ義同じと雖も、而も見別なるが故に。謂はく、像と影の形は同じく質に隨ふと雖も、而も像の質に隨ふは亦高下有り。影は唯質に隨うて、麁分量あり、麁分量に於て隨ふ義同じと雖も、而も像の質に隨ふ分量は決定し、影は決定して質と量同じきに非ず。或は大、或は小、或る時には等しきが故に。此れに由つて像と影と隨ふ義同じと雖も、而も但影は形無く、像は顯無きに非ず。若し顯も亦無ければ、則ち隨ふこと無きが故に。影の色に於て顯有りて自ら成ず。「此の影は既に顯色を用つて體と爲すを、形は質に隨ふと說く」と謂はゞ、過有ること無かるべし。像の體は既に形に非ず、若し亦顯に非ざれば則ち像の體無し、如何が像は本質に隨ふと說くべけんや。或は所依に隨ふが故に、像は定んで應に顯を體と爲すべし。形色の分齊は必ず極微に依る。顯色の分齊は唯顯相に依る。是の故に影像畫等は形無し。此れに由りて已に像を形と同じとの難を遮す。彼の形の相隨ふ義は同じと雖も然も高下の形の如きは取るべくして有るに非ざるを以てなり。前に已に形色も亦比量取と說くが故に、形色は中に於て所取の如きに非ず。取不定の故に。顯色無ければ中に於て取無不定と爲すと謂ふべし。餘の顯の取に同じきが故に、像は唯顯を體と爲す。「若し爾らば應に影と像の形色の隨ふ義別なりと雖も、而も無の義等しきが如く、是くの如く像の顯と及び影のと、形隨ふ義別なりと雖も、無の義等しかるべし」此の例は然らず。前に已に說くが故に。謂はく、像若し顯無ければ隨ふ義亦無かるべし。又汝は何に緣つて是の取を作さざるや。影と像との形の隨ふことは同じと雖も、而も隨ふことの中に於て差別無きに非ざるが如く、是くの如く像の顯と、及び影の形と隨ふ義は同じと雖も、而も別無きこと有らんやと。「豈、此に於て難言を設くべからずや。影等の中に形色無しと雖も、而も顯色に於て現に分量有るが如く、是くの如く、亦應に諸の和集の極微の色聚は唯顯にして形無きやと」此の難は然らず。若し諸の和集の極微の色聚

も亦形有ること無ければ、影像も應に分量の取るべきもの無かるべし。彩畫等に於に、諸の工巧の人、餘の顯色を以て餘の顯に間雜し、本質の高下等の形に模倣するも、實に其の中に於て高下等無し。若し諸の和集の極礙の色聚も亦實の形無く、唯顯有らば、應に畫等の餘の顯色を藉りて、餘の顯色に間え、狀、形有るに似て、而も實に中に於て高下等無きが如くなるべし。然るに諸の和集の極礙の色聚は、餘の顯を餘の顯色に間ゆるを待たず、自ら高下等有りて、實の形量は取るべし。此れに由りて、諸の極礙の聚は諸の顯色に異なりて、別に實の形有り、此れに由りて、能く影像畫等をして、形色無しと雖も、而も形有るに似さしむるを證知す。是の故に彼の言は正しき難と爲すに非ず。「豈、形を體と爲すに非ざる像從り其の質の生ずる所の別像を、現に取るべしと雖も、而も實の形無しと爲すが如く、是くの如く應に形を體と爲すに非ざる諸の極礙の聚從り、影像有りて生じ、顯有りて形無かるべし。然るに形は取るべからずや」。此れも亦理に非ず。本質の形に隨つて、起す所の像の顯は、形有るに似るが故に。此れより生ずる所の像も亦有に似、形量の得べきこと、理必ず應に然るべし。形無き質より起す所の像の顯の生ずる所の別の像は、唯顯にして形無きが故に、像は形無く唯顯を體と爲す。卽ち是くの如き問答分別に由り、已に像は影を體と爲すと執ずる論を遣る。像と影とは同法に非ざるを以ての故に。像は本質の如く種々の相有り、影は卽ち然らず。故に同法に非ず。又諸の影の起るは光明を障ゆるに由る。光明の有る處、必ず影有ること無し。像は則ち爾らず。故に同法に非ず。又諸像の水鏡の中に入るを見る、影の然らざるを見る。故に同法に非ず。又影に因つて別に影有りて生ずるに非ず。像は能く因と爲りて別像を生ず。故に像と影と定んで同法に非ず。又影は質の高下有るに隨はず。像は則ち爾らず。故に同法に非ず。是の故に像は卽ち影と執すべからず。然るに初めの誦者は是くの如き言を作す。影等の聚の中、形色無きに非ず。顯の增を以ての故に、唯顯は了すべし。然るに諸の形色は略して二種有り。一には謂はく、和集の顯色の極礙の聚

の邊に在りて周匝安布す。二には謂はく、和集の顯色の無礙の聚の邊に在りて周匝安布す。唯和集の極礙の聚の邊に在る形の差別、是れを身表と名く。故に此の中に於て說く所の過無し。

已に身表業語表業を辯ぜり。云何が卽ち言聲を語表業と名くと謂ふや。何が故に語表の體は卽ち語言にして、身表意業は卽ち身意に非ざるや。語言を離れて別の聲の能く表はすことなく、身及び意を離れて色表と思業と有るを以ての故なり。身業の名を立つるは所依に從ひ、語業は自性に約し、意業は等起に隨ふ。此れに由つて中に於て相違の過なし。

卷の第三十五

〔辯業品第四の三〕

第四節　無表業

第一項　序説——經量部の假有説

是くの如く已に二表業の相を辯ぜり。無表業の相は初品に已に辯ぜり。然るに[一]經部は言はく、「此れ[二]亦實に非ず。[三]先の誓限に由つて、唯作さざるが故に、[四]彼れ亦過去の大種に於て施設す。然るに過去の大種は體有に非ざるが故に。又[五]諸の無表は色相なきが故に」と。是くの如き諸因は皆理に應ぜず。且つ唯不作を卽ち無表業と名くるに非ず。無表業は勝緣を待つを以ての故に。謂はく、唯[六]不作は、立誓の先と立誓の後とに於て、差別なきが故に。未だ立誓せざる位に、不作已に成ず。復誓限は立つるも、便ち無用と爲る。若し「不作は要ず勝緣を待つて方に律儀性を成ずることを得べし」と謂はゞ、是れ則ち應に別法有りて生ずと許すべし。世間を現見するに、勝緣の合するを待つて必ず有るは體別の法有りて生ずるが故に。若し立誓の故に[七]阿世耶を得ると謂はゞ、應に阿世耶は何の所目に名くと責むべし。謂はく、「心心所の法是くの如く差別して轉ず」と。若し爾らば此の息む位、便ち律儀を失せん。則ち應に數々重ねて立誓して受くるを須ゆべし。若し「是くの如く阿世耶を作らず、一切の時に於て恆に息むこと無きが故に」と謂はゞ、彼の言は實に爾り、此の體都て無し。無法は起息有るべきこと無きが故に。又獨靜の處、立誓要期す。此くの如き阿世耶は何ぞ律儀性に非ざるや。既に此の性は必ず勝緣を待つと許すが故に、定んで應に勝法あつて起るべきを知る。謂はく、必ず應に殊勝の法性あつて、是くの如き緣の和合するを待つて、方に起るべし。都て

【一】俱舍論十三・六左。

【二】經部の言ふ所は表業の非實有なるが如く、無表業も亦非實有なり。思の心所の所熏の種子を無表といふのみにて、無表あるに非ず。

【三】別解脫戒を受くる時、盡形壽不殺生の誓限を立つ。この時の思と思の心所の所熏の種子との力にて殺生せざるものにて、無表色あるに非ず。

【四】無表色は初念には現在の大種が造り、第二念以後は過去の大種が造るとなす。過去の大種は無體なるが故に所造の無表も無體なり。

【五】色はすべて變礙の相あり。然るにこの無表にはその相なきが故に無體なり。

【六】別解脫律儀を受くる時得する無表に依つて、只不作(殺生等)を得るといふに非ず。

【七】阿世耶 Āśaya 意樂と譯す。俱舍一四・一一右に出づ。經部にては無表業を否定し、思の心所の熏する所の種子が相續して働きをなすものとし、今立誓の時、不殺生等の意樂を得、それが繼續すとなす。此れに對しての有部の難あり。

殊勝の法性有ること無く、廣大の教に因り、加行にて方に得るに非ず。若し此れに異ならば、是れ則ち應に、諸の婆羅門及び離繫者の矯つて大方便を設けて、而も空にして所得なきに同じかるべし。若し「是くの如き立誓要期は、要ず衆の前に對し、自ら心願を顯はし、證悔の法の如くにして方に成ずることを得」と謂はゞ、法衣を服ず、鬚髮を落さず、應器を持たず、但(たゞ)衆の前に對し、立誓し、要ず、今より已去、我れ定んで是くの如き諸惡を作さずと期すれば、應に出家受具戒の者と名くべし。又世に、彼々の有情、種々に施し、殊勝の加行を爲し、便ち種々の異類の法有つて生ずるを現見す。既に出家して具戒を受くる者の施し、種々殊勝の加行を爲すを見、必定勝法有つて生ずるを比知す。此を我が宗に於て、無表業と名く。縱まに汝は此を立てゝ阿世耶と名く。異心無心、恆に隨つて相續す。此の名、理に於て亦過有ることとなし。若し全く物無くして此の名を立つれば、則ち八第四業道の重罪を成す。

九又彼れの言ふ所、「彼れ亦過去の大種に依つて施設す。然るに過去の大種は體有に非ず」とは理亦然らず。應に共に思擇すべし。過去の法の體、有と爲んや、無と爲んや。方に難すべきが故に。又過去世の地等の大種を能く生緣と爲すは許す所に非ざるが故に。彼れは曾て現在、無表色の與(ため)に能く生緣となる。今過去と雖も所生の無表と續轉すること失無し。又「一〇無表は色相無し」と言ふは理亦然らず。前に已に說くが故に。謂はく、初品の中、已に斯の理を辨ぜり。無色法の中、此の相無きが故に。彼(かしこ)は一一變壞及び表示等の諸相の差別に約し、總の色の名を釋す。無色法中、此の相無きが故に。此の義は一切の色に遍するに非ずと雖も、而も色の詞を訓釋するに過なきを成ず。或は應に一二識中亦此の失あるべし。諸識は皆了別に非ざるを以ての故に、彼れ既に過なし。此れ寧んぞ失あらんや。又諸色を釋するに、略して三義あり、一は方處を示現する義、二は觸對變壞の義、三は色の施設に約する義なり。謂はく、有見色は此(こゝ)に在り、彼(かしこ)に在りと方所を示すべし。故に名けて色と

【八】 妄語罪を指す。

【九】 以下經部の第二難を通ず。

【一〇】 以下經部の第三難を通ず。

【一一】 變壞のことは順正理第二譯(毘曇部二七・三六・三八)に出づ。表示のことは同じく三七頁に出づ。無表を色と呼ぶことは同じく四一頁に出づ。

【一二】 色に變壞と表示の二義を附するとして、若し無表がこれに當らずとすれば諸識又凡て了別に非ざる故に識の名の許されざる難あり。しかも皆識と呼ばるるが故にこの難なしとなり。

爲す。諸の有對色は手等の觸對を爲し、變壞すべきが故に名けて色と爲す。諸の無見無對色は、色の施設に約するが故に名けて色と爲す。身語を離れて、此れは施設すべきに非ず。無色界の中、此の施設無きを以ての故に。或は過去未來の諸色の如し。變壞等無しと雖も、而も亦色の名を受く。此れも亦應に然るべし。故に彼れは難に非ず。

又定んで應に諸の無表色は是れ實有性と許すべし。所以は何ぞ。頌に曰く。

第二項　有部の實有論經部の破論

三と無漏との色と　增と、非作等と說くが故に。

論じて曰はく、契經に[三]『色に三種有り』と說くを以て、此の三を處と爲し、一切の色を攝す。一には色の有見有對なるあり、二には色の無見有對なるあり、三には色の無見無對なるあり。無表色を除いて、更に復何を說いて此の中の無見無對色と爲すや。此の中上座は自らの妄情を率ひ、正文を改換し、是くの如き誦を爲す。「一には、色の無見有對なるあり、謂はく、一觸處、所見に非ざるが故に、是れ所觸の故に。二には、色の有見無對なるあり。謂はく、一色處、是れ所見の故に、所觸に非ざるが故に。三には、色の無見無對なるあり。謂はく、餘の八處なり。所見に非ざるが故に、所觸に非ざるが故に。定んで色の有見有對なるもの有ることなし」と。是くの如き誦釋、若し信受するものあり、或は正理あらば、引き來つて我が宗立つる所の無表を遮破すと許すべし。然るに彼の誦釋は、前來說く所の過を離れざるが故に。曾て餘經に此の誦を作すもの無きが故に、誰か能く信受せんや。彼れ是の說をなす。「經部諸師誦する所の經中、曾て此れ有るを見る。諸の對法者、應に專ら信じ學ぶべし。對法の諸師、無表を愛するに由り、心をして倒亂せしめ、謬つて此の經を誦す。故に經に是くの如き誦を作すこと無きに非ず」と。阿毘達磨の諸大論師實に謂へり。奇なる哉、賢を壞り、愛を泛へし、斯くの如き儱戾にして路を越えて

【三】雜阿含十三・十九（大正二・九一下）。

行く、一類自ら稱し、經を量と爲す者とし、猶、能く眷攝し、內法の人と爲し、時に與に甚深の理敎を評論す。然るに彼れの誦する所は、諸部の中に於て、所有の聖言に曾て有るを見ず。釋する所の義理は餘經に違背す。寧ろ智人に勸め、專ら信じ學びて、無表色を愛せしむべし。正しく其の儀に合す。佛は經の中に於て、自ら攝受するが故に、謂はく、[14]象跡喩契經の中に法處の色有りと說くが故に。彼の經に言く。『具壽、此の中に諸の色法有り、唯意識の境にて、體は是れ色蘊、法處の所攝、無見無對なり』と。若し無表を離れて、更に何の色有りて、是れ色蘊法處の攝なりと說かんや。『何ぞ斯れは是れ去來の色と許さざるや。應に十處の色は三世に通ぜさるべし。眼等の去來は皆法處の攝と許すが故に』と。又應に[15]各別處經に違背すべし。『法とは、謂はく、外處、是れ十一處に攝せざる所の法にして無見無對なり』と。此の經は眼等は是れ法處の攝なることを遮するが故に。又彼の過去未來の眼等は、應に隨ひ體は是れ有見有對なり。此れに由つて、是れ法處の攝なるべからず。又彼れは過去未來の眼等は是れ色と許すこと勿し。爾の時に於て、變壞等の諸の色相無きを以ての故に。是れ則ち前の難と、及び此の經を釋すると、自ら互に相違し、善說と爲すに非ず。

又法處の色は決定して有なるべし。[16]各別處經に『外の法處』と說き、意處の如く、無色と說くが故に。法處中、決定して色有るを以て、無色と說かず、深く理に應ずとなす。[17]辨本事品に已に廣く分別せり。是くの如く彼れの誦は敎理に違する言なり。但無知の經部の誦する所に合す。又彼れの釋する所は、世尊の敎の攝受する所の殊勝の諸色を遮隔す。對法の諸師、若し此れを信學すれば、便ち自他を饒益するを欲せずと爲す。故に彼れは人に信學を勸むべからず。彼れの一類は聖敎の正理を極成するを樂はざるに由り、專ら己が見を率ひ、妄に頌釋を爲し、愚人を惑亂す。故に我れ今より、漸やく當に捨棄すべし。又彼れの誦する所は、但經に違するのみに非ず。巨細に推徵するに、亦正理なし。

【一四】 中阿含三〇象跡喩經（大一・四六七上）。諸賢內意處及意識知外色法是屬色陰多分この文に當るべし。但この文の意明了ならず。恐らく現存中阿含の所傳の異なるが爲めなるべし。

【一五】 雜阿含十三・二一（大二・九一下）。

【一六】 前出の雜阿含十三・二一經。

【一七】 正理二卷（毘曇部二七・七四頁）。

謂はく、何の理有りて、唯一觸處を名けて有對と爲し、餘の礙色に非ざるや。諸の有礙の色は、自の居する所に於て、餘の用の起るを障ゆ。故に名けて對と爲 。此の對有る者は有對の名を得。現見するに色處は自の居する所に於て、展轉相望して能く障礙を爲す。聲等、眼等、相礙ゆること亦然なり。現に居する所に於て、互に相障礙す。而して無對と言ふは、意趣知り難し。故に上座の言は全く正理なし。又訓釋に依るに、色取蘊の名は、有對の名を證す。唯目觸るゝのみに非ず。謂はく、手等の爲めに觸對せらるゝ時、卽便ち變壞するを色取蘊と名く。此れに由つて能く色處等、皆是れ有對なるを證するに足る。所以は何ぞ。唯大種を色取蘊と名け、及び手等と名くるに非ず。彼此互に相觸るゝ時、便ち變壞あり。手等の總聚、互に相觸對して變壞す、是れ此の中の義と說くべし。世間を現見するに、餘の聚物を以て餘の聚物に觸るれば、則便ち變壞す。故に彼れの誦する所は、正教の理に違す。

〔一八〕經主は此に於て、是の釋を作して言はく、「諸の瑜伽師は、是くの如き說を作す。靜慮を修する者の定力より生ずる所の定境界の色を、此の第三と爲す。眼根の境に非ざるが故に無見と名け、處所を障へざるが故に無對と名く」と。此の釋は理に非ず。一切の法は、皆是れ意識の所緣の境なるを以ての故に。空閑に住する者は、意識卽ち諸の有見の色を緣じて定境界と爲す。此れは色の種類にして、餘の色等に異なる。是れは定より起り、大種の所生にして、無障澄淸なること空界の色の如し。是くの如き理趣は、辨本事品に、夢境を釋するに因み已に具に分別せり。應に是くの如く責むべし。「如何が定境は、靑等長等、顯形を性となし、餘の色處の如からんや。」有見の攝に非ず。然も定より起り、大種の所生にして、極めて淸妙なるが故に。又定中に在りては、識無きが故に、眼根の境に非ず。中有の色の如し。顯形を具すと雖も、而も生有の眼の能く見る所に非ず。或は上地の色の下地の眼の境に非ざるが如し。既に現在少分の色處有りて、少分の眼根の與に境とならず。如

【一八】　倶舍論十三・八右。

何が少の色處ありて、一切の眼根の與に境とならざるを許さざるや。又夢中に於て緣ずる所の色處は、應に無見無對なるべし。唯意識の境なるが故に。是の故に經に三色ありと說くに由り、無表色の實有を證する理成ず。

[一九]又契經中に無漏色ありと說く。[二〇]契經に說くが如し『無漏法とは云何ぞ。謂はく、過去未來現在の諸の所有の色に於て、[二一]愛恚を起さず、乃至識も亦然り。是れを無漏法と名く』と。無漏法を除いて何れの法をか名けて、此の契經中の諸の無漏色と爲すや。此の中[二二]經主亦釋を作して言く。「諸の瑜伽師、是くの如き說をなす。卽ち定力に由つて生ずる所の色中、無漏定に依る者をば卽ち說いて無漏と爲す」と。未だ審にせず、經主は曾て何處に於て、何等の諸の瑜伽師に逢事し、數、彼れの言を引いて、聖教を會通するや。且つ、[二三]曾て五百の阿羅漢あり、乃し正法の住するに至るまで、般涅槃せずと聞く。然るに、未だ曾て彼れに此の說有るを聞かず。設ひ此の說有るも理に於て違なし。無漏定と倶生の所有の諸色は形顯を以て體と爲すこと理に應ぜざるが故に。若し「彼れは形顯を體と爲さず、是れ無漏色にして定に依つて生ず」と許さば、此れ卽ち應に知るべし。是れ無表色なり。

[二四]譬喩者は說く。「無學の身中、及び外器中、所有の諸色、漏の依に非ざるが故に無漏の名を得。然るに[二五]契經には『有漏法とは、諸の所有の眼乃至廣說』と言ふ。此れは漏の對治に非ざるが故に有漏の名を得」と。彼の宗を挫かんが爲めに、廣く諍論を興すこと、具に有漏の相を思擇する中の如し。故に此の中に於て重ねて彈斥せず。又眼等は漏の對治に非ずして、有漏の名を得るに非ず。世間の諸の雜染道、無漏を成ずる過有ること勿し。後、義便に於て當に廣く成立すべし。世間道の中、能く染を離るゝ有り。又彼の眼等は意法意識の如く說くに非ざるが故に。謂はく、佛は有漏無漏の相中、是くの如きの言を作す。[二六]『墮世間の意、墮世間の法、墮世間の意識、是れを有漏と名く。出世

【一九】倶舍論十三・七右。
【二〇】雜阿含二・二四（大正二・一三中）。
【二一】愛恚。貪欲と瞋恚となり。
【二二】倶舍論十三・八右。
【二三】舍利弗問經（大正二四・九〇〇中）に出づ。
【二四】倶舍論十三・八右。
【二五】雜阿含八・五三（大正二・五六上）。
【二六】前出の雜阿含八・五三（大正二・五六上）に「世間者是名有漏法……出世間者是名無漏法」とあり。

間の意、出世間の法、出世間の意識、是れを無漏と名く』。眼等の中、是くの如き說を作すに非ず。故に知んぬ。彼の說は但邪計を述ぶ。然るに契經中、無漏の色を說くが故に、無表色の實有の理成ず。

又契經に福の增長有りと說く。[27]契經に言ふが如し。『諸有の淨信の若しは善男子、或は善女人、有依の七福業事を成就すれば、若しは行、若しは住、若しは寐、若しは覺、恒時に相續して福業漸やく增し、福業續いて起る。無依も亦爾なり』と。無表色を除いて、若しは餘心を起し、或は無心の時、何の法に依つてか、福業の增長を說くや。此の中上座、是くの如きの言を說く。「施す所の物に由つて、福業增長す。故に是くの如く言ふ。乃至施す所の房舍久しく住し、能く施主の福業をして增長し、恒に相續して生ぜしむ」と。又[28]伽他の中に亦是の說を作す。

園・林・池・井、　橋・船・梯蹬・舍を施し、
是の人此れに由るが故に、　晝夜、福常に增す。

上座此れを引く。殊に未だ經を通ぜず。但自宗の無表を撥する失に足すのみ。謂はく、他先に責む。若し無表無ければ、染心等の位に何の福が猶存せん。而も契經に言はく『福常に增長す』と。福の增長は施す所の物に由ると言ふ。此れは他の責むるに於て、豈、能く通ずと曰はんや。理實に福の增すは施す所の物に由る。然るに應に分別すべし。染心等の位に何の福か斷ぜず、而の說いて增すと爲すや。上座は中に於て、未だ其の理を申べず。所說ありと雖も、無用を成ず。又彼れ自ら疑難する所の言を說く。「若しその中に於て施物住せずんば、後の三種の如き福云何が增さんや」と。卽ち自ら釋して言はく、「施す所の食の生ずる所の饒益猶安住するに由るが故に、能く施主の施福をして常に增さしむ」と。此も亦前に同じく、說く所の過あり。又彼れ重ねて說く。「或は[29]阿世耶妄失せざるが故に福常に增長す」と。若し爾らば施主の染心等の位、頗る施を緣ずる憶念猶存する有り。此れに由るが故に不忘失と言ふが故に。彼れの言は爾らず。不忘とは何ぞ。謂はく、阿世耶な

【二七】中阿含六經善人往經(大一・四二八上)俱舍論十三・七右引用

【二八】雜阿含三六・五(大二・二六一上)別雜阿含八・三(大二・四二六左)。

【二九】阿世耶 Āśaya。意樂。

り。心心所及び無表業を離れて、此れは何に名くる義ぞ。豈、是くの如く近退推徴して、彼れは佛言に都て義あることなしと顯はさずや。又彼れ自ら問ふ。「云何が無依の福業事中、是の說を作すべきや。所施の物に由つて福業增長すと」と。卽ち自ら答へて言はく。「此れは前の諸の有依の福を誦する言便に乘ずるが故に來る。理實には此の中福增の義無し」と。上座は多分已が妄情を率ひ、擅(ほしいまゝ)に義宗を立て、諸の聖教に違し、通釋する能はず、遂に極成せる[三〇]違ふ所の契經を撥し、實義なしと言ふ。是くの如く法を謗るは、豈、善人と曰はんや。若し契經に於て深義を了せず。勝と爲すと言はず。何ぞ輒(すなは)ち撥に非ずや。

又「濃厚の阿世耶を發起するに由るが故に、福も亦隨增す」と言はゞ、此れも亦理に非ず。前に已に徵責す。此の阿世耶は理成せざるが故に。又應に前の立つる所の論を捨つべきが故に。若し施物なくして福亦增長すれば、前に應に施す所の物の相續して久しく住するに由つて福常に增長すと言ふべからず。

[三一]經主は此(こゝ)に於て是くの如き言を作す。「先の軌範師是くの如き釋を作す。[三二]法爾の力に依つて福業增長す。[三三]如々の施主、所施の財物、如是如是の受者受用す。諸の受者の施物を受用するに由つて、功德攝益に差別有るが故に。後に於て施主の心に異緣すと雖も、而も前の施を緣ずる思の熏習する所、微細に相續し、漸々に轉變して差別して生ず。此れに由つて當來能く多果を感ず。故に密意を以て恒時に相續して、福業漸やく增し、福業續いて起ると說く」と。應に問ふべし。何を相續と名け、何を轉變と名け、何を差別と名くるや。彼れ是の答を作す。「思業を先と爲し、後々に心生するを說いて相續と名く。卽ち此の相續、後々の時に於て、別々にして生ずるを說いて轉變と名く。卽ち此の無間に、能く果を生ずる時、功力前に勝るを說いて差別と名く。有取識を命終心と爲すが如し。此の心の前に於て、種々の後有を感ずる業有りと雖も、而も此の時に於て、唯極重あり。或は

【三〇】自宗の義に違する所との義。
【三一】倶舍論十三・八左。
【三二】それ自身の自然に有する力。
【三三】それ〳〵の施主の義。

唯串習、或近く作る業果を感ずる功力顯著にして餘に非ず。餘の異熟因の引く所の相續轉變差別の與果の功能は、異熟果を與へ已りて、此の功能便ち息む。諸の同類因の引く所の相續轉變差別の與果の功能は、若し染汚ならば、畢竟の對治道を得る時に至つて、等流果を與へて功能便ち息む。不染汚ならば、心の相續に隨ひ、無餘依般涅槃の位に至り、等流果を與へ、所有の功能方に畢竟息む」と。

是くの如き所説は卽ち是れ前來、我が數破する所の舊隨界等なり。而も今但別異の言詞を以てす。倡伎人の矯つて服飾を易ゆるが如し。方便して引く所の契經を通釋し、然も彼れの言ふ所の微細の相續轉變差別は少しの理趣も無し。智者をして錄して胸襟に在らしむべし。唯虛しき文詞の假合を憑る有るのみ。勝論者の執する所の合德同異和合の如し。別體無きが故に。所以は何んぞ。説の如くんば、心の相續に染有り、淨有る義は、卽ち心の前後の染淨の差別にして、是くの如き相續轉變差別は、亦應に卽ち心の前後の別の義なるべし。此の心の差別は因と爲りて果を得。此の果は前後の差別あるべし。然るに得る所の果の體種々に殊る。彼れの從つて因とする所、定んで異あるべし。一心の體種々あるべきに非ず。若し此れは鉢特摩種の如しと謂はゞ亦理に應ぜず。彼れは多の極微の合成せる種なるが故に、差別あるべし。又種芽等は諸の相續中、前後相望し勢用別無し。一心の相續は前後相望するに、善惡等ありて勢用各別なり。細分なきに非ず。一念の識體は善等の勢用の不用有るべし。又聖教中、一身に順現法受等の分位の差別の業有ることを許す。此れを因と爲すに由り、其の次第の如く現法受等の分位の差別の果を感ず。一心の體能く因と爲つて、斯くの如き分位の別果を感ずべきに非ず。若し「種の緣と合して力殊なり、或は能く芽を生じ、或は灰等を生ずるが如し」と謂はゞ、此れも亦理に非ず。善不善の二因は應に俱に、能く愛非愛の果を招くべきが故に。然るに契經に此の處無しの言を説く。又種等は一相續なりと雖も、而も緣と合する

位に、芽等より芽等有りて生ぜざるが如く、心も亦應に然るべし。一相續と雖も、而も緣と合する位に、善心より非愛の果を生ぜず、亦愛果は惡心より生ずるに非ず。故に汝は應に一心の相續の同時に於て、便ち無量の心有りて俱生すと許すべし。或は應に心は和香の頌の如く無量の體有りて和合して生ずと許すべし。或は應に因の過去は體有りと許すべし。或は應に果は因無くして生ずと許すべし。是くの如く便ち路を迷失する者と成る。

又彼れの說く所の「一心の相續、後々の位に於て、別々にして生ずるを名けて轉變と爲す」とは、定んで理に應ぜず。且らく、福行を造り、無間に卽ち復非福行を造作する者有るが如し。此の二は是れ一類の轉變とせんや。是れは異類にして轉變すと爲んや。若し「此れは是れ一類の轉變」と言はゞ、是れ則ち應に罪福の差別無かるべし。若し「異類にして轉變す」と言はゞ、應に說くべし。更に何の第三心有りて、之に依つて何の相を福行の轉變と名くるや。復何の相を說いて、罪行の轉變と名くるや。是くの如き等の種々の推徵に依るに、許する所の相續轉變差別、一切聖敎の正理に順ぜず。又彼れの宗とする所は、唯現在有なり。一念の法に於て相續成ぜず、相續既に無し。何を轉變と說かんや。轉變無きが故に、差別も亦無し。此れに由つて彼れの言は都て實義無し。故に別法有り、若し餘心を起し、或は無心の時、恒に現に相續し、漸々增長するを說いて無表と名く。故に無表の實有の理成ず。

[三四]經主は此の中極めて恍惚と爲り、審に自他の宗趣に了達せず、己が過を以て他に攀ぢて等しからしめんと欲し、逆に他の責を述ぶ。「若し如何にして[三五]餘の相續の德益の差別に由つて、[三六]餘の相續をして心に異緣すと雖も、而も轉變あらしむと謂はゞ、此の疑難を釋すること無表と同じ。彼れ復如何が、餘の相續の德益の差別に由つて、餘の相續をして別に眞實の無表の法の生ずること有らしむるや」と。爾らず、身心は互に相隨ふが故に。施主に福思の差別有るに由つて、是くの如き相、

【三四】俱舍論十三・八左。
【三五】受者の身を指す。
【三六】施者の身を指す。これは種子說を取る經部が受くる難は無表色に於ても同樣なりとの意なり。

表及び無表あり、前行の造色は、四大種と俱時にして生ず。生し已つて無間に此の四大種及び所造の色は俱時にして滅す。俱生を以ての故に、此れより生ずる所の後の無表色は前の種類を嗣ぎ、乃し未だ無表を捨する緣に遇はざるに至るまで、恒に相續して轉ず。是くの如く、施主は心異緣すと雖も、而も受者の德益の差別に由つて、福常に增長す。理相違せず。然るに增長の言は下中等の品類の差別を顯はす。諸の有爲法は外緣に資けらる。法として皆然るが故に。或は此の意は相續の轉多きを顯はす。故に次に復福業續いて起ると言ふ。汝が宗は爾らず。所以は何ぞ。施主の福思の差別滅し已り、無間に便ち染心の續生あり。受者は爾の時德益差別す。施主は彼れに由つて染汚心增す。何を用つて斯くの如き福業增長せんや。若し「別に非染法有りて增す」と謂はゞ、染汚の心を離れて何の別法有りて、名けて福業と爲し、彼の漸增を說かんや。宜しく善く思ひ其の自體を尋求し、之を心首に標し、徐に當に顯示すべし。今詳にするに、汝等は顯示の能なし。是の故に汝曹、未だ妙に聖教を閑ひ、正理に通ずる師を承稟せず、大欲、心に居するに由り、自ら法の想を立て、妄に自ら擧恃し、經部師に朋し、自の執塵を捧げて、聖教を坌穢す。

又彼れの說く〔三七〕所の「無表論者は無依の福に於て、旣に表業無しとす。寧ぞ無表有らんや」とは、此れも亦然らず。善の無表業は、彼れ定んで有るが故に、謂はく、某處某方邑の中、現に如來或は弟子有りて住す。歡喜を生ずるが故に、福常に增すと聞かば、彼れ必ず應に增上の信心有るべし。遙かに彼方に向ひ、敬つて禮讚を申べ、福の表業と、及び福の無表とを起して自ら莊嚴し、親しく覲奉らんと希ふ。故に無表に依つて福常に增すと說く。世尊の經中、但能く此れを起せば、福の起るに於て、勝因と爲ると說くが故に、無表色を除いて、若しは餘心を起し、或は無心の時、必ず福業の相續增長無きこと、前に已に辯じたるが如し。若し唯彼れに歡喜心のみ有りと許さば、彼れは則ち唯意妙行のみ有るべし。暫時にして便ち息み、常增の理なし。故に我れ決定して、彼れその時、

【三七】　倶舍論十三・九右。

必ず亦應に身語の妙行有るべしと許す。又自ら作すに非ずして、但他を遣はして爲すとき、若し無表業無ければ、業道を成ずべからず。他を遣はす表は、彼れの業道の攝に非ざるを以てなり。此の業は未だ正しく所作を作す能はざるが故に。所作を作さしめ已つて此の性異なること無きが故に。

〔三八〕經主は此に於て、是の釋を作して言はく。「應に是くの如く說くべし。〔三九〕本の加行に由つて、使者、教に依つて所作成ずる時、法爾として能く教者をして、微細に相續し轉變し差別して生ぜしむ。此れに由つて當來に多果を感ず。諸有の自作の事究竟する時、當に知るべし。亦是くの如き道理に由る。應に知るべし。卽ち此の微細に相續し、轉變し、差別するを名けて業道と爲す。此れ卽ち果に於て、假りに因の名を立つるなり。是れ身語業の引く所の果なるが故なり」と。彼れの釋は理に非ず。微細に相續し、轉變し、差別するは、前に已に破せるが故に。更に難を釋する功能有るべきなし。故に此の中に於て、重ねて引くも用なし。又彼れは應に說くべし。「能教者に由つて、使(者)餘處に往き、餘の有情を害す。教者、後の時、若し因果相屬の道理に於て、善く了知することを得、此れに由つて便ち能く深き悔愧を生じ、或は能く餘の勝善の心を發起す。使者爾の時、殺事究竟し、能く教者の心相續中に、殺の業道を生ぜしむ。此の心の相續は愛果を得と爲んや。非愛の果を得と爲んや。倶に二果を得と爲んや。理は皆然らず。殺業爾の時正に究竟せるが故に、善心は苦果を招くべきなきが故に。順現受等の業、雜亂の過を成ずるが故に。若し「唯教者の表業を發す思、能く當來の非愛の果を牽引す」と謂はゞ、理實に應に爾るべし。然るに彼れの執ずる所の相續、轉變、差別は是れ何ぞ。能教者の心は既に善の相續なり。復何の法か、能く當來多く非愛の果を感ずと執ずるや。能教者の後の相續中、別法生じて能く多く感ずる無きを以ての故に。是くの如き所立は、喜びを生ぜしめず。然るに先きの表、及び能起の心を加行と爲すに由るが故に、後時に教者、善心を起し、多時に相續すと雖も、仍不善の相續生を得る有り。所作をして成ぜしむる時、力能有りて、

〔三八〕倶舍論十三・九右左。
〔三九〕能教者が使者に命令する時、卽ちこの加行に依りて、能教者の身に思の種子が生じ、使者がその使命を果すとき、自然の道理にて能教者の身に根本業道の思の種子が起る。

是くの如き類の大種及び造色の生を引く。此の所造の色の生ずるは、是れ根本業道なり。卽ち彼れの先の表及び能起の心、現在に在る時、因と爲つて能く今の所造の色を取つて等流果と爲す。今正しく無表色を起す時に於て、彼れ過去に在りて能く今の果を與ふ。唯彼れの先の時起す所の思業、非愛の果に於て、牽引の因と爲り、後業道生じ、能く助滿をなし、引く所の果をして決定して當に生ぜしむ。是くの如き所宗は喜びを生ぜしむべし。

）牽引の力、卽ち當來の愛非愛の果をして、決定して當に起らしむるに非ず。能教者の能く表を起す思を除き、若し後時に於て善心相續し、乃し使者の事究竟の時に至るまで、無表若し無ければ、更に別法の、非愛の果に於て、能く圓滿の助因と爲るものなし。得べき果も應に生ぜざるべし。若し加行の心、卽ち能く果をして決定して當に起らしめ、滿因を須へざれば、使者或る時殺事を爲さゞるも、教者の非愛の果亦應に決定して生ずべし。旣に然りと許さず。故に汝經部は業果の理に於て、極めて惡立となす。

然るに上座は言はく。「所教者の加行の無間に於て、能教者をして加行を爲し、無間の罪の觸を生ぜしむ。遣はす所の使(者)が事究竟の時、教者の加行の果方に成ずるを以ての故に」と。此の中、彼れの執の、無間とは是れ何ぞ。母等の亡と爲んや。所生の罪と爲んや。若し「無間は卽ち母等の亡」と謂はば、應に殺の思を離れて、亦無間を成ずべし。若し「無間は所生の罪」と謂はゞ、彼の所教者の事究竟の時、能教者の思若し是れ染汚ならば、無間の重罪の觸るゝ所となるべし。若し能教者正しく善思を起さば、使者爾の時殺の事究竟するも、彼の能教者に何の罪有つて生ぜんや。如何が言を發すも、都て、彼れを無間の重罪の觸るゝ所と説くに忌憚なし。是の故に定んで應に實の無表を許すべし。若し自ら作さず、但他を遣はして爲すも、無表の生ずるに由つて、業道の罪を成す。

又若し無表無ければ、應に八道支なかるべし。在定の時語等無きを以ての故に。[四〇]經主は此に於て是くの如き責を作す。「且らく彼れは應に說くべし。正しく[四一]道に在る時、如何が正語と業と命と有ることを得るや。此の位に於て[四二]正言を發し、正作業を起し、衣等を求むること有りと爲んや。いなや」と。此の責は理に非ず。佛語同じきが故に。經部の諸師も亦應に責めらるべし。正しく道位に在り、言を發し及び作業を起し、衣等を求むること有りと爲んや、いなや。如何が佛は、正語と業と命とは、道支の所攝なりと言ふや。故に責は應に同じかるべし。然るに彼れは釋して言はく、[四三]「無表無しと雖も、而も道に在る位に、斯くの如き[四四]意樂と[四五]依止を獲得するが故に、出觀の後、前の勢力に由つて、能く三正を起し三邪を起らず。因中に於て果の名を立つるを以ての故に。具に八聖道支を安立すべし」と。彼れの釋は然らず。應に正見等此の釋に同じかるべきが故に。謂はく、正見等も亦應に是くの如き計度を爲すべし。道位に在り正見等無しと雖も、而も斯くの如き意樂と依止を得るが故に、出觀の後、前の勢力に依つて、正見等起り、邪見等無し。因の中に於て、果の名を立つるを以ての故に、具に八聖道支を安立すべし。然るに觀中正見等無きに非ず。若し正見等無ければ、道も亦無かるべきが故に。是くの如き理に由つて、對法の諸師は應に是の例を作すべし。正見等の正しく道に在る時、實に自體あるが如く、亦應に實に正語・業・命、諸の無漏戒あるべし。觀に在る時、正見等を得るが如く、出觀の後に於て、異生の邪見等を起すに同じからず、是の觀中正語等を得るが如く、出觀の後に於て、異生の邪語等を起すに同じからず。如何が起す所異生に同じからざるや。謂はく、預流等、染心を起し、欲等の事を習ふと雖も、而も邪思惟及び邪語等を起すと說くべからず。同じく觀中に於て、彼れの對治を得。唯別に正見等の體有りと許し、正語等に非ずとは、斯れ何の理あるや。又何の理有りて正見等に依つて假りに正語等を立て、此れは相違に非ずと許すや。或は應に別に彼の體有りと許さゞるべし。故に彼の宗とする所、善立と爲すに非

【四〇】倶舍論十三・一〇右。
【四一】道。無漏道卽ち無漏定。
【四二】發正言＝正語。起正作業＝正業求衣等＝正命
【四三】倶舍論十三・一〇左。
【四四】意樂。Āśaya.
【四五】依止。Āśraya 所依止の身。

す。

又見の如く定戒も亦應に然るべし。此れ皆學無學に通ずと說くが故に。謂はく、契經に說く『有學の尸羅、無學の尸羅、有學の三摩地、無學の三摩地、有學の般若、無學の般若』と。若し「尸羅は正見等に於て假りに安立す」と謂はゞ、別に尸羅の學無學に通ずと說くに便ち無用と爲る。上座の意は謂はく、「身語惡行を作さゞるに堪能なるを正語等と名く。聖道力の轉相續するに由るが故に、二惡行に於て作さゞるに堪能なり。故に正語等は別に體有るに非ず」と。若し爾らば、正見も亦應に唯是れ意惡行を作さゞるに堪能する性なるべし。所以は何ぞ、聖道力の轉相續するに由るが故に、意惡行に於て作さゞるに、堪能するを卽ち正見と名く。別に體有るに非ず。經に『邪見を意惡行と名く』と說く。今此の中に於て、何の別の理有つて、一は體有りと許し、一は則ち然らざるや。故に彼れの說く所は、都て實義なし。

又應に彼れに問ふべし。作さゞるに堪能する體は是れ何の法ぞ。彼れ言はく、「卽ち是れ勝阿世耶、隨ふ所の善淨の心心所法なり」と。此れは前に破せるが如し。前の破とは何ぞ。謂はく、「彼れの如き勝阿世耶有るに非ず。隨逐する所の法は、不作の殊勝の想を立て、非染等の心と名くべし、止息すれば染等の心を起し、應に律儀を失ふべし。未だ得ざる位の如し。」息む位に於て、少しく前亦語惡行等を作さゞるに堪ゆと名くと說くことを得べし。先に說く所の過、皆應に此に集まるべし。

又彼れの說く所、「尸羅と言ふは是れ串習の義なり。是の故に尸羅に別の實體なし」と。彼れの說は然らず。串習の義なりと雖も、而も別に說くが故に、定んで別に體有り、契經に說くが如し『若し已に善く戒定慧の三を修む』と。修は卽ち串習なり。若し唯串習を尸羅と名くれば、契經は應に別に修戒を說くべからず。理として應に串習を修むと說くべからざるが故に。若し定慧を修むることを卽ち尸羅と名くれば、是れ則ち應に三種を修むと言ふべからず。又契經に、『尸羅に住するに依

つて二法を修習す』と說く。豈、應に說いて修習に住するに依つて、二法を修習すと言ふべけんや。今具壽の覺慧の行ずる所を詳にするに、唯世典を憑んで聖敎に關するに非ず。故に無表色の實有の理成ず。彼れに多くの餘の無端の說ありと雖も、而も皆前來の破する所を越えず、文の煩重を恐れて別に遮遣せず。且らく前說に依つて無表成ずるに足る。

第三項　無表の異名

此の無表の名は何の體に目くと爲んや。遠離の體に目く。遠離・非作・非造・無表一體の異名なり。唯作を遮して卽ち無表と名くるに非ず。世間に說くが如し。『婆羅門に非ず』と。世共に別に一類に目くるを了知す。業を因となすが故に。彩畫の業の如し。此の無表色は亦業の名を立つ。表に因り、思に因りて生を得るが故に。諸の無表は皆二力の生とせんや。爾らず、云何ぞ、唯欲界繫所有の無表は强力の二因に由る所生なるべし。欲界の思は等引に非ざるを以ての故に、身語表を離れて、無表業を發す功能有ることなし。靜慮と倶なる思は、定力に持たるゝが故に。表を待たずして、無表業を發す勝功能あり。此れに由つて無表は是れ業に非ずと雖も、業を因と爲すが故に、亦業の名を得。受等は亦名けて業と爲すべからず。表業を止息して、無表業を立つるを以ての故に。業を止息して受等を立つるに非ず。是の故に受等は業を因となすと雖も、無表に同じく、亦業と名づく過なし。又諸の無表は業を因となし、業の因と爲るに非ず、受等は業と互に因果と爲るを以て、是の故に無表に同ずる失あることなし。無表は亦非業を以て因と爲す。何に緣つて亦非業と名くと許さざるや。又非業と許す。非作を以ての故に、但業を因と爲すが故に亦業と名く。世尊は非作を業と名くと說く。說くが如し『云何が白々異熟業と名くるや。謂はく、五尸羅、七種尸羅乃至廣說。』聲明を解する者は亦、非作の眠及び住の位に於て、業の聲を以て說く。亦世間を見るに、非作の位に於て、所作有るに同じく、作業の名を立つ。問ふが如し。天授、汝は何の業を作す。答へて言はく、

我れ今眠或は住々作すと。故に世俗の言に同じく、說くこと失無し。若し爾らば、欲界の初念の無表は、無表業の名を建立すべからず。表業と倶にして、表業を止息する理成ぜざるが故に。此の難は理に非ず。初の無表は是れ表を止息する無表の種類にして、後は初念に隨つて相續して轉ずるを以ての故に。謂はく、初刹那の表と倶なる無表は、是れ後に表を息むる無表業の類にして、彼れを相望むるに種類同じと許すが故に。表業と倶時にして生ずと雖も、而も立て丶無表業の體と爲すことを得。皆表業に由つて生ずることを得るが故に。或は善の無表は惡業を止息し、不善の無表は善業を止息するが故に、初念は表と倶生すと雖も、而も亦說いて無表業と名くることを得。遠離・非作・非造業の名、斯れに准じ例釋し。皆過有ること無し。

第五節　業と大種

第一項　表無表の性としての大種

四六 無表と表と倶に所造の色なり。所依の大種を異と爲んや、同と爲んや。頌に曰はく。

此の能造の大種は　表の所依に異なり。

論じて曰はく、無表と表と倶生有りと雖も、然も能生の因の大種は各々異なる。四七 麁細の兩果は、因必ず異なるが故に。生因の和合差別あるが故に。

第二項　無表と大種との前後

一切の所造の色は、多く生因の大種と倶生す。然るに現在未來に亦少分過去「の大種」に因る者有り。少分とは何ぞや。頌に曰はく。

欲の後念の無表は　過の大種に依つて生ず。

四八 論じて曰はく、唯欲界繫の初刹那の後、所有の無表は過去の大種より生ず。謂はく、欲界所繫の

【四六】此の段は表無表の大種を說明す。

【四七】表の麁と無表の細とその果異あるが故に生因の四大種の和合(Sāmagrī)は異なる。

【四八】欲界所繫の初念の無表は現在の大種所造であり、それ以後の無表は過去の四大種より生ずることを述ぶ。

初念の無表は、能生の大種と倶時にして生ず。此の大種生じ已りて、能く一切の未來の自相續の無表の生因となる。此れは初刹那の無表と倶に滅し已り、第二念等の無表生ずる時、一切皆是れ前の過去の大[種]の所造にして、此の過[去]の大種後々念の無表の所依と爲る。能く引發するが故に。後々念の無表の與に倶起の身中の大種は、但能く依と爲る。此の大種若し無ければ、無表轉ぜざるが故に。是くの如く前と倶の二の四大種、後の諸の無表に望めて、四九轉、五〇隨轉の因と爲る。譬へば輪の行くに、手に因り地に依るが如し。手能く引發し、地は但依と爲る。前と倶の大種、應に知るべし。亦爾なり。

第三項　業と大種との地的關係

大種は五地に通ず。身語業も亦然なり。何の地の身語業、何の地の大種の造なるや。頌に曰はく。

有漏は自地の依なり。　無漏は生ずる處に隨ふ。

五一論じて曰はく、身語の二業は略して二種あり。一には有漏、二には無漏なり。若し有漏ならば五地の所繫なり。欲界の所繫の身語二業は、唯欲界繫の大種の所造なり。是くの如く乃至、第四靜慮の身語二業は、唯是れ彼の地の大種の所造なり。若し無漏ならば、五二五地の身に依り、此の地に生ずるに隨ひ、應に起りて現前すべし。卽ち是れ此の地の大種の所造なり。五三無漏法は界に墮せざるを以ての故に。必ず大種の是れ無漏なるものなきが故に。所依の力に由つて無漏生ずるが故なり。

第六節　表無表の類及びその大種

五四表無表業は其の類是れ何ぞ。復是れ何の類の大種の所造ぞ。頌に曰はく。

無表は無執受なり。　亦等流なり。情數なり。

散の依は等流性なり。　有受なり。異の大より生ず。

【四九】轉。轉因(Pravṛtti-kāraṇa)過去の大種が無表の爲めに轉起因卽ち能生因となるを云ふ。車を引く手の如し。

【五〇】隨轉。隨轉因(Anuvṛtti-kāraṇa)。現在の大種が無表の爲めに所依となり、無表がその大種に隨つて轉ずるを云ふ。車の行く地の如し。

【五一】この段は身語の表無表業とその能造の大種の地の關係を述ぶ。欲界初地までは表無表業共になり。二定以上は表業なく無表のみなり。而して有漏の業は必ず自地の大種により造られ、無漏の業はその生處の大種により造らる。

【五二】五地。欲界と四禪。

【五三】一、無漏法は界繫關係なき故に、二、無漏の大種なき故に、三、所依の身なくして無漏の無表は起らざるが故に、この業三つの理由に依り無漏の無表は、その身の生じたる地の(欲界ならば欲界の)大種にて造らる。

【五四】この段は表無表の諸門分別をなし、又その大種を說く。

定生の依は長養なり。　　無受なり、異の大なし。
表は唯等流性なり。　　身に屬するは有執受なり。

論じて曰はく、今此の頌の中、先づ無表を辯ず。[五五]諸の無表業に略して二種あり、定と不定地と差別あるが故なり。然るに其の總相は皆[五六]無執受なり。有執受と相、相違するが故に。唯善不善の故に、異熟生に非ず。極微の集なきが故に、所長養に非ず。同類因あるが故に、是れ等流あり。「亦」の言は刹那性有るを顯はさんが爲なり。謂はく、初無漏の倶生の無表なり。識を待つて生ずるが故に有情數の攝なり。若し差別に就き、所依を分別すれば、[五七]不定地の中の所有の無表は等流、[五八]有受、異の大種より生ず。「異の大より生ずる」の言は身語の七が、一々是れ皆別の大種の所造なることを顯はす。定生の無表は差別して二有り、謂はく、諸の靜慮と無漏律儀となり。此の二、倶に定に依つて長養せらる。[五九]無受、無異の大種の所生なり。「無異の大」の言は此の無表の七支は同じく一具の四大種の所生なることを顯はす。

應に知るべし。有表は唯是れ等流なり。此れ若し身に屬すれば、是れ有執受なり。餘の義は皆散の無表と同じ。謂はく、有情數なり、及び依は等流なり。有受なり、別異の四大種より起る。何に縁つて散地の所有の無表の能造の大種は唯等流性にして、定地の無表は所長養の生なるや。殊勝の心現在前する位に必ず能く大種と諸根を長養するを以ての故に、定心と倶に必ず殊勝の長養の大種あり、能く生因となり、定心と倶なる所有の無表を造る。散地の無表は、因等起の心と倶時ならざるが故に、無心位に在りても、亦起ること有るが故に、所依の大種は唯是れ等流なり。因等起の心は能く無表を生ずる諸の大種を長養すること能はざるが故に。若し爾らば散地の無表の所依は誰の等流果なるや。有るが是の說を爲す。「是は次前に滅せる大種の等流なり」と。能造の無對の所有の大種有對の大種の等流果を造るに非ず。細麁の種類別あるが故に。如是說は無始より來（このかた）、定んで能

【五五】無表に定の無表と散の無表とあり。
【五六】無表は色なれども非積集のものなるが故に、心心所の執受するものに非ず。
【五七】倶舍論十三・十二右欲界所有の無表。
【五八】有受。有執受の略。欲界の無表が等流の大種、有執受の大種、異の大種より生ずることを述ぶるなり。
【五九】無受。無執受の略。この定の無表の大種が所長養の大種、無執受の大種、異一具の大種より生ずるを明す。

造の無對の造色有り、已滅の大種を同類因となし、能く今時の等流の大種を生ず。有表業を造る大種も亦、應に是れ、無始より來(このかた)の同類の大種の等流果なるべし。異類より定んで無表を生ずるに非ず。

所依の大種の無執受とは、定心の果なるが故なり。必ず愛心の此の大種を執じて、以て現在の內の自體と爲すこと無きが故に。又此の大種は其の餘の執受の相有ること無きが故に、無執受と名く。散地の無表の所依の大種は有執受なりとは、散心の果なるが故に、愛心有りて執じて、現在の內の自體と爲すを以ての故に。顯色等の所依の大種、依身に繫屬して生を得るが故に亦毀壞すべし。外物觸る丶時苦樂を生ずべきが如し。

何に緣つて定心所生の無表は、是れ別異無き大種の所生にして、散の無表の生は別の異の大に依るや。定生の無表は七支相望するに、展轉の力にて生じ、同一果なるが故に、唯一具の四大種より生ず。散は此れと相違するが故に異の大に依る。有るが說かく、「若し彼れ同一生因ならば、隨つて一を越ゆる時、應に一切の定生の無表を捨すべし。七支相望するに生因既に同じ、必ず頓捨するが故に。」豈、一切の有情の相續の、遠離殺戒に對するが如からざるや。同じく一具の大種の所生なりと雖も、一を越ゆる時、一切を頓捨するに非ず。七支の相對する理も亦應に然るべし。「此の例は然らず。彼れは一具の大種の所造なりと雖も、然も其の對する所は、一一の有情の相續の異(ことなり)なるが故に。若し七支戒が無異の大[種]の生にして、對する所の有情の相續既に一(ひと)なれば、何に緣つて一を越えて一切を捨するに非ざるや。是の故に此れと彼れと例をなすこと齊しからず。」若し爾らば、此れは應に命根の理に同じかるべし。命根の體の如き、具身の依と爲(せ)んや。身不具の時亦依止と爲(せ)んや。故に身缺くと雖も、餘の根有るに隨つて、命猶能く持して、斷壞せざらしむ。是くの如く一具の大種を因と爲し、能く律儀の具不具の果を生ずるが故に、支缺くと雖も餘支有るに隨つて、大猶

能く持して斷壞せざらしむ。「此れは亦例に非ず。彼の命根、先には缺身と倶時にして起り、中間には具身と倶生する有り、後に缺減の時、復倶起有り、故に具缺に於て各別に任持す。大種は然らず。一具の大種は一相續の爲めに無表の生因たり。若し七支の與めに生因と爲らば、未だ曾て暫らくも缺支と倶生せず、如何が一を缺く時、餘を持して捨てざらしめんや。卽ち此の理に由り、無貪等を因と爲す從り生ずる所の離殺等の戒は、一有情の相續に對する有りと雖も、而も一を越ゆる時、一切を捨するに非ず。是れ各別の大種の果なるを以ての故に、大種別なれば果類別なるが故に、別異の有情の相續に對すと雖も、多く無貪より生ずる所の無表を發して、而も但一具の大種を因と爲す。所生の果類別無きを以ての故に。是れに由つて若し一有情身に對し、一具の七支の生因同じければ、則ち一を越ゆるに隨つて、應に一切を捨すべし。是くの如く立證して理亦成ずべし。故に散の七支は別の大種に依る。」然るに別に律儀を捨すと許さざるに依り、此の證成せず。前說を善となす。

[六〇]天眼起りて、本形を壞するに非ざるが如く、表色生ずる時、理亦應に爾るべし。故に身表は身の中に在りて生ずと雖も、而も異熟色斷じ已つて、更に續く過なし。亦一具の大種聚の中に、二形色有りて倶時に起る過なし。諸の身表は別に等流の大種の新生有りて、所依となるが故に。隨つて身分に依つて表色生ずる時、此の一分身は、應に、本の大及び形色よりも大なるべし。極微增するが故に、然るに現見せず、其の理如何。有るが此れを釋して言はく。[六一]「表及び大の相は微薄なるを以ての故に、染支の體の如し。然るに大の相の得べき有るを見ず」と。有るが說かく、「一身中孔竅あるが故に、相容納すと雖も本より大ならず」と。

【六〇】倶舍論十三・十二左。

【六一】倶舍論十三・十三右。

巻の第三十六

〔辯業品第四の四〕

第七節　表無表の性界地

第一項　三性門

[一]已に業門に略して二種有るを辯ぜり。謂はく、思と思已業の差別の故に。復三種あり、謂はく身、語、意業の差別の故に。復五種あり、謂はく身語の二に各〻表無表あり、及び思惟の一業の差別の故に。是くの如く五業の性及び界地の建立は云何ぞ。頌に曰く。

無表は記なり、餘は三なり。　不善は唯欲に在り、
無表は欲色に通ず、　表は唯有伺の二なり。
欲には有覆の表なし。　等記無きを以ての故に。

論じて曰く。無表は唯善不善性に通ず。無記有ることなし。所以は何ぞ。是れ強力の心の等記する所なるが故に。無記の心は劣りて、因等起となり、[二]強力の業を引き、後々の餘の心位の中、及び無心の時、亦恒に續いて起らしむる功能あることなし。言ふ所の餘とは、謂はく、二表及び思なり。三とは謂はく、善不善無記に通ずるなり。

第二項　界地門

[三]中に於て[四]不善は欲に在りて餘に非ず。[五]不善根と無慚愧と有るが故に。善及び無記は、其の所應に隨ひ、三界に皆有り、別に遮せざるが故に。欲色二界皆無表あり、決定して無色界中に在らず。無色界中には伏色想有るを以ての故に。諸色を厭背して無色定に入るが故に、彼の定中色を生ずる

【一】以下諸業の三性分別、界地分別をなすなり。倶舍論十三、十三右以下に當る。

【二】倶舍論十三、十三右には强業(Balavat-karma)とあり、無表業のことなり。

【三】中に於て。三界九地の中に於て、

【四】不善。不善の表無表及び意業。

【五】貪瞋痴の三不善根と無慚無愧の五を斷じて上界に生れるが故に、上界にはこの五なし。

能はず。或は隨つて何れの處に於ても身語の轉ずること有らば、唯是の處に身語律儀あり、

第三項　無色界に無表無き所以

有るが是の說を爲す。「無色界には大種なきを以ての故に、無表色無し」と。彼れは但能く有漏の無表を遮す。無漏の無表は理として能く遮するなし。謂はく、無色の中大種なきが故に、界繫地に墮する有漏の律儀は必定して、是れ別の界地の大種の所造たる容き無きが故に。無色には無漏の律儀なきも、既に別界別地の大種の所造と爲すことを得と許す。無色界には何の理有りて能く遮せん。是の故に前の說は理に於て過なし。毘婆沙師は是くの如き說をなす。惡戒を治せんがための故に尸羅を起す。唯欲界中に諸の惡戒あり、無色は欲に於て[六]四種の遠を具す。一は所依遠、二は行相遠、三は所緣遠、四は對治遠なり。所依遠とは、謂はく、等至の入出位中に於て、等無間緣を所依の體となすこと有る容きこと無きが故に。行相遠とは無色心は畢竟能く欲界の法に於て苦麁等の諸の行相を作すこと無きが故に。所緣遠の義は此れに類して應に知るべし。無色心は但能く以下の第四靜慮の有漏の諸法を、苦麁等の行相の所緣と爲すに由る。對治遠とは、謂はく、若し未だ欲界の貪を離れざる時、必定して無色定を起し、能く欲界の惡戒等の法の厭壞及び斷の二對治を爲すべきこと無きが故に。緣ずる能はざるものを能く厭壞すべきに非ざるが故に、無色界には無表色なし。

第四項　特に表色の界地に就きて

[七]表色は唯二の有伺地に有り、謂はく、欲界初靜慮の中に通ず。上地の中に表有りと言ふべきに非ず。有伺と說くは、一切初靜慮中、遍に表業あることを顯はさんが爲めなり。若し上地に於ては、表業全く無し。語表既に無し。何ぞ聲處有らん。外の大種を因と爲して聲を發する有り、外聲を遮せざるが故に、失有ること無し。[八]有餘師の說かく、「上の三靜慮には、亦無覆無記の表業有り、理必ず應に然るべし。上の三地中三識身を起すこと既に失有ることとなし。如何んが表業を發す心を起さ

【六】四種の遠。倶舍論七・九左、同十三・十三左に出づ。
一、所依遠(Âśraya-dūratā)無色界の身中には如何なる欲界の法も現起することなきこと、所依は依身の義也。
二、行相遠(Âkāra-dūratā)無色界にありては第四禪を下地と觀るのみにてその下の欲界を下地として麁苦等の行相をなさゞるをいふ。
三、所緣遠(Âlambana-dūratā)欲界の法を所緣とせざること。
四、對治遠(Pratipakṣa-dūratā)厭對治斷對治、持對治、遠分對治の四種の對治ある中、未だ欲界の貪を離れざる者は無色定を起して欲界の惡戒等に對し、厭、斷の二對治をなすこと能はざること。
【七】此の段は表業の界地を明す。表業は欲界と初禪と無尋唯伺の中間定とにあり。
【八】倶舍論十三・十四右。

ざらんや。[九]然るに善と染心は、上は下を起さず、下の善と下の染とは劣なるが故に、斷ずるが故に」と、是れに由つて上に生じ善と染の表なきこと前說を善と爲す。所以は何ぞ、彼れ現前すと雖も、彼の繫に非ざるが故に。

有覆無記の表は欲界には定んで無し。唯初靜慮の中に有りと說くことを得べし。[一〇]曾て聞く大梵誑諂の言有り、謂はく、自衆の中に[一一]馬勝に徴問せらるゝを避けんが爲めに、[一二]故に矯つて自ら歎ずる等なり。「復何の緣を以て二定以上には都て表業なきや。欲界の中に於ては、有覆無記の表業あることなきや。」發業の等起の心無きを以ての故に。尋伺の心有りて能く表業を發す。二定以上、都て此の心無し。豈、前に上三地に生じ、亦下の三識身を起すことを得るが如しと言はずや。表業を發す心如何が起らざらんや。豈、已に上地の身に依つて現前を得と雖も、而も彼の繫に非ずと說かずや。有るが是の說を作す。「餘地の身に依つて餘地の心を起し、能く身語表を發すに非ず」と。若し爾らば經に「世尊一時、淨居天に升り、彼の諸の天衆、世尊を禮拜讃嘆供養すと說く。」此の經應に語有りて義無きものと成るべし。又聞く、經には淨居天等、佛所に來詣し讃禮問難すと說く。故に餘地に生じ餘地の心を起し、身語表を發すこと理に於て失なし。然るに識身等の如き彼の地の所繫に非ず。又表を發す心は唯修所斷なり。見所斷の惑は內門轉の故に。欲界中に決定して有覆無記修所斷の惑有ること無し。是の故に表業は上三地には都て無く、欲界中には有覆無記の表無し。

第八節　三性の根據

但[一三]等記に由つて諸法をして善不善性等を成ぜしむと爲んや。爾らず。云何ぞ。四種の因に由つて善性等を成ず。一は勝義に由る。二は自性に由る。三は相應に由る。四は等起に由る。何の法か何の性ぞ、何の因成ずるや。頌に曰はく。

【九】倶舍論十三、十四右に非上地生能起下地善及染心發身語表とあり。これは上の三禪を發せども、それは有覆無記の表業にして善と染に非ず、その故は上にありて下の善と下の染を起さざるが故なりとの意なり。

【一〇】倶舍論四・九左に委し、倶舍論十三・十四右。

【一一】馬勝（Assaji, A:ssaji）。

【一二】矯つて自ら歎ずるは有覆無記の語表業なり。

【一三】業に所發の等起心に依りて、その善惡無記の三性の決定あるものとして、一切諸法はみな、かくの如く等起心に依りて三性を成ずるや。

勝義の善は解脱なり。　自性は慚愧根なり。
相應は彼れと相應す。　等起は色業等なり。
此れに翻ずるを不善と名く。　勝無記は二の常なり。

論じて曰はく。[一四]勝義善とは、謂はく、眞解脱なり。安隱の義を以て說いて名けて善と爲す。謂はく、涅槃中衆苦永く寂し最極安隱にして、猶し無病の如し。此れは勝義に由つて善の名を安立す。是の故に涅槃を勝義善と名く。或は眞の解脱は是れ勝是れ義にして勝義の名を得。勝は最尊にして與に等しき者無きを謂ひ、義は別に眞實の體性有るを謂ふ。此れに涅槃は等しきもの無く、實有の故に、勝義と名くることを顯はす。是くの如き勝義安隱を善と名く。是くの如く涅槃は是れ善常の故に、一切法に於て其の體最尊なり。是の故に獨り標して勝義善となす。

[一五]自性善とは、謂はく、慚と愧と根なり。有爲中、唯慚と愧と及び無貪等の三種の善根は、相應と及び餘の等起を待たずして、體性是れ善なるを以てなり。猶し良藥の如し。[一六]相應善とは、謂はく、彼れの相應なり。心心所は要ず慚と愧と〔三〕善根と相應にして、方に善性を成ずるを以てなり。若し彼の慚等と相應せざれば善性成せず、藥に雜ゆる水の如し。[一七]等起善とは、謂はく、身語業と生等と及び得と二無心定となり。是れは自性及び相應善と等起する所なるを以て故に等起の名を立つ。良藥計の引生する所の乳の如し。異類の心に因つて亦諸の得を起す。靜慮に因つて通果心を得るが如し。無記心の現在前に勝るが故に諸の染法を得。染汚心の現在前に勝るが故に諸の善法を得。此れ等は如何が善等の性を成ずるや。彼の法の倶生の得に就くを以ての故に密に是の言を作す。異類の心は緣起を作さざるに非ざるが故に失あることなし。異類の心は亦緣起を爲すと雖も、而も善等を成ずるは彼の心を待つに非ず。或は復彼の諸の得の等起に因る。卽ち彼れを待つが故に善等の性を成ずるが故に。得は等起に由つて善等の性の異を成ず。

【一四】勝義とは涅槃を云ふ最高善なり。
【一五】自性そのものが善なるものにて、慚と愧と、無貪無瞋無痴の三善根なり。
【一六】相應善とは慚と愧と三善根とに相應して善となる心心所をいふ。
【一七】自性善及び相應善と等起して善となるものなり。

善性の四種の差別を說くが如く、[一八]不善の四種は此れと相違す。云何が相違するや。勝義不善とは、謂はく、生死の法なり。生死の中の諸法は、皆苦を以て自性と爲す。極めて不安隱にして猶し個疾の如し。自性不善とは、謂はく、無慚愧と三不善根なり。有漏中、唯無慚愧と及び貪瞋等の三不善根とは相應と及び餘の等起を待たず、體是れ不善にして、猶し毒藥の如し。相應不善とは、謂はく、彼の相應の心心所法は、要ず無慚愧と不善根と相應して、方に不善性を成ずるに由る。異なれば則ち然らず。毒に雜はる水の如し。等起不善とは、謂はく、身語業と生等と及び得となり。是れは自性、相應の不善の等起する所なるを以ての故に。毒藥汁の引生する所の乳の如し。若し爾らば、應に一有漏法も、是れ無記或は善なるもの無かるべし。皆生死の攝なるが故に、一切皆應に是れ不善の攝なるべし。勝義に據れば理實に應に然るべしと雖も、而も此の中に於て、異熟に約して說く。諸の有漏法若し異熟果を記すること能はざれば無記の名を立つ。中に於て、若し能く愛の異熟を記すれば、說いて名けて善となす。有爲の無記、有漏の善法も、少苦を起すこと猶し輕病の如きを以て、亦名けて勝義不善と爲すことを得。

善不善に既に勝義あるが如く、亦[一九]勝義無記法ありや。亦有り。云何ぞ。謂はく、二常法なり。非擇滅及び太虛空は更に異門なく、唯無記性なるを以て、是の故に獨り勝義無記を立つ。別の自性、相應、等起なし。一の心所は唯無記性にして、無記心と遍ねく相應すること無きが故に。方便を設けて自性等の三を立つるも亦攝して盡さず。無記多きが故に。是れに由つて無記に唯二種あり。一には勝義、二には自性なり。有爲の無記は是れ自性の攝なり。別因を待たずして無記を成ずるが故に。無爲の無記は是れ勝義の攝なり。性是れ常にして異門無きを以ての故に。

[二〇]「若し等起の力、身語業をして善不善ならしめば、此の身語業の所依の大種も亦應に然るべし。俱に一心に從つて等起するところなるが故に。」此の難は理に非ず。作者の心、本、業を起さんと欲

【一八】次に四種の不善を明す。前の四種の善の如く。一、勝義不善。二、自性不善。三、相應不善。四、等起不善の四なり。

【一九】勝義無記法。無記には四種なく、たゞ此れと自性無記の二種のみなり。

【二〇】等起の善惡に就て、前の所說の如くんば身語業の所依も大種も等起善、等起惡なるべしとの難なり。

し、大種に非ざるを以ての故に。謂はく、作者は大種の中に於て發起を樂欲し、我れ當に是くの如き種類の大種の現前を引發すべしとて、此れを門と爲すに依つて、善惡の心起ることなし。又世に現見するに、身語の二業は心を待つて生じ、未だ曾て身語の二業の、心を離れて起るもの有るを見ず。然るに四大種は心を離れて亦生ず。故に知んぬ。彼の法は心を待つて起るに非ず。又眼等心を待たずして生じ、其の性便ち善等の差別なきが如し。是くの如く大種は、心を待たずして生ずるが故に、理として亦善等の差別なし。

[三一]「若し爾らば諸の得、及び生等の相は、應に等起善等の差別無かるべし。本心の起さんと欲する所に非ざるを以ての故に。無心位の中亦現起するが故に。」此の難は理に非ず。法の勢力に由つて安立せられて善等の差別成ずるが故に。謂はく、得と四相は法に依つて立つ。大種の待つこと無くして、自ら成ずるが如きに非ず。有爲法の中、一法として心の力を待たずして、善不善を成ずるもの有ることなし。是の故に諸の得及び生等の相は所屬の法の如く、要ず心の力に由つて善等の性を成ずること其の理善く成ず。生じ已つて心を離れ相續して轉ずと雖も、亦過あることなし。卽ち是れ前の心の勢力の引く所にして、其れをして轉ぜしむるが故に。定に隨ふ[三二]無表も　定等の力の生ずるものにて、理として亦應に等起善の性なることを成ずべし。「天眼天耳も應に善性の攝なるべし。是れ善心の等起する所なるを以ての故に。」此の難は理に非ず。彼の二は解脱道の心に通ずるを以て、是れ無記なるを以ての故に。彼の二は道と倶時に生ずるが故に。斯の似難を迦ずるに[三三]何ぞ劬勞を費さんや。

第九節　二種の等起

上に言ふ所の如く、身語の二業は、等起の力に由るが故に善不善を成ず、等起に幾（いくばく）有りや。何

【三一】上の説明の如く身語業の所依の大種が等起善惡に非ざれは、得生等も然るべしとの難なり。

【三二】倶舍論十三・十五左、「若爾定心隨轉無表非正在定作意引生亦非散心加行引發不同類故如何成善」に對し、等起善たることを成ずるを主張す。

【三三】倶舍論十三・十ヵ左、この天眼耳の問題につき、「應設劬勞」と云ふに對す。

の等起の力が、身語業をして善不善を成ぜしむや。等起は相望むるに差別云何ぞ。[二四]頌に曰はく、

等起に二種あり、　因及び彼の刹那なり。
次第の如く應に知るべし。　轉と名け隨轉と名く。
見斷の識は唯轉なり。　唯隨轉なるは五識なり。
修斷の意は二に通ず。　無漏と異熟とは非なり。
轉の善等の性に於て、　隨轉は各〻三を容る。
牟尼の善は必ず同なり。　無記は隨、或は善なり。

論じて曰はく、身語の二業の等起に二有り。謂はく、因等起と刹那等起なり。先に在りて因となるが故に、彼の刹那に有るが故に、次の如く、初めを轉と名け、第二を隨轉と名く。謂はく、因等起は、將に業を作さんとする時。是の思惟を作す。「我れ今當に、是くの如き是くの如き作すべき所の業を作すべし」と。能く引發するが故に、說いて名けて轉と爲す。刹那等起は、正しく業を作す時、先に轉ずる心の引發する所の業と、俱時にして行ずるが故に、說いて隨轉と名く。若し隨轉なければ先の因有りて能く引發をなすと雖も、無心位の如く、或は死屍の如く、表は應に轉ぜざるべし。隨轉は表に於て轉の功能あり。無表は隨轉に依らずして轉ず。無心にも無表ありて轉ずるが故に。

上に言ふ所の如く、[二五]見所斷の惑は內門轉の故に、表を發すこと能はず。若し爾らば何に緣つて薄[二六]伽梵は『邪見に由るが故に邪思惟邪語邪業及び邪命等を起す』と說くや。此れは相違せず。[二七]見所斷の識は表業を發すに於て、但能く轉となる。能く表を起す尋伺の生ずる中に於て、資糧と爲るが故に隨轉と爲らず。外門の心の正しく業を起す時に於ては、此れ有ること無きが故に、此れに由るが故に見所斷の心は、因等起となつて身語業を起す。定んで刹那等起と爲ること能はず。能く思量すと雖も而も功能の身を動かし、語を發すことをなし。然も一表業を動發する中に於て、多心の思量の

【二四】此の段は等起に二種あり。因等起刹那等起にして、前者を轉と名け、後者を隨轉と名くとし、これを六識と三性に約して說明するものなり。

【二五】見所斷の惑は心の上にのみ向ひ、內門轉なるが故に表業を發さず、然るに何故に經に「邪見に由り邪思邪語邪業等を起す」と說くやと問ふなり。

【二六】雜阿含二十八・二(大正二・一九八中)。

【二七】見所斷の識は、表業を發すに於て、轉因となる。卽ちこの見所斷の邪見等に依りて表業を發す尋伺起り、この尋伺に依り邪語等の身語業を起すものなる故に見所斷の邪見は遠等起にして轉因となり、時には旣に滅するが故に隨轉因とならず。

動發有るべきも、唯後の一念、表と倶行す。此れに異ならば、表は應に刹那性に非ざるべし。見所斷の識は、能く轉と爲りて、有表業を發すと雖も、然も表業は此の識の無間に、卽ち內門轉の心を生ずるに非ず。身語の表と倶行する識を引起すること能はざるが故に。若し是れに異ならば、見所斷の心は、亦應に表業に於て刹那等起たるべし。修所斷の加行の意識は能く無間に表と倶行する心を引くを以て、亦表と倶行し刹那等起と爲るが故に。見所斷は能く因と爲りて諸の表業を引くと雖も、修所斷の因等起の心を離れて、表と倶行する心は起ることを得べきことなし。是の故に欲界には有覆無記の表業有ることなし。然るに契經の中、但展轉して因等起と爲るに據つて、密に是の言を作す『邪見に由るが故に邪語等を起す』と。阿毘達磨は彼れが無間に表を倶行する識を引生する能はざるが故に、密意に「見所斷の心は內門轉の故に表を發すこと能はず」と言ふ。是の故に經と論と理として相違せず。

[二八]又見所斷若し表色を發さば、此の色則ち應に是れ見所斷なるべし。[二九]色は見斷に非ざること已に廣く成立す。若し五識身ならば唯隨轉をなす。無分別の故に、外門起の故に、修斷の意識は有るは二種に通ず。有分別の故に、外門起の故に、此れに由つて應に四句分別を成ずべし。轉有り、隨轉に非ず。謂はく、見所斷の心なり。隨轉有りて、轉に非ず。謂はく、眼等の五識なり。轉にして亦隨轉なる有り。謂はく、[三〇]修所斷の一分の意識なり。轉に非ず、隨轉に非ざる有り。[三一]謂はく、餘の一切の修所成の識なり。修所成は無分別なるを以ての故なり。然るに「[三二]無漏と異熟は非なり」と說くは此れは太減及び太過の失あり。[三三]有漏定心も亦倶に非なるが故に。[三四]諸の異熟識は但轉に非ざるべし。隨轉は何の理か能く遮せん。然るに[三五]經主は言はく、「加行に由らず、任運に轉ずるが故に諸の異熟識は轉と隨轉に非ず」。と有餘は復言はく、「此れは唯先業の勢力の引く所にして、餘心の息む位に、方に現前すべきが故に二種に非ず。設ひ此れは能く身語表業を起すも、是れ何の性類ぞ。異熟生と

【二八】倶舍論十三・十六左。
【二九】順正理論卷六（毘曇部二七・一三九以下）に出づ。これに對し「惡趣等を招く身語の二業は見所斷に非ず」との異說同じく一四二頁に出づ。
【三〇】倶舍論十三・十七右、「修所斷三性意識」とあり。
【三一】同上「諸の無漏異熟生心」とあり。
【三二】前の如く倶舍論に「諸無漏異熟生心」とあるを評するなり。卽ち無漏と異熟は非轉非隨轉と說くはといふことなり。
【三三】太減の失を擧ぐ。
【三四】太過の失を擧ぐ。
【三五】倶舍論十三・十七右。

爲んや、威儀路と爲んや。工巧處と爲んや。且らく異熟生は現の加行の起すところに非ざるが故に。亦餘の二種の異熟心の起すところに非ざるが故に」と。是くの如き理趣は但能く異熟生心を因等起と爲すことを遮すべし。餘心が轉を爲し、發す所の表業に、異熟生心は外門轉の故に、能く隨轉を爲す。何の理が相違せんや。且つ若し無心に表業轉ぜず。表業の轉ずるは異熟識を用つて隨轉因と爲す。斯れは何の過有りや。又但應に異熟生心は勢微劣なるが故に。因等起に非ずと說くべし。「加行に由らず、任運に轉ずるが故に」と說いて言ふべからず。[三六] 生得善も亦因と爲つて有表の業を發さず、亦加行に非ず、任運に轉ずるが故にと(爲す)勿れ。此れに由つて經主は減增の失あり。因も復因に非ず。智者應に了すべし。

[三七] 轉と隨轉との識性は必ず同じきや。爾らず。云何ぞ。謂はく、前の轉の識若し是れ善性ならば、後の隨轉の識は善等の三に通ず。不善と無記と轉を爲すも亦爾く。唯牟尼尊の轉と隨轉の識は多分同性にして、少しく不同あり。謂はく、轉若し善心ならば隨轉も亦善なり、轉の心若し無記なれば隨轉(の心)も亦然り。續く刹那に於て定んで迷無きが故に。而も或は位有りて善、無記に隨つて轉ず。曾て時有りて無記善に隨つて轉ずることなし。佛世尊は說法等に於て心或は增長するも萎歇すること無きが故に。[三八] 有餘部は說く、諸佛世尊は常に定に在るが故に、心唯是れ善にして無記心なし。故に[三九] 契經に說く。

那伽は行も定に在り、　那伽は住も定に在り。
那伽は坐も定に在り、　那伽は臥も定に在り。

毘婆沙師は是くの如き釋をなす。此れは佛意は、必ず正知にて生ずるを顯はす。又心は欲に隨はずして起ること有ることなし。境に於て亂無きが故に定の名を立つ。佛世尊には威儀路、異熟生識及び通果心無きに非ず。此等の心を起すこと、理に於て失なし。

【三六】加行に由らず、任運に轉ずるを以て理由となし、異熟生心が因等起に非ずとせば、生得の善も亦然るべしとの難なり。

【三七】轉と隨轉とを三性に約して說く。

【三八】婆沙七九・一五左分別說部說。

【三九】中阿含一一八釋龍象經(大一・六〇八下)。龍行止俱定　坐定臥亦定　龍一切時定　是謂龍常法

四〇既に善等轉と隨轉と各三と說けり。此れに准じ、標釋中明證と爲すに足る。發す所の諸業の善惡等を成ずるは、因等起に隨ひ刹那に隨ふに非ず。此れに異り、四一「善心の引發する所の業は、既に不善と無記の心と倶ならば、何の理か能く惡と無記を成ずるを遮せんや。」四二是れ則ち應に別の思惟を因と爲すに從つて、別の性類の業を引生すること有るべし。是くの如くんば、勸勵して善を爲さんと欲する者、翻つて不善と無記の業有つて生ぜん。或は此れと相違せん。便ち正理に違するが故に。業の善等と成るは定んで轉の力に由る。隨轉の力に由るに非ず。其の理善く成ず。然るに定心に隨ふ諸の無表業と倶時に起る心とは一果の故に、隨轉の力に由つて善性成ずることを得。定んで此の心に屬して生ずることを得るが故に。

經主は此の標釋の理の中に於て審に了知せず。四三復此の責を爲す。「諸有の表業が善等の性を成ずるは、轉心の如しと爲んや。隨轉の如しと爲んや。設し爾らば何の失ぞ。若し轉の如くんば則ち欲界中、應に有覆無記の表業有るべし。身見邊見、能く轉と爲るが故に。或は應に簡別と爲すべし。一切種の見所斷の心皆能く轉と爲るに非ず。若し隨轉の如くんば、惡無記の心と倶に得する別解脫の表は應に善性に非ざるべし。此の徵難に於て應に劬勞を設くべし」と。未だ審にせず、此の言何の密意を說くや。對法の諸大論師を勸めて劬勞を設けしめんと爲んや。當に自ら勸むると爲んや。若し對法の諸大論師を勸むれば、彼れは此の中に於て、已に勤めて方便し善く思ひ善く說く。復勸めて何をか爲ん。其の自ら勸むるが如くんば、卽ち經主は斯の義理に於て、未だ劬勞を設けざるを知る。今正見生ず、方に能く、未だ能く對法の宗とする所を解了せざるを自省し、幸に自ら精勤して標釋の理を求めよ。

又是の說を爲す。四四「若し表は隨轉心の力に由つて、善等を成ぜざれば、則ち彼の經は但前の因等起に據つて、刹那に據るに非ず、故に欲界の中には定んで有覆無記の表業無しと言ふべからず」と。

【四〇】以下、表業と轉隨轉との關係を說く。

【四一】表業の善惡は轉に依つて隨轉に非ずとの義に對し、隨轉心と倶時なるが故に隨轉心の如く善惡を成ずべしとの難なり。

【四二】前の難に對して若し然らば善をなさんとして惡業を成じ、惡を爲さんとして善業を成ずるが故に然らず、表業の善惡は因等起に依ると結論したるなり。

【四三】倶舍論十三・十七左。

【四四】倶舍論十三・十八右。

彼れは此れは表の善等の性を成することの決定するは、但(たゞ)刹那等起の力に由るが故に、見所斷の惑は因等起と爲ると雖も、而も欲界には定んで有覆無記の業無しと說くと謂へり。此れは經主我が宗の所有の言の義に達せざるに由るが故に此の說を爲すなり。此の說の意は、言はく、若し見所斷の惑、刹那等起と爲り、業と俱行すれば、是れ則ち修所斷の能く表業を起す因等起の心を隔つべからず。則ち欲界中何に緣つて有覆無記の身語表業有ること無けん。然るに見所斷の惑は、尙因と爲つて無間に業と俱行する識を引生すること能はず。何ぞ能く自ら刹那等起と作らんや。刹那等起と作ること能はずと說くは、近因等起と爲ること能はざるを顯はす。但(たゞ)能く近因等起と作る者有れば、此れ必ず能く刹那等起となる。故に身見邊見は遠因と爲つて、身語表を引くと雖も、而も修斷の近因の勢力に由つて不善性を成ず。是の故に說いて彼の經は但前の因等起に據り、刹那に據るに非ず。故に欲界中定んで有覆無記の表業有ること無しと言ふなり。若し爾らざれば則ち彼の經は、但(たゞ)前の因等起に據ると言ふべからず。前の言は、隔近の因を顯はさんが爲めなり。近因を簡ぶが故に、前の因の言を說く。故に彼れは此の中、言の義に達せざるなり。

第十節　三種の無表

業の界地を辯じ、傍論已に周ねし。復應に前の表無表の[四五]相を辯ずべし。頌に曰く。

　無表に三あり、律儀と、　不律儀と非二なり。

論じて曰く、應に知るべし、無表に略して說くに三有り、一には[四六]律儀、二に[四七]不律儀、三には非二なり。謂はく[四八]非律儀非不律儀なり。惡戒の相續を能く遮し、能く滅するが故に律儀と名く。

第十一節　律　儀

【四五】この段は三種の無表を明す。

【四六】律儀(Saṁvara) 護。

【四七】不律儀(Asaṁvara) 非護。

【四八】非律儀非不律儀(Naivasaṁvara-nāsaṁvara) 非護非々護。

第一項　律儀の種類

是くの如き[四九]律儀に差別幾くありや。頌に曰く、

律儀は別解脫と、　靜慮と及び道生なり。

論じて曰く、律儀の差別に略して三種あり、一には[五〇]別解脫律儀、謂はく、[五一]欲纏の戒なり。二に[五二]靜慮生律儀、謂はく[五三]色纏の戒なり。三に[五四]道生律儀、謂はく、無漏戒なり。

第二項　別解脫律儀

初の[五五]律儀の相の差別は云何ぞ。頌に曰はく、

初めの律儀に八種あり、　實體は唯四有り。

形轉ずれば名異なるが故に、　各別なれども相違せず。

論じて曰く、別解脫律儀の相の差別に八有り。一に[五六]苾芻律儀、二に[五七]苾芻尼律儀、三に[五八]正學律儀、四に[五九]勤策律儀、五に[六〇]勤策女律儀、六に[六一]鄔波索迦律儀、七に[六二]鄔波斯迦律儀、八に[六三]鄔波婆娑律儀なり。是くの如き八種の律儀の相の差別を、總じて第一別解脫律儀と名く。[六四]此の中能く離惡行及び離欲行を修むる補特伽羅に依つて、前の五律儀の差別を安立す。是くの如き補特伽羅は乃し命終に至るまで、殺等の諸惡行を離るゝを以ての故に、及び能く非梵行を遠離するが故に。[六五]次に復、能く離惡行非離欲行の補特伽羅に依つて、盡形在家の二衆の律儀の差別を安立す。是くの如きの補特伽羅は乃し命終に至るまで、殺等の諸惡行を離るゝを以ての故に、非梵行を遠離すること能はざるが故に。是の經の中に但是の說をなすに由り、欲邪行を離れ、非梵行に非ず。[六六]後復、能く修めて全く惡行欲行を離るゝに非ざる補特伽羅に依つて、在家一晝一夜の律儀の差別を安立す。是くの如き類の補特伽羅は全く惡行諸欲を離るゝこと能はず、漸く習うて全く惡行及び諸欲を離れ、方便住を行ぜしめんが爲めなり。故に名は八有りと雖も實體は唯四なり。一に苾芻律儀、二に勤策律

【四九】この段は律儀の種類を說く。

【五〇】別解脫律儀(Prātimokṣa-saṃvara)具足戒を受くるとき、その一一の戒法に就て得る無表を云ふ。戒法の一一に應じて別々に解脫するが故に別解脫の名なり。

【五一】欲界にて得べき戒なるが故にこの名なり。

【五二】靜慮生律儀 Dhyāna-saṃvara 定俱戒とも云ひ、色界の靜慮を修する時、自ら防非止惡の力を生ずるをいふ。

【五三】色界の定を修して得る戒の故にこの名あり。

【五四】道生律儀(Dhyānaja-saṃvara)。無漏律儀とも云ふ。無漏道を得るとき、自ら防非止惡の力を生ずるをいふ。

【五五】此の段は別解脫律儀の種類を擧ぐ。

【五六】苾芻律儀(Bhikṣu-saṃvara)。苾芻は比丘とも音寫し、乞士と翻ず。佛の出家の男弟子をいふ。その受戒の時得する無表を苾芻律儀といふ。

【五七】苾芻尼律儀(Bhikṣuṇī-saṃvara)。苾芻尼は比丘尼とも音寫す。出家せる女弟子なり。

【五八】正學律儀(Śikṣamāṇā-saṃvara)。正學は式叉摩那とも音寫し、次下の勤策女が比

儀、三に近事律儀、四に近住律儀なり。唯此の四種の[六七]別解律儀は此體實有り、相各別なるが故に。所以は何ぞ。苾芻律儀を離れて、別の苾芻尼律儀なし。勤策律儀を離れて、別の正學、勤策女律儀なし。近事律儀を離れて、別の近事女律儀なければなり。云何が然ることを知るや。形の改轉に由つて、體に捨得無しと雖も、而も名に異有るが故に。形とは謂 形相、卽ち男女根なり。此の二根の男女の形別なるに由る。但、形の轉ずるに由つて、諸の律儀の名をして、苾芻、苾芻尼等と爲らしむ。謂はく、轉根の位に、本の苾芻律儀をして苾芻尼律儀と名けしめ、或は苾芻尼律儀をして苾芻律儀と名けしむ。本の勤策律儀をして勤策女律儀と名けしめ、或は勤策女律儀、及び正學律儀を勤策律儀と名けしむ。本の近事律儀を近事女律儀と名けしめ、或は近事女律儀を近事律儀と名けしむ。轉根の位に先に得するを捨し、先に未だ得せざる律儀を得する因緣有るに非ざるが故なり。[六八]四の律儀は三體に異なるに非ず。

[六九]若し近時律儀より勤策律儀を受け、復勤策律儀より苾芻律儀を受く。この三の律儀、遠離の方便を增足するに由て、別々の名を立つること、[七〇]隻雙の金錢と及び五と十と二十との如しと爲んや。體各別にして、具足して頓に生ずと爲んや。三種の律儀の體は相雜せず、その相各別にして、具足して頓に生ず。三律儀の中に三の離殺を具し、一一の離殺、其の體各異なる。餘は所應に隨つて、當に知るべし。亦爾なり。因緣の別なるに由るが故に體同じからず。如々の多種の學處を受けんことを求め、如是如是の、能く多種の高廣床座、飲諸酒等、憍逸の處を離るゝ時、卽ち衆多の殺等の緣を離れ、起る。諸の遠離は因緣に依つて發るが故に。因緣別なれば遠離に異あり、若し此の事無くんば、苾芻律儀を捨するに、爾の時則ち應に三律儀皆捨すべし。前の二は攝して、後の一の中に在るが故に。旣に然りと許さざるが故に、三各別なり。然もこの三種は互に相違せず。一身の中に於て俱時にして轉ず。後を受くるに由つて前の律儀を捨するに非ず。苾芻戒を捨するに便ち近時等に非

丘尼となるため、一年間の試驗期の呼稱なり。

【五九】勤策律儀(Śrāmaṇera-saṃvara)。勤策は普通沙彌と音寫し、佛門に歸入して比丘となるまでの間をいふ。七才にして沙彌として許され廿才にして比丘となるまでの間なり。十戒を持つ。

【六〇】勤策女律儀(Śrāmaṇerī-saṃvara)。勤策女は沙彌尼とも音寫され同上の女人なり。但し女に限り比丘尼となるまでには正學の試驗期を要す。

【六一】鄔波索迦律儀(Upāsaka-saṃvara) 鄔波索迦は近事に翻し、在家の男弟子なり。五戒を持つ。

【六二】鄔波斯迦律儀(Upāsikā-saṃvara)。近事女と翻し、同上の女人なり。

【六三】鄔波婆沙律儀(Upavāsa-saṃvara)。鄔波婆沙は近住と譯し、在家の男女の弟子にして、これは一晝夜を限り八戒を受持するものをいふ。他の時は上の近事近事女なり。

【六四】苾芻、苾芻尼、正學、勤策、勤策女の五人に就て、その雜惡行雜欲行に依つて五律儀を立つるをいふ。

【六五】鄔波索迦、鄔波斯迦の二に就て離惡行非離欲行に就て二律儀を建立す。

【六六】僅かに一晝夜八戒を持

ざる勿れ。先に已に彼の二律儀を捨するが故に。

七一 若し勤策ありて、近事律儀を受け、或は苾芻有りて、前の二種の戒を受くるに、受得すと爲んや、不や。有るが是の言を作さく「此れは責むべからず。若し前に已に有れば、更に得する理なし。先に已に得するが故に。若し前に未だ有らざれば、則ち勤策に非ず、亦苾芻に非ず。先に近事律儀を受けざるを以て、必ず勤策戒を受得する理なし。若し先に勤策律儀を受けざれば、亦苾芻戒を受得する理なし。是れ則ち彼の二名を立つべからず。此れを以て推尋するに受は應に得せざるべし」と。有餘師は說かく「前の律儀を受けずして、亦卽ち能く後の戒を受得する理有り。故に持律者は是の誦言を作さく。先の時、勤策戒を受けずと雖も　而も今但具足律儀を受くるは、亦善く具足律儀を受くと名くと。此れに由つて、勤策が近事律儀を受得すること有るべし。苾芻は勤策と近事の戒を受得する理有るべし」と。豈、勤策は應に自ら、唯願くば、我が是の近事を證知せよと稱すべがらざるにあらずや。苾芻も亦爾なり。應に自ら唯願はくば我が是の前の二を證知せよと稱すべからず。是くの如き自稱の號言を離れて、近事と勤策の戒を得する理有るに非ず。「此の難は理に非ず。俱に稱すべきが故に。謂はく、稱へて、我れは是れ勤策、亦是れ近時、唯願くば證知せよと言ふべし。苾芻も亦應に應の如く而も說くべし。然も勝戒に就て、彼の二名を顯はすこと亦失有ることなし。」若し然らば勤策及び苾芻等、亦應に近住律儀を受得すべし。「近時を得るが如く許すも亦何の過ぞ。然も下劣なるに由つて受くることを欣ぶ者無し。」

第三項　近事、近住勤策、苾芻等の律儀の安立

七二 近事、近住、勤策、苾芻の四種の律儀は、云何が安立するや。頌に曰く。

五と八と十と、　一切との離るべき所を離るゝを受くるに、
近事と近住と勤策と、　及び苾芻とを立つ。

つものに依つて鄔波婆娑律儀を建つるをいふ。

【六七】 別解律儀は勿論委しくは別解脫律儀なり。

【六八】 苾芻尼、勤策女、正學、近事女の四律儀に苾芻、勤策、近事の三律儀に異ならざるをいふ。

【六九】 若し近事律儀より勤策律儀を受け勤策律儀より苾芻律儀を受くる時、惡を遠離する方便を增すが故に別々の名を立つるか、又は前の律儀と後の律儀に體全く別にして頓生するかとの問なり。

【七〇】 一錢に一錢を加へて二錢となり、五に五を加へて十となるが如く、近事の五戒に五戒を加へて勤策の十戒となり、勤策の十戒に二百四十戒を加へて苾芻の二百五十戒となるものかと問ふなり。

【七一】 上の問答に就いて然らば上戒を得するものが、下の戒を受くるに得戒ありや否やとの再び問難するなり。この間に對して受けずといふ說と受くとする二說あり。

【七二】 以下四種の律儀の遠離するものを擧げてその安立を述ぶ。

論じて曰はく、應に知るべし、此の中、數の次第の如く、四の遠離に依つて、四律儀を立つ。謂はく、五の離るべき所の法を離るゝを受くるに、第一の近事律儀を建立す。何等をか五の離るべきところの法と爲すや。一は[七三]殺生、二は[七四]不與取、三は[七五]欲邪行、四は[七六]虛誑語、五は[七七]飲諸酒なり。若し八の離るべきところの法を離れて受くるに、第二の近住律儀を建立す。何等をか八の離るべき所の法と爲すや。一は殺生、二は不與取、三に非梵行、四は虛誑語、五は飲諸酒、六は[七八]塗飾香鬘舞歌觀聽、七は[七九]眠坐高廣嚴麗床座、八は[八〇]食非時食なり。若し十の離るべきところの法を離れて受くるに、第三の勤策律儀を建立す。[八一]何等をか十の離るべき所の法と爲すや。謂はく、前の八の塗飾香鬘と舞歌觀聽を開いて二種と爲し、復、受畜金銀等の寶を加へて以て第十と爲す。衆多の學處を怖怯する在家の有情を引いて、受持し易きを顯はさんが爲めの故に、八戒に於ては二を合して一と爲す。佛、[八二]栗氏子の爲めに略して學處に三有りと說くが如し。[八三]若し一切の離るべき身語業を離れて受くるに、第四の苾芻律儀を建立す。

第四項　別解脫律儀の異名

[八四]別解脫律儀の衆名の差別は頌に曰く。

　俱に尸羅とも妙行とも、　業とも律儀とも名くることを得、

　唯初の表無表のみは、　別解とも業道とも名く。

論じて曰く、[八五]清凉を以ての故に名けて尸羅と曰ふ。此の中、尸羅は是れ[八六]平治の義なり。故に字相處にこの釋言を作す。「平治の義の中に尸羅界を置く」と。戒は能く[八七]險業を平にするが故に尸羅と名くることを得。智者稱揚するが故に[八八]妙行と名く。或は此れを修行して愛果を得るが故に、所作の自體なるが故に名けて業と爲す。契經の中に諸の無表を名けて非造と爲し、亦非作と名くと雖も、慚恥あるものゝ受くる無表の力は、惡を造らざるを以ての故に、而も作の義あること前に已に辯ず

【七三】殺生(Prāṇātipāta, Pāṇātipāta)。
【七四】不與取(Adattādāna, Adinnādāna)。
【七五】欲邪行(Kāmamithyācāra, Kāmesu micchācāra)。
【七六】虛誑語(Mṛṣāvāda, Musāvāda)。
【七七】飲諸酒(Madyapāna, Majjapāna)。
【七八】塗飾香鬘舞歌觀聽(Gandhamālya-vilepana-varṇaka-dhāraṇa)。
【七九】眠坐高廣嚴麗床座(Uccaśayana-mahāśayana)。
【八〇】食非時食(Vikālabhojana)。
【八一】十戒とする場合には前八戒の第六を塗飾香鬘と舞歌觀聽の二とすると、及び受畜金銀寶を第十として加へるとの二說あり。
【八二】雜二九・三四(大二・二一上下)跋耆子、二百五十戒を守ること能はずと佛に申し上げ敎誨を受く、A. III. 83. 婆沙四六(大正二七・二三八上)栗氏子は Vajji. utra, Vajji putta.
【八三】一切の離るべき身語業として比丘の受くべき戒は部派に依つて異なるも大凡二十五十なり。
【八四】此の段は別解脫律儀の異名を擧ぐ。

るが如し。亦律儀と名くること、前に已に釋するが如し。是くの如く應に知るべし。別解脫戒は初後の位に通じて差別の名なし。唯初刹那の表及び無表か、別解脫及び業道の名を得。謂はく、受戒の時の初めの表無表は別々に種々の惡を棄捨するが故に、初めに別に捨する義に依つて、別解脫の名を立つ。或は初め修むべき所の故に別解脫と名く。或は彼れの初めて起り、最も能く獄の如き險惡趣を超過するが故に、別解脫と名く、即ち初刹那の表と無表とを亦名けて根本業道と爲すことを得。[八九]初めは身語を防ぎ、思の業を暢ふるが故に。第二念より、乃し未だ捨せざるに至るまで、別解脫と名けず、別解脫律儀と名くるも、業道と名けず、[九〇]後起と名く。

第五項　機根と律儀との關係

已に[九一]差別の律儀を安立するを辯ぜり。當に律儀の成就の差別を辯ずべし。誰か何の律儀を成就するや。頌に曰はく。

八は別解脫を成ず。　靜慮と聖とを得する者は、
靜慮と道生とを成ず。　後の二は隨心轉なり。

論じて曰く、八衆は皆別解脫律儀を成就す。謂はく苾芻より乃し近住に至る。外道には受くる所の戒有ること無きや。有りと雖も別解脫律儀と名けず。彼れの受くる所は、永く諸惡を脫する功能有ること無きに由る。[九二]有に依著するが故に。靜慮生とは、謂はく、この律儀は靜慮より、或は靜慮に依つて生ずるが故に。若し靜慮を得すれば定んで此の律儀を成ず。[九三]靜慮の眷屬を亦靜慮と名く。道生の律儀は聖者は皆成就す。此れに復二種あり、謂はく、學及び無學なり。

[九四]前に說く所の三律儀の中に於て、何等の律儀か心に隨つて轉ずるや。唯後の二種あり。謂はく、靜慮生及び道生との二なり。別解脫に非ず。所何は何ぞ。[九五]異心にも無心にも亦恆に轉ずるが故に。

第六項　斷律儀

【八五】尸羅(Śila)を語原 Śi(涼し)より來ると見て Śila 即ち清涼の義と見たるもの。
【八六】これは Śila 耕やし平らにするの義と見たるものか。平治(Pratiṣṭhā-pana)。
【八七】尸羅を平治の義に見るが故に險惡(Viṣama)の業を平等すとなしたるなり。
【八八】尸羅の異名となす妙行(Sucarita)。
【八九】倶舍論十四・四右に「依業暢義立業道名」とあり、所作の究竟したる初の刹那に於て身語の惡を防ぎ、そこに前の思が延びて遊履するが故に業道といふ。業道は思の心所(業)が所遊履(道)の意なり。
【九〇】後起(Pṛṣṭha)。
【九一】此の段はいかなるものかいかなる律儀を成就するかを明す。
【九二】有(Bhava)。三有即ち三界のこと。
【九三】倶舍論十四・四左、諸靜慮邊となす。
【九四】三律儀の中。靜慮生と道生との二律儀を隨心轉の律儀と稱するを明す。
【九五】別解脫律儀は亂心にも無心にも隨流すること。

九六 靜慮と無漏の二種の律儀は亦斷律儀と名く。何の位に依りて建立するや。頌に曰く。

未至の九無間と　　俱生する二を斷と名く。

論じて曰く、未至定の中の九無間道と俱生する靜慮と無漏との律儀は、能く永く欲纏の惡戒、及び能起の惑を斷ずるを以て、斷律儀と名く。唯未至定の中に斷對治有るが故に。此れに由つて但九無間道を攝す。此の中の尸羅は惡戒を滅するが故に。此れに由つて、或は靜慮律儀にして斷律儀に非ざる有り、應に四句を作るべし。九七第一句は未至定の九無間道の有漏律儀を除き、所餘の有漏の靜慮律儀なり。第二句は未至定の九無間道に依る無漏律儀なり。第三句は未至定の九無間道に依る有漏の律儀なり。第四句は未至定の九無間道の無漏律儀を除く此餘の一切の無漏律儀なり。是くの如く或は無漏の律儀にして斷律儀に非ざるあり。應に四句を作るべし。謂はく、前の四句の逆次なり、應に知るべし。

第七項　意律儀と根律儀

九八 若し爾らば世尊の說く所の略戒、

身律儀は善い哉。　善い哉語律儀。

九九 意律儀は善い哉。　善い哉　一〇〇 遍律儀。

又 一〇一 契經に『善く眼根の律儀を守護すべく、善く安住すべし』と說く。此の意と根との律儀は何を以て自性となすや。此の二の自性は無表色に非ず。若し爾らば是れ何ぞ。頌に曰はく。

正知と正念と合するを、　意と根との律儀と名く。

論じて曰く、意と根との律儀は、一一各正知と正念と合するを以て自體と爲す。故に契經に說く。『眼、色を見已りて喜ばず憂えず、恆に安住し、捨にして正知正念なり』と。是くの如く乃し意、法を了し已るに至る。別名を列ね已りて、重ねて合の言を說くは、二律儀は次の如く二を體と爲すと

【九六】靜慮生と道生の二律儀を斷律儀(Prahāṇa saṃvara)と名くることを明す。

【九七】一、靜慮にして斷に非ず。未至定の九無間に依る有漏の律儀を除き、所餘の有漏の靜慮律儀。二、斷にして靜慮に非ず。未至定の九無間と俱生する律儀。三、靜慮にして斷。未至定の九無間に依る有漏の律儀。四、靜慮にも非ず、斷にも非ず。無漏の未至定の九解脫と四根本定中間定の無漏律儀。

【九八】以上身語の律儀が說かれてあるが、經典中にある意律儀根律儀と如何と問ひその體を明す。

【九九】意律儀(Manasā saṃvara)。

【一〇〇】遍律儀(Samantha saṃvara)。

【一〇一】雜阿含十一・五（大正二、七五下）。

謂ふを遮す。

第十二節　表無表の成就

第一項　無表の成就

一〇二 今應に思擇すべし。表及び無表は、誰は何を成就し、何れの時分に齊るや。且らく無表の律儀不律儀を成ずることを辯ずべし。頌に曰はく、

別解に住する無表は、　未だ捨せずんば恆に現を成ず。
剎那の後には過を成ず。　不律儀も亦然り。
靜慮律儀を得したるものは　恆に過未を成就す。
聖の初には過去を除く。　定と道とに住するは中を成ず。

論じて曰はく、別解脱に住する補特伽羅は、初剎那より、乃し未だ學處を捨する等の諸の捨戒縁に遇はざるに至るまで、恆に現世を成ず。此の別解脱律儀の無表は、初剎那の後も亦過去をも成ず。前の「未だ捨せず」との言は、遍ねく流れて後に至る。「前生に得する所の別解脱戒は、今の受戒の最初の剎那に於て、靜慮律儀の如く、何ぞ過去を成ぜざるや。」此の責は理に非ず。此の戒は心と同果に非ざるが故に。離染の心等皆同一果なるが故に。彼の戒は心の如く過去生を得する者なり。又別解脱は未だ曾て得せざるが故に。應に勝品の靜慮律儀の如く、初剎那の中、過去生を得するものに非ざるべし。

別解律儀に安住するものを說くが如く、不律儀に住するものも、應に知るべし、亦爾なり。謂はく初念より乃し、未だ律儀を受くる等の捨惡戒縁に遇はざるに至るまで、恆に現世の惡戒無表を成ず。初剎那の後も亦過去を成ず。諸有の靜慮律儀を獲得するものは、乃し未だ捨せざるに至るまで、

【一〇二】此の段は表無表を成就する人と成就せらるゝ表無表の種類とその三世を明す。

恒に過と未とを成ず。前生に失ふ所の過去の定律儀、今初刹那に必ず還彼れを得するが故に。此の中應に簡別を作して說くべし。順決擇分に攝する所の定律儀は初刹那中、過去を成ぜず。餘生に得する所は命終の時に捨し、今生重ねて彼れを得べきことなきを以ての故に。又一切の有情は曾て有涅槃の法を起す者に非ず、方に彼れ有るべきが故に。

一切の聖者の無漏の律儀は、過去と未來とを亦恒に成就す。差別有りとは、謂はく、初刹那には必ず未來を成じて、過去を成ずるに非ず。此の類の聖道は先に未だ起らざるが故なり。昔、曾て未だ得ざるを創めて得るを初と名く。先に得たるを已に失ひ、今創めて得する時、亦過去をも得ず。已に曾て生じたる者を、初刹那の後乃し未だ捨せざるに至るまで亦過去を成ず。乃し未般無餘依の位に至るまで恒に未來を成ず。若し現に靜慮と彼の道とに住することあるは、次の如く、現在の靜慮と道との律儀を成ず。出觀の時には現在を成ずること有るに非ず。理應に但、定と道とに「在る」時、現在世の定と道との無表を成ずと說くべし。「住す」と言ふべからず。住果の言は唯果の成を說いて果の現起に非ざるが如し。今但、「住」と言ふ。如何が、定と道と現前し、但成就に非ざることを知ることを得んや。是の故に彼の說は猶難を生ぜしむ。定んで現の無表を成ずることを顯はす能はず。故に應に但、定と道とに在りの言を說くべし。住の言を說くと雖も、勞して用無し。今彼の意を詳にするに、前文已に去來を成就すと說く。此の句は正しく中の世を成就することを明す。故に知んぬ。住を說くは起を顯はして成に非ず。唯成は現を成ずるを詮するに非ざるを以ての故に。定と道との無表は隨心轉の故に、散心の現前は必ず彼れ無きが故に。

第二項　處中に住するものの無表

已に善惡の律儀を安住するを辯ぜり。[一〇三]中に住するは如何ぞ、頌に曰はく。

中に住して無表あるは、　初は中を成じ後は二なり。

【一〇三】律儀　不律儀何れでもなく、その中に位するものゝ無表について述ぶ。

論じて曰く。中に住すると言ふは、謂はく、非律儀、非不律儀なり。彼れの起す所の業は、必ずしも一切皆無表あるに非ず。若し無表あれば、卽ち是れ善戒、或は是れ惡戒の種類の所攝なり。或は二類に非ず。彼れの初刹那は但、中の世を成ず。謂はく、現在を成ずるなり。此れは是れ、過去未來の中なるが故に、初刹那の後、未だ捨せざる以來、恒に過現の二世の無表を成ず。

第三項　律儀不律儀と處中の善惡

若し[一〇四]律と不律儀とに安住すること有るに、亦惡と善の無表を成ずること有るや、不や。設し成ずること有れば、幾くの時を經と爲んや。頌に曰はく。

律と不律儀とに住して、　染淨の無表を起すは、
初には中を成じ、後には二なり。　染淨の勢の終に至る。

論じて曰く、若し律儀に住するも、勝れたる煩惱に由つて、殺縛等の諸の不善業を作さんに、此れに由りて、便ち不善の無表を發す。不律儀に住するも、淳淨の信に由り、禮佛等の諸の勝れたる善業を作さんに、此れに由つて亦諸の善の無表を發す。乃至、此の[一〇五]二心の未だ斷ぜざる來、發す所の無表は恒時に相續す。然るに其の初念は唯現在をのみ成じ、第二念等は通じて過現を成ず。

第四項　表業の成就

已に無表を成ずるを辯ぜり。[一〇六]表業を成ずるは云何ぞ、頌に曰はく。

表は正しく作すは[一〇七]中を成ず。　後は過を成じ、未に非ず。
有覆と及び無覆とは、　唯現在を成就す。

論じて曰はく、一切の律と不律儀に安住すると、及び中に住するものとあり、乃至、正しく諸の表業を作してより來、恒に現の表を成ず。初刹那の後、未だ捨せざる來に至るまで、恒に過去を成ず。必ず未來の表を成就することなきは、未來の色は不隨心の色にして、勢微劣の故なり。諸の

【一〇四】律儀不律儀に住する人が善と惡との無表を成ずることあるが、成ずるとせば幾くの時を經るかを述ぶ。

【一〇五】二心。善不善の二心。

【一〇六】此の段は表業を成就することを述ぶ。

【一〇七】中。現在のこと。

散の無表も亦此の釋に同じ。有覆無覆の二無記の表は、定んで能く過未を成就すること有ることなし。法の力劣なるが故に、唯能く法と倶行する得を引起す。得の力劣なるが故に、自類の相續を引生して、法の滅し已れるを追得して成すと言ふべきこと能はず。亦逆に當法を得する功能なし。「豈、此の表は、能起の心の如く、亦去來世を成ずる者有るべからずや。此の表の力の劣は彼の劣に依るが故に。」此の責は理に非ず。所起は能起の心よりも劣るが故なり。然る所以は、無記の心、能く表業を發し、發す所の表業は無表を生せざるが如し。故に知んぬ。所起は能起の心に劣る。

第五項　不律儀の異名

律儀の名に既に差別あるが如く、不律儀の號も亦別有るや。亦有らば如何ぞ。頌に曰はく。

[一〇八]惡行とも　[一〇九]惡戒とも業とも、　業道とも、不律儀とも云ふ。

論じて曰はく、此の惡行等の五種の異名は、是れ不律儀の名の差別なり。是れは諸の智者の訶厭する所なるが故に、果の非愛の故に、惡行の名を立つ。淨の尸羅を障ゆるが故に惡戒と名く。身語の造る所なるが故に名けて業と爲す。根本に攝する所にして能く業思を暢べ、業の遊ぶ所の路の故に業道と名く。身語を靜めざれば不律儀と名く。然も業道の名は唯初念に名く。初後の位に通じて、餘の四名を立つ。

第六項　表業成就と無表業成就との關係

今應に思擇すべし。若し表を成就すれば、亦無表を(成就する)や。應に四句を作るべし。頌に曰はく。

表を成じて、無表に非ざるは、　中に住する劣思の作なり。
捨して未だ表を生ぜざる聖は、　無表を成じて、表には非ず。

論じて曰はく、唯表を成就して無表に非ずとは、謂はく、非律、非不律儀に住し、劣れる善惡の

【一〇八】惡行 Duścarita
【一〇九】惡戒 Dauḥśīlya

思、善を造り、惡を造り、身語の二業唯能く表を發す。これすら尙無表業を發すこと能はず、況んや諸の無記の思の發す所の表をや。[一〇]有依の福と及び業道を成ずるをば除く。彼れは劣れる思の起すものなりと雖も、亦無表を發すが故に。

唯無表を成じて表業に非ずとは、[一一]易生の聖の補特伽羅の今の表の未だ生せず、先に生じて已に捨したるものなり。豈、已に靜慮を得したる異生も、今の表の未だ生せず、先に生じたるもの已に失し、亦無表を成じ、表業に非ざるにあらずや。何故に頌中、但聖を標し異生に非ざるやとは、理亦然るべし。[一二]何故に釋中異生を標するとは(と云ふが如し)。[一三]倶成と(倶)非の句は理の如く應に思ふべし。

【一〇】只如何に劣思なりとも有依の七福業をなすと、人命を斷ちて業道成就するとは無表を成ず。

【一一】幾度も生を易にて修行する學者が、欲色二界に生じて定と道の無表を成就し、無色界に生じて道倶戒の無表を成就する場合を云ふ。

【一二】此の下、「何故釋中標異生者」とは、頌中に異生を出さず釋中に異生を出す、互顯すと云ふ意味にて、頌に異生を標せざるを難ずるは釋中に異生を出すを難ずるに同じとの意なり。

【一三】倶成は表と無表とを共に成ずること、別解脫律儀等に住するが如し、倶非は表も無表も成ぜざること、卵㲉中に住するが如し。

巻の第三十七

〔辯業品第四の五〕

第十三節　得戒の縁

[一]是くの如く、表と無表とを建立し、及び成就し已れり。中に於て、律儀の三種の差別は云何にして得るや。頌に曰はく、

定生は定地に得し、　彼の聖は道生を得す。
別解脫律儀は、　得すること他の敎等に由る。

論じて曰はく、[二]靜慮律儀は、心と俱に得す。若し有漏の近分と根本との靜慮地の心を得すれば、靜慮律儀はその時に得す。彼の心と俱なるが故に。無色界より沒して色界に生ずる時、隨つて彼の地の中の生得の靜慮を得す。卽ち亦彼の俱行の律儀を得す。無漏の律儀も亦心と俱なるが故に。若し無漏の近分と根本との靜慮地の心を得すれば、爾の時、便ち得す。此れは復二種あり。謂はく、加行と及び離染に由るが故に。加行に由るとは、勝進加行道の攝を得するが如し。離染に由るとは、無間解脫道の攝を得するが如し。

「彼」の聲は、前の靜慮の心を顯はさんが爲めなり。復「聖」の言を說くは、無漏を簡取するなり。[三]六の靜慮地に無漏心あればなり。謂はく、未至と中間と及び四根本定となり。三の近分には非ず。後に當に辯ずるが如し。頌に「定生は定地に得す」と言ふは、此の言は失あり、定地の言は總じて此の地の所有の諸法の律儀を攝し、亦是れ此の地の收むる所は、是れ則ち律儀を得するを以てなり。律儀を得するに由るが故に、若し是の說を作さば成ずる所なし、經主は此の中應に自ら思擇すべし。

【一】此の段は三種の律儀を如何にして得するかを明す。

【二】靜慮律儀は四禪の有漏定に入りたるときに得す。

【三】未至、中間、四根本定との六の靜慮地を六無漏地と稱し、聖者は必ずこの六の何れかに入りて道共戒を得するものとす。

故に但、應に「靜慮を得する」の語を說くべし。
別解脫律儀は、[四]他の敎等に由つて得す。能く他を敎ゆる者を名けて他と爲す。是くの如き他の敎の力に從つて戒を發すが故に、此の戒は他の敎に由りて得すと說く。此れに復二種あり。謂はく、僧伽と補特伽羅とに從りて差別あるが故に。僧伽に從りて得すとは、謂はく、苾芻・苾芻尼、及び正學の戒なり。補特伽羅に從りて得すとは、謂はく、餘の五種の戒なり。諸の[五]毘奈耶の毘婆沙師は說かく、十種の具戒を得する法有り。彼を攝せんが爲めの故に、復「等」の言を說く。一には自然に由る。佛と獨覺とは自然なり。謂はく、智、師に從はずして、此の智を證する時、具足戒を得するを以てなり。二には佛の「善來苾芻」と命ずるに由る。謂はく、[六]耶舍等、本願力と佛の威加に由るが故に、三には正性離生に入ることを得るに由る。謂はく、[七]五苾芻に見道を證するに由つて、具足戒を得。四には、佛を信受し、大師と爲すに由る。謂はく、[八]大迦葉なり。五には、善巧に所問に酬答するに由る。謂はく、[九]蘇陀夷なり。六には、八尊重法を敬受するに由る。謂はく、[一〇]大生主、七には、使を遣はすに由る。謂はく、[一一]法授尼、八には、持律を第五人と爲すに由る。謂はく、邊國に於てなり。九には十衆に由る。謂はく、中國に於てなり。十には、三たび佛法僧に歸することを說くに由る。謂はく、[一二]六十賢部共に集まつて具戒を受くるなり。此の中、或は本願力に由るが故に、或は阿世耶極めて圓滿なるが故に。或は薄伽梵の威の加はる所なるが故に。其の所應に隨つて具足戒を受く。

第十四節　受戒に際しての戒の持續に對する要期

第一項　別解脫戒

是くの如く說く所の別解律儀は、應に幾くの時を齊つて、要期して受くるや。頌に曰はく、

【四】他教(Paravijñāpana)。
【五】雜心論三(大二八・八九〇下)。摩訶僧祇二三(大正二二・四一二中)。Mahāvastu. I. p. 2, Mahāvagga I. 95. 6. 28. 29.
【六】耶舍 (Yasa) 四分三二(大二二・七八九中)、五分一五(大二二・一〇五上)等。
【七】阿若憍陳如(Aññā-koṇḍañña)(巴)。等の五人、四分三二(大正二二・七八八中)、五分一五 (大正二二・一〇五上)等。
【八】大迦葉(Mahākassapa)(巴) Thera G. 1051-1090 偈註、本行集經四五(大正三・八六一下)。
【九】蘇陀夷(Sodāyi)。有部毘奈耶四 (大二三・六四九下)に、旃陀羅比丘の友なることと出づ。
【一〇】大生主(Mahāpajāpatī)(巴) Cullavagga X. 1, 四分四八(大正二二・九二二中) 五分二九(大正二二・一八五)、十誦四〇 (大正二三・二九〇下) 等。
【一一】法授尼(Dhammadinnā) 但し (Cullavagga)。X. 221. 五分二九(大二二・一八九上)は Aḍḍhakāsi (半迦尸)とす。Mahāvastu III p. 375 は Upāḍḍhakāsi とす。
【一二】六十賢部(Ṣaṣṭi-bhad=

一三 別解脱律儀は、　盡壽、或は晝夜なり。

論じて曰はく、七衆の所依の別解脱戒は、唯應に盡壽まで要期して受くべし。近住の所依の別解脱戒は、唯一晝夜、要期して受く。此の時、定んで爾なり。

何の因の故に然るや。毘奈耶の相應の義理に非ず。一切智者に非ずして、能く其の實を測量せんや。謂はく、何の因有つて、別解脱戒に、衆の內に於て、三衣等を取り、衆を禮し師を求め、審に一四遮難を問ひ、一五白四羯磨を先と爲すが故に得するあり、或は但補特伽羅の教命等の緣を藉りて先と爲すが故に得する有り、或は戒を得すること外緣を藉らざる有るや。此等必ず應に決定の理有るべし。佛知つて說く、餘の量る所に非ず。又何の因を以て、無間を造る者は、後に悔愧し、諸の善業を修め、因果の理に於て、能く定んで信知すと雖も、而も身中に於て、戒の發るべきことなきが故に、佛、彼の出家受具を遮するや。定んで別に戒を受くるに順ずる身有るを知る。尸羅を受くれば善く惡趣を救ふを以てなり。受くる所の戒は無間に於て生じ、必定して能く受くべき所の果を招くに非ず。亦、後に於て、果を招く能無きに非ず。又彼の人は佛の悲境に非ざるに非ず。理應に定んで律儀の種性有り、唯此の處に依つて餘處に生ぜざるべし。是の故に應に其の所以を徵すべからず。

有餘師說かく。一六「世尊、戒の時の邊際に但二種有るを覺知す。一は壽命の邊際、二は晝夜の邊際なり。一七重ねて晝夜を說いて半月等と爲す。故に佛は但二の受戒の時を說く」と。

何の法をか時と名くるや。一八諸行を離るゝに非ず。但光闇の位は四洲同じからず。次の如く、應に知るべし。立てゝ晝夜と爲す。此の中、一九經部は是くの如き言を作す。「二の邊際の中、盡壽は爾るべし。命終の後に於て、要期すること有りと雖も、而も別解脱戒を生ずること能はず。依身別なるが故に。別の依身の中、加行なきが故に、憶念なきが故に。二〇一晝夜の後、或は五或は十晝夜等

ravarga)前記耶舍の朋友にして、歸佛出家す。

【一三】この段は別解脱律儀の持續期間を明し、その八種の中七種は一生涯、一種は一晝夜なることを示す。

【一四】遮難。比丘となるに就きいろ〳〵の難點なきやを問ひ、その無しと云ふ答に依つて受戒の式をすゝむ。

【一五】白四羯磨。一白三羯磨なり。白は動議、その動議に就て三度可否を問ふを三羯磨といふ。和合衆合議の場合の最も愼重なる作法なり。

【一六】倶舍論十四・九左。

【一七】半月八戒を持つも、每朝八戒を重ねて受くるものにて晝夜が重ねられて半月に至るなり。

【一八】時に別體あるにあらずして、有爲の諸法が流れ行くことに名けたるものにて、四洲にては、日光に依り光のある時を晝と云ひ闇の間を夜と名くるなり。

【一九】倶舍論十四・十右。

【二〇】盡壽のことは上に說くが如く然るべきも、晝夜のことは必ずして一晝夜を單位としてそれを重ねて行くとせずとも、五晝夜十晝夜纏めて近住戒を受くるとして何の差支ありや。

の中に、近住戒を受くるは、何の法の障を爲すありて、彼の衆多の近住律儀をして、亦起ることを得るに非ざらしむるや」と。彼れの是くの如き說は、豈、經に違せずや。諸經を遍覽するに、曾て晝夜を過ぎて、近住律儀を受くることを說くを見ず。汝等、何に緣つて、已が劣慧を以て、諸佛の一切智境を貶量し、數へて五夜等近住律儀を受くと言ふや。佛の經中唯晝夜と說くを以ての故に。

對法者は亦是の言を作す。近住律儀は唯晝夜の受なり。必ず應に法有りて能く障礙を爲し、晝夜を過ぎて、彼の戒をして生ぜざらしむべし。故に佛の經中、唯晝夜を說く。然も彼れ復說く。「[二一]應に共に尋思すべし。佛は正しく、一晝夜の後には、理として近住律儀を起すべきこと無しと觀ぜるが故に、經の中に於て、一晝夜と說きたりと爲さんか。所化の根の調へ難き者を觀じて且らく、一晝夜の戒を授與すべしと爲んか」と。何の理と敎とに由りて是くの如き言を作すか。「[二二]此れを過ぎても、戒の生ずることは理に違せざるが故なり。」復、此れより減じても何の理か相違せん。謂はく、所化の根の調へ難き者有り、已に爲めに晝夜の律儀を說くと許す。何ぞ漸に調へ難き者を調へんが爲めに、唯一夜一晝の須臾を說かざるや。調へ難き根に多品有るを以ての故に。此れに由つて、近住の定まれる時有り、若しは減、若しは增なれば、便ち戒を發さず。世尊觀見するが故に唯此れを說く。是の故に經部は正理師と、諍無き理の中に、橫さまに諍論を興すなり。

第二項　不律儀の期限

何の邊際に依りて、不律儀を得するか。頌に曰はく。

[二三]惡戒には晝夜なし。　謂はく、善受の如くに非ざればなり。

論じて曰はく、盡壽を要期して、諸の惡業を造るときは、不律儀を得す。一晝夜なること、近住戒の如きには非ず。所以は何ぞ。此れは善戒の受の如くに非ざるが故なり。謂はく、必ず、限を立てゝ師に對し、不律儀を受くること、近住戒の如く、「我れ一晝夜、定んで不律儀を受く」といふこ

【二一】倶舍論十四・十右。

【二二】經部の答なり。

【二三】不律儀は、我れ今日より殺生して生くべしと要期して得するものにして、近住戒の如く一晝夜丈けを限りてなすことなし。

と有ること無し。此れは是れ、智人の訶厭する所の業なるが故なり。亦限を立て、師に對し、我れ當に盡形、諸の惡業を造るべしといふこと有ること無しと雖も、而も善を壞る意樂を發起し、[二四]永く惡を造らんと欲するに由り、不律儀を得す。暫時惡を造る意樂を起すに非ず。師無くして、不律儀を得すること有るが故に、不律儀に一晝夜なし。然も近住戒の功德は欣ふべし。現に師に對し惡期して力を受くるに由り、畢竟惡を壞する意樂なしと雖も、而も一晝夜に於て、近住律儀を得す。故に不律儀を得すると、律儀を得するとは異なる。此れは倶に實有なること、已に廣く成立し、

第十五節　近住律儀

第一項　近住戒の受方

一晝夜の近住律儀を說けり。正しく受けんと欲する時、當に如何んが受くべきや。頌に曰はく。

[二五]近住は晨旦に於てす。　下座にして師に從ひて受く。
敎に隨つて說き、支を具す。　嚴飾を離す。晝夜なり。

論じて曰はく、近住律儀は晨旦に於て受く。謂はく、此の戒を受くるは、要らず、日の出づる時なり。此の戒は要らず、一晝夜を經るが故に。諸の先きに是くの如き要期を作すもの有らんに、「我れ當に恒に[二六]月の八日等に於て、決定して此の近住律儀を受くべし」と。若し旦に礙緣あらば、[二七]齊し竟りても亦受くることを得。

下座と言ふは、謂はく、師の前に在り、[二八]卑劣の座に居し、身心謙敬なり。身謙敬とは或は蹲まり或は跪き、曲躬合掌す。唯病有るを除く。心謙敬とは戒を施す師に於て、心輕慢ならず、三寶の所に於て極めて尊重殷淨の信心を生ずるなり。諸の律儀は、敬信より發るを以て、若し謙敬ならざれば、律儀を發さず。此れは必ず師に從ひ、自ら受くべきなし。後、若し諸の犯戒の緣に遇はん

【二四】一生涯惡を造るといふ決心に依り、不律儀を得し、暫らく惡をなすとの意樂は起しても弱きが故に無表を作らず。

【二五】近住戒は必ず晨朝に受く。但し下に例外あり。卽ち晨朝礙緣ある場合なり。

【二六】月の白分の第八日。黑分の第八日等とは白分に於て十四、十五、黑分に於ても十四、十五、依つて六齊日となる。

【二七】朝食後も受戒し得。

【二八】低い小さい座なり。

とき、戒師に愧づるに由り、能く違犯せざるを以てなり。謂はく、彼れは自法の增上を闕くと雖も、世の增上に由つて亦能く犯なし。此の律儀を受くるは、應に師の敎に隨うて、[二九]受者は後に說きて、前なること勿く、倶なること無かるべし。是くの如くして、方に師の敎に從つて受くることを成ず。此れに異ならば、授受二倶に成ぜず。具に八支を受けて、方に近住を成ず。隨つて闕くる所有れば、近住成ぜず。諸の遠離支は、互に相屬するが故に。是れに由つて四種の離殺等の支、一身中に倶時に起るべし。諸の遠離は相繫屬する中、或は少、或は多、相差別するが故に。

此の戒を受くるは、必ず嚴飾を離るべし。憍逸の處なるが故に。常の嚴身の具は、必ずしも捨するを須ゐず。彼れを緣としては、能く、甚しき憍逸を生ずること、新異のもの丶如くにあらざるが故なり。此の律儀を受くるは必ず晝夜を須ゆ。謂はく、明旦日初めて出づる時に至る。是くの如き時を經て、戒恒に相續す。[三〇]此れに異なりて受くれば、唯妙行を生じて、律儀を得せず。然も可愛の果を招かしめんが爲めの故に、亦應に受と爲すべし。

又若し斯くの如く、晝夜を盡して受くれば、具に屠獵姦盜の有情を制して、近住律儀は深く有用を成ず。[三一]近住と言ふは、謂はく、此の律儀は、阿羅漢に近づきて住し、彼れに隨ひ學ぶを以ての故なり。有るが說かく、「此れは盡壽戒に近づきて住すればなり」と。有るが說かく、「此の戒は時に近くして住すればなり」と。是くの如き律儀は、或は[三二]長養と名く。薄少の善根の有情を長養し、其の善根をして漸やく增多ならしむるが故なり。

第二項　八支の具足

何に緣りて此の近住律儀を受くる時、必ず八支を具し、增に非ず減に非ざるや。頌に曰はく。

[三三]戒と不逸と禁との支なり。　四と一と三と次の如く、
諸の性罪と、失念と、及び、　憍逸を防がんが爲めなり。

【二九】或文を師の唱ふる後に唱ふべく、前に唱ふるも倶に唱ふるも不可なるを云ふ。

【三〇】上に擧げ來れる受戒の時の必要の一を缺きても、律儀を生ぜずには妙行を生ず。

【三一】近住(Upavāsa)。鄔波婆沙の意義を明す三說、勿論第一說を可とす。

【三二】長養(Upavasatha, Uposatha) 又は(Posadha)布薩、布沙陀等と音寫す。Upavasatha はやはり近住の義なれども、その訛なる Posadha は Posa は長すること dha は使役の意味にて合せて養ふといふ意味になる故に長養の義とするなり。

【三三】此の偈は優婆塞優婆夷の八齋戒について、何故にそれが八なるかを述ぶるなり。

論じて曰はく、八の中、[三四]前の四は是れ尸羅支なり。謂はく、殺生より虚誑語に至るまでを離るゝなり。此の四種に依りて、性罪を離るゝが故なり。次に一種あり、是れ不放逸支なり。謂はく、諸の酒を飲むを離るゝなり。放逸を生ずる處なればなり。尸羅を受くと雖も、若し諸の酒を飲めば、心則ち放逸にして尸羅を毀犯す。醉へば必ず能く餘支を護ること無きが故に。後に三種あり、是れ禁約支なり。謂はく、塗飾香鬘乃至非時食を食するを離るゝなり。能く厭離の心に隨順するを以ての故なり。

何に緣つて、具に是くの如き三支を具するや。若し支を具せざれば、便ち性罪と失念と憍逸の過失を離るゝこと能はず。謂はく、初めの殺より虚誑語に至るまでを離るゝは、能く性罪を離る。貪瞋癡の起す所の殺等の諸の惡業を離るゝが故に。次に飲酒を離るゝは能く失念を防ぐ。飲酒の時、能く作す應きと作すべからざる諸の事業を忘失せしむるを以ての故に。則ち餘の遠離支を護る能はず。後、餘の三を離るゝは能く憍逸を防ぐ。若し種々の香鬘と高廣の床座とを受用し、歌舞に習近すれば、心便ち憍擧して、尋いで即ち毀戒するを以てなり。彼れを遠ざくるに由るが故に、心便ち憍を離る。謂はく、香鬘等若し恒に受用すれば、尙憍慢に順ひ、犯戒の緣と爲る。況んや新奇にして曾つて未だ受けざる者を受くるをや。故に一切種智皆應に捨離すべし。若し能く[三五]依時の食を持することと有れば、能く[三六]恒時の食を遮止するを以ての故に、便ち自ら近住律儀を受くることを憶ひ、能く世間に於て、深く厭離を生ずるも、若し非時にして食すれば、[三七]二事倶に無し。數〻、食せば、能く心をして縱逸ならしむるが故なり。此の大義に由るが故に、具に三を受く。

有餘師は[三八]說かく、「非時食を離るゝを名けて齋の體と爲す。餘に八種有るを說いて齋支と名く。塗飾香鬘、舞歌觀聽を分つて二と爲すが故に」と。若し此の執を作せば、便ち契經に違す。[三九]契經には非時食を離るゝを說き已りて、便ち是の說を作す、『此の第八支は、我れ今、聖阿羅漢に隨ひて

【三四】離殺生、離不與取、離邪婬、離虚誑語の四なり。

【三五】依時の食とは時間を定めて食する食事の意味、日中に一食する制なり。

【三六】恒時の食とはいつでも勝手に食しうる食のことなり。

【三七】二事とは憶念と厭離となり。

【三八】八齋戒の支の數へ方に就いて異說を擧ぐ。即ちこの說は八戒中より非時食を出してこれを齋體とし、後の七中、一を二に分つて八日支戒となすなり。

【三九】優婆夷隨舍經。

學し、隨ひて行じ隨ひて作す』と。若し爾らば何の別の齋の體ありてか、此の八を說いて齋支と名くるや。毘婆沙師は是くの如き說を作す『離非時食は是れ齋にして亦齋支なり。所餘の七支は是れ齋支にして齋に非ず。正見は是れ道にして、亦道支なり。餘の七支は是れ道支にして道に非ず。擇法覺は是れ覺にして亦覺支なり、餘の六支は是れ覺支にして覺に非ず。三摩地は是れ靜慮にして、亦靜慮支なり。所餘の支は是れ靜慮支にして靜慮に非ざるが如し。

四〇 經主は此に於て、謬つて是の責を作す『正見等は卽ち正見等の支なるべからず。若し、前生の正見等を、後生の正見等の支と爲すと謂はゞ、則ち初刹那の聖道等は應に具に八支等有らざるべし』と。四一 毘婆沙に正見等は、其の體正見等の支なりと說くに非ず、亦前生の正見等を、後生の正見等の支と爲すに非ず。然も倶生の正見等の八に於て、唯、一の正見は能く諸法の相を尋求する力有るを說いて名けて四二道と爲し、能く尋求するは是れ道の義なるを以ての故に。卽ち此の正見は、復能く正思惟等に隨順するが故に名けて支と爲す。所餘の七支は、倶生の法に望むるに、能く隨順するが故に說いて名けて支と爲すなり。能く尋求するに非ざるが故に名けて道と爲さず。實義は是くの如し。若し假名に就かば、餘の七も皆能く正見を長養するが故に、思惟等も亦道の名を得。見を道支と名くるも亦理に違せず。是れ則ち一切亦道亦支なり。餘は所應に隨つて皆是くの如く說く。此れに由つて、齋戒の八支を類釋す。經主は中に於て、何に憑つて過を說くや。

第三項　近住戒を受くる主體の資格

唯近事のみ、近住を受くることを得と爲んや。餘も亦近住を受くること有りと爲んや。頌に曰はく。

四三 近住は餘にも亦有り。　三歸を受けざれば無し。

論じて曰はく、諸有の未だ近事律儀を受けざるものにして、一晝夜の中に三寶に歸依し、三歸を

【四〇】倶舍論十四・十三左經部の難にて、正見が正見の支となるとは自體が自體の支となることにて不合理なり。又過去の正見が支となると云はゞ苦法智忍の最初には八支聖道なきこととなるとの難なり。

【四一】右の難に對し有部の解釋は、正見は正見のために支なりといふに非ず、正見は他の七支のために支なり。他の七支も他のために支なりといふことなりとす。

【四二】正見――道にして支なり。他の七見道に非ず支なり。

【四三】此の段は近住戒を受くるもの資格を述ぶ。

說き已りて近住戒を受くれば、彼れも亦近住律儀を受得す。此れに異なる時は、則ち無し。[四四]不知の者を除く。意樂の力に由つて亦律儀を發す。「豈、三歸せずして卽ち近事を成ずるに(非ずや)。[四五]契經に說くが如し。『佛、[四六]大名に告ぐ。諸有の在家の白衣の男子、男根成就し、佛法僧に歸し、殷淨の心を起し、誠諦の語を發し、自ら我れは是れ鄔波索加なり。願くは尊、憶持し慈悲護念せよと稱す。是れに齊りて、名けて鄔波索加と曰ふ』と。」此れは三歸を受くる位に、未だ近事を成ぜざると相違せず。所以は何ぞ。要らず律儀を發して近事を成ずるが故なり。

第四項　發戒の時

何の時に於て近事律儀を發すや。頌に曰はく。

[四七]近事と稱するに戒を發す。　說くこと苾芻等の如し。

論じて曰はく、殷淨の心を起し、誠諦の語を發し、自ら我れは是れ鄔波索加なり。願くは尊、憶持し慈悲護念せよと稱す。爾の時乃ち近事律儀を發す。近事等の言を稱して、律儀を發すが故に。[四八]經には「復我れ今從りは乃し命終に至るまで護生せん」との言を說くを以ての故に。若し號を稱するを離れて、但三歸を受け、近事を成ずれば、自ら我れは是れ近事等の言を稱するは、便ち無用と爲る。何の義に依るが故に護生の言を說くや。別解律儀は護生得の故に。然るに有るが別に誦して[四九]「捨生」と言ふは、此の言の意は殺生等を捨するを說く。殺等を略去して但捨生と說く。彼れは既に近事律儀を得と雖も、所應の學處を了知せしめんが爲めの故に、復爲めに離殺生等の五種の戒相を說き、堅持を識らしむるなり。苾芻の具足戒を得し已りて、重ねて學處を說き、堅持を知らしむるが如し。勤策も亦然なり。此れも亦爾るべし。是の故に、近事は必ず律儀を具す。三歸を受けて卽ち近事を成ずるには非ず。頌に曰はく。

若し皆、律儀を具せば、　何ぞ一分等と言ふや。

【四四】不知の者を除く。その順序を知らず、又は師が失念して三歸を唱へさせざる時はこの限りに非ずの意なり。
【四五】雜阿含三十三・九(大正二・二三六中)。
【四六】大名(Mahānāma)。摩訶那摩、釋尊の從弟にて迦維羅城主なり。優婆塞なり。
【四七】優婆索迦の戒を發す時を明す。
【四八】見諦經(雜阿含)。
【四九】倶舍論十四・十四右には捨生とあり。

謂はく、能持に約して說く。

論じて曰はく、經部は、[五〇]前の說く所の義理に於て、心に喜を生ぜず、復此の難を設く。「若し、諸の近事皆律儀を具せば、何に緣りて、世尊は、[五一]『四種あり、一は能く一分を學し、二は能く少分を學し、三は能く多分を學し、四は能く滿分を學す』と言へるや」と。[五二]豈、此れに由つて、且らく已に、唯三歸にして、卽ち近事を成ずるに非ずと證成せずや。謂はく、若し別に但、三歸を受けて卽ち近事を成ずるもの有らば、是くの如くんば、近事に前の說く所の四種の收むる所に非ず。應に更に第五の近事有りと說くべし。此れは學處に於て全く學する所なし。亦應に說いて一近事と爲すべきが故に。佛は近事は律儀を離るゝに非ずと觀るが故に、契經の中に四種と說く。諸の近事は律儀を具すと雖も、然も能持に約するが故に四種と說く。謂はく、具に五支の律儀を受くと雖も、而も後に緣に遇ひ、或は便ち毀缺す。其の中或は諸の學處に於て、能く一分を持つ、乃至、或は具に五支を持するもの有るが故に、是の說を作す。能く先に受くる所を持つが故に、能學の言を說く。爾らずんば應に一分等を受くと言ふべし。故に此の四種は但能持に據る。

[五三]經主は此の中、是くの如きの說をなす。「是くの如き所執は契經に違す。」如何が經に違するや。「謂はく、經には自ら「我れは是れ近事」等の言を稱するとき、便ち五戒を發すと說くこと無く、此の經は、「我れ今より乃し命終に至るまで、捨生す」との言を說かざるが故なり。經には如何や說くや。大名經の如し。唯此の經中、近事の相を說くも、餘の經は爾らず、故に經に違越す。然るに[五四]餘の經に說く、『我れ今時より乃し命終に至るまで、捨生歸淨せん』と。是れ三寶に歸して、誠信の言を發すなり。此の中已に諦を見る者か、證淨を得するに由り、命を擧げて、自ら要らず、正法に於て深く愛重を懷ふことを表し、乃至、自らの生命を救ふ緣の爲めにも、終に如來の正法を捨てざることを顯示す。彼れは近事の相を說かんと欲する爲めの故に、是くの如き捨生等の言を說くに非ず」と。

【五〇】　倶舍論十四・十四左。

【五一】　經典の中に五戒の一分を學する優婆塞、少分(二分)を學する優婆塞、多分(三分四分)を學する優婆塞、滿分(全體)を學する優婆塞の四種ありといふ。然らば必ずしも、五戒を受くるを近事といふに非ざるに非ずやとの經部の難なり。

【五二】　有部この難に對して、三歸に依つて優婆塞となるに非ず。若し三歸に依つて優婆塞とならば、汝が引く經典の云ふ四種の外に第五あることなるべし、又四種ありとは五戒を全く受けざるものありといふに非ず、それは能持に就いて云ふものなりと通ず。

【五三】　倶舍論十四・十四左。

【五四】　雜阿含一・三〇(大正二・六下)。

未だ審かならず。此の中經主の說く意は、我が國の諸師を勸勵せんと欲し、外方の經部の誦する所を受持すと爲んや。佛の說く所の契經を受持すと爲んや。然も、衆經有りて正理に違せず。外方の經部は曾つて受持せず。[五五]阿笈摩有りて總頌に越ゆ。彼れ率意に造つて還自ら受持す。經主は豈、我が國內の善く聖教を鑒る諸大論師をして、彼れに同じて、眞に背き、僞教を受持せしむべけんや。且つ經の說く所、「我れ今時より、乃し命終に至るまで捨生等」とは、何の理か唯證淨を得る人にして、諸の異生も亦此の誓を立つるに非ずと說くや。諸の異生の類も、將に律儀を受けんとし、亦斯くの如き堅固の意樂有り。乃至、自らの生命を救ふ緣の爲めに、遂に受くる所の學處に虧違せず。斯くの如き誓受は世に現に得べし。然も此の文句は[五六]大名經中、現に受持あり、正理に違せず。故に誦する所の正文を捨つべからず。設ひ、大名經に此の文句無きも、我が宗義に於て亦違ふ所なし。我が宗は此の文句を說いて、究竟して方に近事律儀を發すと言ふに非ず。自ら我れは是れ近事、持護念を請ふと稱し、便ち律儀を發すと說くに由る。自ら言を發し、弟子たることを表はすこと、[五七]大迦葉の具足戒を得するが如きを以てなり。世尊、既に鄔波索加は應に具に五種の學處を受持すべしと說く。彼れは我れは是れ鄔波索加と說く。必ず律儀を具ふること何ぞ勞して惑を致さんや。我れは是れ國の大軍師と稱するが如し。彼れ必ず具に兵將の事業に閑ふ。是くの如き喩に依つて、智者は應に思ふべし。是くの如く分明に理教に過ぐるなし。若し忍受せざれば、これを奈何がせんと知るや。

[五八]又經主は言はく、「戒を持犯するに約して、一分を學す等と說くといはゞ、尙「佛に」問ふべからず、況んや、「佛」、爲めに答ふべけんや。誰か已に近事律儀は必ず、五支を具すと解して、所學の處に於いて、一を持して餘に非ず、乃至、具に持するを一分等と名くることを解する能はざるもの有らんや。彼れの未だ近事律儀の少多を解せざるに由るが故に、應に請問ずべし。凡そ幾種の鄔波索加有

【五五】傳承の阿笈摩(經典)は汝の頌文に勝るの意也。

【五六】前揭。雜阿含三十三・九(大正二・二三六中)。

【五七】大迦葉(Mahākassapa)(巴)摩訶迦葉。前に受戒の種類を云ふところに出づ。

【五八】倶舍論十四・十五右左。

りて、能く學處を學するかと。〔佛〕、答へて言はく、四の鄔波索加有り、謂はく、能く一分を學する等なりと。猶、未だ了する能はず。復問ふ、何をか能く一分を學すと名くるかと。乃至廣說」と。

此れは全く理なし。唯對法宗の所說の理中に、應に問答すべきが故に。近事は必ず律儀を具すと知ると雖も、而も未だ隨つて一種を犯すと、一切を越すと爲んや、一にして餘に非ずと爲んやを了知せず。此の疑有るに由るが故に、應に請問すべし。諸部に、若し未だ此の文を見ざる有らば、此の義の中に於て今に迄んで猶諍ふ。若し此れに異ならば、佛の經に數、鄔波索加は五學處を具すと言ふ。誰か、此れに於て已に善く了知して、而も復疑を懷いて、多少を受くることを問ふもの有らんや。設ひ許すも、爾らば疑問相違す。謂はく、彼れは本、受くる量の多少を疑ふ。而も幾くか能く學處を學ぶもの有るかを問ひ、一分を學す等と答へて、豈、本の疑ふ所を除かんか。故に彼の義中問答すべからず。經主は此に於て不正に尋思し、理を諍ふ中に於て、朋黨の執を懷き、翻つて、對法の所說の義中、問尙すべからず。況んや答を爲すべけんやと言ふ。

有餘師は說かく、「別の契經に由るに、律儀を離れて、亦近事を成ずることを證す。[五九]契經に說くが如し『何に齊つて名けて鄔波索迦の尸羅圓滿と爲すや。謂はく、近事あり、能く殺生を斷じ、能く殺生乃至飲酒を離る』と。故に知る。近事に律儀を闕く有り」と。彼れは此の經に於て甚だ義意に迷ふなり。此の經の意は無漏の尸羅を說く。此の中盡壽の聲無きを以ての故に。又[六〇]經に、『何に齊つて名けて鄔波索迦の信根圓滿と爲すや。謂はく、近事有り。如來の所に於て、有根の信に住し、乃至廣說」と說くが如し。鄔波索迦有りて、此の信成ぜざれば、卽ち全く無信なりと說くべからず。此の如き經に信圓滿と說く言は、但無漏に約す。故に知んぬ。說く所の戒圓滿の言は、有漏に據るに非ず。但、無漏に據つて是くの如き言を說く。是の故に此の經を引いて、近事の律儀を具せざる有りと說くべからず。「無漏の戒中、離飮酒なし。故に此の所釋は、理必ず然らず」と。此の難は然

【五九】雜阿含三十三・九（大二・二三六中）。
【六〇】同上の經典。

らず。此の經は顯に、無漏の戒體に勝能有るを說くが故に。謂はく、佛は無漏の戒の力が、能く受くる所の近事律儀乃至遮戒をしても亦定んで犯なからしむるを顯示す。故に此の經は無漏の尸羅に約して、離飮酒を說くも亦失有ること無し。故に契經に『見圓滿者は、終に故思にて諸の學處を犯さず』と說く。或は此の經は尸羅圓滿を說き、尸羅遍淸淨の義を顯はさんと欲するなり。謂はく、五戒に於て全く毀缺なきを、方に尸羅遍淸淨者と名く。遍淸淨に依つて圓滿の名を立つ。「若し決定して、離戒の近事無ければ、便ち經に『或は一類の具信非戒の鄔波索迦有り』と說くに違す」と。此れは相違せず。此れは近事の具足する能はざるを說く。五戒を具するは名けて具信と爲す。尸羅を具するに非ず。或は此の具の言は可讃の義を顯はす。此の劍は磨し已つて色を具すと言ふが如し。此の未だ磨せざるとき、色全く有るに非ざるに非ず。戒も亦應に爾るべし。可讃を具と名く。戒衆德を具す。可讃の名を立つ。此れと相違するを不具戒と名く。若し律儀を闕くも亦近事と名くれば、苾芻、勤策も闕くも亦應に成ずべし。然も經主は何に緣つて許さず、佛の敎の力に由り施設不同なり。律儀を缺くと雖も、而も近事を成じ、苾芻、勤策は要らず律儀を具すと言ふや。此れ已が情を率ゆるなり。經に說くこと無きが故に。彼れは前に已に、大名經は近事の相を說く、餘經は爾らずと說く。今應に定んで說くべし。世尊は何に於て律儀を離れて、近事を成ずと說くや。曾て聞く。經部は是の執を作すあり。亦「無戒の勤策苾芻有り」と。彼れの執は便ち[六一]布剌拏等の諸の外道の見に同じく、佛法宗に非ず。

第五項　律儀の三品の差別的基礎

[六二] 一切の律儀の品類は等しきや不や。品類は等しきに非ず。三品有るが故に。下中上の別は何に隨ふが故に成ずるや。頌に曰はく。

下中上は心に隨ふ。

【六一】布剌拏〔迦葉〕Purāṇa-kasyapa, Purāṇa-kassapa, 六師外道の一なり。

【六二】一切の律儀に下中上の三品の差別あり、それが心に從ふものなるを述ぶ。

論じて曰はく、八衆の受くる所の別解脫戒は、皆受くる心の力に隨つて上中下を成ず。是くの如き理に由りて、諸の阿羅漢も、或は下品の律儀を成就すること有り。然るに諸の異生にして或は上品を成ずるあり。此の中、上座は是の撥言を成ず。「是くの如き所宗は正理の敎に違す。若し必ず爾らば是れ則ち應に、勇猛正勤して、禁戒を修持するもの無かるべし。世尊は亦軌として則ち所行は皆圓滿を得るに、微細の罪に於て大怖畏を見よと說く、此れは但、先に得る所の如く、持ちて毀壞せざらしめんが爲めなり。故に應に勇猛正勤を發起すべし」と。

修持に由つて、下中をして轉じて中上に成らしむるに非ず。亦勇猛正勤を起すに由つて、便ち下中を捨てゝ、中上戒を得るに非ず。此れに由つて卽ち引く所の契經を釋す。亦但、先に得る所の如く持するに就いて、能く微細の罪を毀犯する中に於て、大怖畏を見るが故に、是の說をなす。此れに由つて、戒をして漸に增さしむと言はず。又彼れの言ふ所の諸の有爲法は刹那にして住まらざるが故に、受くる所の戒は、衆緣の力及び阿世耶に由つて、下より中を生じ、中より上を生ずとは、此れも亦理に非ず。受くる所の律儀は、殊勝の緣に依つて方に生ずることを得るが故に。謂はく、受くる所の戒は必ず受の緣に託す。得已りて、數々重ねて受くべき無し。若し先に受け已つて、後に受の緣を離れ、汎く餘の緣に遇うて更に得べくんば、先に未だ戒を受けざるに、汎く餘の緣に遇うて、亦應に得べし。差別無きが故に。諸の有爲は皆緣に託して起ると雖も、而も戒は必ず殊勝の緣に託して生ず。故に彼れの言ふ所は定んで理に應せず。

何の義に依つて、鄔波索迦と說くや。彼れは先に佛法僧寶に歸依し、尊重する所の師に親近承事し、便ち尸羅を獲るが故に近事と名く。或は能く如理の所爲を習近し、惡事業を壞するが故に近事と名く。或は能く佛に親近して事へ、師と爲すが故に近事と名く。諸佛に分同し、淨尸羅を得る善の意樂の故に。有る頌に言ふが如し。

遠に居して佛に近づき、　勤勇に由つて、歸禮し、
悲有りて惡想を離る、　故に名けて近事と爲す。

今應に[六三]思擇すべし。無智の世間の事ふる所の諸の天神衆は、諸の近事も應に彼の天を禮すべしと爲んや。世尊を禮するが如く禮すべからずと爲んや。何に緣つて此に於て欻爾として疑を生ずるや。世間に現に一類の(人)有りて、邪天に事へ、愛染して、その心を(熏)習し、己が情を率ひ、諸の事業を作すことを樂ひ、理教に依らずして、妄に是の言を作すを以てなり。「鄔波索迦は應に天衆を禮すべし。佛聽許するが故に。『謂はく、佛は天神を供養することを聽許するが故に、契經に『天を供養する者は佛の教を奉ずと名く』と言ふ。又隨念の故に。謂はく、世尊は『應に[六四]天を隨念すべし』と說くが故に、應に天を禮すべし。佛法僧寶を隨念せよと說くが如し。又遮せざるが故に。謂はく、經に鄔波索迦の諸の天衆を禮するを遮すること無し。又恩有るが故に。謂はく、彼の諸天は承奉すること儀に合へば、能く恩福を與ふ。又能く損するが故に。謂はく、彼の天神は承奉すること儀を失へば能く大損を爲す。故に諸の近事は應に天神を禮すべし」と。略して彼の宗の所說を敍すれば是くの如し。此れ皆理に非ず。

[六五]且らく、彼れの言ふ所の「佛聽許するが故に、應に天を禮すべし」とは、佛意は然らず、簡別して說くが故に。謂はく、彼の經は、諸の淨施主は、諸の祠祀を受くべき天神に於て、時々に於て間、應に三事を以て、無倒に供養し、禮を以て承奉すべし。彼れは施主に於て必ず善心を起し、哀愍護念して損惱なからしむ。一は時々に於て、應に嚴淨を施すべし。二は時々に於て應に供具を施すべし。三には時々に於て頌願を施すべしと說くなり。三事を標して、決定の因と爲すを以て、世尊は三事を除く外、凡そ施作する所、皆許す所に非ざるを證知す。

[六六]「數名を標するは便ち定義を顯はすに非ず。地動不犯等の言を說くが如し。謂はく、經に四因緣の

【六三】優波索迦は天を禮すべきや否やの問題を出し、天を禮すべしとの異說なることを示す。而してこの異說の根據に一に佛聽許するが故に、一一に佛隨念天を說くが故に、三、に遮せざるが故に。四、に恩あるが故に。五、に能く損するが故に。この五理由なり。

【六四】十念の一の念天をいふ。

【六五】上の異說の二の理由の中、第一を破す。

【六六】上に云ふ三事に就て、三の標名が必ずしも定數に非ざるを言ひ禮天の異說を主張す。

故に大地震動すと言ふも、更に四因緣の外に地動の因緣有らざるに非ざるが如く、又經に諸の阿羅漢は能く五處に於て畢竟不犯なりと言ふも、更に不犯の處有らざるに非ざるが如く、又經に在家出家は、五處の中に於て應に數觀察すべしと言ふも、更に餘處の觀すべきもの有らざるに非ざるが如し。是くの如き言は其の類一に非ず。此れも亦爾るべし。決定の因に非ず」と。

此の救は然らず。動地等の如き、餘の經に有りと說くこと不可得なるが故に、此れは定數を標す、餘經に於て、不定有り、動地等の如しと言ふに非ず。此れを以て證と爲し、此の經中、數名を標列するに決定の理を顯はすを知る。此れを除いて餘の理は有る容きこと無きが故に。或は應に說く所の蘊處界等、此くの如き數名皆不定と成る。或は[六七]說く所の蘊處界等の如く、動地の因等の數も亦應に定なるべし。何に緣つて一類の標列の數名にして、顯はす所の義の中、或は定と不定なるや。餘處に於て、此の所明を除き、或は餘を見ず、或は餘を見るが故に。若し一切處に、言說の同じきを以て、事皆等しと執ずれば便ち大過を成ず。若し經に供養等の言を說く、卽ち已に應に禮拜すべきことを顯成すと謂はゞ、則ち佛は應に諸の天神衆を遣はすべし、亦應に能祠施主を禮拜すべし。彼の經に『諸の天神衆は旣に供養及び承奉せられ已りて、應に供養等を反し、以て施主の恩に報ゆべし』と言ふが如し。是の故に此の中、但、彼の樂欲する所の事に隨つて、皆正しく供承するに據つて、供養等と名く。禮敬を申ぶるに非ず。諸の天神衆は近事の邊に於て、敢て禮敬事を希求すること無きが故に。國の名主が、諸の苾芻に於て、定んで禮敬事を希求する者無きが如し。功德と及び壽命を損ずることを懼るゝが故に。契經に說くが如し。『毘沙門天、大目連と舍利子等の五百の聖衆を請じて、自らの宮中に至り、供養を設け已りて、頌願を施さんことを請ふ。復今より、諸の出家者、及び近事等、我が寺中に至り、一切皆應に我に頌願を施すべし。我等の眷族も亦、今時より每に、專誠を以て正法を護持し、佛弟子の出家在家をして、一切の時に於て恒に惱害なからしめん

【六七】若し標數が定數に非ずとせば蘊處界の定數も亂るべし。蘊處界が亂れずとすれば地動の因等も定數なるべしと逆に證す。

と請ふ。時に二大聖、其の請ふ所を許し、遍ねく一切の出家在家、諸有の佛の禁戒を受持する者に告ぐ。今より以去、天寺の中に至り、皆應に、如法に天に頌願を施すべし。然も未だ曾て合掌敬禮せしめず。此等の證に由り、定んで世尊は此の經の中に於て禮敬を許すに非ざるを知る。

六八「隨念の故に、天を禮すべし」と言ふは、亦理に應ぜず、經の義に迷ふが故に。謂はく、經の意は說く。應に念言を作すべし。「彼の諸の有情、信等を成就し、此れより捨命し已つて、四大王天及び餘の天衆に上生することを得たり。我れも亦信等の善法を成就す。亦應に、彼れに同じく、當に天に生ずるを得べし」と。天を隨念し、己と德を同じくせしむ。禮敬せしむるを隨念天と名くるに非ず。故に此の經を引くも、彼れに於て證に非ず。

六九「遮せざるが故に、天を禮すべし」と言ふは、亦理に應ぜず、義已に遮するが故に。經は唯三事にて天神を供養することを許す。豈、此れは定んで已に禮敬を遮すと言はずや。又略說毘奈耶の中に准ずるに、亦已に義として天神を禮することを遮するが故に。謂はく、佛曾て略毘奈耶を說き、諸の苾芻に告ぐ。『我が文句に隨ひ、遮制する所の者は、皆行すべからず、開許する所の者は、汝等應に行ずべし。若し遮する所に非ず、開許する所に非ざるは、穢に順し淨に違ふは皆行ずべからず。淨に順し、穢に違ふは汝等應に行ずべし』と。既に「如來は近事の諸の天衆を禮するを遮せず」と執す。亦曾て近事の諸の天神を禮するを開許するを見ず。豈、此れ第三聚の攝に應せずや。然も諸の近事の若し天神を禮するは、是くの如き所爲は穢に順じ淨に違す。理として應に是れ佛の行ずるを許さざる所に應ず。是れ則ち還成佛して已に遮制せしものなり。遮せざるが故にと言ふは因極成せず。

「何に緣つて天を禮するに穢に順じ淨を違するや。」若し近事、天神を禮することを樂しめば、便ち外道等と差別なし。邪徒の所作の業を愛樂するが故に、又若し近事天神を禮敬すれば、則ち應に、

【六八】上の異說の第二の理由を破す。

【六九】上の異說の第三の理由を破す。

天を讃する邪論を愛重すべし。便ち愛樂して天を敬ふ邪徒と同じく尸羅を稟け、諸の芻侶を作し、此の方便に由つて邪師に習近し、惡趣に墮する因、漸やく堅く增盛なり。此れ從り展轉して乃至、多生亦多く、是くの如き邪行を行ずることを樂しむ。又若し諸の邪の天神を禮敬すれば、此れに因つて便ち如來の聖敎を憎み、邪の天神を敬はざる者無きを以て、佛の功德を聞いて、憤恚の心を生じ、乍ち處中の心に憎愛なかるべし。又過失の禮敬に於て、心を持ち、必定して功德を敬ふ者を怨嫌す。「何に緣つて、大力の天神を信ずるを、而も說いて名けて過失を敬ふ者と爲すや。」彼れの禮敬は恒に他の摧伏と背恩と害と諂と誑等を樂しみ、過失有る境を增上と爲すを以ての故に、此れに由つて、唯無聞の愚夫あり、彼の天神に於て深く敬愛を生ず。若し諸の賢聖は、唯斷滅遠離寂靜に於て、大智悲等の衆德集成す。諸佛世尊、深く敬愛を生ず。是くの如き義に依るが故に、有る頌に曰はく。

貧賤に希怖有り、　愚夫は天神を敬ひ、
富貴には悕求無く、　智人は唯佛を敬す。

又若し近事が天神を禮敬すれば、多有情を引いて大衰損を作す。謂はく、天に事ふる者は、咸是の言を作す。「鄔波索迦、深く佛敎に閑ひ、現に來つて、我が事ふる所の天を禮敬す。必ず天神に敬信を懷く有らん。善い哉、我等は無倒に歸依す」と。又諸の世間の觀察を樂しむ者、佛敎を推尋して、未だ其の眞を究めず、此れを覩て便ち是くの如き僻執を生ず。「佛敎は應に世間の書傳に似たるべし。決定して眞の義理を辯ずること能はず、乃ち是くの如く佛敎を解する人をして、還來つて諸の天神衆に歸依せしむ」と。是くの如き等の無量の有情を引いて、邪執を增さしむるを大衰損と名く。近事が是くの如く天神を禮敬することは、淨に違し穢に順じ、佛の遮止する所なるが故なり。遮止せずと言ふべからざるが故に。又遮止せざるは應[七〇]作の因に非ず。佛が苾芻の捨戒を遮せざる

【七〇】作すべきこと。遮止せずと云ふて、それは直になすべきことゝはならずとなり。

が如し。曾て佛が是の言を作す處無きを以てなり。『苾芻は學ぶところの戒を捨すべからず』と。捨戒に於て、佛は曾て遮せざるも、則ち諸の苾芻の法として戒を捨すべきに非ず。故に鄔波索迦は應に天神を禮すべし。佛は遮せざるが故にと說くべからず。

七一「恩有るが故に天神を禮すべし」とは、亦理に應ぜず。怨有りとも聞くが故に。傳へ聞く、「熱病老死等の苦も、亦是れ彼の天神の作す所のもの有り」と。定んで世に於て恩有りと說くべからず。又婆羅門長者居士は、苾芻衆に於て、佛は恩有りと說く。命緣を供給して乏しきこと無からしむるが故に。豈、苾芻衆は施主を禮すべけんや。既に一切の恩有るを禮すべからず。故に所立の因に不定の失あり。又諸の含識は皆悉く、自業の招く所の諸の異熟果を受用す。是の故に說く所の「事ふる所の天神は、世に於て恩有り」とは不成の失有り。

七二此れに由つて、又能く損するが故にといふ因を破す。一切の有情は皆自業に依る。誰か力有りて能く誰を損すと說かんや。誰か智有る者、己の怨を愛敬せんや。世に善人有りて能く他を益すれば、諸の益を蒙むる者、應に彼の人を敬ふべし。是の諸の天神は性憤恚多し、恒に他の諸の有情を損惱することを樂しむ。己が怨を嫉むが如く敬禮すべからず。故に彼れの說く所は相違因を成ず。又世間の天を歸敬する者を見るに、天神彼れに於て有る時は衰を作す。亦有情の天を敬はざる者有るも、天神は彼れに於て害をなすこと能はず。故に彼れの說く所は敬天の因に非ず。若し「王の如し」と謂はゞ亦理に應ぜず。世間の依屬の法は爾るべきが故に。諸の近事は天神に繫屬するに非ず。自ら是れ邪徒の相率いて歸附するものなり。世間の君主は衆の依投するところなるも、出家人は皆應に敬を致すべきに非ず。是の故に近事が一切の天神を敬禮すべからざること、理極めて成立す。

【七一】上の異說の第四の理由を破す。

【七二】上の異說の第五の理由を破す。

卷の第三十八

〔辯業品第四の六〕

第十六節　近事の五戒

第一項　三歸戒

[一]諸有の佛法僧に歸依する者は、何等に歸すと爲んや。頌に曰はく。

　佛と僧とを成ずる、　無學と二種との法と、
　及び涅槃擇滅とに歸依する。　是れを三歸を具すと說く。

論じて曰はく、本論に[二]言ふが如し、「歸依佛とは何法に歸すと爲すや。謂はく、若し諸法の妙有現有なるを想、等想に由つて言說を施設して、名けて佛陀と爲す。此の能く佛を成ずる無學の法に歸するなり。」「謂はく、若し」と言ふは、即ち是れ總じて當に說かるべき義を標するなり。諸法と言ふは、即ち是れ無我を顯示する[三]增言なり。妙有の言は妙有の性と合するを顯はす。現有とは即ち現に得べき義を明す。或は妙德と合するが故に妙有と名け、現有は即ち是れ所知性なることを顯はす。想とは名言を謂ふ。等想とは即ち是れ能く共に能詮の標擧を立つるを顯はす。能詮の故に施設と名く。何故に標擧して次に則ち答へて言ふや。此れに由つて能く無倒の言說を成ずるなり。[四]一切法と一切種相を覺り、他教を籍らざるが故に佛陀と名く。或は此の圓成智等の衆德自然に開覺するが故に佛陀と名く。或は佛陀の名は彼の有覺を顯はす。質礙の物を有質礙と名くるが如し。或は佛陀の名は、彼れが能く已が證覺する所を說いて、以て他を開覺するを顯はす。婆羅門の佛所に來詣して、妙なる讃頌を以て世尊に問うて言ふが如し。

【一】この段は三歸依を述ぶ。

【二】品類足論又は發智論かの文なるべし、下に迦多衍尼子を云ふより見ると發智論の如し。然し今見當らず。婆沙論三四（大二七・一七七上）。所歸依者、謂佛無學成菩提法即是法身。

【三】增言 Adhivacana。增語に同じ。言といふこと。

【四】佛陀の四義を出す。前の三義は自覺に依つて立て、後の一義は他覺に依つて立つ。

世の導師の　　最上覺者と名くるに稽首し奉る。
何に緣つて父母等、　尊を號けて佛陀と名くるや。

世尊彼の婆羅門を哀愍し、亦伽他を以て之れに告げて曰はく。

婆羅門よ、當に知るべし。　我れは去來の佛の如く。
覺者の相を成就す。　故に我れを佛陀と名く。
婆羅門よ、當に知るべし。　我れ三世の行の
皆生滅有る法なるを觀ず。　故に我れを佛陀と名く。
婆羅門よ、當に知るべし。　我れ應に知斷すべきに於て
修證の事已に辨ず。　故に我れを佛陀と名く。
婆羅門よ、當に知るべし。　我れ一切の境に於て
一切知見を具す。　故に我れを佛陀と名く。
婆羅門よ、當に知るべし。　我れ無量劫に於て、
諸の純淨の行を修め、　無量の死生を經て、
今最後身に於て　塵垢と毒箭とを離れて、
無上覺を證得す。　故に我れを佛陀と名く。

能く佛を成ずるの言は、彼の諸法が佛の施設の與に建立の因と爲ることを顯はす。如何が此の中、無量の法に於て、而も總じて建立して一の佛の名を標するや。衆多の和合の人の上に依つて、一の僧寶、一の勝の所歸を立つるが如し。又衆多の無漏道の上に於て、一の道蘊を立て、過失あること無し。或は先に已に說く。先に說くとは何ぞ。謂はく、想等想施設の言說なり。即ち佛の相續たる無學の法の中に、一の佛の名を立つるなり。一の佛を別に能く佛を成ずる法無し。是れを何等と爲

すや。謂はく、[5]盡智等及び彼の眷族なり。彼の法を得するに由つて能く一切を覺す。彼れの勝を以ての故に身に佛の名を得。色等の身には非ず。[6]前後等しきが故なり。

[7]一佛に歸すと爲んや。一切佛に（歸すと爲んや）。理實には一切佛に歸すと言ふべし。諸佛の道の相は異なること無きが故なり。

[8]經主は此の中、是くの如き說を作す。「然れども[9]本論を尋ぬるに、唯、無學の法をのみ、卽ち名けて佛と爲すと言ふこと有るを見ず。但、無學の法は能く佛を成ずと言ふのみ。所依の身も亦是れ佛の體なることを遮せず。是の故に此に於て、難じて言ふべからず。若し唯、無學の法のみ卽ち是れ佛ならば、如何にして佛所に於て、惡心にて、血を出すに、但生身を損するのみなるに、無間罪を成ずるや」と。

今詳にするに、經主は本論の義に於て、未だ甚だ研尋せざるなり。能く佛を成ずるの言は、已に佛の體が依身を攝するを遮するが故に。謂はく、佛の名言は佛の義に依つて立つ。唯此に目くる所は、是れ眞の佛體なり。若し佛の名言を依身に就て立つれば、未だ無學の法を證得せざる時に於て、已に依身あり、應に亦佛と名くべし。故に知んぬ。佛號は依身に名けず。此れに由つて依身能く佛を成ずるに非ず。故に本論に、能く佛を成ずるの言は、已に依身も亦是れ佛の體なるを遮すと說くなり。已に佛の體は唯無學の法なるを顯はす。或は設ひ然りと許すも亦難無きに非ず。謂はく、佛の體性に略して二種あり、一には世俗、二には勝義なり。歸依佛とは世俗に對するを現はす。勝義の佛に於ては、繫念が歸依なり。[10]依身に託して、彼れに歸依するを以て、彼れを得するに由るが故に、佛を法と名くることを得るなり。故に唯、無學の法が是れ勝義の佛の體ならば、無間罪を成ずるは勝義を損するに由る。然るに勝義の佛は必ず損すべからず。是くの如き義理に由つて難じて言ふべし。「如何が佛所に於て、惡心にて血を出し、但、生身を損害するのみにて、無間罪を成ずるや」

【五】倶舍論十四・十六右、盡智等及彼隨行とあり。
【六】覺前覺後色身は同じきが故に色身を以ての故に佛と名くるに非ず。
【七】歸依佛は一佛に歸するのか一切佛に歸するのかと問ふ。婆沙論三四（大二七・一七七下）に此の問答あり。
【八】倶舍論十四・十六左。
【九】前引の文の根據たる品類足論？を指す。或は云ふ。發智六足の根本論を指すと。
【一〇】依身を通じて無漏法たる佛に歸依することを得。

と。毘婆沙者は是の釋言を作す。「彼の所依を壞すれば彼れ隨つて壞するが故に」と。是くの如き釋難は深くして理に應ぜずと爲す。

又[一一]彼の經主は是くの如き難を作す。「若し此れに異ならば、應に佛と僧とが、世俗の心に住するとき、僧に非ず、佛に非ざるべし。云何が是くの如くなるや。爾(そ)の時に於て學無學の法現前せざるを以ての故に」と。此の難は然らず、許す所に非ざるが故に。謂はく、我れは學無學の法は、唯現在の位に方に佛僧を成ずと許さず。唯佛僧は彼の法を得するが故なりと言ふなり。諸位に於て、曾て間斷なきを得と言ふ。寧んぞ世俗の心に住するとき、便ち僧に非ず、佛に非ざらんや。設ひ現在、方に佛僧を成ずと許すも亦過有ること無し。彼れの其の體を得るは亦是れ學無學なりと許すを以ての故に。一切の時、常に現前するを得るが故に。

[一二]經主は復言はく。「又應に唯、苾芻を成ずる戒は卽ち是れ苾芻なりと執すべし」と。是れは我が宗とする所なり。豈、過失を成ぜんや。戒を得するを以ての故に、假りに依身を說いて亦苾芻と名くること前の義と等し。是の故に經主は對法宗に於て、善く說く所の文義を了知せざるなり。

[一三]婆雌子部是くの如き言を作す。「[一四]補特伽羅は是れ所歸の佛なり」と。此れは理に應ずるに非ず。所以は何ぞ。[一五]彼れに差別なし。歸を成ぜざるが故に。謂はく、[一六]離繫の補特伽羅に歸すると、世尊に歸すると、何の差別有りや。善等の差別は同じく記せざるが故に。「若し火の依に隨ふ差別の如し、謂はく、糠に依るを名けて糠火と爲すが如し。是くの如く、佛法に依る[一七]彼れも亦佛の名を得」と謂はゞ、此の救は然らず。應に無常なるべきが故に。徒に救を設けて執するも成ずる所無きが故に。謂はく、彼れの執する所の補特伽羅は既に所依に隨つて、應に無常性なるべし。又糠に依る火は卽ち糠補特伽羅と名くるに非ず。若し佛法に依るは但(たゞ)應に補特伽羅と名くべくんば、補特伽羅は卽ち佛と名くるに非ず。是くの如き救と執とは竟に何の成ずる所ぞ。既に補特伽羅は法に隨つて差別を

【一一】倶舍論十四・十七右。

【一二】倶舍論十四・一七右。

【一三】婆雌子部 Vatsiputriyā, Vajjiputt..ya 犢子部は前の梵音の釋なり。他の部派と異なりて、補特伽羅蘊を立て、輪廻の主體となす。故に附佛法の外道とも呼ばる。然しそれは只名が補特伽羅であるためにして、他の部派の細意識、一味蘊、窮生死蘊等と同じ意味のものなり。

【一四】補特伽羅 Pudgala, Puggala 人と譯す。犢子部は普通の人の名を假りて、輪廻の主體――但し我と異なる――を立てんとしたるものなり。

【一五】補特伽羅に差別なしの意。

【一六】尼乾陀若提子 Nirgrantha Jñātaputra の徒のこと離繫外道。

【一七】彼れとは補特伽羅を指す。

成ずと執すれば、應に能く差別する法卽ち是れ佛にして、餘に非ずと許すべし。歸依の名は依を顯はすを以て、此れに由つて能く所有の生死の災患を滅す。是くの如き用有るは、唯此の相の法なり。故に此の法を是れ所歸依と說く。餘は皆然らず。是の說を善となす。又應に佛補特伽羅は世間の法を成ずと許すべし。故に契經に說く『今世尊の諸根の變異を見る』と。汝等は旣に補特伽羅に所依に隨ふに由るが故に、差別を成ずと執す。何に緣つて、佛法に依る彼れは佛の名を得、非佛の法を依と爲すを非佛と名けざるや。此の中差別の理有ること無きが故に。若し「人は髮等の黑有りと雖も、而も彼れに隨はずして、白人と名くることを得べきが如し」と謂はゞ、是れ則ち應に前の執を救ふを捨することを成ずべし。謂はく、彼れは前に補特伽羅を執し、所依に隨ふに由るが故に差別を成ずと救ふ。今は復、補特伽羅は其の所依に隨つて、差別を成ずることを許さざるが故に。[一八]豈、亦火が差別の名を得ること有らんや。一分の依に隨つて一分に隨はず。又有漏無漏に依つて成ずる所の補特伽羅は、應に二體を成ずべし。爾らずば應に前の救ふ所の執を捨すべし。

又世尊は『我れ世間に於て生ず』と說く。補特伽羅は亦生ずる理有るに非ず。若し此れに異ならば、世尊は應に「我れ世間に現はる」と言ふべし。然るに說くこと爾らず。是の故に決定して法を所歸と爲す。世尊の[一九]但（ただ）『法に依るべし。彼の補特伽羅に依るべからず』と言ふが如し。又世尊は[二〇]『若し法を見る者は卽ち是れ我れを見る』と言ふ。又契經には『佛は轉變すと雖も、而も心は異なることなし』と說く。汝の執する所の補特伽羅は轉變あるべきに非ず。汝は補特伽羅は是れ無常と說かざるを以ての故に。今義の便に乘じて、且らく餘の理を以て、汝の所歸とするところの補特伽羅を破せり。其の體の實に非ざることは、餘處に廣く辯ぜり。

尊者[二一]矩摩邏多、是くの如き說を作す。「佛は有漏無漏法、皆是れ佛の體なり。故に[二二]契經に『今は佛身衰老朽邁す』と說く。又世尊は『[二三]我れ今重病にして死に隣（となり）りするところの受を生ず。阿難陀

[一八] 所依に隨つて差別を成ぜざれば、所依に依りて稈火草火と云ふも誤りとなる。
[一九] 長阿含二（大正一・一五中）。
[二〇] 雜阿含四七・二五（大正二・三四六中）。
[二一] 矩摩邏多 Kumāralāta 童受、童壽等と翻ず。經部師なり。
[二二] S. 48, 41
[二三] 長阿含二（大正一・一八下）。

に告ぐ。汝應に佛の爲めに、此に嗢怛羅僧を敷設せよ』と說く。又契經に言く『汝應に飲食を以て如法に、佛を上首と爲す僧に供養せよ。』又契經に言はく。『諸の苾芻衆、佛語を受持せよ。』又契經に言はく『如來の所に於て、惡心にて血を出す。』又經に『佛、足を以て衣を蹋む』と說く。又契經に言はく『我れ今、佛の威光熾盛にして、妙金臺の如きを觀る。』又、尊の『我れ今[二四]婆多山處に往りて、[二五]藥叉の恩を報いんと欲す』と言ふが如し。又契經に言はく『汝等商主よ、佛を見ることを得れば無上の利を獲』と。又他を饒益して方に佛と名くることを得。他を饒益するとは多くは是れ俗智なり。又諸佛は大悲を以て體と爲す。此れは是れ有漏法なり。有情の相、轉ずるが故なり。是くの如き等の類の教理衆多なり。無漏中に斯の事有るべきに非ず。故に唯無漏の佛法を佛の體と爲すに非ず」と。

此れも亦理に非ず。無學の法の力に由つて、身等の法に於て、佛名を假立するが故に。云何が然ることを知るや。佛の眼根等は前の眼等と差別無きが故に。又有漏を無學の明と名くるが如し。經に三明は是れ無學と說くが故に。死生智は是れ無學なるべきに非ず。此れは形顯を緣ずるが故に。有情の相、轉ずるが故に。無學の身に無學の名を得ること有り。餘法も亦然り、諸佛の法と與に一相續に墮するも亦佛の名を得。又佛身等は是れ佛なるべからず。斷ずべきを以ての故に。夫れ佛と言ふは都て過失なく、斷ずべきに非ざるが故に。又經に『身は無明の集成なり』と說くが故に。豈、佛も亦無明の集成と說くべけんや。又諸佛の身は是れ不淨の境なり。一切の欲界の色は是れ不淨觀の境なるを以ての故に。佛は不淨觀の境と爲すべきに非ず。經には佛を緣じて善根を增長し、欣作意を生ずと說く。諸の不淨觀は一向に、厭の作意を相應す。故に知んぬ、佛身は眞に是れ佛に非ず。又業と食を說いて、身の因と爲すが故に。佛身は諸處の業の異熟の攝なり。是れ段等の食の資長する所なり。豈、此れに於て眞の佛の名を立つべけんや。若し人、佛は業有に因ると說かば、誰が智

【二四】 沙多山處 Sātagiri。
【二五】 此の藥叉の名は Sātagira なるべし。

有る者にして訶責せざらんや、豈、智有る人誤つて此の語を發し、後自ら覺察して悔愧なからんや。若し佛の資糧に據り、攝益等に依止して、假りに說いて佛と爲さば、理に於て遮するなし。餘處にも亦曾て此の例を見るが故に。食は是れ命、酪は是れ熱病等と言ふが如し。又佛身中の大悲と俗智は、先に菩薩の位に其の體已に有り。此れ若し是れ佛ならば、佛は應に先に成ずべし。若し別因有りて、此の二種をして、後に轉じて佛と名けしむれば、即ち應に此の能差別の法、是れ佛にして餘に非ずと許すべし。此れを破すること、前の一類の正しき理敎に違し、自ら分別して執ずるに同じかるべし。

然るに大衆部は復[二六]是の言を作す。「如來の身中の所有の諸法は皆是れ無漏、盡く是れ所歸なり。經に身は是れ已修と說くを以ての故に。謂はく、契經に『已に身心を修む』と說く。已に心を修むと說き、心は是れ眞淨なりと許すが如く、身も亦應に爾るべし。旣に已修と說く。如何が眞無漏に非ずと言ふべけんや。是くの如き等の證、其の類寔に多し」と。此の一類の宗は、[二七]辯本事品に已に廣く遮遣せり。勞はしく重ねて破することとなし。然るに契經に『已に身を修む』と說くは、對治修に約するが故に、是の說を作す。是の已修習は色染を離るゝ無間道の義なり。又契經に『彼れは已に四種の念住を修習す』と言ふ。復四念住は總じて一切法を攝すと言ふ。則ち一切法は應に皆無漏なるべし。若し、「此れは[二八]自の性相の二念住を離るのに據る」と謂はゞ、餘を說くも亦應に同じかるべし。謂はく、契經に『已に身を修す』と言ふは、何が故に身念住を修すと許さざるや。又自有漏善は亦是れ所修なるが故に、修の言を引いて無漏を證するは、此の證理と豈、相應することを得んや。

又彼れの言ふ所の、「若し佛の眼等、是れ煩惱の境なるが故に、是れ有漏ならば、豈、亦是れ離染の所緣ならずや。何の理か能く是れ無漏性なることを遮せんや」とは、此の例等しきに非ず。前に

【二六】異部宗輪論中一二左、一三右婆沙論四四(大二七・二二九上)婆沙論七六(大二七・三九一下)婆沙論一七三(大二七・八七一下)。
【二七】順正理論一(和譯毘曇部二七・九―一〇)順正理論四(同上八八)等。
【二八】已に身心を修むの二が壯相無漏にして身念住心念住を離るゝをいふ。

已に辯ずるが如し。有漏無漏の相差別するが故に。然るに契經に煩惱の所緣にして、聖道の所厭なるを有漏と名くと說くは、應に共に尋求すべし。此の經の意趣、善逝の意趣は極めて識り難しと爲す。今此の經の說く所の意を見れば、若し所緣の境にして、煩惱味着して執して已が有と爲し、亦聖道の厭惡するところと爲れば、是れを有漏と名く。理應に眼等は漏の味着するところにして、執じて已が有と爲せば有漏を成すべし。「眼等の諸法は無漏の厭惡するところ、應に亦無漏を成ずべし」と、例して言ふべからず。欣厭既に異なる。例を爲すこと齊(ひと)しからず。佛の眼等は無漏の諸法の爲めに、道等の行相をなし、欣樂して緣するに非ず。佛の眼等の法は無漏に厭惡せられて、無漏を成ずと說いて言ふべからず。又貪瞋等が諸漏に於て轉ずるが如く、眼等に於て轉ずる其の相亦然なり。故に眼等の諸法は諸漏の法に同じく亦有漏を成ずと說いて言ふべし。聖道が聖道に於て轉ずるが如く、眼等に於て轉ずる其の相亦然るに非ず。故に眼等の諸法は聖道の法に同じく、亦無漏を成ずと言ふべからず。故に彼れの劬勞は成ずる所のものなし。復種々に妄りに已が情を率ゆと雖も、我が宗の經の說く所の相を損する無し。唯大聖[二九]迦多衍尼子有りて、所歸の佛體を說くに過失あることなし。

[三〇]僧伽の差別、略して五種あり。一は無耻僧、二は啞羊僧、三は朋黨僧、四は世俗僧、五は勝義僧なり。無耻僧とは謂はく、禁戒を毀(やぶ)りて法服を被る補特伽羅なり。啞羊僧とは、謂はく、三藏に於て了達する所無き補特伽羅なり。譬へば啞羊の如く辯說の用無し。或は啞と言ふは法を說く能無きを顯はす。復羊の言を說くは聽法の用無きを顯はす。卽ち此の類の補特伽羅は、三藏の中に於て聽說の用無きを顯はす。朋黨僧とは、謂はく、遊散營務鬪諍に於て、方便善巧して、朋黨を結構する補特伽羅なり。此の三は多分に非法の業を造る。世俗僧とは、謂はく、善の異生なり。此れは能く作法、非(作)法の業に通ず。勝義僧とは、謂はく、學無學の法と、及び彼の所依の器なる補特伽羅なり。此れは定んで非法の業を造るべきことなし。五の中の最勝なるが是れ所歸依なり。歸依を讃

【二九】迦多衍尼子 Kātyāyan=Iputra, Kaccāyaniputta 龍樹は智度論二に於て迦旃延婆羅門道人智慧利根……作發智經八犍度と云ひ又屢〻迦旃延尼子弟子輩といふ。發智度の作者なり。されば先に本論と云へるは發智論の如きもその文見當らず。

【三〇】僧を明し、五種の僧の說明をなす。

する伽陀中に說くが如し。

此の歸依は最勝なり、　此の歸依は最尊なり、
必ず此の歸依に因つて　能く衆苦を解脫す。

是くの如き法と補特伽羅の二の勝義僧の中に於て、迦多衍尼子の意は、但(たゞ)法を以て所歸僧と爲す。故に本論中、「是くの如き說を作す。能く僧を成ずる學無學の法に歸す」と。豈、此の說は經と相違せずや。謂はく、契經中、世尊に[三一]『四雙八雙の補特伽羅有りて、是れ福田の僧なり、皆應に供養すべし』と說く。經には別義有り。謂はく、彼の經中『福田僧なり、應に供養すべし』と說くが故に。彼の經の意は、能く施を受くる僧を顯はす。この勝義僧の中、能く他の施を受くる者は、學無學の法に非ずして、唯補特伽羅なり。此の本論中、歸依の義を說く。眞に能く救護する、方に是れ所歸なり。眞の救護は唯聖法に在り。故に契經に、『但法に依るべし。彼の補特伽羅に依るべからず』と言ふなり。此れに由つて論と經と相違背せず。又此れは應に是れ不了義經なるべし。理に違せざる別の意趣を待つが故に。別の意趣を待つて方に了すべきは、此の類を名けて不了義經と曰ふ。謂はく、此の經の中に立つる所の四八の果向の差別の補特伽羅の法なり。補特伽羅は定んで何に依つて建立するや。直言と義理に據るに倶に成ぜず。若し法に依ると謂はゞ、應に唯五を立つべし。謂はく、阿羅漢果と及び四種の向なり。無漏法と和合して成ずる所の僧伽なり。若し補特伽羅に依らば、亦定んで八に非ず。八の數を成ずる定因不可得なるを以つの故に。謂はく、無量の品別にて僧伽を施設す。一補特伽羅乃至無量に依るが故に。謂はく、或は一に依つて僧伽を施設す。若し能く其の次第の如く、諸の飮食を以て、一僧に供養し、便ち一切僧に供養する福を獲と說くが如し。或は四に依つて僧伽を施設するあり、[三二]衆僧を供養すると、[三三]說戒羯磨等の如し。或は五に依つて僧伽を施設する有り。[三四]恣擧等の如し。或は八に依つて僧伽を施設する有り。[三五]此の經に說くが如し。或

【三一】豫流向 Śrota-āpattipratipannakaḥ
豫流果 Śrota-āpannaḥ
一來向 Sakṛdāgāmipratipannakaḥ
一來果 Sakṛdāgāmi
不還向 Anāgāmipratipannakaḥ
不還果 Anāgāmi
阿羅漢向 Arhatpratipannakaḥ
阿羅漢果 Arhat
の四對八人のこと。

【三二】律にては四人以上を僧とし、三人以下を群(Gaṇa)となすなり衆僧を供養するとは四人以上を供養するなり。

【三三】布薩作法のこと。

【三四】自恣Pravāraṇa, Pavāraṇa 安居の終りに相集まりて、自分の罪缺點を指摘されることを求むる作法。
擧 Utkṣepaṇiyakarma, Ukkhepaniyakamma 犯罪の比丘を擯斥する作法。この二作法等には僧伽の全員出席を要す。

【三五】四雙八輩のことをいふ。

は十に依つて僧伽を施設する有り、中國に依つて具戒を受くる等の如し。或は二十に依つて僧伽を施設す。出衆の餘の羯磨を爲す等の如し。此の中後々能く前々を攝す。前々に於て能く後々を攝するに非ず。此より以後數に決定なし。乃至無量に依つて亦僧伽を施設す。餘處に說くが如し。苾芻僧伽、苾芻尼僧伽、或は二部の僧伽、或は賢聖僧伽、聲聞僧伽等なり。

此の多種の、多の品別に依る補特伽羅の施設の僧內に於て、唯此の八補特伽羅に依つて、福田僧と名け、餘品に依るに非ずとは、是くの如き差別は何の定因有るや。此の二門、皆理に應ぜざるに出り、故に知んぬ。此れは是れ不了義經なり。若し「唯此の補特伽羅に齊つて、總して諸の聲聞の所有の無漏の功德の種類の成ずる所の種々、若しは二、若しは三の相續の差別を攝するが故に、唯此れに約して福田を顯示す」と謂はゞ、此れも亦理に非ず。且らく補特伽羅僧を施設するを許すも、要らず法を待つ僧なるが故に。則ち應に唯法是れ勝義僧なるべし。補特伽羅は前に已に說くが如し。若しは前若しは後差別無きが故に。又此の八補特伽羅に依るに亦具に、能く總じて一切の聲聞の無漏法の功德の種類を盡すことを得ず。唯、一の預流果の向は能く一切を得るに非ざるを以てなり。此の向の功德是くの如く、乃し阿羅漢果に至る。若し「向果は差別無きが故に、唯此れは總じて、一切盡と說く」と謂はば、何ぞ五と說かずして、而も八と說くや。此の中の次第に於て、餘の三は攝して此の三の中に在ることを得べきを以ての故に。

又法に依つて補特伽羅を立つ。唯四雙道に依つて八補特伽羅を說くが故に。殊勝の功德の所依に約して、有情の八種の差別を顯示するを以ての故に。此の意は補特伽羅は豈、即ち唯法に依り、自相共相の差別の理成ずと爲さずやと說くなり。法の中に於て若しは總、若しは別の理皆成立することを得るを以てなり。補特伽羅に非ず。是の故に、此に於て唯法に依つて僧伽を施設すること分明に見るべし。若し爾らば、何が故に唯五と說かざるや。總して法の品類を攝し盡さんが爲めの故な

り。一切の一來果向は總じて一切の預流果を攝し盡すに非ず、是くの如く乃至、阿羅漢向は、一切の預流果を攝し盡さざるを以てなり。是の故に聖道の差別を顯はさんが爲めに、應に此の八補特伽羅を說くべし。故に此の契經は不了義を成ず。唯法に約して僧伽を建立するに由るが故に。我が軌範師迦多衍尼子、善く所歸の僧伽を建立すと爲す。「諸の勝施設の中、有情を說くが故に、定んで唯法に非ず」とは理亦然らず。彼れは法の力に由つて差別を成ずるが故に。餘の方便の、所化をして生じて能く正しく佛等の勝德を了知せしむること無きが故に、佛方便して有情門に依つて勝施設を立て、過無きを知らしむるなり。此の義の中に於て復應に思擇すべし。

三六 佛は僧の攝と爲んや、僧の攝に非ず(と爲ん)や。若し僧の攝ならば、則ち勝施設の三七證淨・寶・歸の數皆應に減ずべし。又至敎の所說と相違す。契經に言ふが如し『佛、長者に告げ給はく、何をか僧寶と謂ふや。謂はく、當來に於て、此の世界中善男子有り、三八剎帝利、婆羅門の家に生れ、或は吠舍、戍達羅の家に生れ、如來應正等覺に歸投し、出家し修證す。是を僧寶と名く』と。又契經に『佛は僧の前に在り』と說く。又契經に言く、『佛は某處に若干數の苾芻僧と俱なり』と。「若し三九僧の攝に非ざれば契經に何が故に是くの如き言を作すや『汝等、若し能く少施物を以て次の如く佛を上首とする僧に供養すれば、則ち僧田に於て周遍せる淸淨の施福を獲得す』と。又契經に說く、四〇『汝喬答彌よ、若し僧に奉施せば亦我れを供養するなり』と。又經に『四雙八輩の補特伽羅有りて福田僧と名く』と說く。佛は八を離れて有りと說くべからず。」僧に多種有り、謂はく、有情人・聲聞・福田、及び聖僧等なり。佛は此の內に於て聲聞僧に非ず。是れは四一餘僧にして、自然に覺る可きが故に。又聲聞法を成就せざるが故に。又聲聞の爲めに學處と制立して、佛衣の量に等しき衣を受畜すべからずと言ふ。若し佛世尊が聲聞僧の攝ならば、亦應に是くの如き學處を受學すべし。又聲聞所有の衣物・世尊・苾芻衆分と聽許すと云ふ。若し佛世尊聲聞僧の攝なれば、世尊の衣物も亦應に分を許すべ

【三六】異部宗輪論(大四九・一七上)化地部本宗同義、僧中有佛故施僧者便獲大果非別施佛、法藏部本宗同義、佛生在僧中所攝然別施佛果大、非僧。
【三七】四證淨三寶三歸依。
【三八】剎帝利 Kṣatriya, Khattiya 婆羅門 Brāhmaṇa 吠舍 Vaiśya, Vessa 戍達羅 Śūdra, Sudda
【三九】佛を僧中に攝する說者の言なり。
【四〇】中阿含一八〇經瞿曇彌經(大正一・七二一下)喬答彌は摩訶波闍波提のことなり。
【四一】餘僧。僧外の意味なり。

し。既に分を許さず。是の故に佛は餘僧の攝にして聲聞僧に非ざるべきを知る。是れに由つて、佛と僧と雜然たること無きこと極成す。契經に『汝等若し能く少しの施物を以て次の如く、佛を上首とする僧を供養すれば、遍福を獲」と說くは、福田に約して說くが故に過有ること無し。此れに由つて、[四二]喬答彌經を辨す。或は彼の經に『亦我れを供養す』と言ふ。「亦」の言の意は、佛を簡んで、僧に非ざるを顯はす。若し佛卽ち僧なれば、「亦」の言は何の用ぞ。佛の說く所の八補特伽羅は、聲聞僧の位の差別を顯はさんが爲め、僧中に八位の不同あるを言ふ。是の言を作さず。「八皆僧の攝なり」と。或は說く所の八は皆福田僧なり。佛も亦福田なるが故に、過有ること無し。

[四三]僧に施すと、佛に施すと、何れか大果を得るや。有るが是の言を作さく、「僧に施す果大なり、一切の無漏の聖法の種類、皆僧中に於て具に得べきが故に。又僧は是れ上福田と言ふが故に。又施主有りて物を將つて佛に施せば、世尊は勸めて、僧に廻施せしむるが故に」と。

然るに我が宗とする所は、佛に施す果大なり。契經に『諸佛世尊は一切增上自在の殊勝の功德を證得し、最尊と名く』と說くが故に。又佛世尊は一向に失無し。諸の煩惱の習皆餘無きが故に。又僧の修むる所の梵行の功德は、一切皆佛に由つて生ずる所なるが故に。又佛世尊は自他利の德皆已に圓滿し、究竟に至るが故に。經に此の德を說いて最勝と爲すが故に。能く速疾に他心を引くを以ての故に。廣大の願思此れに緣つて生ずるが故に。然るに彼れの言ふ所の「一切の無漏の聖法の種類、皆僧中に得べし」とは、此れは證を成ぜず。世尊の身內に、無量無邊の不共の功德具に得べきが故に。假使、諸の世界中、一切の有情、皆阿羅漢、或は[四四]獨勝覺にして、所有の功德を、世尊に比せんと欲するに少分に及ばず。言ふ所の「僧は是れ上福田」とは亦證因に非ず。別意あるが故に。謂はく、僧衆に約するに、その數甚だ多く、能く、多く施す所の財物を受用し、能く施主をして受用の福を增さしむ。是の故に僧を福田中の上と言ひ、或は僧衆は住すること久しき時を經、及び諸

【四二】前出の中阿含一八〇經瞿曇彌經なり。

【四三】上の註（三六）の下を見よ。

【四四】獨覺に同じ。Pratyeka-Buddha

方に遍ねきことを顯はす。故に是の說を作す。或は僧は復是れ上福田なりと雖も、然も佛の福田は是れ上中の極なり。前の所說の諸の因緣に由るが故に。言ふ所の「施主が、物を將つて佛に施すに、世尊勸めて僧に迴施せしむ」とは、此の證は理に非ず。別因を觀るが故に。謂はく、佛は、僧をして無上の正法を住持して、久しく住することを得せしめんと欲する爲めの故に、施物を以て衆に廻施することを勸む。毘婆沙師は是くの如きの說を爲す。「施主をして、聖慈尊の金色相の身を緣じて、勝因を植えしめんが爲めの故に」と。

法に[四五]歸依すと云ふは、謂はく、愛盡・離・滅・涅槃に歸するなり。是くの如き一切は、是れ煩惱斷の名の差別なり。或は有るが謂ふ。「愛は味着門の轉にして棄捨すべからざるが故に、愛の名に寄せて、通じて一切煩惱の永盡を顯はすなり。愛と餘の煩惱と同一の對治の故に」と。愛盡と言ふは、謂はく、見所斷の諸愛永く斷ずるが故に。預流は此の愛盡の時、便ち自ら、諸の惡趣盡く、謂はく、我れ已に那落迦等を盡せりと記別す。言ふところの離とは、謂はく欲界中、諸の所有の貪多分に已に斷ず。卽ち是れ已に欲界貪を薄くする義なり。滅は謂はく、欲界の諸愛全く斷ずるなり。此の地の煩惱、當に爾の時に於て、決定して能く繫縛する義無きが故に。涅槃と言ふは、謂はく、色無色の諸愛永く斷ずるなり。此れの盡くる時に由つて、諸の所有の苦、皆永く寂するが故に。此れは則ち四沙門果を顯示す。或は此の四種は其の次第の如く、三界の愛斷と及び、永般涅槃とを顯はす。或は愛盡とは三界の愛斷なり。言ふ所の離とは、愛を除いての所餘の諸の煩惱斷なり。言ふ所の滅とは、有餘依般涅槃界を顯はす。涅槃と言ふは無餘依般涅槃界を顯はす。

有餘師は說かく。「法に歸依するとは、謂はく、通じて諸佛世尊の說く所の雜染及び淸淨の法に歸依するなり」と。彼れの說は理に非ず。所以は何ぞ。佛涅槃を說いて最上法と名く。又有る經には滅を說いて最上と爲す。是の故に唯應に此の法に歸依すべし。

【四五】以下歸依法の法を解釋す。

此の中、何の法か是れ[四六]所歸依にして、能師は是れ何ぞ、歸依とは何の義ぞ。所歸依とは、謂はく、滅諦の全と道諦の一分なり。獨覺乘と菩薩の學位の無漏の功德とを除く。何に緣つて彼の法は所歸依に非ざるや。彼れは生死の怖を救ふこと能はざるが故に。謂はく、諸の獨覺は說法敎誡して、諸の有情をして生死の怖を離れしむること能はず。菩薩の學位は、期心を起さゞるが故に。亦能く他を敎誡する義無きが故に。彼の身中の學無學の法は救護すること能はず、所歸依に非ず。有餘師は言はく、「不和合の故に、不顯了の故に、其の次第の如く、獨覺と菩薩は所歸依に非ず」と。[四七]彼れに緣るも亦無漏の意淨を生ず。故に彼れも亦是れ[四八]證淨の境の攝なり。

此の中、能歸は語表を體と爲す。自ら立つる誓限を自性と爲すが故に。若しは幷に眷族の五蘊を體と爲す。能歸依の所有の言說は、心等に由りて起り、心を離るゝに非ざるを以てなり。

是くの如き歸依は救濟を義と爲す。「他身の聖法、及び善無爲は、如何が能く、自身の救濟を爲さんや。」彼れに歸依するを以て、能く無邊の生死の苦輪の大怖畏を息むが故に。牧竪の諸牛を防護し、提婆達多の餘人を守る等の如きに非ず。但散ぜざらしむるは所歸依に非ず。能く生死の畏を息めしめざるが故に。復亦、佛法僧に歸する有りと雖も、然も彼の現の救濟を蒙むらざるは、彼れが佛の敎理に違越するを以ての故なり。有るが王に依つて、而も王勅に違するが如し。王の救濟せざるも、此れも亦應に非るべし。有餘師が說かく、「彼れも亦能く後邊の善根の與に、種子と爲るが故に。歸依は但正行の種子と爲る。卽ち此れに由つて能く苦輪を息むに非ざるが故に。歸依して未だ救を蒙むらざるものあり」と。有餘師は說かく、「彼れは歸依すと雖も、未だ能く歸依の所爲を奉行せざるが故に。」と。

歸依の所爲は其の體是れ何ぞ。謂はく四諦を見るが故に、伽他に說く。

諸有の佛に歸依し、　　及び法僧に歸依するは、

【四六】所歸依の體と能歸依の體を述ぶ。

【四七】彼れとは獨覺と菩薩の學位を指す。

【四八】澄淨。先に出づる四澄淨のことにて澄淨は原音 Avetya-prasāda, Aveccapasāda にて不壞淨とも譯す。不可壞の信仰を持つことなり。獨覺と菩薩の學位は人々の生死の怖を救ふ能はざれども、それらを緣じて無漏の意淨を生ずるが故に澄淨に攝するといふ意なり。

四聖諦の中に於て　　恒に慧を以て觀察し、
苦を知り苦集を知り、　永く衆苦を超ゆることを知る。
八支聖道を知り、　安隱涅槃に趣く、
此の歸依は最勝なり、　此の歸依は最尊なり、
必ず此の歸依に因つて、　能く衆苦を解脱す。

三の所歸依に差別有りとは、佛は唯無學なり。法は二俱非なり、僧の體は學と無學とに通ず。又佛の體は是れ十根の少分、僧は十二に通ず。法の體は根に非ず。擇滅涅槃に根の攝に非ざるが故に。又歸依佛は、謂はく、但一の有爲の沙門果に歸依するなり。歸依法は、謂はく、通じて四の無爲の沙門果に歸依するなり。歸依僧は、謂はく、通じて、四の有爲の沙門果及び四果に能く趣向するに歸依するなり。又佛は譬へば能く道を示す者の如し。法は安隱にして趣く所の方域の如し、僧は同じく正道を渉る伴侶の如し。應に此等の三の差別因を求むべし。應に思ふべし。

第二項　近事律儀と邪婬

四九 何に緣りて餘の律儀處に於ては、五〇 非梵行を離るゝことを立てゝ其の所學と爲し、唯近事の一律儀の中に於ては、但制して其れをして、五一 欲邪行を離れしめんとするや。頌に曰はく。

邪行は最も訶すべし。　離れ易し。不作を得す。

論じて曰く、唯欲邪行のみは、極めて能く此他世を觀ずる者の共に訶責する所と爲す。能く他の妻等を侵毀するを以ての故に。惡趣を感ずるが故に。非梵行には非ず。又欲邪行は遠離し易きが故に、諸の在家者は欲に耽著するが故に、非梵行を離るゝことは受持すべきこと難し。彼れは長時修學すること能はざるを觀ずるが故に、彼れの非梵行を離るゝことを制せず。謂はく、無始より來、數習力の故に、婬欲の煩惱數起つて現行す。諸の在家人、欲境に隨順し、數和合し易く、抑制す

【四九】 近事に非梵行なき理由を述ぶ。
【五〇】 非梵行 Abrahmacarya 婬行一切をいふ。出家に禁ぜらる。
【五一】 欲邪行(Kāmam Mith-ācāra) 他承を犯す等の邪しまなる婬行なり。在家の信者に禁ぜらる。

ること難しと爲す。故に彼れを制して全く遠離せしめず。又諸の聖者は欲邪行の一切に於て、定んで[五二]不作律儀を得す。[五三]經生の聖者も亦行ぜざるが故に。非梵行を離るゝことは則ち是くの如くならざるが故に。近事の受くるところの律儀に於て、但爲めに、離欲邪行をのみ制立す。若し此れに異ならば、經生の有學に、應に近事の性戒を持つこと能はざるべし。

若し諸の近事、後復師に從つて要期し、更に離非梵行を受くれば、未だ曾て得せざる此の律儀を得するや、不や。有餘師は說く。「此の律儀を得す。然も斯れに由つて近事を成ぜず。又此れに由つて近事の名を失はず。亦先時の戒圓滿せざるに非ず」と。有るが說かく、「未だ得せざる律儀を得せず。然も最勝の[五四]杜多の功德を獲。最勝の遠離法を獲る者と名く。謂はく、能く婬欲の法を遠離するが故に。此れに由つて若し能く、妻室を遠離し、梵行を修むる功は唐捐ならず。

第三項　邪欲行と受戒後の妻妾嫁娶

[五五]若し先の時に未だ妻妾を取らず、普く有情の類に於て、近事律儀を受くる有り、後に於て取る時に、寧ろ戒を犯すに非ざるや。今は他の攝に非ざるが故に、已れに屬する財を用ゆるが如し。謂はく、今の時に於て、咒術の力を以て、或は財理等の種々の方便にて、彼れを攝して已れに屬す。他に繫せずして、如何が、難じて彼れをして犯戒せしめんや。又別理有り、今彼を取る時、前の律儀に於て違犯する所無し。頌に曰はく、

律儀を得するは誓の如し、　總じて相續に於てするに非ず。

論じて曰く、諸の受欲者、近事戒を受くるに、本の受誓の如くにして律儀を得す。本の受誓とは如何ぞ。謂はく、離欲邪行なり。他の攝する所の諸の女人の所に於て、他攝の想を起して非法を行ず。是くの如きを乃ち欲邪行を犯すと名く。一切の有情の相續に於て、先に立誓して、我れ當に彼れに於て、非梵行を離ると言うて律儀を得するに非ず。云何が、今の時に於て犯戒と名くべけんや。

【五二】不作律儀 Akaraṇa-saṃvara. 不作即ちそれを離るゝことの律儀。

【五三】經生が聖者。幾く度も生を經て聖果を得る聖者の義にて預流一來の聖者のことなり。經生の聖者は欲邪行は行ぜざるも、非梵行を行ずるものもあるなり。

【五四】杜多 Dhūta. 頭陀とも爲す。心中の惡を拂ひ落す意味にて遠離行なり。

【五五】未婚の時五戒を受けたる者が、結婚せば如何との問なり。答は差支なし、犯戒に非ずとなり。

既に本誓の如くにして律儀を得す。今正しく隨つて行ず。如何が犯と名けんや。先に妻妾を取つて後に律儀を受く。自の妻等に於て亦此の戒を發す。近事等の別解律儀は、一切の有情の處に得る所に非ざるを以ての故に。若し此れに異ならば、自の妻妾に於て、處として、時として、支として、
三六 體として亦應に欲邪行戒を犯さざるべきに非ず。舊に受くる所に於て既に犯有らば、新の受くる所に於て、不犯有るべけんや。故に先の所難の如く爲すべからず。

第四項　五戒と虛誑語離間語

五七 何に緣つて、四の語業道の中に於て、虛誑語を離るゝを立てゝ、近事學處と爲し、餘の離間語等を離るゝを立つるに非ざるや。亦前に三種の因を說くに由るが故に。謂はく、虛誑語は最も訶すべきが故に。諸の在家者は違離し易きが故に。一切の聖者は不作を得するが故なり。復別因有り。頌に曰く。

　虛誑語を開すれば便ち、　諸の學處を越ゆるを以てなり。

論じて曰はく、諸の學處を越えて、檢問せらるゝ時、若し虛誑語を五八開すれば、便ち我れ作さずと言はん。斯れに因りて戒に於て違越する所多し。故に佛は彼れをして堅持せしめんと欲するが爲めに、一切の律儀に於て皆虛誑語を遮す。(然らずんば)云何にしてか彼れをして、力に緣つて犯戒せし時に尋いで卽ち慚を生じ、如實に自ら發露せしめんや。

第五項　近事と遮罪

五九 何に緣つて、一切の性罪を離るゝ中、四種を立てゝ近事の學處となし、然も、一切の遮罪を離るる中に於て、近事律儀に於て、唯離飲酒を制するや。頌に曰く。

　遮の中に於て唯酒を離るゝは、　餘の律儀を護らんが爲めなり。

論じて曰く、諸の酒を飲む者は心に縱逸多し。諸の餘の律儀を守護すること能はず。故に餘を護

【三六】本文禮に作る。今異本に依り體に改む。

【五七】虛誑語等四種の惡語業ある中、何故に虛誑語の一を出すやとの問なり。

【五八】開。Prasajyate 遮の反對にて許すこと。

【五九】五戒は前四が性罪、後一が遮罪なるが、何故に遮罪の中飲酒のみを禁制するやとの問なり。

らんが爲めに飮酒を離れしむ。謂はく、飮酒は已に、惡作に於て說き、別に衆くの餘他の勝れる五部の罪の中に墮落し、防守することと能はざるを悔ゆ。或は是の理有り、此れに由つて普ねく諸の學處の海に於て擾亂違越す。此れに由つて、世尊は諸の酒を飮むは、是れ一切の性罪を起す因なることを知るが故に　能く正念と及び正智を損するが故に。能く破戒破見の愚を引くが故に、一切種の離遮罪の中に於て、唯此れを說いて近事の學處と爲す。故に離飮酒は遮戒の攝なりと雖も、而も一切の學處を立つる中に於て、離性罪と相隨つて制す。

有るが言はく、〔六〇〕「飮酒は是れ性罪の攝の相なり。阿笈摩及び正理の故に。阿笈摩とは、謂はく契經に言はく、『身に四惡行あり　殺生より飮酒に至る』と　遮罪は是れ惡行の攝なるべからず。又上座の〔六一〕鄔波離が言ふが如し。『我れ當に如何が病者に供給すべきや』。世尊告げて曰はく『唯性罪は除き、餘は所應に隨つて皆供給すべし』と。然も〔六二〕染疾の釋種の酒を須ゆる有り。世尊酒を以て供給することを開せず。佛は彼の染疾の苾芻に於て、自ら是れ師にして憐愍せずと說くに非ず。正理に由るとは、聖者は生を易へても亦犯さざるが故に。殺生等の如し。又離飮酒は世尊說いて近事律儀と爲す、殺等の如きが故に」と。

〔六三〕正理論者は是くの如き言を作す。此の中若し理の如く辨ずれば、必ず一類の愚者の譏る所に遭ふと雖も、然も彼れの心は、正しき法相の外に遊ぶ。理を枉げて、彼れの邪言を憚るべきなし。故に我れ必ず應に正しき法相を辯ずべし。飮諸酒は是れ性罪の攝に非ず。此の中性罪の相無きに由るが故に。〔六四〕性罪と遮罪と其の相如何ぞ。未だ制戒せざる時も　諸の離欲者が決定して起さざるは、是れ性罪の相なり。若し彼れ猶行ずるは是れを遮罪と名く。又若し唯染汚心に託して行ずるは、是れ性罪の相にして、若し亦不染心に託して行ずるものなれば是れを遮罪と名く。餘の失を防がんが爲めに佛遮止するが故に。今此の中に於て應に共に思擇すべし。酒を極めて憎み嫌ふと雖も、而も爲

【六〇】これは飮酒性罪說なり。

【六一】鄔波離 Upāli。優波離とも寫す。持律第一の稱ある佛弟子なり。

【六二】雜阿含三十三・十八(大正二・二三九下)白手(Śarakāni)釋種が戒を犯し酒を呑みて死し須陀洹を得たりと記別を受けたること出づ、但し、今のことに當らず。釋種は釋迦族の人の意味なり。

【六三】有部の說。卽ち飮酒は性罪に非ず遮罪なることを述ぶ。

【六四】性罪 Prakṛtisāvadya と遮罪 Pratikṣepaṇasāvadya との別。

めに良醫飲ましめ疾を除くに於て、正知にて强いて服して染心を起さざる有りと爲んや。斯くの如き染心無き者無しと爲んや。若し有りと許さば既に染心無し。如何が性罪の惡行を成ずべけんや。若し無しと謂はゞ、如何が疾の爲めに正知にて、强いて服して染心有らんや。「豈先に飲酒は是れ罪と知つて、無慚の故に飲まずや。或は飲む罪に於て愚なり、罪は卽ち是れ染心に非ずと謂ふや」。此の救は然らず。謂はく、飲諸酒の體性是れ罪なること理成ぜざるが故に。應に審にすべし。何に緣つて此れは皆性罪なるや。諸有の疾の爲に、無染心を以て量を知つて飲むは、能く醉亂せず。病を除く爲めに量を知つて毒を服し、能く損すること無からしむるが如し。豈、是れ罪ならんや。故に飲酒は皆染行の攝に非ず。若し憍逸の爲めに、或は歡娛の爲めに、或は知つて醉亂し、而して貪の故に飲む。此等は皆染汚心に託して生ずるなり。此れに約して經中に身惡行と說く。應に知るべし。此れは是れ性罪の所攝なり。設ひ佛遮せざるも亦是れ罪の故に。或は飲諸酒は放逸處に由るが故に惡行と名く。性罪に由るに非ず。然も病者の爲めには、總じて遮戒を開く。復異時に於て飲酒を遮するは、此れに因つて性罪を犯すことを防がんが爲めなり。謂はく、飲は是れ遮罪なりと知るに由つて、多くの過失無きも、便ち貪情を縱まにし、漸次に多く飲んで遂に醉亂を致し、斯れに由つて放逸にして、多くの性罪を造ること勿れ。深く性罪を造ることを防がんと欲するが爲めの故に。茅の端の量に至るも、亦飲むことを許さず。又醉亂せしむる量に定限無きが故に、乃至茅端の霑ほす所の量を飲むのも遮す。定んで遮するが故に　卽ち飲酒は是れ性罪の攝なりと謂ふに非ず。博戲の如きが故に。『苾芻よ汝等決定して博戲すべからず』と說くが如し。諸の博戲は決定して遮するが故に、便ち是れ性罪なるに非ず。然るに博戲は過患多きが故に、世極めて訶するが故に　佛決定して此れを遮す。亦然るべきが故に性罪に非ず

然るに彼れの說く所の、[六五]「聖者は生を易へて亦犯さざるが故に殺生等の如く是れ性罪なり」とは、

【六五】倶舍論十四・十九左に出づ。

何が故に阿羅漢も亦現行すること有るが故に、應に是れ遮罪の性なるべしと言はざるや。非時食等の如し。若し經生の聖者、不作律儀を得すれば、則ち定んで不飲律儀を得すべし。殺生等の如し。若し「大師未だ制戒せざるが故に飲な者有るべし」と謂はゞ、律儀を受けざる在家の諸聖は、何に緣つて飲まざるや。離飲酒は是れ無漏の律儀たるべきに非ず。自性は先に已に說くが如し。又若し聖者が定んで行せざるが故に　是れ性罪の攝ならば、則ち應に一切の聖者の行ずる所は皆性罪に非ず。是れ則ち非梵行は應に性罪の攝に非ざるべし。然も許す所に非ざるが故に。此れは因に非ず、此れに由つて亦遮なり。

有るが是の說を作す。「契經に數習うて能く惡趣に墮せしむと說くを以ての故に、殺生等の如し。故に飲諸酒は是れ性罪の攝なり」と。非梵行は是れ性罪なりと雖も、而も數行うて惡趣に墮せずと說くを以ての故に、彼れの所說は決定の因に非ず。然るに「數習うて惡趣に墮す」と說くは、數飲酒すれば、能く身中の諸の不善法をして相續して轉ぜしむるを顯はすが故に、又能く惡趣の業を發引するが故に、或は能く彼れをして轉增盛せしむるが故に。亦有るが生草等を斷ずれば惡趣に墮せしむと說くを見るを以ての故に、此れは能く飲諸酒は、是れ性罪の攝なることを證すること無し。有餘師は釋す。「慈を修むることを說くが如く、密意門を以て墮惡趣を說く。謂はく、契經に『能く慈心を修むれば八勝利を得』と說く。慈を修むるが故に、卽ち能く其れをして不還果を得せしむるに非ず。但、果を得ることは、慈を修むることを先と爲すに據つて、密に是の說を作す。飲酒も亦然なり。謂はく、酒は能く大種の諸根を損し、便ち正念を失ひ、尋いで放逸を生じ、遂に惡業の因を造つて、惡趣に墮す。是くの如き義に依るが故に是の言の作す。又彼れの言ふ所の、「離飲諸酒は世尊是れ近事の律義と說くが故に、此れは定んで應に是れ性罪なるべし」とは、亦理に應ぜず。定に非ざるを以ての故に。應に近住の受くる所の律儀の如し。八戒の中の非時食等の如し。殺等の四を離

れて近住の支と立つ。然も彼れは定んで性罪の所攝に非ず。此れも亦爾るべきが故に、證因に非ず。彼れは謗つて、「食の爲めに飲酒して、矯つて、飲酒は是れ遮罪の攝なりと立つ」と言ふと雖も　今應に徵問すべし。非時食等は汝等は是れ性罪の攝なりと許すや。彼れ答へて非なりと言ふ。豈、亦汝等は非時食を貪ぼり、博戲歌舞、堀地、斷生草等に耽著し、矯つて此等を是れ遮罪と立てんや。若し、「然らず、法相爾るが故に」と謂はゞ、是れ則ち汝等の設くる所の謗言は無益にして、自ら非愛の業道を増すなり。

契經に說くが如し。[66]『窣羅、迷麗耶、末陀、放逸處一』と。何の義に依つて說くや。[67]窣羅と言ふは、謂はく、米麥等を法の如く蒸煮し、麴孽の汁を和し、諸の藥物を投じ、醞釀して酒の色香味を具成す。飲み已つて惛醉す。[68]迷麗耶とは謂はく、諸の根莖葉花果の汁を前の方便と爲し、麴孽を和せず、醞釀して、酒の色香味を具成す。飲み已つて惛醉す。中に於て一類の甘蔗にて成ずる者は施途の名を得。蒱桃の果汁にて醞成する所の酒を名けて[69]末陀と爲す。即ち此の末途、人をして耽醉せしむることと餘酒に勝るが故に末陀と名く。或は即ち窣羅迷麗耶酒を飲み已つて醉ふを總じて末陀と名く。若し蒱桃の汁を醞成する酒は味ひ飲み已つて、悶えて自在を得ざらしむ。毒藥を飲み、鬼魅に持たれ、志を失うて猖狂するが如し。故に已に酢及び酒を成ずるに非ざるも飲ましめず、未だ成せざるも亦飲むべからず。甘蔗の汁の如し。飲む量の若しくは少若しくは多を觀るべからず。多も少も皆是れ[70]放逸處の故に。一類の愚闇の增强の耽味の纒心を遮せんが爲めに是くの如き說をなす。飲酒は失に非ず、但過量を遮す、能く惛醉せざれば飲むも亦罪なしと。故に諸酒を說いて放逸處と名く。謂はく、醉はずと雖も、醉はしむる能有れば、佛深く防がんが爲めに、皆飲むことを聽さず。故に戒經に說く、『若し苾芻有りて、諸の酒を飲めば皆墮落を犯す』と。契經に亦說く、『若し諸の酒を飲めば、非愛の果を感ずること、其の類寔に多し。或は此の中に於て、離飲酒の意を顯

【六六】窣羅迷麗耶末陀放逸處 Surā-maireya-madya-pramāda Sthānāḥ 五戒の第五にかくの如く並べあるをいふ。

【六七】窣羅 Surā 米麥酒、法蘊足論（大二六・四五八上）。

【六八】迷麗耶 Maireya, Meraya 同法蘊足一（大正二六・四五八上）。

【六九】末陀 Madya, Majja 同法蘊足一（大正二六・四五八上）。

【七〇】放逸處 Pramāda sthānaḥ, Pamādaṭṭhānā 同法蘊足一（大正二六・四五八上）。

示せんと欲するが爲めに諸酒を說き已つて、復重ねて此の放逸處の言を說く、意は酒は不淨性の酒に非ず、是れ放逸處なるが故に、飮むべからざることを顯はす。放逸と言ふは、應に作すべきを顧みず、作すべからざるに趣くが故に放逸と名く。是の放逸の因を放逸處と名く。

有るが是の說を作す。[七一]「食を醞して酒を成ずるを名けて窣羅と爲す。餘物を醞(かも)して成ずる所を迷麗耶酒と名く。卽ち前の二酒未だ熟して已に壞し、醉はしむる能はざるを末陀と名けず。若し醉はしむる時、末陀酒と名く。[七二]無用の位を簡んで重ねて此の名を立つ。然も檳椰子及び稗子等も亦能く醉はしむ。彼れを簡ばんが爲めの故に、須く窣羅、迷麗耶酒を說くべし」と。是れ遮罪なりと雖も、而も放逸にして、廣く衆惡を造り、諸の惡趣に墮せしむ。彼れは是れ聖の遠離する所の惡行にして、應に斷ずべきことを顯はさんが爲めに、放逸處と言ふ。若し酒を飮み已つて、吐かず未だ消さずんば、彼れは必ず律儀等を受くること能はず。酒は是れ放逸の所依處の故に。

(卷の第三十八終)

【七一】倶舍論十四・二〇右。

【七二】末陀の語を置くは語を重ぬるが如きも、前の酒の未だ醉はしむる能はさる無用の時を簡ぶために置く。

—ユ—
踰繕那 282
唯現有論 157
—ヨ—
餘因を持つ 34
餘處 83
餘の蘊 67
餘の過現法 216
餘部 64
預流向 444
欲界八心の第二——第六 43
欲界八心の第七第八 44
欲邪行 450
欲生と樂生 301
欲纒 41
—ラ—
羅刹 72
邏刹娑 294
邏摩の説 153
洛叉、倶胝 263
樂 301
樂等の受の所領 249
樂變化天 53
—リ—
離繫者 346
律 405
龍 97
獵仕參 149
林藤 327
輪建の主體 143
麟角喩 320
—レ—
連縛緣起 201
—ロ—
鹿子仙人 73
鹿母 96
漏 227
老死 213
娘矩吒虫 290
臘縛 297
六恒住 255
六十賢部 418
六觸 249
六欲天の行婬の相 299

— 毗曇部二十八索引終 —

當有 190
當の受支 196
當來 140
等活地獄 53
等無間緣の依 237
燈至りて 152
同一の果 243
道生律儀 406

—ナ—

那落 71
那落迦等の下の四趣 52
南贍部洲 54
難陀 72

—ニ—

二因 28
二緣 30
二時 30
二趣の全 98
二心 48
二世量重の因果論 149
二の善 81
二無心定 32
尼乾陀若提子 439
尼彌 294
日等 297

—ネ—

熱際 296

—ノ—

能緣の滅位 30

—ハ—

波吒釐子 119
頞勒具那 163
頞勒具那經 192
婆雌子部 439
婆澀波 230
白牛 297
縛 227
八海 284
八寒棕落迦 291
八功德水 285
八大龍王 307
八熱地獄 288
八熱地獄の十六增 289
鉢地 150
鉢特摩 336
鉢刺底 150
般遮羅王 90

—ヒ—

非想非非想處 58
非梵行 450
非律儀非不律儀 405
苾芻律儀 406
毘瑟笯 196
白 207
白四羯磨 419
標釋 206

—フ—

不作律儀 451
不淨觀 49, 47
不雜緣 252
不斷、生 156
不律儀 405, 420
布刺拏 429
補特迦陀 439
部行獨覺 320
部多 267
風力 283
風輪 55
福生天 56
福等の業 161
分位緣起 201

—エ—

別解脫律儀 406
變礙 63
遍淨天 56

—ホ—

暴流 228
法 88
法蘊足論 68
法假 165
法授尼 418
北俱盧洲 55, 286
本事 320
梵王經 322
梵衆 78
梵衆天 55
梵輔天 55

—マ—

麻婆訶 308
摩怛黎 294
摩納縛迦 355
曼馱多 97
曼馱多王 72

—ミ—

未至 47, 417
未來の世第一法 6
未來法 216
名 234
名色 168
明觸 249
明倫 340
妙翅鳥 97
妙高山 284

—ム—

無爲 219
無爲法 216
無雲天 56
無礙解 321
無缺 95
無間地獄 54
無色界 42
無色界四心の第二——第四 45
無色の四蘊 234
無受 392
無所有處 47, 57
無智 207
無熱天 56
無熱惱 287
無繁天 56
無覆 42
無明 213
無明と行 210
無明の實有 227
無量光天 55
無量淨天 56

—モ—

諸の意近行 252
諸の相好 132
諸の中夭 148
聞所成作意 47

—ヤ—

夜摩天 53
夜摩天の天宮の量 303
耶舍 418
藥叉 294

所緣遠 40
所生の界 64
所憎の不淨 136
所對の苦根 251
所餘の通慧 64
諸取 179
諸天の初生 300
處中捨 269
觸 173
觸を受の所領 250
小光天、無量光天 56
少光天 55
小千、中千、大千世界 303
少淨天 50
正學律儀 406
正性、邪性、不定性聚 280
正量部 349
生 301
生得作意 48
生得 43
生門 132
性罪 453
昇進 49
諦賢 131
勝解作意 46
聖道 47
勝性 34
掌馬族經 126
上下 64
上座の徒黨 154
城喩 237
靜慮生律儀 406
身界 98
親傳の二因 53
荏苒 78
尋求 240

—ス—

窣洛 72
蘇迷盧 369
豆足 136
水輪 283
隨心轉 38
隨信法行 308
隨轉 391
隨眠 227

—セ—

世界 64
世施設 292
世第一 6
世羅 95
勢力 45
刹帝利 328
刹那 309
刹那緣起 198
設建途 135
設支 72
千世界 303
染汚の想 81
染心 41
鮮白尼 133
贍部洲 284
前 170
前際 178
前生 161
前の無根 137
善見 298
善見天 56
善不善 9

—ソ—

麁惡苑 298
蘇陀夷 418
層級等 297
象跡喩經 208
增 132
增言 436
增語觸 247
雜緣 252
雜林苑 298
塞際 296
續生 40
續善本 48
尊者望滿 216

—ダ—

他教 418
他化自在天 53
退勝德 49
對治遠 40
唯、三有る 253
大緣起經 193, 237
大迦葉 418, 427
大叫地獄 54
大幻 98
大樹緊那羅王 72
大生主 418
大雪山 287
大善法堂 299
大諸健那 282
大地 243
大德邏摩 168, 233
大熱地獄 54
大梵天 55
大名 425
第一有 85
第一——第七識住 74
堤河浴 286
斷善 276
斷末摩 278

—チ—

地界 208
地居天 297
中有 52, 267
中有の九門 134
中世 7
中般 105
中般に三を分つ 130
肘 304
籌 329
長境 249
長養 422
澄淨 449

—ツ—

杜多 451

—テ—

鐵刺林 290
鐵觜烏 291
鐵輪圍山 284
天器の遠近 302
天授 165, 263
轉 200, 391
纏 198

—ト—

妬羅綿 298
覩史多天 53
刀刃路 290
東勝身洲 55, 286

下の三靜意 277
結 227
見諦經 425
堅手 298
劍葉林 290
健達縛 126
現行 225
現在の三支 196

—コ—

已身の伴類 137
亙勝 308
胡椒 63
虚誑語 328
五因の性 32
五蘊ありとも 208
五果 148
五種の緣起 201
五趣 65
後際 178
劫 307
劫火 80
劫初 74, 77, 262
香醉山 287
香味の二を除く餘の四 253
香味の六 253
憍答摩宗 73
弘果天 56
鵠鶩 97
曠劫 142
恒憍 298
業 165
業有 191
號叫地獄 54
黑繩地獄 54
黑牛 297
極光淨天 56
極微 309
近行 250
金剛手 298
金剛座 286
金剛喩定 286
金剛輪 282
勤策律儀 407
勤策女律儀 407

—サ—

西牛貨洲 55, 286
細汚蟲 262
最後有 308
札火の小星 130
三因 28, 148
三蘊 198
三伽行 45
三界 64
三趣の少分 98
三愛 173
三十三天 52
三十二大士の相 326
三世の兩重の因果 148
三の三地 243
三の法近行 252
三無色 132
三輪 98
參 150

—シ—

尸羅 410
支 262
支分 95
四有 103
四食 262
四識住 87
四種 179
四種緣起 198
四處 170
四種の遠 396
四生 68, 94
四大洲 285
四大王衆天 52
四大天王所部の天衆 297
思 343
思所成作意 48
始起の有情 64
祠授 165
死有の心 277
師句 256
字 309
自界の三 42
自在天 34
自恣 444
自相作意 46
事 211
地皮餅 327
地味 327
持願通 98
持雙等の七 284
持曼 298
爾焔 323
爾焔の稠林 8
色界 253
色界の加行 46
色界の善 41
色界六心の第二——第六 44
色究竟天 56
色等の五 32
食 273
食香身 267
食の資格 265
識無邊處 57
七有經 65, 195
捨 253
尺蠖 124
釋門因緣 34
寂を樂しむ 138
取 179
殊勝殿 298
壽濁 320
聚落邊を阿練若 57
修所成作爲 48
衆合地獄 54
衆車苑 298
十二支 148
十六事 266
十六種の觸 250
宿身分別の力 136
宿住通 77
宿生 160
熟藏 283
熟變 354
失生の感業 203
出心 45
順決擇分 47
順取法 177
順樂受觸 249
初界 251
初句の云々 161
所依遠 40

索　　引

（頁數は通頁を表はす）

—ア—

阿世耶 374
阿素洛女 114
阿僧企耶 318
阿泥律陀 126
阿若憍陳如 418
阿難陀 167
阿羅漢 1
阿羅漢の最後の位 216
愛 173, 255
安繕那 264
菴羅衞 97
菴羅女 73

—イ—

意識 276
意成 267
異熟生 57
異部宗輪論 442
異類 9
醫底界 150
一切の因 162
一切の隨眠 68
一切の中有 140
一切法 32
一生所繫の菩薩 308
一身の中 8
一刹那の位の五蘊 162
因果相續 243
因等起 200
因の差別 203
印度に於ける一年の三分 296
印度の醫學の中の三災 279

—ウ—

有 410
有壞 267
有支 213
有色意成 327
有色界 58
有色の有情 74, 77, 81
有取 88
有受 392
有情 261
有情世間の生住滅の三聚 280
有情の身量 304
有情の沒 275
有尋 9
有對觸 247
有覆 42
有餘 9
有餘師 137
有餘部師 100
雨際 296
雨師 103
優婆夷隨舍經 423
鄔婆索迦律儀 407
鄔波斯迦律儀 407
鄔波遮盧 97
鄔陀夷 128
鄔波婆沙律儀 407
鄔波離 453
嗢怛羅契經 181
嗢怛羅漫怛羅拏洲 286
嗢𣲷南の伽他 131

—エ—

依性と所依 58
壞劫 314
焰 238
緣に至る 151
緣起支 212
緣起の語 143
緣現 150
緣熱地獄 54
遠續緣起 201
琰魔王 292
圓生樹 299

—オ—

晉短 135

—カ—

可住 127
加行得 43
伽他 139
迦多衍尼子 443
訶梨怛鷄 330
過去 57
過去世の二支 196
我 34
戒禁取 78, 179
界位 130
界退還 48
學の心 42
彼の所繫 83
彼の等至 61
眼根 278
還剎娑 127

—キ—

起 151, 267
起結 267
喜と捨 80
喜等の十八意行 256
喜林苑 298
器世間 52, 282
軌範の師 156
給孤獨女 93
佉梨 308
行相違 40

—ク—

九有情居 85
九山 283
苦行を修す 138
究竟 99
恭畔荼 294
矩摩邏多 440
共相作意 46
求生 267
俱有 28
俱有因 36
俱有の諸法 21
俱起 267
俱胝 132
俱盧舍 305
空一顯空 369
空居天 297, 299
空處の近分 253
空無邊處 57

—ケ—

下天の上界 302

昭和八年十一月十五日印刷
昭和八年十一月二十日發行

國譯一切經 毗曇部 二十八

編輯兼發行者 岩野眞雄
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷所 渡邊通夫
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所 日進舍
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

不許複製

發行所 大東出版社
東京市芝區芝公園七號地十番
振替東京一九四七一番
電話芝二一一六番
三〇四〇番

製本所 兩角製本所

昭和八年十一月十五日印刷
昭和八年十一月二十日發行

不許複製

印刷所

發行所 大東出版社

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03148 9842